沖縄振興開発金融公庫
五十年史

沖縄振興開発金融公庫五十年史

沖縄振興開発金融公庫
五十年史

発刊のごあいさつ

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）は令和4年5月15日をもちまして創立50周年を迎えました。昭和47年5月15日の沖縄の本土復帰と同日に設立されて以降、沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給などの業務に取り組んでまいりました。

沖縄の振興開発は、本土復帰当初の基本方向「社会資本整備を中心とした本土との格差是正」から、現在の「民間主導の自立型経済の構築、発展」に展開されるなかで、５次にわたる振興計画によってさまざまな施策が講じられ、社会資本の整備が進み、沖縄の優位性を生かしたリーディング産業の成長などにより着実に進展してきました。

そのなかで沖縄公庫においては、国や県の振興策と一体となって、産業基盤整備やリーディング産業、中小企業・小規模事業者、農林水産業の支援、離島・過疎地域の振興、市街地や駐留軍用地跡地の開発、創業・新事業展開の支援、子どもの貧困対策などに積極的に取り組んでまいりました。

加えて、地域経済の動向に即応したセーフティネット資金の円滑な供給や事業再生支援、豊かな地域社会の実現に向けた市町村への助言業務、各種経済調査などによる情報発信など、多様な業務を展開してまいりました。

また、沖縄県域のみを対象とする総合政策金融機関として、政策要請に沿った業務範囲の見直しや地域ニーズに適切に応えるため、組織体制の改編や業務効率化などの取り組みを不断に進め、国、県、市町村、経済団体、金融機関などとの連携強化にも取り組んでまいりました。これまでの沖縄公庫の取り組みに対するご支援、ご理解に感謝を申し上げます。

沖縄公庫は、令和4年度からスタートした第６次の沖縄振興計画においても現行の組織体制により沖縄振興に取り組むこととなりました。本五十年史の発刊は、本土復帰後の半世紀にわたる沖縄における政策金融活動とその時代背景を振り返るものであるとともに、新たな政策課題や地域ニーズに向き合い、引き続き沖縄における政策金融機能を発揮し沖縄振興に貢献するための指針となることを企図しています。

今後とも、県民の皆様から信頼される公庫、親しまれる公庫として沖縄振興に貢献すべく努力してまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

理事長　川上好久

プロフィール

沖縄振興開発金融公庫の概要

沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関です。

1.設　　立	昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため「沖縄振興開発金融公庫法」に基づいて設立されました。
2.目　　的	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的としています。 〔沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年5月13日 法律第31号）第1条〕
3.資　　本	1,558億円（令和5年3月末現在） 全額政府出資です。
4.役 職 員 数	役員5人　職員220人（令和5年度予算定員）
5.店　　舗	6店舗
6.代　理　店	10金融機関　251店舗（令和5年3月末現在）
7.役　　員	理　事　長　川上　好久 副理事長　井口　裕之 理　　事　西崎　寿美 理　　事　屋比久　盛徳 理　　事　新垣　尚之 監事（非常勤）　酒巻　　弘
8.出融資残高	1兆739億円（令和5年3月末現在）

業務概要

地域に根ざした総合公庫

沖縄公庫は、地域限定の総合政策金融機関として、本土における株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構（福祉貸付を除く）の３機関に相当する業務に加え、沖縄の地域的な政策課題に応える独自制度、地域開発や事業再生を支援する出資及び新事業創出促進出資を一元的に取り扱っています。

（1）融資業務	産業開発資金、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、住宅資金、農林漁業資金、医療資金及び生活衛生資金の貸付け
（2）社債の取得業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得
（3）債務の保証業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証
（4）債権の譲受け業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け
（5）出資業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資
（6）新事業創出促進出資業務	沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資
（7）債務の株式化業務	経営不振に陥っているものの、再生の見込みがある企業に対する貸付金等（産業開発資金、中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金に限る）の株式への振替え（DES）
（8）受託業務	独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

▼沖縄公庫の出融資業務

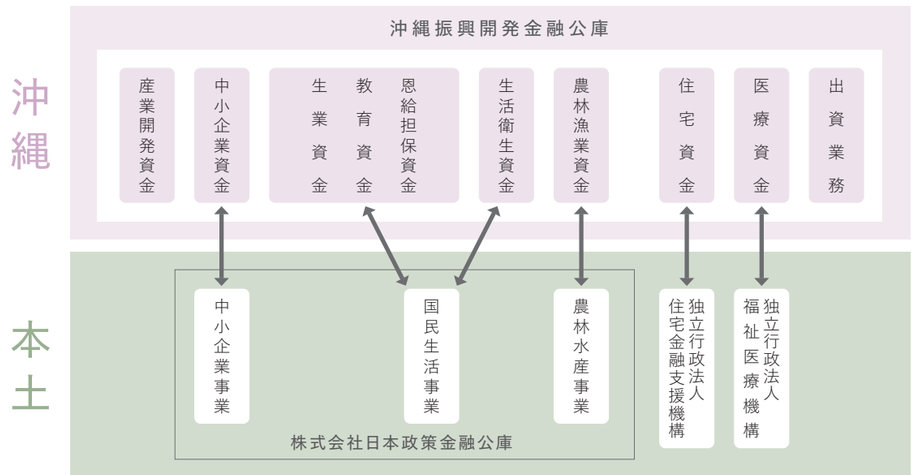

沖縄振興開発金融公庫　五十年史

発刊のごあいさつ …… 2

プロフィール、業務概要 …… 4

目次 …… 6
凡例 …… 15

TOPICS　沖縄公庫50年のあゆみ …… 17

概略年表 …… 18
TOPIC1　産業基盤整備 …… 20
TOPIC2　ホテル …… 22
TOPIC3　離島振興 …… 24
TOPIC4　駐留軍用地跡地開発 …… 26
TOPIC5　創業・新事業の展開 …… 28
TOPIC6　9.11テロ …… 30
TOPIC7　新型コロナウイルス …… 32
TOPIC8　ちゅら海低利 …… 34

総合史　沖縄公庫業務の展開 …… 37

第1編　設立前史 …… 38

第1章　本土復帰前の沖縄の経済状況と金融 …… 39
(1) 貨幣経済の再開と「復金」の設立 …… 39
(2) 承継機関の概要 …… 40

第2章　沖縄振興開発金融公庫　設立 …… 42
エピソード01　大衆金融公庫　社史ほか …… 44
エピソード02　琉球開発金融公社　年次報告書ほか …… 45
エピソード03　回想〈創業不易〉～五年史転載～ …… 47

第2編　設立50年の歩み～「車の両輪」としての取り組み～ …… 50

第1章　業務範囲の変遷とその背景 …… 50
第1節　沖縄振興における政策金融の役割 …… 50
第1項　沖縄振興策の変遷 …… 50
(1) 第一次沖縄振興開発計画の概要（昭和47～56年度） …… 51
(2) 第二次沖縄振興開発計画の概要（昭和57～平成3年度） …… 51
(3) 第三次沖縄振興開発計画の概要（平成4～13年度） …… 52
(4) 沖縄振興計画の概要（平成14～23年度、第４次に相当） …… 52
(5) 沖縄21世紀ビジョン基本計画の概要（平成24～令和3年度、第5次に相当） …… 53
第2項　沖縄振興策における沖縄公庫の位置付け …… 54
(1) 沖縄の振興における「車の両輪」 …… 54
(2) 沖縄振興計画の変遷と沖縄公庫の役割 …… 55
第2節　事業年度21年度以降における30年間の変遷 …… 56
第1項　平成4年度から令和3年度を中心とした県内経済動向 …… 56
(1) 人口 …… 56
(2) 県民経済計算 …… 60
(3) 観光関連 …… 66
(4) 建設関連 …… 69
(5) 賃金・家計 …… 73
(6) 雇用情勢 …… 76
(7) 物価と地価の動向 …… 79
(8) 企業倒産 …… 80
(9) 企業の動向 …… 81
(10) 金融関連 …… 83
(11) 県内主要ホテルの稼働状況 …… 87

(12) 県内企業景況調査 …… 88
(13) 県内主要企業の設備投資の動向 …… 90
第2項　政策金融改革を含む財政投融資改革 …… 93
(1) 政策金融を取り巻く環境変化 …… 93
(2) 財政投融資の入り口側の改革 …… 94
(3) 財政投融資の出口側の改革 …… 97
第3項　業務範囲の変遷 …… 105
(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資） …… 106
(2) 社債取得機能の導入（中小企業資金） …… 106
(3) 新事業創出促進出資業務の導入（出資） …… 107
(4) 債務の株式化等業務の導入（中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金） …… 108
(5) 住宅証券化支援業務の受託（住宅資金） …… 108
(6) 貸付証券化支援業務の受託（中小企業資金） …… 108
(7) 業務範囲の縮減（産業開発資金、中小企業資金、教育資金、農林漁業資金、出資） …… 108

第2章　総合政策金融機関としての取り組み、経営改革の推進 …… 110
第1節　総合公庫の特色 …… 110
第1項　沖縄振興（開発）計画と沖縄公庫の取り組み …… 110
第2項　政策金融のワンストップサービスと総合公庫の機能発揮 …… 113
(1) 企業の成長、ライフステージに対応した金融支援 …… 114
(2) 経営多角化や事業拡大などへの最適な資金供給 …… 114
(3) 地域開発事業における総合公庫の機能発揮 …… 115
(4) 出資業務によるリスクマネーの供給 …… 115
(5) 総合公庫の強みを生かしたセーフティネット機能の発揮 …… 115
第3項　地域における連携、コンサルティング機能の深化 …… 116
(1) 多岐にわたる連携ネットワーク …… 116
(2) 地域プロジェクトに対するコンサルティング機能の深化 …… 124
第2節　施策に基づいた多様な資金ニーズへの対応 …… 127
第1項　社会資本（産業基盤）の整備 …… 127
(1) エネルギーインフラ分野 …… 129
(2) 交通インフラ分野 …… 129
第2項　産業の振興（リーディング産業の振興） …… 131
(1) 世界水準の観光リゾート地の形成 …… 132
(2) 情報通信産業の高度化・多様化 …… 134
(3) 国際物流拠点の形成 …… 136
第3項　創業・新事業支援 …… 137
(1) 政策的背景 …… 137
(2) 新規事業支援室の設置と沖縄創業者等支援資金の創設 …… 138
(3) 新事業創出促進出資の創設と新事業育成出資室の発足 …… 138
(4) 創業支援体制の強化、外部連携の推進 …… 139
第4項　地域開発（駐留軍用地跡地開発） …… 140
(1) 沖縄の特殊事情、駐留軍用地の変遷 …… 140
(2) 沖縄公庫の取り組み …… 140
第5項　離島・過疎地域振興 …… 143
(1) 離島の特色を生かした産業振興 …… 144
(2) 離島地域の交通・生活基盤の整備 …… 145
(3) 離島における公平な教育機会の確保 …… 146
第6項　社会的課題への対応 …… 147
(1) 雇用の創出促進と雇用環境の改善 …… 147
(2) 子どもの貧困対策とひとり親世帯への支援 …… 149
(3) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備 …… 151
第7項　セーフティネット機能の発揮 …… 153
(1) 金融システム不安への対応と中小企業向けセーフティネットの整備 …… 154
(2) 米国同時多発テロによる深刻な打撃への対応 …… 154
(3) 台風災害における農林漁業者などへの支援 …… 155
(4) 新型コロナウイルス感染拡大の影響下における取り組み …… 155
第8項　事業再生支援 …… 157
第3節　円滑な資金供給への取り組み、民業補完 …… 158
第1項　沖縄の金融構造 …… 158
(1) 民間金融機関の資金調達と運用 …… 158
(2) 県内民間金融の業態構成 …… 160
第2項　沖縄公庫の機能・役割 …… 160
(1) 量的補完機能（地域への資金配分機能） …… 160
(2) 収益補完機能（低利融資） …… 161
(3) 期間補完機能（長期・固定資金の供給） …… 162
(4) その他の補完機能 …… 162
第3項　県内金融機関貸出動向 …… 163
(1) 沖縄県内金融機関（沖縄公庫と県内6行庫）の貸出残高（再掲） …… 163
(2) 沖縄公庫の貸出残高（資金別） …… 164
第4節　ガバナンス強化、組織体制 …… 165
第1項　業務運営体制（ガバナンス） …… 165
(1) 法に基づくもの …… 165
(2) 内部規程に基づくもの …… 165
第2項　運営体制の強化、業務体制の改善 …… 166
(1) 統合リスク管理体制（業務運営の健全化に向けた取り組み） …… 167
(2) コンプライアンス体制（適切かつ健全な業務運営） …… 171
(3) 組織再編・業務処理体制（業務の効率化と選択・集中） …… 174
(4) 情報公開（透明性を高める取り組み） …… 178

部門史　各部門の動向 …… 181

第１編　第21～30事業年度（平成4～13年度） …… 183

第１章　経済動向 …… 184
第１節　国内経済 …… 184
第２節　県内経済 …… 185

第２章　出融資動向 …… 196
第１節　出融資 …… 196
第１項　産業開発資金 …… 196
(1) 制度の変遷 …… 196
(2) 融資動向 …… 198
第２項　中小企業等資金（中小企業資金、生業資金） …… 202
(1) 制度の変遷 …… 202
(2) 融資動向 …… 207
第３項　生活衛生資金 …… 210
(1) 制度の変遷 …… 210
(2) 融資動向 …… 211
第４項　教育資金 …… 213
(1) 制度の変遷 …… 213
(2) 融資動向 …… 214
第５項　恩給担保資金 …… 214
(1) 制度の変遷 …… 214
(2) 融資動向 …… 215
第６項　医療資金 …… 215
(1) 制度の変遷 …… 215
(2) 融資動向 …… 215
第７項　農林漁業資金 …… 218
(1) 制度の変遷 …… 218
(2) 融資動向 …… 221
第８項　住宅資金 …… 224
(1) 制度の変遷 …… 224
(2) 融資動向 …… 225
第９項　出資 …… 227
(1) 企業等に対する出資 …… 227
第２節　委託・受託 …… 230
第１項　業務の委託 …… 230
(1) 委託業務の変遷 …… 230
(2) 組織体制の変遷 …… 232
(3) 貸付実績と貸付残高の推移 …… 232
第２項　業務の受託 …… 232
(1) 住宅金融公庫 …… 233
(2) 年金福祉事業団／年金資金運用基金 …… 233
(3) 雇用促進事業団／雇用・能力開発機構 …… 233

第２編　第31～40事業年度（平成14～23年度） …… 235

第１章　経済動向 …… 236
第１節　国内経済 …… 236
第２節　県内経済 …… 237

第２章　出融資動向 …… 249
第１節　出融資 …… 249
第１項　産業開発資金 …… 249
(1) 制度の変遷 …… 249
(2) 融資動向 …… 252
第２項　中小企業等資金（中小企業資金、生業資金） …… 257
(1) 制度の変遷 …… 257
エピソード04　中小企業資金の無担保貸付制度の創設 …… 261
(2) 融資動向 …… 262
第３項　生活衛生資金 …… 266
(1) 制度の変遷 …… 266
(2) 融資動向 …… 266
第４項　教育資金 …… 268
(1) 制度の変遷 …… 268
(2) 融資動向 …… 269
第５項　恩給担保資金 …… 269
(1) 制度の変遷 …… 269
(2) 融資動向 …… 269
第６項　医療資金 …… 270
(1) 制度の変遷 …… 270
(2) 融資動向 …… 270
第７項　農林漁業資金 …… 272
(1) 制度の変遷 …… 272
(2) 融資動向 …… 273
第８項　住宅資金 …… 276
(1) 制度の変遷 …… 276
(2) 融資動向 …… 277
第９項　出資 …… 279

(1) 企業等に対する出資 …… 279
(2) 新事業創出促進出資 …… 280
第2節　委託・受託 …… 282
第1項　業務の委託 …… 282
(1) 委託業務の変遷 …… 282
(2) 組織体制の変遷 …… 283
(3) 貸付実績と貸付残高の推移 …… 283
第2項　業務の受託 …… 284
(1) 住宅金融公庫／独立行政法人住宅金融支援機構 …… 284
(2) 年金資金運用基金／独立行政法人福祉医療機構 …… 284
(3) 独立行政法人雇用・能力開発機構／独立行政法人勤労者退職金共済機構 …… 285

第3編　第41～50事業年度（平成24～令和3年度） …… 287

第1章　経済動向 …… 288
第1節　国内経済 …… 288
第2節　県内経済 …… 289

第2章　出融資動向 …… 301
第1節　出融資 …… 301
第1項　産業開発資金 …… 301
(1) 制度の変遷 …… 301
(2) 融資動向 …… 306
第2項　中小企業等資金（中小企業資金、生業資金） …… 310
(1) 制度の変遷 …… 310
(2) 融資動向 …… 314
第3項　生活衛生資金 …… 318
(1) 制度の変遷 …… 318
(2) 融資動向 …… 318
第4項　教育資金 …… 320
(1) 制度の変遷 …… 320
(2) 融資動向 …… 321
第5項　恩給担保資金 …… 324
(1) 制度の変遷 …… 324
(2) 融資動向 …… 324
第6項　医療資金 …… 324
(1) 制度の変遷 …… 324
(2) 融資動向 …… 325
第7項　農林漁業資金 …… 327
(1) 制度の変遷 …… 327
(2) 融資動向 …… 329
第8項　住宅資金 …… 332
(1) 制度の変遷 …… 332
(2) 融資動向 …… 332
第9項　出資 …… 334
(1) 企業等に対する出資 …… 334
(2) 新事業創出促進出資 …… 336
第2節　委託・受託 …… 337
第1項　業務の委託 …… 337
(1) 委託業務の変遷 …… 337
(2) 貸付実績と貸付残高の推移 …… 338
第2項　業務の受託 …… 339
(1) 独立行政法人住宅金融支援機構 …… 339
(2) 独立行政法人福祉医療機構 …… 339
(3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構 …… 339

第4編　内部体制、債権管理、財務の動向 …… 341

第1章　庶務・総務 …… 342
第1節　店舗移転 …… 342
エピソード05　本店ビルの特徴 …… 343
第2節　研修 …… 344
第3節　健康管理 …… 345
第4節　職場環境 …… 346
第5節　業務改善 …… 346

第2章　調査・情報サービス …… 348
第1節　県内経済および業界事情の調査 …… 348
第2節　情報サービス …… 349
第3節　調査部門の変遷 …… 350

第3章　情報システム …… 351
第1節　平成4～13年度 …… 351
第2節　平成14～23年度 …… 352
第3節　平成24～令和3年度 …… 354

第4章　債権管理 …… 358
第1節　6カ月以上延滞債権額の動向 …… 358
第2節　債権管理業務の範囲 …… 359
(1) 経済情勢に対応した取り組み …… 359

（2）業務体制の整備・業務改善 …… 361

第５章　財務の動向 …… 363
第１節　会計制度 …… 363
第２節　資産と負債の推移 …… 364
第３節　損益状況の推移 …… 370
第４節　米穀資金・新事業創出促進特別勘定（本土産米穀資金特別勘定） …… 374

本店・支店業務区域図、店舗の沿革 …… 376
貸付実績、残高の推移 …… 380
刊行物、調査レポート …… 394
主な参考文献 …… 398
編纂委員および執筆者 …… 400
あとがき …… 401

写真：沖縄公庫本店ロビーの壁面に設置された琉球紅型のタペストリー

沖縄公庫友の会（ＯＢ会）寄贈によるもので、全長４メートル、幅1.8メートルの紅型で喜舎場正一先生の作品。図柄は「鳳凰」「松竹梅」「原風景」の３要素で構成され、沖縄の代表的な樹木である福木の樹皮より抽出した琉球文化の最高位の色であり黄金を表す黄色の染料を地色に用いている。当公庫のさらなる発展性を盛り込み、紅型の染色技法、筒糊描きによって製作された。

凡例

1. この年史の記述は原則として令和４年３月末とした。
2. 年月日は原則として和暦とした。
3. 引用文については要約を行った箇所がある。
4. 人名については敬称を省略した。
5. 各企業・機関名については原則として「株式会社」等の法人格を省略した。
6. 沖縄振興開発金融公庫を表す場合は「沖縄公庫」「当公庫」の略称を用いた。
7. 数字、数量、金額の単位未満の数字は原則として四捨五入としたが、端数処理の関係上、数値が合計値と一致しない場合がある。
8. 図表に用いた記号は次のとおり。

   「－」・・・該当数字がないもの
   「０」・・・ゼロ又は表章単位に満たないもの
   「△」・・・マイナス値
   「Ｘ」・・・秘匿数値
   「…」・・・集計不能
   「N.A.」・・数字が得られないもの

9. 第一次沖縄振興開発計画、第二次沖縄振興開発計画、第三次沖縄振興開発計画、沖縄振興計画、沖縄２１世紀ビジョン基本計画は、それぞれ第１次計画・第１次振計、第２次計画・第２次振計、第３次計画・第３次振計、第４次計画・第４次振計、第５次計画・第５次振計と簡略表記したものがある。

琉球漆器　デイゴなどの自然木を木地とし、天然漆によって仕上げられ、鮮明さや華麗さを持つ。顔料と漆を練り合わせた模様を器に張り付ける立体的な表現の堆錦をはじめ、多様な加飾技法が特色の一つである。

TOPICS
沖縄公庫50年のあゆみ

概略年表 …… 18
TOPIC1　産業基盤整備 …… 20
TOPIC2　ホテル …… 22
TOPIC3　離島振興 …… 24
TOPIC4　駐留軍用地跡地開発 …… 26
TOPIC5　創業・新事業の展開 …… 28
TOPIC6　9.11テロ …… 30
TOPIC7　新型コロナウイルス …… 32
TOPIC8　ちゅら海低利 …… 34

沖縄の発展とともに 沖縄公庫50年のあゆみ

昭和 1972 | 1980 | 平成 1990 | 2000 | 2010 | 令和 2022

沖縄公庫の出融資実績の推移 昭和47年度～令和3年度

本土と離島を結ぶ貨客船

農林水産業の振興

魅力あるまちづくり

観光リゾート拠点の形成

地場産業の振興（泡盛製造業）

公共交通の利便性向上

航空ネットワークの拡充

空の玄関口の拡大

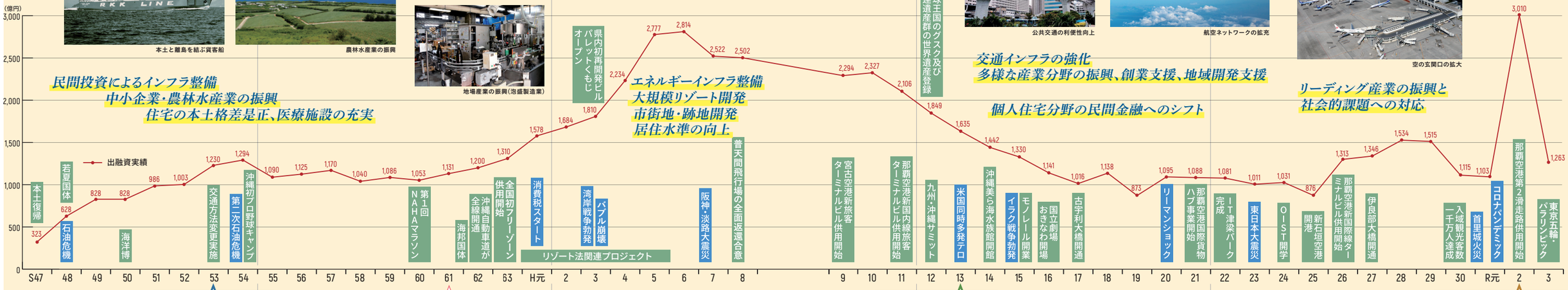

民間投資によるインフラ整備
中小企業・農林水産業の振興
住宅の本土格差是正、医療施設の充実

エネルギーインフラ整備
大規模リゾート開発
市街地・跡地開発
居住水準の向上

琉球王国のグスク及び関連遺産群の世界遺産登録

交通インフラの強化
多様な産業分野の振興、創業支援、地域開発支援

個人住宅分野の民間金融へのシフト

リーディング産業の振興と社会的課題への対応

沖縄公庫の取組

交通方法変更に伴う特別融資制度創設（53年）

中小・零細企業特別融資開始（47年6月）
医療資金の離島特例（47年）
製糖企業等設備資金創設（47年）

那覇市歴史博物館 提供

進学資金創設（53年6月）

赤瓦住宅資金特例制度創設（52年6月）

沖縄自由貿易地域振興資金創設（62年12月）※

沖縄特産品振興資金創設（8年6月）※

沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設（61年4月）

沖縄観光関連業者緊急特別貸付創設（13年10月）

沖縄創業者等支援緊急特別資金創設（10年12月）※
沖縄離島地域経済活性化貸付創設（11年4月）※
沖縄農林蓄水産物等起業化支援資金創設（9年4月）

新事業創出促進出資業務追加（14年4月）※

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）特例制度創設（15年4月）

教育離島利率特例制度創設（22年4月）※

駐留軍用地跡地開発促進貸付創設（25年5月）

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設（28年4月）※
沖縄農林漁業台風災害支援資金創設（28年4月）

※：当該資金に関連するポスターである。

沖縄公庫設立（47年5月）

本店事務所、那覇市久茂地へ移転（49年12月）

【承継前機関】

大衆金融公庫

琉球開発金融公社

北部支店新店舗落成（59年5月）

窓口風景

中部支店新店舗落成（2年3月）

宮古支店新店舗落成（6年3月）

本店新店舗落成（12年4月）

八重山支店新店舗落成（19年4月）

第1回沖縄公庫債券100億円発行（14年10月）

東京本部事務所移転（19年9月）

中小企業等資金を中心とした本店融資部門を再編（25年6月）

中部支店移転（30年5月）

本支店に「ひとり親支援担当者」を配置（29年4月）

「くるみんマーク」取得（元年6月）

本支店に「事業承継担当者」を配置（3年11月）

第30回沖縄公庫債券（サステナビリティボンド）100億円発行（3年12月）

TOPIC 1

産業基盤整備

県民生活の安定向上と沖縄経済の持続的発展

島しょ県である沖縄の自立型経済の構築に向け、沖縄公庫では陸上交通や海運、航空などの交通・運輸関連の出融資制度を活用し、産業基盤の整備を支援している。

沖縄の空の玄関口「那覇空港ターミナルビル」

那覇空港は、1933（昭和８）年に旧日本海軍によって「海軍小禄飛行場」として開設されたことが始まりで、1972（昭和47）年の沖縄県の本土復帰に伴って運輸省所管の第二種空港となった。ターミナル施設は、沖縄国際海洋博覧会や沖縄海邦国体の開催などを契機に整備拡充が図られてきたものの、航空輸送需要の大幅増により狭隘化が著しかった。また、当時のターミナル施設は米軍管理下の民間航空ターミナル地区をもとに拡張を重ねてきたため滑走路に対して変則的な配置で、加えて本土線、県内線、国際線が分散立地していることから利用者利便性に課題があり、本格的なターミナル施設整備の必要性が高まっていた。

これを受け、運輸省は1992（平成4）年に「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」を策定し、本格的な国内線新旅客ターミナルビル建設が動き出した。1997（平成９）年１月に起工式が執り行われ、建設工事がスタート。1999（平成11）年５月26日に供用が開始された。その後も2014（平成26）年２月17日に国際線新旅客ターミナルビルが、2019(平成31）年３月に際内連結ターミナル施設が供用を開始した。

沖縄公庫でも出融資を行い、資金面での支援を実施した。那覇空港のほか、石垣空港ターミナルビル、宮古空港ターミナルビル（新旧）でも出融資を行っている。

1954 1954(昭和29)年11月
那覇民間空港用ターミナル暫定施設の供用開始

旧国内線ターミナルビル(暫定ビル)(1975年)
(写真提供：沖縄タイムス社)

1959 1959(昭和34)年5月
那覇空港ターミナルビル
(旧国内線第2ターミナルビル)
供用開始

1972 1972(昭和47)年5月15日
運輸省所轄の第2種空港
「那覇空港」として運用開始

1975 1975(昭和50)年4月
暫定ターミナルビル(旧国内線第1ターミナルビル)完成

国内線新旅客ターミナルビル(1999年)

1986 1986(昭和61)年7月
国際線新ターミナルビル供用開始

1999 1999(平成11)年5月26日
国内線新旅客ターミナルビル
供用開始

国際線新旅客ターミナルビル(2014年)

2014 2014(平成26)年2月17日
国際線新旅客ターミナルビル
供用開始

2019 2019(平成31)年3月18日
際内連結ターミナル施設供用開始

際内連結ターミナル施設(2019年)

2020 2020(令和2)年3月26日
第二滑走路 供用開始

(写真提供：那覇空港ビルディング株式会社)

県内唯一の軌道系交通機関「モノレール」

沖縄県の陸上交通は大正初期に敷設された軽便鉄道が沖縄戦によって焼失して以降、沖縄都市モノレールが開業するまで、バス、タクシー、自家用車などの自動車交通に依存していた。

慢性的な交通渋滞などの社会問題を解決するため、定時・定速かつ輸送効率の高い軌道系システムの導入は不可欠で、沖縄都市モノレール事業の建設計画が浮上。諸条件をクリアした上で沖縄公庫も出融資し、2003(平成15)年８月に那覇空港～首里間で開業した。その後2019(令和元)年10月に浦添市まで延伸した。

変化したモノレール沿線の風景

沖縄都市モノレール「ゆいレール」沿線では、各駅と連携したまちづくりが進められている。小禄地域では、1982（昭和57）年に那覇空軍・海軍補助施設の用地が返還され、1993（平成５）年に郊外型大型商業店舗が進出。その後も小禄駅、赤嶺駅と連携した土地利用計画などを進めてきた。おもろまち駅周辺には商業、行政、文化芸術など多様な都市機能が集積され、首里駅などの整備で、観光客の利便性も向上した。

那覇空港駅 ― 小禄駅 ― 首里駅（2003年開業） ― てだこ浦西駅（2019年延伸）

駐留軍用地の返還により跡地開発が進んだ那覇市の小禄地域（写真提供：大城弘明氏）

小禄駅周辺（写真提供:那覇市）

令和５年２月６日掲載
（沖縄タイムス社提供）

担当者 INTERVIEW

粘り強い交渉を重ねたモノレールへの出融資

沖縄振興開発金融公庫元理事　**宮城 健三** 氏

沖縄都市モノレール事業の融資を検討した当時を端的に表しているのは、沖縄都市モノレール開業記念誌に寄せた塚越則男沖縄公庫元理事長の寄稿文です。「モノレールのインフラ工事に着手するためには、５項目の条件をクリアする必要があり、その中には『事業採算性と資金調達の確保』という項目が含まれていました。この点を政府系金融機関としてどう決断して結論を出すべきか、公庫は重い責任を背負うことになったわけです。」とあり、当時のスタンスを非常によく表しています。

国内でのモノレール事業は、羽田空港モノレールなど一部が成功しているものの成功事例はほとんどなく、「(橋脚が)墓標にならないように」と発破をかけられたものでした。当初は、「五箇条の御誓文」と呼ばれた５項目全てをクリアできるとは思っていませんでしたが、1994(平成６)年１月に県・那覇市とバス４社間で基本協定並びに覚書を締結したことで４項目がクリアされ、最後の項目がとうとう「事業採算性と資金調達の確保」となりました。

当時は県庁に行ってはモノレール対策室の職員と侃々諤々の議論を交わしました。先方は高めの需要予測を出してくるわけですが、こちら側としては理屈に合わない。作りたい一心と、客観性や実証性を以て与信判断する立場とで、異なる立ち位置です。健全な運営ができ、安定的、永続的な事業でなければ、自治体の負担、ひいては県民の負担が重くなってしまうので、それを避けるために相当精査しました。例えば需要予測では、最初は１日当たり７万４千人と過大でした。建設費も非常に細かいところまでチェックし、当初は４両編成の案もありましたが、２両に変更しました。人件費も駅員を削減するため湘南モノレールのように無人にする話もありました。そうやって、何度か需要予測を下方修正するうちに現実的な数字に近くなりました。また、乗客数が３万１千人を下回ると自力での経営が成り立たないので、関係行政機関の支援などを検討し段階に応じたシミュレーションを100通り以上行いました。当時の計算ソフトにエクセルはなく、マクロ命令を組むも直ぐにフリーズ。大変な労力でした。関係者間で膨大な調整を重ね、1995(平成７)年４月に県、那覇市、公庫の間で事業推進の方向性が整いました。

塚越元理事長が回想されていたように、先方からの前提条件に対し、こちらから提案する、今でいうところの「ソリューション型ビジネス」の走りだったかもしれません。

TOPIC 2

広範化・多様化・多層化へ深化するホテル

ホテル

沖縄では長年の努力の結果、観光産業が基幹産業として定着。
本土復帰以降、客室数は増加し、タイプの多様化、価格帯の多層化が広がっている。

1 九州・沖縄サミットの舞台となったプセナ岬
（写真提供：ザ・プセナテラス）
2 オープンエアーで開放感あふれるロビー
（写真提供：ザ・プセナテラス）
3-5 旅時間を味わう空間
（写真提供：石垣島ビーチホテルサンシャイン）

広範化・多様化・多層化が広がるホテル・旅館※1

リゾートホテル※2

令和3年のリゾートホテルの客室数は昭和56年の20倍、ホテル立地の市町村数は41市町村のうち23市町村と拡大した。

昭和60年代に入り、本島西海岸地域でのリゾートホテルの開業が相次ぎ、宿泊施設の大型化が進んだ。

当初は海岸沿いに立地するホテルが多かった。近年では、スパ、ゴルフといったアクティビティ面を打ち出したホテル、ビーチから離れた隠れ家ホテル、プライバシーを重視したコテージタイプのホテルなどの様々なタイプが開業している。また、海外ブランドやラグジュアリーホテルも開業し、宿泊者の選択肢が広がった。

シティホテル※2

那覇市内では、平成12年に老舗の東急ホテルが閉館する一方で、ハイクラスなホテルや外資系ホテルが開業した。修学旅行生を受け入れる大規模ホテルからエグゼクティブが利用するホテルまで、客層や価格帯が広がった。

ホテル開業や宿泊客の増加は、老舗デパートの閉店や周辺地域へ客足が流出していた国際通りに賑わいを取り戻した。

宿泊特化型ホテル※2

平成9年に奥武山近くにホテルオープン後、続々と県内で開業し、ビジネス客のほか、個人客、インバウンド（訪日客）の需要を多く取り込んでいる。他のホテルタイプに比べ初期投資が少ないことから、あらゆる地域で開業が相次いだ。朝食などのサービスで差別化を図っている。

※1. 客室数は、宿泊施設のうち、ホテル・旅館の客室数である。
2. ホテルタイプの区分は沖縄公庫による。

［ホテル・旅館の客室数※1の推移］

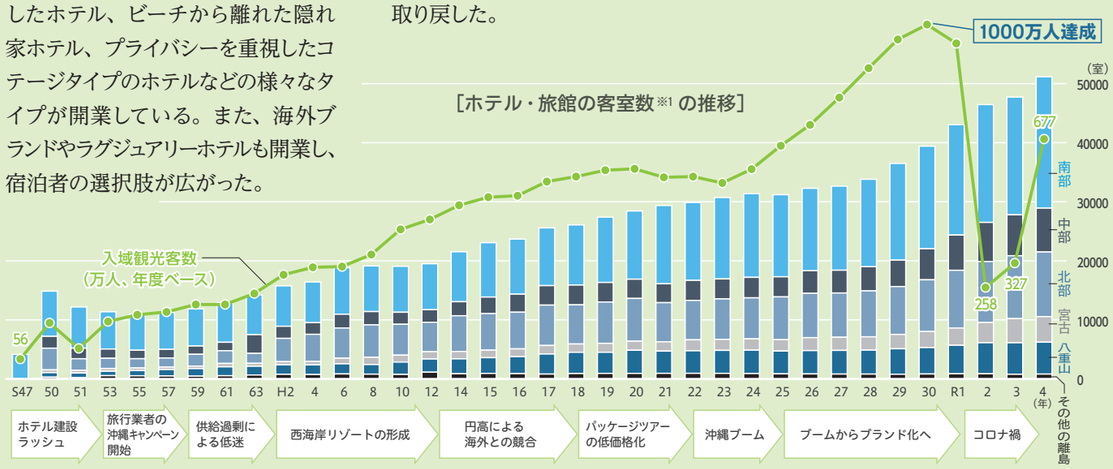

資料：沖縄県「宿泊施設実態調査」を基に沖縄公庫作成

ホテル業の発展に向けた取り組み

観光が基幹産業の沖縄で観光収入のうち宿泊費は3割、2,335億円※1を占め地域経済に大きく貢献している。

県内ホテル業は、海洋博、米国同時多発テロ、リーマンショック、新型コロナウイルス感染拡大などで激しい需給変動を経験し、沖縄公庫はあらゆる局面でその資金繰りを支援してきた。これまで融資した県内ホテル・旅館の客室数は、総客室数の58%、27,703室に上る※2。ホテル事業者とは計画の段階から入念に意見交換し、審査では中長期的な観光需要を予測して域内ホテルの需給バランスを検討する手法を取る。昭和57年以来、ホテルに関連した調査も実施してきた。今後も世界水準のリゾート地の形成に向けてホテル業の発展を支えていく。

※1. 平成30年度の1人当たり宿泊費 23,341円×入域観光客数1000万4300人
2. 令和3年版「宿泊実態調査」を基に沖縄公庫算出

主なリゾートホテル（客室数）の分布状況および推移

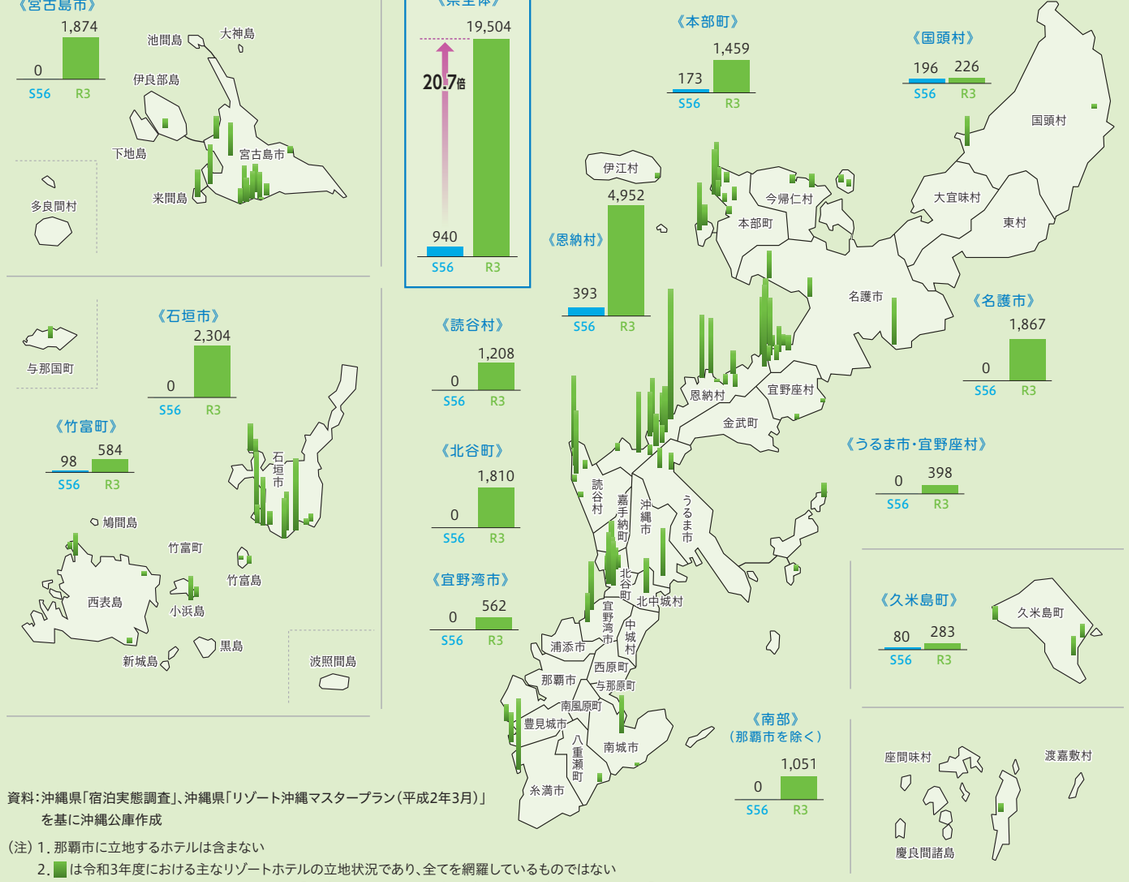

資料：沖縄県「宿泊実態調査」、沖縄県「リゾート沖縄マスタープラン（平成2年3月）」を基に沖縄公庫作成

（注）1. 那覇市に立地するホテルは含まない
2. ■は令和3年度における主なリゾートホテルの立地状況であり、全てを網羅しているものではない
3. リゾートホテルの客室数は、昭和56年度は「リゾート沖縄マスタープラン（平成2年3月）」、令和3年度は「宿泊実態調査」を基に作成

TOPIC 3

魅力ある離島の特色を生かした発展

離島振興

商工会などとのネットワークを生かし、離島地域の地理的・経済的諸課題に取り組み、交通や物流、産業、教育、医療など生活基盤の底上げを図り、離島振興・活性化を金融面から支援。

船、飛行機、ターミナルの整備で交通・物流を充実

沖縄は大小160の島々で構成され、そのうち有人離島は38島※1となっている。本土から離島地域へアクセスできる空港は宮古空港、新石垣空港、下地島空港、久米島空港※2の4カ所のみで、その他離島へのアクセスは、沖縄本島や宮古島、石垣島からの航空便や船舶での乗り継ぎが必要となっている。人流・物流を支える離島航空路および離島海路の維持確保、住民および観光客の移動の利便性を確保するための二次交通を含めた交通ネットワークの充実強化は離島振興の最も重要な政策であり、公庫においても船舶、航空機、ターミナルビルへの出融資を行っている。

※1 沖縄県の指定離島
※2 夏期のみ

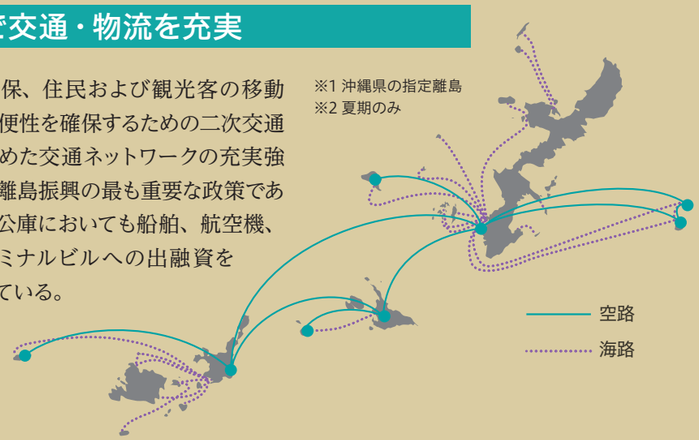

農林水産業の振興

離島地域の第一次産業が県全体の第一次産業に占める割合は、市町村内総生産※1では39%、就業者数※2では36%と、第二次、第三次産業に比べ突出して高い。離島地域の農林水産業は生産額、就業者共に減少傾向にあるものの、地域の魅力や特色を示すものであり、依然として県内の第一次産業においては重要な位置にある。

沖縄公庫では、亜熱帯性気候などを生かした農林水産業への資金供給を通じ、経営の安定や地域特性を生かした生産体制の強化、効率化を金融面から支援している。

※1 沖縄県企画部「令和元年度沖縄県市町村民所得」
※2 総務省「令和2年国勢調査」

牛の放牧を行っている黒島

生活基盤の充実、機会の確保

沖縄の離島地域において高等学校が設置されているのは、久米島、宮古島、石垣島の3島のみで、他の離島の居住者は中学校卒業後、親元を離れての進学を余儀なくされている。「15の春」を迎える学生家族の多い離島地域は教育費用にとどまらず、二拠点における生活費も重なり、経済的負担は重い。

様々な地域的特性から経済的不利性のある離島地域において、公庫は、住宅資金で居住水準の向上、医療資金では離島地域の特例制度で医療施設の充実、教育資金では経済的負担の軽減や教育機会の確保に努め、離島地域を支援している。

多様で魅力ある観光業の支援

離島地域は、国立公園指定の慶良間諸島、世界自然遺産登録の沖縄本島北部と西表島など豊かな自然に恵まれ、島々で異なる歴史文化、祭りなど、魅力あふれる地域資源の宝庫である。公庫では多様で魅力ある地域資源を活用した観光関連事業者を支援している。

渡名喜島 フットライト通り

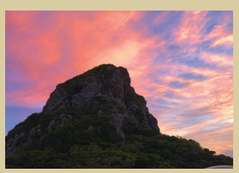
伊江島 城山(伊江島タッチュー)

座間味島 ホエールウォッチング

(写真提供:渡名喜村役場、伊江村役場、一般社団法人座間味村ホエールウォッチング協会)

1

2

3

1 北大東島 クレーンによる船の揚げ降ろし
2 波照間島 ムシャーマ
3 世界自然遺産登録 西表島 ゲータの滝
4 北大東島 さとうきびの植付
5 伊是名島公事清明祭
6 与那国島 クブラバリ

4

5

6

(写真提供:北大東村役場、竹富町役場、北大東製糖株式会社、与那国町観光協会)

お客様 INTERVIEW

製糖業で島の暮らしを維持

北大東製糖株式会社 代表取締役社長 **宮城 一也** 氏

北大東島は輸送条件が不利な遠隔離島で、1903(明治36)年に開拓者が島に渡り、1946(昭和21)年に北大東村が誕生しました。河川および地下水などの水源も乏しく、台風の襲来や干ばつ被害が頻発するこの島では、さとうきびが代替不可能な基幹作物です。製糖業は島の基幹産業で、弊社は北大東島で唯一の製糖業者です。製糖業は、雇用機会の創出や所得の向上など、地域経済の振興を図るうえで、重要な役割を担っているほか、離島地域の定住社会を守り、国土保全にも大きく貢献しています。

島の周辺は深さ1500～1800mの海溝が通り、波浪条件も厳しく、海岸線は断崖絶壁です。2019(平成31)年2月に漁港が整備される以前は、クレーンで船を海に下ろしていました。漁港ができたことにより大きな船での往来が可能になり、島の暮らしで私が最も変化を実感したひとつです。

島には高校がなく、子どもは中学卒業後島外に進学し、親元を離れて生活します。「島と島以外との二重生活」は経済的にも大きな負担で、本業以外に複数の仕事を掛け持ちする島民がほとんど。働き者の島ともいえ、県民所得でよく話題となる南北大東島の実情を表しています。

沖縄公庫には、弊社や地元のさとうきび農家への融資を通じて、地域発展に寄与していただいています。弊社も事業を継続することで、今後も島の維持存続や発展に力を尽くしていきます。

お客様 INTERVIEW

状況分析で危機を克服、商売と島の共生

西表島交通株式会社 代表取締役社長 **玉盛 雅治** 氏

西表島交通(株)、(株)東部交通、(株)玉盛商会からなる弊社グループは、西表島でスーパー、給油所、路線バス・貸切バス、レンタカー、遊覧船、整備工場などの事業を展開しています。戦後、竹富島から開拓移民として入植し「玉盛商店」を開業したことが出発点です。

今から約40年前、西表～石垣間の高速船の定期運航が始まると石垣へ買い物に行く島民が増え、スーパーの売上が減少しました。状況分析すると、掛け販売による窮屈な資金繰りや仕入コスト高が判明(当時は取引の大部分が掛けで行われていました)。現金決済への変更、仕入先との粘り強い交渉、仕入価格見直しの実施などが奏功し、販売競争力が高まって、経営危機を乗り切り、売上は1年で戻りました。

観光遊覧船の事業は、入島者の要望に応え始めたものです。遊客数増で環境負荷もみえ、量から質への転換期だと感じ、2004(平成16)年に県第一号の保全利用協定を同業者間で締結しました。数を減らす一方で、ガイドのスキルを上げ顧客満足を高め客単価をアップし、売上を確保しました。解決策を自身におき、商売と自然の共生を図り、生まれ見ていた島の姿とかけ離れないよう努めました。

ピンチが勉強のきっかけとなり、どの事業でも販売動向や利用者のデータを分析し、将来を予測することで経営改善を図ってきました。日頃から、沖縄公庫には、資金面のサポートや弊社経営理念の「社員の暮らしと生きがい、地域貢献、環境保全」などの思いを共有させていただいています。

TOPIC 4

駐留軍用地跡地開発

総合公庫としての機能発揮 基地跡地の開発支援

沖縄の持続的な振興を目指し、駐留軍用地跡地の有効利用や、周辺市街地も含めた一体的な整備を目標に、多様な融資制度や金融ノウハウを生かした支援を行っている。

跡地開発を支援し、街並みも大きく変化

■北谷町美浜・アメリカンビレッジ

（写真提供：北谷町公文書館）　（写真提供：北谷町役場）

［建設関連・金融機関関連］

1973（昭48）	4月	北谷村振興計画基本構想において埋立造成事業を構想
1981	12月	ハンビー飛行場及びメイモスカラー射撃場の返還
1994	11月	北谷町美浜リゾート開発基本構想の発表記者会見
1995	4月	県観光振興課及び都市開発課へ美浜リゾート用地処分計画説明 沖縄公庫へ美浜リゾート用地処分計画説明及び協力依頼
	5月	沖縄公庫中部支店へ美浜リゾート用地処分計画を説明 北谷町内金融機関などへ美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ構想説明 リゾート用地処分単価決定
	6月	北谷町と民間企業間で土地売買契約締結（以後、続く）
	8月	沖縄公庫へ協力要請
	12月	北谷町フォーラム「美浜リゾート開発を活かしたまちづくり」
1996	4月	進出企業に美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ開発指針説明
1997	7月	沖縄初の複合映画館「ミハマ7プレックス」開業
2004（平16）	7月	美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジの施設整備終了

資料：北谷町役場総務部「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ完成報告書」を基に沖縄公庫作成

関係者 INTERVIEW

北谷町と「助言業務協定」を締結　北谷町副町長（当時）　**神山 正勝** 氏

―美浜アメリカンビレッジなど画期的なまちづくりに取り組んでいる北谷町。その背景にあるものは。

沖縄戦で各地の収容所に集められた住民は、やがて元の居住地に帰ることを許されるのですが、北谷町の場合、他の地域より大分遅れて、終戦の翌年の10月でした。すでに平坦地は占領されていて、当時の行政の幹部の皆さんは町の将来に非常に危機感を抱き、事あるごとに返還の要望を出してきました。復帰前後には議会、町執行部、軍用地地主会の三者で、返還要請をして、まちづくりを進めていく、という方向性を出しています。

―2007（平成19）年５月に沖縄公庫と「助言業務協定（第1号）」を締結しました。今後、公庫に期待することは？

アメリカンビレッジの企業誘致の時期は、バブル崩壊後で、企業では資金調達がネックになっていました。そこでマクロ的な視点で沖縄の経済動向を把握されている沖縄公庫さんに進出企業への支援要請などをしたことから歯車が少しずつ動き出しました。具体的には、公庫さんの中部支店や本店に日参しました。その甲斐あって、公庫さんと民間銀行との協調融資という形が組成され、これがきっかけで企業進出に弾みがつきました。

フィッシャリーナ地区の埋め立て竣工を見据えた相談に際し、助言協定の話が出て、大変心強く思いました。同地区にアクティブシニア層やインバウンド需要を取り込むべく世界ブランドのホテルを誘致したい町のビジョンに対し、公庫さんから積極的かつ的確な助言や支援があって、ビジョンに沿ったランドマークが実現し、感謝しています。

まちづくりは一朝一夕にできるものではなく、さまざまな計画の下にできていて、常に修正が必要になってきます。行政マンとして私たちが考えていることが実現可能かどうか、また、沖縄の方向性についても助言をいただきたいと思っています。

（ディスクロージャー誌より抜粋）

担当者 INTERVIEW

進出・出店の融資相談に積極的に対応
沖縄振興開発金融公庫　**上江洲 博**

中部支店勤務の1995（平成7）～1997（平成9）年度は、美浜・アメリカンビレッジへ企業の進出が始まる時期でした。北谷町が事業者向けに開催した融資制度説明会の会場は、新しい街づくりに向けて熱気があふれていました。

当時は、県内外の事業者から多様な相談があり、マーケット拡大の可能性、ニーズの把握など自分で足を運び情報を収集しました。相談のお客様と事業計画の見直しや意見交換を重ね、衣料品小売業、飲食業、娯楽業などの事業の進出を支援しました。

担当者 INTERVIEW

北谷のシンボル・観覧車建設の事業融資　沖縄振興開発金融公庫　**前村 司**

私が中部支店に勤務していた当時（1998（平成10）～2000（平成12）年度）は、美浜アメリカンビレッジへの民間投資の最盛期にあたりました。商業施設やアミューズメント施設の建設など、いろいろな融資相談が支店にも多く寄せられていて、とても忙しかったことを覚えています。ボウリング場やライブハウスなど、楽しめる施設がいくつかオープンしてすでに賑わいを見せ始めていた頃、ある地元企業から「観覧車を造りたい」と相談が支店にあり、私は「美浜地区の、いや沖縄のシンボルになるに違いない」と確信し、すぐさま上司に「私にやらせてください！」と申し出ました。

商業施設の屋上に観覧車を設置するその計画は、当然ながら県内に類似事例はありませんでした。また、投資額も相応の規模だったため、商業施設だけでなく、観覧車事業そのものの収支バランスをしっかり精査していく必要がありました。当時は観覧車は全国的に人気のあるアトラクションでしたが、過去に沖縄県内で成功事例が無かったことなどから、その審査には慎重に慎重を重ねました。そこで、全国の観覧車を調べ上げ、同規模の観覧車を選び、出張の際にはお台場（東京）、神戸ハーバーランド（兵庫）、梅田、天保山（いずれも大阪）の観覧車に同僚と二人で実際に乗って、その人気度や料金設定などを調査して回りました（大勢のカップルが楽しそうに並ぶ中、仕事として列に並ぶのは多少残念な気持ちでした）。

また収支予想では、「4人乗りのゴンドラに平均で何人乗って、1日何回転するか？」という数的推理のような計算を何度もシミュレーションするなど、かなり頭を悩ませたことをよく覚えています。

苦労の甲斐もあって、事業者のスケジュールどおりに融資を実行することができ、2000（平成12）年4月に観覧車は無事に竣工しました。50メートルの高さから北谷町の街並みやコバルトブルーの海を一望できる観覧車は、まさしく北谷のランドマークとなり、開業当時は１時間待ちの人気を博しました。

多くの人に愛された北谷町美浜の観覧車

あれから22年の歳月を経て、2022（令和４）年9月に観覧車は静かにその寿命（耐用年数）を終えて解体されましたが、県内外の沢山の人々に親しまれた観覧車の誕生に関われたことは、とても貴重な経験となっています。

沖縄県内で進む軍用地の返還と跡地利用

■北谷ハンビー地区

（写真提供：沖縄タイムス社）　（写真提供：北谷町公文書館）

■那覇市新都心地区

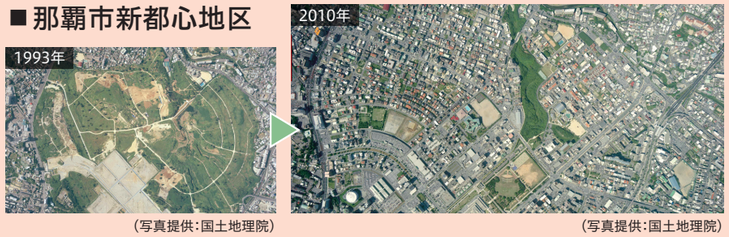

（写真提供：国土地理院）　（写真提供：国土地理院）

■北中城アワセゴルフ場地区

（写真提供：国土地理院）　（写真提供：北中城村役場）

［中南部都市圏の市街地と基地の位置図※］

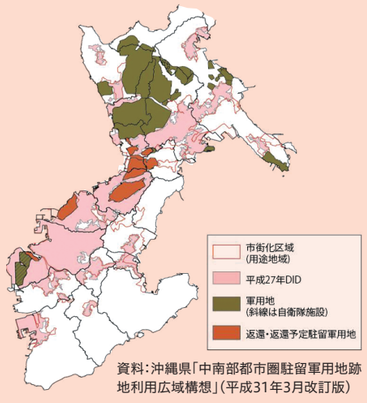

資料：沖縄県「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（平成31年3月改訂版）

SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告（1996（平成８）年12月）では、11施設、5,002haの土地の返還が合意され、現在も駐留軍用地の返還作業が進められている。沖縄公庫では返還された駐留軍用地跡地において、民間投資の支援機能を強化しており、構想段階から関わって融資を実行している。

※平成25年4月「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて嘉手納飛行場より南の6施設・区域（約1,048ha）の返還時期が示された

TOPIC 5

創業・新事業の展開

創業、多角化、新事業展開段階に応じた金融支援

創業や新事業の展開は沖縄経済の振興や活性化にとって欠かせない重要な要素の一つ。沖縄公庫は多様な独自制度を活用し、創業や新分野への挑戦を後押ししている。

挑戦する事業者を支える沖縄振興開発金融公庫

創業される方や新たなチャレンジを始める事業者においては、事業実績やノウハウ、資産が十分でないことも多く、一般的に資金調達は容易なことではない。そのため、沖縄公庫では地域に根ざした総合公庫として、目利き力を発揮して新事業の可能性を見極め、最適な金融サービスを提供してきた。

沖縄公庫の独自制度である「沖縄創業者等支援資金」は、新規開業や経営多角化で必要となる資金を対象としており、制度創設の1998（平成10）年度から2021（令和３）年度までの融資実績（累計）は11,189件、1555億円となっている。

また、「沖縄振興特別措置法」に基づき設けられた「新事業創出促進出資制度」の出資実績は、制度創設の2002（平成14）年度から2021（令和３）年度までの累計で77件、31億7700万円に上る。出資後は、出資先企業の財政面、マーケティング面などについて専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営安定化を積極的に支援している。

離島（久米島）における出張相談会

商工会などと密に連携

沖縄県内には34の商工会、４の商工会議所があり、会員は2万人超、会員率は全国トップレベルである。離島が多い本県で、沖縄公庫は商工会などと連携し、出張相談会などを各地で随時開催し、双方のマンパワーで小規模事業者をくまなく支えている。

創業における事業計画書作成支援や新事業展開時などの融資の対応だけではなく、災害や経営環境の悪化で資金繰りに影響が生じた場合の貸付や返済相談など、創業、成長、維持、発展を商工会などと連携して金融面から支援している。

出融資後の変化

［新規開業者に対する沖縄公庫融資による雇用効果］

１事業者当たりの平均人員は、開業時点の3.2人から令和３年度末時点で7.7人（+4.5人）と増加

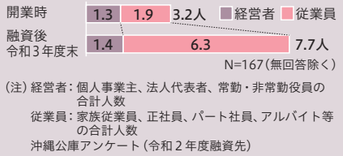

（注）経営者：個人事業主、法人代表者、常勤・非常勤役員の合計人数
従業員：家族従業員、正社員、パート社員、アルバイト等の合計人数
沖縄公庫アンケート（令和２年度融資先）

資料：沖縄公庫「令和４年度政策金融評価報告書」

［出資先の売上高・雇用数の変化］

売上高は26億5400万円、雇用数は111人（１社当たり3.1人）と増加

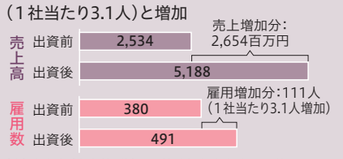

（注）出資先（出資前・後）は、株式処分先を除く36社ベースの集計（令和4年3月末現在）

資料：沖縄公庫「令和４年度政策金融評価報告書」

次世代の事業者育成への取り組み

沖縄公庫では、将来の起業家を増やすことを目的に、職員が県内の高校に出向く「出張授業」やキャリア教育支援事業に参加し、沖縄における起業教育を推進している。

また、日本政策金融公庫が開催する、全国の高校生・高専生を対象にした「創造力、無限大∞ 高校生ビジネスプラン・グランプリ」を後援。出場を希望する学校に出向き、無料でビジネスプランの作成をサポートしている。県内の高校は事業承継や地場産業の活性化など、チームで考え抜いたプランをアピールし、これまで数々の賞を受賞している。沖縄公庫は今後も若者の起業マインドの育成に取り組んでいく。

高校生ビジネスプラン・グランプリ
《主な受賞歴》

第1回　ファイナリスト8　八重山農林高校
「石垣長寿牛」加工食品の開発
～老廃牛（経産牛）から「石垣長寿牛」へ～

第2回　ファイナリスト10　中部農林高校
“琉球からハジマル”イモのムーブメント
～パイオ苗の安価な培養方法を確立し、機能性食品として芋の葉を売り込もう～

第3回　セミファイナリスト20　コザ高校
「ひーじゃーミートプロジェクト」
～山羊肉は飼料危機を救う！！～

第4回　ファイナリスト10　合同チーム
（美来工科・コザ・美里・中部農林・兵庫県立播磨農業）
播磨とコザの高校生が“創るマチ”Start up Project！
～地域の“食”と“農”を未来につなぐ～

第10回　審査員特別賞　北部農林高校
身体も地域も元気にイエ～イ。
～事業を繋ぐ18（いえ）パンの思い～

お客様 INTERVIEW

沖縄公庫の事業出資で信用力が向上

株式会社パラダイスプラン 代表取締役　**西里 長治** 氏

当社は1994（平成６）年に創業しました。1995（平成７）年に観光施設を開業し、翌年にレストランを併設し軌道に乗り黒字化しました。創業から６年目を迎えた2000（平成12）年には、塩を製造開発していた地元の会社が撤退することになり、塩事業を譲り受けました。現在は製塩事業（「雪塩」）、水の宅配便、地域の特産物を扱う「島の駅みやこ」、塩専門店「塩屋（まーすやー）」の四つの柱となっています。

製塩事業を始めた当初は全く売れませんでした。当時は１kg100～150円の相場でしたので、１kg5,000円の雪塩はかなり強気な値付けでした。価格と品質を納得してもらうまでかなり時間はかかりましたが、試食を提供するなど、商品の価値を認めていただく工夫を重ねました。事業を立ち上げて３年目までは赤字でしたが、「ミネラル検出数世界一」としてギネスブックに認定され、順調に売れるようになりました。

ギネス認定を受け、販売は好調でしたが、一方で、いずれ記録が塗り替えられ、ギネスの価値がなくなった時にどのような売り方をすればいいのかという課題意識を抱えることになりました。課題に向き合い、先ずはブランディングに注力しました。創業時の理念の一つに「宮古島の未来に貢献するような事業をする」というものがあり、宮古島のイメージとセットで販売するべきとの結論に至りました。

国内外からも人気の高い宮古島の海

宮古島が思い浮かぶよう、パッケージにも「宮古島の雪塩」と、当初は「雪塩」の文字だけだったところに「宮古島」と書き入れ、ブランド展開を図ってきました。

また大手メーカーへの販路開拓には、安定した量産体制の構築が必要となります。卸が３分の１なら、直売を３分の１、その他を３分の１と、無理のないよう販路をつくり、徐々に生産体制を拡大していきました。振り返るとそれがうまくいったと考えています。

塩は原料として食品メーカーなどへの供給が非常に多く、販路を開拓するためにも品質に加えて信用力が必要です。その点、当社は沖縄公庫から出資をいただいていたので、取引先に「沖縄公庫から認められ、事業出資を受けている会社です」と案内でき、事業展開が行えました。

事業の一つ、「塩屋（まーすやー）」は、「沖縄の塩のブランド化」を目指して立ち上げました。スタッフは接客販売だけではなく、塩のコンシェルジュです。東京、横浜、台湾にも出店しましたが、今では当たり前のネット会議も当時は一般的でなかったこともあり、スタッフに当社の理念の浸透を図るのは難しく、「まーすやー」を広げれば広げるほど「宮古島の未来に貢献する」という創業時の理念から離れていくように感じ、県外や海外から撤退を決めました。店舗は現在も事業のスクラップ＆ビルドを進めており、沖縄の地で少しずつ進化させています。

おかげさまで順調に成長を続けており、2019（平成31）年１月に、宮古支店の方とも相談し、沖縄公庫が出資した株式を買い取らせていただく決断をしました。いつまでも頼るのではなく、しっかりお世話になった分はお支払いしましょうという考えです。

沖縄公庫に出資をいただいたことで、信用力が向上したことが何よりもありがたかった。大手と渡り合うためにはそれなりの実績と担保となるものがないといけませんが、商品力に自信はあっても、社会的評価はまだまだでした。株主になっていただいたことは、我々にとって非常に効果がありました。大変お世話になりました。

［事業の動き］

準備期
（新事業の展開や多角化など）

創業期

成長期、安定期、発展期

［沖縄公庫の支援体制］

計画実現化（ビジネスプラン）のサポート
思い描いた事業をいかにして実現していくかを表した計画書※などをもとに、ご相談や対話を通じて、計画された事業の実現化を支援
※計画書は説明ツールとなるだけではなく、計画を客観視し、実現可能かどうかを明らかにする効果があります。

資金調達を含めた事業支援
ご相談や対話を図り、出融資時にはさまざまな出資・融資制度の中から、最適な金融サービスを提供

フォローアップ
財務諸表などをもとに経営課題や事業リスクについての助言、情報提供。事業計画の修正などへの協力を通じて、事業の維持、発展を支援

［沖縄公庫の主な支援制度］

〈融 資〉
沖縄創業者等支援資金（中小・生業）
新企業育成貸付（中小・生業・生衛）
新創業融資制度（生業・生衛）
青年等就農資金（農林）

〈出 資〉
新事業創出促進出資

〈資本性ローン〉
挑戦支援資本強化特別貸付（中小・生業・生衛）

TOPIC 6

経済環境激変や地域特性への機動的な対応

9.11テロ

全世界に衝撃を与えた2001（平成13）年９月11日の米国同時多発テロは、在日米軍基地が集中する沖縄では、観光業などの経済界に甚大な影響を与えた。

米国同時多発テロ後、旅行キャンセル続く

テロ発生から1週間で、本格シーズンを迎えた修学旅行や個人客などを中心に900人以上のキャンセルが発生した。

先行きが見えず事業継続を懸念した観光関連産業では、パート削減など雇用調整の動きが見られ、9月の失業率は9.4%と過去最悪を更新し、県経済にテロが追い打ちをかける形となり、停滞感が広がった。

観光産業はすそ野が広く、県経済全体にも大きな影響を与えたが、「だいじょうぶさぁ～沖縄」などの観光キャンペーンの展開、格安ツアー、県民一泊運動などにより、翌年始めには持ち直しの兆しが見られた。

沖縄敬遠すでに900人

基地へのテロが心配…
飛行機使わずTDLへ

修学旅行に不安の声

業者 報復戦ならお先真っ暗

「安保の丘」24時間警備

平成13年９月19日付
（沖縄タイムス社提供）

揺れる 沖縄観光 基地の島の苦悩 ▷5

「災害補償」に波紋

業界 無利子融資根強く要望

模索

平成13年10月17日付（琉球新報社提供）

業況悪化する各企業

テロ発生の1カ月後に、沖縄公庫では県内企業景況調査先のうち観光関連企業に特別調査を実施した。

66の回答企業のうち、75%が「テロの影響がある」と回答した。米国がテロへの報復攻撃を始めたことから、各業種ともさらに厳しい状況が続くと見通し、「売上高が10%以上減少を見込む」と回答した企業が65%を占めた。また、要望事項として、行政へは「沖縄の安全性のPR」、公庫へは「緊急特別融資の実施」が多く挙げられた。

※H13.10月「米国テロ事件の沖縄観光関連業界に及ぼす影響調査」

あらゆる規模の事業者を支援

テロ事件発生から1カ月後の10月11日に「観光関連業界緊急経営支援特別相談窓口」を本支店に開設した。台風などの自然災害を除いて沖縄公庫が特別相談窓口を設けるのは極めてまれであった。当初は、既存のセーフティネット貸付制度を活用して緊急融資を実行。また、既に融資している取引先については、個別事情に応じ返済条件を緩和した。

10月29日には、中小事業者向けに金利や担保条件を優遇した独自の「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」を創設した。

一方、大手ホテルやバス事業者なども修学旅行のキャンセルで打撃を受け、新規採用をやめるなどの事態に至っていた。

11月28日、大企業や中堅企業を対象とする産業開発資金の規定を改正し、非設備資金の資金使途に資金繰り安定化を加えた。これにより、あらゆる規模の事業者に対して特別融資が可能となった。

独自制度である緊急特別貸付の実績は、358件、99億円に上った。うち314件、92億円が制度創設から5カ月以内に実行しており、当公庫が迅速に事業者の資金繰り支援に対応したことがうかがえる。

担当者 INTERVIEW

地域に根差した総合公庫としてセーフティネット機能を発揮

沖縄振興開発金融公庫前理事長　**譜久山 當則** 氏

―米国同時多発テロ時の状況は？

米国同時多発テロ後は沖縄への観光が忌避されるようになり、修学旅行のキャンセルが相次ぎ、1～2カ月で一般旅行者と合わせて約20万人に上りました。観光客数は2000（平成12）年10～11月で前年比20～24％減となり、海外太平洋路線を中心とする航空需要や国内需要の落ち込みを遥かに上回りました。県内米軍基地が防御態勢に入ったとの報道や、文科省通知を受けた一部の教育委員会が各高校に対し沖縄への修学旅行に注意を促す文書を通達していたことなどが主な要因です。何はともあれ、米中枢への民間機乗っ取り自爆テロという事件の特異性に対する衝撃が、国内において「基地の中の沖縄」の危険性を増幅したものと言えるでしょう。

私は当時、貸付業務を統括する企画調査部長の任にあり、事件後、観光関連企業への緊急ヒアリングや特別調査を行い、切迫する地元業界の事情を沖縄公庫東京本部および内閣府などに伝え、緊急対応を進めました。「観光関連業界緊急経営支援特別相談窓口」の設置や「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」の創設など、地元の緊急支援要請を背にしているだけに、短期間での動きとはいえ、円滑に進められたという印象です。

支援は平成13年度に集中しました。繁忙ではあったものの、そのための人員配置などの対策に難渋はしませんでした。が、それよりも、担当職員の審査観の修正が重要でした。公庫の運転資金融資は、短期金融を主とする民間金融を補完する立場から、財務改善のための長期運転資金融資を基本としており、設備資金同様、将来の長期事業収支予想に基づく利益償還の可否が融資判断の基礎となります。本件のような事業環境の変動がいつまでどの程度続くか予見し難い中で、必要融資額、償還方法などを事業者との対話の中から手探りで判断していかざるを得ない。資金繰り支援の知見を蓄積する必要があり、公庫内での議論は絶えませんでした。

―緊急貸付支援の経験が生かされた取り組みは？

第一に、資金繰り支援の経験や知見を基に、その後のリーマンショックに端を発する世界同時不況による信用収縮対応、東日本大震災関連の支援融資、直近ではコロナ貸付といった経営環境悪化やセーフティネット貸付の運用に生かされたと考えています。

第二に、経済環境変化による資金繰り融資の知見を基礎として、地元金融機関と協調し、全国でも先駆的な事業再生融資の体制を展開したことです。

第三に、特に県内のリーディング産業である観光産業には、継続的な業界調査や顧客との対話を通じ「①価格維持②多様化・多層化戦略③インバウンド誘致の強化」などの提言を行いました。テロ時の経験から、同産業のイメージ商品としての特質を踏まえ、グローバル化に対応し、均質化によるリスクの分散を図って体質の強靭化を目指す必要性からの提言です。下落した価格を取り戻すのに数年かかったテロ時の経験から、リーマンショック後には、実際にプライスリーダーのホテルに、稼働率が落ちてもできるだけ単価を維持するように要請しました。

第四に、これらを実行する基盤体制作りです。従来の顧客分析は審査時と延滞時の２段階でした。しかしテロ対策時に痛感したのは、顧客情報の継続管理の重要性です。ちょうど財政投融資改革などの課題へ対応すべく、業務改革、顧客信用情報管理などの大規模システム開発、組織改革に取り組んでおり、テロ対策の経験がこの取り組みに拍車をかけました。

―後進に伝えたいことは？

何よりテロ対応時の最大の成果は、顧客との信頼関係を構築できたことです。顧客から「厳しいときに支援してくれた公庫への恩義があるから、優先して弁済する」と声をかけられたことは忘れられません。県内企業との信頼関係構築は沖縄公庫にとっても大きな財産。この関係づくりや信頼関係構築を成しうる体制を末永く維持、発展させる必要があります。

平時には公庫が設備資金を中心に県内企業の成長資金を供給し、緊急時には資金繰り支援も受け持つという体制の定着化が、「いざとなれば沖縄公庫が助ける」という信頼感を醸成しました。公庫が沖縄の企業活動を「伴走して支援する」という今の求められているスタイルの先駆けと言えるでしょう。これらのことが、沖縄公庫が沖縄の経済振興に貢献するための、①沖縄における政策金融の一元的・総合的実施（ワンストップサービス）②民間資金の量的・質的補完③地域特性や経済環境に応じた機動的な対応という「総合政策金融」としての独自の役割を発揮する基盤となると考えます。

「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」の創設

窓口名　観光関連業界緊急経営支援特別相談窓口

開設期間　平成13年10月11日～平成14年10月28日

融資実績　件数：358件　融資金額：99億円

資金	限度額	利率	担保の取扱
産業開発資金	所要資金の７割	最優遇の0.9%	貸付額が8,000万円までは無担保、8,000万円超２億円以下の企業に対しては事情に応じた担保免除の特例を設けた
中小企業資金	1億5,000万円		8,000万円を限度とした無担保融資の特例を設けた
生業資金 生活衛生資金	4,000万円		通常無担保の限度額は1,500万円であったが、個別事情に応じて弾力的に対応

大手向け運転資金融資

公庫が制度創設

風評被害の観光業者支援

平成13年11月27日付
（琉球新報社提供）

TOPIC 7

新型コロナウイルス

セーフティネットとして未曽有の危機に対処

2020（令和２）年に入り世界中で感染が広がった新型コロナウイルス感染症。国境を越える人の移動は制限され、国内でも外出自粛が求められるなど、社会や経済は停滞した。

世界的パンデミックで危機に直面した県経済

新型コロナ感染症の発生と世界規模の急激な感染拡大で、国内外の社会、経済活動が急速に縮小した。

観光をリーディング産業とする沖縄では、旅行の自粛などを受け、観光客は激減し、経済面の影響は甚大となった。入域観光客数は2018（平成30）年度に1000万人に達し６年連続で過去最高を更新したが、2020（令和２）年度には258万人と大幅に減少。海外渡航は制限され外国人観光客は途絶えた。飲食店では感染防止の観点から営業自粛を求められ、那覇市のメイン通りである国際通りでは空店舗が増加した。外出自粛などもあって県経済は停滞した。

沖縄公庫が実施した景況調査における全産業の業況判断D.I.については、2020（令和２）年４～６月期は調査開始以来の過去最低となり、2022（令和４）年１～３月期までマイナスが続いた。観光関連産業にとどまらず県内の幅広い業種がダメージを受けた。

緊急事態宣言発出により人通りが途絶えた国際通り

事業者からの悲痛な声が寄せられる

《製造業》

- 大型スーパーやコンビニの営業自粛や時短営業により、赤字計上となった。
- 土産菓子製造業などへのパッケージ印刷やイベント開催に必要なチラシ印刷などが減少した。
- 長引く緊急事態宣言により、取引先の工事がストップし、出荷が減少している。
- 物流の停滞により原材料を十分に仕入れられず、予定した製品の生産ができない。

《卸・小売業》

- 緊急事態宣言で客入りが悪く、売上高はコロナ前の４割以下。従業員のシフト調整や経費節減に取り組んでいる。
- 県の土日休業要請を踏まえ、生活必需品を取り扱う売場のみ営業している。
- ８月は旧盆のギフトでかき入れ時だが、自粛が徹底され、売上が落ちた。
- 産業機械の稼働が低下した結果、石油需要も減退している。

《運輸業》

- 入島者数の減による貨物輸送量減で売り上げは回復せず、昨年よりもさらに下がった。
- 離島における観光客や船便利用客が激減。飲食店が休業している影響も大きい。
- 2021年９月のツアー予約はほぼ全滅。12月以降も厳しい状況には変わりはない。
- 固定費削減に努めるもコロナによる需要減退の影響は大きく、減収赤字。また、感染を懸念した高齢乗務員の退職が増加。

《宿泊業・飲食サービス業》

- 緊急事態宣言の延長がある度に、旅行客や修学旅行の宿泊がキャンセルに。
- 居酒屋などは酒類の提供もできず、休業要請もあって４月からほとんど休業。
- 運営ホテルの業況は他県と違い、沖縄のホテルは回復できていない状況。販売価格は維持しつつ、経費削減を徹底している。
- 雇用調整助成金などの申請を行うも未だ交付がなされず、資金繰りは窮屈な状況。

《医療・福祉》

- デイケアや通所介護サービス部門は外出の自粛傾向で利用者数の確保が困難。
- 医療現場は逼迫した状態。医療従事者の確保が必要だが、人が集まらず、系列病院から短期的に派遣してもらっている。
- 外来患者数の減少などにより、医業収益は減収減益で推移。
- コロナ病床の満床が続き、病床も医療スタッフも足りず、これまでで最も厳しい。

《建設業》

- 物件の発注者や使用予定者が様子見に入り、プロジェクトの進捗が全般滞っている。資材仕入れも製造ラインを絞っている影響で、普段は３カ月で納品されるものが６カ月かかり、工事の遅れを助長している。
- ホテル建設などの事業計画が白紙に戻ったり、延期となるなど、売上が大きく減少。
- マンション建設需要が減少しており、売上は減少の見通し。

※新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口の開設より１年半後の令和３年８月に実施した事業者ヒアリングより抜粋

［新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口の実績］（令和２年1月27日～令和４年3月31日）

融資申込　18,506件　4,266億円　｜　条件変更申込　5,115 件

［相談窓口の機能拡大、迅速処理の取り組み］

1. 融資相談・審査体制強化の取り組み

- 融資相談・審査にあたる職員を2.7倍に増員（兼務発令）
- 平時58名⇒157名（県内配置職員の約83％）
- 本島・宮古・石垣と周辺離島まで県内くまなく支援
- 休日窓口営業（R2.3.28～R2.5.6）
- 休日電話相談の実施（R2.2.29～R3.12.31。R2.8月～土曜のみ）
- 年度末定期人事異動の一部凍結（支店長クラス）

2. 顧客の利便性向上・審査など効率化の取り組み

- 提出書類の省略・簡素化、押印廃止
- 非対面審査の推進、申込～契約の郵送手続き整備
- 決裁権限委任拡大および決裁ラインの複線化

3. 民間金融機関・関係団体との連携強化

- 商工会議所・商工会・青色申告会との連携（R2.4.10斡旋運用開始）
- 新型コロナ関連融資の斡旋 約4,000件（R2.4月～R4.3月）
- 民間金融機関との連携強化
- 申込取次・つなぎ融資、資本性劣後ローンの活用

4. 情報発信の強化など

- 県内景況への影響について特別調査を実施（R2.3・6・9・12月、R3.3月）
- 主要企業や経済団体などに3カ月毎のヒアリングを実施（累計416先）
- コロナ禍における事業者の取り組み事例の発信

感染症防止対策のビニールカーテン

（業務態勢の整備）

R元年度	R2.1.27	特別相談窓口の設置
	R2.2.20	理事長指示に基づき対策本部を設置 新型コロナウイルス感染症対策行動計画（第1フェーズ）の策定
	R2.2.28	感染防止抑止のため時差出勤対象者を拡大
	R2.3.6	「事業者への緊急資金繰り支援について（組織方針）」の通知
	R2.3.9	新型コロナウイルス感染症対策行動計画（第2フェーズ）の策定
	R2.3.11	本支店における営業時間の延長（本店は9時～18時）
	R2.3.19	本店お客様用駐車場が常に満車で入庫待ちが途切れず、近隣に契約駐車場を追加確保
	R2.3.23	本店5階会議室を契約署名スペースとして使用開始
	R2.3.28	更新系システムの休日稼働（R2.6.22 通常体制に戻す）
R2年度	R2.4.1	本店ロビーに人があふれ総合案内までたどりつけない状況となる
	R2.4.8	本店待ち時間が長時間化、電話で呼出す対応に切替
	R2.4.9	借入申込書のホームページ掲載および郵送申込の開始
	R2.4.10	システム運用の代替機能を中部支店内に構築
	R2.4.13	午後より本店入館制限実施。書類提出は郵送へ、相談は電話対応へ誘導を図る
	R2.4.15	政府要請（出勤者7割削減）により東京本部体制を見直し（4.10東京都緊急事態宣言）
	R2.4.16	郵送契約手続き運用開始
	R2.4.17	更新系システム稼働時間の延長（R4.10.3 通常体制に戻す）
	R2.4.22	事業継続の観点から情報システム統括室の執務室を区分し、システム関係職員の一部分を分離
	R2.4.24	新型コロナウイルス感染症対策行動計画（第3フェーズ）の策定
	R2.4.24	本店に契約担当職員を配置（５月末総勢30人）
	R2.4.28	「新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口関連業務に対応するための優先業務の整備について」（依命通知）の発出
	R2.7.1	中部支店に契約チーム発足
R3年度	R3.8.31	宮古、八重山地区の感染急増に伴い、二班体制の勤務制を導入（支店勤務、テレワークを交互に行う）。資金交付、経費支出業務は本店で代替。
	R4.1.19	オミクロン株の急拡大に伴い、正月明けには職員の約1割（20人）近くが自宅待機 各部署における BCP 態勢の再確認を行う
以後	R5.3.13	本店の正面玄関からの入館制限を約３年ぶりに解除

沖縄公庫による資金繰り支援融資の状況

新型コロナウイルス感染症関連融資の実績（決定ベース）　16,700件　3,449億円（令和４年３月末現在）

［業種別・貸付金額別融資実績］（令和４年3月末）

（注）1.「全国」は財務省財投分科会資料より
2.「民間金融」は信用保証協会によるコロナ関連保証承諾額
3. 全国政府系は、日本政策金融公庫（国民、中小、農林）、DBJ・商工中金（危機対応業務）、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構によるコロナ関連融資の累計

［業種別・貸付金額別融資実績］（令和４年3月末）

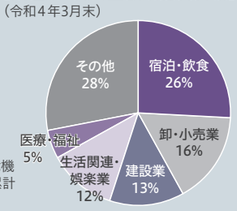

［令和２年度新型コロナ関連の融資実績（決定ベース）］

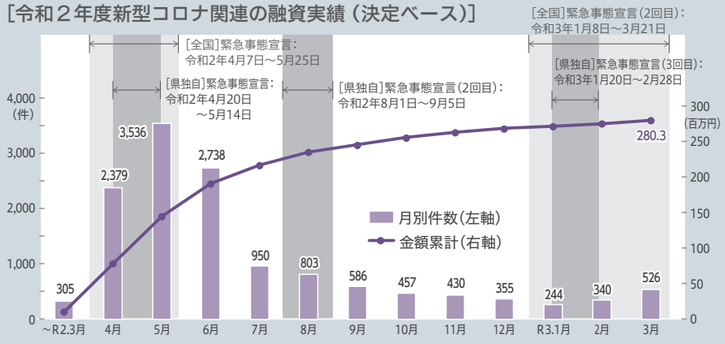

振り返っての職員の声

- お客様が何よりも大変な中、感謝の言葉を下さいました。有難うございます。
- 職種関係なく、全員で力を合わせた。派遣職員の方も遅くまでありがたかった。
- 支店職員間で「今日の一言」を共有し励ましあった。未来のドラえもんの新聞広告を見たある日の一言、「未来はだいじょうぶ」に泣けてきた。
- 本当にイレギュラーなことばかりで、しかも先が見えない。何が起きるか分からないし、制度もどんどん変わる。非常にしんどかった。
- 支店近くにお住まいのお客様から、「夜遅くまで電気が点いているので心配」と言葉をかけて頂いた。
- 記憶が吹っ飛び思い出せません。
- 土日、GWと、コロナで預け先もなく、子連れ休日出勤しました。
- いつも会社にいる感じでした。
- 目前に大勢のお客様。事業者が資金ショートしないか間に合うか心配で眠れない夜が続いた。
- メンタルヘルスチェックで管理職の体調を心配する意見が上がった。
- ホームセンターにビニールカーテンの材料を買いに。私で完売でした。

TOPIC 8

ちゅら海低利

沖縄の海を守る独自の融資制度創設

開発現場や農地から赤土などが海に流れ込み、海域に大きなダメージ。
未来に残すべき沖縄の豊かな自然を守るため、沖縄公庫は独自の融資制度を創設。

サンゴ礁に悪影響を与える深刻な赤土被害

沖縄ではまとまった雨が降った際、開発現場や農地、米軍基地から、赤土(国頭マージ)などの土壌やクチャと呼ばれる岩泥が川や海に流れ出す、赤土被害が発生している。沿岸海域の透明度の高い海を濁らせるだけでなく、流出した赤土の大部分は外洋に流出せずに礁池(イノー)に堆積し、サンゴ礁の生態系にも影響を与えている。

地形や土壌、降雨などの自然的要因だけでなく、開発工事のような人間による活動が加わることによって、赤土などが流出し、汚濁が起きやすくなるとされる。

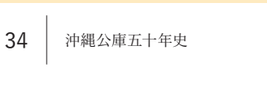

農地の周りにグリーンベルトを植栽する様子
(写真提供:沖縄県)

降雨後に赤土が流れ込んだ海
(写真提供:沖縄県)

美ら海保全に向けた沖縄県の施策とその効果

第二次世界大戦後、沖縄では米軍基地建設の大規模造成などによる裸地の出現や、パイナップル畑およびサトウキビ畑の作付面積拡大などにより、大量の赤土などが流出するようになった。さらに本土復帰以降は急速に開発が進み、赤土による被害などで海域環境に大きなダメージを与えた。

沖縄県は1994(平成6)年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定。

事業開発などに伴って発生する赤土等の流出を抑制し、水質汚濁の防止を図る目的で、1000㎡以上の土地に対する事業行為者に対策を義務付けた。2001(平成13)年に行った調査では、開発事業による赤土等年間流出量が条例施行前の1993(平成5)年と比べると、年間16.7万t/年から4.6万t/年まで減少した。

2013(平成25)年には「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」が策定された。県内の76海域を監視海域に設定して、うち22海域を重点監視海域に指定。環境保全目標(海域)と赤土流出削減目標(陸域)を設定し、流出量の大半を占める農地においても赤土等流出防止対策を実施してきた。

2022(令和4)年度に県が発表した基本計画の最終評価では、2011(平成23)年度から2021(令和3)年度にかけて農地からの年間流出量は約2割、県全体では5.2万t/年削減された。県は今後も継続的な赤土等流出防止対策の推進や環境改善に取り組む必要があるとしている。

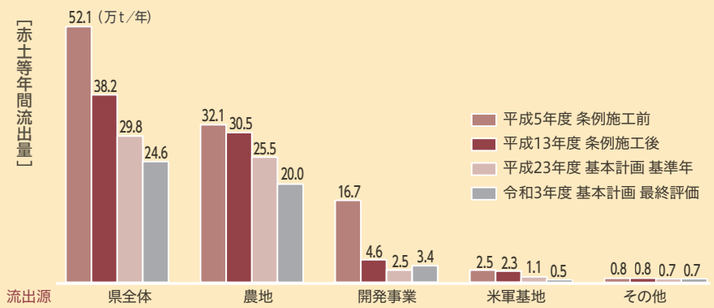

ハテの浜(写真提供:©OCVB)

赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)制度を創設

沖縄公庫では、沖縄の豊かな自然環境の保全を促進するため、2003(平成15)年度より「赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)制度」をスタートさせた。これは沖縄公庫独自の融資制度で、産業振興を目的とする特定の開発事業にとどまらず、環境保全に配慮する事業者を金利面からも積極的に支援する制度で、事業性の資金から住宅資金まで横断的に適用する点も特色である。

「ちゅら海低利制度」は当公庫から融資を受けて行う建設工事などのうち、「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準(200mg/L)の半分以下の水準(100mg/L)以下に抑えるものについて、当初5年間に限り、本来適用される利率から、0.2%※を控除するもの。

2003(平成15)年度にスタートしたちゅら海低利制度は、那覇市の新都心地区に開店した複合型店舗に初適用して以降、融資実績を伸ばしてきた。

初年度は15件、92億6600万円、2004(平成16)年度は13件92億4200万円を融資。2005(平成17)年5月には制度開始からわずか2年で累計融資実績が200億円を突破した。工事種類は、ホテル、工場、ショッピングセンターなどで、本島のみならず、離島地域にも及ぶ。

ホテルなど大型施設向けの融資が多かった2014(平成26)年度から4年間は400億円台を超え、2017(平成29)年度には500億円を突破。2021(令和3)年度までの融資実績は合計575件、3985億8200万円となっている。

※0.2%は制度創設時。令和5年3月現在は0.1%

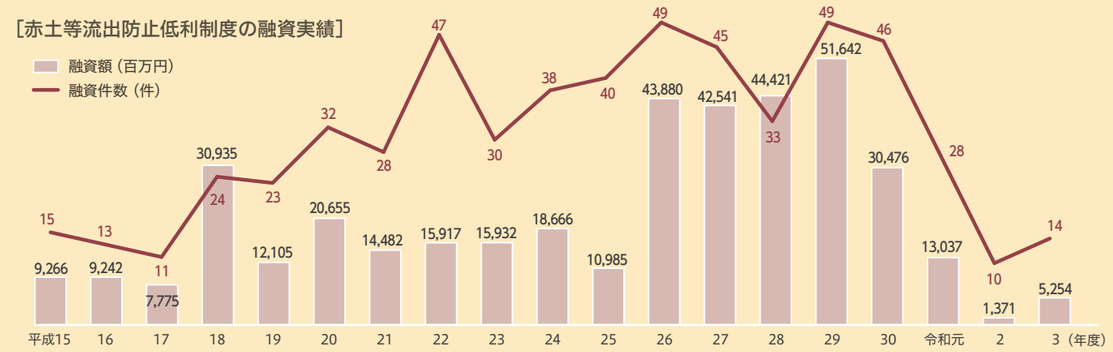

織物　各島・各地域毎に特色を有し、県指定伝統的工芸品20品目（国指定は12）と数多い。写真は芭蕉布で、糸芭蕉の原皮から繊維をとって織り上げる沖縄独自の織物。

総合史
沖縄公庫業務の展開

第1編 設立前史 …… 38
第1章 本土復帰前の沖縄の経済状況と金融 …… 39
第2章 沖縄振興開発金融公庫 設立 …… 42

第2編 設立50年の歩み ～「車の両輪」としての取り組み～ 50
第1章 業務範囲の変遷とその背景 …… 50
第1節 沖縄振興における政策金融の役割 …… 50
第2節 事業年度21年度以降における30年間の変遷 …… 56
第1項 平成4年度から令和3年度を中心とした県内経済動向 …… 56
第2項 政策金融改革を含む財政投融資改革 …… 93
第3項 業務範囲の変遷 …… 105

第2章 総合政策金融機関としての取り組み、経営改革の推進 110
第1節 総合公庫の特色 …… 110
第1項 沖縄振興（開発）計画と沖縄公庫の取り組み …… 110
第2項 政策金融のワンストップサービスと総合公庫の機能発揮 113
第3項 地域における連携、コンサルティング機能の深化 116
第2節 施策に基づいた多様な資金ニーズへの対応 …… 127
第1項 社会資本（産業基盤）の整備 …… 127
第2項 産業の振興(リーディング産業の振興) …… 131
第3項 創業・新事業支援 …… 137
第4項 地域開発（駐留軍用地跡地開発） …… 140
第5項 離島・過疎地域振興 …… 143
第6項 社会的課題への対応 …… 147
第7項 セーフティネット機能の発揮 …… 153
第8項 事業再生支援 …… 157
第3節 円滑な資金供給への取り組み、民業補完 …… 158
第1項 沖縄の金融構造 …… 158
第2項 沖縄公庫の機能・役割 …… 160
第3項 県内金融機関貸出動向 …… 163
第4節 ガバナンス強化、組織体制 …… 165
第1項 業務運営体制（ガバナンス） …… 165
第2項 運営体制の強化、業務体制の改善 …… 166

沖縄振興開発金融公庫は琉球開発金融公社、大衆金融公庫の２機関および琉球政府各種特別会計を承継し、昭和 47 年５月 15 日の本土復帰と同日、沖縄における産業の振興と社会の開発を目的として本土では複数の機関が担う政策金融機能を一元的に実施する総合政策金融機関として、「沖縄振興開発金融公庫法」に基づいて設立された。

図表1　総合公庫方式による沖縄公庫設立

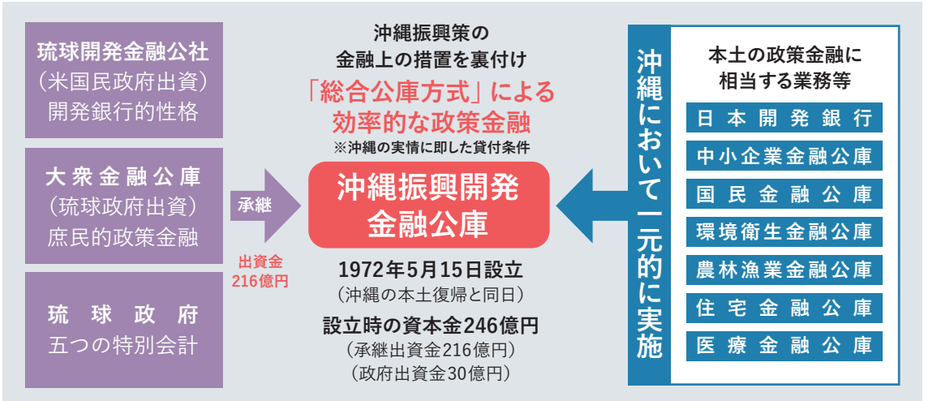

第１章　本土復帰前の沖縄の経済状況と金融

（１）貨幣経済の再開と「復金」の設立

戦後の沖縄の経済復興は、戦火によって経済基盤のほとんどが失われたため、米軍からの無償物資の配給と住民間の物々交換という、無通貨経済の下で始まった。しかし、米国軍政下における自治機構が徐々にその形態を整え、住民生活もようやく活気を取り戻し、また公務や軍労務に従事する人々が増えるにつれて、通貨を介した経済の正常化が待望された。

こうしたことから昭和 21 年に入ると、米軍政府[注1]による一連の経済正常化策が講じられた。その内容は、米軍の発行するＢ型円軍票（Ｂ円）と新日本円を法定通貨とする貨幣経済の再開、米軍や公務などの労役に対する賃金制度の導入、配給物資の有償性への移行、これら貨幣経済に対処する「沖縄中央銀行」の創設などであった。

終戦直後の沖縄の絶対的な物資の欠乏による経済統制の破綻はヤミ取引の横行を促し、戦時疎開者などの引き揚げに伴う需要の増加と大量の新日本円流入が、異常な物価の高騰と貨幣価値の暴落をもたらした。高進するインフレの鎮圧と民生の安定は、当時の軍政府にとって緊急の政策課題であった。こうした背景の下で、23 年に入ると全琉[注2]を統括する金融機関「琉球銀行」の創設（５月）と、全琉の法貨をＢ円に統一するための通貨の交換（７月）が実施された。琉球銀行は、戦後インフレの抑制と経済のコントロールを主な目的とした中央銀行的性格を付与された結果、沖縄中央銀行を含む全琉の銀行を順次統合し、その営業区域も琉球全域に及ぶこととなった[注3]。またＢ円への通貨交換は、この間の相次ぐ通貨切り替えを経て、最終的に全琉においてＢ円への統一を図るものであったが、これによって日本円の流入が止まり、インフレの抑制に大きな役割を果たした。（資料編Ⅴ年表「２主な県内金融機関の変遷」参照）

戦禍によって住宅や生産施設の大部分を失った沖縄の経済社会にとって、社会産業資本の復興を進めることは緊急の課題である半面、当時の経済事情はインフレの抑制を目的とする軍円予算の均衡化政策が続く中で、資金の窮屈（きゅうくつ）の度合いを強めていた。このことは経済復興に多額の資金を必要とする沖縄経済に大きな障害となった。住宅のほか各種産業設備の復興を担う長期資金の供給が求められるようになり、25 年４月布令第４号によって、「琉球復興金融基金」（以下「復金」）が創設された。復金は沖縄経済の復興を目的に 25 年６月から営業を開始したが、開始にあたっては琉球銀行が受託者に指定されるとともに、開始当初の原資として見返資

注1　昭和25年12月、米軍政府を米国民政府と改称。

注2　沖縄群島、宮古群島、八重山群島、奄美大島群島をいう。

注3　昭和21年3月に沖縄本島在の琉球列島軍政本部を中心にその出先機関として奄美大島、宮古、八重山に米軍政府が設置され、それぞれ独立的に統治を行った。その結果、地域によって異なる通貨政策や経済政策がとられることになり、4群島の経済を統合して全琉を一円とする経済圏の確立が求められていた。

金[注4]から１億Ｂ円が出資された。

復金の融資対象は、戦後復興に関わるあらゆる分野に及び、個人住宅、農林漁業、商業、製造加工業などのほか市町村の公共事業や災害復旧もその対象とされたが、なかでも個人住宅の建設はその中心を占め、当時における住宅融資の総額の９割以上（約 18,000 戸）が復金融資で占められた。このような住宅の建設を始めとして、生産財の再建や社会資本の整備など、復金が沖縄の戦後復興に果たした役割は極めて大きなものがあった。その後、復金は 34 年 12 月に「琉球開発金融公社」へ発展的に引き継がれた。

（２）承継機関の概要

本土復帰前の政府系金融機関には、全額琉球政府出資の大衆金融公庫、95％を琉球政府が出資した農林漁業中央金庫、および全額米国民政府出資の琉球開発金融公社があった。このうち、農林漁業中央金庫は昭和 46 年 11 月、沖縄県信用農業協同組合連合会（信農連）と沖縄県信用漁業協同組合連合会（信漁連）に移行し、同金庫の取り扱っていた農林漁業資金融通特別会計に基づく琉球政府の委託貸付金（農林漁業資金、糖業振興資金、パインアップル産業資金、漁船建造資金）は、復帰時点で沖縄公庫へ承継された。

①大衆金融公庫

昭和 28 年７月に朝鮮動乱が終息し、特需ブームや軍工事が退潮すると乱立気味の諸企業は整理、統合を余儀なくされたが、こうした事態は零細な中小事業者にじかにしわ寄せされた。これらの中小事業者は、本土を含めた海外からの引揚者や復員者、さらには賃金生活者などが生活のために転向したものが多かったため、経営基盤はぜい弱で営業は次第に疲弊の度を増し、金融難からヤミ金融の横行を促した。

このため社会経済や民生の安定のためにも、公的庶民金融機関の設立が要望されるようになり、30年１月の大衆金融公庫法（29年９月立法第40号）に基づき、大衆金融公庫（以下「大金」）が設立された。長期復興資金を対象とした復金に対し、大金は短期、小口の設備運転資金貸付を対象とする庶民的政策金融機関としての位置付けであった。

琉球政府は大金の設立にあたって、当初本土における国民金融公庫と中小企業金融公庫にその構想を求め、両公庫の性格を兼ね備えた法案策定作業を進めたが、当時の財政規模では出資金に多くを望めず、結局国民金融公庫に倣った公庫が設立されることとなった。

大金の資本金は当初１億５千万Ｂ円（125 万ドル）で、琉球政府は設立と同時に 1,500 万Ｂ円（12 万５千ドル）を払い込み、以後全額が払い込まれるまで、毎会計年度少なくとも同額ずつ払い込むものとされた。融資対象の拡大につれて、この資本金は漸次増加し、復帰時の資本金は 750 万ドル（払込済額 634 万４千ドル）であった。

設立当初の貸付業務は小口の「生業資金貸付」（第一種貸付）が主であったが、中小企業の資金需要に積極的に応えるため 39 年 10 月、中小企業を対象とした「第二種貸付」が新設され、さらに中小企業近代化促進法の制定に伴う「近代化資金貸付」（42 年 12 月）、「電気・ガス貸付」（44年１月）、「恩給貸付」（45年２月）、「記名国債貸付」（45年５月）なども貸付開始となった。

②琉球開発金融公社

琉球開発金融公社（以下「開金」）は、昭和 34 年 10 月高等弁務官布令第 25 号「琉球開発金融公社の設立」に基づき、米国民政府の補助機関として設立された。25 年４月ガリオア援助の見返資金を基に設立された「琉球復興金融基金」を発展させたもので、沖縄における唯一の長期金融機関であった。業務の目的は「他の民間又は政府財源から得られない長期貸付援助を与えて、生産その他の重要事業の発展を促進することにより、民間資本形成および当該資本の健全かつ多様な事業への投資を奨励する」ことにあったが、戦後経済の復興を支えた復金を引き継ぎ、新たに経済の開発発展が強調された点がその特色であった。

開金は、琉球銀行が管理する復金の資産および負債を 34 年 12 月末日現在で引き継ぎ、翌 35 年１月１日から業務を開始したが、復金から引き継いだ資金量は 2,472 万６千ドルで（内訳は米国民政府出資金 2,025 万８千ドル、利益剰余金 446 万８千ドル）、うち 2,025 万８千ドルが当初の資本金となった。

貸付の原資は、米国民政府の出資金、利益剰余金、38 年２月に発効した米国公法第 480 号（ＰＬ 480）協定に基づく米国農務省の商品融資公団からの借款、および開金債の発行などから成っていた。このうち米国民政府の出資金は、38 年まで毎年追加の出資がなされ逐年増加したが、同年以降は 44 年に 75 万ドルがあったのみで、また、出資に代わるべき商品融資公団からの借款も 37 年７月からの３年間に 892 万５千ドルがなされたにすぎず、開金は次第に増大する資金需要に苦慮していった。貸付業務には一般貸付とＰＬ 480 貸付があり、主体となる一般貸付の残高は（46 年 12 月現在）4,876 万３千ドルで、当時の全金融機関融資額の約 7.3％に相当していた。

上述のとおり開金は、特にその後半において主要原資の枯渇から、必ずしも充分な政策効果を上げ得なかったが、復興期から開発期への移行の過程で、設立された意義は大きなものがあった。

③琉球政府各種特別会計

民間の経済活動に対し融資を行う各種特別会計であった産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計（漁船建造資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、糖業資金融通特別会計、パインアップル産業資金融通特別会計の４融通特別会計が統合）、住宅建設資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、本土産米穀資金特別会計を沖縄公庫が引き継いだ。

注4　見返資金は、ガリオア援助物資の売上代金を活用して、昭和25年12月GHQ指令によって設置された。主として、通貨・財政の安定および経済再建のために使用され、政府補助金、米国民政府費用、復興出資などの形で支出された。ガリオア援助はアメリカの対日援助で、その一部が沖縄にも振り向けられ、これを通じて生活物資や復興資材などが供給された。従来の米軍による余剰物資の放出に代わり、米国議会の承認を得た正式の援助が行われるようになり、以後、このガリオア援助は基地収入とともに戦後復興の大きな柱となった。

第２章　沖縄振興開発金融公庫　設立

沖縄の本土復帰準備の過程において、沖縄における政策金融のあり方については、およそ４つの案、本土機関進出方式、総合公庫方式、混合方式、基金・事業団方式が検討されていた。本土機関進出方式は、本土の各政策金融機関が沖縄において業務を行う方式であり、総合公庫方式は、沖縄振興開発公庫（仮称）を新設し本土機関の業務全てを行う方式、混合方式は、沖縄振興開発公庫を新設し本土機関の業務の一部を行い、それ以外の分野は本土機関が進出する方式、基金・事業団方式は、本土の各機関が沖縄において業務を行うが、沖縄の特殊産業に重点的に融資を行う基金ないし事業団を設立する方式である。

これらの方式はいずれも一長一短があったが、政府事務当局において検討が重ねられた結果、「沖縄復帰対策要綱（第２次分）」（昭和 46 年３月 23 日閣議決定）によって、沖縄振興開発公庫を総合公庫として新設することで決着した。この要綱における沖縄振興開発公庫に関する事項は次のとおりである。

沖縄復帰対策要綱（第２次分）

昭和 46 年３月 23 日閣議決定

四　沖縄振興開発公庫

ア　沖縄の経済社会の振興開発を促進するとともに、住民生活の安定向上を図るため、沖縄振興開発公庫（仮称）を設立する。

イ　沖縄振興開発公庫は、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、医療金融公庫、農林漁業金融公庫および住宅金融公庫の業務に相当する業務等を総合的に行うものとする。

ウ　沖縄振興開発公庫は、大衆金融公庫、琉球開発金融公社ならびに琉球政府の産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計および運搬船建造資金融通特別会計が行っている業務を引き継ぐものとする。

エ　沖縄振興開発公庫の貸付条件は、沖縄の産業経済の実情を勘案し、適切なものとする。

上記のように総合公庫方式による組織設計がなされた理由としては、沖縄の地理的、社会的、経済的特性に即した政策金融を一元的に行い、資金の効率的運用を図ることのほか、沖縄の公的金融機関などから業務および職員を引き継ぎ、さらに、貸付条件面において本土機関と異なるものを採用する上での便宜などの配慮が挙げられる。

沖縄公庫は、このような経緯により、沖縄において本土の政策金融（１銀行・６公庫）を一元的・総合的に行う全国でもユニークな総合公庫として創設され、本土の政策金融機関が行う業務に加えて、沖縄の特殊事情を踏まえた独自制度（融資・出資）を活用し、沖縄振興策と一体となった政策金融を実施してきた。

『開発』への資金的裏づけ
沖縄振興開発公庫の概要
政策金融の一元化
長期低利で広範に融資
円滑な業務引き継ぎも考慮
目的
業務
昭和47年度
五百三十億を融資
次年度に政府が交付
資金
復帰前の債権も管理
総合公庫として効率運用
業務方法書

1972（昭和47）年4月19日　沖縄タイムス掲載

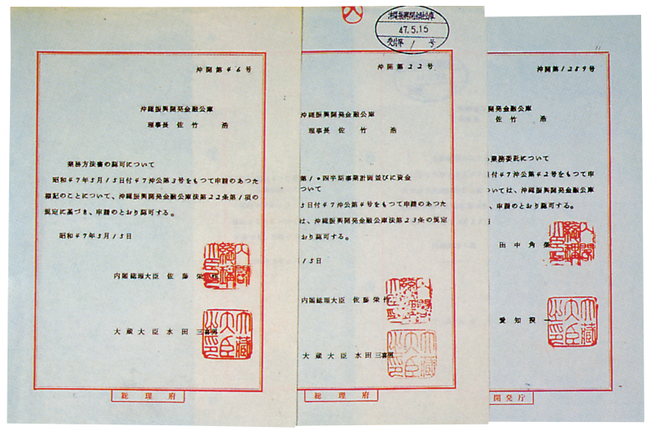

創立当時の主務大臣認可書類

エピソード01 「位置付けは公的庶民金融機関」（大衆金融公庫　社史ほか）

ごあいさつ

大衆金融公庫は、1955年1月に創立され、今年で満17年を迎えたのであります。「72年祖国復帰」が決まり、当公庫も復帰の時点で新設される国の金融機関に吸収され、発展的に解消することになりました。顧みますと創立当時は沖縄は戦後経済の混乱から立ち上り、自立経済を目標に体制を整える時代で、なお苦しい時期でありましたが、以来、中小企業金融の一翼をになって今日に至りました。その間、中小零細企業者とともに歩み、時代の要請にこたえつつ、業務の内容も、執行体制も整備拡充してまいりましたが、これもひとえに関係機関のご指導と公庫諸先輩のご尽力、とくに住民大衆各位のご支援のたまものであります。

ところで沖縄の中小零細企業は、体質が脆弱で、その経営基盤が薄弱であることはつとに指摘されているところでありますが、祖国復帰により、激しい経済環境変化の波にさらされることになりました。これに対して本土政府は諸種の特別措置を講じて居りますが新設される国の金融機関が沖縄の中小企業の体質強化、近代化、合理化について金融面から諸種の措置を講ずることが強く期待されているのであります。

前述のように、祖国復帰の時点で当公庫は解消することになりますが、この機会に当公庫の17年の足跡をかえりみ、次代に引継ぐ資料として残すことも、意義のあることではないかと考え、公庫誌を刊行することに致しました。

おわりに、これまで当公庫に寄せられた関係各位のご厚情、ご支援に対し、厚く御礼申し上げるとともに、新生沖縄県の発展を祈念して本誌発刊のごあいさつといたします。

1972年3月31日

総裁　伊地秩雄

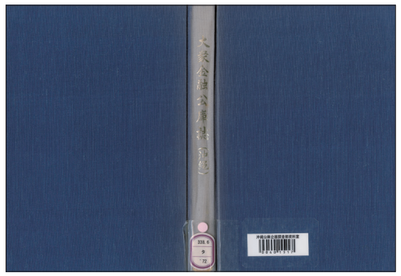

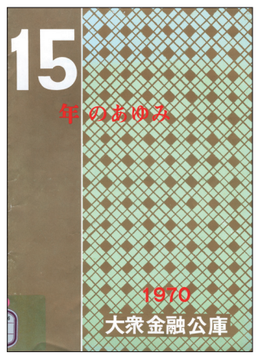

エピソード02 「公用語は英語　文書は英語と日本語で」（琉球開発金融公社　年次報告書ほか）

「琉球列島米国民政府の目的は、住民の福利安寧を増進し終局的には琉球住民の努力により維持できる生活水準の継続的向上を保証する経済成長の達成を援助して琉球経済の発展を促進するにある。

この目的を達成するために、他の民間又は政府財源から得られない長期融資援助を提供し、生産その他の重要事業の発展を促進することにより民間資本の形成および当該資本の健全かつ多様な事業への投資を奨励するために、琉球列島米国民政府の補助機関として琉球開発金融公社を創設する。」

高等弁務官布令第25号第一条

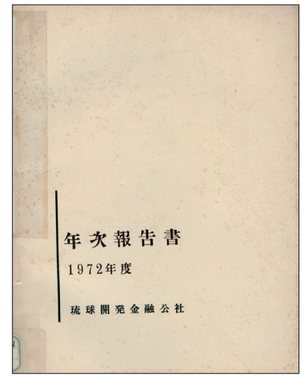

序　文

琉球開発金融公社の第13回目の年次報告書をお送りします。この報告書は1972年度における当公社の活動状況、同年3月31日現在の財務状況、および統計資料をまとめたものです。

これは当公社の最後の年次報告書であります。沖縄返還協定に基づき、琉球開発金融公社の資産・負債は当公社が琉球政府に代って運営してきた米国公法第480号計画の資金をも含めて、総て1972年5月15日付で日本政府に引き継がれます。当公社は1972年5月14日付で業務を終了し、翌15日付で日本政府の補助機関として新設される沖縄振興開発金融公庫に承継される運びとなっております。

ここに、当公社の理事および役職員に代り、ランパート高等弁務官、フィアリー民政官およびこれまでの13年間に開金の業務を御支援下さった皆様方に心から感謝の意を表します。当公社が大きな成果を収め得たのは、ひとえに関係者各位の御協力によるものであります。

最後に沖縄振興開発金融公庫の御成功を心からお祈りいたします。

琉球開発金融公社
総裁
照屋輝男

琉球開発金融公社
理事長
モーリス・D・ラウシ（大佐）

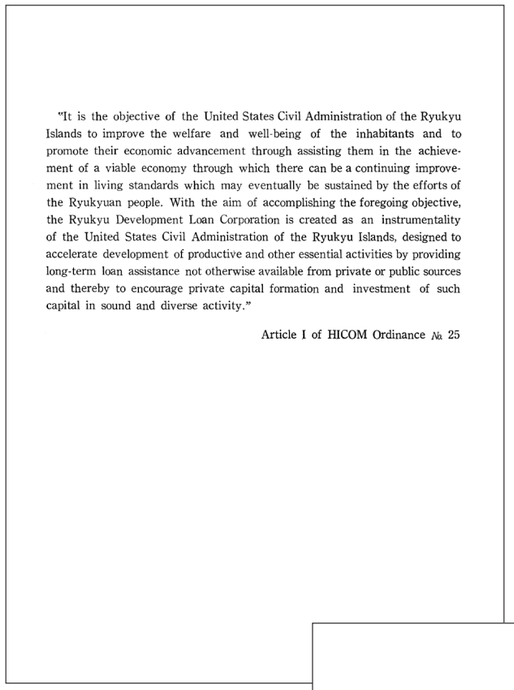

"It is the objective of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands to improve the welfare and well-being of the inhabitants and to promote their economic advancement through assisting them in the achievement of a viable economy through which there can be a continuing improvement in living standards which may eventually be sustained by the efforts of the Ryukyuan people. With the aim of accomplishing the foregoing objective, the Ryukyu Development Loan Corporation is created as an instrumentality of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, designed to accelerate development of productive and other essential activities by providing long-term loan assistance not otherwise available from private or public sources and thereby to encourage private capital formation and investment of such capital in sound and diverse activity."

Article I of HICOM Ordinance № 25

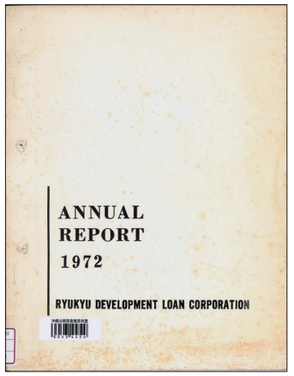

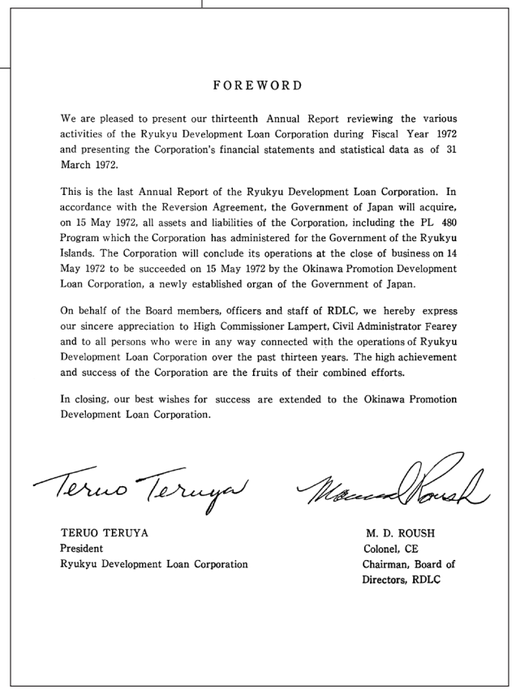

FOREWORD

We are pleased to present our thirteenth Annual Report reviewing the various activities of the Ryukyu Development Loan Corporation during Fiscal Year 1972 and presenting the Corporation's financial statements and statistical data as of 31 March 1972.

This is the last Annual Report of the Ryukyu Development Loan Corporation. In accordance with the Reversion Agreement, the Government of Japan will acquire, on 15 May 1972, all assets and liabilities of the Corporation, including the PL 480 Program which the Corporation has administered for the Government of the Ryukyu Islands. The Corporation will conclude its operations at the close of business on 14 May 1972 to be succeeded on 15 May 1972 by the Okinawa Promotion Development Loan Corporation, a newly established organ of the Government of Japan.

On behalf of the Board members, officers and staff of RDLC, we hereby express our sincere appreciation to High Commissioner Lampert, Civil Administrator Fearey and to all persons who were in any way connected with the operations of Ryukyu Development Loan Corporation over the past thirteen years. The high achievement and success of the Corporation are the fruits of their combined efforts.

In closing, our best wishes for success are extended to the Okinawa Promotion Development Loan Corporation.

Teruo Teruya

TERUO TERUYA
President
Ryukyu Development Loan Corporation

M. D. ROUSH
Colonel, CE
Chairman, Board of
Directors, RDLC

エピソード 03 「回想＜創業不易＞～五年史転載～」

沖縄振興開発金融公庫が創立されて以来満 5 年になる。この間に、公庫は 3,600 億円の資金を県内に供給しその貸付残高は、52 年 5 月末で約 3,000 億円に達し、県内金融機関の総貸付残高に占める割合はいまや 30％にも上るという急成長をとげた。これだけ高い割合を公庫が占めているのは他府県にその例をみない。よくぞここまで、短期間に成長したものよと感無量である。これも関係諸官庁の沖縄に対する手厚い援助や適切な指導はいうまでもなく、地方自治体始め県内各界の積極的協力、県民各位の温かい理解など各方面からのご支援のお蔭である。と同時に、創立以来ひたすら沖縄の振興開発を目指し、県民サービスに打ちこんできた公庫役職員の真剣な努力の賜物と心から敬意を表するとともに感謝の意を捧げるものである。

沖縄公庫は、政府関係機関のなかでも、他に例をみないいくつかの特色をもっている。それは、一つは、沖縄県一県のために設けられたことであり、つぎには、日本開発銀行はじめ国民金融公庫などの、本土の一銀行六公庫の仕事を一元的に取扱ういわゆる『総合公庫』の初めての試みであり、さらには、琉球政府時代からの大衆金融公庫など地元政策金融機関を承継（資産・負債ならびに職員）して発足したことである。

これには、次のような歴史的背景があった。すなわち、沖縄は 250 年に及ぶ薩摩の圧政と搾取、明治維新に伴う廃藩置県に際してのいわゆる『琉球処分』、その後の政治的軽視と社会的差別待遇、さらには太平洋戦争中凄惨な決戦場とされ、十有余万の若人が怨をのんで南海の藻くずと消え、そのうえ戦後長い間異民族の統治を受ける等、そのたどってきた特異の歴史の過程は、文字通り荊の道であった。

このため、沖縄は経済、社会のあらゆる分野で本土の発展から取り残され、本土との間に大きな格差を生ずるにいたった。そこで本土復帰を契機として、この格差を是正し、『明るく豊かで平和な』新生沖縄を築かんものと、政府は復帰特別措置等を中核とする各種の手厚い援助策を講じた。沖縄公庫は、その施策の重要な担い手として登場したものである。

このような経緯で設立された沖縄公庫の使命は、社会、経済などあらゆる分野にわたって本土との格差是正をめざす国の万般の施策に呼応して、政策金融の面でその実現を推進することにあるとされた。

したがって、公庫融資運営の基本方針は、沖縄県において、①産業基盤の整備、②産業構造の是正、③産業の合理化・近代化の推進、④生活環境の整備、⑤地場産業の育成、などを柱として、重点的に財政資金の配分を行うことにある。

ところで、本土公庫等の支店を県内に設けることなく、一県のみのためにわざわざ新たに政府機関を設けたことは、沖縄の歴史的背景を抜きにしては考えられないが、具体的には融資制度ならびに運営の面で、他府県とは異なった何等かの『特別扱』―『沖縄特例』

一を行う必要性からきたものといえるだろう。

特別扱いの内容には、①復帰にともなうショックの緩和に必要なもの、②沖縄の経済・社会の特殊事情に対応するもの、など沖縄特有の融資制度を設けることや、貸付条件などにつき特別な扱いをすることなどが考えられる。

事実、これらに必要な制度（時限措置が多いが）が種々設けられたし、金利も本土に比べ特別に低利なもの、（電力、離島、住宅等）が認められ、また運用面でも沖縄の実情に即した特別扱（建築費の沖縄割増増など）がみられる。

たしかに、このような制度ならびに運用上の特別扱は設けられてはいるが、公庫の制度、組織、財務会計をはじめとし、貸付対象、借入者資格、借入手続、担保その他債権保全などについては、原則はあくまで本土公庫並とする方針がつらぬかれた。

また総合公庫とはいっても、各種資金の内容、貸付条件、手続、貸付基準などはそれぞれの資金の家元である本土の各公庫等のやり方がそのまま導入された。その上各公庫等には夫々の歴史と伝統に培われたお家風の仕振りがあってこの枠外にでるわけにもゆかぬという事情もあった。そうなると、沖縄固有事情による特別融資制度や特別金利など、はっきりした特別扱い以外は、おおむね本土公庫並、他府県横並びということにならざるをえない。

どうも、このあたりが、地元からみて物足りない、期待外れだということになりはせぬかと最初に心配したものであったが、果せるかな、開業後「手続きがめんどうだ、うるさい」といった不満の声が、いろいろな機会に聞こえてきた。ある時の公庫運営協議会などでは、県政の有力者の口から「明治大正にかけて国家財政は沖縄をとび越して台湾に行き、台湾は見事に開発された。沖縄は昭和 8 年を初年度とする 15 ヶ年振興計画が立案されたが、第二次大戦ですべて水泡に帰した。このような過去の歩みを考えると、沖縄公庫の果たす役割は、他府県のそれと違った趣きがなければならぬ。したがって、『他府県を計る物差しで計ってもらっては』県民の念願に十分こたえることはできない」といった公庫運営の基本にふれる批判がとびだす有様だった。

考えてみると、本土で長年かけて積み上げられた制度を、長い空白のあった沖縄に、いきなりそのまま持込むことにはたしかに無理があったかもしれない。「沖縄には沖縄の実情にあった制度を」と求める地元の要望も尤もなところであろう。

だが、沖縄特例をひらくことには、地元の想像以上に抵抗が強い。というのは、沖縄の特殊事情は理解しながらも、広く国内を見渡し、全国ベースの行政をやっている当局からみると、余り行きすぎた扱いは公平原則からとりにくい、といったところがあるのではなかろうか。「本土公庫とのバランス」（本土の横ならびの思想）という厚いカベにさえぎられて、地元の要望に十分応えきれなかったことは、まことに残念であった。

この問題は、公庫運営協議会の席上で、森永委員長（日銀総裁）が、穏やかに諭されたように「長い時間をかけて、本土と沖縄の間で肚を割って話し合い、相互理解を深める努力を積み重ねる」ほかに解決の道はないのかもしれない。

ともあれ沖縄公庫としては、沖縄の実情にかなうよう制度ならびに運営につき今後とも気長に辛抱強く一層の改善努力をつづけていただきたいと思う。と同時に、政府当局者にお願いしたいことは、「沖縄問題はもう済んだ」ということで『沖縄離れ』をせずに、まだまだ問題は残っていることをよく理解して温かく見守ってほしいということである。

このように地元からいろいろな不満や批判を受けながらも、この 5 年間、沖縄公庫の役職員の皆さんは、実によく働き、立派にその職責を果たしてきたと思う。

公庫の貸出しが量の面で飛躍的な成長をとげたことは冒頭でふれたが、その質的な面でみても、公庫本来の使命は、電力などのエネルギーの安定供給、質的改善をはじめとして、陸・海・空の輸送力の増強など、産業基盤の整備、ならびに住宅・医療など県民福祉に直結する生活環境の整備の二つの面では、画期的な成長を上げ、見事に達成されている。だが、残念なことには、産業の体質改善や産業構造の是正の面では、今日までのところ、ほとんどみるべきものがない、というのが実情である。

もっとも、これも考えてみれば無理もないことかもしれない。復帰後はブームの連続に酔い、お祭りさわぎに浮きたっていたことを思えば、体質改善や生産性向上、競争力の強化という血のにじむような苦しい努力を要する地道な行動を期待する方がムリかもしれない。海洋博が終りブームが去って、真の沖縄の姿が現前してきた今日、この現実と四つに組んで、はじめて真の『振興開発』が始まるわけだから、産業の体質改善への前進は、むしろ今後の課題であろう。公庫融資もこれからが、本当に難しくなる。単なる量的補完だけではなく、本当に産業の体質改善や、企業の合理化、近代化に結びつくよう、融資にあたっては特にこの点の留意が肝要であろう。

沖縄公庫も 6 年目に入って、ようやくその基礎も固まり、軌道に乗った。創業期の苦難を立派に克服して、新しい発展の段階に入ったわけである。発足当初、役職員の皆さんが慣れない本土公庫の制度融資と取り組んで苦労していた姿が今では懐かしく思い出される。設立 3 年目に入った 49 年度の収支問題の折、知念副理事長を本部長とする緊急対策本部の皆さんが、力をあわせて収支の改善に努力していたあの真剣な顔が、目に浮かんできて、胸が熱くなることがある。

沖縄のため日夜献身的な努力を続けておられる役職員の皆さんに深い感謝の念を捧げると共に、沖縄公庫の一層の発展と新生沖縄の輝やかしい繁栄を祈って筆を擱く。

国民金融公庫総裁（五年史掲載当時）
（初代沖縄振興開発金融公庫理事長）

佐竹 浩

第１章　業務範囲の変遷とその背景

第１節　沖縄振興における政策金融の役割

第１項　沖縄振興策の変遷

沖縄の本土復帰に際し、沖縄の振興開発を推進するために制定された、いわゆる「沖縄開発三法」の一つとして「沖縄振興開発特別措置法」が策定された。その措置法に基づき 10 年を計画期間とする「沖縄振興開発計画」の下で、産業政策のみならず、教育、医療など各方面における本土との格差是正を図る総合的な政策が講じられた。その後も第２次、第３次の「沖縄振興開発計画」、第４次の「沖縄振興計画」、第５次の「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」が策定された。本五十年史が編さん対象とする第５次までの振興（開発）計画の策定主体、政策目標および政策手法などは、時代環境の変化を受け変遷している。

なお、第６次の「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」が令和４年５月に策定され、諸施策が展開中である。

図表 1-3　沖縄振興（開発）計画の変遷

		【第１次計画】 昭和47～56年度	【第２次計画】 昭和57～平成3年度	【第３次計画】 平成4～13年度	【第４次計画】 平成14～23年度	【第５次計画】 平成24～令和3年度
時代背景		高度成長から安定成長へ、オイルショック、日米貿易摩擦（鉄鋼、TV）	プラザ合意、リゾート法、冷戦終結、日米貿易摩擦（自動車、半導体）、消費税導入	バブル崩壊、デフレ、不良債権問題、ネット社会到来、米国同時多発テロ	政策金融改革、地方分権、グローバリゼーション、少子高齢化、リーマンショック、東日本震災	人口減少、地方創生、インバウンド（訪日客）、マイナス金利、第4次産業革命（AI、IoT）
策定主体		国 → 沖縄県				
政策目標		本土との格差是正 自立的発展の基礎条件の整備		「特色ある地域として整備」を目標に追加	「民間主導型の自立型経済の構築」を目標に追加	施策展開の2つの基軸 「強くしなやかな自立型経済の構築」 「沖縄らしい優しい社会の構築」
		主として社会資本の整備 （交通基盤、住宅、水道、電気、病院、学校、ダム、工業用水、工業団地、農林水産基盤など）			産業の振興 社会資本の整備	・リーディング産業の育成（観光・情報・国際物流など） ・離島振興、子育て、教育、自然、伝統、文化 ・競争力ある社会資本
政策手法	予算	高率補助、予算の一括計上（S47～）		特別調整費（H8～23）	北部振興事業（H12～）	一括交付金（H24～） 推進費補助金（R元～）
	税制等（うち特区・地域制度）	酒税等税制の特例（S47～） ・工業開発地区の創設 ・自由貿易地区の創設		航空機燃料税等の軽減措置（H9創設～） 観光振興地域制度（H10創設～）➡観光地形成促進地域（H24創設～） 情報通信産業振興地域（H10創設～）情報通信産業特区（H14創設～） 自由貿易地域（S62指定～）+特別自由貿易地域（H11指定～）➡国際物流拠点産業集積地域（H24創設～）	産業高度化地域（H14～）➡産業高度化・事業革新地域（H24～） 金融業務特別地区（H14創設～）➡経済金融活性化特区（H26創設～）	
	政策金融	沖縄振興開発金融公庫（S47～）				
関連施策			・沖縄トロピカルリゾート構想（県） ・リゾート沖縄マスタープラン（県）	・沖縄経済振興21世紀プラン（国） ・基地返還アクションプログラム（県） ・国際都市形成構想（県） ・産業創造アクションプログラム（県） ・沖縄県マルチメディアアイランド構想（県） ・軍転特措法（国）		・アジア経済戦略構想（県） ・跡地利用推進法（国）

資料：「内閣府ホームページ『一政府が進める沖縄振興の概要―パンフレット（概要資料）』」、「沖縄県『沖縄振興のこれまでの取り組み』」を基に沖縄公庫作成

「沖縄振興（開発）計画」の特徴は、①予算の一括計上制度と高率補助の適用②経済特区・地域制度を含む税制上の特例③沖縄公庫による政策金融など、計画を実行するための担保となる強力な政策手法を有している点にある。

（各計画期間中の国内・県内の経済情勢および公共・民間施設の整備実績などは、部門史各編第１章「経済動向」参照）。

（１）第一次沖縄振興開発計画の概要（昭和47～56年度）

終戦から復帰までの 27 年間、日本の戦後経済体制から切り離され、高度成長時代を共有できず、米国施政権下、基地収入で対外支払いを賄う「基地依存型輸入経済」構造を余儀なくされたことから、復帰時の沖縄の社会経済の状況は、生活基盤や経済・産業基盤などのあらゆる分野で本土との著しい格差が存在した。「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」が計画の目標として掲げられ、政策手法として、沖縄関係予算を沖縄開発庁（現在は内閣府沖縄担当部局）が一括計上して確保する手法が導入され、基盤整備を極めて効率的に進めるため、最高水準の高率補助を適用した公共事業により、港湾、空港やダム、沖縄自動車道などの社会資本の整備が進められた。税制では、酒税などに課税の特例が設けられ、政策金融では、国は沖縄振興策の目標実現に必要な資金の確保に努めることとされ、沖縄公庫の出融資はその具体的措置の一つとして位置付けられている。

産業振興面では、第１次計画の策定時期が、本土の高度成長期（昭和 30 ～ 48 年）と重なったことも影響し、第３次産業に極端に偏った本県の産業構造を是正するため、製造業の振興が期待されたが、企業誘致については、石油関連の一部で精製・貯蔵業の立地が見られたものの、その他の工業誘致はその実現をみることなく推移していった。第一次石油危機以後の経済成長の鈍化や経済構造の変化などの外部要因に加え、工業用地や電力、物流施設といった県内産業基盤整備の遅れがその理由であった。このような中で県経済をリードし成長を支えたのが、公共工事などの財政支出と沖縄国際海洋博覧会で基盤が進んだ観光であった。

（２）第二次沖縄振興開発計画の概要（昭和57～平成3年度）

基盤整備が途上にあったことから、続く第２次計画でも産業政策が打ち出せない状態にあり、第１次計画と同じ目標が掲げられた。沖縄本島北部５ダムの完成や沖縄自動車道の全線開通など、社会資本の着実な整備に加え、工業用水、中城湾港の工業団地、那覇港の卸商業団地など、産業振興に関連したインフラ整備が進められた。基盤整備に向けた莫大な財政移転で経済が成り立っていたことから、公共投資に大きく依存する経済構造が形成された。

産業振興面では、円高不況を経て、昭和 62 年に内需拡大などを目的にリゾート法（総合保養地域整備法）が制定されたことなどから、観光リゾート産業（第２次計画では観光レクリエーション産業）が今後の有望な成長産業として位置付けられ、平成２年に沖縄県は「リゾート沖縄マスタープラン」を策定した。３年度に入域観光客数が 300 万人に達し（復帰時 56 万人）、産業の柱として観光リゾート産業への期待が高まった。

（３）第三次沖縄振興開発計画の概要（平成4～13年度）

第３次計画までの 30 年間はおおむね「社会資本整備を中心とした格差是正」を目標とした基盤整備が中心であった。初期の集中的な整備の結果、平成に入ってようやく水源、交通、農業基盤、工業用水などの産業基盤や教育、医療など、各種社会基盤が整ってきたこともあり、これまでの計画の２つの目標に、「特色ある地域として整備」が追加され、「南の国際交流拠点の形成」を目指す方向性が示された。これを踏まえ、沖縄県は平成８年に「国際都市形成構想」を策定し、情報関連産業の集積、自由貿易地域の整備・拡充、金融・投資などに係るオフショア機能の導入など、内外に開かれた「経済特別区」の形成などが示された。９年には「沖縄県産業創造アクションプログラム」を策定し、将来の中核産業として想定される６つの産業分野（食品産業、医療・バイオ、観光、情報、環境、物流）の形成が提案された。これらの県の取り組みを踏まえ、10 年に閣議決定された第５次の全国総合開発計画において沖縄は、「太平洋・平和の交流拠点」と位置付けられた。

７年に米兵による少女暴行事件が起き基地問題が大きくクローズアップされ、８年には米軍普天間基地の返還が合意、政府は「沖縄政策協議会」を設置した。また「沖縄経済振興 21 世紀プラン」が策定され、実効性の高い産業戦略が掲げられた。予算制度面では、「沖縄振興のための特別の調整費（特別調整費）」（８～ 23 年）や「北部振興事業」（12 年～）が創設された。

10 年に沖縄振興開発特別措置法が改正され、優遇税制を具備した経済地域制度として、指定制度（「観光振興地域」、「情報通信産業振興地域」および「特別自由貿易地域」）が創設された。

特に、観光リゾート産業に次ぐ基幹産業として期待された情報通信関連産業について、IT 技術が進歩する中、沖縄県は 10 年に「沖縄県マルチメディアアイランド構想」を策定し、同年に上述の「情報通信産業振興地域」が創設され、情報通信関連産業の成長につながる経済特区制度が整備された。

（４）沖縄振興計画の概要（平成14～23年度、第４次に相当）

第４次計画では、基本的考え方として、第１次～第３次計画における本土との「格差是正」を目標とした「キャッチアップ型」の振興開発だけではなく、沖縄の特性を十分発揮した「フロンティア創造型」の振興策への転換が示された。振興施策の展開では、「民間主導の自立型経済の構築」を目指す方向性が示され、計画の目標の中に、沖縄の特性を生かして、わが国のみならずアジア・太平洋地域の社会経済および文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図ることが盛り込まれた。また、沖縄振興の推進にあたっての基本的姿勢として、「参画と責任」「選択と集中」「連携と交流」の３つの考え方が新たに掲げられた。

同計画では、時代の変化に伴い注目されてきた「沖縄の優位性」を生かした産業振興の目標が明確に打ち出され、振興計画の中に初めて各種の産業施策が盛り込まれ、基盤整備と併せて産業振興に実質的に手がつけられた。主なものとして、観光リゾート産業に加え、情報通信関連産業や沖縄科学技術大学院大学に代表される知的産業クラスターの振興、さらに成長著しいアジア市場に最も近接する地理的優位性を背景とした国際貨物ハブ事業などの展開があった。その結果、観光リゾート産業が順調に伸長したほか、同産業に次ぐ情報通信関連産業については、第３次計画の中盤頃に情報通信関連技術が飛躍的に進歩・普及したこと、若年労働力が豊富なこと、「情報通信産業振興地域」の一部を「情報通信産業特区」に格上げし、課税の特例（優遇策）が拡充されたことなどが奏功し、立地企業数が増加し、自立型経済の構築に向けた動きがみられた。

また同計画では、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による雇用創出を重要な政策課題としており、当公庫の業務の特例として「新事業創出促進出資制度」が創設された。

（５）沖縄21世紀ビジョン基本計画の概要（平成24～令和3年度、第５次に相当）

沖縄県は、初めて県民が自ら将来のあり方を描いた長期基本構想「沖縄 21 世紀ビジョン」を 22 年に策定し、５つの将来像が描かれ、４つの固有課題がまとめられた。同ビジョンを基に第５次計画「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」が 24 年５月に策定された（図表 1-4）。同計画では、①策定主体を国から県に移譲し、国は財政・税制などで支援②予算制度面では、使途の自由度が高い「一括交付金」制度を創設③税制面では、経済特区制度を拡充し、特例措置を延長④政策金融では、振興施策と不離一体の沖縄公庫の存続など、「地方創生」の考え方を先取りする形で沖縄振興の新たなプラットフォームが構築された。構築の背景として、もの作り国家と言われ輸出産業の振興を進める国の産業政策と沖縄の産業構造にギャップがあり、国の産業政策と沖縄の現状が合わない部分が顕在化したことが挙げられる。特に、政策手法として「一括交付金」制度を創設したことにより、政策実行のスピード感および規模感が高まった。

「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」では、「強くしなやかな自立型経済の構築」と「沖縄らしい優しい社会の構築」を施策展開の二つの基軸としており、復帰後の基盤整備から始まった沖縄振興の歴史において産業や雇用の問題に加え、「ひとり親家庭への支援」などの社会政策が焦点化され始めた。また、同計画の基本的指針「自立・交流・貢献」において初めて「貢献」が掲げられ、「日本のフロントランナー」としての沖縄の地域特性を発揮しながらアジアの成長を取り込み、日本とアジア太平洋地域の交流と成長に貢献する地域拠点の形成が謳われている。

基本方向の施策展開の枠組みでは、「リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築」が挙げられ、観光リゾート産業や情報通信関連産業に加えて、臨空･臨港型産業など、第３、第４のリーディング産業を育成することが謳われている。これらを背景に沖縄県は、成長するアジア市場における地理的優位性に着目し、27 年に「アジア経済戦略構想」を策定した。

政策手法では、24 年に地域振興制度（地域･特区制度）が拡充され、「観光振興地域」は「観光地形成促進地域」に格上げされた。また、「国際物流拠点産業集積地域」が創設され、「自由貿易地域」および「特別自由貿易地域」は同制度に発展的に統合された。さらに、知的・産業クラスターとして世界最高水準を目指す沖縄科学技術大学院大学（OIST）が開学したほか、

航空機整備（MRO）事業が新規立地を果たし、国内初となる航空関連産業クラスターの形成が期待されている。

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、26年に沖縄振興特別措置法が改正され、課税の特例に関し、①金融業務特区を抜本的に見直し、経済金融活性化特別地区を創設②情報通信産業振興地域等に係る地域指定権限・事業認定権限を県知事に移譲③航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の拡大などの措置が講じられた。

29年5月には「沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定後の社会経済情勢の変化などにより重要性が増した課題を解決するため、当初の基本計画が改定され、「子どもの貧困対策」「MICE[注]の推進」などの施策が新たに盛り込まれた。

図表1-4　沖縄21世紀ビジョン、基本計画および実施計画の体系

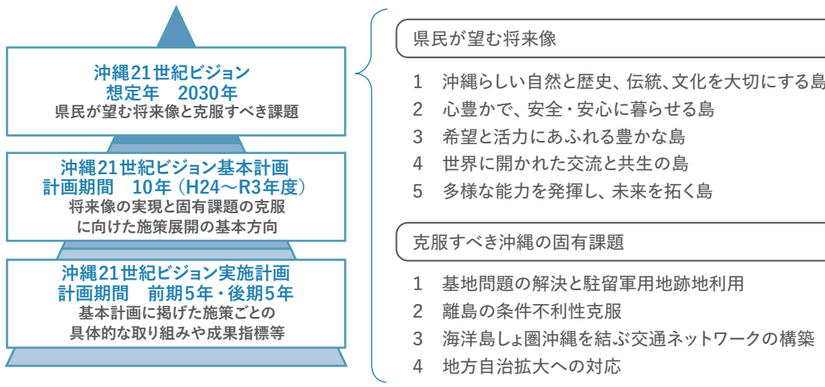

資料：「沖縄県『沖縄21世紀ビジョン 基本計画と実施計画』」を基に沖縄公庫作成

第２項　沖縄振興策における沖縄公庫の位置付け

（１）沖縄の振興における「車の両輪」

「沖縄振興（開発）特別措置法」において、国は沖縄振興策の目標実現に必要な資金の確保に努めることとされており、沖縄公庫の出融資はその具体的措置の一つとして位置付けられている。よって、財政投融資制度を背景に民間投資などを金融面で支援する当公庫の総合政策金融は、公共工事などに投入される国などによる税・財政面の支援措置と並び、沖縄の振興開発における「車の両輪」とされている。本土復帰から50年間（昭和47年度～令和3年度）の内閣府沖縄担当部局予算（補正予算を含む）の累計額は13.6兆円、当公庫出融資の累計額は7.1兆円に上る。

注　企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

図表1-5　沖縄の振興における「車の両輪」

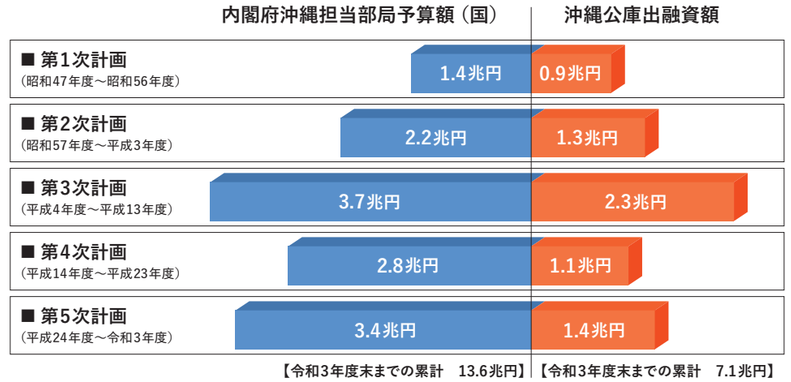

（注）四捨五入のため各項目の和と合計は必ずしも一致しない。内閣府沖縄担当部局予算額は補正後の金額である。
資料：沖縄公庫作成

（２）沖縄振興計画の変遷と沖縄公庫の役割

沖縄における当公庫による政策金融は、本土における日本政策金融公庫などの機関と並びの融資制度を実施することにより、全国一律の政策金融サービスを提供するとともに、沖縄の地域的な政策課題に対応するために、国や県の沖縄振興策などと不離一体となり、独自の出融資制度を創設・拡充してきた。当公庫はこのような制度を活用し、民間金融機関と協調・連携を図りながら、多様な資金ニーズにきめ細かく対応することで、沖縄振興を後押ししてきた。

第３次計画までは政策目標に「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」が掲げられ、社会資本整備を中心とした施策が展開されたことから、当公庫は①民間投資によるインフラ整備（電気、船舶、航空機、空港・港湾ターミナル、モノレール）②中小企業・農林水産業の振興（近代化、生産基盤整備、ホテル、工業団地・自由貿易地域）③住宅の本土との格差是正、持ち家・居住水準の向上、医療施設の充実などを支援した。また、第３次計画では政策目標に「地域特性を踏まえた産業振興」が追加され、大規模リゾート開発、市街地・駐留軍用地跡地開発なども支援した。

続く第４次計画では「民間主導型の自立型経済の構築」が政策目標に追加されたことから、当公庫は多様な産業分野や地域開発（大規模リゾート開発、商業施設、特区制度、離島振興、ベンチャー企業、駐留軍用地跡地開発）などを支援した。

第５次の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、「強くしなやかな自立型経済の構築」および「沖縄らしい優しい社会の構築」が施策展開の基軸的な考えとされ、「リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築」が施策展開の枠組みに追加された。特に「一括交付金」の創設に伴い、当公庫はリーディング産業の振興（沖縄の経済発展をけん引する産業や成長が期待される分野の振興に寄与する事業、特区制度）に加え、地域社会の課題への対応（離島振興、子どもの貧困問題、市町村連携）など、支援範囲を拡充してきた。（当公庫による具体

的な取り組みについては、後述の第２章「総合政策金融機関としての取り組み、経営改革の推進」参照）

図表1-6　沖縄振興計画の変遷と沖縄公庫の役割

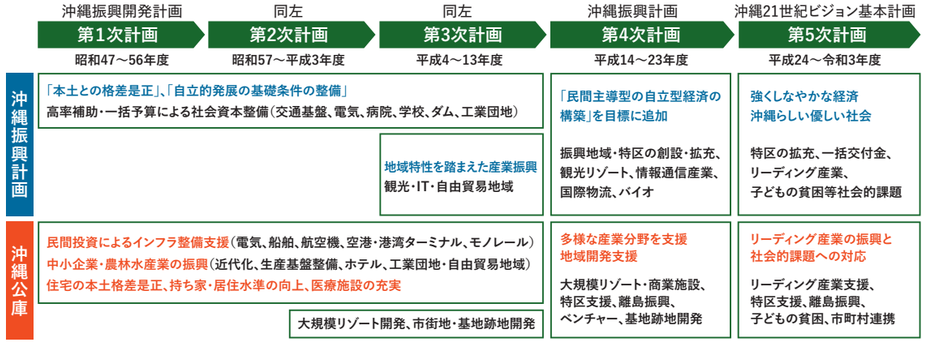

資料：沖縄公庫作成

第２節　事業年度21年度以降における30年間の変遷

第１項　平成4年度から令和3年度を中心とした県内経済動向

（１）人口

①総人口と年齢３区分別人口

沖縄の総人口は、本土復帰した昭和 47 年（10 月 1 日現在、以下同じ）は 95 万 9,615 人であったが、復帰後は増加を続け、約 51 万人増加している。このうち平成４年以降でみると４年の 123 万 8,754 人から令和３年には 146 万 8,526 人と約 23 万人増加した (図表 1-7)。全国の人口が平成 20 年頃から減少する中で本県の人口は増加を続けてきたが、近年は少子化や高齢化に伴う自然増の縮小により、増加率は年々低下している。令和３年の総人口の伸びの鈍化は、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う婚姻件数や出生数の減少および外国人の入国規制による減少も影響しているとみられる。

図表1-7　総人口と年齢3区分別人口

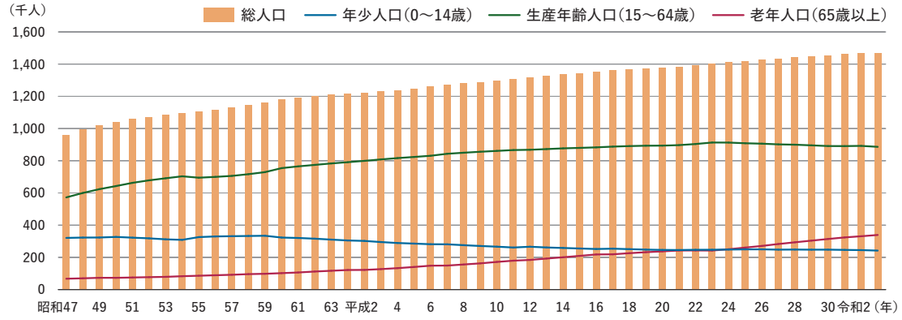

（注）国勢調査で補正後の人口。年齢3区分別人口は補正後の総人口に総務省「人口推計」の沖縄県の年齢構成比を乗じて補正した。各年10月1日現在。
資料：総務省「人口推計」、沖縄県「推計人口」

次に、人口の年齢構造（３区分）をみると、復帰後 15 歳～ 64 歳の生産年齢人口は増加を続けてきたが、平成 23 年に 91 万 3,133 人でピークとなり、24 年以降は減少に転じている。また 24 年には 65 歳以上の老年人口が 25 万 489 人となり、０～ 14 歳の年少人口（24 万 8,485 人）を初めて上回った。令和３年には、年少人口は 24 万 2,087 人まで減少し、生産年齢人口も 88 万 6,317 人に減少する一方、老年人口は 33 万 9,121 人まで増加している。平成４年と比較すると、年少人口は 28 万 9,176 人から令和３年までに約４万 7,000 人減少したのに対し、生産年齢人口は約６万 9,800 人増加、老年人口は約 20 万 6,000 人増加し、老年人口の増加が顕著である。年齢３区分別人口の構成比の変化をみると、年少人口は平成４年の 23.3％から令和３年には 16.5％と 6.8 ポイント低下し、生産年齢人口は 65.9％から 60.4％に 5.5 ポイント低下、老年人口は 10.7％から 23.1％に 12.4 ポイント上昇している。なお全国の令和３年の年少人口の構成比は 11.8％で、本県より 4.7 ポイント低い。また、生産年齢人口の構成比は 59.4％で、本県より 1.0 ポイント低く、老年人口は 28.9％で本県より 5.8 ポイント高い。

なお、国連による定義では、全人口のうち 65 歳以上の人口が７％を超えると「高齢化社会」、14％を超えると「高齢社会」、21％を超えると「超高齢社会」という。本県では復帰した昭和 47 年から 50 年にかけて県人口に占める 65 歳以上の人口の割合がおおむね 7.0％で推移していたが、51 年以降は７％を超えて高齢化社会に入った。また、平成 13 年には 14％を超えて高齢社会に、30 年には 21％を超えて超高齢社会に入っている。高齢化社会に入ってから 26 年後に高齢社会に入り、高齢社会から 18 年後に超高齢社会に入ったことになる。全国は昭和 45 年に７％を超えて「高齢化社会」に入り、それから 24 年後の平成６年に 14％を超えて「高齢社会」に、その 16 年後の 22 年には 21％を超えて「超高齢社会」を迎えた。本県は全国より８年遅く「超高齢社会」に入ったことになる。

②社会増減、自然増減

復帰後の人口の社会増減は以下のように 10 区分に大別できる（図表 1-8）。転入・転出の動きとしては ①昭和 47 ～ 50 年は国の出先機関の設置や県外企業の進出による県内転入超

② 51 ～ 57 年は県外進学・就職などの増加による県外転出超 ③昭和 61 ～平成 4 年はバブル景気による県外転出超 ④ 5 ～ 11 年はバブル崩壊に伴う県内転入超 ⑤ 14 ～ 17 年は NHK 朝の連続テレビ小説「ちゅらさん（ 13 年放送)」効果での移住ブームによる県内転入超 ⑥ 18 ～ 20 年は全国の長期にわたる景気回復に伴う県外転出超 ⑦ 21 年はリーマンショック(20 年）後の雇い止めに伴う県内転入超 ⑧ 23 年は東日本大震災、原子力発電所事故での避難者の県内転入超 ⑨ 26 年頃からの在留外国人の増加による県内転入超 ⑩新型コロナウイルス感染拡大に伴う外国人の県外（ 国外）転出超などがみられた。

図表1-8　社会増減

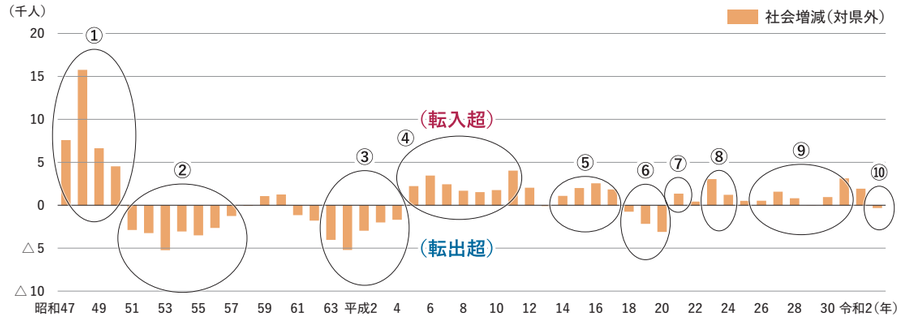

（注）昭和47年から48年は県内市町村間の社会増減を含む。49年以降は対県外・海外との社会増減である。
資料：沖縄県「推計人口」

復帰後の人口の自然増減をみると増加を続けているが、増加幅は漸減傾向が続いている (図表 1-9-1)。平成 4 年以降でみると、この傾向は主に死亡数の増加が大きく影響している。また、28 年以降はこれまでおおむね横ばいで推移していた出生数が、女性の 15 ～ 49 歳人口の減少などから減少基調となり、自然増の減少傾向が強まっている。

図表1-9-1　社会増減と出生数、死亡数、自然増減（沖縄県）

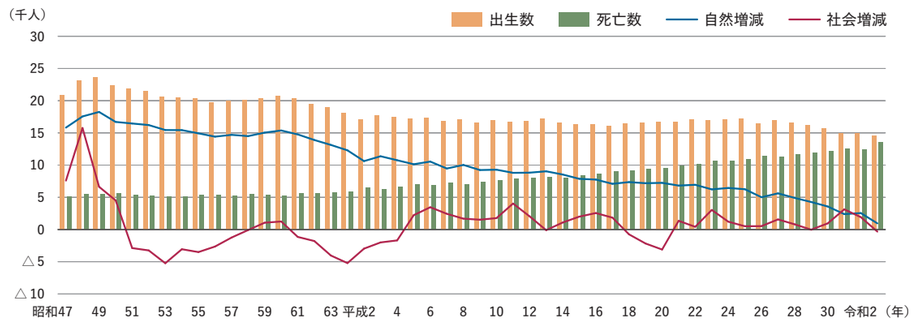

（注）社会増減は沖縄県「推計人口」の対県外との社会増減。
資料：厚生労働省「人口動態調査」、沖縄県「推計人口」

なお、全国は 16 年までは出生数が死亡数を上回る自然増で推移していたが、17 年には死亡数が出生数を上回る自然減となった（図表 1-9-2)。翌 18 年は自然増になったが 19 年には再び自然減に転じ、その後は自然減の減少幅が拡大している。

図表1-9-2　社会増減と出生数、死亡数、自然増減（全国）

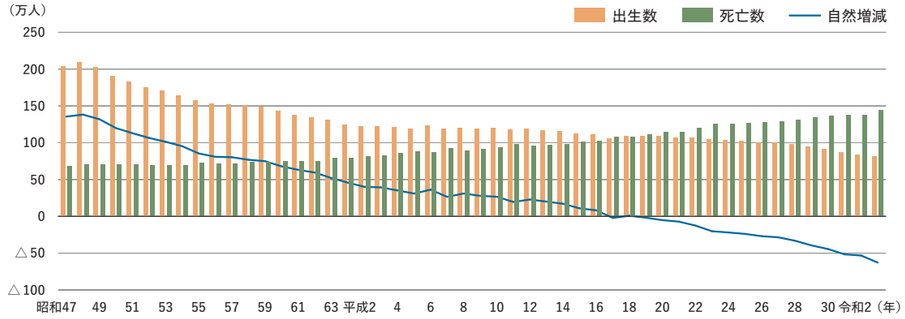

資料：厚生労働省「人口動態調査」

③圏域別人口

復帰後の圏域別の人口（5 区分）を国勢調査でみると、県全体に占める中部圏域の人口の構成比が昭和 50 年（10 月 1 日）の 30.3％から令和 2 年には 35.9％まで 5.6 ポイント増加している (図表 1-10)。中部圏域での構成比の高まりは復帰後、中城村や北谷町、沖縄市（泡瀬地区）などでの宅地開発が背景にある。また那覇市を含む南部圏域は、昭和 50 年の 49.0％から令和 2 年には 48.1％に 0.9 ポイント低下している。那覇市は駐留軍用地跡地の那覇新都心地区や小禄金城地区で増加したものの、市全体では那覇市周辺をはじめ他の市町村に人口が転出した。一方で、豊見城市や与那原町、南風原町、八重瀬町などは土地区画整理事業などで宅地が開発され、また那覇市のベッドタウン的な地域で人口が増加しているが、南部圏域全体では構成比がわずかながら低下している。

北部圏域は昭和 50 年の 11.4％から令和 2 年には 8.7％と 1 割以下に低下した。離島については、宮古圏域は人口の減少傾向が続いていたが、近年は伊良部大橋の開通効果などにより入域観光客数の増加に伴なう観光関連産業の従事者の転入などから構成比に下げ止まりの動きがみられる。また、八重山圏域では平成 2 年以降は 3.7％から 3.8％で推移していたが、令和 2 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響や前回の国勢調査での特殊要因[注1]もあり 3.6％に低下した。

注1　平成27年の国勢調査時には与那国町で自衛隊基地の建設で町外から多くの建設業従業者が在住し、これらの人々が国勢調査の人口に含まれている。令和2年調査では工事終了に伴い同従業者は既に転出しており、その分、人口が減少している。

図表1-10　圏域別人口構成比

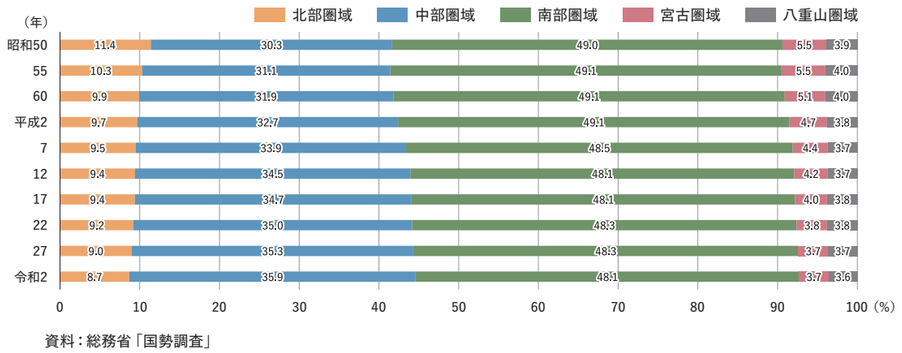

資料：総務省「国勢調査」

（2）県民経済計算[注2]

①県民総所得（名目）

復帰した昭和 47 年度の県民総所得（県外からの所得（純計）を含む。名目値）は約 5,012 億 8,000 万円であったが、平成 4 年度には約 3 兆 1,928 億 8,000 万円となり、20 年間で約 6.4 倍に拡大している（図表 1-11）。4 年度以降の推移をみると、10 年後の 14 年度には 3 兆 7,869 億 3,000 万円、20 年後の 24 年度には 3 兆 9,857 億 2,000 万円、直近のデータが公表されている令和元年度には 4 兆 9,130 億円となり、復帰後 47 年間で約 9.8 倍に拡大している。平成 4 年度以降はバブル崩壊により全国と同様に伸びが鈍化し、東日本大震災、リーマンショックによる景気低迷を経た 25 年度以降は、インバウンド（訪日客）の増加や沖縄振興予算の増額、大型商業施設やホテルなどの旺盛な民間建設投資もあり長期にわたる景気拡大で、伸びが高まった。

図表1-11　県民総所得（名目値）

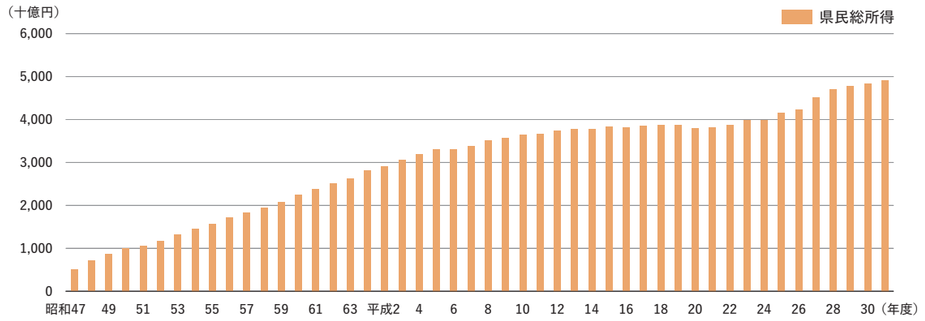

（注）県民総所得は、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。
資料：沖縄県「県民経済計算」

注2　県民経済計算は公表の都度、過去一定期間について遡及改訂される。本統計では、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。

②県内総生産（実質成長率）

名目の県内総生産から物価変動の影響を除いた実質の県内総生産の増減率である実質成長率をみると、復帰直後は沖縄国際海洋博覧会に向けた社会資本の整備や公共投資の拡大による高成長の動きがある一方で、同博覧会終了に伴う景気の悪化や地価高騰による住宅着工の減少などで実質成長率は低下した（図表 1-12）。平成 3 年度以降はバブル崩壊により、本県、全国とも低成長が続いた。本県では 25 年度以降、インバウンド（訪日客）の増加や沖縄振興予算の増額、大型商業施設やホテルなどの建設投資が活況を呈し、実質成長率は全国を上回って推移した。

図表1-12　国内総生産と県内総生産（実質成長率）

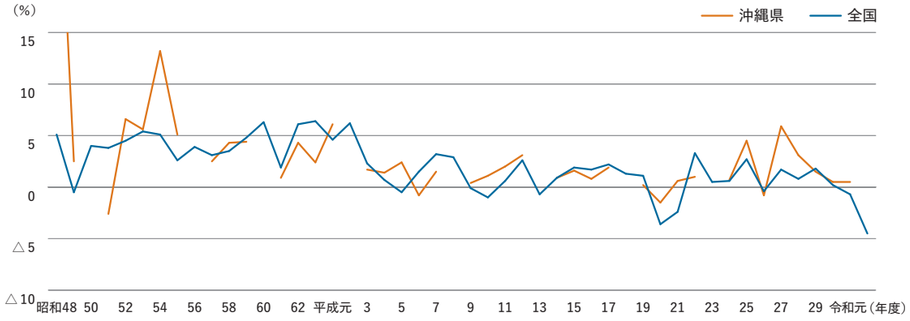

（注）県内総生産（支出側）の実質成長率は、平成5年度までは固定基準年方式、6年度以降は連鎖方式である。また、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続であるため、実質成長率は算出できない。全国は昭和55年度までは固定基準年方式、56年度以降は連鎖方式である。また、昭和56年度、平成7年度は前年度と不連続である。
資料：内閣府経済社会研究所「国民経済計算」、沖縄県「県民経済計算」

③県内総生産（支出側、名目）

県内総生産について支出側（名目）でみると、需要項目で最も構成比が大きい民間最終消費支出は復帰した昭和 47 年度は 3,067 億円であったが年々増加し、平成 4 年度には 1 兆 5,093 億円、令和元年度には 2 兆 6,451 億円に拡大した（図表 1-13）。支出総額に占める割合は、復帰後 10 年間程度は 60％台後半で推移したが、その後は他の需要項目が民間消費支出より相対的に高い伸びとなったことからおおむね 50％台で推移している（図表 1-14）。

政府最終消費支出は、高齢化に伴う社会保障関係費の増加に伴い支出額は増加基調で推移し、支出総額に占める割合も上昇傾向が続いている。平成 4 年度は 7,683 億円であったが、統計上の項目の組み替え[注3]が行われる直前の 22 年度には 1 兆 1,564 億円まで増加し、4 年度比で約 1.5 倍となっている。なお、23 年度から 30 年度までは支出額が 1 兆円を割り込みその割合も低下しているが、これは統計上の項目の組み替え[注3]による影響を含む。23 年度以降の推移は増加

注3　政府最終消費支出が平成23年度以降は「地方政府等消費支出」に変更され、国の出先機関の支出などは移出入（純）の移出に含まれている。具体的には国の出先機関の消費支出および社会保障基金の国所管の分が政府消費支出から除かれ移輸出に含まれた。なお、移し替えのため、県内総生産（支出側）の総額には影響しない。

基調である。

民間住宅投資は、復帰直後は国の出先機関の設置や県外企業の進出などで貸家需要が増加したことや持家需要の増加から支出総額に占める割合も昭和 50 年度頃までは 1 割を超えていた。しかし、その後は 1 桁台で推移している。支出額でみると復帰後、おおむね 1,000 億円台で推移していたが、県内景気が拡大する中で平成 24 年度以降は 2,000 億円台で推移し、令和元年度には 3,055 億円と増加し、支出総額に占める割合は 6.6％となっている。

民間設備投資は、電力や宿泊・飲食業、卸売業・小売業、運輸業、保健衛生・社会事業（医療・福祉など）、情報通信関連産業などを中心に堅調に推移した。復帰後、増加基調で推移し、平成元年度からバブル崩壊直後の 4 年度までは 5,000 億円前後に達した。その後はおおむね 4,000 億円台で推移したが、25 年度以降は大型商業施設や宿泊施設などの建設投資の増加で 5,000 億円台となった。そして、29 年度以降は 6,000 億円台が続き、令和元年度の支出総額に占める割合は 13.4％となった。

図表1-13　県内総生産（支出側、名目）

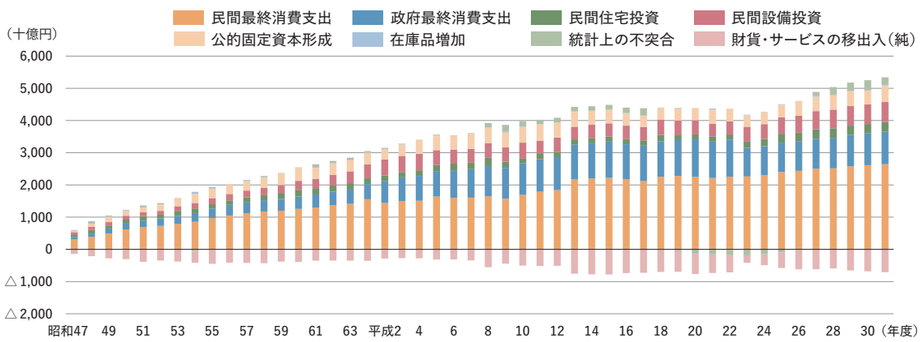

（注）1.県内総生産（支出側）は、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。
2.政府最終消費支出の平成23年度以降は「地方政府等消費支出」となり、国の出先機関の支出等は移出入（純）の移出に含まれている。
資料：沖縄県「県民経済計算」

図表 1-14　県内総生産（支出側、名目、構成比）

（単位：％）

（年度）	昭和47	50	55	60	平成2	7	12	17	22	27	令和元
民間最終消費支出	66.8	67.4	65.2	58.5	50.3	49.1	51.4	58.1	61.6	58.7	57.1
政府最終消費支出	16.2	19.3	20.0	17.9	23.5	27.0	28.7	30.1	31.6	21.8	21.7
民間住宅投資	14.2	13.5	8.7	9.5	6.2	6.2	4.6	4.5	4.2	6.9	6.6
民間設備投資	19.2	13.1	13.0	13.1	17.3	13.2	12.5	11.2	11.3	13.2	13.4
公的固定資本形成	9.4	17.3	19.7	18.5	11.4	14.8	13.1	9.8	10.7	10.4	11.1
在庫品増加	4.0	2.6	3.6	△0.2	1.2	0.3	0.1	△0.1	△0.8	0.8	0.8
財貨・サービスの移出入(純)	△30.9	△30.2	△28.3	△18.0	△9.4	△9.8	△14.3	△19.8	△14.5	△14.5	△15.3
統計上の不突合	1.1	△2.9	△1.8	0.7	△0.6	△0.7	3.9	6.3	△4.2	2.8	4.6
県内総生産（支出側）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1.県内総生産（支出側）は、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。
2.政府最終消費支出の平成27年度と令和元年度は「地方政府等消費支出」となり、国の出先機関の支出等は移出入（純）の移出に含まれている。
資料：沖縄県「県民経済計算」

公的固定資本形成（公共投資）については、復帰後、沖縄振興開発計画で道路やダム、港湾、空港、公共施設などの整備が推進されたことから増加を続け、昭和 60 年度には 3,981 億円と 4,000 億円近くまで達した。その後、3,000 億円台で推移したが、平成 2 年度以降はバブル崩壊に伴う景気対策として支出額が再び増加した。14 年度以降は、小泉内閣による財政再建への取り組みによって公共投資が削減され、支出総額に占める割合も低下したが、24 年度以降は第 2 次安倍内閣での沖縄振興予算の増額により再び増加した。令和元年度には 5,148 億円となり、支出総額に占める割合は 11.1％となった。

また、財貨・サービスの移出入（純計）は、復帰後、観光収入が主な移出項目として伸びたが、本県では製造業の割合が低く、県内の消費財・生産財の需要を移輸入に大きく依存していることから、移入超過が恒常的に続いている。昭和 61 年度以降の移入超過の改善は、円高基調が続いたことから円換算ベースでの輸入額の減少が寄与したものと推察されるが、依然として大幅な移入超過が続いている。また、平成 23 年に移入超過額が縮小しているが、これは政府最終消費支出の国の支出額が県民経済計算の統計上の見直しにより、移出項目に組み替えられたことによる。統計上の見直しが行われる直前の 22 年度の財貨・サービスの移輸入超過額は 5,298 億円の入超であり、県内総支出に占める割合は 14.5％のマイナスとなっている。

④県内総生産（生産側、名目）

県内総生産について生産側（名目）でみると、本土復帰時に期待された製造業の振興について、米軍統治下での歴史的経緯や立地条件の不利性、国内全体で製造業の海外へのシフトが進んだことなどから目立った成果が挙げられていない。このため製造業の割合が全国平均と比較して極めて小さく、物的生産力が弱い経済構造となっている（図表 1-15、図表 1-16）。

図表1-15　県内総生産（生産側、名目）

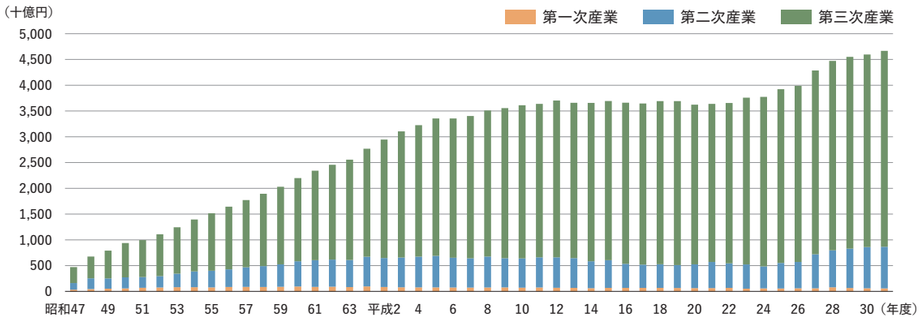

（注）県内総生産（生産側）は、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。
資料：沖縄県「県民経済計算」

復帰当初は復帰前からの主要輸出品目である製糖業やパイン製造業が政府の保護政策の下で移出を伸ばしたものの、国際的な価格競争力などで厳しい状況が続き、生産額に占める割合は低下している。また本県の酒造産業も酒税軽減措置や沖縄ブームなどで出荷額を伸ばしてきた

ものの、県外企業との競合や若年層の嗜好の変化などから出荷額が減少基調にある。

一方、第２次産業の中でも建設業は、復帰後の公共投資の拡大や住宅、民間企業の建設投資などで拡大基調が続き、全産業に占める割合はおおむね10％台で推移し、全国平均を上回っている。

また、本県の第３次産業は、戦後米軍基地建設が優先されたため、建設資材や生活必需品などの物資を県外から安価で調達する措置がとられ、輸入依存度の高い経済構造を形成していたことや軍人・軍属による消費支出や県民の個人消費の増加により卸・小売業や飲食・サービス業を中心に拡大した背景があり、本土復帰前から県内総生産に占める割合が高い。復帰後は、観光関連産業が基幹産業として成長してきた。

平成24年以降は海外路線の拡充など受け入れ体制の整備によりインバウンド（訪日客）が増加し観光収入も高い伸びを示した。また、沖縄振興策でリーディング産業と位置付けられた情報通信関連産業の企業立地が進んでいるほか、高齢化を背景に医療・福祉の需要が増加したことなどから県内総生産に占める第３次産業の割合も増加基調を示し、全国を大きく上回っており、令和元年度では82.1％（全国は72.5％）となっている。

図表1-16　県内総生産（生産側、名目、構成比）

（沖縄県）　（単位：％）

（年度）	昭和47	50	55	60	平成2	7	12	17	22	27	令和元
第一次産業	7.3	6.3	5.2	4.4	3.0	2.2	1.9	1.9	1.8	1.4	1.3
第二次産業	27.9	23.3	21.6	22.8	19.6	17.4	16.6	12.4	13.0	15.5	17.4
製造業	11.4	8.7	7.4	6.7	6.3	5.8	6.2	4.4	4.7	4.7	4.3
建設業	16.4	14.6	14.3	16.1	13.3	11.6	10.4	8.0	8.3	10.7	13.1
第三次産業	67.3	72.2	74.9	75.0	80.3	84.4	85.2	85.6	85.0	83.5	82.1
県内総生産（生産側）	102.5	101.8	101.7	102.2	102.9	104.0	103.7	99.8	99.9	100.4	100.7

（全　国）　（単位：％）

（暦年）	昭和47	50	55	60	平成2	7	12	17	22	27	令和元
第一次産業	5.5	5.5	3.6	3.1	2.5	1.6	1.5	1.1	1.1	1.0	1.0
第二次産業	43.7	40.4	37.8	36.0	36.6	31.2	29.2	26.9	25.5	25.7	25.6
製造業	35.3	30.7	28.6	28.4	26.7	23.6	22.6	21.5	20.8	20.5	20.1
建設業	8.4	9.7	9.2	7.7	9.8	7.6	6.7	5.4	4.6	5.2	5.5
第三次産業	54.9	58.1	62.8	64.0	64.2	66.3	69.3	72.4	73.4	72.7	72.5
国内総生産（生産側）	104.1	104.0	104.2	103.2	103.3	99.2	100.1	100.5	100.0	99.4	99.1

（注）1.県内総生産（生産側）および国内総生産（生産側）は、基準年および推計方法が異なる年度は不連続である。
2.県内総生産（生産側）および国内総生産（生産側）は、産業計に調整項目を加減しているので、産業計が県内総生産に占める割合の合計は100％とは一致しない。
資料：内閣府「国民経済計算」、沖縄県「県民経済計算」

⑤１人当たり県民所得

復帰後の１人当たり県民所得（名目値）は昭和47年度の44万円から平成３年度の197万円まで増加基調で推移し、復帰時の約4.5倍となった（図表1-17）。この第一次および第二次沖縄振興開発計画の期間に、全国は74万円から299万円まで増加、約4.0倍となっており、復帰後20年間の増加率は本県が全国を上回って推移した。また、この期間の１人当たりの所得格差は、全国を100とすると本県が復帰した昭和47年度の59.5から平成３年度には65.7となり、6.2ポイント程度改善している。

第三次沖縄振興開発計画の初年度となった４年度の204万円から直近のデータが得られる令和元年度には241万円となり37万円増加した。一方、全国は297万円から318万円となり21万円増加した。その結果、１人当たり県民所得の全国との格差は平成４年度の68.7から令和元年度には75.8となり、7.1ポイント縮小し、改善している。

図表1-17　1人当たり国民所得と1人当たり県民所得

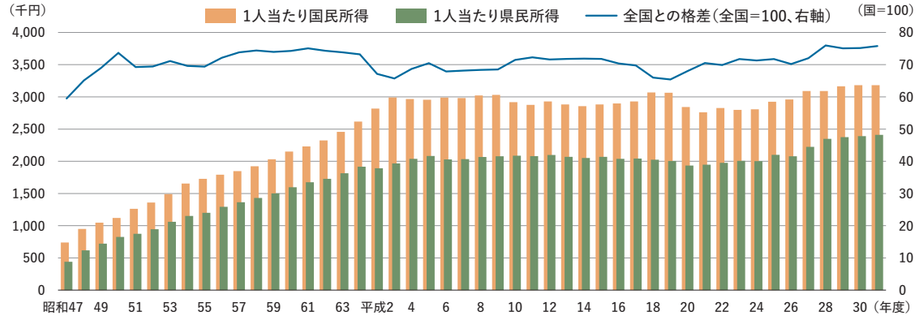

（注）1人当たり県民所得は、昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。全国は昭和55年度、平成6年度は前年度と不連続である。
資料：内閣府経済社会研究所「国民経済計算」、沖縄県「県民経済計算」

⑥３Ｋ経済

復帰前の沖縄は、経済に占める基地収入（軍関係受取）の割合が高い基地依存型経済であった。復帰後は軍関係受取に加え、公共投資による社会資本の整備および観光産業が県経済をけん引したことから、本県の経済は３Ｋ経済（公共投資、観光収入、基地収入）と言われた。公共投資は昭和60年代に横ばいで推移した時期もあったが、平成11年度まで増加基調で推移した（図表1-18）。10年代前半は小泉内閣の構造改革で減少傾向に転じ、16年度以降は21年度を除いて4,000億円を下回っていたが、26年度以降は4,000億円台で推移し、令和元年度には5,000億円となった。また、観光収入は入域観光客数が右肩上がりであったことから増加基調で推移し、20年代後半は１人当たり消費額が大きい外国客の増加により伸びが高まったが、令和元年度の年度後半は新型コロナウイルスの感染拡大により減少した。基地収入（軍関係受取）については、県経済の拡大に伴い県民総所得に占める割合は小さくなっているものの、10年代はおおむね2,000億円で推移し、20年代後半は増加している。

図表1-18　沖縄県の公共投資、観光収入、基地収入

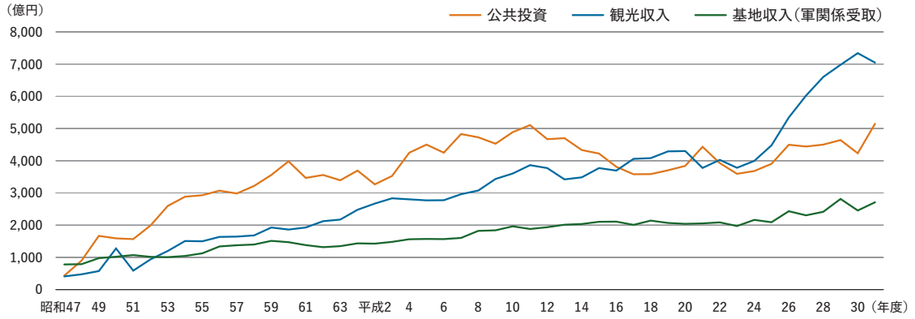

（注）公共投資と基地収入は昭和50年度、56年度、60年度、平成2年度、8年度、13年度、18年度、23年度は前年度と不連続である。観光収入は昭和51年度まで遡及改定されており、50年度以前とは不連続である。
資料：沖縄県「県民経済計算」、「観光収入」より作成

（3）観光関連

①入域観光客数

本県への入域観光客数は、新型コロナウイルス感染拡大前の平成 30 年度に外国客 300 万人を含む 1,000 万人を達成し、復帰時の昭和 47 年度の 56 万人から約 18 倍に増加した(図表 1-19)。

図表1-19　入域観光客数

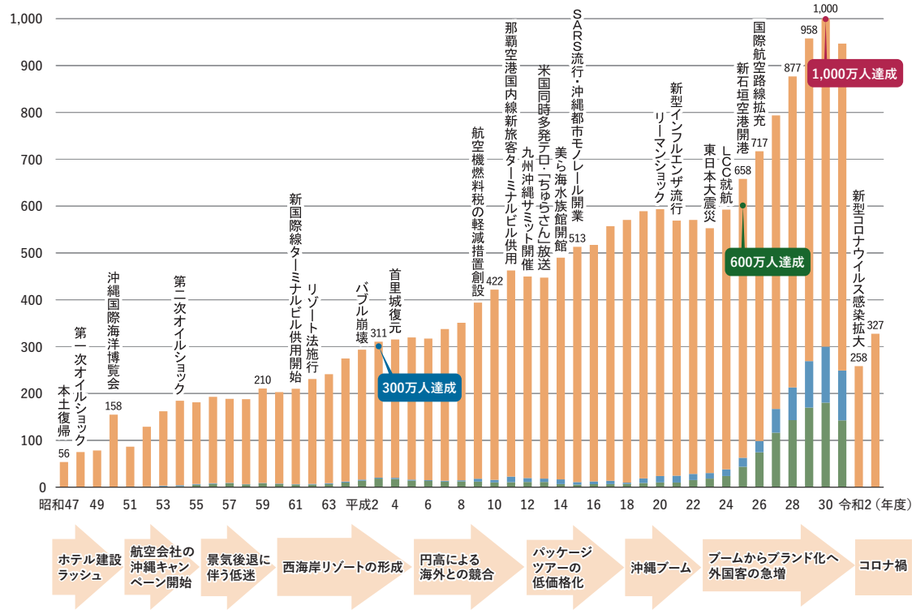

（注）国内客には沖縄県在住者は含まない。また、外国客には国内経由の外国人は含まない。
資料：沖縄県「観光要覧」を基に沖縄公庫作成

沖縄観光の成長過程を観光客数の推移でたどると、昭和 50 年に沖縄国際海洋博覧会開催で 158 万人に急増し、海洋性リゾート地として一躍脚光を浴びるが、翌年度は反動で激減。その後、航空会社などによる沖縄キャンペーンが奏功し、59 年度に 200 万人台に達した。総合保養地域整備法（リゾート法）が施行された 62 年頃から、本島西海岸を中心にリゾートホテル開発が進み、平成 3 年度には 300 万人台に到達、県内・県外資本による多様なホテル投資が続き、その立地も多様化した。

バブル崩壊の影響や円高による海外との競合が見られたものの、平成 7 年度以降の国内航空における参入規制・運賃規制の緩和と 9 年度の航空機燃料税の軽減措置（沖縄振興策）とが相まってパッケージツアーの低価格化が進み、10 年度に 400 万人台、15 年度に 500 万人台に達した。その間、12 年度の九州･沖縄サミット開催や 13 年度の NHK 連続テレビ小説「ちゅらさん」の放送を契機に、沖縄の認知度は大きく向上した。一方で、13 年度に発生した米国同時多発テロは、多くの米軍基地を抱える沖縄の特殊事情から、修学旅行を中心に団体旅行のキャンセルが相次ぎ、本県経済は深刻な打撃を被った。14 年度に「沖縄美ら海水族館」が開館、16 年度に沖縄型特定免税店（全国初の空港外店）が開館するなど、通年型・全天候型の観光施設が整備され、15 年度には沖縄都市モノレール「ゆいレール」が開業するなど、二次交通の整備も進んだ。リーマンショック、新型インフルエンザの流行や東日本大震災の影響による落ち込みは見られたものの、世界水準のホテルの進出や、LCC（格安航空会社）の就航および国際航空路線の拡充、クルーズ船寄港の増加により外国客が急増、25 年度に 600 万人を突破した観光客数は、その後わずか 5 年で 1,000 万人に達した。

令和 2 年 2 月に新型コロナウイルス感染症の県内初の感染者が確認された。国内の社会・経済活動の制限措置や海外からの入国制限措置がとられ、特に通年で影響を大きく受けた 2 ～ 3 年度は外国人入域観光客（外国客）が 0 人となるなど観光客数が激減した。

②観光収入

本県の観光収入は新型コロナウイルス感染拡大前の 30 年に 7 千億円台を達成し、昭和 47 年の 324 億円から約 23 倍に増大した。一方、平均滞在日数（昭和 53 年度 5.38 日→平成 30 年度 3.59 日）の減少を反映し、観光客 1 人当たり県内消費額（昭和 47 年 73 千円→平成 30 年 74 千円）が低迷していることから、長期滞在型観光への転換が引き続き課題として挙げられている。

③県内宿泊施設

軒数ベースでは平成 29 年に 2 千軒を突破後、わずか 2 年後に 3 千軒（令和元年）を超え、客室数ベースでは 26 年に 4 万室を突破後、5 年後には 5 万室（令和元年）に達した。特に 29 年から令和 2 年にかけてホテルの開業が相次ぎ、毎年 200 軒以上・3 千室以上のペースで急増した（図表 1-20）。

図表1-20　県内宿泊施設数（軒数・客室数）

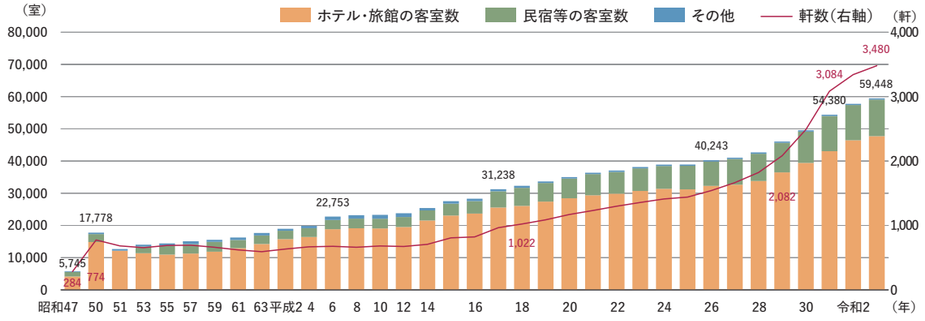

（注）1.12年以前は2年毎の調査。
2.21年以前は毎年10月1日現在、22年以降は12月31日現在の数値。
3.民宿等には民宿、ペンション、貸別荘、ドミトリー・ゲストハウス、ウィークリーマンションが含まれる。
資料：沖縄県「宿泊施設実態調査」を基に沖縄公庫作成

④外国人入域観光客（外国客）

外国人入域観光客（外国客）数は、中国人個人観光数次ビザ（沖縄数次ビザ）発給開始、海外航空路線の新規就航や増便、クルーズ船寄港の増加などを受け、平成19年度以降12年連続で増加し、30年度に300万人に達したが、令和元年度には日韓関係の悪化（韓国客は5割強減少）や新型コロナウイルス感染拡大が影響し2割弱減少した。令和2年度は同感染症が世界規模で拡大し、2年3月から海外航空路線の運休やクルーズ船の運航停止、中国、香港、韓国を含む国や地域から日本への入国制限措置がとられたことから急減し、4月以降は復帰後初めて外国客が0人となった。3年度も入国制限措置が継続されたことから2年連続で0人となった（図表1-21）。

ピーク時の平成30年度の外国客の国・地域別構成は、台湾3割、中国本土2割強、韓国2割弱、香港1割弱、その他2割となっており、東アジア、特に中国語圏の構成比が高い。

図表1-21　空路・海路別の外国客数

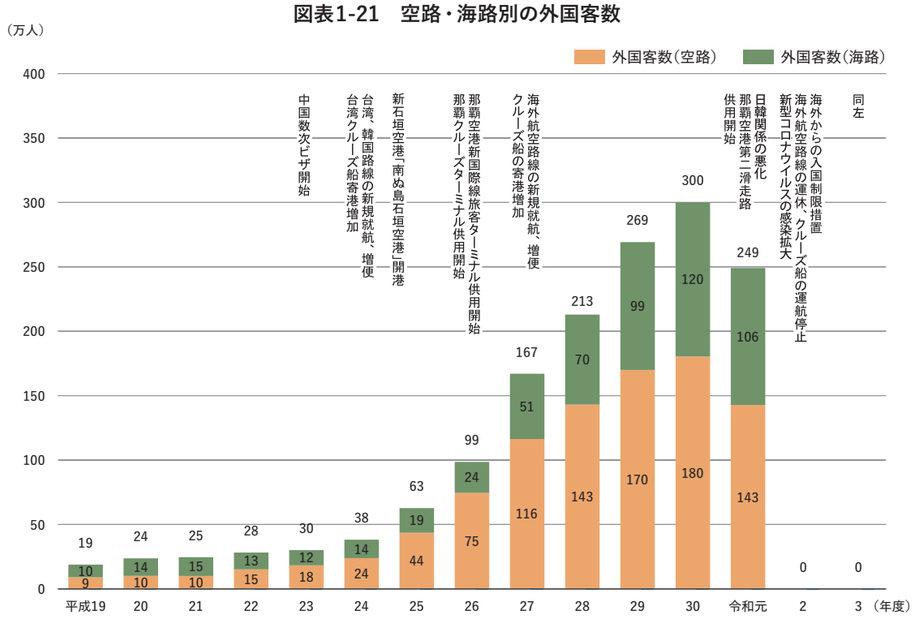

（注）外国客は国内経由の外国人を含まない。
資料：沖縄県「観光要覧」、「沖縄県入域観光客統計概況」を基に沖縄公庫作成

（4）建設関連

①公共投資（沖縄振興予算と公共工事請負金額）

沖縄では、復帰後5次にわたる沖縄振興（開発）計画により、本土に比べて大きく立ち後れていた道路や空港、港湾、ダムなどの社会資本整備を推進し、着実に進展してきた。平成4年度以降の公共工事請負金額（西日本建設業保証）をみると、昭和50年代後半から60年代および平成初期にかけて、2,000億円台で推移していた沖縄開発庁予算（補正後予算）が、バブル崩壊後は景気対策で公共投資を中心に補正予算が編成されたことから、10年度まで増加基調で推移した（図表1-22）。11年度以降は、政府が公共投資を抑制する方針に転換したことで公共事業関係費の補正予算による増額は一服した。沖縄開発庁予算は11年度に前年度より減少し、14年度頃までおおむね横ばいで推移した（14年度以降は内閣府沖縄担当部局予算。以下、沖縄開発庁予算も含めて沖縄振興予算という）。この間、沖縄振興予算以外の省庁予算や県、市町村の自主財源も含めた公共工事請負金額は減少に転じている。

沖縄振興予算は15年度以降、23年度まで減少基調で推移した。この期間は小泉内閣（13年4月から18年9月）が構造改革で公共事業を削減しており、その後も公共事業費の減額が続いた。24年度は沖縄振興予算が補正後で3,000億円台となり、また25年度には政府が沖縄振興計画の残りの期間について毎年度3,000億円台の予算を確保したことから再び増加し、公共工事請負金額も増加基調に転じた。29年度は国関係工事の支出増で高い伸びとなったが、翌30年度以降もおおむね3,000億円台で推移した。なお、令和2年度は当初予算3,010億円

が補正後 4,395 億円に増加している。背景としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を勘案した沖縄公庫関連の増加が大きかった。

図表1-22　沖縄振興予算と公共工事請負金額

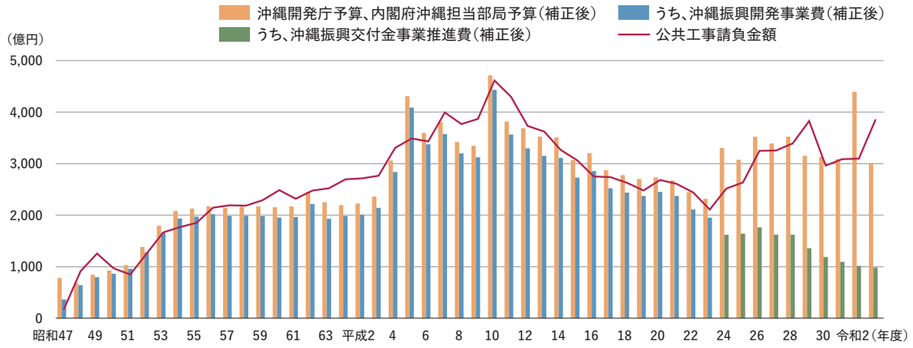

（注）平成13年度までは沖縄開発庁予算、14年度以降は内閣府沖縄担当部局予算、令和3年度は当初予算。
資料：内閣府沖縄総合事務局「沖縄県経済の概況」などを基に沖縄公庫作成。
　　公共工事請負額は西日本建設業保証（株）「公共工事動向」

②建築着工床面積、工事費予定額

平成 4 年以降を中心に建築着工床面積をみると、3 年から 7 年頃にかけて減少基調で推移した。居住用と非居住用でみると、バブル崩壊の影響から非居住用建築物の着工床面積が減少した一方、居住用建築物の着工床面積はバブル経済が崩壊した 3 年には落ち込んだものの、金融緩和による貸出金利の低下により持ち直しの動きがみられた（図表 1-23）。8 年は、9 年 4 月の消費税率引き上げ前の駆け込み需要がみられ大きく増加したが、翌 9 年にはその反動で落ち込んだ。10 年以降は那覇市の駐留軍用地跡地区画整理地区（小禄金城、那覇新都心）で住宅着工戸数は増加したが、貸家が主体であったため、着工床面積の大きな増加は見られなかった。

図表1-23　建築着工床面積

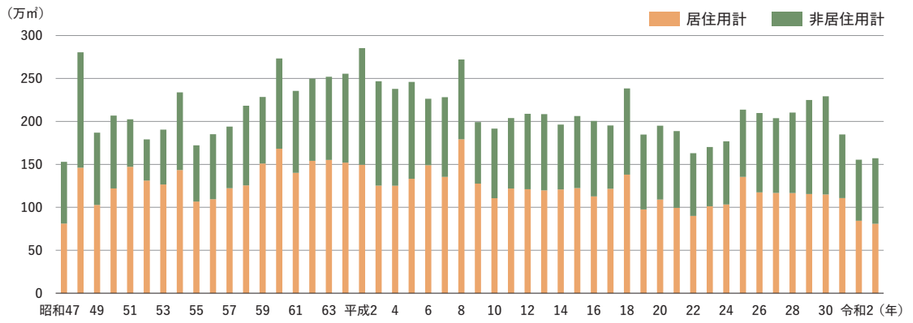

資料：国土交通省「建築着工統計」

18 年に着工床面積は大幅な増加となったが、これは 17 年の耐震偽装問題（建築構造計算書の偽装）で建築基準法が 19 年から改正されることになり、審査が厳しくなることを見込んで駆け込み需要が発生したことによる。19 年はその反動で落ち込み、その後も景気の弱含みから低水準で推移した。25 年は翌年の消費税率引き上げ前の駆け込み需要で居住用建築物が大幅増となり、その後も景気拡大や貸出金利の低下で非居住用建築物を中心に高水準で推移したが、令和元年は前年が大型商業施設の着工で着工床面積が高水準であったことや県内景気の減速などにより減少した。そして、2 年には新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく落ち込み、3 年もおおむね横ばいで推移した。

建築単価（工事費予定額÷着工床面積）の推移をみると、復帰後、上昇傾向がみられたのは、昭和 47 年から 60 年頃までと平成 2 年から 8 年頃まで、そして 18 年から直近の令和 3 年までの期間である（図表 1-24）。昭和 47 年から 60 年頃までは物価が上昇基調にあり、建築単価も上昇したとみられる。また平成 2 年から 8 年頃までについては金融緩和による金利の低下で建築単価が高い持家、分譲住宅などの割合が高まり、全体の建築単価が上昇したことによる。そして、18 年からの上昇は建築基準法の改正による耐震性の強化や東日本大震災の復興需要、東京五輪開催による建設需要、人手不足などから資材費、人件費とも大きく上昇したことが影響した。この間、居住用、非居住用建築物ともに上昇しているが、非居住用建築物の上昇が居住用の上昇を上回っている。これは非居住用建築物については県内景気が拡大する中で金融緩和が続いており、建築単価の高い高級宿泊施設や大型商業施設が相次いで建設されたことによる。一方で居住用建築物は建築コストの上昇から一戸当たり床面積の縮小や建築単価の安い木造住宅の割合が高まったことが背景にある。令和 2 年と 3 年は着工床面積では大きく減少したが、建築単価の大幅な上昇により工事費予定額でみると 25 ～ 28 年頃とおおむね同じ水準となっている。

図表1-24　工事費予定額と建築単価

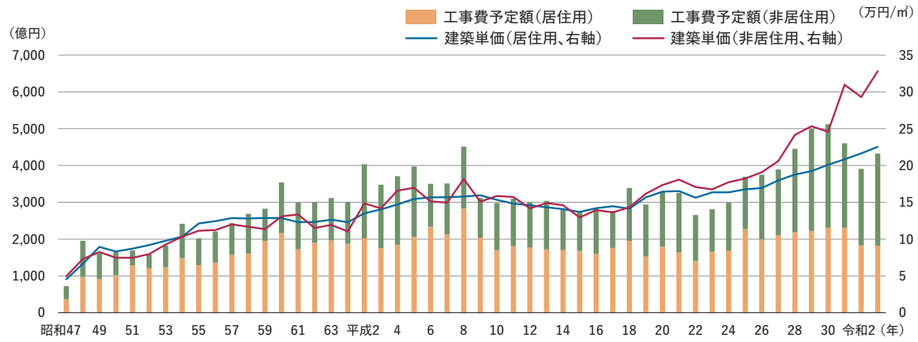

（注）建築単価＝工事費予定額÷建築着工床面積。
資料：国土交通省「建築着工統計」

③非居住用建築物の着工棟数、着工床面積

平成４年以降の非居住用建築物の着工棟数について用途別にみると、13 年頃にかけては、「公務・文教用」や「サービス業用」が引き続き堅調に推移する中、これまで高水準で推移してきた「商業用」に減少傾向がみられた（図表 1-25）。着工統計の用途別分類が改定された 16 年以降でみると 22 年頃にかけては、「宿泊業用、飲食サービス業用」や「教育、学習支援業用」などが堅調に推移した。一方、「公務用」や「製造業用」など、その他の用途別建築物が減少したことから、非居住用建築物全体では減少傾向を示した。25 年以降についてはインバウンド（訪日客）を含む入域観光客数の増加を背景に「宿泊業用、飲食サービス業用」が増加し、また高齢化の進展に伴う「医療、福祉用」も 22 年頃から高水準が続いていることから 27 年および 28 年は 1,400 棟前後まで増加した。しかし、令和２年以降は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から減少している。

図表1-25　非居住用建築物の着工棟数（用途別）

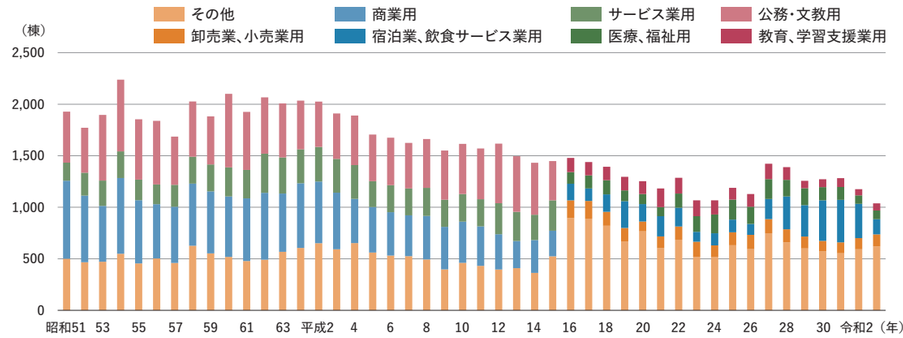

（注）平成16年以降は用途別の産業分類が改訂された。旧分類の「商業用」は金融、飲食店用などを含み、「サービス業用」は医療、宿泊業用などを含む。
資料：国土交通省「建築着工統計」

平成４年以降の非居住用建築物の着工床面積は、バブル崩壊後も５年までは「商業用」や「サービス業用」、「公務・文教用」が高水準であったが、６年以降は「商業用」が減少し、「サービス業用」も８年を除くと弱含みで推移した（図表 1-26）。一方、「公務・文教用」はバブル崩壊後の景気対策としての公共事業の拡大もあり、堅調に推移した。着工統計の用途別分類が改定された 16 年以降でみると「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」が県人口や入域観光客数の増加に伴い堅調に推移した。また、高齢化の進展に伴い 23 年頃から「医療、福祉用」が増加し、26 年は大型商業施設の建設で「卸売業、小売業用」が増加した。28 年以降はインバウンド（訪日客）需要の増加に伴い「宿泊業、飲食サービス業」で増加していたが、令和元年は前年に高水準であった「その他」の建築物が大きく落ち込んだことから全体でも減少し、２年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響から低水準で推移した。

図表1-26　非居住用建築物の着工床面積（用途別）

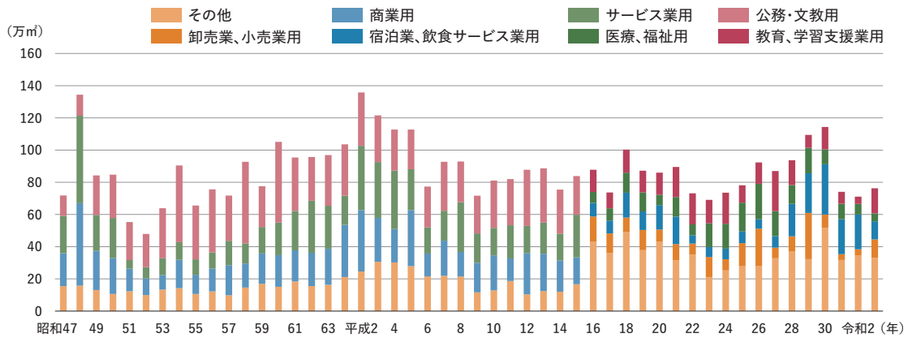

（注）平成16年以降は用途別の産業分類が改訂された。旧分類の「商業用」は金融、飲食店用等を含み、「サービス業用」は医療、宿泊業用などを含む。
資料：国土交通省「建築着工統計」

④新設住宅着工戸数

平成４年以降の新設住宅着工戸数についてみると、貸出金利の低下から持家が堅調に推移し、貸家も回復の動きがみられた（図表 1-27）。そして、８年は消費税率の引き上げ前の駆け込み需要で増加し、９年はその反動減がみられた。10 年代前半は那覇市小禄金城地区、新都心地区（おもろまち）の開発やモノレール開通により同地区で貸家が急増した。19 年は耐震偽装問題で減少し、その後も景気の弱含みから低水準で推移した。25 年は消費税率の引き上げ前の駆け込み需要で大幅増となり、その後も景気拡大や貸出金利の低下で貸家を主体に高水準で推移していたが、令和２年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響などで貸家を中心に減少している。

図表1-27　新設住宅着工戸数

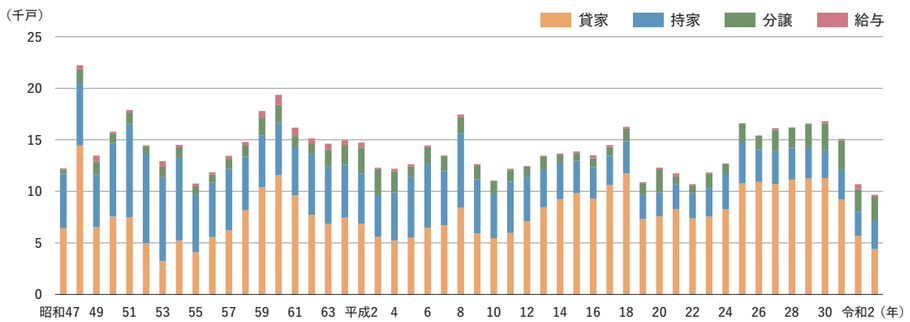

資料：国土交通省「住宅着工統計」

（５）賃金・家計

①賃金

本県の賃金水準の推移を「毎月勤労統計調査」により、平成 27 年を 100 とし復帰以後の長

期間を接続した賃金指数[注4]（以下「賃金指数」）でみると、復帰後、バブル経済が崩壊した３年頃までは県経済の規模が順調に拡大した時期であり、また物価が上昇基調で推移したのに伴い春闘での賃上げも続き、上昇基調で推移した（図表 1-28）。しかし、バブル経済の崩壊により４年以降の賃金水準はおおむね横ばいで推移した。その後、県内経済も全国と同様にデフレ経済に陥り、また、非正規雇用者の増加に伴い、10 年代後半以降の賃金は低水準でほぼ横ばいで推移した。

図表1-28　賃金指数（名目）

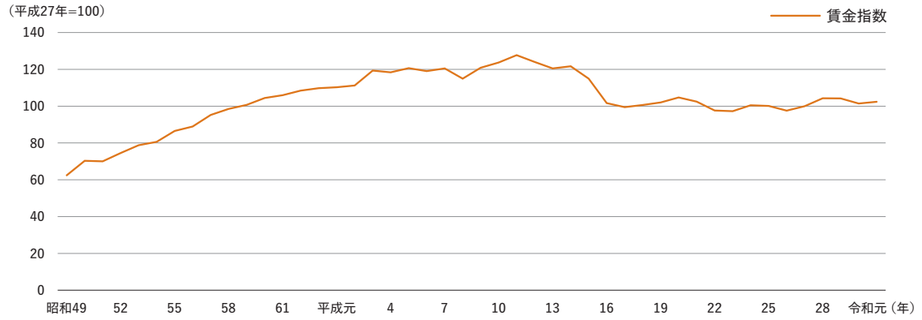

（注）1.平成18年までは事業所30人以上規模、19年以降は5人以上規模。
　　2.賃金指数は、復帰後の各基準年の指数を平成27年基準の指数に合わせて接続した。
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

②家計

②－１　勤労者世帯１世帯当たりの実収入と可処分所得、非消費支出

本県の全世帯（単独世帯を含む）のうち、勤労者世帯について「家計調査」より１世帯当たりの実収入をみると、復帰翌年の昭和 48 年は 12 万 8,621 円であった（図表 1-29）。

その後、第一次石油ショック後の狂乱物価に対応した賃金の上昇や振興開発による本県の経済規模の拡大、バブル景気などによって所得が増加し、平成５年には 42 万 6,010 円と復帰後最も高い水準となった。そして、バブル崩壊後は全国的にデフレ経済となり、物価や賃金が上昇せず、このため家計の実収入も数年にわたり横ばいで推移した。10 年以降は県内では完全失業率が 8％台まで上昇し、雇用形態も非正規雇用者が増加するなど、雇用情勢の悪化を受けて所得環境も厳しくなり、家計の収入は減少を続けた。17 年には非正規雇用の世帯主の増加などもあり、勤労者世帯の実収入が 27 万 8,787 円と５年の 65％程度の水準まで減少している。その後、増減はあるもののおおむね 30 万円台前半で推移した。令和３年には 37 万 3,117 円まで増加したが、平成５年の 88％程度の水準となっている。次に、実収入から直接税や社会保険料などの非消費支出を除いた可処分所得の実収入に対する割合をみると、昭和 48 年は 94.4％であったが、令和３年には 84.9％まで低下しており、長期的な基調として低下傾向がみられる。少子高齢化の進展に伴い、非消費支出（主に所得税などの直接税と社会保険料）の割合が高まり、可処分所得の割合が低下している。

注4　賃金指数は基準年の異なる指数をつないでおり、平成 27 年を基準とした。

図表1-29　実収入、可処分所得、非消費支出（総世帯のうち勤労者世帯）

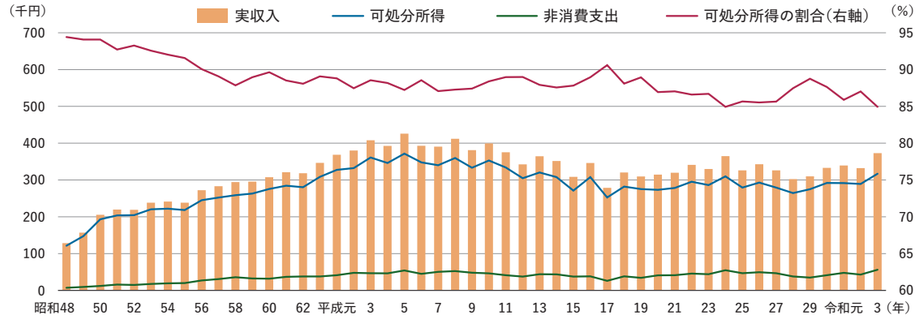

資料：沖縄県「家計調査」

②－２　消費支出と費目別支出

消費支出額については、バブル景気となった昭和 63 年頃から平成２年頃には増加し、５年には 28 万 2,248 円と復帰後最も高い水準となった（図表 1-30）。その後、８年頃まではおおむね 25 万円台の水準で推移したが、デフレ経済下で実収入が減少していく中、消費支出額も減少し、12 年以降は多少の増減はあるもののおおむね 20 万円台前半で推移した。

可処分所得のうち消費に支出した割合である平均消費性向をみると、本土復帰した昭和 47 年から 50 年代後半にかけては大量生産大量消費の時代であり、おおむね 70％台半ばから 80％強で推移した。復帰後の所得の増加により、家電製品や自動車などの耐久消費財の購入など、全般的に消費意欲が高まったものとみられる。平成４年以降についてみると、バブル崩壊により 13 年頃にかけて平均消費性向は基調として低下し、70％を下回った年もあるが、その後はおおむね 70％台で推移している。なお、令和２年の平均消費性向の落ち込みは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などにより、外食費や交通費、宿泊費などの消費支出の減少が影響しているとみられる。

図表1-30　消費支出、平均消費性向（総世帯のうち勤労者世帯）

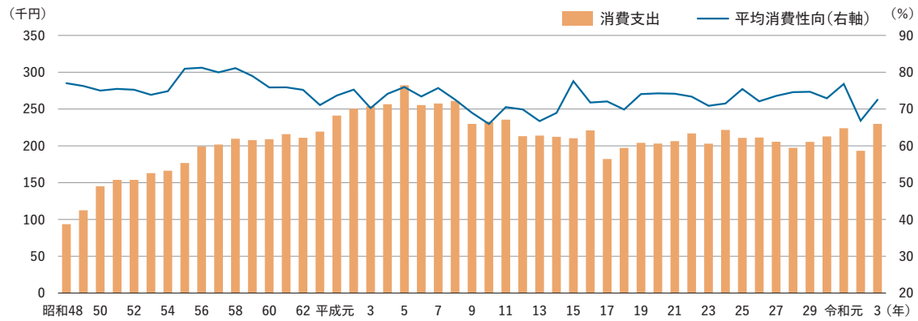

資料：沖縄県「家計調査」

②－3　非消費支出

図 1-29 でみたように復帰後、実収入に占める可処分所得の割合は基調として減少傾向にあり、非消費支出の割合が高まっている。非消費支出額は昭和 48 年に 7,177 円であったが、平成 5 年には 5 万 4,373 円まで増加し、その後、増減はあるもののおおむね 3 万 5,000 円から 5 万円で推移している（図表 1-31）。非消費支出は主に所得税などの直接税と社会保険料であり、直接税は景気変動などに伴う所得の増減によって変動しているが、社会保険料は高齢化の進展に伴い、増加基調にある。特に 12 年以降は介護保険制度の導入に伴い、増加基調で推移している。

図表1-31　非消費支出（総世帯のうち勤労者世帯）

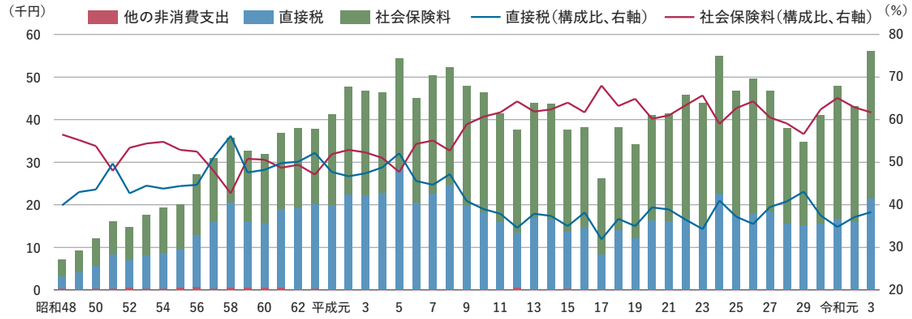

資料：沖縄県「家計調査」

（6）雇用情勢

①就業状態

本県の労働市場をみると、労働力人口（15 歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口）に対する失業者数の割合である完全失業率は、本土復帰に伴う軍雇用者の大量解雇や県内企業の復帰不安による採用手控え、沖縄国際海洋博覧会後の企業倒産の多発などにより、昭和 47 年の 3.7％から 52 年には 6.8％まで急上昇した（図表 1-32）。その後はおおむね 5％前後で推移し、バブル景気の 63 年から平成 2 年にかけては全国と同様に低下したが、4 年にはバブル崩壊により全国、本県ともに上昇に転じた。4 年以降についてみると、県内における生産年齢人口の増加や、全国での雇用調整による県外就業者の県内への転入超も影響して、労働力人口が堅調な伸びを続けた一方、就業者数は全国と同様に伸びが鈍化したことから失業率は上昇傾向に転じ、13 年には復帰後で最も高い 8.4％を記録した。雇用形態においても非正規雇用者の採用が増加し、就業者に占める非正規雇用者の割合も高まった。

14 年～ 19 年はわが国の戦後最長の景気回復期となったが、回復の動きが緩慢で「実感なき景気回復」と言われた。本県でも 10 年代後半は失業率が緩やかに低下した。しかし、20 年 9 月にはリーマンショックが起こり、21 年には全国の失業率が上昇した。本県ではリーマンショックによる県外での雇い止めにより派遣・契約社員などが県内に戻り、県内における失業率が高止まりした。

その後 23 年の東日本大震災によって再び景気後退し、全国の景気回復の緩慢な中、県内景気はいち早く回復した。要因としては、インバウンド（訪日客）を含む入域観光客数の大幅な増加や沖縄振興予算の増額、住宅や宿泊・商業施設など建設投資の高水準での推移、好調な個人消費などが挙げられる。この長期にわたる県内景気の拡大のほか、沖縄振興策による情報通信関連企業の立地件数の増加や拡大するアジア市場に近い地理的優位性とその需要を取り込む県のアジア経済戦略に着目した県外企業の進出などにより、県内の求人数が増加を続け、就業者数も 24 年以降、増加し続けた。さらに、これらの要因に加えて本県でも高齢化に伴う医療、福祉需要が増加しており、この分野でも求人が大きく増加するなど、幅広い業種で求人が増加したことから、県内の雇用情勢は大きく改善し、失業率も全国平均に近づくまで低下してきた。近年は幅広い分野で人手不足が深刻化してきている。

しかし、令和元年 12 月末に発生した新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大は、人の移動制限や外出自粛により、インバウンド（訪日客）の増加によって全国の中でも好調に推移していた県経済に大きな打撃となった。本県の主要産業である宿泊業、飲食サービス業などを中心に業況が悪化し、全国の中でもより厳しい情勢となった。元年に 1,016 万 3,900 人まで増加した入域観光客数は、新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響した 2 年には前年比 63.2％減の 373 万 6,600 人となった。それまで改善を続けていた雇用情勢も休業者や解雇者が増加し、求人数が減少するなど悪化に転じた。完全失業率は元年に 2.7％まで改善していたが、2 年に 3.3％に上昇し、3 年は 3.7％となった。

図表1-32　完全失業率（沖縄県、全国）

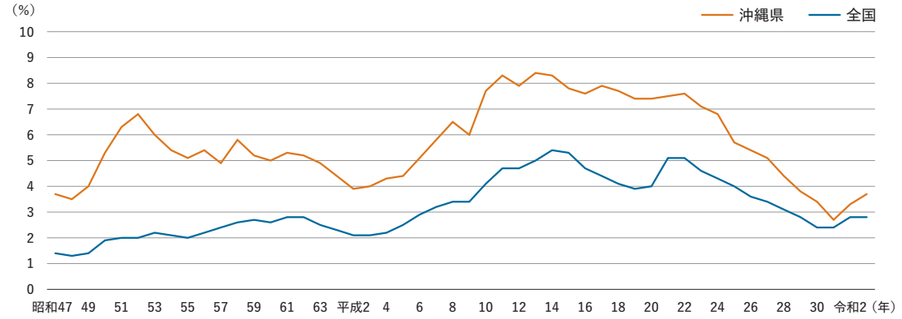

資料：総務省、沖縄県「労働力調査」

②新規求人数

本県の労働市場を新規求人数の推移でみると、復帰後の十数年は雇用の受け皿となる県内企業の求人数が少なく、月平均で 2 万人を下回る水準が続いていた（図表 1-33）。しかし、バ

ブル景気となった昭和 60 年代から平成 2 年頃にかけて求人数が増加し、ピークとなった昭和 63 年度には 3 万 7,283 人となった。その後、バブル崩壊に伴い、新規求人数も減少に転じ、平成 5 年度から 7 年度にかけては約 2 万人となった。

年間の入域観光客数が 400 万人を超えた 10 年頃からは宿泊業や飲食サービス業、小売業、サービス業などを中心に新規求人数が増加し、17 年度には 8 万 6,660 人の高水準を記録した。しかし、19 年度から 21 年度にかけては、住宅建設の減少や 20 年のリーマンショックに端を発した世界同時不況、新型インフルエンザによる観光関連での落ち込み、雇用情勢の悪化などから新規求人数は減少を続けた。そして県内景気が回復に向かった 24 年頃から新規求人数は増加し、その後、長期にわたり県内景気が拡大を続けたことから増加基調で推移した。28 年度には前年度比の伸びが一桁台に鈍化し、令和 2 年度は 8 万 9,381 人となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で前年度比 28.4%の大幅減となったが、3 年度には 10 万 2,676 人、前年度比 14.9%増と持ち直している。

図表1-33　新規求人数

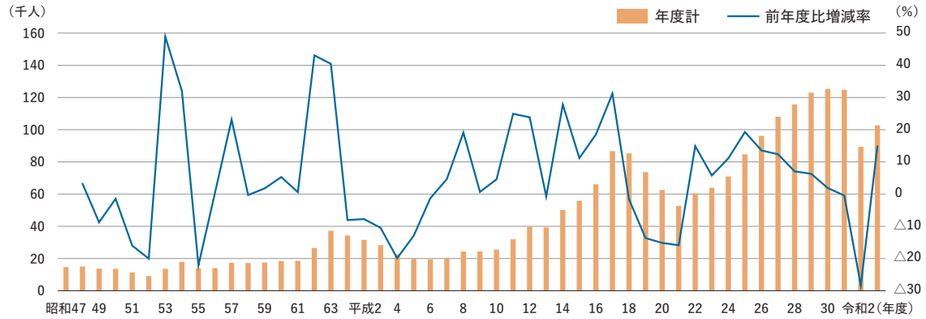

資料：沖縄労働局「職業安定業務統計」

③有効求人倍率

求職数に対する求人数の割合である有効求人倍率でみると、復帰後、長期間にわたり求人数が求職者数を大きく下回る水準が続き、0.2 倍前後の水準が続いてきた（図表 1-34）。昭和 62 年度頃から平成元年度にかけてはバブル景気により 0.6 倍近くまで上昇したが、全国は平成 2 年度に 1.4 倍まで上昇しており、県外での賃金水準の高さも誘因となり、本県では人口動態が県外への転出超となった。その後、バブル経済の崩壊により本県、全国とも有効求人倍率は低下した。有効求人倍率は景気変動との連動性が高く、景気の回復テンポは緩やかながらも 14 年度から戦後最長の景気拡大となった「いざなみ景気」では全国で再び上昇し、18 年度には 1.0 倍を超えた。本県でも緩やかに上昇し、バブル期には及ばないものの 0.4 倍程度まで上昇した。

20 年度にはリーマンショックによる県外での派遣社員の雇い止めもあり、県内での求職者数が増加し、有効求人倍率は 0.3 倍程度に低下したが、23 年度以降の長期にわたる景気拡大により有効求人倍率は上昇に転じ、28 年度には初めて 1.0 倍を上回り、30 年度には 1.33 倍まで上昇した。しかし新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大したことから、有効求人倍率は令和 2 年度に 0.79 倍まで大きく低下し、3 年度は若干持ち直したものの 0.83 倍に留まった。

図表1-34　有効求人倍率（沖縄県、全国）

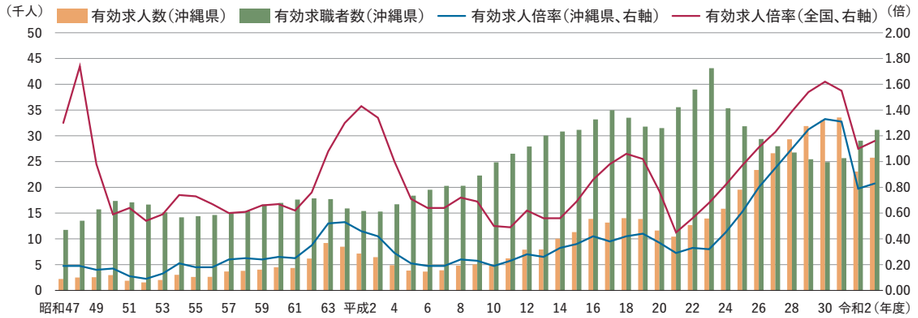

（注）都道府県別の有効求人倍率は平成17年度以降は就業地ベースである（16年度までは受理地ベース）。
資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

（7）物価と地価の動向

消費者物価は、復帰時の米ドルから日本円への通貨交換に際しての便乗値上げや昭和 48 年の第一次石油ショックの影響から 48 ～ 49 年に大幅な上昇となった（図表 1-35）。54 年の第二次石油ショックの影響などもあり 50 年代後半までは比較的高い上昇率で推移した。60 年代以降は平成初期のバブル景気や元年と 9 年、26 年の消費税率の引き上げ、20 年の穀物生産国の旱魃（かんばつ）による世界的な食料価格の急騰や原油価格の高騰での上昇を除くと、0%を挟み小幅な変動で推移した。

公示地価は、昭和 50 年（1 月 1 日時点）は前年の反動で下落したが、その後はバブル景気の平成初期まで上昇基調で推移した。バブル崩壊後は長期にわたり下落傾向が続いたが、10 年代後半に下げ幅が縮小し、その後人口の増加や景気拡大により 26 年以降は上昇に転じた。しかし、令和 3 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で上昇率が大きく落ち込んだ。

図表1-35　消費者物価と公示地価

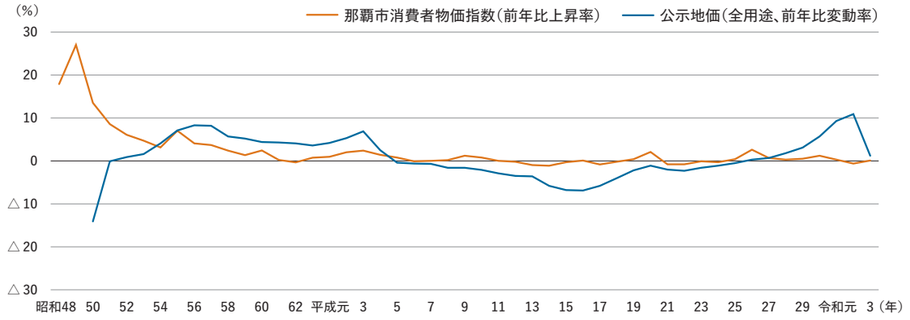

（注）消費者物価は令和2年＝100。公示地価は1月1日時点。
資料：沖縄県「消費者物価指数」、国土交通省「地価公示」

（8）企業倒産

県内の企業倒産は、復帰後の石油ショックによる狂乱物価や沖縄国際海洋博覧会に向けた公共工事の増加に誘発された県内外の民間企業の過剰投資などが影響し、昭和 50 年頃から大幅に増加した（図表 1-36）。海洋博覧会が終了した翌年の 51 年には企業倒産件数がさらに増加し、52 年には 200 件を超え、「海洋博後遺症」と呼ばれた。その後、倒産件数はいったん落ち着いたが、59 年にかけて再び増加した。この時期は沖縄振興開発計画に基づく道路、ダム、空港、港湾、公共施設などの社会資本の整備が推進され、建設業者の増加に伴う受注競争の激化による採算性の悪化や過剰投資などにより、建設業者を中心に需給バランスが悪化し倒産件数が増加した。企業倒産件数はバブル崩壊後平成 4 年にかけて増加した。5 年以降は、金融緩和が続く中で資金繰りなどが改善し、徐々に落ち着いた動きとなった。また、21 年にはリーマンショック後の中小企業への資金繰り対策として金融円滑化法が施行され、金融機関が返済猶予や金利減免などの融資条件変更に応じたことで倒産件数の減少が続いた。

4 年以降の負債総額をみると、11 年は県内大手海運会社の有村産業の会社更生法の申請により 864 億円と大幅に増加し、また 20 年は県内大手信販会社のオークスの民事再生法の申請により 726 億円と大幅に増加した。

図表1-36　企業倒産件数と負債総額

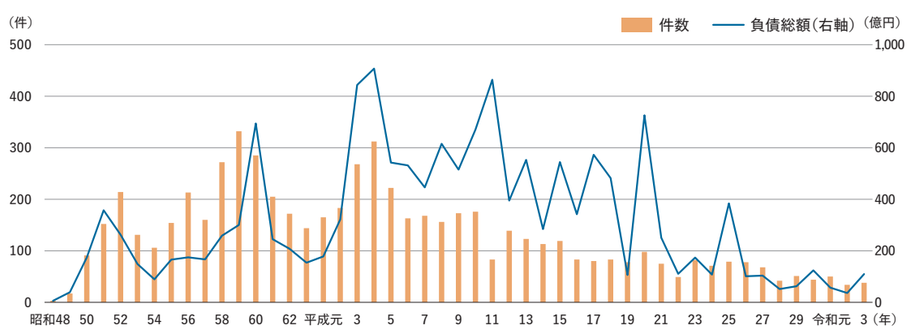

（注）企業倒産は負債総額1,000万円以上。
資料：東京商工リサーチ沖縄支店「企業倒産整理状況」

（9）企業の動向

①法人数と所得金額

復帰後の法人数の推移を国税庁の統計でみると、昭和 52 年は 6,147 社であったが平成 4 年には 1 万 3,886 社となり、2.3 倍に増加している（図表 1-37）。平成 4 年から統計が連続している 18 年までの増加率をみると全国が 14.5％増に対して、県内は 46.1％増と全国を大きく上回って推移した。調査統計の集計方法が変更された 19 年以降では令和 2 年に 2 万 8,441 社、19 年比 51.9％増となり、20 年代後半以降の県内景気の拡大に伴う県内企業数の増加や県外企業の県内進出などにより全国（同 6.9％増）を大幅に上回る増加率となった。

次に、法人の所得金額の推移をみると、全国はバブル景気となった昭和 60 年代から平成初期にかけて大きく増加している（図表 1-38）。また平成 10 年代後半も長期にわたる景気拡大により増加したが、20 年にはリーマンショックの影響などから落ち込み、23 年頃まで続いた。その後は景気の回復、拡大に伴い所得金額は再び増加基調となったが、令和元年には全国の景気は減速しており、法人の所得金額も減少した。

図表1-37　法人数

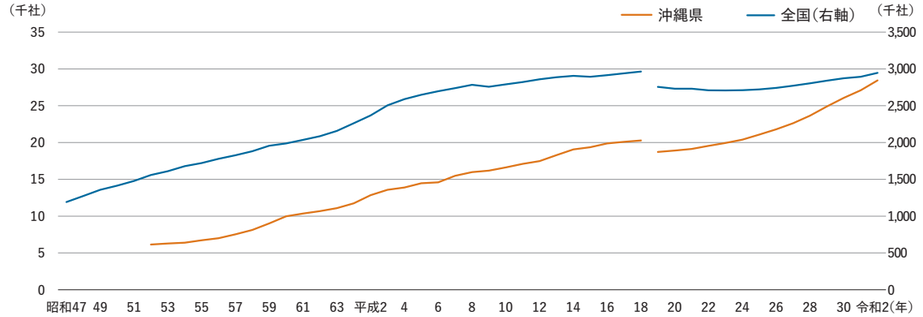

（注）平成18年以前は2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人で休業中等の理由による無申告法人を含み、
19年以降はその年4月1日から翌年3月31日までに事業年度が終了し、翌年7月31日までに確定申告した法人数である。
資料：国税庁「都道府県別法人数」

図表1-38　法人の所得金額

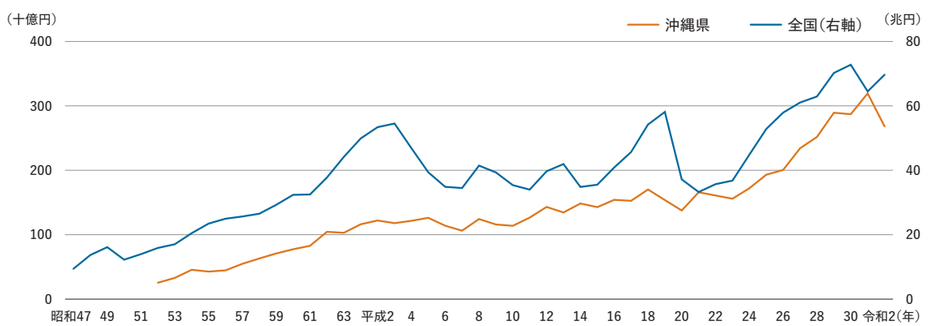

（注）所得金額は法定事業年度分の所得金額である。
資料：国税庁「都道府県別所得金額」

令和２年は、全国で新型コロナウイルスの感染拡大がみられ、宿泊業や飲食サービス業、運輸業などは厳しい状況となったが、製造業は需要増や輸出などによって堅調に推移し、法人全体の所得金額は持ち直した。

県内の法人についてみると、バブル景気の時期やリーマンショック前の全国の景気拡大期に所得金額は増加しているものの、売上高に占める付加価値の割合が高い製造業の割合が低いこともあり、そのテンポは緩やかであった。しかし、平成 20 年代後半にはインバウンド（訪日客）需要の増加や建設投資の拡大、雇用情勢の改善に伴う個人消費の底堅さなどを背景に高い伸びを示した。令和２年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により主力の宿泊業、飲食サービス業で業況が大幅に悪化した。全国は製造業が輸出や国内出荷で国内景気を下支えしたものの、製造業の割合が低い本県では、これまで拡大した法人の所得金額が減少し、全国と異なる様相をみせた。

②事業所数と従業者数

県内の民営事業所数は、事業所統計[注5]によると昭和 47 年の４万 4,112 事業所から増加を続け、平成８年には７万 3,191 事業所と約 1.7 倍に増加したが、９年以降は減少に転じている（図表 1-39）。事業所数の減少は、主に「卸売・小売業、飲食店」の減少によるものであり、そのほとんどが１～４人の従業者規模の事業所である。13 年から 18 年にかけては減少が緩やかとなった。これは公共投資の削減や貸金業の競争激化などに伴い「建設業」や「金融・保険業」で減少したものの、社会保障関連の需要の拡大に伴って「医療、福祉」が増加しており、次いでこの期間の経済のサービス化や入域観光客数の順調な増加を背景に「サービス業」、「飲食店、宿泊業」が増加したこと、情報通信関連企業の誘致政策が奏功し「情報通信業」で高い伸びとなったことによるものである。

21 年調査からは統計調査が変更[注5]になり時系列での連続性はなくなったが、24 年調査で減少した後はおおむね横ばいで推移している。全国の事業所数はバブル経済が崩壊した３年調査以降、減少が続いており、「製造業」や「卸売・小売業」で大幅に減少している。

県内の事業所の従業者数についてみると、昭和 47 年調査以降、増加基調で推移しており、21 年以降も同様の傾向が続いている。１事業所当たりの従業者数をみると、昭和 47 年は 4.6 人であったが、平成３年は 5.9 人、18 年は 7.0 人、28 年は 8.6 人まで増加しており、事業所の規模が大きくなる傾向にある。

注5　平成8年以降は「事業所・企業統計」、21年以降は「経済センサス」に変更。

図表1-39　事業所数と従業者数

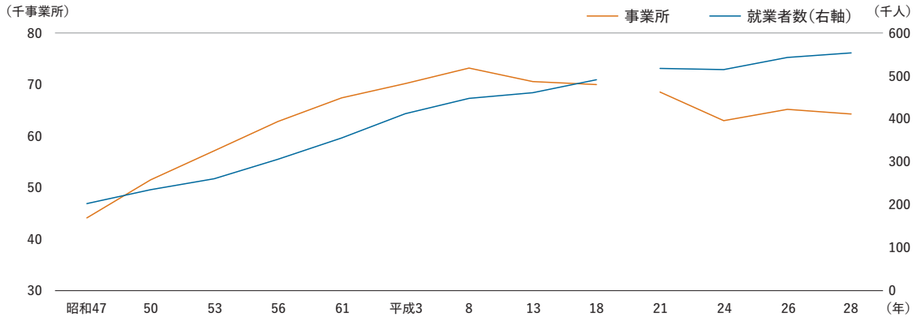

（注）1.事業所は民営である。
2.平成18年までは「事業所・企業統計調査」、21年以降は「経済センサス」によるため、18年と21年は不連続である。
21年、26年は基礎調査、24年、28年は活動調査。
資料：総理府「事業所統計調査」、総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス」

（１０）金融関連

①沖縄県内金融機関（沖縄公庫と県内６行庫）の貸出残高

沖縄県内における貸出残高を、当公庫に県内６つの民間金融機関（国内銀行および信用金庫の県内店舗）を加えたベースでみると、平成元年度以降増加し、11 年度に４兆円台に達した後は減少傾向となった。25 年度には再び増加に転じ、令和元年度には５兆円台に達した。

このうち当公庫の貸出残高は平成 11 年度に過去最大の１兆 7,721 億円に達した後は減少し、28 年度以降に再び増加した。民間金融機関（県内６行庫）の貸出残高は、６年度、９～10 年度および 17～18 年度を除き増加基調で推移し、県内貸出残高増をけん引した。

図表1-40　県内貸出残高

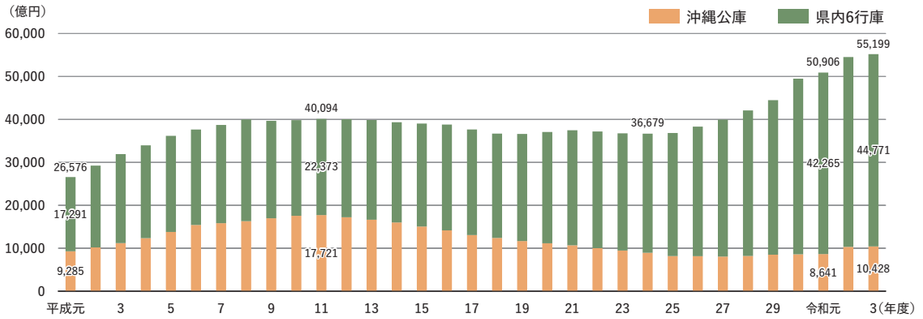

（注）1.県内6行庫は、国内銀行および信用金庫の県内店舗。
2.県内6行庫の貸出金残高には信託勘定を含まない。
3.年度末残高ベース（ただし、平成9～29年度は平均残高ベース）。
資料：日本銀行那覇支店および沖縄公庫の資料を基に沖縄公庫作成

②県内金融機関（沖縄公庫と県内６行庫）の貸出残高の前年度比増減額

県内貸出残高の前年度比増減額を６つの時期（Ⓐ～Ⓕ）に大別し、沖縄公庫と民間金融機関（県内６行庫）に区分した推移は以下のとおり。

Ⓐ平成元～８年度　：沖縄公庫および民間金融機関の双方で増加。沖縄公庫は経済対策による事業資金のほか住宅資金の制度拡充を背景に増加。

Ⓑ９～11年度　：民間金融機関は不良債権処理や自己資本比率規制などを背景に貸出姿勢が抑制気味となった。沖縄公庫は金融経済対策対応により増加。

Ⓒ12～19年度　：資金需要が低調で８年連続でマイナス。個人住宅資金は、金利低下や民間金融機関の営業強化を背景に民間住宅ローンの利用が進んだ。

Ⓓ20～22年度　：リーマンショック後、民間金融機関は景気対応緊急保証（沖縄県信用保証協会）を活用し増加。

Ⓔ23～令和元年度：観光関連需要の急増などを背景とした旺盛かつ多様な資金需要で民間金融機関を中心に貸出残高の増加幅が大幅に拡大。

Ⓕ令和２～３年度：新型コロナウイルス感染拡大の影響下、沖縄公庫は新型コロナウイルス感染症関連融資対応で２年度は過去最大の増加幅を記録、民間金融機関もコロナ関連保証（沖縄県信用保証協会）を活用し、双方で資金繰り支援に対応。

図表1-41　県内貸出残高の前年度比増減額

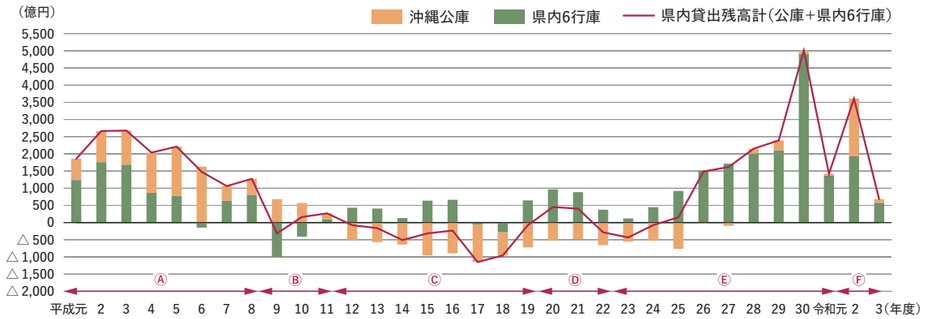

（注）1.県内6行庫は、国内銀行および信用金庫の県内店舗。
　　2.県内6行庫の貸出金残高には信託勘定を含まない。
　　3.年度末残高ベース（ただし、平成9～29年度は平均残高ベース）。
資料：日本銀行那覇支店および沖縄公庫の資料を基に沖縄公庫作成

③県内民間金融機関の不良債権（金融再生法開示債権）

開示債権額（不良債権額）は債権額を債務者（金融機関からみた貸付先）の財政状態や支払い状況のリスクに応じ区分したもので、開示債権比率（不良債権比率）は金融機関の健全性を示す。貸付先の財政状況やその時々の経済・社会情勢が反映されることが多い。

県内地銀・第二地銀計３行の金融再生法に基づく開示債権額（不良債権額）は、13年度に3,000億円台のピークに達した後、減少に転じ、19年度以降は1,000億円を下回る水準で推移した。開示債権比率については、12～14年度は10%を超えたが、多額の不良債権処理などが奏功し、以後同比率は低下し、20年度以降は2%前後で推移した（図表1-42）。

開示債権比率を全国の業態別の水準と比較すると、本県の地銀・第二地銀の水準は、12～15年度は全国の地銀・第二地銀のほか信金・信組の水準も上回っていたが、20年度以降は、リーマンショックや東日本大震災の影響などが比較的小さかったこともあり全国の地銀・第二地銀を下回り、27年度以降は全国並みの水準で推移した（図表1-43）。

図表1-42　県内民間金融機関の開示債権額および開示債権比率

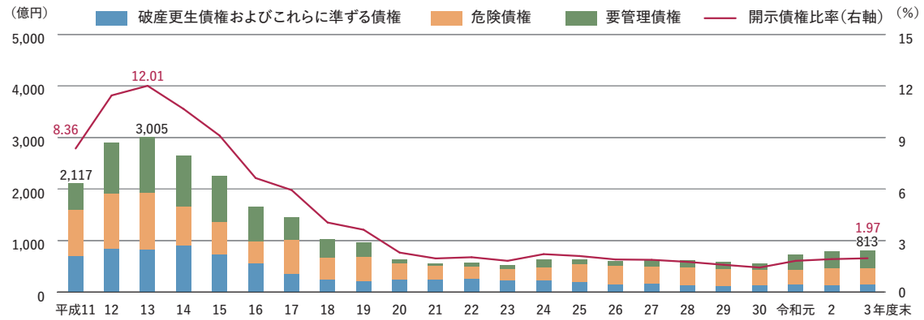

資料：県内各行ディスクロージャー誌を基に沖縄公庫作成

図表1-43　業態別の開示債権比率

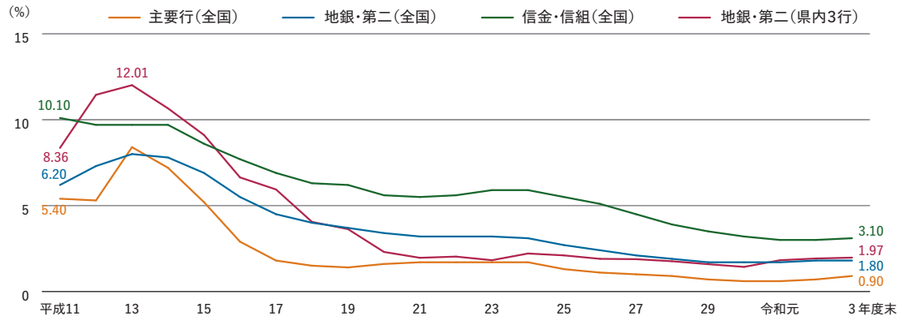

資料：金融庁ホームページおよび県内各行ディスクロージャー誌を基に沖縄公庫作成

④沖縄県信用保証協会の保証承諾額

沖縄県信用保証協会による信用保証制度は、特に景気後退期に当公庫のセーフティネット関連貸付と共に中小企業などの資金繰り緩和に寄与した。保証承諾額は経済環境の悪化に伴う以下のセーフティネット関連保証制度の創設・実施に伴い大幅に増加した。

Ⓐ中小企業金融安定化特別保証（10年10月～13年３月）

バブル崩壊後の景気低迷下、全国で深刻化した民間金融機関による貸し渋りへの対応

Ⓑ景気対応緊急保証（20 年 10 月～ 23 年 3 月）

世界金融危機（リーマンショック）による景気低迷の影響を受けた事業者に対する資金繰りの支援

Ⓒコロナ関連保証[注6]（令和 2 年 2 月～）

新型コロナウイルス感染症の発生と世界規模の拡大に伴う急激な経済的な環境変化の影響を受けた事業者に対する資金繰りの支援

図表1-44　沖縄県信用保証協会の保証承諾額および代位弁済額

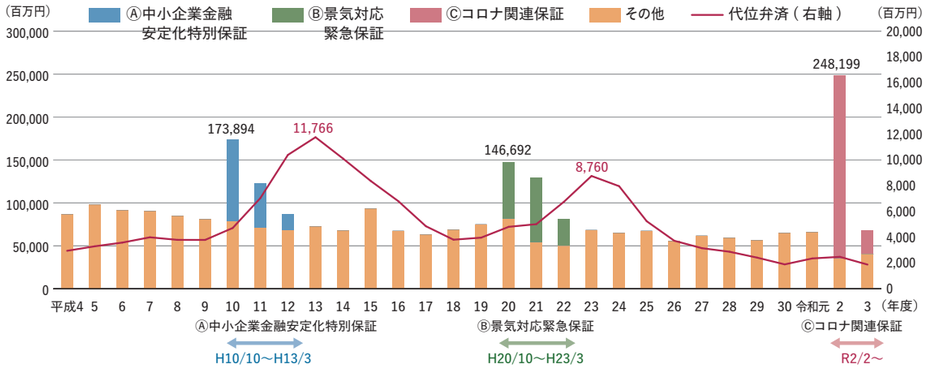

（注）代位弁済とは債務者にかわって保証会社などが返済をすること。
資料：沖縄県信用保証協会「保証月報」、同協会提供資料を基に沖縄公庫作成

注6　「新型コロナウイルス感染症資金」「経営安定関連」「危機関連保証」「中小企業セーフティネット」「沖縄県コロナ伴走型支援資金」などの合計額である。

（１１）県内主要ホテルの稼働状況

当公庫の「県内主要ホテルの稼働状況調査」（平成 15 年度に調査開始）を基に、県内主要ホテルをシティホテル、リゾートホテル、宿泊特化型ホテルの３タイプに分けて、それぞれの客室稼働率（OCC）・客室単価（ADR）・RevPAR（レブパー：＝客室稼働率×客室単価）の年次推移を見ると、Ⓐ～Ⓓの時期に大別できる。

図表1-45　県内主要ホテルの客室稼働率・客室単価・RevPAR

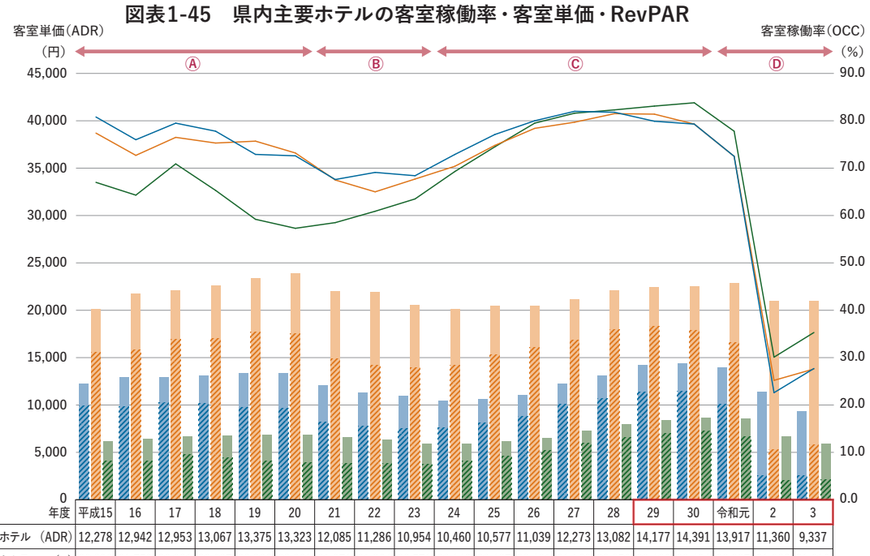

年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
シティホテル（ADR）	12,278	12,942	12,953	13,067	13,375	13,323	12,085	11,286	10,954	10,460	10,577	11,039	12,273	13,082	14,177	14,391	13,917	11,360	9,337
リゾートホテル　〃	20,090	21,759	22,081	22,637	23,386	23,881	21,971	21,894	20,571	20,143	20,427	20,481	21,160	22,059	22,469	22,494	22,837	21,008	21,019
宿泊特化型ホテル〃	6,146	6,419	6,686	6,790	6,846	6,844	6,562	6,355	5,904	5,948	6,178	6,539	7,295	7,943	8,405	8,658	8,595	6,673	5,903
シティホテル（OCC）	80.8	76.0	79.5	77.8	72.9	72.6	67.6	69.1	68.4	72.9	77.1	80.0	82.0	81.8	79.9	79.3	72.5	22.6	27.7
リゾートホテル　〃	77.4	72.7	76.5	75.3	75.7	73.2	67.5	65.0	67.7	70.4	74.8	78.4	79.7	81.5	81.4	79.3	72.5	25.2	27.6
宿泊特化型ホテル〃	67.0	64.3	70.9	65.3	59.2	57.3	58.5	60.9	63.5	69.3	74.5	79.5	81.6	82.3	83.1	83.8	77.8	30.1	35.3
シティホテル（RevPAR）	9,923	9,835	10,292	10,166	9,745	9,675	8,172	7,795	7,496	7,626	8,154	8,836	10,060	10,701	11,329	11,417	10,095	2,567	2,587
リゾートホテル　〃	15,549	15,815	16,896	17,045	17,702	17,490	14,837	14,233	13,918	14,176	15,271	16,056	16,868	17,987	18,301	17,848	16,548	5,293	5,805
宿泊特化型ホテル〃	4,116	4,125	4,737	4,434	4,055	3,923	3,838	3,867	3,750	4,121	4,605	5,202	5,951	6,533	6,984	7,255	6,685	2,005	2,083
シティホテル（軒数）	10	10	10	10	10	9	9	10	12	13	11	11	10	10	9	9	9	9	9
リゾートホテル　〃	17	17	18	17	17	17	16	17	27	29	29	28	27	30	31	31	31	31	31
宿泊特化型ホテル〃	7	7	11	11	11	11	13	20	30	32	29	28	28	24	25	25	25	25	25

（注）1. 平成29 ～令和3年度の調査先は同一であるが、28年度以前は調査先ホテルの変更があり、不連続である。
2. ADRは客室単価（円/室）、OCCは客室稼働率（%）、RevPAR=ADR×OCC（円）。
3. ADRおよびRevPARは消費税を含む。
資料：沖縄公庫「県内主要ホテルの稼働状況調査」

Ⓐリーマンショックまで（平成 15 ～ 20 年度）

客室稼働率（以下、「稼働率（OCC）」）は、16 年度は観測史上最多の台風接近のため、全タイプで一時的な落ち込みが見られた。沖縄都市モノレールの開業（15 年）に伴い、観光需要にも対応できる比較的グレードの高い宿泊特化型ホテルの進出が相次ぎ、シティホテルと宿泊特化型で競合が激化したことから、両タイプの稼働率（OCC）は低下基調で推移したが、リゾートは堅調な需要に支えられ高水準を維持した。客室単価（以下、「単価（ADR）」）は、全タイプで上昇。シティおよびリゾートでグレードアップを目的とした大規模な客室改装が奏

功した。RevPARは、リゾートでは増加基調で推移した。

Ⓑリーマンショック後、東日本大震災直後（平成21 ～ 23年度）

全国高校総体の沖縄開催（22年度）による一時的な需要増が見られた以外は、リーマンショック後の世界同時不況、新型インフルエンザの流行、円高に伴う海外旅行へのシフトなど多くの要因が重なり、入域観光客数が落ち込んだ。稼働率（OCC）は、シティで震災直後の旅行自粛や宿泊施設の需給バランス悪化で低下。一方、宿泊特化型で被災者受け入れなどの需要、世界のウチナーンチュ大会開催効果も見られた。単価（ADR）は、全タイプ下落基調で推移した。シティおよびリゾートでは需要が低迷する中、固定費負担が重く、稼働率を確保するために単価引き下げを余儀なくされたこと、宿泊特化型では競争激化が主な要因として挙げられる。RevPARは、全タイプで過去最低の水準で推移した。このうち23年度は震災による需要低迷からの回復期がオンシーズンの夏場と重なったことも幸いし、リゾートが先に回復しシティに波及、10月には全タイプでRevPARが前年同月比プラスに転じた。

Ⓒ東日本大震災後、新型コロナウイルス感染症の世界的流行前（平成24 ～ 30年度）

6年連続で過去最高を更新し、30年度に1,000万人に達した入域観光客数の急増を背景に、26 ～ 30年度の稼働率（OCC）は全タイプでおおむね8割の高水準で推移、28年度はリゾートで初の8割台に達し、初めて全タイプで8割を超え、単価（ADR）も増加基調で推移した。主な要因として①高稼働維持が見込まれ値上げを提示しやすくなった②施設改装が値上げの契機となった③リゾートで離島地域の単価が上昇（25年3月新石垣空港開港の効果）④宿泊特化型で、外国客やLCC（格安航空会社）利用客などの需要増などが挙げられる。期間後半にシティおよびリゾートで、客室数増に伴う需給バランス悪化が顕在化したが、RevPARは、期間を通じて増加基調で推移した。

Ⓓ新型コロナウイルス感染拡大の影響下（令和元～ 3年度）

年度を通して新型コロナウイルス感染症拡大の影響が最も大きく及んだ令和2年度は、入域観光客数が激減（コロナ禍前の30年度比△742万人・△74％）したことから、全タイプで稼働率（OCC）、単価（ADR）、RevPARが平成15年度の調査開始以来、最低を記録した。各指標において令和2年度の水準を平成30年度と比較すると、全タイプで単価（ADR）は8 ～ 9割にとどまったが、稼働率（OCC）が3 ～ 4割と大きく低下したことから、RevPARは2 ～ 3割まで低下した。令和3年度は、稼働率（OCC）は全タイプで若干回復したが、単価（ADR）はシティおよび宿泊特化型で3年連続前年度を下回り、前年の最低値を更新したが、リゾートではほぼ横ばいに踏みとどまった。需要の落ち込みが長期化する中、個人旅行や密を避けた旅行形態を取り込めたリゾートホテルの取り組みは、単価の維持、ひいてはRevPARの回復につながった。

（１２）県内企業景況調査

①業況判断 D.I. の長期推移

第3 ～ 5次の沖縄振興計画期間（平成4 ～令和3年度）の沖縄経済は、バブル崩壊、平成金融危機、米国同時多発テロ、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大などの困難に見舞われた。

この間の県内業況判断D.I.[注7]の長期推移について、沖縄公庫の「県内企業景況調査」、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」および「県内企業短期経済観測調査結果」を併せて概観すると[注8]、当公庫調査の「県内企業景況調査」の業況判断D.I.および日本銀行那覇支店の「県内企業短期経済観測調査結果」の業況判断D.I.の長期推移は、おおむね日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」の業況判断D.I.と軌を一にしている。平成20年代半ばより、中国数次ビザ開始、クルーズ船寄港増加、海外路線の新規就航などによるインバウンド（訪日客）を含む入域観光客数は大幅に増加し、観光関連産業が本県のリーディング産業として成長した。宿泊・商業施設、住宅などの民間建設投資にも波及し、空港・空港ターミナル・都市モノレールなどの公共交通インフラも整備され、平成25年度以降の業況判断D.I.は全国を上回る水準で改善した。しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大が県内観光関連産業に及ぼした影響が甚大で、全国と比べ業況が大きく悪化。3年度以降は回復途上にある。

図表1-46　業況判断D.I.の長期推移

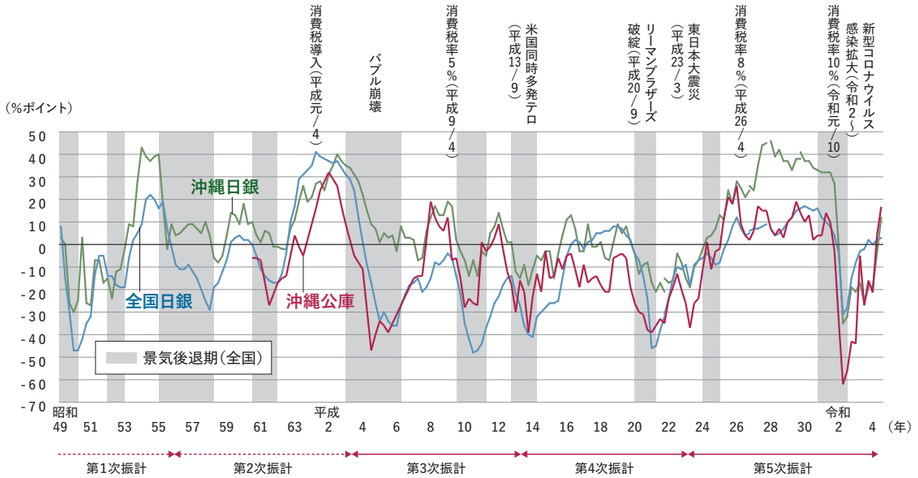

資料：「沖縄公庫」は当公庫の「県内企業景況調査」、
「全国日銀」は日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」、
「沖縄日銀」は日本銀行那覇支店の「県内企業短期経済観測調査」。

注7　「D.I.」（ディー・アイ）とは、Diffusion Indexの略で、質問に対しプラス、中立、マイナスの3つの選択肢を用意し、このうちプラスと答えた企業の割合から、マイナスと答えた企業の割合を差し引いたものである。

注8　沖縄公庫の「県内企業景況調査」（年4回）は県内企業約380社を対象としたアンケート調査で、調査開始時期は昭和60年7-9月期である。また日本標準産業分類の改定に合わせ業種区分の変更などを行っており、平成17年10～12月期調査から現行調査の8業種区分となっている。日本銀行の「企業短期経済観測調査結果」が「最近（回答時点）の状況」であるのに対し、当公庫の「県内企業景況調査」は原則として「前年同期との比較」といった違いがある。

②県内企業の経営上の問題点（複数回答）の長期推移

当公庫が実施する「県内企業景況調査」では、平成７年 1-3 月期以降、県内企業の「当面の経営上の問題点」（複数回答）についても調査しており、その構成比の推移を時系列で以下紹介する。

「中小企業等貸し渋り対策大綱」が閣議決定（10 年８月）された平成金融危機にはⒹ金融（代金回収難、借入難）がやや拡大し、原油・原材料価格などが高騰した 20 年前後はⒸ費用（原材料高、人件費の増加等）が高い。Ⓐ収入（売上不振、製品安）とⒷ採算（利益の減少）の合計はおおむね全体の５割前後で推移してきたが、景気が拡大した 25 年以降新型コロナウイルス感染拡大の直前まで漸次縮小し、代わってⒺ経営資源（求人難等）が５年連続で最多となった。

図表1-47　経営上の問題点（複数回数）

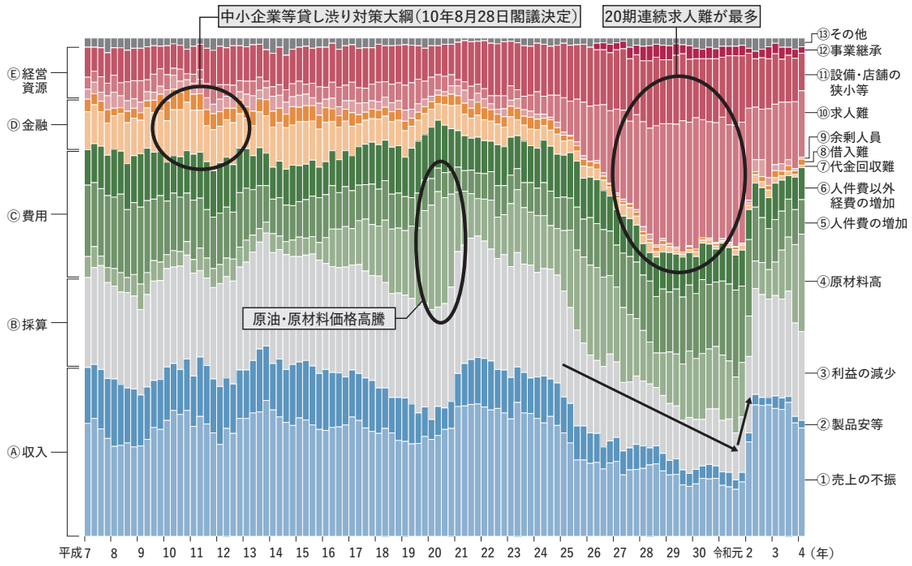

資料：沖縄公庫「県内企業景況調査」

（１３）県内主要企業の設備投資の動向

県内主要企業（第３セクターを含む）の設備投資計画の動向について、当公庫の「設備投資計画調査」（県内主要企業約 250 社を対象とした年２回のアンケート調査）を基に、現行調査と同じ手法を採る昭和 60 年度以降、各年度の「設備投資額の伸び率（前年度比）」および「設備投資動機別金額構成比」の長期推移を沖縄振興計画期間（10 年ごと）の各期の特徴とともに見ていく。

なお沖縄の産業構造を反映し、設備投資総額に占める産業別構成比は、非製造業が約９割を占める。このため、全産業の動向は、非製造業の動向を大きく反映したものになっている。また、設備投資額全体に占める割合の大きい「電力・ガス」（約３割）は電源開発投資の有無が大きく影響することから、電力・ガスを除いた伸び率を併せて表示した。

設備投資の動機については、５区分（Ⓐ能力拡充投資Ⓑ新分野投資Ⓒ合理化・省力化投資Ⓓ更新投資Ⓔその他）とし、色分けした。同調査における設備投資とは、自社の有形固定資産に対する県内投資をいう。なお、設備投資額は工事ベースの金額で、原則として建設仮勘定も含む有形固定資産の新規計上額とし、リース資産を含まない。また、アンケート調査であること、調査対象企業の見直しを行うことなどから、データの不連続が生じることに留意を要する。

①設備投資額の伸び率および設備投資動機の長期推移

第２次振計期間（該当する調査期間：昭和 60 ～平成３年度の７年間）

この期は、「電力・ガス」で石炭火力発電所建設、「卸・小売」で沖縄卸商業団地への社屋移転および県内初の都市再開発ビルへの店舗移転・増床、「運輸」で大型貨客船建造などが行われ、「製造業」では食料品（飲料）で生産設備の能力拡充などが行われた。これらが重なった２年度にプラス幅が拡大した。

第３次振計期間（同：平成４～ 13 年度）

この期は、「電力・ガス」で前期からの電源開発の本格化、新たな石炭火力発電所建設、「運輸」で那覇空港国内線新旅客ターミナルビル建設や格納庫建設および新規路線開設に対応する航空機材の更新、「卸・小売」で駐留軍用地跡地に大型小売店の相次ぐ出店や大規模小売店舗立地法（大店立地法）施行前の駆け込み需要が見られ、「情報通信」で移動体通信のデジタル方式への移行が進められた。「製造業」では、「石油製品」でガソリン精製装置の能力拡充、「鉄鋼」で中城湾港への工場移転が行われた。６年度に「除く電力･ガス」で大幅なプラスとなり、10 年度に最大のプラス幅となった。

第４次振計期間（同：平成 14 ～ 23 年度）

この期の前半は、「運輸」でモノレール建設がピークを迎え、「卸・小売」で大型小売店の出店が続いたものの、「電力・ガス」で電源開発が一段落したことなどから、前半はマイナス基調で推移した。18 年度は「電力･ガス」で本県初の LNG 火力発電所の用地取得など、また「運輸」で航空機・船舶の更新が寄与し、プラスに転じた。その後は一進一退を繰り返したが、「電力・ガス」で電源開発が本格化、「運輸」で那覇空港新貨物ターミナル整備、「情報通信」で地上デジタルテレビ放送対応や通信施設などの能力拡充が進められた。「リース」で電算機や医療機器の需要が拡大、リーマンショック（20 年９月）までは「飲食・宿泊」でホテル建設や改修が堅調であった。「製造業」では、食料品（飲料、畜産食料品）で工場建て替えなどによる能力拡充が行われた。

第５次振計期間（同：平成 24 ～令和３年度）

24 年度は「電力・ガス」で電源開発が継続、「運輸」で新石垣空港旅客ターミナル建設、「情報通信」で社屋建設などが行われ、25 年度は「電力・ガス」で電源開発が一段落したものの、「運輸」で那覇空港新国際線旅客ターミナル建設、「サービス（物品賃貸業）」で消費税率引き

上げ前の駆け込み需要が見られ、「除く電力・ガス」で大幅なプラスとなった。26 年度は「製造業」で事業の多角化による宿泊施設建設などの増が見られたものの、大型投資の一段落などでマイナスに転じた。27 年度以降は 4 年連続でプラスとなり、特に 29・30 年度は、「卸・小売業」で大型小売店の出店、「運輸」で那覇空港際内連結ターミナル施設の増改築、航空機・船舶の更新、モノレール延伸工事など好調な観光需要などを背景に多様な業種で設備投資が拡大し、「除く電力・ガス」でもプラス幅が大幅に拡大した。令和元年度は、各業種で大型工事のピークアウト（ホテル建設や改修は遅れて令和 2 年度）などが影響し、5 年ぶりにマイナスに転じた。その後新型コロナウイルス感染拡大の影響が続くものの、マイナス幅は縮小基調で推移した。

図表1-48　設備投資額の伸び率および設備投資動機（全産業）

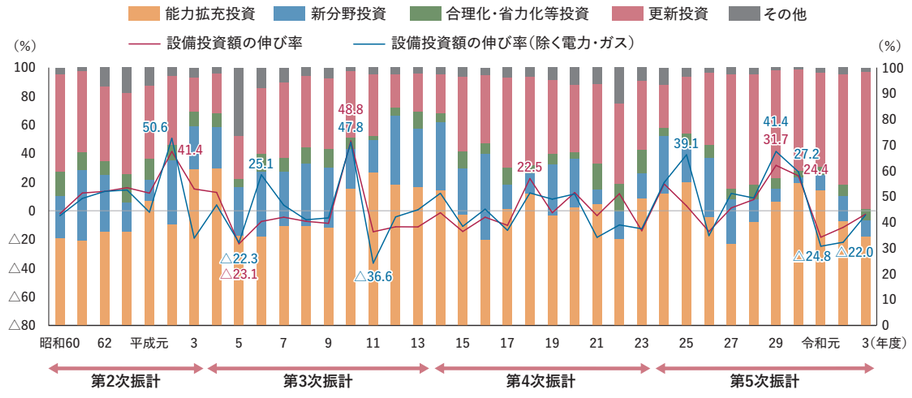

（注）「除く電力・ガス」は、全体から、昭和60～平成8年度は「石油製品製造」「石油備蓄」「電力・ガス」、平成9～13年度は「石油製品製造」「電力・ガス」を除く。なお、「石油備蓄」関連の大型投資は昭和50年代にピークアウトしている。
資料：沖縄公庫「設備投資計画調査」

②設備投資計画保有率の長期推移

当公庫の「設備投資計画調査」では、「設備投資計画保有率」についても調査している。同「保有率」は金額の多寡ではなく、年度内に百万円以上の設備投資計画を有する回答先（1 先 1 回答）の割合を示しており、中小企業を含めた県内企業の当初の設備投資意欲が反映される特徴がある。

全産業ベースで、年度当初の計画保有率「当初計画」と設備投資を実施した回答企業の割合「実績」を図表 1-49 で示す。長期推移をみると「当初計画」は「実績」をおおむね 10% ポイント程度下回る水準で推移しているが、そのうちⒶバブル期終盤においては「当初計画」が 70％台後半の高い水準にあり計画段階で旺盛な投資意欲が伺え、更に高い水準の「実績」を伴ったが、バブル崩壊後はいずれも下降基調で推移。Ⓑリーマンショックの影響を受けた 21～23 年度の「当初計画」は 3 年連続で 50％を下回り設備投資意欲の冷え込みが顕著であったが、その後は景況感の改善に伴い上昇基調となり設備投資意欲の改善がみられた。©令和に入ると新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだものの 50％を上回る水準は維持できている。

設備投資を実施した回答割合「実績」については、バブル崩壊後も「当初計画」を上回る 70％台で推移してきたが、12 年度以降は県内景気の落ち込みに伴い 60％台で推移。23 年度の 63.8％を底に景気回復に伴い上昇基調となり 27 年度以降は 70％台後半に達した。令和に入り新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込みが見られるものの、事業に必要不可欠な更新投資もあることから 70％台を維持している。

「当初計画」の保有率が「実績」の割合を下回る理由としては、企業は事業年度開始前には先行きの景況の不確実性などから慎重になり、事業の進展状況に併せて投資実行する傾向にあることが考えられる。そうしたあり方は、景気後退期に顕著にうかがえた。

図表1-49　設備投資計画保有率の長期推移

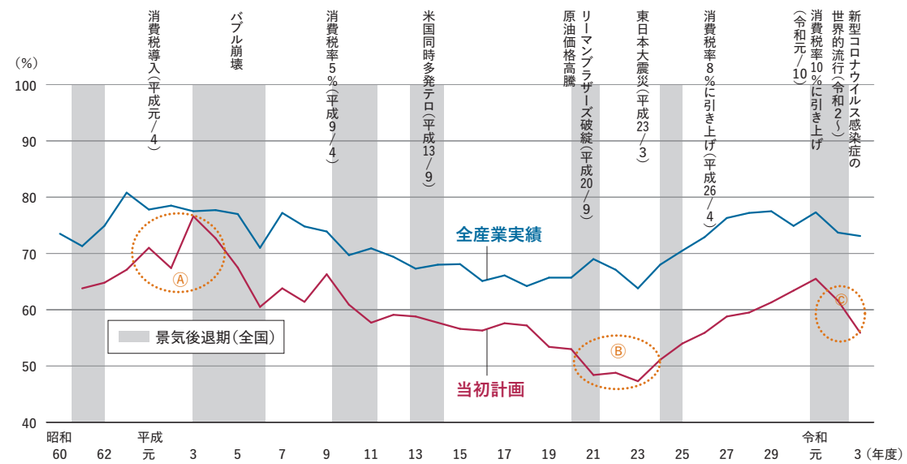

（注）「実績」は、回答のあった企業のうち、当該年度中に設備投資を実施した企業数が占める割合。「当初計画」は各年3月調査の回答企業における当年度当初計画保有企業数が占める割合。
資料：沖縄公庫「設備投資計画調査」

第２項　政策金融改革を含む財政投融資改革

（1）政策金融を取り巻く環境変化

①国内の金融・経済環境

バブル景気（昭和 61 年 11 月～平成 3 年 2 月）が悪化し、株価・地価が急落すると、企業の経営状態は深刻化し、国内の金融機関は債権の回収が困難になった。また、不動産価格の下落によって担保による回収も困難になり、不良債権が増大した。平成 7 年には不動産向け融資

を取り扱うノンバンク（住宅金融専門会社、いわゆる住専）が破綻し、金融機関の不良債権問題が顕在化し、早期解決や金融機関の経営の健全性確保、破綻金融機関の救済処理などを進めるべく、諸制度が整備された。8年6月に成立した「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」では、民間金融機関に「早期是正措置」が10年4月に導入されることとなった。同措置への対応などを背景として、民間金融機関では経営の健全化が最優先課題となり、信用リスクが高い企業への貸し出しが抑制され、いわゆる「貸し渋り」の動きを強めた。また、同時期には北海道拓殖銀行をはじめとした大手金融機関が経営破綻し、金融システム不安が深刻化した。9年末から10年にかけて発生した激しい貸し渋りは社会問題化し、「中小企業等貸し渋り対策大綱」が10年8月に閣議決定されるに至った。沖縄においても同時期の当公庫「県内企業景況調査」では、経営上の問題点として「借入難」を挙げる回答割合が増加した。

貸し渋り問題は、政策金融機関の「中小企業運転資金円滑化特別資金」「中小企業事業展開支援特別資金」創設、信用保証協会の「中小企業金融安定化特別保証制度」創設や大手金融機関への公的資金導入などによって11年頃から一時的に落ち着きをみせたが、金融機関の不良債権処理問題は抜本的な解決には至らなかった。

14年10月には「金融再生プログラム」が策定され、主要行の不良債権比率を半減させるとした政府の方針を受け、不良債権処理が進められた。中小・地域金融機関の不良債権処理については、地域経済に与える影響を勘案しつつ、実態に即した対応が求められたことから、15年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が策定され、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取り組みが進められた。

②国の行財政改革と政策金融

前述のとおり、バブル崩壊から長期不況に陥り、さらに金融システム不安が起きた時期には、企業に対する貸し渋りなどの大きな問題が発生し、政策金融機関には事業者へ円滑に資金供給するというセーフティネット機能の発揮が期待された。一方で、この時期は国の行財政改革も推進され、第2の予算と言われた財政投融資制度における資金調達の方法、規模、運用のあり方が問題視されるようになった。その過程で財政投融資を資金調達の主とする、沖縄公庫を含む政策金融機関の事業規模や運用のあり方などについて改革が進められた。

（2）財政投融資の入り口側の改革

①財政投融資の入り口側の改革の概要

財政投融資制度については、平成13年度に抜本的な改革（財政投融資改革）が行われる前は、資金運用部資金法に基づき、郵便貯金や年金積立金の全額が資金運用部資金に預託され、財政投融資の主要な資金調達手段となっていた。しかし、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘され、制度をより効率的で、市場原理と調和のとれたものとするため、財政投融資改革が行われた。

財政投融資改革のイメージは図表1-50のとおりである。資金調達について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改められた。財政上必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となった。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となった。また、財投機関[注1]が必要とする事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債[注2]の発行により市場での自主調達に努めることとなった。

財政投融資の入り口側の改革の経緯については、9年11月の資金運用審議会懇談会で財政投融資の抜本的改革についての取りまとめが行われ、具体的な検討が進められた。その後、行政改革会議の最終報告などを受け、10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」では、郵便貯金および年金積立金の資金運用部への預託の廃止、市場原理にのっとった資金調達を行うことなどが定められた。11年12月には大蔵省から「財政投融資制度の抜本的改革案（骨子）」が公表され、同改革案に基づき法案作成作業が進められ、12年5月に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」が成立（中央省庁などの改革に合わせて13年4月施行）した。

図表1-50　財政投融資改革のイメージ

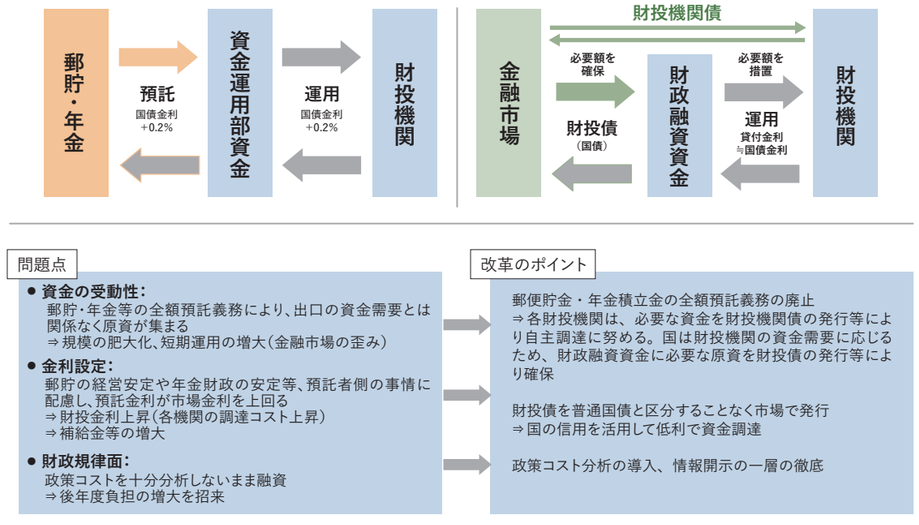

資料：財務省ホームページ「財政投融資リポート2023」

注1　財政投融資を活用している機関。沖縄公庫は財投機関の一つである。

注2　財投機関債とは、財投機関が民間の金融市場において個別に発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいう。

②沖縄振興開発金融公庫債券の発行

12 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」において沖縄公庫を含む財投機関については、「各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高めるなどの観点から財投機関債の発行に努めるものとし、財投機関債発行機関の拡充を図る」ことが求められ、翌 13 年度から実施された財政投融資制度改革においては、財投機関の事業に必要な資金の調達については、財投機関自身が財投機関債の発行により市場での自主調達に努めることとされた。

これらの趣旨などを踏まえて、12 年 5 月には当公庫においても債券発行など、資金調達手段の多様化を可能とする「沖縄振興開発金融公庫法の一部改正」（「資金運用部資金法等の一部改正」に合わせて 13 年 4 月施行）がなされ、当公庫では 14 年度から毎年度、財投機関債の発行による貸付原資の自己調達を行っている。

第 1 回沖縄振興開発金融公庫債券（財投機関債）は、改正後の沖縄振興開発金融公庫法の規定に基づき、主務大臣の認可を受けて 14 年 10 月に国内市場において発行し、即日完売した。発行総額 100 億円、年限 10 年、利率は年 1.3%、主幹事証券会社は野村證券と大和証券 SMBC が務めた。

財投機関債は、当公庫自らの信用力に基づいて発行する政府保証の付されていない公募債券であることから、起債にあたって発行体格付が必要となり、14 年 9 月に格付投資情報センター（R&I）から格付「AA+」（ダブル A プラス）を初めて取得した。同格付は、「沖縄公庫が沖縄の振興開発政策上、重要な役割を担っており、沖縄経済における存在意義が大きいことを反映した」（R&I）ものとして評価され、本土の政策金融機関と同等の格付を受けることができた。

また、財投機関債の発行に伴い、当公庫は投資家向けの「債券内容説明書」を作成し、「投資家説明会」を開催するなど、IR（投資家向けの広報活動）やディスクロージャー（情報開示）を推進した。令和 3 年度末までの財投機関債の発行回数は 30 回を数え、その資金調達累計額は 3,380 億円に上る。

なお、財政投融資制度改革において国は、財投機関の資金需要に応じるため財政融資資金の原資を財投債の発行などにより確保することとされており、国からの財政融資資金の借り入れは、財投機関債の発行による市場からの資金調達と併せて当公庫の貸付原資の主要な調達手段となっている。

図表1-51　沖縄公庫の資金調達

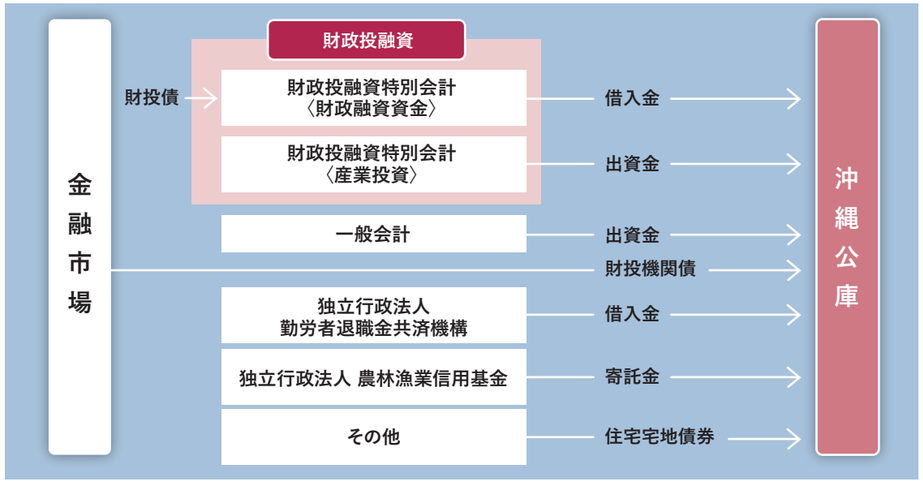

沖縄公庫の財投機関債 予備格付け

「AA+」を取得

R&I 政府との一体性を評価

沖縄公庫は六日、本年度中に発行する財投機関債の一沖縄振興開発金融公庫債券（発行額百億円）が、格付投資情報センター（R&I）から「AA+（ダブルAプラス）」の予備格付けを取得したと発表した。「AAA（トリプルA）」に次ぐ二番目の高格付け。企画調査部業務企画課の照屋健課長は「本土の大きな財投機関と同等の評価を受けることができた」と話した。

来月にも100億円発行へ

沖縄公庫は今月中に、発行債券の内容を開示する説明会を開催、市場の同行を見据え、来月以降をめどに発行する。

発行年数や利率などの発行条件を決定する見込み。その後に「本格付け」を取得し、投資家に公庫によると、今回の付けた理由に、公庫が沖縄の振興開発政策に重要な役割を担っており、政府との一体性が高い点を強調。「補給金依存の実質赤字状態やリスク管理債権比率が低くないことを指摘しながらも、「公庫の信用力が大きく弱まる懸念は小さい」と判断した。

沖縄公庫などの財投機関（特殊法人）が、市場の信用力で自ら資金を調達する財投機関債を発行するのは、二〇〇一年四月にスタートした政府の財政投融資改革の柱。全国に十二支店を持つ住宅金融公庫は、〇一年三月に財投機関債の「貸付債権担保住宅金融公庫債券（資産担保証券）」の発行を開始している。格付けは最高の「AAA」。ほかに日本政策投資銀行が「AAA」を取得している。

2002（平成14）年9月7日 沖縄タイムス掲載

（3）財政投融資の出口側の改革

①財政投融資の出口側の改革の概要

財政投融資制度の出口側の改革について、直近 30 年（平成 4 ～令和 3 年度）を当公庫およ

び沖縄振興開発計画の視点で以下の４つの時期に区分し、財政投融資の運用先である当公庫を含む政策金融機関の改革の経緯や在り方の議論、改革の実施などをまとめると次のようなものであった。

特殊法人等改革	（～平成 13 年 12 月）	特殊法人等整理合理化計画まで
政策金融改革	（～ 20 年 10 月）	行政改革推進法の施行（株式会社日本政策金融公庫および株式会社日本政策投資銀行発足）まで
政策金融改革	（～ 24 年３月）	行政改革推進法の一部改正（当公庫の統合時期の延期）まで
政策金融改革	（～令和４年３月）	行政改革推進法の一部改正（当公庫の統合時期の再延期）まで

特殊法人等改革（平成 4 年～ 13 年 12 月）

この時期の特殊法人等改革は、行政改革と併せて進められ、３次にわたり臨時行政改革推進審議会（通称「行革審」）が設置された。平成５年 10 月の第３次行革審最終答申では、政策金融について「政策金融は、民間金融の補完に徹するとともに、その範囲については、金融の自由化の進展、金融市場の動向等を踏まえ、常に厳しく見直しを行い、真に必要なものに限定していく」などの考え方が示された。同答申に基づく検討の結果、７年２月に閣議決定された「特殊法人の整理合理化について」において当公庫は、現状経営形態で「政策金融機関の業務を一元的に行う総合公庫としての特性を生かし、地域の実情に即した融資内容に配慮しつつ、受託業務などの電算化の一層の推進、代理業務の範囲の拡大など事務の効率化を図る」ことが求められた。

その後、９年９月に閣議決定された「特殊法人の整理合理化について」（第２次）において、「日本開発銀行」「北海道東北開発公庫」の廃止と新銀行への統合および「国民金融公庫」と「環境衛生金融公庫」の統合が決定され、11 年 10 月に「日本政策投資銀行」[注3]および「国民生活金融公庫」が発足した。

12 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」などを受け、13 年 12 月には「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、法人の事業と組織形態の見直し内容が個別に定められ、住宅金融公庫は「5 年以内に廃止する。また、同公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する」（19 年４月に「独立行政法人住宅金融支援機構」設立）、社会福祉・医療事業団は「独立行政法人とする」（15 年 10 月に「独立行政法人福祉医療機構」発足）と決定された。同計画において沖縄における政策金融事業について講ずべき措置とされた事項は図表 1-52 のとおりであった。

注3　発足した「日本政策投資銀行」に新たな業務が追加され、沖縄公庫の産業開発資金においても業務機能の拡充が図られた（総合史第２編第１章第２節第３項業務範囲の変遷「(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）」参照）。また11年4月には日本政策投資銀行並びで金利体系の簡素化などが導入された。

図表 1-52　特殊法人等整理合理化計画（沖縄公庫関連部分抜粋）

事業について講ずべき措置
【沖縄における政策金融事業（融資、出資、保証）】
○本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。
○業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。
○特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。
○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。
○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。
○政策金融については評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

政策金融改革（平成 14 年 1 月～ 20 年 10 月）

過去最大規模となるこの時期の政策金融改革は、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点を重要な柱の一つとする「構造改革」の論議と一体になって進められ、当公庫を含む８つの政策金融機関の在り方などの改革について、14 年以降は論議の場が「経済財政諮問会議」（以下「諮問会議」）に移され、「政策金融のあるべき姿」として改革の方向性が具体化されていった。14 年 12 月の諮問会議で取りまとめられた「政策金融改革について」では、①政策金融の対象分野の厳選②政策金融８機関の貸出残高を将来的に対 GDP 比で半減③廃止、民営化を含めて組織の在り方を検討とされ、改革達成に向けての道筋は３段階（16 年度末までは不良債権集中処理期間として金融円滑化のため政策金融を活用、17 ～ 19 年度はあるべき姿に移行するための準備期間、20 年度以降は速やかに新体制に移行）で進める必要があるとされた。

17 年 10 月には「構造改革の本丸」である郵政民営化関連法案が成立し、財政投融資制度の「入り口側の改革」が実現。「構造改革の二の丸」として位置付けられた政策金融改革の論議が本格化した。

17 年度から３段階の道筋に従って政策金融機関の組織改革に関する検討が再開され、当公庫についてはワーキンググループによる関係者ヒアリングが 10 月 20 日～ 25 日の間で計４回にわたり実施された。

同月 27 日の諮問会議では、関係者ヒアリングで提起・回答された重要な論点として「沖縄公庫のワンストップのメリット」について、次のように報告された。

・本店が沖縄にあることが重要であるが、沖縄公庫の本支店に飛び込めば、1つの店舗の中で、必要な資金について指導してもらえる。融資予算を縦割りではなく、資金需要（災害、景気等）に応じてフレキシブルに全体の枠の中で融通してもらえる（那覇商工会議所）
・総合公庫として政策のパッケージ化が可能となっている（沖縄振興開発金融公庫）

また地元沖縄では、県知事を筆頭に地方議会、県選出の与野党国会議員、沖縄県経済団体会議などから、当公庫の存続が要請された。

11 月 29 日に開催された諮問会議では「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられ、新組織の在り方は、①日本政策投資銀行、商工組合中央金庫および公営企業金融公庫の政策金融からの撤退②５機関（当公庫を含む４公庫・国際協力銀行）の機能を縮減した上で一つの機関に統合することが明示されたが、これを受けた同日の政府・与党政策金融改革協議会で合意された「政策金融改革について」の基本方針においては「沖縄振興開発金融公庫については、現行沖縄振興計画の最終年次である平成 23 年度までは公庫として残す。それ以降、沖縄振興策と一体となって、自己完結機能を残しつつ、統合する」などが追加された。

これらの内容は、12 月に政策金融以外の分野も含めた「行政改革の重要方針」として閣議決定され、政策金融を３つの機能（①中小零細企業・個人の資金調達支援②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融③円借款）に限定し、それ以外は撤退することとされた。また当公庫に関連する重要方針は次のとおりであった。

行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日閣議決定

1 政策金融改革

（2）政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、（イ）政策金融から撤退するもの、（ロ）政策金融として必要であり残すもの、（ハ）当面必要だが将来的に撤退するもの、に分類する。

ア　日本政策投資銀行分野

大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付けのみならず、社債や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。（イ）

エ　中小企業金融公庫分野

① 一般貸付は量的補完であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、資金余剰になっているので、中小企業といえども、量的補完は国が行う必要はなくなっており、撤退する。（イ）

② 特別貸付は、国の中小企業政策の中に明確に位置付けられ、政策誘導を目的とする範囲に限定して残す。（ロ）　また、定期的に見直しを行い、必要性の低下した特別貸付からは、撤退する。（ハ）

オ　国民生活金融公庫分野

① 民間中小金融機関でも採算上供給困難な零細・中小企業への事業資金貸付（経営改善貸付、生活衛生資金貸付を含む）は残す。（ロ）

② 教育資金貸付は、低所得者層の小口の資金需要にかんがみ、所得制限を引き下げ縮減して残し（ロ）、民間金融機関や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する。（イ）

カ　農林漁業金融公庫分野

① 農業・林業・水産業向けの超長期低利融資機能は、資本市場が代替できない範囲に限って残す。（ロ）

② 食品産業向け金融は、大企業・中堅企業向けは撤退する。（イ）　中小企業向けは、10 年超貸付に限定して残す。（ロ）

ク　沖縄振興開発金融公庫分野

① 本土公庫等見合いの機能は、本土と同様の扱いとし、撤退又は残す。（イ）（ロ）

② 沖縄独自制度、特利制度は、歴史的・地理的特殊性等にかんがみ、残す。（ロ）

（3）新組織のあり方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア　政策金融から撤退する機能に係る組織

① 現行日本政策投資銀行

（ア）新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。

（イ）自立のために最低限の移行措置を講ずる。

イ　政策金融として残す機能に係る組織

① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。

（ア）国民生活金融公庫（教育貸付は縮減）

（イ）中小企業金融公庫（一般貸付を除く）

（ウ）農林漁業金融公庫（大企業向け等の食品産業貸付を除く）

（エ）沖縄振興開発金融公庫（本土公庫見合いで廃止する貸付を除く）

（オ）国際協力銀行分野（貿易投資金融を除く）

③ 沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」（平成 14 年７月９日内閣総理大臣決定）の最終年次である平成 23 年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結機能を残しつつ、統合する。

その後、「重要方針」の内容が盛り込まれた「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「行政改革推進法」）」が 18 年５月に成立した。

行政改革推進法における、当公庫の在り方に係る条項（抄）は、①新政策金融機関への統合時期は平成 14 年度を初年度とする 10 箇年の期間が経過した後とされ、②沖縄公庫の業務は独自制度・特利制度は引き続き存続、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止、本土公庫の業務に相当するものは 20 年度の統合に伴う見直しに準じた措置とする、③新政策金融機

関への統合にあたっては、業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものと規定された。

「行政改革推進法」（抄）

平成 18 年 6 月 2 日公布

第二章　重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第一節　政策金融改革

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第 11 条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に係る同条第 3 項に規定する平成 14 年度を初年度とする 10 箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

2　沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成 20 年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第 8 条第 2 項ただし書、第 9 条第 2 項ただし書及び前条第 2 項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3　第 1 項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

（参考）

第 8 条第 2 項ただし書

ただし、教育資金の貸付けについては、低所得者の資金需要に配慮しつつ、貸付けの対象の範囲を縮小するものとする。

第 9 条第 2 項ただし書

ただし、農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の貸付けは、資本市場からの調達が困難な資金の貸付けに限定するものとし、農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）第 18 の 2 条第 1 項第 4 号に規定する食品の製造等の事業を営む者に対する貸付けは、中小企業者に対する償還期間が 10 年を超える資金の貸付けに限定するものとする。

第 10 条第 2 項ただし書

ただし、中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のものは、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

行革推進法で規定された新政策金融機関の業務縮減などに伴って、当公庫においても業務の範囲を同様に縮減するなどの措置を講ずるため、「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 19 年法律第 58 号）により、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正（平成 19 年 5 月 25 日）が行われた。また、日本政策投資銀行を完全民営化する「株式会社日本政策投資銀行法」が成立し、20 年 10 月に「株式会社日本政策金融公庫」および「株式会社日本政策投資銀行」が発足した。

政策金融改革（平成 20 年 10 月～ 24 年 3 月）

前述の「行政改革推進法」で沖縄公庫の在り方は、「平成 14 年度を初年度とする 10 箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする」と規定されたが、平成 23 年 7 月の沖縄振興審議会（沖縄振興に関する内閣総理大臣の諮問機関）の答申には、当公庫のこれまでの役割に対する評価や「沖縄固有の課題の一つである駐留軍用地跡地の利用促進に寄与するよう政策金融機能の活用が必要」と取りまとめられた。また、9 月の「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」（内閣府原案）では、政策金融について次の基本方向が示された。

10　政策金融

今後の沖縄振興においても、沖縄の特殊事情を踏まえた政策金融機能は引き続き重要であり、それを担う体制については、政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、沖縄県の要望にも留意して検討する。

11 月の「沖縄振興開発金融公庫運営協議会」（当公庫の業務運営に沖縄県各界および関係行政機関などの意向を反映させるため閣議決定で設置）では、沖縄県議会議長ほか地元委員から沖縄公庫の存続を求める意見が寄せられた。

「行政改革推進法の一部改正」は、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案」の附則により改正されることとなり、2 月に「沖縄振興 2 法案」（「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案」および「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用推進法））が閣議決定された。その後国会においては、両法案は衆参両院でいずれも全会一致で可決・成立した。

「行政改革推進法」（抄）

平成 18 年 6 月 2 日公布

平成 24 年 3 月 31 日改正

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第 11 条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条の 2 第 1 項の沖縄振興基本方針に係る同条第 3 項に規定する平成 24 年度を初年度とする

10 箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

（略）

政策金融改革（平成 24 年 4 月～令和 4 年 3 月）

前述の「行政改革推進法の一部改正」で沖縄公庫の在り方は、「平成 24 年度を初年度とする 10 箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする」と改められ、新型コロナウイルス感染拡大の影響のさなかにあった令和 2 年 9 月の沖縄振興審議会の総合部会専門委員会の中間報告においては「引き続き、地域に根ざした政策金融機能を発揮する必要がある」とされた。また 3 年 8 月の最終報告においては、沖縄県の要望事項の一つである「沖縄振興開発金融公庫の現行組織・機能の継続」に関する内容の記述が盛り込まれなかったことから、審議会の場で沖縄県知事をはじめ、委員から当公庫存続の要望が寄せられ、県内経済団体や地元選出国会議員などから沖縄公庫の存続要請がその後相次いで寄せられた。

9 月に開催された沖縄振興開発金融公庫運営協議会においても、沖縄県知事・沖縄県市長会会長・沖縄県町村会会長（連名）、与野党の要望が紹介され、委員からは当公庫の現行組織の存続と機能の充実・強化について次のような多くの意見が寄せられた。

◎沖縄振興開発金融公庫運営協議会における意見など（抜粋）

- 沖縄公庫は、国や県の沖縄振興策と一体となって政策金融機能を発揮することで、社会資本整備における本土との格差是正に大きく寄与してきたほか、沖縄の経済特区に立地する企業や大規模な駐留軍用地跡地の開発などに安定的に良質な資金を供給し、沖縄振興に非常に貢献していただいている。全国一律の制度では対応困難な沖縄の課題に対応するため、34 の独自制度や離島も含めた店舗展開など、きめ細やかな資金供給が可能な、現行の一体的・総合的な政策金融の役割はなお一層高まっており、現行組織の存続と機能の充実・強化が必要
- 沖縄公庫の現行組織の存続は、市町村や経済団体からも強い要望があり、沖縄県の総意である（以上、沖縄県知事）
- 沖縄振興における社会資本の整備やまちづくりなどの大規模案件、金融機関が少ない地域への対応、ベンチャー企業への出資や融資、低所得者層への支援対応は、メガバンクや他の地方銀行に比較して、決して自己資金が積み上がっていない地元の民間金融機関のみでは十分な対応は難しいことから、沖縄公庫の存在意義はリスクマネーの供給の点でも大変大きい（沖縄県銀行協会会長）
- 県内 34 商工会のうち 11 が離島に存在。金融機関のない離島でも商工会と連携してマル経融資を行っており、離島振興の上でも沖縄公庫は必要（沖縄県商工会連合会会長）
- 沖縄県の貧困率は全国の 2 倍。沖縄公庫そして経済の発展なくして沖縄の福祉はあり得ない（沖縄県社会福祉協議会会長）
- コロナ禍における沖縄公庫のセーフティネット機能の迅速かつ効果的な対応は、沖縄県内にあまねく有するネットワークや地域特性に精通しているからこそ果たせた（オブザーバー）

「行政改革推進法の一部改正」は、「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」[注4]として、4 年 2 月に閣議決定、国会に提出され、衆参両院でいずれも全会一致で可決、3 月 31 日に成立・公布に至った。「政策金融改革に伴う組織の改編」については図表 1-53 を参照。

「行政改革推進法」（抄）

平成 18 年 6 月 2 日公布

令和 4 年 3 月 31 日改正

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第 11 条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条の 2 第 1 項の沖縄振興基本方針に係る同条第 3 項に規定する令和 4 年度を初年度とする 10 箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

（略）

図表1-53　政策金融改革に伴う組織の改編

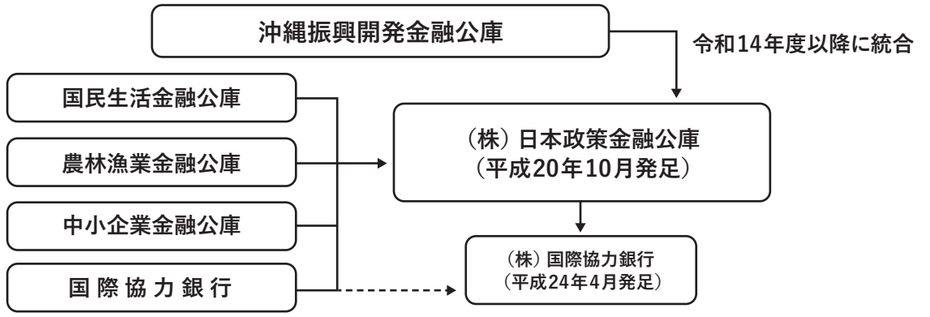

※平成23年4月28日、株式会社国際協力銀行法成立。
　平成24年4月6日、日本政策金融公庫から分離し、株式会社国際協力銀行が発足。
資料：沖縄公庫作成

第 3 項　業務範囲の変遷

当公庫の業務は、沖縄振興開発金融公庫法（第 19 条～第 23 条）および沖縄振興特別措置法に基づく特例業務（第 73 条～第 74 条）に規定されており、法令や運営方針に基づき業務を執行してきた。全国一律の政策金融サービスを提供するとともに、沖縄固有の課題に対応す

注4　「行政改革推進法の一部改正」は、「沖縄振興特別措置法の一部改正」「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正」「沖縄振興開発金融公庫法の一部改正」（駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、当公庫の業務の範囲を拡大）および「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正」の関連5法案を束ねて一本の法案（「束ね法案」と呼ばれる）として改正され、「沖縄開発三法」は全て期限が延長された。

るため、また、財政投融資改革や政策金融改革で議論された当公庫の在り方や時代の要請を踏まえ、適宜、必要な改正を重ねてきた。本項では平成４年度以降の変遷をたどることとする。

（１）資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）

産業開発資金分野においては社債取得や貸付債権の譲受け機能の導入、資金使途の拡充、出資および保証債務に係る対象事業の限定解除がなされ、資金供給機能が拡充された。

日本開発銀行[注1]に相当する業務は当公庫においては産業開発資金および出資で対応してきた。産業開発資金の資金使途は、復帰当時の沖縄の経済状況を考慮し設備資金に限定して開始され、平成２年度に非設備事業資金が追加された[注2]。その後、金融自由化の進展をはじめ金融市場をめぐる環境が大きく変化したことや日本政策投資銀行が設立されたことを契機に、沖縄においても同様の業務を行う必要があることから、平成 12 年度に沖縄公庫法の一部を改正し（平成 12 年５月 19 日）、産業開発資金の資金供給機能に「社債の取得」および「貸付債権の譲受け」を導入、資金使途に「既成市街地整備改善資金（譲渡方式事業を含む）」「地域基盤整備資金（譲渡方式事業を含む）」「返済資金」「社債償還資金」「転貸資金」が追加された。併せて、出資[注3]および債務保証に係る対象事業の限定が解除された。

なお 12 年度末までは、平成 10 年 11 月の「緊急経済対策」を踏まえ中堅企業などに対する貸し渋り対策として長期運転資金など[注4]が資金使途に追加される時限措置が図られた。

（２）社債取得機能の導入（中小企業資金）

中小企業をめぐる経済環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業の事業活動に必要な資金供給の一層の円滑化、事業協同組合などの組織の活性化、さらに中小企業者が実施する技術関連の研究開発などに対する支援の強化などを図るため、「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 222 号）」が施行され、沖縄公庫法の一部が改正された（平成 11 年 12 月 22 日）。この改正により、担保は乏しいが成長が見込まれる新事業を行う中小企業者の資金ニーズに対応した的確かつ機動的な資金供給を可能とするよう、新しい資金供給機能として、中小企業資金に無担保社債の取得が活用できるよう業務範囲が拡充された。

（３）新事業創出促進出資業務の導入（出資）

沖縄振興開発計画は、第１次から第３次計画までは社会資本整備を中心とした「本土との格差是正」が前面に掲げられたが、第４次計画（平成 14 年度から 23 年度）においては「民間主導の自立型経済の構築」が基本方針の一つとして位置付けられ、「沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）」が施行された。同法において、産業の振興のための特別措置として「沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務」が規定され、沖縄公庫の特例業務として 14 年４月に「新事業創出促進出資」が導入された。

ベンチャー企業に
資本金50％を出資

沖縄公庫が来年度から業務開始

1億円以下の事業者が対象
雇用創出など狙う

沖縄振興開発金融公庫（八木橋淳夫理事長）は沖縄で新事業を展開しようとする者を対象に、最大で資本金の50％を出資する出資業務を来年度から開始する。融資と違い高いリスクを伴う出資業務に対応するため、外部の意見を導入する体制整備を進めている。資本金は一億円以内。沖縄公庫では新事業の条件として新技術を用いた商品開発、革新的な経営手法、大きい雇用効果を挙げている。

事業の多角化、分社化のための資金繰りや、既に起業しているが経営が軌道に乗らない業者も出資対象として考慮する。企画調査部の譜久山営則部長は「資金が足りないなどで融資より出資を求める要望が多かった。新事業の育成で県内雇用の創出につなげたい」と述べた。

一年間で四―五業者を対象に、計一億円程度を出資していく方針。業務費は新産業創出策として二〇〇二年度予算で要求していたが、雇用創出の緊急性から本年度補正予算で八億五千万円が措置された。来年四月の業務開始には、十日付で管理職二人を含む三人の兼務発令を行った。地元地銀から二人の派遣職員を受け入れ、ベンチャーの起業を支援する運営強化を図る。

沖縄公庫の出資機能はこれまで大規模な第三セクター事業支援が目的だった。リスクを負っての出資事業や、外部意見の導入は初めてとなる。

2001（平成13）年12月11日　琉球新報社掲載

注1　平成11年10月以降は日本政策投資銀行。

注2　日本開発銀行が融資する開発資金は設備資金と非設備資金に大別される。同行における非設備資金は、昭和60年に技術開発に係る人件費やプログラム開発費を使途とする研究開発資金を対象資金として創設され、63年に立ち上がり支援資金が追加された。立ち上がり支援資金は、産業の開発および社会の開発の発展に寄与する設備が主務大臣の定める事業の用に供されるものである場合に立ち上がり期（開業後5年以内）において必要となる設備の取得等に関連する資金で、市街地再開発プロジェクトなどにおける人件費、賃借料などといった事業資金の融資を可能とした。

沖縄では機が熟した対象プロジェクトがなかったことから、沖縄公庫において日本開発銀行と同時での導入は見送られたが、平成2年5月の沖縄公庫法改正で、「非設備事業資金」が追加された。なお、非設備事業資金の対象は告示（主務大臣が定めるもの）により規定され、米国同時多発テロ対応時には「資金繰りの安定化に必要な非設備事業資金」、リーマンショック対応時には「経営の安定に必要な非設備事業資金」の時限措置が図られた。24年度に「沖縄経済自立支援貸付」（独自制度）を拡充し、非設備事業資金の要件である社会的要因は、「危機対応業務に準じた事案で主務省が定めたものに限る」とされた。この改正により特に新型コロナウイルス感染拡大の影響下における中堅企業等向けの資金繰り支援では、より迅速にセーフティネット機能を発揮することができるようになった。

注3　部門史第1編第2章第1節第9項（1）「③出資制度の内容」および「④出資制度の拡充」参照。

注4　「日本開発銀行法等の一部を改正する法律（平成10年法律第144号）」により、沖縄公庫法の一部が改正され（平成10年12月15日）、長期運転資金（設備資金以外の事業資金であって計画的、固定的、継続的性格を有するもの）などが本土並びで資金使途に追加された。

（4）債務の株式化等業務の導入（中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金）

中小企業や小規模事業者の事業再生を促進することを目的とした、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）」により、沖縄公庫法の一部が改正され（平成 25 年 6 月 21 日）、経営不振に陥っているものの、再生が見込める企業に対する貸付金等の株式等への振替（DES）が導入された。

（5）住宅証券化支援業務の受託（住宅資金）

特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、住宅金融公庫において、一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援する証券化支援業務を追加するなどの改正のため、「住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 75 号）」が施行され、附則において、平成 19 年 3 月 31 日までに、住宅金融公庫を廃止し、同公庫の権利および義務を承継する独立行政法人を設置することなどが規定された。それに伴い独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）の制定により、沖縄公庫法の一部が改正され（平成 15 年 6 月 11 日）、住宅金融公庫（承継後の住宅支援機構を含む）が行う証券化支援業務もしくは付帯する業務の一部を受託する業務が追加された。

（6）貸付証券化支援業務の受託（中小企業資金）

「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 35 号）」の施行により、沖縄公庫法の一部が改正され、中小企業金融公庫[注5]において中小企業向け無担保融資債権の証券化支援業務が導入されたことなどに伴い、業務の一部を受託する業務が追加された。

（7）業務範囲の縮減（産業開発資金、中小企業資金、教育資金、農林漁業資金、出資）

「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法、平成 18 年法律第 47 号）」において、沖縄公庫の在り方は、第 4 次沖縄振興計画の最終年次である平成 23 年度までは公庫として残すこととされた。一方で、業務面においては、行政改革推進法や「政策金融改革に係る制度設計」などに基づき、平成 20 年 10 月 1 日以降、本土公庫等見合いの業務については廃止又は一部縮減し、沖縄独自制度、特利制度は存続することとなった。

法的手当としては、「株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年法律第 85 号）」および「株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）」が制定され、「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 19 年法律第 58 号）」により、沖縄公庫法など関係法律が一部改正された（平成 19 年 5 月 25 日）。具体的には、日本政策投資銀行見合いの業務を廃止し、沖縄における産業開発資金および出資の範囲を明らかにする措置がなされた。また、本土公庫見合いの業務は、中小企業資金の基本資金（一般貸付）の廃止、教育資金の貸付対象範囲の縮小、農林漁業資金の大企業向けなどの食品産業貸付の廃止といった、本土公庫と同様に業務の範囲を縮減するための措置や沖縄独自の業務を残すための措置がなされた。（総合史第 2 編第 1 章第 2 節第 2 項「（3）財政投融資の出口側の改革　政策金融改革（平成 14 年 1 月～ 20 年 10 月）」参照）

注5　平成20年10月以降は株式会社日本政策金融公庫。

第２章　総合政策金融機関としての取り組み、経営改革の推進

第１節　総合公庫の特色

第１項　沖縄振興（開発）計画と沖縄公庫の取り組み

本土復帰後、５次にわたり実施されてきた沖縄振興（開発）計画は、第３次計画までは「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」を目標に掲げ、社会資本整備を中心とした施策が展開された。続く第４次計画では「民間主導型の自立型経済の構築」が目標に追加され産業振興が明確に打ち出された。第５次計画では沖縄の優位性を生かした「強くしなやかな自立型経済の構築」と「沖縄らしい優しい社会の構築」へと変遷した。

図表1-54　沖縄振興計画の変遷と沖縄公庫の役割

	沖縄振興開発計画	同左	同左	沖縄振興計画	沖縄21世紀ビジョン基本計画
	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画
	昭和47～56年度	昭和57～平成3年度	平成4～13年度	平成14～23年度	平成24～令和3年度
沖縄振興計画	「本土との格差是正」、「自立的発展の基礎条件の整備」 高率補助・一括予算による社会資本整備（交通基盤、電気、病院、学校、ダム、工業団地）		地域特性を踏まえた産業振興 観光・IT・自由貿易地域	「民間主導型の自立型経済の構築」を目標に追加 振興地域・特区の創設・拡充、観光リゾート、情報通信産業、国際物流、バイオ	強くしなやかな経済 沖縄らしい優しい社会 特区の拡充、一括交付金、リーディング産業、子どもの貧困等社会的課題
沖縄公庫	民間投資によるインフラ整備支援（電気、船舶、航空機、空港・港湾ターミナル、モノレール） 中小企業・農林水産業の振興（近代化、生産基盤整備、ホテル、工業団地・自由貿易地域） 住宅の本土格差是正、持ち家・居住水準の向上、医療施設の充実		大規模リゾート開発、市街地・基地跡地開発	多様な産業分野を支援 地域開発支援 大規模リゾート・商業施設、特区支援、離島振興、ベンチャー、基地跡地開発	リーディング産業の振興と社会的課題への対応 リーディング産業支援、特区支援、離島振興、子どもの貧困、市町村連携

資料：沖縄公庫作成

「沖縄振興（開発）特別措置法」において、国は沖縄振興策の目標実現に必要な資金の確保に努めることとされており、沖縄公庫の出融資は公共工事などに投入される国などによる税・財政面の支援措置と並び、沖縄の振興開発における「車の両輪」として位置付けられる。復帰から 50 年間（昭和 47 年度～令和 3 年度）の内閣府沖縄担当部局予算（補正予算を含む）の累計額は 13.6 兆円、当公庫出融資の累計額は 7.1 兆円に上る。

当公庫は設立以来、本土公庫などと同様の融資制度を実施することにより、全国一律の政策金融サービスを提供することに加え、国や県の沖縄振興策などに則した独自制度を整備し、地域課題や資金ニーズにきめ細かく対応するとともに、民間金融機関と協調・連携を図りながら、民間投資を支え、沖縄振興に向けた政策金融の役割発揮に努めてきた。（総合史第２編第１章第１節第２項「沖縄振興策における沖縄公庫の位置付け」参照）

第５次計画に対応した沖縄公庫の独自制度の体系（令和３年度）は図表 1-55 のとおり整理される。

図表 1-55　沖縄振興策に則した沖縄公庫独自の出融資体系

産業開発資金	中小企業資金	生業資金	生活衛生資金	農林漁業資金	医療資金	住宅資金
産業振興に寄与する事業への長期資金の融資	中小企業者への長期事業資金の融資	小規模事業者への小口事業資金の融資、教育ローン、恩給担保融資	生活衛生関係事業者への事業資金の融資	農林漁業者、食品産業向けの長期資金の融資	病院、診療所等の整備・運営のための資金の融資	賃貸住宅建設資金等の融資
駐留軍用地跡地の利用促進				**農業の振興**	**生活基盤の整備**	
・駐留軍用地跡地開発促進貸付				・沖縄農林漁業経営改善資金 ・製糖企業等資金 ・おきなわブランド振興資金 ・沖縄農林畜水産物等起業化支援資金 ・水産加工施設資金 ・沖縄農林漁業台風災害支援資金	・離島・過疎地域特例	
リーディング産業の振興						
・国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付 ・沖縄情報通信産業支援資金 ・沖縄観光リゾート産業振興貸付						
産業集積（企業立地）の推進						
・沖縄特区等無担保貸付利率特例制度						
社会資本・産業基盤整備	**中小企業の振興、雇用の促進**					
・電気 ・ガス ・海運 ・航空 ・沖縄自立型経済発展 ・基本	・沖縄特産品振興資金 ・沖縄創業者等支援資金 ・沖縄離島・北部過疎地域振興貸付 ・沖縄中小企業経営基盤強化貸付 ・沖縄生産性向上促進貸付	・沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付				
財務基盤の強化		**人材育成**				
・産業開発資金 資本性劣後ローン 特例制度		・沖縄人材育成資金 ・教育所得特例制度 ・教育離島利率特例制度 ・教育ひとり親利率特例制度				
		・位置境界明確化資金				
沖縄の社会的課題への対応（子どもの貧困、雇用環境）						
・沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（要件により一部適用外）						
沖縄の自然環境の保全						
・赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）						
沖縄の産業振興、沖縄における新事業の創出						
・企業等への出資（産業基盤整備、リーディング産業支援）　・ベンチャー企業への出資（新事業創出促進出資）						

沖縄振興策		
沖縄振興特別措置法 （失効期限：令和4年3月31日）	沖縄振興基本方針 （平成24年5月11日内閣総理大臣決定）	沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画） （平成24年5月決定、平成29年5月改定）

図表1-56　資金別の出融資実績

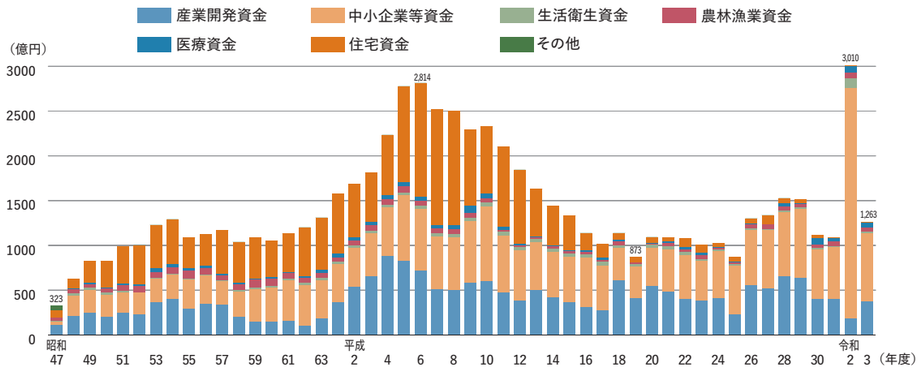

（注）1. 契約ベースの貸付実績、ただし昭和54年度までは決定ベースの貸付実績である。
2. 中小企業等資金には、中小企業資金・生業資金・教育資金・恩給資金を含み、合計には出資を含む。

図表1-57　沖縄振興施策ベースに組み替えた沖縄公庫の出融資額

（平成24 ～令和3年度累計）

（単位：件、億円）

No.	7施策ベース	No.	15施策ベース	件数	金額
1	21世紀「万国津梁」実現の基盤づくり	①	自立型経済の構築に向けた基盤の整備	35	837
		②	アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	231	332
		③	科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	10	28
				276	1,197
2	リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築	④	世界水準の観光リゾート地の形成	490	1,668
		⑤	情報通信関連産業の高度化・多様化	164	73
		⑥	沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	319	108
		⑦	亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興	1,205	324
		⑧	地域を支える中小企業等の振興	23,308	2,799
		⑨	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	302	198
				25,788	5,170
3	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	⑩	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	60	523
4	地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	⑪	地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	4,435	2,092
5	離島の定住条件向上等による持続可能な地域社会づくり	⑫	離島における定住条件の整備	110	44
		⑬	離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	857	284
				967	328
6	雇用対策と多様な人材の確保	⑭	雇用対策と多様な人材の確保	21,394	4,526
7	公平な教育機会の享受に向けた環境整備	⑮	公平な教育機会の享受に向けた環境整備	21,755	270
合計				74,675	14,106

（注）1. 金額の単位未満は、四捨五入している。したがって、合計の計数は内訳を集計した計数と一致しない。
2.「21世紀ビジョン基本計画」に基づき、遡って組み替えて掲載している。

第２項　政策金融のワンストップサービスと総合公庫の機能発揮

沖縄公庫の業務の最も大きな特徴は、沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関として、設立以来、ワンストップサービスを提供していることにある。業務範囲は図表 1-58 のとおり、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業、農林水産事業）、独立行政法人住宅金融支援機構および独立行政法人福祉医療機構（福祉貸付を除く）の３機関が実施する業務に相当する業務に加え、沖縄の地域的な政策課題に応える独自制度、地域開発や事業再生を支援する出資および新事業創出促進出資を一元的に取り扱っている。

融資業務においては、インフラ整備や大規模プロジェクト、中堅・大企業向けの融資をはじめ、中小企業、小規模事業者、農林漁業者などへの融資、住宅や病院・福祉施設の整備に係る融資までを対象とし、幅広い業種・業態・規模の事業者を支援するほか、国の教育ローンの取り扱いにより公平な学ぶ機会の確保にも取り組んでいる。出資業務においては、産業基盤整備、リーディング産業支援、新事業創出支援を目的とした資金の供給を行っており、これらの多様な融資や出資のメニューをもって、沖縄における多様な主体の資金ニーズに対してワンストップで最適な資金供給を行っている。

図表1-58　政策金融のワンストップサービス（沖縄公庫の業務範囲）

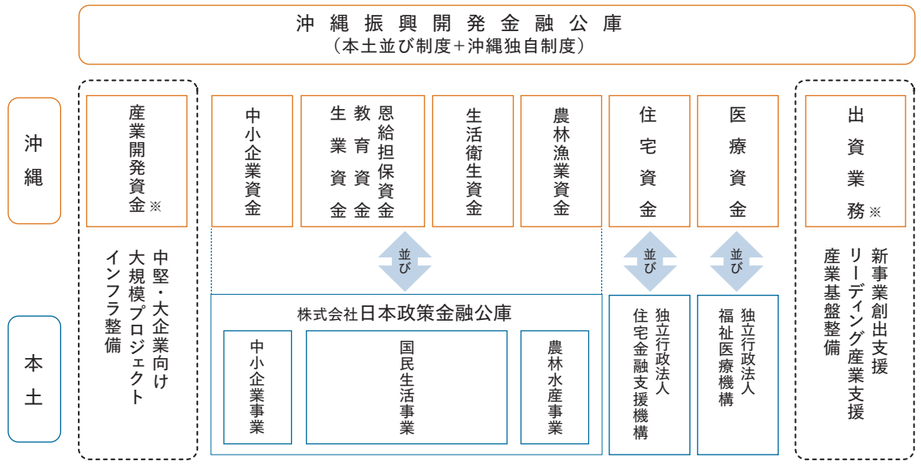

（注）※平成20年10月1日株式会社日本政策投資銀行の設立に伴い、並び制度を廃止し、沖縄独自制度のみを運用。

離島県である本県の地理的特性も踏まえ、県民、事業者に対する資金供給の体制は本店と４支店（中部・北部・宮古・八重山）が連携して、効率的かつきめ細かなワンストップサービスを提供すべく、図表 1-59 のような体制としている。離島２店舗を含む全支店においては、株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）の３事業が実施する全ての貸付（中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、生活衛生資金、農林漁業資金）を取り扱い、これに医療資金を加えた制度メニューにより、支店を拠点とした地域密着型の政策金融に取り組んできた。一方、事業

規模や審査手法などが異なる産業開発資金、住宅資金および出資業務については、本店のみの取り扱いとするものの、支店にこれらの相談があった場合は、速やかに本店担当部署へ取り次ぎ、連携して取り組んでいる。また東京本部においては、本土機関が実施する制度の円滑な導入、当公庫独自制度の企画立案・拡充などを図るほか、円滑な事業運営に不可欠な原資の資金調達や運営予算を確保し、本店や支店の各資金の運用をサポートするなど、総合公庫の機能を最大限に発揮すべく努めてきた。

図表1-59　地域に密着したワンストップサービス

業務分野	本店	支店			
		中部	北部	宮古	八重山
産業開発資金	○				
中小企業資金	○	○	○	○	○
生業・教育・恩給資金	○	○	○	○	○
生活衛生資金	○	○	○	○	○
農林漁業資金	○	○	○	○	○
医療資金	○	○	○	○	○
住宅資金	○				
出資業務	○				

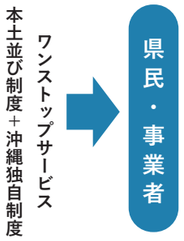

（1）企業の成長、ライフステージに対応した金融支援

当公庫は、総合公庫機能を生かして、事業者の成長の段階や事業拡大の範囲に応じた金融支援を途切れなく幅広く実施することに努めている。例えば、小規模事業者向けの生業資金を活用して創業した事業者が、事業の成長とともに生業資金の限度額を超える資金調達を必要とする場合は中小企業資金を、さらにその限度額を超える場合は産業開発資金を活用して安定資金を供給し、事業者の成長ステージに応じてワンストップで支援している。また融資相談や審査の過程においては、事業者に有益な情報の提供や長期的な視点での財務改善アドバイスなどに努めている。

（2）経営多角化や事業拡大などへの最適な資金供給

経営多角化や事業拡大、事業転換などを企図して、新たな分野へ取り組む事業者などに対しては、その計画と資金ニーズを的確に把握した上で、総合公庫として当公庫が提供できる幅広い制度メニューから最適な資金（制度）を提案している。６次産業化[注]の事例では、農林漁業者に対して、加工や流通・販売に必要な資金を生業資金や中小企業資金で支援するケース、医療介護施設の整備では、設備資金は医療資金、運転資金は生業資金を活用するケース、賃貸住宅と商業施設の複合的な用途のビル建設では、住宅資金と中小企業等資金を併せ貸しするケースなどがある。このような政策金融の各種制度をワンストップで提供できる体制を整備し、各分野の審査ノウハウや業界動向などの情報を有効活用することにより、効率的な政策金融サービスを提供してきた。

注　農林水産業の生産（第1次産業）、加工（第2次産業）および流通・販売（第3次産業）を一体的に推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す農商工連携の取り組み。

（3）地域開発事業における総合公庫の機能発揮

市街地再開発や駐留軍用地跡地開発においては、当該開発地域の中核事業となる商業施設やホテル、総合病院などの大規模プロジェクトに対して、産業開発資金や医療資金により安定資金を供給するほか、中核施設に入居するテナントや周辺に立地する中小・小規模施設の整備については、中小企業資金、生業資金および生活衛生資金により事業展開を支援。また、住宅資金による個人住宅や賃貸住宅の集積を含めて、当公庫が有する制度メニューを最大限に活用し、魅力あるまちづくりや駐留軍用地跡地の有効利用を総合的に支援してきた。

（4）出資業務によるリスクマネーの供給

当公庫の出資業務は、沖縄振興の重要施策である①産業基盤整備（空港ターミナルビル、モノレール事業など大規模プロジェクトに向けた設備資金）②リーディング産業支援（観光リゾート産業、情報通信関連産業および臨空・臨港型産業などに向けた成長資金）③新事業創出支援（スタートアップに必要な安定資金）の３分野を対象として出資を行いリスクマネーの供給を担っている。このような投資回収に長期を要する大規模プロジェクトやスタートアップなどのハイリスク分野への資金供給は地域民間金融機関のみでの対応が困難な分野であり、当公庫では、出資機能を有効活用することにより事業主体の形成、資本政策や経営への関与を通じて事業遂行力を強化し、多様な融資制度の活用も併せて民間投資を誘導・補完することで、沖縄振興策における重要な施策の実現に取り組んでいる。

（5）総合公庫の強みを生かしたセーフティネット機能の発揮

新型コロナウイルス感染症の発生とその世界的規模での急激な拡大は、県民生活や観光を基幹産業とする沖縄経済に甚大な影響を及ぼし、令和２年１月に開設した特別相談窓口には、過去に類を見ない規模の融資申し込みが殺到した。沖縄公庫は、設立以来、幅広い分野の資金ニーズに応えてきた職員の経験と知識を生かし、沖縄の事業者に精通している組織の強みを発揮して、コロナ関連支援に最大限の要員を投入。また、本店および４つの支店体制を最大限に活用し、商工会議所・商工会など地域経済団体とこれまで築き上げた密接な連携関係を生かし迅速な処理体制を構築し、離島を含む県内全域の幅広い業種・業態・規模の事業者への資金繰り支援を迅速に展開した。

第３項　地域における連携、コンサルティング機能の深化

沖縄公庫の組織は金融機関としては小規模であるため、地域の事業者などが必要とする資金をタイムリーに供給することはもとより、沖縄振興策の推進に向けた新たな資金ニーズや要望をくみ上げ、地域に根ざした総合公庫としての役割を発揮するためには、商工会議所・商工会などの経済団体、民間金融機関、地方公共団体、各種支援機関などとの連携、協働が不可欠である。

（１）多岐にわたる連携ネットワーク

①地域密着型の支援ネットワークの形成（商工会議所・商工会等）

地域の総合的経済団体として、また中小企業・小規模事業者の支援団体である商工会議所・商工会（以下、「商工会議所等」という）は、県内には商工会議所４団体、商工会 34 団体の計 38 団体が設立されており、うち 12 団体は離島に所在している。商工会議所等は本土並び制度「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」（昭和 48 年創設）と独自制度「沖縄雇用・経営基盤強化資金（沖経資金）」（平成 24 年創設）の推薦団体として沖縄公庫と長期にわたって連携しているほか、特に金融支援が届きにくい離島・過疎地域の事業者などへの支援拠点として、各地域において地域密着型の支援ネットワークを形成してきた。

商工会議所等は、マル経資金などの推薦のみならず、創業融資などに係る融資相談や融資申し込みの斡旋（あっせん）にも対応しており、地域の事業者が身近に相談できる窓口として重要な役割を担っている。離島・過疎地域においても定期的に当公庫との合同出張相談会を開催しており、県内くまなく当公庫の各種事業資金や教育ローンに係る融資、条件変更の相談に加え、経営指導員による巡回・窓口相談指導や講習会などをワンストップで実施している。その他、定期的な事務連絡会議や勉強会などによる情報共有、商工会議所等が開催する創業塾や各種セミナーへの公庫職員の講師派遣など、中小企業・小規模事業者支援策を効率的に展開できる良好な連携が確立されている。

このような連携は、新型コロナウイルス感染症関連の緊急資金繰り支援における機動的な申し込み斡旋スキームの構築にも生かされた。感染拡大当初、沖縄公庫に新型コロナウイルス関連融資の申し込みが殺到する状況下、商工会議所等による申し込み斡旋および事業者の実態確認などの協力体制は、迅速な資金繰り支援に大きく貢献した。令和４年３月末の新型コロナ関連融資決定（累計 16,700 件）のうち商工会議所等からの斡旋先は 3,760 件（23%）に上った。

また、「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）」の推薦団体である生活衛生同業組合や生活衛生営業支援センターも、商工会議所等と同様に、飲食業や旅館業、理容業・美容業、クリーニング業などの経営改善や衛生水準向上に向けた資金供給の支援拠点として重要な連携先である。当公庫の生活衛生資金の融資相談や推薦、新型コロナウイルス関連融資の申し込み斡旋のほか、創業・新規開業支援での制度周知や経営指導などで密接に連携している。

②民業補完と協調・連携の深化（民間金融機関）

沖縄の民間金融は、店舗を構えるメガバンクは１店舗のみで、県外からの資金調達が限定的であることから、本土ではメガバンクが担っている資金供給を沖縄では地域銀行（地方銀行、第二地方銀行）が中心に担っている。このような金融構造において、沖縄公庫と民間金融機関は協働しながら、離島を含む全県域の資金ニーズに対して協力・連携して安定的な資金供給を行うことで沖縄経済を支えている。

民間金融機関は主に事業活動に必要な運転資金を中心に企業の資金繰りを支援し、当公庫は民間金融機関のリスクテイクに限界がある大規模投資や創業支援、事業再生、セーフティネットの資金ニーズなどに対応するなど、民業補完を踏まえた役割分担を基本としつつ、地域経済の動向や金融政策を踏まえて連携の取り組みを深化させてきた。

②－１リレーションシップバンキング、地域密着型金融の推進

バブル崩壊後、国内の主要行が金融政策の後押しを受けて不良債権処理を進め、合併などによる金融機関の再編など再生を加速させる一方、地域銀行においては不良債権比率の改善スピードが遅かったことなどから、金融庁は平成 15 年３月に、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることで不良債権問題も同時に解決していくことを目指し「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定した。リレーションシップバンキングは、「金融機関が顧客との間で密接な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸し出しなどの金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」を指すのが一般的であるとされ、15･16 年度の２年間を「集中改善期間」として設定。中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）に対して、中小企業金融再生に向けた取り組み（創業・新事業支援、早期事業再生など）、各金融機関の健全性確保・収益性向上などに向けた取り組みなどが求められた。同プログラムを踏まえて当公庫も政策金融機関として各金融機関と連携した同様の取り組みが求められた。係る金融政策を踏まえ、当公庫は 16 年３月に４行庫（琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫）と円滑な中小企業金融と地域経済の活性化を目的とした「業務連携・協力に関する覚書」を締結した。内容は①経営環境が厳しい企業の再生支援②新事業育成・ベンチャーなどに関する情報交換③連絡会の開催などである。沖縄公庫と４行庫はこれまでにも共通融資先の支援に協力して取り組んでいたが、包括的な枠組みを設けたことで連携が強まった。

17 年３月には、リレーションシップバンキングを承継・発展させるものとして、17・18 年度の２年間を対象とした「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が策定された。地域密着型金融は、「対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況を的確に把握し、中小企業などへの金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること」を本質として、中小・地域金融機関に対して、事業再生・中小企業金融の円滑化（創業・新事業支援、事業再生、担保・保証に過度に依存しない融資の推進など）、経営力の強化や地域の利用者の利便性向上が求められた。係る金融政策を踏ま

え、当公庫は、17 年 9 月に中小企業基盤整備機構九州支部と、地域における中小企業支援およびベンチャーの育成などを目的とした「業務連携・協力に関する覚書」を締結。中小企業基盤整備機構との連携においては、創業セミナーなど各種セミナーと融資相談会の共同開催により中小企業支援の強化を図った。

これらの連携により、各機関の特性や機能との相乗効果で、円滑な金融サービスを提供し、地域密着型金融の一層の推進に取り組んだ。

②－2 民間金融機関との新たな連携

全国においては平成 27 年 11 月に、全国銀行協会や全国地方銀行協会などの民間金融機関、財務省、金融庁、中小企業庁の実務担当者による「政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会（第 1 回）」が開催された。同会合は、地域における金融機能の高度化や成長資金の供給促進を図り、企業・経済の持続的成長などに貢献する観点から、政策金融と民間金融との連携・協調を促進することなどを目的とするもので、令和 3 年 12 月までの間に計 9 回の会合が開催された。その会合においては、政策金融機関の民業補完としての位置付けを踏まえつつ、さらなる補完・連携の促進に向けた取り組みや、政策金融の制度設計（金利体系など）の在り方、実効的な対話の枠組みなどの意見交換が重ねられ、平成 30 年 6 月の第 4 回会合では、省庁側から日本政策金融公庫の政策融資（政策金利および貸付対象）について、平成 31 年度予算編成過程において対応する（見直す）ことが説明された。また、同時に、日本政策金融公庫からは「新たなステージに向けた民間金融機関連携の取り組みの推進」として①役員レベルおよび現場における対話の促進②公庫から民間金融機関へのお客様の紹介③協調融資商品の創設・活性化の取り組みを進めることが説明された。

沖縄においては、日本政策金融公庫における民間金融機関との連絡窓口や定期的な意見交換の取り組みや、平成 29 年 9 月の沖縄振興開発金融公庫運営協議会において、沖縄県銀行協会会長から「民業補完の観点から対話する機会」を設けることについて提案があったことを踏まえて、平成 29 年 10 月に沖縄公庫と琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫の 4 機関にて、実務者（現場）レベルで協調融資に係る調整や制度の紹介などを相対で行う「連絡窓口」を設置した（図表 1-60 参照）。また、同年 11 月には民間金融機関との対話による相互理解と一層の連携強化を図ることを目的に、内閣府沖縄振興局と沖縄総合事務局の共催による「民間金融機関との意見交換会」が設置された（参加金融機関：沖縄公庫、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、鹿児島銀行沖縄支店、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店）。

なお、前述の日本政策金融公庫の政策融資（政策金利および貸付対象）に係る対応については、特別利率の下限の設定や貸付対象の縮小などの見直しが実施されており、沖縄公庫においても並びで同様の措置が講じられている。

図表1-60　沖縄公庫と民間金融機関の連携体制

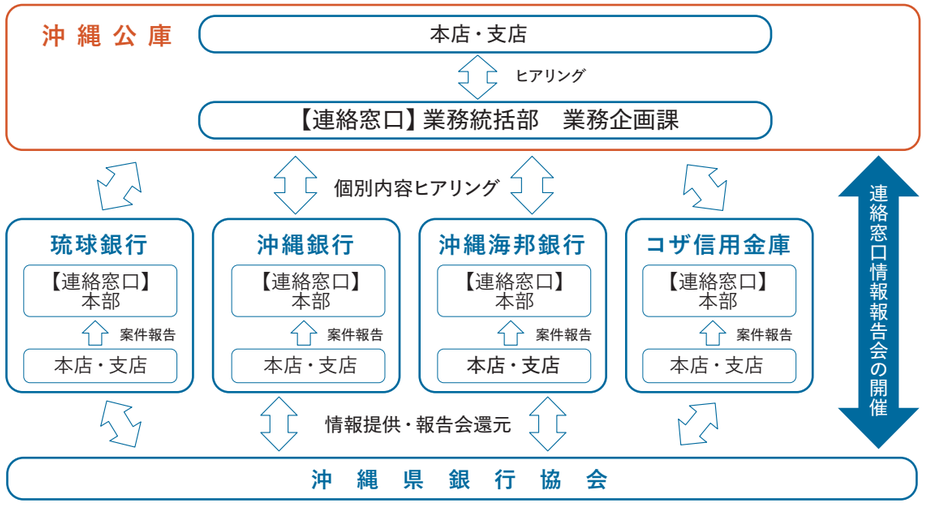

当公庫では、これらの新たな連携の枠組みにおいて、連絡窓口を活用した各種調整や制度周知などを行うほか、以下に掲げる取り組みにより民間金融機関との一層の協調・連携を進めてきた。

○民間金融機関との意見交換会の開催

第 1 回（平成 29 年 11 月）、第 2 回（30 年 5 月）、第 3 回（30 年 11 月）、第 4 回（令和元年 5 月）、第 5 回（2 年 10 月）、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で未開催

○ 30 年度から、一定金額以上の融資相談においては原則として民間金融機関との協調融資を提案

○ 30 年度から、民間金融機関との協調融資実績を集計し、毎年 2 回開催される五者懇談会（銀行協会主催）などで報告

○「業務連携・協力に関する覚書」にコザ信用金庫と沖縄海邦銀行においては「協調的な融資の推進」を追加し、創業・新規開業、事業承継、地域経済活性化などの支援を目的とした協調融資商品を創設

・コザ信用金庫との協調融資商品（令和元年 6 月 3 日）

「コザしん・おきなわ公庫 協調ローン ベスト・パートナー」

・沖縄海邦銀行との協調融資商品（元年 6 月 17 日）

「かいぎん・おきなわ公庫 ビジネスサポートローン」

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者の支援を目的とした協調融資商品を創設

・コザ信用金庫との協調融資商品第２弾（４年２月１日）
「新型コロナ対策資本性劣後ローン ベスト・サポート」

このような取り組みについて、令和２年11月の沖縄振興開発金融公庫運営協議会において、内閣府沖縄振興局から「運営協議会等における御意見・御要望を踏まえた対応状況」として、以下のとおり報告された。

沖縄振興開発金融公庫運営協議会（第 48 回沖縄開催）
令和２年 11 月 26 日開催
運営協議会等における御意見・御要望を踏まえた対応状況
（民間金融機関との意見交換会（令和２年 10 月）の結果概要）

民間金融機関からの意見・要望について
・連携対応・コロナ禍の対応ともに、沖縄公庫に対する評価は総じて前向きな評価
・意見交換会は、年１回程度の開催頻度、民業圧迫に限らないテーマでの情報共有を希望

今後の対応について
・沖縄公庫において、民間金融機関との連絡窓口を積極的に活用し、民間金融機関と一層連携することにより、地域の事業者を強力に支援
・民間金融機関からの要望等も踏まえ、意見交換会を定期的に開催（必要に応じ随時開催）

当公庫に対しては、引き続き、民間金融機関との連携を推進することにより民業補完を徹底し、共に地域の事業者を支援することで地域経済の活性化に貢献することを期待するものとされた。

③地域課題の共有と緊密な連携（地方公共団体）

③－１ 沖縄県との連携

沖縄公庫の役割は、沖縄の特殊事情を踏まえた独自制度（融資・出資）を活用して、沖縄振興策と一体となった政策金融を実施することであり、沖縄県とはさまざまな局面で組織的に緊密に連携している。また、平成元年度以降は、県行政と政策金融の仕組みなどについて相互理解を深めるべく、継続的な人事交流を行っている。

当公庫の予算概算要求においては、例年、沖縄県から独自制度の創設・拡充や事業規模の要望書が提出され、県の各種施策を推進するための金融手法などについて協議をした上で、要求事項に反映させるスキームとしている。また、日頃から当公庫の各資金の主管部署と県の関係部局においては、実務レベルで地域の事業者の動向や各種支援の実施状況、地域課題などの情報を共有している。このような連携のもとで、当公庫は、駐留軍用地跡地開発や離島振興など全国一律の制度では対応困難な沖縄固有の課題への取り組みに加え、産業基盤整備、リーディング産業などの振興、特区などの企業立地、社会的課題への対応（雇用環境改善、子どもの貧困対策）など、幅広い分野で沖縄振興策に連動した独自制度を創設・拡充し、連携した周知活動も展開してきた。

特に、沖縄県の重要施策である離島航路や空港ターミナル、都市モノレールなどの交通インフラ事業は、多額の初期投資を必要とし、投資回収に長期を要する特性から、長期的視野に立って沖縄振興を担う事業主体の形成と長期安定資金の確保が不可欠となる。当公庫は、プロジェクトの構想・企画段階から積極的に関与することにより、出資機能を活用して地方公共団体および民間の資本参加を誘導し、第３セクターの経営基盤の確立、長期事業計画の策定、円滑な資金調達などについて、事業の実質経営母体である沖縄県と連携して公共交通の安定運営を支援してきた。

また、沖縄県の要請に応え「沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略」など各種地域計画の策定や事業推進、交付金事業に係る事業者選定などを行うための協議会・委員会などに職員を派遣し、政策金融の知見に基づく審査・助言・提案などを行っている。当公庫から沖縄県に対しては、農林漁業資金および住宅資金に係る調査等の業務を委託しており、政策性や専門性の高い融資制度要件の判定などについて県の技術支援を受けるなど、双方の経営資源を活用した効率的な連携体制が確立されている。

台風などの自然災害や家畜伝染病の発生時においては、沖縄県との連携が不可欠であり、当公庫は、沖縄県の被害調査を即時に共有して相談窓口を開設し、市町村などと連携して事業者の資金繰りや施設復旧に必要な融資などの迅速な支援を行っている。

③－２　市町村との連携

当公庫は、平成 19 年度に地域の課題解決に向けた組織横断的な専担部署として地域プロジェクト振興班（現：地域振興班）を新設し、地方公共団体の地域活性化プロジェクトや地域課題の解決に貢献する民間事業に対して、プロジェクトの構想・企画段階から積極的な助言などを行う新たな支援体制を立ち上げた。これを機に、各地域との連携基盤を構築するため、市町村と地域プロジェクトに係る助言業務協定の締結を推進している。

26 年に策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方公共団体においては「地方版総合戦略」が策定され、地域のプロジェクトや観光・商工・農林などの各分野の個別施策の推進に向けて、各地域に適した自主的・自立的な取り組みが重要とされた。このような地方創生の取り組みに関して当公庫では、各市町村の「地方版総合戦略」の策定委員として参画しており、実行面においても PPP/PFI[注1] などの公民連携プロジェクトの早期事業化を目指して積極的な支援に取り組んだ。

28 年からは、助言業務協定先の市町村長と各地域が抱える課題や当公庫に対する要望について意見交換などを行う「公庫・市町村パートナーシップ推進会議」を毎年開催するなど、円

注1　PPPは官民連携、PFIは民間主導で公共施設などの建設から運営まで行う手法。PFIはPPPの代表的な手法の1つ。

滑な事業遂行をサポートすべく、市町村向けコンサルティング機能の発揮に努めている。（後述の本項「（２）地域プロジェクトに対するコンサルティング機能の深化」参照）

④多様なニーズへの対応（県内各種支援機関）

沖縄公庫には地域に根ざした総合公庫として、多様な資金ニーズに適切に対応するとともに、事業者のさまざまな経営課題や沖縄の地域課題の解決に向けたコンサルティング機能の発揮が求められている。事業者のライフステージ（創業期～成長・成熟期～低迷・再生期）に応じた支援パッケージの提供、地域の実情に応じた有益な情報提供や関係機関への橋渡しなど、多様なコンサルティングニーズに応えるために、県内外の各種支援機関などとの連携強化に取り組んでいる。

④－1 中小・小規模企業などへの経営支援

各地域の商工会議所および商工会、「沖縄県産業振興公社」、「沖縄県よろず支援拠点」、「中小企業基盤整備機構沖縄事務所」は、国および沖縄県の各種支援事業の実施機関として、沖縄の中小企業などに対して経営基盤強化や経営改善、創業支援、事業承継などさまざまな経営支援を行っている。当公庫は、これら機関と業務連携の覚書などにより、相談顧客の紹介や相互の支援策を活用した経営支援、セミナーや勉強会の開催による情報交換など幅広い連携基盤を構築し、実効性の高い事業者支援に努めている。

④－2 創業・新事業への支援

沖縄の地域経済と雇用を支える担い手の創出や、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出は、民間主導の自立型経済の発展に向けた重要課題である。創業支援においては、前述の支援機関との連携のほかに、平成 30 年に「沖縄県信用保証協会」と創業支援に係る業務連携の覚書を締結し、保証制度を活用した民間金融機関との協調融資が円滑なものとなるよう連携を強化している。

新事業支援では、沖縄発ベンチャーの育成や競争力のある新産業の創出に向けて、県内の研究機関および研究支援機関との連携を図っており、20 年に「琉球大学」、26 年に「沖縄工業高等専門学校」、29 年に「沖縄科学技術大学院大学（OIST）」、30 年に「トロピカルテクノプラス」と産学連携に係る協力推進の覚書を締結。研究成果などのシーズと地域企業のニーズとのマッチングや、技術支援と金融支援の相互連携により、ベンチャー企業の発掘と事業化支援を推進している。

④－3 事業再生・事業承継への支援

中小企業などの経営の悪化や後継者不在による倒産・廃業の増加は、地域の雇用や経済価値の喪失につながることから、事業再生・事業承継支援は政策金融の重要な支援分野である。

事業再生支援においては、公的支援スキームの担い手である「沖縄県中小企業再生支援協議会」[注2]や、当公庫を含む金融機関や専門家、支援機関などが加盟する「おきなわ中小企業経営支援連携会議」が設置する「おきなわ経営サポート会議」、全国組織の「地域経済活性化支援機構（REVIC）」などの機能を活用し、地域の各種プレーヤーとの連携の下、政策金融機関の立場から積極的な金融支援に努めている。

事業承継支援は、後継者不在率が高い沖縄の地域課題であり、「沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター」（産業競争力強化法に基づき内閣府沖縄総合事務局から那覇商工会議所へ事業委託）が中心となって支援ネットワークを形成し、承継の準備段階から承継後まで切れ目ない支援スキームを構築している。当公庫は、事業承継診断実施機関として、取引先の事業承継ニーズを掘り起こし、早期に支援機関につなぐ役割を担っており、ネットワークを構成する経営支援機関と連携して、中小企業から小規模事業者までさまざまな事業承継の資金ニーズに対応している。

④－4 海外展開への支援

当公庫は、海外展開に挑戦する事業者を「資金」と「情報」の両面から支援するために、海外ビジネスのノウハウや幅広い海外ネットワークを有する専門機関と連携しており、平成 25 年に「日本貿易振興機構（JETRO）」、29 年に「国際協力機構沖縄国際センター（JICA 沖縄）」と業務連携に関する覚書を締結。沖縄の事業者の海外進出や輸出促進を通じて、沖縄の優位性を生かしたアジアの成長の取り込みを目指し、海外展開セミナーの開催や個別企業の海外進出に関する各種相談、商談会・展示会などの連携に取り組んでいる。

④－5 その他の連携

上記のほか、会計・税務の専門機関である「TKC 九州会」や労働関係の各種支援を担う「沖縄労働局」との業務連携に加え、各分野の経済団体（沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県経営者協会、沖縄県医師会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県工業連合会など）とは長期にわたる連携の下、地域の事業者の動向や当公庫への要望に係る意見交換を定期的に実施している。

注2　沖縄県中小企業活性化協議会の前身。

図表 1-61　関係機関との連携

No.	連携先	連携時期	連携分野	連携内容
1	各商工会 各商工会議所	S48	中小企業等支援	・マル経等資金の推薦、左記以外資金のあっせん ・商工会等が実施する融資相談会、制度説明会、創業塾等への参加
2	琉球銀行、沖縄銀行、 沖縄海邦銀行、 コザ信用金庫	H16.3	事業再生、新事業支援、地域経済活性化等に係る業務連携強化	・業務連携に係る具体的方策、地域の産業経済情報や動向等に関する協議、情報交換
3	中小企業基盤整備機構	H17.9	中小企業等支援	・共通の顧客に対する経営支援、新事業・ベンチャー企業に対する情報交換
4	琉球大学	H20.5	創業、 新事業支援	・当公庫取引先に対し、研究技術改善、新技術導入等の取り次ぎ ・情報共有による、新たなベンチャー企業の発掘
5	リサ・パートナーズおよび リサ企業再生債権回収	H20.5	事業再生	・企業再生対象企業の選定、情報交換、資料などの提供 ・企業再生、出口戦略などについて相互に協力して支援
6	日本貿易振興機構 （JETRO）	H25.9	海外展開	・当公庫顧客に対する海外ビジネス情報の提供、個別企業相談、商談会などへの職員派遣、研修講師の相互派遣など
7	農林漁業成長産業化 支援機構（A-FIVE ）	H26.7	６次産業化	・農林漁業者・関連事業者のバリューチェーンなどに向けた情報交換 ・上記に対する金融支援、農林水産地域資源活用に関する情報交換
8	沖縄工業高等専門学校	H26.11	創業、 新事業支援	・高専研究シーズのマッチングコーディネート、事業化に関する出融資制度の活用、当公庫取引先企業の技術改善などに関する取り次ぎ
9	沖縄市 （スタートアップカフェ）	H28.7	創業、 新事業支援	・創業、スタートアップの推進、ＩＣＴ技術者などの産業人材の育成、創業計画策定支援、金融支援など
10	国際協力機構（JICA）	H29.1	海外展開	・公庫顧客に対する海外情報の提供、個別企業相談、研修講師の相互派遣、県内海外の経済状況などに関する情報交換など
11	沖縄科学技術大学院大学 （OIST）	H29.3	創業、 新事業支援	・当公庫取引先に対し、研究技術改善、新技術導入などの取り次ぎ、研究者の紹介 ・情報共有による新たなベンチャー企業の発掘
12	TKC九州会	H29.6	中小企業等支援	・会員顧客の紹介、融資制度説明、情報交換
13	沖縄県産業振興公社	H29.6	中小企業等支援	・相互の相談顧客の紹介、相互の支援内容理解のための講師派遣など
14	九州商工会連合会、 日本政策金融公庫	H29.6	中小企業等支援	・災害発生の緊急時に中小企業・小規模事業者への事業存続に対する金融支援を効果的に行うことを目的として「九州商工会連合会災害時小規模事業者支援相互応援協定」を締結
15	トロピカルテクノプラス （TTP）	H30.2	創業、 新事業支援	・技術情報や技術支援などのシーズと地域企業の技術ニーズとのマッチング ・相互連携による事業化支援および事業化に際しての当公庫の出融資制度の活用など
16	沖縄労働局	H30.3	働き方改革 （中小企業等支援）	・働き方改革の推進に関すること ・企業の労働生産性向上に資する取り組みに関すること ・人材確保・定着、人材育成に関することなど
17	沖縄県信用保証協会	H30.7	創業、 新事業支援	・創業（予定者）への情報提供、相談への対応、依頼に基づく双方向の創業者の紹介 ・創業（予定者）に対するセミナーなどの実施 ・地域経済、地域課題に関する情報交換など
18	コザ信用金庫 沖縄海邦銀行	R1.5 R1.6	協調融資の推進（創業支援、中小企業振興）	・協調融資商品の創設に伴い、No.2に協調的な融資の推進を追加
19	地域経済活性化支援機構 （REVIC）	R2.8	経営支援	・病院の経営支援など
20	沖縄県農業共済組合	R2.12	農業者支援	・農業保険制度に係る情報共有および意見交換 ・農業者に対する制度の周知、経営相談
21	沖縄県行政書士会	R4.3	中小企業等支援	・相互の相談顧客の紹介、相互の支援内容理解のための講師派遣など

（２）地域プロジェクトに対するコンサルティング機能の深化

①地域重要プロジェクトの事業化支援と再生支援

当公庫は、平成６年度に融資第一部に「プロジェクト推進課」を新設した。これは従来、産業開発課に属し、出資関連業務を担当していたプロジェクト推進室を分離独立させ、担当業務の範囲を拡充させるものであり、出資会社（予定先を含む）に対する出資・融資および管理業務の一元化と主要プロジェクトの支援体制強化を狙いとした。

背景として社会資本の整備促進策など国のさまざまな振興施策により、民間企業や地方公共団体が参画した第３セクター方式による地域開発プロジェクトが増加しており、当公庫はこれらの構想について早い段階から情報を十分に把握し、起業化を支援するための体制を充実するとともに、出資にあたっての審査機能を強化し、業務を適切に遂行していくための体制を確立させる必要があったためである。プロジェクト推進課は 13 年度まで設置され、プロジェクトの構想段階において先行事例・市場調査、収支シミュレーションなどを通じて、地方公共団体などとの事業化要件の調整、事業性審査を実施し、出資・融資による財務基盤強化および長期資金の供給により、施設整備のほか事業の立ち上がりや安定化を支援した。具体的には、那覇市や平良市（現宮古島市）の港湾における商業、宿泊などの複合機能を持つ旅客ターミナルビルの整備運営事業、宮古空港の新旅客ターミナル事業、都市モノレール事業、県産品の本土への販路拡大事業であった。

平成 12 年度以降は、経営が悪化した第３セクターに加え、大規模民間事業者の経営再建支援が業務運営上の重要課題と位置付けられたため、14 年度の班制導入に際し、プロジェクト推進課に代わって「出資・経営管理班」が設置され、18 年度までの間に、出資先第３セクターや経営困難大規模事業者の顧客管理、再建支援を集中的に担った。その中で 18 年度には事業再生ファンドなどへの出資が可能となる制度改正により再生支援機能の拡充が図られた。

②助言業務協定締結による地域連携

19 年４月には、沖縄振興に寄与する地域プロジェクトを支援する地域プロジェクト振興班を新設した。平成 19 年５月には北谷町との間で公庫初となる「地域開発プロジェクトに関する助言業務協定」を締結し、同町の軍用地跡地や近隣地区での地域特性を生かした開発プロジェクトの推進のため、事業の構想段階から参画して金融に主眼を置いた助言を行い、企業進出などを後押しした。協定第２号は 23 年 10 月の八重山地区３市町（石垣市、竹富町、与那国町）との締結である。当公庫は、新石垣空港の旅客ターミナルの整備に計画段階から参画し、同施設整備に対する出融資を行っていたが、協定締結により八重山地区の地域課題解決に向けた支援に持続的に取り組むこととなった。これらを皮切りに、助言業務協定の締結をてことした地域活性化支援が当公庫の新たな地域連携の形となった。

同班の業務は、駐留軍用地跡地の開発を支援する業務および県内企業の海外展開を支援する業務と併せて、25 年６月に設置された専担部署「地域振興班」に引き継がれた。26 年５月に宮古島市および多良間村と宮古地域の振興に係る助言業務協定を締結し、同年 12 月には駐留軍用地であるキャンプ瑞慶覧（アワセゴルフ場地区）跡地の利用計画を進める北中城村との協定締結へと続いた。その後、国の地方創生の取り組みが本格化し、県内市町村において「地方版総合戦略」の策定が急がれる中で、「産官学金」の一角として公庫の参画に大きな期待が寄せられた。締結先市町村は県内全域に広がりを見せ、令和３年度末では県内 41 市町村のうち 25 市町村との締結に至っている。

協定締結先市町村が広がる中、当公庫は協定締結先市町村長が一堂に会し、地域振興の取り

組み内容や課題を共有し、意見交換などを行うことを目的とした「公庫・市町村パートナーシップ推進会議」を 28 年度に初めて行い、以後毎年開催している。共通する要望や課題を把握できたことから、市町村職員に対して民間企業との連携に重要な決算書の見方などの勉強会や各種交渉・契約に係る専門家の紹介を行うなど、助言業務による支援は関係市町村に浸透し深化している。

足元では、県内市町村の地方創生の取り組みは「第２期地方版総合戦略」が策定され、各地域におけるプロジェクトの推進や観光・商工・農林などの各分野で個別施策の取り組みが継続されている。協定締結先が全県域へ拡大する中で、当公庫は各支店においても地域振興の担い手として市町村の地域プロジェクト推進や課題解決に向けて、構想・企画段階から参画しており、地域連携の取り組みは広がりを見せている。

図表 1-62　助言協定締結先市町村一覧

締結年月	協定先
平成 19年　5月	北谷町
平成 23年 10月	八重山3市町（石垣市・竹富町・与那国町）
平成 26年　5月	宮古2市村（宮古島市・多良間村）
平成 26年 12月	北中城村
平成 27年　8月	南城市
平成 28年　1月	西原町
平成 28年　8月	浦添市
平成 29年　2月	恩納村
平成 29年 12月	座間味村
平成 30年　2月	国頭村・大宜味村・東村
平成 30年　6月	本部町
平成 31年　3月	八重瀬町
平成 31年　4月	久米島町
令和 元年　8月	名護市
令和 元年　9月	金武町
令和 元年 10月	うるま市
令和 元年 12月	那覇市
令和　2年 10月	読谷村
令和　3年　3月	与那原町
令和　3年 12月	宜野座村

③沖縄地域プラットフォームによる PPP/PFI 推進の強化

第３セクターによる地域プロジェクトの事業化や再生支援が中心であった当公庫の地域連携の取り組みは、平成 19 年度以降は、官民が連携して公共サービスを提供する領域にもその支援範囲を拡大した。地域課題に対応する組織横断的な専担部署として融資第一部に新設した「地域プロジェクト振興班」（後に地域振興班）は、沖縄振興策における重要プロジェクトの事業化を引き続き続き支援するとともに、ＰＦＩ手法の普及推進および地方公共団体や民間事業者などとの調整役を担うこととなった。その背景としては、全国的に公共サービス分野でＰＦＩの活用が進んでいたこと、自主財源の弱い県内市町村の財政力に鑑み、民間資金活用の手法を推進する必要性が挙げられる。同班は、内部の知見を高めつつ、政策金融のネットワークを活用したＰＦＩ講演会の開催、セミナーなどへの講師派遣、情報発信を積極的に行い普及に取り組んだ。またPark-PFI[注3]を活用したホテルの整備といった市町村プロジェクトを支援した。

地域の「産官学金」の関係者が連携して PPP/PFI 事業のノウハウの取得や官民対話、情報交換などの取り組みを支援するため、令和元年５月に、沖縄県、沖縄電力、当公庫を共同代表として沖縄地域 PPP/PFI プラットフォームが立ち上がった。同プラットフォームでは PPP/PFI に関する国の支援制度の情報提供を受け、関心のある市町村からの相談に対応しているほか、市町村が進める公民連携プロジェクト分野について有識者によるセミナーの開催や、民間事業者との対話（サウンディング）の場の提供などにより、プロジェクトの事業化を支援している。

助言業務協定の締結先市町村や沖縄地域 PPP/PFI プラットフォームを活用する地方公共団体の主要課題を具体的にみると、既存の公共サービス施設である学校、給食センター、公営住宅などの機能維持や拡充を図るもののほか、駐留軍用地跡地や公園などの公共用地の有効利用を新たに図るものなどもあり多岐にわたっているが、共通することは、PPP/PFI 手法による民間資金や民間ノウハウの活用も視野に入れて計画づくりに取り組んでいるということである。

今後、本土復帰以降に国などの財政支援で集中的に整備されてきた公共サービス施設の老朽化に伴う再整備がより一層求められてくる。また大規模な駐留軍用地の返還計画がある中では、地域産業の振興や生活利便性向上のための戦略的な跡地活用が求められるなど、沖縄固有の課題もある。これら多様な分野のニーズが想定される PPP/PFI 手法の定着に向けて、官民の橋渡しや長期資金の資金供給機能を担う沖縄公庫の役割はますます大きなものとなってくる。

第２節　施策に基づいた多様な資金ニーズへの対応

第１項　社会資本（産業基盤）の整備

沖縄の社会資本は戦災で大部分が喪失したことに加え、戦後 27 年間にわたる米国統治下でその整備は著しく立ち遅れていた。このため国は、第１次から第３次までの沖縄振興開発計画において、本土との格差是正および沖縄の自立的発展の基礎条件整備を基本目標に掲げ、道路・港湾・空港など交通基盤、上下水道・住宅など生活環境基盤に多額の公費を投じることで、社会資本や生活環境の整備を積極的に進めた。その成果を踏まえて、第４次計画以降は、本土との格差是正から民間主導型の自立型経済の構築へと政策転換が図られ、産業政策に重心を移しつつ、県民生活の安定向上と沖縄経済の持続的発展を支える基盤として、交通体系、情報通

注3　飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する公園施設の設置、当該施設から得られる収益を活用して周辺園路や広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を、一体的に行う事業者を公募により選定する「公募設置管理制度」の呼称。都市公園における、民間資金を活用した新たな整備・管理手法として導入が拡がっている。

信基盤、水資源、エネルギーなどの戦略的な整備が推進されてきた。

沖縄公庫の産業開発資金は、設立当初から、本土の日本開発銀行および北海道東北開発公庫の制度体系をベースとしつつ、沖縄の産業振興を強力に推進するために、エネルギー分野（電気･ガス）および交通分野（海運･バス）については、貸付金利や貸付限度額を優遇するなど、沖縄独自の制度設計がなされていた。その後、交通分野のうちバスが廃止となり、航空機が追加された。これらの事業は、多額の初期投資を必要とし、投資回収に長期を要する特性から民間金融のみでは対応が困難であり、政策金融による量的・質的補完が必要とされる。このため当公庫はこれまで、各次の沖縄振興（開発）計画および民間投資の動向を踏まえ、独自制度の維持・拡充など整備を図り、必要な予算規模を確保することで長期・固定・低利の安定資金を供給し、沖縄における産業基盤整備を推進してきた。

図表 1-63　産業開発資金　エネルギー・交通インフラ関連融資実績（令和 4 年 3 月末）

（百万円）

対象分野	金額
電気[注]	853,464
ガス[注]	19,416
航空[注]	59,174
海運[注]	57,009
バス･バスターミナル関連	5,233
空港ターミナル関連	62,426
港湾ターミナル関連	13,390
都市モノレール関連	15,000
合計	1,085,112

エネルギーインフラ分野
8,729 億円

交通インフラ分野
2,122 億円

合計　1 兆 851 億円

（注）独自制度の融資額（累計）

また、昭和53年度に導入された企業等に対する出資制度は、地方公共団体や民間資本誘導、公共性の高い事業にふさわしい事業主体の形成、大規模プロジェクトに係る資金調達の円滑化などに有効であり、産業基盤を担う事業者を支援する手段として、特に交通インフラ分野の整備に戦略的に活用している。

図表 1-64　交通インフラ関連事業者への出資状況（令和 4 年 3 月末）

（百万円）

出資先名	金額
沖縄県離島海運振興	120
那覇空港ビルディング	527
那覇空港貨物ターミナル	205
宮古空港ターミナル	370
石垣空港ターミナル	530
泊ふ頭開発	300
沖縄都市モノレール	2,000

（1）エネルギーインフラ分野

電力はあらゆる産業に不可欠なエネルギー源であるが、沖縄の電気の供給については、①多くの離島を抱える高コスト構造②本土から遠く離れた離島県であるため他の電力会社と相互融通が不可能、など地理的不利性を有している。このため、沖縄振興特別措置法に基づき、電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助として、電気事業設備の整備に必要な資金の確保や税制面での優遇などの特別措置が講じられている。沖縄電力が本土復帰に伴い特殊法人として設立された当初から、当公庫は同社の電気事業に係る設備投資に対して長期安定資金を供給してきた。

沖縄電力は、昭和 54 年の第二次オイルショック時において、電源燃料の 100％を石油に依存していたため、55 年に 2 度にわたる電気料金の値上げ改定に踏み切るも、同年から 3 期連続の債務超過に陥った。そのような状況に対し、当公庫は、電力の安定供給が沖縄振興の最重要事項であることを踏まえ、電気資金の貸付限度額（80％）を最大限適用して資金繰りを下支えした。同社は、財務の改善および本土並み料金水準の確保という経営課題を克服し、その後、63 年に民営化、平成 4 年に株式上場を果たし現在の経営基盤を確立している。財務改善後は、燃料多様化による安定供給の向上と県内需要の増大に対応するために、具志川 (石炭) 火力発電所（ 平成 6 年運転開始)、金武 (石炭) 火力発電所（ 14 年運転開始)、吉の浦 (LNG) 火力発電所（ 24 年運転開始）と大型電源の自社開発を進め、当公庫は独自制度「電気」の活用によりこれら多額の設備投資に対して工事進捗に応じた円滑な資金供給を行ってきた。沖縄電力は、平成元年に離島を含む沖縄全地域に電気が行き届くこととなった全島電化を実現し、供給設備能力（ 認可最大出力）を昭和 47 年設立時の 43 万 4 千 KW から令和 4 年 3 月末には 216 万 5 千 kW まで拡大した。

近年の電源開発では、地球温暖化対策として、太陽光、風力、バイオマスなど再生可能エネルギー事業の推進、火力電源の CO_2 排出削減、水素利活用技術や地域マイクログリッドなど新たなエネルギーシステムの開発などがより重要なものとなっている。当公庫はこれらの事業を行う者に対して、融資に加えて出資による事業化支援を含めて積極的な資金供給を行っており、沖縄の地域特性を踏まえた脱炭素（カーボンニュートラル）の実現を支援している。

（2）交通インフラ分野

広大な海域に点在する多くの離島で構成される沖縄において、県内外を結ぶ交通ネットワークの構築は、沖縄全域の持続的発展に不可欠であり、克服すべき固有課題の一つとして位置付けられている。交通インフラ事業は、公共性・公益性の確保、適切な需要予測に基づく投資計画および多額の資金調達の実現、長期安定的な事業遂行体制と金融支援体制の確立を必要とするもので、当公庫はこれまで長期金融によって培った審査ノウハウと出融資機能を活用した積極的なリスクマネーの供給により、地方公共団体や民間の投資を誘導し、事業を推進してきた。また交通インフラ分野の独自制度の拡充[注1]にも努めてきた。

空・海・陸それぞれの交通体系の整備に係る実績として、①空港ターミナル（那覇（旅客・

貨物）、宮古、八重山）の機能強化、航空事業者の機材調達など航空ネットワークの拡充②港湾旅客ターミナルの整備、離島航路就航船の更新・整備、貨物輸送量の増大に対応した貨物船の大型化などによる人流・物流を支える海上輸送ネットワークの拡充③都市モノレールの導入による県民および観光客の利便性向上、駐留軍用地跡地利用など都市開発の促進④バスターミナルの機能強化、環境や高齢者らに配慮したノンステップバス、コミュニティバスの導入など人に優しい二次交通機能の整備などが挙げられる。

中でも特筆すべきは、沖縄唯一の軌道系交通機関である都市モノレール事業への支援である。都市モノレール事業は、第一次沖縄振興開発計画において軌道系システムの必要性が提起されて以来、累次の沖縄振興（開発）計画で、その導入が言及されてきた。昭和 54 年に沖縄県と那覇市において都市モノレールの導入が決定され、56 年には国庫補助事業採択がなされたものの、事業採算性や導入に伴うバス路線再編などの課題を抱えていたため、インフラ工事の着手は留保された。

昭和 57 年に運営会社（第３セクター）として沖縄都市モノレール（以下、モノ社）が設立され、沖縄県･那覇市とともにインフラ工事着手に向けて、運行ルート設定および利用客推計、インフラ本体工事の詳細設計、バス路線再編に係る合意形成が進められた。しかし、それぞれの調査には長期を要し関係者間の調整も難航、平成６年１月にようやく沖縄県・那覇市およびバス４社との基本協定締結にこぎ着けた。

長年、沖縄振興策として事業推進が掲げられている一方で、資金調達の確保が工事着手の前提とされている状況において、当公庫においては有償資金を扱う立ち位置を踏まえ、モノ社が健全な運営を継続することが可能であるか複数の需要モデルに基づく長期事業収支を根拠とする事業成立要件の検討を行った。沖縄県・那覇市および当公庫の事務レベルでの協議を重ね、事業成立要件とそれを実現するための諸施策について共通の認識を形成し、事業推進の方向性が整ったのは平成７年４月であった。その後、平成８年３月にモノ社は軌道事業の特許を取得し、同年 11 月にモノレール本体工事の着工となった。モノレール建設（当初 15 駅）全体事業費 1,100 億円の内訳は、国・沖縄県・那覇市によるインフラ部（支柱、軌道桁、駅舎外構部など）が 724 億円、モノ社が行うインフラ外部（車両、運営基地、電気設備、駅舎内装など）が 376 億円となっており、沖縄公庫は、モノ社に対して 10 億円の出資と 150 億円の融資を実行した。

多くのハードルを乗り越えて、沖縄都市モノレール「ゆいレール」は平成 15 年８月に開業した。那覇空港駅から首里駅までの 15 駅を２両編成の車両で運行し、県内唯一の軌道系公共交通として定時・定速運行を実現、県民・観光客の利便性を大きく向上させた。

注1　「海運」の対象拡大（平成20年度に旅客船の対象に沖縄離島航路就航線を含めた、26年度に貨物船を追加）、「航空機」の対象拡大（26年度に航空機体と物理的には一体ではないものの、運航に必須な関連設備やパイロット育成の設備の導入など定期航空に寄与する設備）、「沖縄自立型経済発展貸付」の「鉄道業」の貸付限度割合や償還期間の拡充などがある。

開業から約 10 年は、装置産業の特性である立ち上がり期の赤字に加えて、リーマンショックや東日本大震災の影響による観光需要の乗客数の減少などから厳しい経営を余儀なくされたが、モノ社の経営改善計画に基づき、平成 19 年度から 23 年度に沖縄県・那覇市からの財政支援、23 年に沖縄県・那覇市・沖縄公庫の追加支援が実施されたことにより、資金繰りの確保が図られた。これにより、モノレールの安定運行を維持するとともに、浦添延長（４駅）事業が進められ、25 年 11 月着工、令和元年 10 月延伸開業に至った。

平成 24 年度以降は、観光客の増加や駅周辺開発の進展により乗降客数は順調に増加し、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度は、同年 10 月の浦添延長の開業効果もあって、乗客数は１日平均 55,766 人と８年連続で過去最高を更新した。そのような状況を受け、モノ社は混雑解消に向けた輸送能力強化を強く要請され、３両化事業（定員：２両 165 人→３両 251 人）に前倒しで取り組むこととなった。沖縄県・那覇市・沖縄公庫においては、モノ社が開業時の債務を抱えた状態であることから、債務超過を解消することで長期安定的な事業運営を維持できるようにDES[注2]（沖縄県・那覇市）、新規出資（沖縄公庫）と抜本的な財務改善支援を行った。

その直後、新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）が発生し乗客数が過去最低まで減少（令和２年度：１日平均 30,044 人）したが、令和４年 11 月以降は１日平均乗客数５万人超と回復している。モノ社のこれまでの経営改善などの自助努力に加えて、国および長年の県・市・公庫の連携による支援体制を勘案すれば、今後も「ゆいレール」事業の安定化、輸送能力の拡充、路線バスとの連携拡充などによって交通ネットワークの充実強化が図られ、沖縄振興へさらなる貢献を果たすものと期待される。（「那覇空港ターミナルビル」および「沖縄都市モノレール」は TOPIC1「産業基盤整備」参照）

第２項　産業の振興（リーディング産業の振興）

復帰当時の沖縄の産業は、わが国の目覚ましい戦後復興と高度経済成長から取り残され、産業基盤は著しく立ち遅れていた。このため、工業用地の造成や工業用水の確保など産業基盤の整備に長期を要した。第一次石油危機以後の経済成長の鈍化や経済構造変化などの外部要因に加えて、沖縄においては輸送コストの高さやマーケットの狭小性などの地理的要因から、製造業の分野では競争優位性が見いだせない状況が続いた。

一方、沖縄の観光については、復帰直後の経済振興の起爆剤として開催された沖縄国際海洋博覧会（以下、海洋博）に始まり、その反動減と不況による低迷期もあったが、国民の余暇意識の高まりなどを背景に各種ホテルの建設が進んだ。昭和 62 年にリゾート法が制定されると全国的なリゾートブームの中で本島西海岸を中心にリゾート開発に弾みがつき、政策的支援や航空会社のキャンペーンの効果もあって、沖縄観光リゾートは一大ブームを迎えた。

注2　DES（Debt Equity Swap）：債務者の債務を資本に交換すること。

これらを背景に、平成４年にスタートした第３次振計は、沖縄の地域特性や優位性を踏まえた特色ある産業振興を目指し、観光リゾート産業の一層の振興を図るとともに、地場産業との連携強化が促進された。また、沖縄県は、８年に「国際都市形成構想」、９年に「沖縄県産業創造アクションプログラム」、10 年に「沖縄県マルチメディアアイランド構想」を策定し、離島・島しょの不利性が小さく、沖縄の地域特性が生かされる分野として、観光、情報通信、食品、医療バイオ、物流、環境などを提起、第４次振計以降は重点的な産業振興策が展開された。

産業基盤の整備が着実に進み、観光リゾート産業や情報通信産業も順調に伸長する中、本土から遠隔地にあるという沖縄の地理的不利性は、一方でアジア地域の発展や経済のグローバル化により東アジアの中心に位置する比較優位性と捉えなおすことが可能となった。第５次振計では、沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進め、わが国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与することを基本方針とし、リーディング産業も従来の観光リゾート産業や情報通信産業に加えて、新たに国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業を確立するなど戦略的な取り組みが展開された。

当公庫においては、各次振計の産業政策に対して、全国一律の政策金融と沖縄独自制度の並進体制により、基礎的産業の育成、地場産業の近代化・高度化、製造業の再配置促進など総合的な金融支援を実施してきた。また、制度は産業振興の進展や新たな政策要請に応じて見直しがなされ、初期に創設された独自制度「沖縄観光レクリエーション拠点整備資金」（昭和 61 年）、「沖縄自由貿易地域振興資金」（昭和 62 年）、「沖縄工業開発地区振興資金」（平成元年）は、リーディング産業支援の柱である現行制度「沖縄観光リゾート産業振興貸付」「沖縄情報通信産業支援資金」「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」へとそれぞれ変遷している。26 年度には、企業等に対する出資の制度拡充により、従来の対象である「産業基盤整備」に加えて「リーディング産業支援」が新設され、リスクマネーの供給による支援強化を図った。

（１）世界水準の観光リゾート地の形成

沖縄の入域観光客数は、平成 30 年度にインバウンド（訪日客）300 万人を含む 1,000 万人を達成し、昭和 47 年度の 56 万人から約 18 倍に増加（図表 1-65）、沖縄経済は新型コロナウイルス感染拡大前は好調な観光需要にけん引されて復帰後最長の景気拡大を記録した。

図表1-65　沖縄の観光入域客数

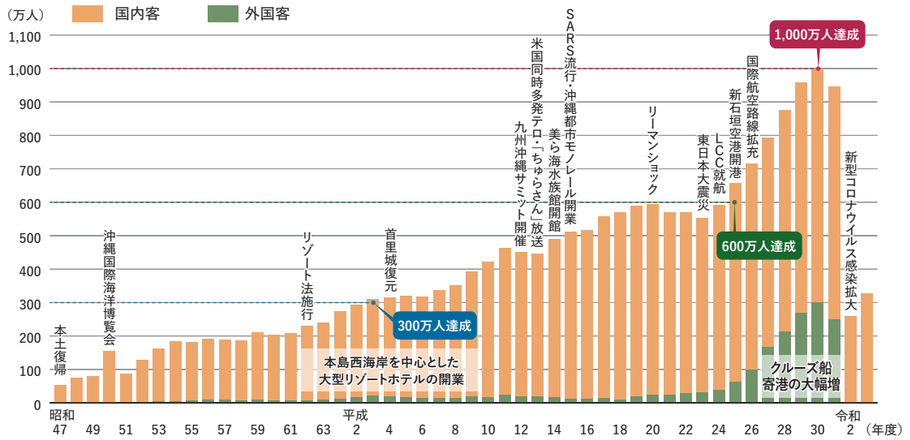

（注）国内客には沖縄県在住者は含まない。また、外国客には国内経由の外国人は含まない。
資料：沖縄県「観光要覧」を基に沖縄公庫作成

これまでの成長の推移をたどると、沖縄観光は昭和 50 年の海洋博によって観光客数 156 万人を達成し海洋性リゾート地としてデビューを果たすが、その反動減と不況により観光客数は激減、中小ホテルの多くが供給過剰で倒産する危機的な事態に陥った。その後、県や航空会社などのキャンペーンにより回復したが、海洋博の後遺症によるホテルの供給不足もあって観光客数は 200 万人前後で低迷した。当公庫は、海洋博関連融資の経験を踏まえ、大型ホテル案件については、中長期的な観光需要を予測して供給客室数との需給バランスや事業採算性を検証し、受け皿整備を支援した。

昭和 62 年頃からは本島西海岸を中心にリゾートホテルの集積が進み、航空路線拡充の効果もあって観光客数は平成３年度に 300 万人を突破、その後も県内・県外資本による多様なホテル投資が続き、本島西海岸のさらなる充実のほか、他地域への立地も多様化した。平成 12 年の九州・沖縄サミット開催時には観光客数は 450 万人を超え、観光地としての沖縄の認知度は大きく向上した。この時期、当公庫においては大型リゾートホテル施設の資金需要が高水準で続き、空港ターミナル整備や航空機など交通インフラへの対応も含め、観光客受け入れ基盤の整備に積極的に対応した。

平成 13 年９月に発生した米国同時多発テロは、多くの基地を抱える沖縄の特殊事情から県内産業に深刻な打撃を与えた。当公庫は速やかに主務省との調整を図り「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」を創設、修学旅行などのキャンセルで影響を受けた事業者に対して短期間で合計 99 億円のセーフティネット融資を適時適切に実行することで観光業界を下支えした。

その後、NHK 連続テレビ小説「ちゅらさん」放送や「沖縄美ら海水族館」リニューアルオープンなどによって沖縄の認知度はさらに高まった。リーマンショックや東日本大震災の影響による一時的な落ち込みはあったものの、世界水準ホテルの進出や、LCC（格安航空会社）の就航および国際航空路線の拡充、クルーズ船寄港の増加によりインバウンド（訪日客）が急増、

平成25年度に600万人を突破した観光客は、そのわずか5年後には1,000万人（平成30年度）に到達した。

当公庫は、観光客の多様なニーズに対応した受け入れ基盤としてさまざまな規模・業態の宿泊施設の整備などを支援してきた。これまでに県内宿泊施設について融資で貢献した実績は、ホテル・旅館の総客室数47,722室のうち27,703室となっており、58％を占めている[注1]。

観光リゾート産業は、沖縄経済の「成長のエンジン」として、その拡大の効果は観光関連産業のみならず運輸、製造、建設などあらゆる分野に波及し、本島・宮古・八重山、さらにその先の小規模離島の地域経済まで支えている。新型コロナウイルス感染拡大は沖縄観光に甚大な影響を及ぼしたが、ポストコロナの沖縄経済の再成長に向けて、持続可能な世界水準の観光リゾート地の形成を目指し、当公庫にはセーフティネット機能の発揮や時代潮流を踏まえた多様なニーズへの円滑な資金供給など、政策金融の一層の役割発揮が求められている。（TOPIC2「ホテル」参照）

図表1-66　宿泊業への出融資実績

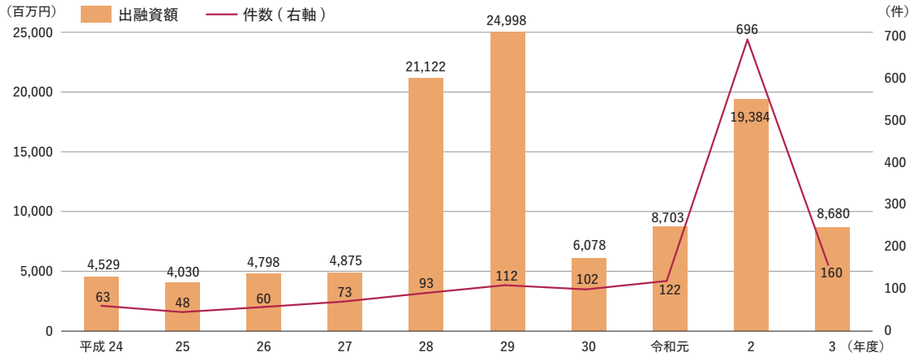

（2）情報通信産業の高度化・多様化

沖縄の情報通信産業の振興は、平成10年の「沖縄県マルチメディアアイランド構想」に始まる。同構想は、沖縄がマルチメディアにおけるフロンティア地域となることを目指し、IT産業の集積などを戦略的に推進するもので、厳しい雇用情勢や財政依存の高い経済構造、製造業の振興の遅れといった沖縄の不利性を克服する産業の育成を目指すものであった。

平成14年からスタートした第4次振計では、情報通信産業を沖縄の新しいリーディング産業として位置付け、沖縄IT津梁パークや高度情報通信基盤といった産業インフラの整備とともに、沖縄振興特別措置法に基づく特区・地域制度（税制優遇）などをインセンティブとした積極的な企業誘致が展開された。これに続き、第5次振計および沖縄県のおきなわSmartHub構想では、アジア有数の国際情報通信ハブ（SmartHub）の形成を目指し、沖縄IT津梁パークを中核とした国内外の企業および人材の集積、立地企業の高度化・活性化、多様な人材育成や情報通信基盤の整備が推進された。

当公庫は、10年に独自制度「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」に情報通信産業支援を追加して拡充し、13年には独立した制度として「沖縄情報通信産業支援資金」を創設した。国または県の施策に基づく特区・地域制度に連動して融資の特例を設けることで、県の企業誘致などを金融面から支援してきた。これまで、同制度を活用した各種業態・規模の情報通信事業者への資金供給に加えて、産業開発資金では沖縄IT津梁パークの企業集積施設の整備にも対応[注2]し、また、リーディング産業支援やスタートアップ支援を目的とした出資制度を活用したリスクマネーの供給も行っており、沖縄の情報通信産業の集積や高度化・多様化を総合的に推進している。主な出融資制度の実績（令和3年度末累計）は次のとおり。

図表1-67　情報通信産業関連事業者への出融資実績（令和3年度末累計）

主な出融資制度の実績	件数	金額
沖縄情報通信産業支援	207件	7,784百万円
沖縄自立型経済発展（情報通信集積）	4件	1,961百万円
企業等への出資（リーディング産業支援）	3件	230百万円
新事業創出促進出資（IT関連事業）	26件	1,341百万円

このような施策の展開により、各種業態の企業集積がバランス良く進み、沖縄に進出した情報通信関連企業は令和2年には約500社となり、約3万人の新規雇用が生み出されている（図表1-68）。産業集積の取り組み当初は、雇用創出効果の大きいコールセンターが戦略的に誘致されたが、その後、地方（ニアショア）開発拠点の形成やアジア展開に必要なITインフラの整備によってコンテンツ制作およびソフトウェア開発分野の立地が増加し、両分野だけで沖縄に進出した情報関連企業数の51％を占めるなど高度化・多様化が進んでいる。

経済社会のデジタル化が急速に進む中、情報通信関連産業は、沖縄のあらゆる産業や地域のDXをけん引して、生産性の向上や新たなビジネス機会の創出、社会的課題の解決に貢献することが期待される。沖縄の自立型経済の実現に向けて、情報通信産業の振興はその重要性を増している。

注1　沖縄県「令和3年版宿泊実態調査」を基に沖縄公庫算出。建設資金や改装資金などのほか、米国同時多発テロ発生時や東日本大震災後の旅行自粛などの影響を受けたホテル・旅館に対する、倒産防止・雇用維持を目的としたセーフティネット貸付を含む。新型コロナウイルス感染症関連融資は除く。

注2　情報通信産業の集積事業を行う者を貸付対象に含む「沖縄経済自立支援」を21年度に創設した。より付加価値の高い産業の発展に向け、沖縄IT津梁パークの中核地区において情報通信関連事業者が入居する民間施設整備の促進を図った。

図表1-68　沖縄に進出した情報通信関連企業と雇用者数（累計）

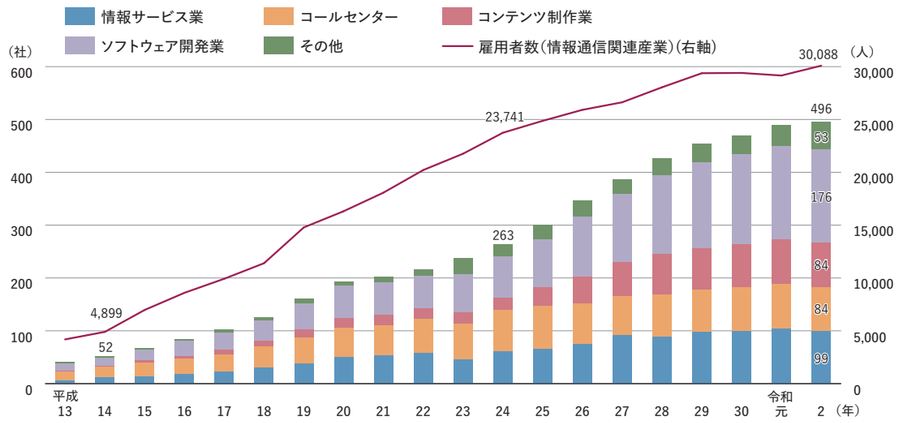

（注）各年1月1日現在。
資料：沖縄県

（3）国際物流拠点の形成

第４次振計では、基本方向の一つに「わが国とアジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成」を掲げ、その交流拠点形成に向けた航空、港湾などの諸基盤や航空ネットワークの拡充が推進された。沖縄県は、那覇空港周辺への国際貨物物流企業の誘致を推進するとともに、貨物ターミナル地区の整備に取り組み、平成 21 年 10 月の那覇空港新貨物ターミナルの供用開始と同時に、ANA グループと連携して構築した「沖縄国際物流ハブ事業」がスタートした。

第５次振計においては、国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業と位置付け、那覇空港の航空物流機能のさらなる拡充や那覇港・中城湾港の機能強化などにより臨空・臨港型産業の集積を図り、東アジアの中継拠点として国際物流拠点を形成するものとされた。従前の「自由貿易地域」および「特別自由貿易地域」は、24 年の沖縄振興特別措置法改正により「国際物流拠点産業集積地域」として発展的に統合・拡充され、高付加価値型のものづくり企業や高機能型の物流企業などの集積を目指して、税制上の特例措置や保税地域の特例、当公庫の融資制度の特例などの政策パッケージが展開された。26 年には地域指定などの権限が国から知事に移譲、税制措置の要件緩和、対象事業の追加なども行われ、以降は沖縄県の国際物流拠点産業集積計画に基づき各種措置・施策が推進されることとなった。また、27 年９月に沖縄県は沖縄 21 世紀ビジョン関連施策を補完･強化する「沖縄県アジア経済戦略構想」を策定している。

令和４年３月末の国際物流拠点産業集積地域の立地企業数は、「那覇地区」（旧：自由貿易地域那覇地区）14 社、「うるま・沖縄地区」（旧：特別自由貿易地域）82 社の合計 96 社と集積が進み、「うるま・沖縄地区」では、高度技術製造業や素材型産業向けの賃貸工場を整備することで高付加価値産業を誘致している。また、県や那覇港管理組合は新たに拡張された地区の産業用地の整備を推進しつつ、那覇空港における航空機整備基地や那覇港総合物流センター（令和元年に開業）の整備など国際物流拠点の形成に向けた空港・港湾の機能強化に取り組んできた。平成 31 年には航空機整備事業（MRO 事業）が操業を開始しており、航空需要の増大が見込まれるアジアに近接する優位性を発揮して、国内初の MRO 事業を核とした航空関連産業クラスターを形成することにより、関連産業の集積や既存産業との連携、地域人材の育成に貢献するものと期待されている。

当公庫は、昭和 63 年に沖縄自由貿易地域那覇地区が供用開始されることを踏まえて、62 年に入居企業を支援するための独自の融資制度「沖縄自由貿易地域振興資金」を創設した。以降、地域制度の拡充などに対応しつつ、現行制度「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」に至るまで継続的に企業立地を支援している。また、沖縄における新たな事業の創出を目的とした新事業創出促進出資による積極的なリスクマネーの供給も行っており、前述の「那覇地区」および「うるま・沖縄地区」に立地する企業 96 社のうち当公庫の出融資先は 43 社（45％）となっている。国際物流拠点の中核を担う那覇空港貨物ターミナル事業や MRO 事業に対しては、産業基盤整備を目的とした出資と融資を併せて実行することにより、民間資本の誘導と円滑な資金調達を支援している。

沖縄は発展する東アジアの中心に位置し、空路４時間圏内には約 20 億人の巨大マーケットが存在する地理的優位性に加えて、令和２年３月に第二滑走路を供用開始した那覇空港は 24 時間運用可能で豊富な国内線・国際線ネットワークを有している。国際物流ハブについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、２年４月以降、那覇空港を発着する国際線が全て運休するなど大きな影響を受けているが、国際航空物流を取り巻く環境の変化や E コマース市場拡大（仕向け地の多様化・多頻度化・小口化）への対応を踏まえ、貨物専用機を中心としたモデルから、那覇空港に就航する旅客便の貨物スペースを活用し輸送するモデルへ移行することで、継続的に発展する国際物流ハブの構築を目指すものとされている。沖縄の優位性を生かした自立型経済を実現するためには、より競争力の高い国際物流拠点の形成が必要であり、さらなる拠点機能の強化と高付加価値産業の集積が重要である。

第３項　創業・新事業支援

（1）政策的背景

バブル崩壊後の日本経済は、経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化など構造的な変化が進行していた。こうした中、産業構造の転換には、中小企業の創造的事業活動を通じた新たな事業分野の開拓が必要とされ、また、経済の閉塞感を打破し産業活力を取り戻すためにも、中小企業の創業、新事業の創出が重要な政策課題とされた。平成５年に「中小企業新分野進出等円滑化法」、７年に「中小企業創造活動促進法」、10 年に「新事業創出促進法」と各種法律が相次いで制定され、その後も拡充が続いた。政策金融に関しては、「総合経済対策」を受けて中小企業金融公庫並びで沖縄公庫に「新事業育成資金貸付」が５年度に創設され、ハイリスクで民間金融機関の取り組みに限界のある新事業分野において、政策金融機関の審査能力や経営指導能力をもって円滑な事業の遂行を支援することが要請された。

（2）新規事業支援室の設置と沖縄創業者等支援資金の創設

当公庫においては、平成7年度出融資方針のうち中小企業資金および生業資金について、「沖縄の自然的・地理的諸条件を生かした企業性が認められる新規事業の開業および運営のために必要となる資金需要には、積極的対応に努める」と明記し、これ以降、新規事業支援は業務運営の重点事項として位置付けられた。8年1月に新規事業支援に係る本支店連携など業務体制強化のためプロジェクトチームを立ち上げて検討を進め、9年4月に融資第一部中小企業課に「新規事業支援室」が設置された。

その後、10年度第3次補正予算において、沖縄の厳しい経済および雇用情勢の下、県経済の活性化と雇用の受け皿となる創業を支援するため、沖縄独自制度「沖縄創業者等支援緊急特別資金」が創設された。本制度は当初、11年度末までの時限措置とされていたものの、旺盛な資金需要と雇用効果から「沖縄経済振興21世紀プラン」（中間報告）において、本制度の積極的活用を図ることとされ、12年度より「沖縄創業者等支援資金」に改称し、併せて取扱期間を撤廃した。

（3）新事業創出促進出資の創設と新事業育成出資室の発足

第4次振計では、産業振興策として創造性に満ちた新規企業および新規事業の創出を掲げ、沖縄の地域特性や優位性を生かした新規事業やベンチャー企業の創出を促進するものとし、当公庫に関しては「沖縄振興開発金融公庫の出資制度を積極的に活用し、ベンチャー企業等の新規事業創出を促進する」と明記された。

平成14年4月施行の沖縄振興特別措置法（沖振法）において、創業および事業多角化を行う事業者に対して積極的な支援を行うために、当公庫の特例業務として新事業創出促進業務が規定された。これにより、14年度に「新事業創出促進出資」制度が導入され、同時に当該業務を専門に担当する部署として融資第二部に「新事業育成出資室」を新設し、翌15年4月には融資第二部から新事業育成出資室を独立させ担当部署とした。同室では、当公庫プロパー職員に加え地元金融機関から派遣された人材による協調体制で業務が執行され、23年度までの10年間の累計で46件、12億13百万円の出資が実行された。本出資制度については、沖振法の失効時期（24年3月末）経過後においても沖縄振興の政策ツールとして活用することが期待されていたため、平成24年度予算において制度延長を要求し、平成24年改正沖振法により特例業務の継続（10年延長）が措置された。

制度延長後の新事業育成出資室は公庫職員のみの執行体制となり、大学などとの産学連携や、各種ファンドおよび地元金融機関との協調支援など外部連携が進められた。このような体制の下、沖縄発ベンチャーの育成と競争力のある新産業の創出に向けて積極的な案件発掘と事業化支援に取り組んだ結果、制度創設から20年間の出資累計（令和3年度末）は77件、31億7,700万円となり、各種製造・販売業からIT、バイオ、新エネルギー関連など幅広い分野へリスクマネーが供給された。

（4）創業支援体制の強化、外部連携の推進

金融庁からリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（平成15～16年度）および新アクションプログラム（17～18年度）が発表され、民間金融機関などの創業・新事業支援が促進されたことを背景に、当公庫は、17年に中小企業基盤整備機構九州支部、18年に琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行およびコザ信用金庫の4行庫と、新事業・ベンチャー支援を織り込んだ「業務連携・協力に関する覚書」を締結した。また、商工会議所・商工会と連携した創業者支援ニーズの高まりもあり、創業支援に係る業務体制の強化を図るために、18年4月に融資第二部に「創業支援班」（現「生衛・創業融資班」）を設置し、専門相談窓口など創業者が相談しやすい環境整備や、創業塾・各種セミナーの開催など支援機関との連携が進められた。

創業・新事業支援については、事業者の実情や資金ニーズを踏まえ、事業の目利き力を発揮した各種アドバイスや、個人保証や担保などに依存しない融資を推進しており、創業計画の策定から融資後のフォローアップまできめ細かなサポートを実施することで、円滑な事業の立ち上がりを支援している。また、民間金融機関との協調融資を促進するために、30年に沖縄県信用保証協会と創業支援に係る業務連携の覚書を締結し、一層の連携強化を図っている。「沖縄創業者等支援資金」の実績は令和3年度末で11,189件、1,554億6,200万円に上る。

沖縄におけるスタートアップ支援の拡大

平成25年に策定された国の「日本再興戦略」では、「新陳代謝とベンチャーの加速」を成長への道筋の一つとして位置付け、これを実現するために付加価値の高い新たな事業や産業を生み出すベンチャー企業への投資を促進する方針を示し、その後一貫してベンチャー企業・スタートアップ支援は成長戦略の柱に位置付けられている。

沖縄においてもスタートアップ支援の取り組みが活発化しており、沖縄市では市の創業・起業総合支援事業として27年に「Startup Cafe KOZA」（現「Startup Lab Lagoon KOZA」）を開設し、専門家による起業相談やセミナー・勉強会・交流会の開催など民間委託によるオープンイノベーション拠点が形成されている。また、琉球銀行は、28年から沖縄から革新的で競争力のあるスタートアップの創出・育成を行うスタートアップ・プログラムを開始し、30年にはプログラムに連動したベンチャーファンドを創設するなど積極的な支援を展開。琉球大学やOISTにおいてもスタートアップ支援事業を強化するなど、産学官金が連携した各種取り組みが推進されている。

当公庫は、これらの取り組みと連携して、出資および融資によるリスクマネーの供給を行うことで民間投資を誘導する役割を担っており、今後は、ポストコロナの沖縄経済の持続的成長に向けて、地域の各関係機関と共に沖縄のスタートアップエコシステムの形成に貢献すべく、より積極的な政策金融の機能発揮が期待されている。（TOPIC5「創業・新事業の展開」参照）

第４項　地域開発（駐留軍用地跡地開発）

（１）沖縄の特殊事情、駐留軍用地の変遷

戦後 27 年にわたり米軍施政権下におかれた沖縄では、戦争終結後も米軍による土地の強制接収により次々と新しい基地が建設され、本土では基地の整理縮小が進む中、復帰後も沖縄には多くの米軍基地が日米安全保障条約に基づく提供施設・区域として引き継がれている。このため、沖縄にはわが国における米軍専用施設・区域の約７割が集中しており、その存在は、土地利用やまちづくりに大きな制約を課しており、環境問題や米軍基地に起因する事件・事故の発生など県民生活にさまざまな影響を及ぼしている。

このような沖縄の状況を踏まえ、平成８年 12 月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告において 11 施設約 5,002ha の返還が日米両政府で合意され、25 年４月には「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において嘉手納飛行場より南の６施設（約 1,048ha）の返還に関する具体的な返還条件、時期、手順などが示された。跡地利用に関する法制度として７年６月に跡地整備に関する最初の法律「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転特措法）が制定され、24 年４月に改正された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用推進法）に基づき、国は沖縄県および関係市町村と密接に連携し、円滑かつ確実な整備を進め、沖縄全体の持続的な振興につなげていくことが要請されている。

本土復帰時において 87 施設 28,661ha あった駐留軍用地は、これまでに 10,000ha 余が返還され、令和４年３月末現在は 33 施設 18,666ha となっている。沖縄本島の各地域には駐留軍用地の跡地、今後返還されることが合意された駐留軍用地が点在しており、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間である跡地の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来の発展にとって極めて重要な課題である。

（２）沖縄公庫の取り組み

沖縄における駐留軍用地跡地のまちづくりは、昭和 58 年に那覇市が「小禄金城地区」、北谷町が「北前地区（ハンビー地区）」の土地区画整理事業に着手したことにより本格的にスタートした。当公庫においては、両地区における商業地および住宅地の整備が進んだ平成４年頃から跡地開発関連の資金需要が出始め、本店および中部支店を中心に融資支援を行っている。

具体的には、地区の中核となるショッピングセンターやホテル、病院などの大規模プロジェクトに対する資金供給は本店の融資第一部産業開発融資班（産業開発資金）が担い、中核施設に入居するテナントや周辺に立地する商業施設（物販、飲食、生活関連サービス）などは本店の融資第二部および中部支店（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金）で対応。また、住宅関連（戸建て住宅、アパート、マンション）は融資第三部（住宅資金）が融資を行うことで、総合公庫の多様な融資制度と金融ノウハウを最大限に発揮して、駐留軍用地跡地のまちづくりを推進してきた。さらに、平成 19 年に北谷町と「地域開発プロジェクトに関する助言業務協定」を締結したことを皮切りに、市町村の跡地開発プロジェクトに対するコンサルティング支援も強化された。

「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編」は克服すべき沖縄の固有課題の筆頭に挙げられる。適切な跡地利用を推進するため当公庫は、駐留軍用地跡地の開発に資する建築物の整備に必要な資金（産業開発資金については土地の造成に必要な資金を含む）について、貸付条件を優遇する独自制度を設けている。

24 年度に独自制度「沖縄経済自立支援」（産業開発資金）に、「駐留軍用地跡地関係市町村において延床面積 5,000㎡以上の建築物（商業施設および事務所）の整備・取得」を追加し、利率や返済期間などを優遇（うち SACO 最終報告以降返還された跡地は利率をさらに優遇）。25 年度に中小企業資金、生業資金にも拡充し、多様な民間投資を幅広く対象とする形で独立した融資制度「駐留軍用地跡地開発促進貸付」を創設。SACO 最終報告以降返還された跡地については、建築物の床面積要件を撤廃、建築物の用途を拡充。産業開発資金については、土地の造成事業を追加した。28 年度には建築物の面積要件について、産業開発資金は 3,000㎡以上、中小企業資金は 1,500㎡以上、生業資金は 300㎡以上に緩和し、地域コミュニティの中心となる商店街などを形成する中小・小規模施設の集積にも対応できるよう制度を拡充した。

また、25 年度の独立した制度創設と同時に、駐留軍用地跡地の開発を構想段階から支援する専担部署として融資第一部に「地域振興班」を設置し、跡地開発支援の一層の体制強化を図った。

これまでに開発が進められた「小禄金城地区」「ハンビー・美浜地区・桑江伊平地区」「那覇新都心地区」「アワセゴルフ場地区」のまちづくりの特徴と、それぞれの地区に係る当公庫の金融支援は以下のとおり。

①小禄金城地区（中核施設の建設および個人住宅・賃貸住宅の建設を支援）

那覇空港近くに位置する「小禄金城地区」は、住宅用地としての利用が 70％と住宅市街地を形成するまちづくりが行われており、商業施設誘致型の開発手法による利便性の高い住環境が整備され、戸建て住宅やアパート、マンションが集積している。商業地には中核となる大規模ショッピングセンターと多様な郊外型店舗が立地し、都市モノレールの開通など都市機能が充実した魅力ある地域となっている。当公庫は、平成５年にオープンした大規模ショッピングセンター建設資金をはじめとした事業系設備資金融資と約 1,500 戸（平成４～ 21 年度累計）の住宅系融資により良質なまちづくりを推進した。

②ハンビー・美浜地区・桑江伊平地区（地方公共団体と連携したまちづくりの取り組み）

北谷町の「ハンビー・美浜地区・桑江伊平地区」は、最初にハンビー地区において大規模ショッピングセンターの誘致による商業施設の集積が進められ、週末や夜には地区内の道路沿いでフリーマーケットがにぎわう独特な商業地が形成された。当公庫は中核施設をはじめ各種商業施設への円滑な資金供給を通じて同地区の早期立ち上げを支援した。

これに続く美浜地区の開発では、後背地の海浜埋立事業も同時進行され、運動公園や人工ビーチと合わせて商業・業務用地 16.7ha、公共駐車場 6ha を確保した「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」（アメリカンビレッジ）が造成された。アメリカンビレッジは統一されたコンセプトにより異国情緒あふれる街並みを形成しており、海浜リゾートとショッピング、

アミューズメントが融合した地元客・観光客に人気のスポットに発展している。

当公庫は、同地区の開発において、北谷町からの要請により企業への用地処分に係る調整会議に参加するなど事業の構想段階から参画して金融の視点による助言（公共駐車場設置、電線地中化および進出企業の選定など）を行い、また、進出企業に対しては事業計画のアドバイスや融資支援を行うことで、まちづくりプロジェクト全体をバックアップした。このような連携は、アメリカンビレッジに隣接するフィッシャリーナ地区の開発においても継続し、平成19年には北谷町との間で公庫初となる助言業務協定の締結に至り、公庫の地域開発ノウハウを地方公共団体と共有してプロジェクトを推進する公庫独自の支援方式が確立された。（TOPIC4「駐留軍用地跡地開発」参照）

③那覇新都心地区（新たな金融手法の活用）

平成４年に土地区画整理事業が着手された「那覇新都心地区」は、11年頃から行政庁舎などの公共施設や大規模ショッピングセンターが建設されはじめ、以後、飲食店などの商業施設、住宅施設、ホテルなどの集積が急速に進展し、都市モノレールの開通や大型免税店の開業、沖縄県立博物館・美術館の開館など、那覇市の新たな拠点として目覚ましい発展を遂げている。同地区の開発の特徴は、不動産流動化（オフバランス）の進展を背景として、特別目的会社（SPC）などを活用したプロジェクトファイナンス[注]による大規模な不動産投資が展開されたことである。

当公庫では、従来から大規模プロジェクトに対する資金供給においては、企業など事業者に対する融資であってもプロジェクト単体の評価を重視した審査を行っており、そのノウハウをノンリコースローン（融資の返済原資を当該プロジェクトから生じるキャッシュフローに限定する融資手法）の審査に応用することにより、15年度にはSPCが主体となった大型観光商業施設の整備計画に対して公庫初のプロジェクトファイナンスを実行した。また、20年度にも特定目的会社（TMK）が主体となった大型複合ビルの整備計画に対してプロジェクトファイナンスを実行し、新たな金融手法を積極的に活用することで同地区における民間投資の促進を図ってきた。

④アワセゴルフ場地区（中核施設の建設、助言業務協定によるまちづくり支援）

平成25年に地権者へ引き渡しが行われた北中城村の「アワセゴルフ場地区」は、沖縄市と北谷町の人口集積地に隣接し、２本の幹線道路に接した高台にあることから景観や防災など環境にも優れた地区である。27年に県内最大規模のショッピングセンター、翌年に中部地区の地域医療拠点となる総合病院が開業し、その後のマンションや戸建て住宅の集積、健康・スポーツ交流施設の建設などによって新しい街が誕生している。同地区は、令和２年に土地区画整理事業の面的整備が完了するなどスピーディな基盤整備を実現しており、地区内では官民一体となって大規模災害時の地域防災協定が交わされ、地域防災拠点の機能を有するまちづくりを特徴としている。

当公庫は、大規模ショッピングセンターや総合病院の建設資金に係る融資を通じて、まちづくりの拠点形成を支援している。また、平成26年12月に北中城村と助言業務協定を締結し、スポーツ施設運営や駐車場整備など各種委員会へ参画しており、引き続き同地区とその周辺のまちづくりに関するさまざまな施策に対して、積極的なコンサルティング支援を行うこととしている。

図表 1-69　駐留軍用地跡地地区における融資実績

（単位：百万円）

地区＼年度	H4～13	H14～23	H24～R3	累計
小禄金城地区	24,955	5,047	1,175	31,177
ハンビー・美浜・桑江伊平地区	20,568	5,328	23,590	49,485
那覇新都心地区	25,615	39,125	5,337	70,077
アワセゴルフ場地区	－	－	37,153	37,153
４地区合計	71,137	49,500	67,255	187,891

（注）駐留軍用地跡地地区
小禄金城地区　：那覇市金城、赤嶺、田原
ハンビー・美浜・桑江伊平地区　：北谷町北前、北谷、美浜、桑江、伊平
那覇新都心地区　：那覇市上之屋、安謝、天久、銘苅、おもろまち
アワセゴルフ場地区　：北中城村アワセ土地区画整理事業地内

第５項　離島・過疎地域振興

沖縄は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に散在する大小160の島々から構成される島しょ県であり、そのうち有人離島は38島[注1]を有し、人口1,000人未満の小規模離島が数多く存在していることが特徴とされる。これらの離島は、遠隔、散在、狭小などの条件不利性により、市場規模の不経済性や高コスト構造、リスクへのぜい弱性などを抱えている。沖縄振興（開発）計画においては、こうした離島の条件不利性を克服すべき沖縄の固有課題と位置付け、定住条件の整備や雇用機会の創出、離島の特色を生かした産業振興など持続可能な地域づくりのための離島振興策が展開されている。

国や沖縄県の離島振興策を金融面から推進するため、平成11年度に本県の離島において雇用創出を伴う設備投資を行う者を対象とした、離島に着目した当公庫初の制度となる「沖縄離島地域経済活性化貸付」[注2]、17年度に雇用要件を緩和する形で最優遇金利の適用範囲を広げた「沖縄離島振興貸付（美ら島貸付）」[注3]を創設した。この「沖縄離島振興貸付」は、離島地域では経済規模が小さい上に輸送コストがかさむことを勘案し21年度に拡充し特別利率を運

注　部門史第２編第２章第１節第１項産業開発資金「（1）制度の変遷③新たな金融手法の活用」参照。

注1　沖縄振興特別措置法に基づく指定離島のうち、人口が確認された島。

注2　平成16年度廃止。対象資金は中小企業資金、生業資金。

注3　令和元年度に「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付」に改名。

転資金に適用。さらに令和元年度には貸付対象に北部過疎地域（国頭村・大宜味村・東村・本部町）を追加して（生業資金のみ）、現行の「沖縄離島･北部過疎地域振興貸付」に至っている。

また医療資金および教育資金については、融資限度額などの特例制度を設けている。

当公庫はこれまで、国や県の離島振興策を金融面から推進するため、独自制度の有効活用などにより、海路・空路の交通ネットワークの整備や住宅、医療、教育など生活環境の向上、観光リゾート産業や農林水産業など地場産業の振興、新たな事業の創出と雇用機会の確保、人材育成など、幅広い分野で政策金融の役割発揮に努めてきた。宮古・八重山地域においては、中小企業数に占める当公庫顧客数の割合が沖縄公庫全体に比べて高い水準となっているなど、離島支店は地域の重要な資金供給拠点となっている（図表 1-70）。小規模離島の事業者などは、特に金融支援が届きにくいことから、地方公共団体や商工会議所・商工会などと連携しながら出張相談会を開催するなどきめ細かな支援を行っている。

図表1-70　県内中小企業数に占める沖縄公庫顧客数の割合

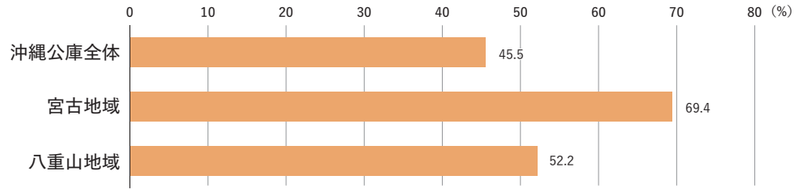

資料：中小企業庁「市町村別中小企業数」（平成28年）を基に沖縄公庫作成

（1）離島の特色を生かした産業振興

離島地域は、地理的特性からさまざまな経済不利性を抱える一方で、島々の豊かな自然や独特の文化など魅力ある地域資源を有している。当公庫は各種融資制度および独自の離島支援制度を活用して、離島の特色を生かした観光地の形成や農林水産業の６次産業化、特産品開発など地場産業の振興、創業・新規開業支援、生産性向上や物流コストの低減などの条件不利性の克服、自然災害や社会経済環境変化への対応支援など、離島地域の経済活性化や安定化に取り組んできた。過疎地域を含む離島地域に対する融資実績は、平成 14 年度から令和３年度までの 20 年間累計で、27,243 件、3,846 億円となっており、各離島の実情に応じて多様な資金需要に対応している。

図表1-71　過疎地域を含む離島地域に対する融資実績

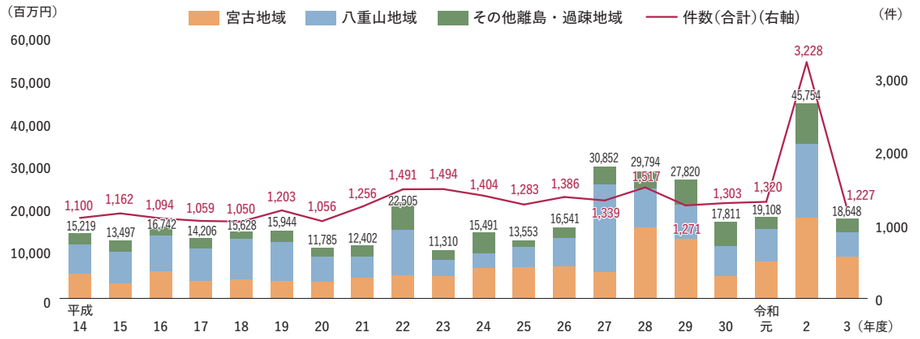

（2）離島地域の交通・生活基盤の整備

沖縄の離島地域のうち、本土から定期航空便が就航しているのは宮古空港、新石垣空港、下地島空港、久米島空港の４カ所に限られ、その他離島へのアクセスは、沖縄本島や宮古島、石垣島からの航空便や船便による乗り継ぎが必要となる。人流・物流を支える離島航空路および離島航路の維持・確保、住民および観光客の移動の利便性を確保するための二次交通を含めた交通ネットワークの充実強化は離島振興の最も重要な施策であり、当公庫においても、離島の航空・空港施設、海上交通、陸上交通などに係る民間事業者の資金需要に独自制度の拡充を図りながら積極的に対応してきた。離島地域の交通基盤整備などへの出融資実績は、平成 14 年度から令和３年度までの 20 年間累計で、848 件、513 億円に上る。

図表1-72　交通基盤整備などへの出融資実績（離島関連）

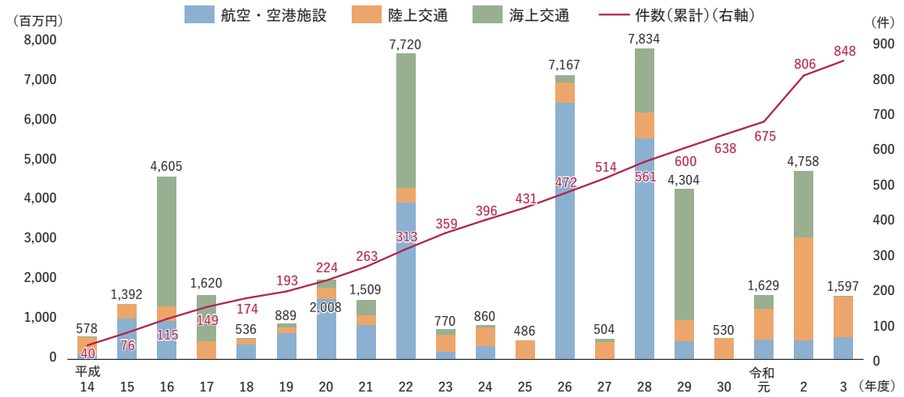

離島地域における住宅整備や医療・福祉施設の充実は、住民生活の向上はもとより産業人材を安定的に確保する観点からも重要であり、当公庫では設立以来、個人住宅や民間賃貸住宅の建設に係る長期安定資金の供給を通じて、離島地域の住宅ストックの拡充と居住水準の向上を支えてきた。また、当公庫の医療資金においては、離島・過疎地域での病院などの新築および

増改築に対して独自に融資限度額の特例制度（所要資金の 10 割）を当公庫設立当初から設けることで、医療施設の充実と医療水準の向上を推進してきた。医療資金や離島関連の独自融資制度を活用した医療・福祉分野への融資実績は、平成 14 年度から令和 3 年度までの 20 年間累計で、551 件、110 億円となっており、県民が等しく医療･福祉サービスを受けられるよう、事業者の施設整備や経営の安定化を支援している。

図表1-73　医療・福祉業への融資実績（離島地域）

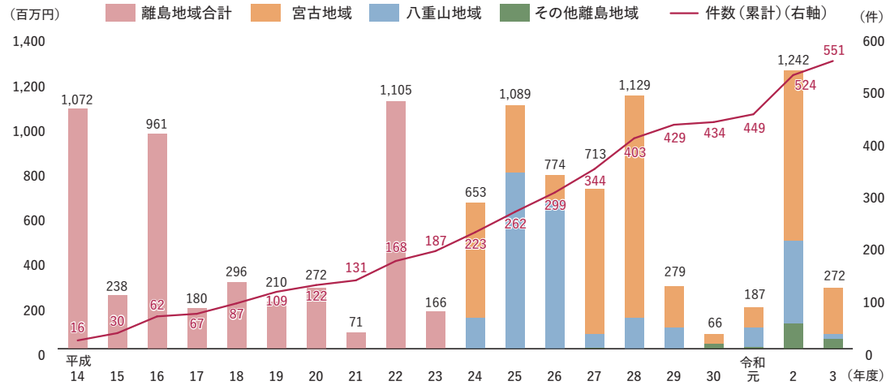

（3）離島における公平な教育機会の確保

沖縄の離島地域において高等学校が設置されているのは、久米島、宮古島、石垣島の 3 島のみで、他の離島の居住者は中学卒業から親元を離れて居住島以外の高校への進学を余儀なくされる。その後の専門学校や大学などへの進学も含め、離島地域の学生に係る教育費用（入学・在学）の負担は重い。「令和 2 年度沖縄公庫教育資金利用者調査」では、学生 1 人当たりの入学費用は沖縄県全体の平均 149.4 万円に対して離島地域は 182.6 万円となっている。特に離島居住者においては島外での住居費負担の重さがこの大きな差の要因である。また、離島における世帯年収に占める教育費の負担割合は「200 万円未満」の区分をみると年収を超えており、家計だけでは教育費の捻出が困難な状況になっている。

当公庫は、地理的・経済的事情に左右されない公平な教育機会を確保する観点から、離島での教育環境の整備および地域づくりの担い手となる人材育成を金融面から支援するための独自制度として、沖縄県内の離島に住所を有する者が、居住島以外の地域の高等学校・大学などへの進学のために必要となる入学資金および在学資金に対する教育資金一般資金貸付について、貸付利率を低減（基準利率－ 0.9％）する「教育離島利率特例制度」（適用限度額 100 万円）を平成 22 年度に創設。その後 27 年度に適用限度額を 150 万円に増額、さらに令和 2 年度には 200 万円に増額し、貸付期間 15 年以内を 18 年以内に拡充するなど、離島学生の進学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいる。

「教育離島利率特例制度」の利用実績は、平成 22 年度の創設から令和 3 年度までの累計で 2,454 件、24 億 3,300 万円となっており、離島の資金ニーズに応じて特例限度額の拡充を図るなど、離島地域の人材育成を積極的に支援している。（TOPIC3「離島振興」を参照）

第 6 項　社会的課題への対応

沖縄は復帰以来、5 次にわたる沖縄振興（開発）計画が推進された結果、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど各分野で着実に成果を挙げているが、その一方で、全国最下位の水準にある 1 人当たり県民所得や子供の貧困などの課題が依然として存在している。沖縄の自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現を図るためには、沖縄の地域特性を生かした産業の振興とともに、雇用の創出やミスマッチの解消、雇用環境の改善など総合的な雇用政策、人材育成、子どもの貧困対策を官民一体となって推進することが求められている。

（1）雇用の創出促進と雇用環境の改善

沖縄は復帰当時から失業率が全国平均を大きく上回る状況が続き、雇用の創出促進が長年の課題とされていたが、第 5 次振計期間（ 平成 24 ～令和 3 年度）においては観光客の急増を背景とした景気拡大により、労働需給は大きく改善し、新型コロナウイルス感染拡大前には人手不足が経済成長のボトルネックと懸念される状況にあった（図表 1-74）。離島県である沖縄は、労働市場の流動性の制約や労働移動コストなどの問題もあり、労働需給の変化に即応した機動的な支援が重要となる。

当公庫は、沖縄の雇用情勢が厳しい時期において、平成 10 年度に「沖縄創業者等支援緊急特別資金」、11 年度に「沖縄離島地域経済活性化貸付」、14 年度に「新事業創出促進出資」、24 年度に「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付」などを創設し、雇用の受け皿となる創業・新事業などを積極的に支援することで雇用の創出促進を図り、地域経済を下支えしてきた。

図表1-74　完全失業率の推移

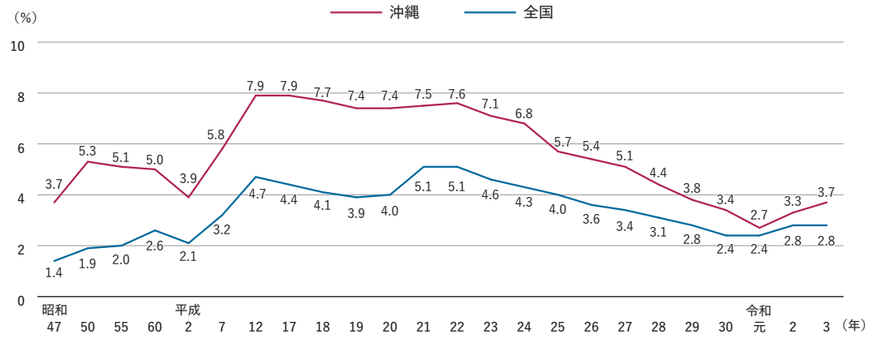

資料：総務省「労働力調査」、沖縄県「琉球統計年鑑」「労働力調査」

一方、観光を基幹産業とする沖縄は、サービス業など第 3 次産業に偏重した産業構造となっ

ており、労働集約型のサービス業は労働生産性が低く、旅行シーズンに合わせた季節性（繁閑）調整のため非正規雇用の割合が高くなる傾向があり、本県の非正規従業員の割合は全国で最も高い状況にある。このことは、沖縄の１人当たり県民所得が全国最下位であることの一つの要因となっており、事業者の生産性向上による収益力強化と雇用の質の改善が必要とされている。

図表1-75　月額平均現金給与額と非正規従業員割合

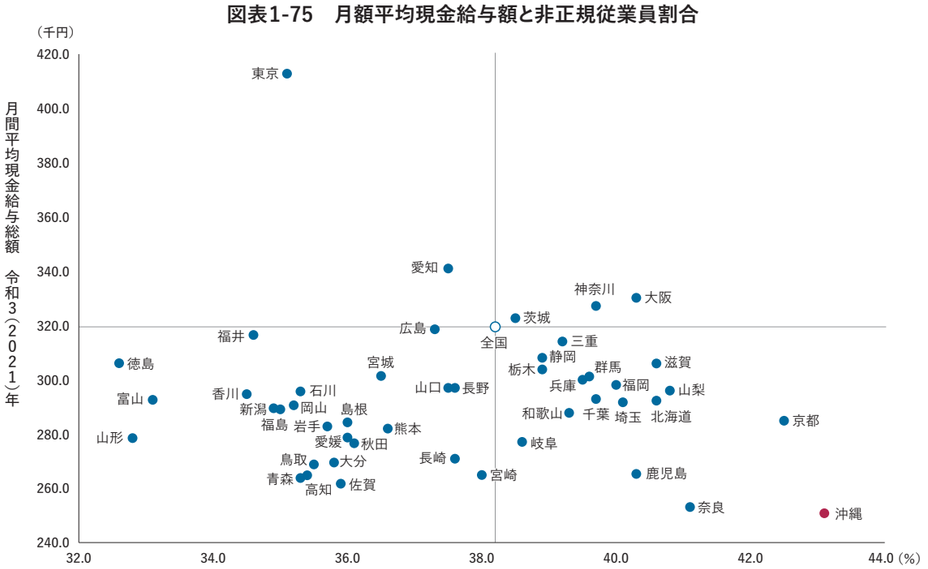

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に沖縄公庫作成

以上のような状況を踏まえ、平成 29 年に沖縄総合事務局と沖縄労働局を発起人とした官民協調の「働き方改革・生産性向上推進運動」が立ち上がり、沖縄県、労使団体、経済団体、銀行協会、沖縄公庫、支援機関などが連携して、沖縄が抱える「県民所得向上」「貧困対策」「人手不足」の解決を目指し、中小企業・小規模事業者の「働き方改革」と「生産性向上」に向けた各種支援が展開された。

当公庫においては、30 年度に日本政策金融公庫並びで「働き方改革推進支援資金」を創設、続いて令和元年度には独自制度「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」を創設することにより、非正規雇用の処遇改善や賃上げ、長時間労働の是正、女性の雇用促進など全国ベースの「働き方改革」支援に加えて、沖縄の地域課題であるひとり親家庭や若年者の就労支援、事業所内保育施設の整備、人材育成に積極的に取り組む事業者への支援を強化した。また、令和２年度に独自制度「沖縄生産性向上促進貸付」を創設し、中小企業等経営強化法に基づく計画認定を受けた事業者に対して優遇金利を適用することにより、生産性向上や人手不足対策に向けた省力化・効率化投資を促進している。

（２）子どもの貧困対策とひとり親世帯への支援

平成 26 年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 64 号）が施行され、同法に基づき８月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、都道府県には大綱を踏まえて「子どもの貧困対策計画」を策定する努力義務が課された。

沖縄における子どもの貧困については、全国最下位の水準にある１人当たり県民所得、全国で最も高い母子家庭出現率のほか、母子世帯の収入状況など各種関連指標が示す厳しい社会経済の状況を背景に、「子どもの相対的貧困率」は 29.9%（平成 26 年）と算出され、全国平均の約 2.2 倍と深刻な状況にある。

図表 1-76　子どもの貧困に関する指標

指標	沖縄	全国
子どもの相対的貧困率（沖縄H26年/全国H30年）	29.9%	13.5%
1人当たり県民所得（H30年）	239.1 万円	331.7 万円
非正規の職員・従業員率（H29年）	43.1%	38.2%
母子家庭世帯出現率（H27年）	2.6%	1.4%
生活保護率（R3年）	26.6‰*	16.2‰*
就学援助率（R1年）	24.2%	14.7%
高校中退率（R2年）	1.7%	1.1%

母子世帯の収入状況（沖縄H30年/全国H27年）	沖縄	全国
自身の年間就労収入	187 万円	200 万円
世帯の年間総収入	278 万円	348 万円

（注）*　‰（パーミル）とは1000分の1を1とする単位。
資料：内閣府沖縄振興局ホームページ「沖縄の子供達を取り巻く現状」

このように厳しい沖縄の子どもの貧困の状況について、平成 27 年 10 月に開催された沖縄振興審議会において、内閣府特命大臣（沖縄および北方対策担当）から子どもの貧困問題についても沖縄振興の一環として取り組んでいくことが表明され、沖縄県知事から当該年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定することが表明された。これを機に、同大臣と有識者や NPO などとの懇談、内閣府・沖縄県・市町村の意見交換などが行われ、28 年度予算の追加の要求で対策事業費 10 億円が計上された。沖縄振興計画期間中（平成 28 年度～令和３年度）を集中対策期間として、子どもの貧困対策のために必要な予算を確保し、支援事業を推進することとされた。

沖縄県は 28 年３月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」（平成 28 年度～令和３年度）を策定するとともに、同計画における重点施策の一つとして「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」（積立額 30 億円）を設置し、沖縄振興計画の改定により後期期間（平成 29 年度～令和３年度）の施策として子どもの貧困対策の推進が盛り込まれた。

子どもの貧困対策およびひとり親家庭支援などについては、当公庫では以下の３つの観点

から、独自制度を設けて取り組んでいる。①ひとり親の雇用に取り組む企業を対象とした支援②ひとり親自身の学び直しを支援するもので、教育資金の金利負担や返済負担を軽減することで、親の学び直しやスキルアップを後押しする③ひとり親の新規開業の支援で、就業経験などを生かし、創業・開業により経済的な自立を図る者を支援する。具体的には、国および沖縄県の取り組みと足並みをそろえて、28 年度予算および制度要求を行い、ひとり親の雇用に積極的に取り組む事業者を対象とした金利優遇制度「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」の創設、ひとり親の学び直し支援を目的とした教育一般資金の金利優遇制度「教育ひとり親利率特例制度」の創設が認められた。また、29 年度には、ひとり親の経済的自立を支援するために「沖縄創業者等支援資金」のうち、ひとり親の開業資金を最優遇金利の適用対象とし、さらに資本性劣後ローンの適用対象とする拡充を行った。その後も、ひとり親支援や雇用環境改善の促進を図り制度の創設・拡充（図表 1-77）を行なうとともに、体制面では「ひとり親支援担当者」を本支店に配置することで相談しやすい環境を整備し、支援機関が開催する連絡会議やセミナーなどの場で制度説明や創業に係るアドバイスを行なうなど連携強化に努めている。また、令和元年度には、子どもの貧困問題に関する情報共有や当公庫の支援制度に対する要望などを確認するため、行政や支援機関と「ひとり親家庭の親の支援に関する意見交換会」を開催し、概算要求の検討に生かして制度拡充を図るなど継続的な連携を図っている。

図表 1-77 「子どもの貧困対策・ひとり親世帯への支援制度」（独自制度）の変遷

年度	制度	創設拡充
平成28	「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」 ・ひとり親の雇用、人材育成および事業所内保育所の整備を対象とした金利低減措置	創設
	「教育ひとり親利率特例制度」 ・母子家庭などの金利低減措置の拡充 ・ひとり親家庭の親の学び直しのための入学・在学資金に係る金利低減措置を追加	創設
29	「沖縄創業者等支援資金」（中小・生業） ・ひとり親家庭の親による新規開業を貸付対象に追加し、最優遇金利および資本性劣後ローンの適用対象とした	拡充
令和元	「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」 ・以下の既存 3 制度を再編・拡充し、組み合わせ適用を可能とした 「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」 「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」 「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」	創設
2	「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」 ・ひとり親の雇用促進に係る対象を拡大	拡充
3	「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」 ・雇用の維持などを図る企業への支援を強化	拡充

図表 1-78 「子どもの貧困対策・ひとり親世帯への支援制度」（独自制度）の実績

制度名	件数	金額
「教育ひとり親利率特例制度」	94	63 百万円
「沖縄創業者等支援資金」	98	3 億 51 百万円
「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」	80	79 億 97 百万円
「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」	6	17 億 70 百万円

（注）1.「沖縄創業者等支援資金」のうち、ひとり親創業関連。
2.「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例」のうち、ひとり親関連。

（3）公平な教育機会の享受に向けた環境整備

本県は、年少人口比率が全国一高い一方、高校・大学の進学率が全国最下位の水準にあるほか、高校中退率も高い状況にある。沖縄における大学・短期大学（以下、「大学など」という）の進学率は全国と比較して 16.6％ポイント低く、専修学校への進学率は全国 2 位となっている。この要因としては、県民所得が全国最下位である経済的事情に加えて、高校から島外への進学を余儀なくされる小規模離島の学生や、県内に受け皿となる大学などが少なく県外に進学せざるを得ない学生らの島外進学に係る大きな教育費負担が挙げられる。

図表1-79 大学・短大等進学率

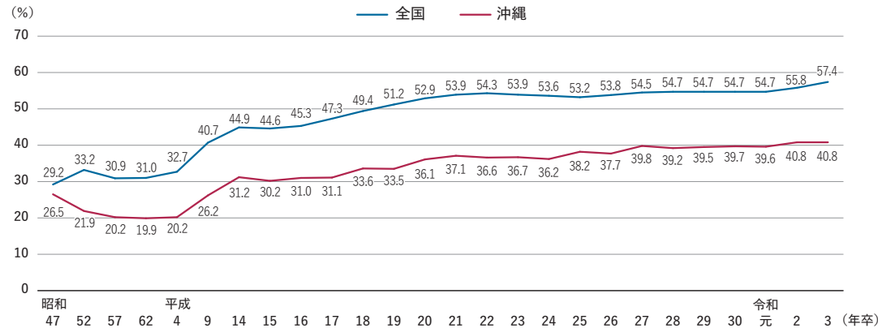

資料：文部科学省「学校基本調査」

図表1-80　都道府県別大学・専修学校など進学率（令和3年3月）

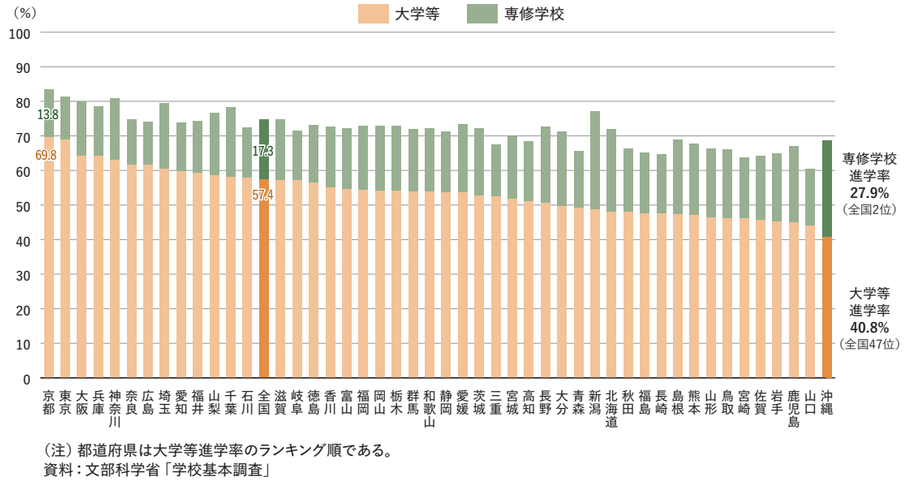

（注）都道府県は大学等進学率のランキング順である。
資料：文部科学省「学校基本調査」

当公庫は、沖縄の低い県民所得や多くの有人離島を抱える特殊事情を踏まえ、地理的・経済的事情に左右されない公平な教育機会を確保する観点から、日本政策金融公庫並びの「教育一般資金貸付」をベースに独自の金利優遇措置を設け、平成 22 年度に「教育離島利率特例制度」、24 年度に「教育所得特例制度」、28 年度に「教育ひとり親利率特例制度」を創設し、家庭の経済的負担の軽減を図っている。また、24 年度に独自制度「沖縄人材育成資金」を創設し、「教育一般資金貸付」の限度額まで利用している学生が、経済的理由により高等教育機関への進学を断念することを防ぐために、別枠（限度額 200 万円）による融資を行っている。

教育資金の対応に加えて、産業開発資金では、沖縄の大学や専門学校などの施設整備に対する融資を行うなど、沖縄における人材育成および教育環境の向上を総合的に推進している。

図表1-81　公平な教育機会の享受に向けた環境整備に係る融資実績

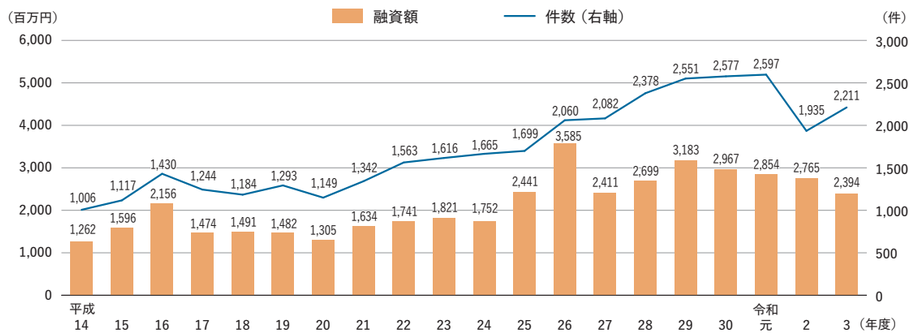

第７項　セーフティネット機能の発揮

離島県である沖縄は、景気変動や自然災害、感染症などによる急激な社会的・経済的環境の影響を大きく受け、また、広大な基地の存在や観光業を基幹産業とする沖縄の地域特性から、これまでさまざまな経済危機などに直面してきた。このような事業環境の激変や災害などにより業況悪化を来している事業者に対して、その資金繰りを迅速に支援し、事業継続を下支えすることは、民間金融を補完する政策金融の最も重要な役割である。

当公庫はこれまでの経済危機などに際して、政府の経済対策などに基づく特別相談窓口の設置のほか、沖縄の実情に即した独自の相談窓口や独自制度の整備、地方公共団体や商工会議所・商工会などとの連携により、地域の事業と雇用を守るべく迅速かつきめ細かなセーフティネット機能の発揮に努めてきた。景気動向と県内民間金融機関および当公庫の貸出残高伸び率の推移をみると、当公庫は景況の悪化した時期[注1]において運転資金を中心とした円滑な資金供給を行うことで、事業者の資金繰りの安定化を図り、雇用喪失防止に寄与していることがわかる。

図表1-82　県内民間金融機関と沖縄公庫の貸出残高伸び率

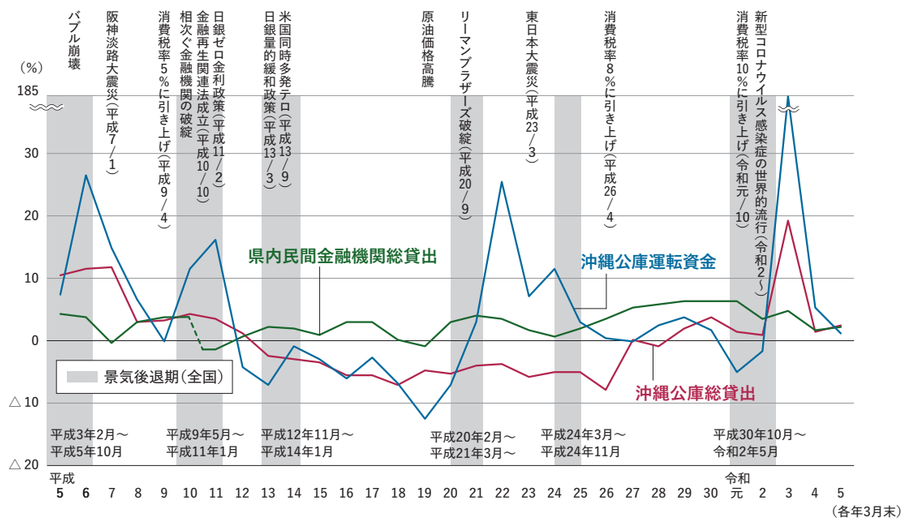

（注）1. 年度末の期末残高ベース。ただし県内民間金融機関総貸出のうち、平成9～29年は平均残高ベースに変更されたため、それ以前とは連続しない。
2. 県内民間金融機関総貸出は、国内銀行、信用金庫の県内店舗。信託勘定を含まない。
資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

注1　平成4年：バブル崩壊、9年：金融システム不安、13年：米国同時多発テロ、20年：リーマンショック、23年：東日本大震災、令和2年：新型コロナウイルス感染症の世界的流行

図表1-83 「セーフティーネット関連貸付」の融資実績と雇用喪失防止効果

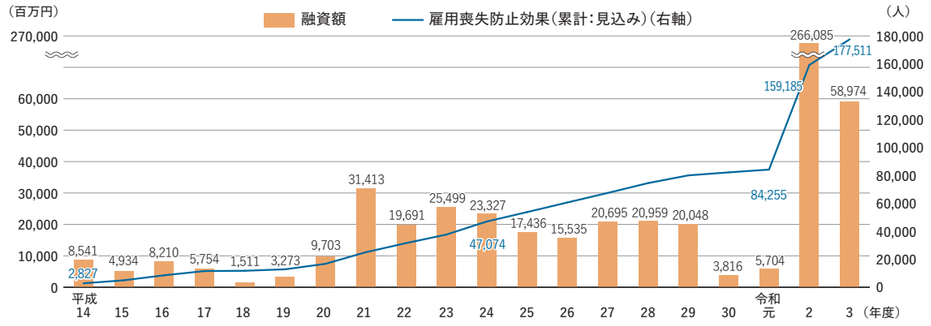

（1）金融システム不安への対応と中小企業向けセーフティネットの整備

日本経済はバブル崩壊後の長引く不況の中で、平成９年から 10 年にかけて民間金融機関の不良債権問題を背景とした金融システム不安が顕在化し、中小企業に対する貸し渋り問題が深刻化した。このような状況の中、政策金融機関においては、民間金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している中小企業者への支援が求められた。

当公庫は、９年 11 月に緊急経済対策を受け「中小企業特別相談窓口」を開設し、貸し渋り対策として創設された本土並びの特別貸付を活用するとともに、他の貸付制度の利用と併せて、貸し渋りに苦慮する中小企業者を積極的に支援した。

11 年に中小企業基本法が全面改正され、基本理念である「中小企業の多様で活力ある成長・発展」の実現に向けて、①経営の革新および創業の促進、②経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（セーフティネット）が政策の柱に据えられた。引き続き悪化する経済情勢の中で数次にわたる経済対策などが実施され、12 年に「緊急経営安定化対応貸付」（現「セーフティネット貸付」）、13 年に「事業再生支援特別貸付」（現「企業再生貸付」）などが本土公庫並びで創設された。中小企業のセーフティネットを担う政策金融への期待は一層高まり、その後も景気の低迷や世界情勢など経済・金融環境の変化に合わせて特別貸付の創設・改廃・拡充が図られ、特別相談窓口の機動的な設置や融資の迅速化など政策金融のセーフティネット体制強化が図られた。

（2）米国同時多発テロによる深刻な打撃への対応

13 年９月 11 日に発生した米国同時多発テロは、多くの米軍基地を抱える沖縄に深刻な打撃をもたらした。全国では海外旅行のキャンセルなど航空会社や旅行関連事業者の経営への影響が問題とされたが、沖縄においては米軍基地がテロの標的になるとの懸念から修学旅行を中心としたキャンセルが相次ぎ、テロの翌月には観光入域客数が対前年度比で約２割減少するなど、ホテル業をはじめ観光業界全般に深刻な影響を与えた。

当公庫は、取引先の状況などを踏まえ緊急支援体制を構築すべく、速やかに主務省との調整を図り、10 月 11 日に「観光関連業界緊急経営支援特別相談窓口」を開設するとともに、同月 29 日には独自制度「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」を創設し、中小企業者および生活衛生関係営業者への特例融資（貸付限度額、貸付利率、償還期間、担保などの特例）を開始した。また、修学旅行キャンセルの影響は中堅・大手ホテルの資金繰りにも及んでいたことから同様の緊急特別貸付を 11 月 28 日に産業開発資金において創設し、中小・小規模事業者から中堅・大手事業者まで幅広い事業者に円滑な運転資金の供給を行った。また、償還条件緩和措置についても緊急に全力を挙げて実施した。取扱期限である 14 年 10 月 28 日までの緊急特別貸付の実績は、全体で 358 件、99 億円となっており、沖縄の事業者の実情に即応したセーフティネット機能の発揮により、沖縄県の「だいじょうぶさぁ～沖縄」をはじめ官民一体となった誘客キャンペーンとともに観光業界を下支えし、沖縄観光の早期回復に貢献した。（TOPIC6「9.11 テロ」参照）

（3）台風災害における農林漁業者などへの支援

沖縄は、台風の常襲地域であり、農林漁業経営にとっては不利な自然条件となっている。台風被害は、個々の台風の大きさや進路、発生頻度などにより大きく異なることもあり、その支援においては、被害状況に応じた機動的な対応が必要とされる。当公庫では台風が発生した場合、沖縄県や離島市町村および商工会などと連携して被害情報の収集を行い、その規模などを踏まえて速やかに相談窓口を設置、地元新聞および公庫ホームページで貸し付けや償還条件緩和措置について周知を図っている。特に、離島地域においては、商工会や農業普及支援センターなどとの連携により制度説明会や融資相談会を開催するなど罹災者への迅速な支援に努めている。

融資については、日本政策金融公庫並びの「農林漁業セーフティネット資金」を活用することで、被害を受けた農林漁業者の経営維持に必要な資金を供給しているが、過去の台風被害や家畜伝染病など他のセーフティネット事由により同資金を既に活用している場合は、限度額の制約から十分な支援を講じることが困難な場合がある。このため、平成 28 年度に独自制度「沖縄農林漁業台風災害支援資金」を創設、令和２年度に拡充し、主務省などが配慮要請などを発出した台風災害の直接被災者に限り「農林漁業セーフティネット資金」の限度額を超える資金需要にも対応できるよう、セーフティネット機能の強化を図り、農林漁業者の不利性克服と持続的な成長を支援している。平成 14 年度から令和３年度までに開設された台風関連の相談窓口の設置件数は 41 件となっており、大型台風発生時には、農林漁業者のほか、施設破損などの影響を受けた企業や県民に対しても、相談窓口においてきめ細かな対応に努めている。

（4）新型コロナウイルス感染拡大の影響下における取り組み

新型コロナウイルス感染症の発生とその世界規模の急激な拡大は、観光を基幹産業とする沖縄経済に甚大な影響を及ぼした。令和２年１月 27 日に開設した公庫の特別相談窓口は、２年３月に入り、観光客の激減や行動制限に伴って資金繰りが急激に悪化した事業者からの融資お

よび条件変更の相談が殺到、３月６日には主務大臣から配慮要請が発出され、休日の相談対応や資金繰り支援に最大限のスピードで取り組むことが求められた。

特別相談窓口の開設から令和４年３月末までの申込は、融資 18,506 件、条件変更 5,115 件と過去に類を見ない規模に上り、ピークの令和２年度においては、融資相談および審査にあたる職員を平時の 2.7 倍（兼務発令により 58 名⇒ 157 名、県内配置職員の約 83％）まで増員して、組織を挙げて迅速処理に取り組んだ。融資決定件数の推移は図表 1-84 のとおり、令和４年３月末の融資決定 16,700 件に対して、開設初期の令和２年６月末までに 8,958 件[注2]（54％）の融資が集中的に処理された。その後も新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化により、追加融資など一定の申し込みが継続し、累次の配慮要請を踏まえ迅速かつ柔軟な資金繰り支援を継続している。

図表1-84　新型コロナウイルス感染症関連融資の決定件数（累計）

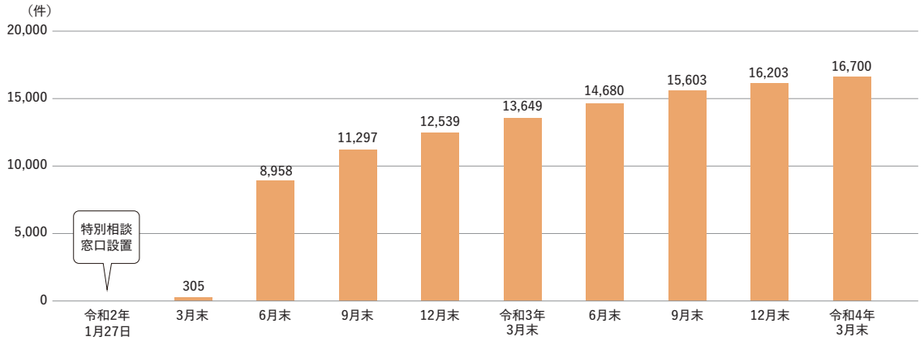

新型コロナウイルス感染拡大の影響下においては、感染症の特性から、対面による融資相談や審査、契約事務などが大きく制限された。そのような中で、顧客の利便性向上を図りつつ、迅速に融資を実行することが求められ、当公庫は、相談窓口の機能強化や迅速処理に向けた各種の取り組みを推進し、融資相談から融資実行まで一連の業務処理の効率化を図ってきた。

当公庫は設立以来、限られた職員で幅広い分野の政策金融を実施してきたことから、職員の多くが本支店で幅広い資金を取り扱った経験を有していること、沖縄の事業者や地域との多様なネットワークを有していることが組織の強みとなっている。これを生かして、コロナ関連支援に最大限の人員を投入し、商工会議所・商工会、民間金融機関などとの連携を一層強化することで、沖縄の離島の隅々まで、幅広い業種・業態・規模の事業者に対して迅速かつきめ細かな資金繰り支援が可能となり、総合公庫の機能が最大限発揮された。特に、商工会議所・商工会による新型コロナ関連融資の申込斡旋（あっせん）および事業者の実態確認などの協力は、迅速な資金繰り支援に大きく貢献しており、令和４年３月末の新型コロナ関連融資決定 16,700 件のうち商工会議所・商工会からの斡旋は 3,760 件（23％）となっている。

沖縄における政策対応に基づく新型コロナ関連融資実績は、令和４年３月末時点で沖縄公庫（決定）3,449 億円（59％）、民間金融機関（保証承諾）2,397 億円（41％）、合計 5,846 億円となっており、コロナ支援に係る各種助成金などと併せて、沖縄経済の底割れ防止に貢献している。当公庫においては、引き続き沖縄の事業者や地域経済の動向を踏まえ、セーフティネット機能の発揮とともにポストコロナの経済再成長に向けて事業者の多様な成長資金ニーズに対応することが期待されている。（TOPIC7「新型コロナウイルス」参照）

第８項　事業再生支援

平成 14 年 10 月に政府がとりまとめた「金融再生プログラム」は、バブル経済崩壊後の民間金融機関の不良債権処理を加速するものであった。不良債権処理は、債務者である企業の淘汰（とうた）や再編につながることから、同プログラムでは、企業再生のための施策として、整理回収機構（RCC）の活用と機能強化など、新しい企業再生の枠組みを提示した。中小・地域金融機関については、不良債権処理を加速すると地域経済に与える影響が大きいことから、金融庁が策定したアクションプログラム（平成 15 年３月および 17 年３月）において、中小企業再生と地域経済の活性化を図るための取り組みを進めることによって、不良債権問題も解決することとした（リレーションシップバンキング[注1]、地域密着型金融）。また、企業再生にあたって、DES[注2]、DDS[注3]といった手法の積極的な活用を求めた。

令和４年３月には、新型コロナウイルス感染症の長引く影響で売り上げ減少や増大する債務に苦しむ中小企業のため、経済産業省が金融庁・財務省と連携し、資金繰り支援の継続や収益力改善、事業再生、再チャレンジを促すための総合的な支援策「中小企業活性化パッケージ」を公表した。この中では、中小企業活性化協議会（４年４月に中小企業再生支援協議会を再編し発足）がハブとなって、金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携し、地域全体で取り組みを推進することが謳（うた）われた。同年９月には、さらなる加速を目的として、「中小企業活性化パッケージ NEXT」を公表し、中小企業活性化協議会の機能強化、金融機関との連携による地域経済活性化支援機構（REVIC）などファンドの活用促進が措置された。

注2　平成21~30年度の月平均決定件数518件に対し、特別相談窓口開設から令和2年6月までの5ヵ月間の月平均決定件数は1,792件と3.5倍であった。

注1　リレーションシップバンキング：金融機関が長期的に継続する取引関係の中から得られる借り手企業の経営者の資質や事業の将来性についての情報をもとに、融資等を実行するビジネスモデル。計数化されがたい定性的情報や地域の実情に根ざした情報を有効に活用して、地域金融の円滑化、貸し手・借り手双方の健全性の確保を図ろうとするもの。

注2　DES（Debt Equity Swap）：債務者の債務を資本に交換すること。財務内容が悪化した企業に対して、金融機関が有する貸付金を株式に振り替えることによって、企業の財務内容を改善して、再建を図る手段。

注3　DDS（Debt Debt Swap）：金融機関が債務者である企業に対して有する既存の債権を、別の条件の債権に変更すること。特に金融機関が既存の貸付金の一部を、他の債権よりも劣後する資本的劣後ローンに変更する手法のこと。

当公庫では、経営が悪化した第３セクターや大規模事業者の経営再建支援に取り組んできたところであるが、これらのプログラムを背景に平成 15 年度の業務運営方針において、事業再生を重点事項として掲げ、以後、地域金融機関と協調・連携した事業者支援や事業再生の取り組みを推進することを明確にしている。

組織体制としては、平成 14 年４月に融資第一部に新設された出資・経営管理班が、出資先第３セクターや経営困難な大規模事業者の顧客管理や再建支援を中心に担った。また、19 年４月の機構体制の改編においては、経営困難な大規模事業者などの再建支援を担った出資・経営管理班が事業管理部に移管され、「経営支援班」として事業再生支援の主管部署としての役割を担うこととなった。このほか、マニュアルの整備や研修の充実により、経営改善計画策定支援、モニタリングや経営支援などの事業再生にあたる職員のスキルアップ、人材育成にも取り組んでいる。

事業再生支援においては、民間金融機関との協調・連携のほか公的機関の制度や専門家らの有効活用も重要である。当公庫では、中小企業活性化協議会や地域経済活性化支援機構（REVIC）をはじめとした関係機関との連携のほか、県内において事業再生支援に取り組む沖縄事業再生研究会の活動に積極的に参加している。

第３節　円滑な資金供給への取り組み、民業補完

金融構造の資金余剰主体である家計の状況をみると、沖縄においては、全国と比べ著しく余裕を欠いた状態にある。家計の低貯蓄に伴う民間金融への低い預金水準は、全国と比べて民間資金量が少ない状況に影響し、全国において家計の貯蓄を産業に還流させ持続的な経済成長を支えてきた資金循環が、本県では不十分であった。本節では、沖縄の金融構造や沖縄公庫の機能・役割についてまとめた。

第１項　沖縄の金融構造

（１）民間金融機関の資金調達と運用

沖縄の２人以上の世帯における１世帯当たりの貯蓄と負債の動向について、総務省「家計調査」を基に、令和４年の調査結果を全国と比較すると、本県の貯蓄現在高は、全国比４割に満たず格差が大きい。貯蓄の種類別にみると、預貯金額は全国比半分程度で、全国の家計が預貯金に加え有価証券で運用する余力があるのに対し、本県の家計は貯蓄の大半を預貯金に振り向けている。

図表 1-85　世帯の貯蓄・負債（２人以上の世帯）

（単位：万円）

区分＼年	沖縄						全国	全国比（令和4）	
	昭和48	57	平成4	14	24	4	令和4	差(沖縄-全国)	割合
貯蓄現在高	103	253	513	638	601	746	1,901	△ 1,155	39%
金融機関	95	239	499	623	581	733	1,868	△ 1,135	39%
通貨性預貯金	33	42	60	105	139	318	634	△ 316	50%
定期性預貯金	45	138	302	350	269	273	578	△ 305	47%
生命保険など	12	43	127	128	149	110	362	△ 252	30%
有価証券	6	16	10	41	24	32	294	△ 262	11%
金融機関外	8	13	15	15	20	13	33	△ 20	39%
負債現在高	80	218	257	517	462	432	576	△ 144	75%
住宅・土地のための負債	45	188	242	389	352	381	526	△ 145	72%
住宅・土地以外の負債	－	－	－	118	85	35	35	0	100%
月賦・年賦	－	－	－	10	25	15	15	0	100%
純貯蓄（＝貯蓄－負債）	23	35	256	121	139	314	1,325	△ 1,011	13%

（注）家計調査は、サンプルの更新に伴う変動があり不連続である。
資料：総務省統計局「貯蓄動向調査」（～平成12年）、「家計調査」

本県の民間金融機関は、家計の乏しい資金余剰から資金を調達し、そのほとんどを中小・小規模事業者で占める県内企業を主な資金運用先とする固有の経営特性を有している。民間金融機関の資金調達と運用について、資金需給バランスを示す「預貸率」[注1]は全国比で恒常的に高い（図表 1-86）。本県においては預金量の水準が全国比で低い一方で、借入需要は高く、また、実質的な都市銀行機能の弱さを地方銀行が代替しているためとみられる。

図表1-86　預貸率（沖縄・全国）

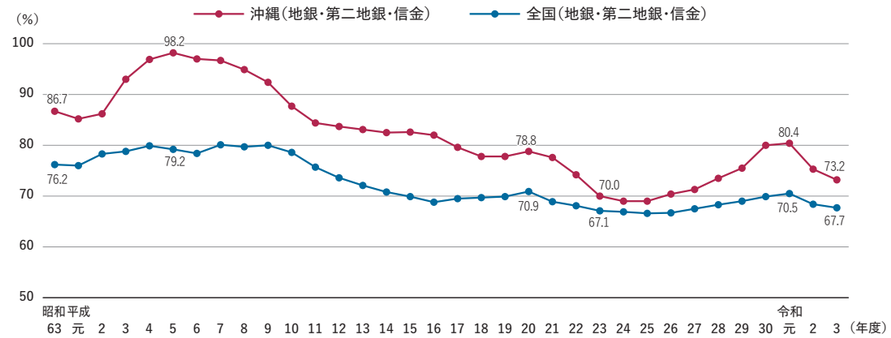

（注）1. 沖縄は国内銀行、信用金庫の県内店舗（6行庫ベース）。
2. 年度末の期末残高ベース。ただし沖縄の平成9 ～ 29年は平均残高ベースのため連続しない。
3. 平成29年以前の預金は、預金から小切手を控除した実質預金である。
資料：日本銀行、信金中央金庫を基に沖縄公庫作成

注1　金融機関の預金と貸出の割合をいい、金融機関の預金がどれだけ貸出に回っているかを示す指標で、貸出金残高を預金残高で除して計算する。数値が高いほど融資が活発。

（２）県内民間金融の業態構成

本県の金融構造の特徴として、業態の多様性が乏しい点が挙げられる。令和４年３月末現在、県内における都市銀行の支店は１店舗のみであり、県外からの資金調達は限定的である。また、信用組合もなく、全国とは異なる金融構造を有している。

全国で３割弱を占める都市銀行のシェアは本県においては僅少である。一方、地銀・第二地銀は全国の同業態シェアを３割弱上回っており、全国の政策金融シェアを１割強上回る当公庫とともに都銀機能などを代替しているといえる。

図表1-87　貸出金市場の業態別シェア（令和3年度）

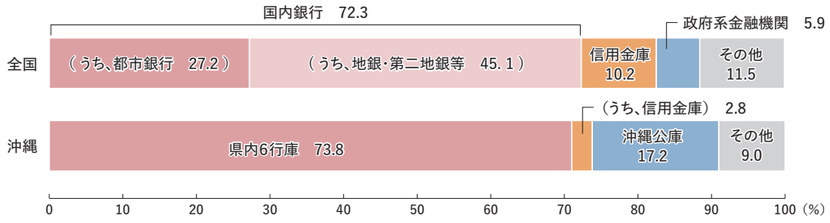

（注）県内6行庫は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、みずほ銀行、鹿児島銀行、コザ信用金庫の県内店舗である。
資料：日本銀行、各行ディスクロージャー誌を基に沖縄公庫作成

第２項　沖縄公庫の機能・役割

（１）量的補完機能（地域への資金配分機能）

全国と沖縄の「民間資金量」（民間金融機関の預金量）、「民間融資量」および民間融資量に政策金融を加えた「総融資量」について、名目 GDP 比で示し、経済規模と比べた各項目の水準および全国と比較することによる沖縄域内における資金需給と供給力の動向を見ると、沖縄は全国に比較して民間資金量が少ない状況にあることがわかる（図表 1-88）。

本県の民間資金量の名目 GDP 比は同全国より低く、大きな乖離（かいり）が生じている。一方で、本県の総融資量の名目 GDP 比は、同全国を若干下回る程度に留まっており、大きな差は見られない。総融資量の名目 GDP 比と民間融資量の差分は沖縄公庫融資量にあたるもので、当公庫の量的補完によって県内の資金不足が大幅に改善されていることを示している。

種々制約のある県内市場に対して、国の財政投融資資金の一部が当公庫を通じて供給されることにより、政策的な「資金再配分機能」が発揮され、民間金融への量的補完が行われていることを示している。

なお、域外から調達した借入金や直接金融による調達は反映されていない点に留意を要する。

図表1-88　金融機関資金量・融資量の名目GDP比率

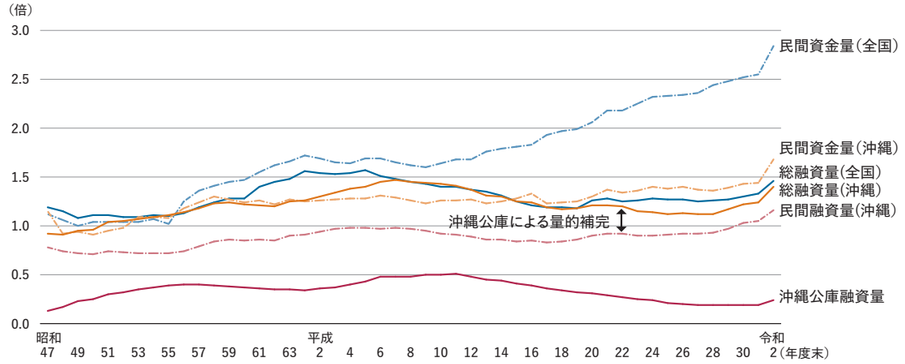

資料：日本銀行、総務省統計局、沖縄県、各行ディスクロージャー誌などを基に沖縄公庫作成

（２）収益補完機能（低利融資）

県内企業の経営コストを高めている一因として、県内民間金融機関の貸出金利が全国と比べストックベースで 0.5% 程度高いことが挙げられる（令和元年）。これは県内家計の乏しい資金余剰から資金を調達し、そのほとんどを中小・小規模事業者で占める県内企業を主な資金運用先とする固有の経営特性により、預金の調達コスト高、信用コスト高が反映されたものと考えられる。投資の誘導および成長支援などのため、収益補完の観点から、沖縄公庫の貸出基準金利については本土の政策金融機関が基準とする金利より 0.3％程度下回る水準に設定されている（沖縄特利）。また、電気や海運、リーディング産業など、先行投資負担が大きく、かつ社会的に必要な産業インフラ分野や成長支援分野については特別の融資制度を設けて低利の融資対応を行っている。このような金利設定により、当公庫の貸出金利は県内の民間金融機関の貸出金利を 0.4％程度下回る水準となっている（令和元年度）。

当公庫による政策融資により、顧客の金利負担を軽減し、資金調達コストを低減するよう講じている。

図表1-89　長期貸出金利の推移（ストックベース）

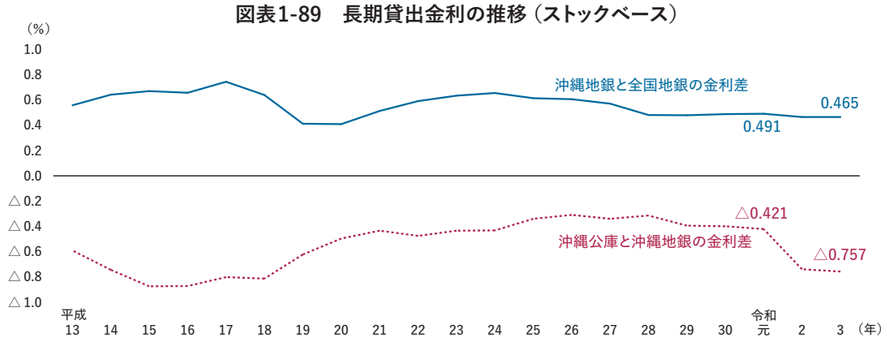

（注）1.県内地銀は地銀・第二地銀の計3行。全国地銀は地銀のみ。
2.沖縄公庫は年度末時点の金利。
3.沖縄公庫の令和2～3年度の金利の低下は「新型コロナウイルス感染症関連融資」によるもの。
資料：日本銀行、沖縄公庫資料を基に沖縄公庫作成

（３）期間補完機能（長期・固定資金の供給）

沖縄公庫は、県内事業者の設備投資資金やセーフティネット資金を中心に資金を供給しており、低収益性や事業環境変化を主因とする比較的長期の資金ニーズや投資回収に長期を要する大規模プロジェクトに対して長期の貸し付けを行い、期間リスクを補完している。平成 22 年度以降の平均貸付期間は、令和元年度の産業開発資金で 16.1 年、中小企業資金で 14.7 年、生業資金で 9.8 年、生活衛生資金で 10.4 年と試算された。中小企業をはじめとする事業者に対し長期的観点から安定的に資金を供給する機能と併せて、大規模プロジェクトの成立可能性を高める効果があると言える。

図表 1-90　長期貸出の平均貸付期間（試算）

（単位：年）

年度	沖縄公庫			
	産業開発資金	中小企業資金	生業資金	生活衛生資金
平成22	14.9	9.4	8.9	11.1
23	15.3	9.6	8.4	8.2
24	12.9	9.7	8.7	9.7
25	14.7	11.1	9.7	9.3
26	14.3	12.2	9.2	10.2
27	9.5	11.0	9.2	9.8
28	16.4	11.6	9.3	10.6
29	16.5	11.6	9.8	8.6
30	18.5	14.3	9.2	8.5
令和元	16.1	14.7	9.8	10.4
2	14.3	13.3	13.2	12.6
3	12.8	14.0	13.0	13.4

（注）沖縄公庫貸出は、新規契約分に係るもので運転資金を含む。

（４）その他の補完機能

その他、沖縄振興策に照らし、政策意義が高いものの、初期投資負担が大きく投資回収に長期を要する産業基盤整備やベンチャー企業支援など、リスクが高い事業に対しては民間金融だけでは対応が困難であるため、政策金融が審査機能の発揮や多様な金融手法の活用を通じて、先行的に資金を供給することにより、事業信用を補完し、民間資金を誘導、協調して事業の成立可能性を高める機能がある[注1 注2]。

特に、当公庫における産業基盤整備向けの出資業務は、政策誘導機能に加えプロジェクトの構想・企画段階から事業採算性の検証や事業計画策定などの関連情報を提供、公的セクターを含めた関連部門との連携を図り、民間との協調体制を構築しながら取り組んできた[注3]。

第３項　県内金融機関貸出動向

本項では県内における政策金融の役割を踏まえて、県内６つの民間金融機関（国内銀行および信用金庫の県内店舗）と当公庫のこれまでの貸出動向を概観する。

（１）沖縄県内金融機関（沖縄公庫と県内6行庫）の貸出残高（再掲）

①貸出残高

沖縄県内における貸出残高を、当公庫に県内６つの民間金融機関（国内銀行および信用金庫の県内店舗）を加えたベースでみると、平成元年度以降増加し、11 年度に４兆円台に達した後は減少傾向となった。25 年度には再び増加に転じ、令和元年度には５兆円台に達した。このうち当公庫の貸出残高は平成 11 年度に過去最大の１兆 7,721 億円に達した後は減少し、28 年度以降に再び増加した。民間金融機関 (県内６行庫）の貸出残高は、６年度、９～ 10 年度および 17 ～ 18 年度を除き増加基調で推移し、県内貸出残高増をけん引した。

図表1-91　県内貸出残高

（注）1.県内6行庫は、国内銀行および信用金庫の県内店舗。
2.県内6行庫の貸出金残高には信託勘定を含まない。
3.年度末残高ベース（ただし、平成9 ～ 29年度は平均残高ベース）。
資料：日本銀行那覇支店および沖縄公庫の資料を基に沖縄公庫作成

②貸出残高の前年度比増減額

県内貸出残高の前年度比増減額を６つの時期（Ⓐ～Ⓕ）に大別し、沖縄公庫と民間金融機関 (県内６行庫）に区分した推移は以下のとおり。

Ⓐ 平成元～８年度：沖縄公庫および民間金融機関の双方で増加。沖縄公庫は経済対策による事業資金のほか住宅資金の制度拡充を背景に増加。

注1　他にも政策金融に求められる重要な補完機能として景気対策や災害対応などのセーフティネット機能がある。同機能については総合史第２編第２章第２節第７項「セーフティネット機能の発揮」参照。

注2　先行的な与信によって企業の信用力を補完しこれによって出融資を誘導する機能の一例としてTOPIC5「創業・新事業の展開『お客様INTERVIEW』」、民間金融の奨励や民間企業の誘導を行う機能の一例としてTOPIC4「駐留軍用地跡地開発『関係者INTERVIEW』」参照。

注3　一例としてTOPIC1「産業基盤整備『担当者INTERVIEW』」参照。

Ⓑ　9 ～ 11 年度：民間金融機関は不良債権処理や自己資本比率規制などを背景に貸出姿勢が抑制気味となった。沖縄公庫は金融経済対策対応により増加。

Ⓒ　12 ～ 19 年度：資金需要が低調で 8 年連続でマイナス。個人住宅資金は、金利低下や民間金融機関の営業強化を背景に民間住宅ローンの利用が進んだ。

Ⓓ　20 ～ 22 年度：リーマンショック後、民間金融機関は景気対応緊急保証（沖縄県信用保証協会）を活用し増加。

Ⓔ23 ～令和元年度：観光関連需要の急増などを背景とした旺盛かつ多様な資金需要で民間金融機関を中心に貸出残高の増加幅が大幅に拡大。

Ⓕ 令和 2 ～ 3 年度：新型コロナウイルス感染拡大の影響下、沖縄公庫は新型コロナウイルス感染症関連融資対応で 2 年度は過去最大の増加幅を記録、民間金融機関もコロナ関連保証（沖縄県信用保証協会）を活用し、双方で資金繰り支援に対応。

図表1-92　県内貸出残高の前年度比増減額

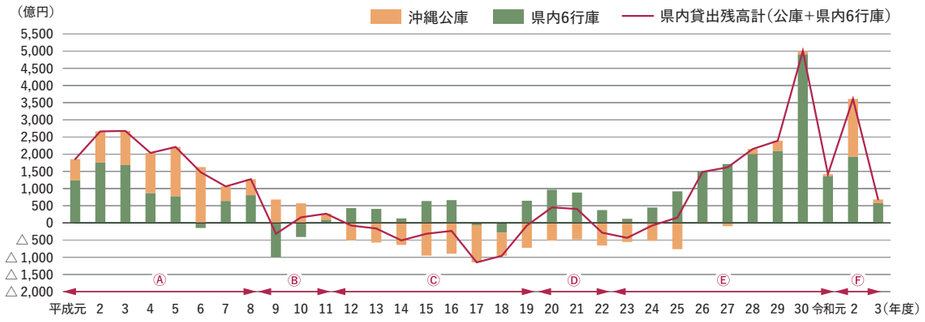

（注）1.県内6行庫は、国内銀行および信用金庫の県内店舗。
2.県内6行庫の貸出金残高には信託勘定を含まない。
3.年度末残高ベース（ただし、平成9 ～ 29年度は平均残高ベース）。
資料：日本銀行那覇支店および沖縄公庫の資料を基に沖縄公庫作成

（2）沖縄公庫の貸出残高（資金別）

当公庫の貸出残高は、平成 11 年度をピークに平成 25 年度まで減少したものの、好調な県経済を背景にした資金需要によりその後増加した。また令和 2 年度以降は新型コロナ感染症に関連する緊急融資により、令和元年度 8,641 億円から令和 2 年度 1 兆 320 億円へと大幅に増加した。

資金別の貸付残高の推移について住宅資金と住宅資金以外で分けて概観すると、最も大きな割合を占めていた住宅資金は政策金融改革を含む財政投融資改革などによる融資制度や予算の縮小などに伴い、資金需要が民間金融機関にシフトしたことからその割合は縮小（6 割弱→ 1 割強）した。

事業性資金の貸付残高は平成 12 年度以降は減少していたが、観光関連投資の急増などを背景とした旺盛かつ多様な資金需要で 26 年度以降は増加した。年度後半に新型コロナウイルス感染が拡大した令和元年度は 7,537 億円と、平成 7 年度、平成 8 年度並みの水準に達した。新型コロナ感染症に関連する緊急融資のあった令和 2 年度は 9,305 億円、3 年度は 9,506 億円と、これまでの事業性資金残高のピークであった平成 11 年度の 8,530 億円を大幅に超える規模となった。

図表1-93　沖縄公庫の貸出残高（資金別）

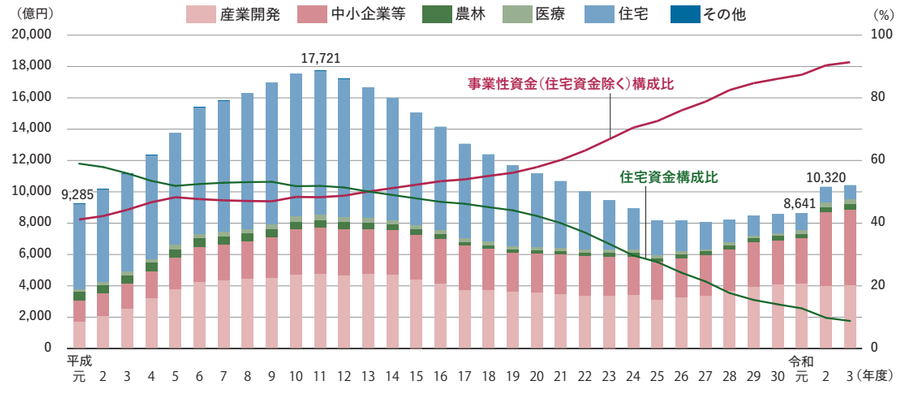

（注）1.中小企業等は、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、国債担保資金を含む。
2.農林は、米穀資金を含む。
3.その他は、特殊資金、特別資金、継承貸付を含む。

第 4 節　ガバナンス強化、組織体制

第 1 項　業務運営体制（ガバナンス）

沖縄公庫のガバナンス体制は、以下により構成されている。

（1）法に基づくもの

当公庫の各年度の予算および決算は国会の議決が必要であり、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出される。また、主務大臣（内閣総理大臣および財務大臣）による監督・検査に加え、沖縄公庫法改正（平成 14 年法律第 56 号）を経て平成 15 年度から金融庁による検査も導入された。さらに、設立根拠法策定時に衆参両議院の附帯決議を受けて、閣議決定に基づき設置されている「沖縄振興開発金融公庫運営協議会」を通じて、当公庫の業務運営に地元沖縄県の各界および関係行政機関などの意向を反映させている。

（2）内部規程に基づくもの

当公庫は、県内の経済・金融環境や当該年度の予算などを踏まえ、各年度「業務運営方針」

を策定し、業務の的確な執行に努めている。理事長の諮問機関である「役員会」では、「業務運営方針」をはじめとする業務運営に係る重要事項について審議などを行っている。「監事」は主務大臣により任命され、当公庫の業務を監査しており、必要があると認めるときは、理事長または主務大臣に意見を提出することができる。また、監査に関する事務を掌理する「検査役」を設置し、内部監査の独立性を確保している。

さらに、リスク管理体制に関しては「統合リスク管理委員会」、コンプライアンス体制に関しては「コンプライアンス委員会」を設置している。

なお検査役業務については、平成 27 年 3 月に「検査規程」を「検査役監査規程」と改正し、内部検査（監査）体制の再構築（検査から監査へ）を図った。併せて、従来型の「業務が定められた規程類に則り行われているかをチェックする」指摘型・摘発型の「検査」から、「より良い体制整備のため、現行の体制をチェックする」提案型の「監査」へ移行した。その後自律的に内部監査の品質を評価し、監査の品質の維持・向上を目的とする内部体制強化を図った。

図表1-94　リスク管理体制のイメージ

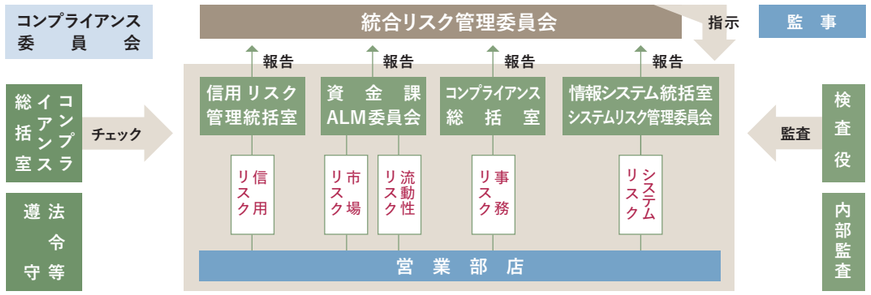

第２項　運営体制の強化、業務体制の改善

財政投融資の入り口側の改革に伴い、財投機関債の発行に際し、発行体の格付取得が必要となったこと、出口側の改革に伴い、民間金融機関に準じた信用リスク管理の強化を求められるようになったことから、政策金融機関においても、「金融検査マニュアル」に準拠したリスク管理体制の整備やコンプライアンス体制を中心としたガバナンスの整備が急務となった。（総合史第２編第１章第２節第２項「政策金融改革を含む財政投融資改革」参照）

なお、当公庫に金融庁による検査が導入された経緯は次のとおり。民間金融機関における不良債権の開示については、「早期是正措置」[注1]の導入（平成 10 年 4 月）に伴い、「リスク管理債権」の開示が義務付けられ、平成 11 年 3 月期から金融再生法に基づく「開示債権」の開示も追加された。その後、「金融検査マニュアル」が発出（11 年 7 月）され、検査の主眼は資産査定から、リスク管理に移行した。政策金融機関については、従前は不良債権の開示や金融庁検査の対象外であったが、リスク管理の強化および金融機関としての資産内容の正確な開示が求められるようになったことから、「政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」により、沖縄振興開発金融公庫法が改正（主務大臣検査権限の金融庁への委託）され、15 年度に金融庁による検査が導入された。

当公庫においては、一連の大きな環境変化への適切な対応を目的に、12 年 4 月にプロジェクトチーム「業務改善企画室」を立ち上げ、リスク管理体制整備や関連業務のシステム開発などに集中して取り組み、また、12 年 9 月に実施された大蔵省政策金融課による試行監査を経て、リスク管理体制の整備を進めた。

（１）統合リスク管理体制（業務運営の健全化に向けた取り組み）

当公庫では、各種のリスクを適切に管理するため、リスクの種類、リスク管理の基本方針、リスク管理体制などに関する基本的な事項を定めた「統合リスク管理規程」を平成 18 年 3 月に策定した。公庫全体のリスクの統括部署は総務部企画調整課である。また、リスクを統合的かつ効果的に管理するための統括機能を担う機関として、理事長を委員長とする「統合リスク管理委員会」を設置している。

統合リスク管理委員会は、18 年度に初めて開催され、これまで各種のリスクを統括する部署などから上程されたリスクへの対応策などについて審議・報告されている。18 年度から 20 年度までは主に信用リスクに関する事項が審議されたが、21 年度以降になると新型インフルエンザ、防災、事件・事故への対応マニュアルの策定にみられるように、不測の事態にあっても政策金融の機能が発揮できるよう、事業継続への対応策が審議された。また、各種リスクを統括する部署は、主管する業務から派生するリスクを把握し、現況について定期的に同委員会に報告している。

各種リスクの内容、統括部署（令和 3 年度末時点）および管理体制の整備状況は次のとおりである。

①信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、当公庫が損失を被るリスクをいう。統括部署は信用リスク管理統括室である。

信用リスク管理統括室は、財務内容の透明性と資産の健全性を確保する手段としての自己査定、信用格付などの信用リスク管理を一元的に担っている。信用リスク管理部門は、資産の一次査定を検証する機能を有する二次査定部門であり、この査定を厳正に行うためには一次査定を実施する出融資・債権管理部門に対して牽制機能を発揮する必要があることから、出融資・債権管理部門から独立した理事直轄の部署となった。

①－1　自己査定の実施

自己査定導入の経緯については、当公庫では平成 12 年度決算（13 年 3 月期）から法定決

注1　総合史第2編第1章第2節第2項 （1）「①国内の金融・経済環境」参照

算と併せて民間準拠の行政コスト計算書を作成することとなり、その作成にあたって償却・引当額を算定する必要性から自己査定を実施することとなったものである。同期はまず簡易基準での対応となり、翌14年3月期から本格実施することに伴い、改めて14年2月に運用マニュアルが策定され、同月から自己査定支援システムも供用を開始した。

14年4月の信用リスク管理統括室創設以降、運用マニュアルの改正や関連システムの改善などを随時実施し、自己査定業務の高度化、効率化を進めた。

①－2　信用格付の実施

信用格付については、平成14年10月に企業信用格付システムが稼働、同月信用格付にかかる判定マニュアルが策定され、自己査定と一体的に運用される信用リスク管理体制が一通り整備されることとなった。信用格付を適切に実施していくために、信用格付判定モデルは、定期的な監査法人による検証を導入し、判定モデルの精度維持・向上を図っている。

一方で、プロジェクト・ファイナンスなど新たな金融手法への整備を図り（19年11月）、プロジェクト・ファイナンスや事業用不動産向け貸し付けについて、信用リスク管理体制の高度化を進めた。

①－3　信用リスク管理関連規程の整備

信用リスク管理に関連して規程なども漸次整備された。個々の顧客に係る信用リスクを適切に管理し、出融資業務および債権管理業務を的確かつ効率的に行うため、平成16年9月に「信用リスク管理規程」が定められ、17年7月には出融資業務、債権管理業務、自己査定等与信に係る業務の基本方針として、信用リスク管理の全般を統括する「与信に係る業務の基本方針」（クレジットポリシー）が策定された。19年5月には信用リスク管理規程を受けて、事業管理部が顧客特性に応じた信用リスクの管理方針をまとめた。

当公庫への自己査定および信用格付導入による信用リスク管理体制の整備から20年以上が経過し、この間マニュアル改正やシステム更新などを踏まえて、信用リスク管理体制は強化されていった。出融資および債権管理業務においては、信用リスクに応じた与信管理が定着し、一体的な運用が図られている。

①－4　リスク管理債権の開示および推移

政府系金融機関である当公庫は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではないが、平成9年度分から民間金融機関の基準に準じて算出したリスク管理債権を開示している。12年度からは、金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した自己査定の実施に伴い、その結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法に基づく要管理債権などの開示債権を開示している。

14年度から23年度までの10年間におけるリスク管理債権比率の推移をみると、当初3年間は10%前後の比率で推移していたが、17年度は大口先の業況改善によるランクアップなどにより8%台に低下し、以降は6%から8%台で推移した。

平成24年度から令和3年度までの10年間は、景況が大きく変動した時期であり、その動向や政策支援などを反映してリスク管理債権比率も推移した。平成24年度から26年度にかけては8%台であったが、それ以降は県内景況の拡大などを背景に漸次低下し、30年度には5%台となった。令和元年度後半は新型コロナウイルス感染拡大の影響により県内景況は一気に悪化したものの、財政支援や金融支援などにより企業倒産などは抑制され、元年度から2年度にかけてリスク管理債権比率は5%台を維持した。3年度は長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により同比率は7.30%と上昇した。

図表1-95　銀行法に基づくリスク管理債権（平成24年度～令和3年度）

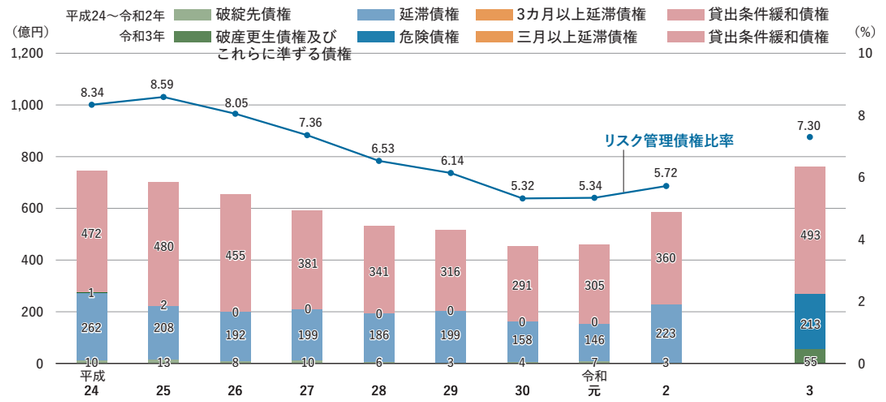

（注）「リスク管理債権」は、令和2年度までは貸出金のみを対象、令和3年度は銀行法施行規則の改正に伴い、貸出金のほか、貸出金に準ずる債権を含む。令和3年度の数字は、改正後の区分により計上。

①－5　審査役の設置

信用リスク管理体制強化の観点から、融資および管理部門の与信業務に関する内部牽制体制を構築するため、平成18年度に審査役が設置された。

平成18年4月より与信規模や債務者区分が一定の要件に該当する重要案件については、審査役による事前協議または事後報告により内部牽制を図る仕組みを織り込むこととなった。

審査役設置に伴い、出融資後の早期デフォルト（債務不履行）案件などについて、出融資部門に対するフィードバック体制が整備された。

②市場リスク

金利、有価証券などの価格、為替などの市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当公庫が損失を被るリスクをいう。統括部署は経理部資金課である。

当公庫は、現状、外貨建ての資産および負債を保有しておらず為替リスクは存在しないことから、主に資産と負債の金利または期間の差異から損失を被る金利リスクの把握・分析に努め、政策金融機関としての資産・負債の特性を踏まえた管理を行っている。資産・負債を総合的に管理することをALM（Asset Liability Management）といい、当公庫では、「ALM推進プロジェクトチーム」発足（平成10年5月）を経て設置された「ALM委員会」（18年5月）に

おいて、これを審議している。同委員会で審議した中で重要な事項は、統合リスク管理委員会で審議または報告している。

ALMにおいて計測する指標のうち、資産と負債の平均残存期間の差をデュレーション・ギャップといい、この差が大きいほど金利リスクを有するとされている。

当公庫のデュレーション・ギャップは、平成15年度末に3.9年であったものが、令和3年度末には1.2年まで縮小しているが、これは貸付期間が長期にわたる住宅資金貸付の繰上償還による影響や財政融資資金からの借入金について借入期間を貸付期間の構成に合わせる取り組みを行ってきた効果などによるものである。デュレーションマッチングの観点から、令和元年度以降の財政融資資金借入金の借入期間は、それまでの年限19年（うち据置期間2年）および9年（うち据置期間1年）から、貸付金の構成に合わせ、25年（うち据置期間2年）、20年（うち据置期間2年）、15年（うち据置期間2年）、7年（うち据置期間1年）と多様化させている。

当公庫の貸付金は、長期固定金利であることから、金利低下局面において融資先の希望による任意の繰上償還が生じる。他方、調達の大半を占める財政融資資金借入金については一定の年限で借入れていることから、繰上償還された資金については、再運用を行う必要があり、金利水準によっては予定していた利息収入を逸失する可能性がある。再運用リスクを軽減するため、当公庫では、平成10年9月から産業開発資金の新規貸付金について、また12年4月からは中小企業資金、医療資金および農林漁業資金の新規貸付分について、任意の繰上償還の際には当公庫の逸失利益を勘案した補償金を融資先から徴収する繰上弁済補償金制度を導入している。

このほか、貸出金利について、13年5月からは事業系資金（産業開発資金、中小企業資金、生業資金、生活衛生資金、農林漁業資金の一部、住宅資金の一部）を期間対応金利（貸付の償還期間に応じた利率体系）に移行するとともに、産業開発資金、中小企業資金、医療資金および農林漁業資金の新規貸付分について、貸付後10年経過後（中小企業資金は5年経過後）ごとの金利見直し制度を新たに導入しており、これに伴い、財政融資資金借入金についても10年経過毎の金利見直し型および満期一括償還型を新たに設定し、金利リスクへの対応を図っている[注2]。

なお、一時的に発生する余裕金の運用にあたり保有できる債券は、法令により国債、地方債または政府保証債に限定されており、運用については、価格変動リスクを負わないよう現先取引としている。

③流動性リスク

運用と調達の期間のミスマッチや市場の厚みが不十分なことなどにより、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたりすることにより、当公庫が損失を被るリスクをいう。統括部署は経理部資金課である。統括部署は庶務部会計課と連携し、公庫の業務が円滑に遂行できるよう公庫全体の資金繰りを適切に管理している。

注2　総合史第2編第1章第2節第2項　（2）「①財政投融資の入り口側の改革の概要」参照。

当公庫の資金繰りは、融資実行や経費支払に必要な資金を公庫法第23条に定める資金計画（主務大臣認可）および経理規程第8条に定める資金運用計画に基づいて管理し、資金調達が必要となる場合は、借入れおよび債券発行により必要な資金を確保している。当公庫の資金調達は、安定的な財政融資資金からの借入れが大半を占めており、流動性リスクは限定的なものであるが、年度途中における日々の資金繰りの調節および不測の事態に備えるため、複数の民間金融機関に当座貸越枠を設定し、適宜、短期借入れを行えるようにしている。

④事務リスク

当公庫の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、公庫が損失を被るリスクをいう。統括部署は業務統括部コンプライアンス総括室である。

当公庫は、内部管理体制の再構築にあたり、監査法人の助言を踏まえて、事務リスクを適切に管理するため「事務リスク管理規程」を平成27年11月に定め、各種事務マニュアルなどの策定や研修・内部会議における周知のほか、内部の点検結果などを踏まえた再発防止策の整備により、事務リスクの管理に努めている。統括部署を中心にして、内部監査の結果や業務運営上悪影響を与える内外のリスク要因の特定[注3]などに基づき、事務リスクの管理の状況を分析し、管理の実効性を評価している。また、体制上の弱点など改善すべき事項およびその原因について適切に検証し、必要に応じて対応策を講じて事務水準の向上、事務処理の適正化に努めている。

⑤システムリスク

当公庫が保有する情報資産などの不備や情報資産が不正に使用されることなどに伴い、当公庫が損失を被るリスクをいう。統括部署は情報システム統括室である。

当公庫は、情報処理技術の進展によるシステムリスク管理の重要性の高まりを踏まえ、「情報セキュリティ対策に関する規程」（平成16年2月）や「システムリスク管理規程」（21年3月）を定め、システムリスクの極小化と情報資産の適切な保護に努めている。また、システムリスクに関する事項を審議する機関として、情報システム統括室担当理事を委員長とする「システムリスク管理委員会」を設置（21年4月）している。管理体制として、情報システム統括室担当理事を長に、システム部門および各システム利用部門には、それぞれの役割に応じた管理者と担当者を配置して、安全対策を組織的に有効に機能させる仕組みとしている。

（2）コンプライアンス体制（適切かつ健全な業務運営）

①法令等遵守の対応

平成9～11年に民間金融機関で不祥事が多発し、コンプライアンスへの取り組みの重要性が増した。金融検査マニュアルでは、法令等遵守を最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス体制を構築しコンプライアンス重視の企業風土を醸成することを求めており、経営

注3　沖縄公庫では、リスク要因を特定する手段としてRCSA（Risk & Control Self−Assessment）方式を採用している。

陣の積極的関与も要請している。当公庫においてもガバナンスの整備が求められる中、金融検査マニュアルに準拠したコンプライアンス体制の整備および法令等遵守の周知徹底を図るべく、組織的な取り組みを進めた。

具体的には、コンプライアンスに関する組織的取り組みについての基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を策定（15年2月）、同規程に基づいて理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」が設置され（15年2月）、コンプライアンスに関する重要な事項を審議するなど、役員自ら率先して取り組むこととされた。統括部署は業務統括部コンプライアンス総括室である。

「法令等の遵守に関する規程」第2条第2項（定義）

この規程において、「コンプライアンス」とは、法令等具体的な遵守事項の明示及び周知、法令等の遵守が確保されるために必要な体制の整備、法令等の違反行為又は違反の疑いがある行為への対応並びにこれらについての改善を企図する組織的取組をいう。

また、関係部署と連携してこれを円滑に実践するために、各部・各店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置している。加えて「検査役」が全部署を対象に監査を実施している。

コンプライアンスを実践するため、具体的な行動の留意点などを定め（15年4月）、その内容およびコンプライアンスの重要性の認識について、各部・各店における研修の開催などを通じて、全役職員に周知・徹底している。

なかでも反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、国民からの信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、「暴力団排除条項」を金銭消費貸借契約証書の特約条項に規定（22年4月）するほか、警察など関係機関と連携して適切に対応している。マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与などへの対策に関してもチェック・報告体制を整備・強化している。

②顧客保護等および個人情報等の保護

当公庫は、顧客の保護および利便性の向上のために、「顧客保護等管理方針」（平成20年8月）および「顧客保護等の管理に関する規程」（21年3月）を策定し、①顧客への説明および情報提供②顧客のサポート（顧客からの相談・意見・苦情などに対する適切かつ誠実な対応）③顧客情報の管理④顧客情報の外部委託の管理などについて、適切に行うよう取り組んでいる。

個人情報等の保護については、「個人情報の保護に関する法律」が15年5月に公布（17年4月施行）され、同時に公布・施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の適用を受ける当公庫は、同法および指針に基づいて、個人情報、法人顧客情報その他個人および法人顧客に関する情報の適切な管理に関して必要な事項を定めた「個人情報等の管理に関する規程」を整備（17年3月）した。その後、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項（不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざんなどに対する予防措置および安全対策など）を定めた「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）を策定（23年3月）し、公表している。

③行動指針

役職員を対象とした「わたしたちの行動指針」を策定し、平成13年4月より運用している。

同指針は、平成13（2001）年に21世紀の幕開けを迎えるにあたり、財政投融資改革、特殊法人改革が進行しつつある状況下で、当公庫の存在意義をもう一度見つめ直すことを趣旨とし、職員に経営理念について案を募り策定された経緯がある。その後、沖縄振興策を踏まえた沖縄公庫のあるべき姿（役割）が公庫内部で議論され、「沖縄公庫のスピリット」や「コア・コンピタンス」[注4]が24年8月に追加されて、現行の指針となった。

図表1-96　わたしたちの行動指針

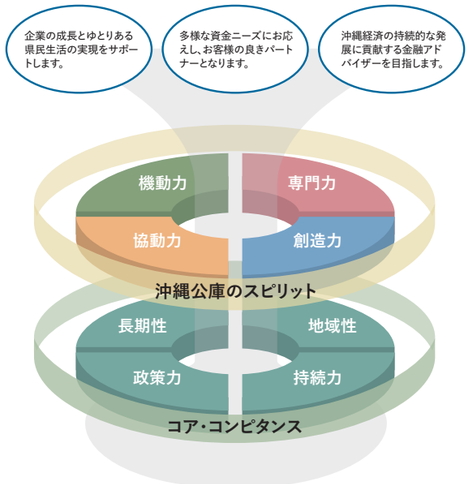

④倫理規程の整備

当公庫の役職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公庫業務に対する国民の信頼を確保することを目的とした「沖縄振興開発金融公庫役職員倫理規程」を策定した（12年9月）。

注4　「コア・コンピタンス」とは、他社がまねのできないもの、自社ならではの価値を提供できるもの、自社の強みをいう。

（3）組織再編・業務処理体制（業務の効率化と選択・集中）

当公庫は、国や県の施策と一体となって政策金融機能を一層強化し、地域ニーズに適切に応えるため、組織体制を改編してきた。平成４年度以降の特に大きな改編は「融資部門および債権管理部門への班制の導入」（14 年４月）および「本店融資部門の改編」（25 年６月）で、いずれも新しい沖縄振興計画が始動するタイミングで、同計画と連動し、地域限定の総合政策金融機関としてのワンストップサービス機能を一層発揮することにより、顧客の利便性の向上を図ることを主目的としている。

①組織体制の変遷

①－1　出資機能の強化

昭和 53 年度に創設された「出資（産業基盤整備）機能」に係る業務を一元的に担い、業務処理体制の整備･充実を図るため、融資第一部産業開発課プロジェクト推進室を同部「プロジェクト推進課」に格上げし、機能を強化した（平成６年６月）。

①－2　新規事業支援

バブル経済崩壊後、わが国全体で企業活動の停滞や産業の空洞化が懸念された状況を打破するため、平成７年度の経済対策で、「新規事業の育成」が重点施策とされた。新規事業を育成するには、具体的な融資に至るまでに、研究開発やスタートアップ期の相談、助言、情報提供などが必要となるため、中小企業診断士の資格を有する職員で編成されたプロジェクトチームを立ち上げて検討を進め、融資第一部中小企業課に「新規事業支援室」を設置（９年４月）。その後、同室は同部プロジェクト推進課に改編された（13 年４月）。

沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、「沖縄振興特別措置法」（14 年４月施行）に定める「新事業創出促進出資業務」が当公庫の特例業務として追加されたことから、新規事業支援室の機能を拡充し、融資第二部に「新事業育成出資室」を設置（14 年４月）。同室は翌年度、理事直轄の部署として独立した（15 年４月）。

①－3　創業支援体制の強化、外部連携の推進

創業や創業後の事業育成に関する情報・ノウハウを一元的に蓄積し専門性を高め、専門相談窓口の整備や外部支援機関との連携を推進するため、融資第二部に「創業支援班」を設置（18 年４月）。その後、同室は独立開業が利用者の大半を占める生活衛生資金も併せて担当する融資第二部「生衛･創業融資班」に再編された（25 年６月）。（創業･新事業支援の政策的背景は、総合史第２編第２章第２節第３項「創業・新事業支援」参照）

①－4　融資相談体制の強化

多様化・高度化する資金ニーズなどに的確に応えるため、調査部業務調整課「融資相談室」を融資第二部生業課「融資相談室」に改編（13 年４月）し、融資第二部「融資相談室」に格上げした（14 年４月）。その後、同室は教育資金および恩給担保資金も併せて担当する同部「融資相談・教育恩給担当室」に再編された（25 年６月）。

①－5　事業再生支援

融資第一部「プロジェクト推進課」の機能を拡充し、同部「出資・経営管理班」を設置（14 年４月）、「出資・経営支援班」に改称（18 年４月）。その後、同班は債権管理部門と連携した再チャレンジ可能な仕組みや事業再生支援の取り組みを強化するため、事業管理部に移管し「経営支援班」に改編・改称された（19 年４月）。

①－6　信用リスク管理体制の整備

政策金融機関に対しても、リスク管理の強化および資産内容の正確な開示が求められた情勢を踏まえ、自己査定、信用格付などの信用リスク管理業務を一元的に担う体制を構築するため、理事直轄の「信用リスク管理統括室」を設置した（14 年４月）。また、融資および管理部門に対する牽制機能を構築するため、「審査役」を設置した（18 年４月）。

①－7　法令等遵守体制の整備

コンプライアンス体制の構築および推進を統括する「コンプライアンス総括室」を東京本部総務部に設置（16 年４月）。その後、反社会的勢力への対応強化などの課題対応に向けた体制整備を進めるため、同室を本店企画調査部に改編した（27 年４月）。

①－8　システムリスク管理体制の強化

情報システム関連業務は、業務範囲が広範で、かつ複雑・高度化している中で、円滑な業務処理体制を構築する必要があることや利用部門に対して牽制機能を働かせる必要があることから、企画調査部「情報システム課」を独立させ、理事直轄の「情報システム統括室」に格上げした（20 年４月）。

①－9　シンクタンク機能のさらなる強化

31 年４月にシンクタンク機能のさらなる強化を目的に、「企画調査部」から調査機能を分離し「調査部」とし、同部へ「地域連携情報室」（新設）および「金融経済調査課」（調査課を改称）を再編した。同部署では、沖縄の社会開発・産業構造・企業経営などの主要テーマや地方公共団体の関心が高い地域政策などについて調査、情報収集および分析を行い、調査結果を各種のレポートなどによって提供している。

②融資部門および債権管理部門への班制の導入（14 年 4 月）

第４次の沖縄振興計画（14 年度～ 23 年度）の初年度に当たり、新たな振興策に対応できる体制整備が求められたことに加え、前述の「特殊法人等整理合理化計画」（13 年 12 月閣議決定）において、「業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る」ことを求められたこと、自己査定業務などの新たな業務が追加されたことなど、業務を取り巻く環境が大きく変化した。その打開策として、融資部門および債権管理部門における組織の弾力的な運営を目的に「課制」を廃止し、部ごとに業務内容を規定するとともに、人員配置も部ごとに配属し、部長権限で編成可能な「班制」を導入することにより、迅速かつ効果的に対応できる体制を整えた。

③本店融資部門の再編（25 年 6 月）　※平成 25 年度予算の成立は５月 15 日

第５次振興計画に相当する「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（平成 24 年度～令和３年度）などと一体となり、総合政策金融機関としてのワンストップサービス機能を生かして、駐留軍用地跡地の開発などに対する支援や中小企業金融円滑化法の期限到来後の中小企業・小規模事業者の経営支援を強化するため、本店融資部門を再編した。

具体的には、融資第二部に「中小企業等向けの貸し付け窓口を一元化」した。加えて「エリア制」導入により、商工会議所などとこれまで以上に連携を強化し、資金供給にとどまらずコンサルティング機能を含めた金融サービスをよりきめ細やかに提供できる体制を整備した。融資第一部においては、出資業務と併せて沖縄振興に寄与する地域活性化プロジェクトや新たな金融手法による地域振興を支援する地域プロジェクト振興班を設置（19 年４月）し地方創生を先取りしてきたが、駐留軍用地跡地の開発支援および企業の海外展開支援の専担部署として、「地域振興班」を新設した。

図表 1-97　本店融資部門の再編（25 年 6 月）

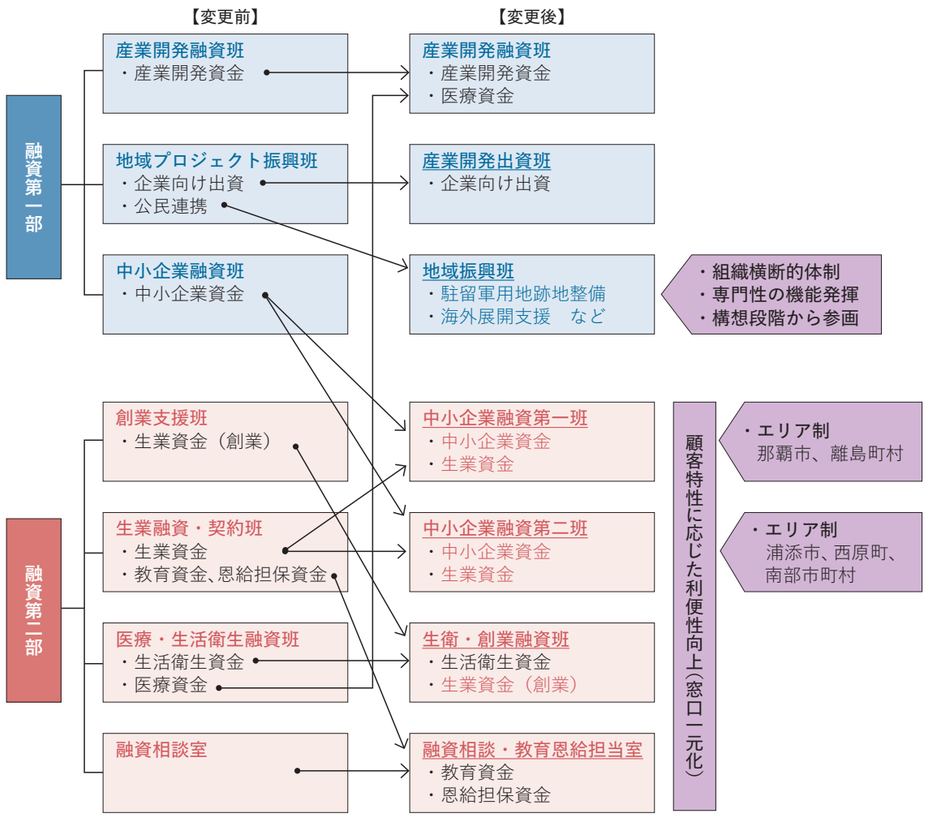

（注）下線は今次再編に伴う名称等の変更

④業務改善の推進体制

④－1 事務開発委員会

業務改善活動は、昭和 53 年６月に「事務開発委員会」を設置し、組織的な取り組みを開始した。平成 21 年３月には業務改善を本来業務に付随する恒常的な業務として位置付け、次のような「ボトムアップ型の体制」を構築し、業務改善を推進した。

- 組織は、「現場組織」「サポート組織」「事務開発委員会」で構成される。
- 現場組織は、各班・課（室）の業務改善リーダー（調査役クラス）、業務改善責任者（課長クラス）および改善提案を行う職員グループで構成され、業務改善の提案や審議後の業務改善実施を行う。
- サポート組織には常設の提案検討委員会や必要に応じ設置される個別専門委員会があり、現場提案の検討を行う。
- 上部組織である事務開発委員会は提案検討委員会が採択した提案事項を審議し、個別専門委員会の設置や現場組織に業務改善の実施を指示する。

同委員会による主な改善事例として、担保物件の付保事務の見直し（23 年度）や口座振替の複数回化（25 年度）などが挙げられる。

④－2 業務改善企画室

金融システム改革・財政投融資改革・情報開示・IT 革命の進展や県内企業の変化（ニーズの多様化や経営課題の高度化など）といった当公庫を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 12 年３月にプロジェクトチーム「業務改善企画室」（以下「企画室」）が設置された。

企画室の目的は、融資業務および債権管理業務の全般にわたり、事務を抜本的に見直し、効率的な業務運営などに資することにあった。具体的には、当公庫の環境変化への対応の問題点と戦略課題を明らかにし、事務生産性を向上させ、情報発信機能の強化などを図ることであった。

推進体制としては、本店調査担当理事を統括責任者とし、室長（企画調査部長）が所管業務全般を統括、副室長（事務管理課長）が補佐し、室員は上席調査役以下の職員数名および必要により加えられた外部の専門家で構成した。

企画室での検討結果は随時、副理事長以下の役員および部長で構成される「公庫基本問題検討委員会」（「事務開発委員会」の専門委員会。昭和 59 年８月に設置され、平成 18 年９月に当初の目的を達成し廃止）に報告・提案し、審議を受け、順次実行された。また、提案内容の検討と実行にあたっては、各部門から選出された職員で構成される「業務改善企画担当者会議」に諮るほか、随時、企画室と各部門間でワークショップを開催し、組織内のコンセンサスを得た。

企画室の当初の活動期間は 12 年度限りを想定していた。しかし、想定を上回る速さで自己査定業務が導入され、同室がシステム開発と併せその対応に当たったことなどから、14 年度まで活動を継続した。

3年間の活動期間に、①新総合情報システムの基本構想の提案②代理貸付システムの機能拡張案の調査③自己査定などの運用マニュアルの制定④融資・債権管理部門への班制導入の提案および実行（14年4月）⑤企業財務情報、自己査定支援、企業信用格付、顧客信用情報、顧客応対記録および融資進捗管理といった「情報系システム」の本格開発の土台を構築した[注5]。

なお、自己査定業務の企画開発は企画室が担ってきたが、実施段階においては、当公庫の信用リスク管理業務を一元的に管理する体制を構築するため、14年度に信用リスク管理統括室が創設された。

企画室の提案などに基づき情報系システムや組織体制を整備した結果、当初の目的であった一連の公庫を取り巻く環境の変化に対応するための業務改善の成果にとどまらず、当公庫の最大の特長であるワンストップサービス「一体的・総合的な政策金融の提供」を後押しする基礎を構築した。

④－3 政策金融評価業務

当公庫は、平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」などを踏まえ、当公庫の業務の自己評価とその結果を業務改善に反映させることを目的に16年度から政策金融評価を実施し、18年度から「政策金融評価報告書」を公表している。その客観性の確保および評価手法に対して専門的な意見や助言を得ることなどを目的として、学識経験者などで構成される「政策金融評価業務検討委員会」を設置している。

（4）情報公開（透明性を高める取り組み）

沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関としての取り組みについて、多様なステークホルダーの理解と信頼を得ることは、業務の適切で円滑な推進を図る上で必須である。このため経営の「透明性」を高めるために、さまざまな場において自らの業務について説明責任を果たす努力を続けてきた。ディスクロージャー誌やホームページなどを通じて、業務内容、財務状況などを広く一般の閲覧に供し、また開示請求権制度の整備による情報公開の要請などにも取り組んできた。

①情報開示（ディスクロージャー）

設立年度である昭和47年度以降、毎年度「業務報告書」を作成し、「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に基づいて財務諸表を官報に公告してきたほか、業務内容、財務状況などの情報の開示に努めてきた。

財務諸表公告では平成7年度決算以降、貸付金のうち「延滞債権額」（弁済期限を6カ月以上経過して延滞となっている貸し付けの元金残高額）を開示し、9年度決算では民間金融機関の基準に準じて算出した「リスク管理債権額」を「1998 おきなわ公庫のご案内」に参考情報として掲載・開示した。

「業務概要」や「おきなわ公庫のご案内」はその後、「ディスクロージャー誌」として順次掲載内容を拡充し、また、適時・迅速な情報提供を目的として、「ホームページ（HP）」を10年10月に開設し、随時コンテンツを更新・拡充している。

主な開示資料は次のとおり。

- 財務諸表（損益計算書・貸借対照表及び財産目録）
- 附属明細書
- 決算報告書
- 監事の意見書（財務諸表および決算報告書に係るもの）
- 業務報告書（業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載）
- 行政コスト計算財務書類、行政コスト計算書（添付）民間企業仮定貸借対照表／民間企業仮定損益計算書／キャッシュ・フロー計算書／民間企業仮定株主資本等変動計算書／附属明細書
- 沖縄振興開発金融公庫 Report（ディスクロージャー誌）
- ホームページ（業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載）

②情報公開制度

平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」で方向性が示され、独立行政法人等が保有する情報の一層の公開を図り、独立行政法人等が行う諸活動を国民に説明する責務（アカウンタビリティー）を全うすることを目的とした「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が14年10月に施行され、情報公開制度が開始されることになった。

同法および政令に基づき当公庫では、情報公開に関する事務手続に関する基本的事項を定めた「情報公開手続規程」[注6]などを策定し、情報の提供は本店・東京本部および全支店に「情報公開窓口」を設置し、一般の閲覧に供する方法のほか、ホームページに掲示する方法により行っている。提供する情報の範囲は、「組織に関する情報、業務に関する情報、財務に関する情報、評価および監査に関する情報、出資会社に関する情報」としている。

注5　残された「新総合情報システム開発」業務については、15年度以降は情報システム課が引き継いだ（12～14年度のシステム開発状況などは、後述の部門史第4編第3章「情報システム」を参照）。

注6　令和3年度末時点では「情報公開手続及び個人情報保護手続等に関する規程」。

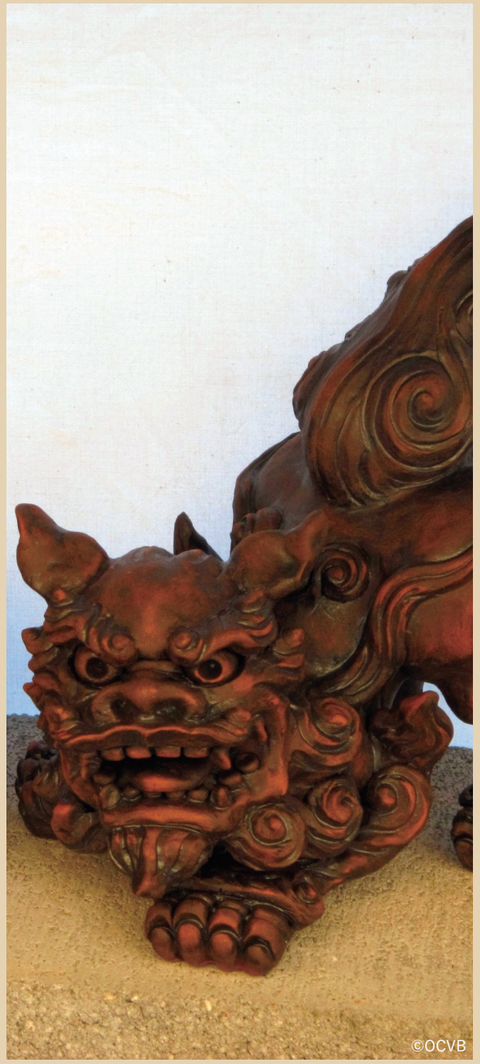

シーサー　宮獅子、村獅子、家獅子の3種類があり、一般の住宅では屋根や門柱、玄関近くに設置し、魔物が侵入しないように、にらみを利かせている。土産品としても人気で、壁掛け、表情、色など、多種多様化している。

部門史
各部門の動向

第1編
第21～30事業年度（平成4～13年度）…… 183

第2編
第31～40事業年度（平成14～23年度）…… 235

第3編
第41～50事業年度（平成24～令和3年度）…… 287

第4編
内部体制、債権管理、財務の動向…… 341

第１編

第21～30事業年度
（平成4～13年度）

第１章　経済動向 …… 184
　第１節　国内経済 …… 184
　第２節　県内経済 …… 185

第2章　出融資動向 …… 196
　第１節　出融資 …… 196
　　第１項　産業開発資金 …… 196
　　第２項　中小企業等資金 …… 202
　　（中小企業資金、生業資金）
　　第３項　生活衛生資金 …… 210
　　第４項　教育資金 …… 213
　　第５項　恩給担保資金 …… 214
　　第６項　医療資金 …… 215
　　第７項　農林漁業資金 …… 218
　　第８項　住宅資金 …… 224
　　第９項　出資 …… 227
　第２節　委託・受託 …… 230

ゲットウ（方言名サンニンなど）　抗菌作用があり葉は食べ物を包む、茎は月桃紙として利用。旧暦12月8日「ムーチー」行事では餅を包んで蒸し上げるのに使われている。

©OCVB

第１章　経済動向

第１節　国内経済

平成４年度は、バブル崩壊後で国内景気は減速感を強めていった。背景には金融引き締めやバブル期に積み上がった耐久消費財の在庫調整、株価の大幅な下落などが影響した。上昇していた地価も３年後半から下落に転じ、その後 20 年近く下落が続くことになる。政策面では３年度に公定歩合が引き下げられて金融緩和に転じ、４年度の予算編成では緊急経済対策が策定されたが、国内経済はその後、長期にわたり停滞が続くことになる。

５年度は、８月に戦後長らく政権を担ってきた自由民主党が衆院選で大敗し、非自民政権の細川護熙内閣が誕生した。国内経済は、年度初めは公共投資や住宅投資が堅調に推移したが、夏場以降は年末にかけて再び低迷した。円高による輸出数量の減少で外需が大幅に減少し、鉱工業生産も停滞した。年明け後は米国経済の回復などによる輸出の回復や個人消費の持ち直しなど明るい動きもみられた。国内経済の停滞はバブル崩壊におけるバランスシート調整なども影響し、構造的な問題が景気回復にも影響を及ぼした。

６年度は、自民党が社会党、新党さきがけと連立を組み、社会党の党首を首相とする自社さ連立政権・村山内閣を誕生させ、政権に復帰した。国内経済は個人消費の下支えや公共投資、住宅建設の増加により緩やかながら回復の方向に向かった。低迷していた設備投資も夏場にはプラスに転じたが、バブル崩壊の後遺症などから緩やかな回復に留まった。７年１月には阪神・淡路大震災が発生し、６千人を超える人命を失い、被災地を中心に経済活動も大きな打撃を被り、政府は２度の復興関連補正予算を措置した。

７年度は、阪神・淡路大震災や急激な円高、米国経済の減速などにより年央には景気回復に足踏みがみられた。こうした情勢に対して財政面からは公共投資の増加、金融面からは公定歩合の引き下げなどの金融緩和策が採られた。また年央以降は円高是正が進み、７年末以降は景気に明るい動きがみられた。ただし、この景気回復は過去のものと比べてそのテンポが緩やかであった。その要因として企業のバランスシート調整が長期化していることや所得の伸び悩みで個人消費の回復が緩やかであったことが挙げられる。

８年度は、これまで増加していた生産年齢人口が減少に転じた。１月に発足した橋本内閣は「行政」「財政構造」「経済構造」「金融システム」「社会保障」「教育」の６大改革を打ち出した。国内景気は年前半まではバブル期の過剰な設備や雇用の調整が行われ、資産価格下落による金融機関のバランスシート調整や円高で０%に近い低成長となった。年度半ばから公共投資は減少したが、在庫、設備、雇用の調整の進展や円安などにより民間需要主導の回復の動きがみられた。また年度末には消費税率の引き上げ前の駆け込み需要がみられた。

９年度は再び景気が足踏みし、停滞状態となった。４月の消費税率の引き上げによる税の負担増や駆け込み需要の反動がみられ、その影響は政府の予想以上に大きく現れた。その後、緩やかながら回復に向かったものの、秋口には株価の下落、11 月には都市銀行の北海道拓殖銀行や４大証券会社の１つであった山一証券など複数の大手金融機関の経営破綻による金融システムへの信頼低下、アジア通貨危機などにより景気は停滞を続けた。

10 年度は景気悪化に伴う参院選大敗で橋本首相が退陣し、小渕内閣が誕生した。同内閣では財政拡大路線に転じ、再び公共事業や減税などの景気対策に動いた。また、日銀も 11 年２月にゼロ金利政策を導入した。金融危機は 10 年度も続き、長期信用銀行のうち日本長期信用銀行と日本債権信用銀行が経営破綻し、一時国有化された。そして、金融機関に公的資金を注入する仕組みが作られ、旧大蔵省から独立して金融機関を監督する金融庁が発足した。また、大手金融機関の間で再編・統合が進みだした。

11 年度は、９年の春以降、景気後退局面に入っていた国内経済が、これまでの各種の政策効果により、春先には下げ止まった。その後は緩やかな回復が続き、アジア経済の回復も好影響を及ぼした。年末には設備投資にも持ち直しの動きがみられたが、個人消費が弱含みで推移しており、本格的な回復には至らなかった。

12 年度は、超高齢化社会へ向けて介護保険制度が開始された。また 13 年１月には中央省庁が１府 22 省庁から１府 12 省庁に再編された。国内経済は国内需要が伸び悩む中で、輸出と設備投資が回復した。輸出は IT 関連需要の増加に伴いアジア向け輸出が増加したが、12 年半ば以降は IT 需要の冷え込みで減少した。金融政策では、政府がゼロ金利政策の解除に慎重な中、日銀は８月にゼロ金利政策を解除した。しかし、米国の IT バブルの崩壊などから国内景気は再び低迷し、13 年３月にはゼロ金利政策に戻り、量的緩和に動いた。

13 年度は、４月に小泉内閣が誕生し、「改革なくして成長なし」をスローガンに歳出抑制を中心にした財政健全化や道路公団、郵政事業の民営化など構造改革に取り組んだ。国内経済は 13 年度中悪化を続けた。特に個人消費は、所得の低い伸びが続いていることや家計の将来不安から 11 年春先からほとんど増加していない。また、金融機関の不良債権問題や企業の過剰債務問題が長引いていることも経済の活性化を阻害した。雇用情勢は厳しい状況が続き、年平均の完全失業率が 5.0%と初めて５%台となった。

第２節　県内経済

（１）県経済の主な出来事

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間の県経済の主な出来事をみると、４年 11 月には沖縄のシンボルであった首里城の正殿が復元され、周辺一帯が首里城公園として開園した。30 年度の入園者数は約 280 万人となった。首里城公園が開園した翌５年１月からは NHK 大河

ドラマで「琉球の風」が約半年間にわたって放送された。そして、10月にはウリ類などの植物を食害する害虫のウリミバエの根絶が八重山地域で達成され、県全域での根絶を達成した。「不妊虫放飼法」という手法を用いての駆除は世界的な大事業であった。この害虫の駆除により、代表的な県産農産物であるマンゴーやゴーヤーが全国に出荷できるようになった。6年3月には東京の銀座に、沖縄物産公社が運営する沖縄物産店「わしたショップ」がオープンした。県産品の販路拡大に一役買っており、アンテナショップの成功例として各県の注目を集めた。

7年3月には宮古島と来間島間に全長1,690 mの来間大橋が開通。農道橋としては国内最長であった。放送業界では同年10月に琉球放送、沖縄テレビに次ぐ第3の放送局となる琉球朝日放送が開局した。琉球放送が資本参加している。そして、8年4月には沖縄観光の効率的な推進体制を構築するため、観光とMICE分野を統合一元化した官民一体型の推進母体である沖縄観光コンベンションビューローが発足した。9年は駐留軍用地跡地利用のモデルケースとなる北谷町美浜のアメリカンビレッジの本格的な工事が始まった。在日米軍施設のハンビー飛行場が返還され、隣接するメイモスカラー地区の埋め立て地と一体的な開発が行われ、10年から施設が順次開業し、16年にほぼ完成した。15年の年間来客数は延べ830万人にのぼった。

9年6月には県が独自の産業振興策を具体化した産業創造アクションプログラムを策定した。本県の地域特性を生かした将来の基盤産業の方向性を示したものであり、食品、医療バイオ、観光関連、情報、環境、物流の6つの中核産業を振興することが提示された。特に健康食品産業については同プログラムの中で中核産業として位置付けられた。翌10年6月には県工業技術センターが落成し、琉球大学やトロピカルテクノセンター[注1]（バイオやIT関連の研究開発機関）などと産官学連携による研究開発事業を実施した。県は10年9月に沖縄県マルチメディアアイランド構想を策定した。インターネットやパソコンの普及、情報通信関連技術が進展していく中で、本県の豊富な若年労働力を活用しつつ情報通信産業の振興を推進した。そして、11年にはコールセンターの進出が相次いだ。改正沖縄振興特別措置法に基づき、国と県が事業立ち上げへの公費負担や若年者雇用奨励金の支給、沖縄－東京・大阪間の専用回線の無償貸与などを実施したことが奏功した。令和3年1月現在、県内ではコールセンターほか情報サービス、コンテンツ、ソフトウェア開発など情報通信関連企業は496社（県外からの立地企業）が立地し、3万人余の雇用を生み出しており、観光とともに沖縄をけん引する産業として着実に成長している。そして、製造業の振興では11年3月に中城湾港新港地区が特別自由貿易地域に指定された。同地域では12年5月に賃貸工場が落成した。なお、自由貿易地域および特別自由貿易地域は、24年4月に国際物流拠点産業集積地域に発展的に統合された。

11年5月には狭隘になった那覇空港の新国内線旅客ターミナルビルの供用が開始された。18年にLCCのスカイマーク社が就航したことから同ビルではその後、北側に施設を拡張した。11年6月には、海運会社の有村産業が会社更生法の適用を申請し、8月には百貨店の沖縄山形屋が閉店、9月には琉球銀行が金融機能早期健全化措置法に基づく公的資金400億円を導入（平成22年7月に完済）するなど、県内企業に大きな動きがあった。

12年5月には7月開催の九州・沖縄サミット首脳会議の開催会場となる万国津梁館が落成し、7月21日から3日間首脳会議が開催され、日本で開催されるサミットとしては、初めての地方開催となった。久米島では12年6月に沖縄県海洋深層水研究所が開所し、車エビや海ぶどうの養殖、化粧品の原料水などに活用されている。また、12月には首里城跡および8つのグスク・関連遺産群が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として国内では11番目の世界遺産として文化遺産に登録された。

13年4～9月にはNHK連続テレビ小説「ちゅらさん」が放送され、これが沖縄ブームの契機となり、県内への移住者が増加した。また、4月には沖縄県の産業振興の拠点となる沖縄産業支援センターの供用が開始された。同センターには本県の産業振興の中核を担う沖縄県産業振興公社や沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県経営者協会、沖縄県工業連合会、沖縄県物産公社などが入居しており、地域プラットホーム施設をはじめ、ワンストップ型の施設整備がなされた。13年9月に米国同時多発テロが発生し、多くの基地を抱える沖縄の特殊事情から観光関連産業を中心に深刻な被害をもたらした。10月には沖縄信用金庫が経営破綻し、14年3月にコザ信用金庫に吸収合併された。

（2）個人消費

①個人消費を取り巻く環境

平成4年から13年までの個人消費を取り巻く環境をみると、雇用情勢はバブル崩壊により悪化し、有効求人倍率は4年の0.32倍から7年には0.18倍まで低下し、その後は上昇したものの、13年の水準は0.26倍で4年の水準を下回った。完全失業率も4年の4.3%から13年には8.4%と復帰後、最も高い水準を記録するなど、厳しい情勢が続いた。家計の可処分所得も家計調査によると5年をピークに減少基調で推移した。また、消費者物価は0%近傍で推移したが、12年以降はマイナス基調で推移した。総じて物価は安定していたものの、雇用・所得環境は厳しい状況が続いたといえる。

②百貨店・スーパー販売額

平成4年から13年までの個人消費関連の動向をみると、百貨店では3年に沖縄三越が増築した新館を既存の旧館と一体的に運営する形態で増床して売上を伸ばし、4年も引き続き高い伸びとなった。また9年には消費税率が3%から5%に引き上げられ、スーパーでは比較的大きな影響はみられなかったものの、高額商品を扱う百貨店では駆け込み需要とその反動がみられた。県内の百貨店は、国際通りに面する好立地や県経済の拡大を背景に好調な業績を上げていたが、郊外への大型店進出の影響で国際通りの集客力が低下したことなどから、沖縄山形屋が平成11年に閉店した。百貨店・スーパーの販売額は既存店では前年比で減少した年もみられるが、全店舗ベースでは同期間において概ね増加基調が続いたことから、同期間の雇用・所

注1　平成26年3月末で解散し、同社の機能などをトロピカルテクノプラス（平成24年設立）が承継している。

得環境には厳しさがみられたものの、人口の増加や新設店効果などから個人消費は底堅く推移したものとみられる（図表 2-1）。また、スーパーの品目別では、食料品は比較的堅調に推移したものの、衣料品は低価格の衣料品量販店の出店が増え、同業態との競合などがみられた。

図表 2-1　百貨店・スーパー販売額（前年比）

（単位：％）

年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12
既存店	3.9	△ 1.3	△ 3.1	1.7	0.3	0.3	2.8	△ 0.8	△ 2.4
全店舗	6.3	△ 0.3	7.4	10.3	5.4	3.0	5.0	4.6	3.5

資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

③新車販売台数、家電販売額

耐久消費財についてみると、新車販売台数は平成４年から６年にかけてバブル崩壊の影響もあり、低調に推移した。９年は消費税率引き上げ前の駆け込み需要がみられた（図表 2-2）。11 年には、軽自動車が前年 10 月の規格変更以後、年間を通して好調に推移したことや入域観光客数の増加によるレンタカー需要などから２桁の伸びを示した。新車販売台数は、その後も軽自動車が維持費の安さや新型車の投入効果から堅調に推移し、小型・普通乗用車も高性能のスモールカーの投入などで底堅く推移した。

家電販売額は、４年から６年にかけては新車販売台数と同様にバブル崩壊の影響もあり、低調に推移した。８年は翌年の消費税率の引き上げ前の駆け込み需要がみられ、９年はその反動で減少し、その影響は 10 年頃まで続いた。11 年は持ち直したものの 12 年は天候要因などからエアコンが伸び悩んでほぼ前年並みで推移し、13 年は冷蔵庫、洗濯機など白もの家電が不調で前年を下回った。

図表 2-2　新車販売台数、家電販売額（前年比）

（単位：％）

年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
新車販売台数	△ 3.5	0.0	△ 5.2	4.4	△ 1.0	1.5	△ 1.4	12.5	6.5	5.6
家電販売額	△ 8.8	△ 3.8	△ 0.6	0.4	6.6	△ 2.9	△ 3.3	3.1	0.2	△ 3.5

資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

（３）建設関連

①沖縄振興予算と公共工事請負金額

沖縄振興開発計画（第３次）に基づく平成４年度から 13 年度の沖縄開発庁予算（補正後予算。以下、「沖縄振興予算」という）ベースでは、５年度以降は概ね 3,000 億円台から 4,000 億円台の高水準で推移した。沖縄開発庁以外の各省庁予算や県、市町村の自主財源なども含む西日本建設業保証株式会社の公共工事請負金額でみると、バブル崩壊後の経済の落ち込みに対する政府の景気対策などもあり、４年度から 10 年度にかけては増加基調で推移した（図表 2-3）。しかし、11 年度以降は、政府が公共投資を抑制する方針に転換したことで減少に転じ、23 年頃まで減少傾向が続いた。４年度から 13 年度までの主な事業としては、那覇空港新ターミナルビルや都市モノレールなどの中核的な社会資本の建設や那覇新都心地区の開発（駐留軍用地跡地利用）、首里城公園の整備事業などが展開された。また、同期間に竣工した主な事業としては、来間大橋、浜比嘉大橋や漢那ダム、県庁舎議会棟や警察棟、首里城公園、那覇空港新ターミナルビルなどが挙げられる。しかし、平成４年度以降、全国的なバブル崩壊に伴う景気停滞の長期化で経済環境や財政事情が悪化したことから、県主導のリゾート開発を取り巻く環境が厳しくなり、ブセナリゾートなど計画の見直しを余儀なくされたプロジェクトもみられた。一方、12 年には九州・沖縄サミットが開催され、開催に向けての関連インフラの整備が推進された。

図表 2-3　沖縄開発庁予算と公共工事請負金額

（単位：億円）

年度	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
沖縄開発庁予算	3,060	4,309	3,593	3,808	3,420	3,345	4,713	3,815	3,687	3,525
沖縄振興開発事業費	2,838	4,088	3,376	3,574	3,200	3,122	4,430	3,563	3,296	3,152
公共工事請負金額	3,306	3,487	3,429	3,994	3,768	3,869	4,613	4,297	3,730	3,622

（注）補正後予算。
資料：内閣府「沖縄振興予算」、西日本建設業保証株式会社「公共工事動向」

②非居住用建築物の着工床面積

非居住用建築物の着工床面積は、平成２年に約 136 万㎡と復帰直後の高水準となった昭和 48 年の 134 万 4,023㎡を上回り、復帰後、最大となった。平成４年から 13 年の非居住用建築物の着工床面積をみると、４年以降はバブル崩壊とともに減少に転じた（図表 2-4）。

用途別でみると、これまで増加基調にあった「サービス業用（宿泊業などを含む）」や「商業用（金融、飲食店用を含む）」が減少に転じた。一方、景気対策として公共投資予算が増額されたこともあり、「公務・文教用」は底堅く推移した。なお、用途別の着工床面積の４年から 13 年までの累計では、「公務・文教用」が約 281 万㎡で全体の 31.3％を占めて最も大きく、次いで「サービス業用」が約 220 万㎡で 24.4％、「商業用」が約 210 万㎡で 23.3％となった。

図表 2-4　非居住用建築物の着工床面積（用途別）

（単位：㎡、％）

年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	累計	構成比
非居住用計	1,127,773	1,127,368	773,567	927,033	929,445	716,626	810,546	820,072	877,776	886,457	8,996,663	100.0
商業用	207,873	347,716	141,978	217,899	152,624	183,777	217,532	139,868	257,054	231,769	2,098,090	23.3
サービス業用	362,662	254,180	162,699	185,639	308,574	182,565	170,906	206,125	168,677	193,445	2,195,472	24.4
公務・文教用	255,468	246,062	253,448	304,113	253,340	234,188	293,411	287,001	348,561	336,701	2,812,293	31.3
その他	301,770	279,410	215,442	219,382	214,907	116,096	128,697	187,078	103,484	124,542	1,890,808	21.0

資料：国土交通省「建築着工統計」

③新設住宅着工戸数

平成４年から 13 年の新設住宅着工戸数についてみると、バブル崩壊後、金融緩和で貸出金利が低下に転じ、地価も下落基調が続き、また、経済対策としての当公庫融資が拡充されたことなどから、持家と貸家の建設が８年にかけて増加した（図表 2-5）。８年には翌９年の消費税率の引き上げ前の駆け込み需要により持家、貸家建設とも大幅増となり、住宅着工戸数は１万 7,456 戸で前年比 29.5％増と 11 年ぶりに１万 7,000 戸を超える高水準となった。

９年には前年の駆け込み需要の反動で持家、貸家建設とも減少した。分譲住宅の建設はバブル崩壊後の５年にはリゾートマンションなどの減少により落ち込んだものの、６年以降は従来のファミリー向けのマンションを中心に 11 年まで１千戸台で安定的に推移した。10 年以降は、住宅着工戸数が 10 年の１万 1,067 戸を底に増加を続け、13 年は１万 3,464 戸となった。この期間は地価が下落傾向を強め、貸出金利も３年以降の金融緩和で低下局面が続いた。しかし、９年の国内金融不況や 13 年の世界同時多発テロなどから県経済が弱含みで推移し、また雇用の非正規化により低賃金労働者の割合が高まった。

こうした経済環境などから、持家建設は 11 年には住宅ローン減税制度の実施で増加したものの、12 年以降は減少に転じ、この減少傾向は 17 年頃まで続いた。一方、所得の伸び悩みや雇用の不安定化などによる一戸建て持家の取得難もあり、貸家への需要が高まった。貸家建設は 10 年の 5,464 戸を底に増加に転じ、18 年まで増加基調を続け、第３の貸家建設ブームとなった。また、貸家需要が高まる中で貸家建設が大幅に増加した背景には、平成に入って以降の那覇市小禄金城地区、那覇新都心地区の駐留軍用地跡地区画整理事業の完了により、同地区への貸家建設が急増したことがある。

図表 2-5　新設住宅着工戸数（利用関係別）

（単位：戸）

年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
総数	12,198	12,630	14,451	13,484	17,456	12,647	11,067	12,192	12,463	13,464
持家	4,664	5,934	6,236	5,239	7,182	5,254	4,321	4,965	4,332	3,688
貸家	5,241	5,499	6,462	6,712	8,410	5,912	5,464	5,959	7,092	8,464
給与	249	231	159	84	234	117	49	135	67	66
分譲	2,044	966	1,594	1,449	1,630	1,364	1,233	1,133	972	1,246

資料：国土交通省「住宅着工統計」

（４）雇用情勢

①就業状態

平成４年から 13 年にかけての就業状態をみると、労働力人口は 56 万２千人から 63 万人まで６万８千人増加した（図表 2-6）。うち男性が３万５千人増加したのに対して、女性は３万３千人の増加となっている。一方、就業者数でみると男性が１万５千人の増加に対して、女性は２万３千人増加しており、男性を上回っている。この結果、完全失業者数は男性が１万９千人増で女性の１万人増を上回り、完全失業率は男性が 4.4％から 9.1％に 4.7 ポイント上昇し、女性の 4.1％から 7.5％の 3.4 ポイント上昇を上回っている。なお、男性の 13 年の 9.1％は復帰後、最も高い水準を記録した。

この平成４年から 13 年は、バブル崩壊により日本経済が長期にわたり停滞した時期である。財政・金融による景気対策が相次いで実施されたものの、企業の過剰債務や金融機関の不良債権の顕在化、９年のアジア通貨危機なども影響し、デフレからの脱却が困難な状況が続いた。また、企業はバブル期の頃に人員を大量採用したことから過剰雇用を抱えることになり、雇用調整が本格化して全国の失業率は 14 年には 5.4％まで上昇した。雇用形態においても非正規社員の採用が増加し、就業者に占める非正規雇用者の比率も高まった。本県では、生産年齢人口の増加や全国での雇用調整の本格化による県外就業者の県内への転入超も影響して、労働力人口が堅調な伸びを続けた（図表 2-7）。一方、就業者数は、全国と同様に伸びが鈍化したことから、失業率が上昇傾向に転じ、13 年には復帰後、最も高い 8.4％を記録した。また、全国では年齢間や地域間、職種間で求人側と求職者側でのミスマッチによる、いわゆる構造的失業率が高まり、本県においても 10 年頃から構造的失業率が高まった[注2]。

図表 2-6　就業状態

（単位：千人、％）

年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
15歳以上人口	938	956	972	987	1,000	1,014	1,029	1,043	1,059	1,073
労働力人口	562	567	571	571	586	602	608	616	629	630
就業者数	539	542	541	538	547	566	561	565	579	577
農林業	49	48	42	38	37	39	35	36	37	33
非農林業	490	493	499	500	510	527	526	529	542	544
完全失業者	24	25	29	33	38	36	47	51	50	53
非労働力人口	376	389	401	414	413	411	420	427	430	443
労働力人口比率	59.9	59.3	58.7	57.9	58.6	59.4	59.1	59.1	59.4	58.7
完全失業率	4.3	4.4	5.1	5.8	6.5	6.0	7.7	8.3	7.9	8.4
完全失業率(全国)	2.2	2.5	2.9	3.2	3.4	3.4	4.1	4.7	4.7	5.0

資料：総務省、沖縄県「労働力調査」

図表2-7　労働力人口と就業者数（指数、昭和48年＝100）

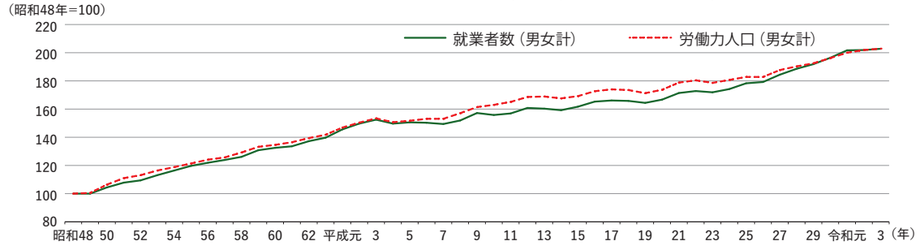

資料：沖縄県「労働力調査」

注2　失業をもたらす要因は、大きく分けて①労働需要の不足（求人数がそもそも少ない状況）から生まれる需要要因②企業が求める人材と求職者の能力や待遇などのかい離から生じる構造的要因③求職側、求人側のお互いの情報が不完全なため、お互い相手を探すのに時間を要する摩擦的要因の3つがあり、後者の2つを広義の構造的要因（ミスマッチ要因）としている。離職率の上昇や雇用の非正規化、高齢化などが構造的失業を増加させる方向に働いたとみられる。

②非正規雇用者の割合

平成４年から 13 年にかけては非正規雇用者の割合が上昇した。総務省の就業構造基本調査によると、県内の役員などを除く雇用者全体に占める割合は、４年調査の 24.0％から 14 年調査では 36.0％まで 12.0 ポイント上昇している（図表 2-8）。この間、全国でも 21.7％から 31.9％に 10.2 ポイント上昇している。非正規雇用者の割合は、その後も 24 年調査まで上昇を続けるが、29 年調査では本県が僅かながら低下に転じ、全国は横ばいで推移した。

図表2-8　非正規雇用者の割合

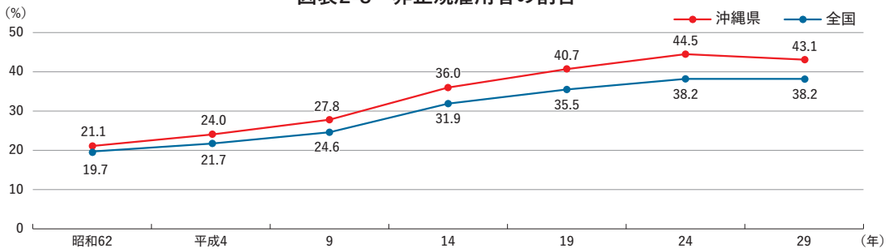

資料：総務省「就業構造基本調査」

③新規求人数

平成４年度から 13 年度の新規求人数について、産業別の新規求人数の動向を増減寄与度でみると、４年度から５年度にかけてはバブル崩壊後の影響から「サービス業」や「卸売業・小売業」、「建設業」などでマイナスとなっている（図表 2-9）。

図表2-9　産業別新規求人数の増減寄与度

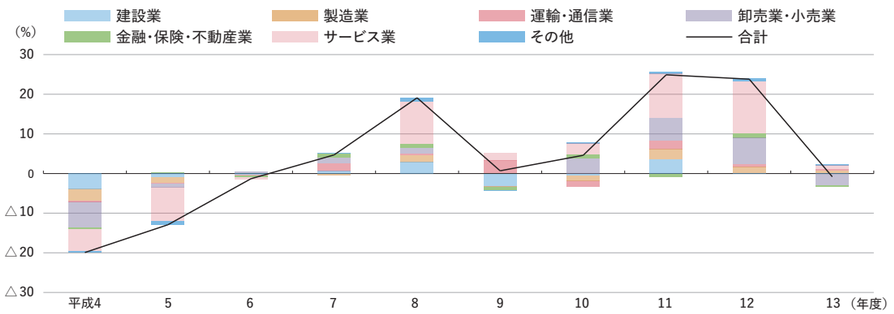

資料：沖縄労働局「職業安定業務統計」

公共投資の拡大や入域観光客数の増加、個人消費の堅調さなどにより県内景気に回復の動きがみられた８年度には「サービス業」をはじめ全体的にプラスになった。９年度は前年が高い伸びとなったこともあり、ほぼ横ばいとなったが、10 年度以降は増加し、11 年度から 12 年度にかけては入域観光客数の高い伸びや政府の経済対策に伴う公共投資などで県内景気に回復の動きがみられたことから「サービス業」「卸売業・小売業」「建設業」「製造業」などで求人が増加した。

④有効求人倍率

有効求人数は、昭和 63 年度の 9,197 人をピークに減少し、平成４年度以降でみるとバブル崩壊で４年度には 4,894 人と半数程度となり、７年度まで 4,000 人を下回って推移した（図表 2-10）。８年度から公共投資の拡大や入域観光客数の増加、個人消費の堅調さなどで県内景気に回復の動きがみられ、求人数も増加基調で推移し、13 年度には 7,941 人まで増加した。一方、有効求職者数は完全失業率が上昇を続けたことから、４年度の１万 6,716 人から 13 年度には３万 43 人と増加基調で推移し、有効求職者数に対する有効求人の割合である有効求人倍率は、４年度の 0.29 倍から７年度には 0.19 倍まで低下した。８年度以降は前述のように県内景気に回復の動きがみられ、サービス業などでの求人数が増加してきたことから、有効求人倍率も 0.2 倍台に持ち直したが、その後も概ね 0.2 倍台で推移しており、全国と比較すると大きく下回っている状況が続いた。

図表 2-10　有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率

（単位：人、倍）

年度	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
有効求人数	4,894	3,849	3,653	3,898	4,795	5,048	4,806	6,209	7,903	7,941
有効求職者数	16,716	18,378	19,536	20,290	20,308	22,300	24,863	26,528	27,933	30,043
有効求人倍率	0.29	0.21	0.19	0.19	0.24	0.23	0.19	0.23	0.28	0.26
有効求人倍率（全国）	1.00	0.71	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56

資料：厚生労働省、沖縄労働局「職業安定業務統計」

（５）企業の動向

①法人数と所得金額

県内の法人数を国税庁の統計でみると、平成４年は１万 3,886 社で、全国の法人数に占める割合は0.5％であったが、13年には１万8,294社となり、全国に占める割合でみると、0.6％と 0.1 ポイント増えている（図表 2-11）。４年の法人数は全国で 43 番目であったが、13 年の法人数は全国で 39 番目となった。

また、所得金額でみると、平成４年は 1,216 億 5,500 万円で、全国の法人の所得金額に占める割合は 0.3％であった。所得金額は 13 年には 1,345 億 7,800 万円に増加したが、全国に占める割合でみると、11 年から 12 年にかけては同割合が 0.4％まで上昇したものの、13 年には 0.3％と低下した。４年の所得金額は全国で 41 番目であったが、13 年は全国で 36 番目となった。

図表 2-11　法人数と所得金額

（単位：社、百万円、位、％）

年 / 法人数	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	全国に占める順位	
											平成4年	平成13年
沖縄県	13,886	14,466	14,589	15,479	15,986	16,178	16,616	17,099	17,471	18,294	43	39
全国	2,589,414	2,648,987	2,696,342	2,738,594	2,784,029	2,757,586	2,790,749	2,822,226	2,859,733	2,887,666	－	－
全国に占める割合	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	－	－
所得金額											平成4年	平成13年
沖縄県	121,655	126,191	113,970	106,170	124,427	115,838	113,911	126,672	143,061	134,578	41	36
全国	46,883,437	39,402,931	34,873,989	34,498,723	41,467,927	39,348,600	35,398,847	34,024,961	39,683,046	41,952,827	－	－
全国に占める割合	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	－	－

資料：国税庁「都道府県別法人税（法人数、所得金額）」

②事業所数

事業所統計（平成８年以降は事業所・企業統計）によると、県内の民営事業所数は平成３年に７万 182 事業所であったが、13 年には７万 578 事業所と 396 事業所の増加となった（図表 2-12）。ただし、同期間の事業所数の推移をみると、８年調査の７万 3,191 事業所をピークに減少に転じている。前述の法人数は増加基調を続けていることから、個人経営の事業所などを中心に減少していることがうかがわれる。なお、全国の事業所数は３年をピークに減少に転じている。

県内の事業所数の増減を平成３年と 13 年との比較で産業別でみると「サービス業」が１万 7,958 事業所から２万 479 事業所へと 2,521 事業所増加し、最多の増加数だった。「サービス業」では、土木建築サービス業や個人教授所（学習塾等）などの「専門サービス業」「その他の生活関連サービス業」「医療業」「機械・家具修理業」「社会保険、社会福祉（保育所、老人福祉事業等）」「自動車整備業」などが増加した。次いで「不動産業」が 3,911 事業所から 5,109 事業所へと 1,198 事業所の増加、「建設業」が 4,487 事業所から 5,366 事業所へと 879 事業所増加した。「不動産業」や「建設業」の増加は、この期間に金融緩和で貸出金利が低下に転じ、地価の下落基調の継続、経済対策による住宅取得促進のほか、北谷町や那覇新都心地区といった駐留軍用地跡地の開発に伴う賃貸用建物の増加などから、持家と貸家の建設が増えたことなどが影響したとみられる。一方、「卸売・小売業、飲食店」は３万 7,237 事業所から３万 3,112 事業所へと 4,125 事業所の減少となった。そのほとんどが１～４人の従業者規模の事業所であり、小規模な事業所を中心に減少が続いた。

③従業者数

従業者数の増減については、３年の 41 万 2,272 人から 13 年には 46 万 859 人へと４万 8,587 人の増加となった。産業別でみると「サービス業」が 11 万 6,380 人から 15 万 1,293 人へと３万 4,913 人増加しており、最も増加数が多い。「サービス業」では、「医療業」「社会保険、社会福祉」「その他の事業所サービス」「専門サービス業」「その他の生活関連サービス業」などで増加している。次いで、「卸売・小売業、飲食店」が 16 万 82 人から 16 万 8,940 人へと 8,858 人増加している。前述のように同産業の事業所数は大きく減少しており、大型商業施設など規模の大きな事業所が増加していることが背景にある。また、「建設業」が４万 7,441 人から５万 1,008 人へと 3,567 人増加しており、事業所数の増加によるとみられる。次いで「運輸・通信業」が２万 8,346 人から３万 1,233 人へと 2,887 人増加した。物流の拡大や情報通信関連企業の増加などによるとみられる。一方、「製造業」が３万 2,424 人から３万 314 人へと 2,110 人減少し、「金融・保険業」が１万 5,183 人から１万 4,096 人へと 1,087 人減少した。「金融・保険業」の減少はバブル崩壊に伴う職員のリストラなどが影響している。なお、同期間での従業者数は全国が８年調査をピークに減少したが、本県では増加基調が続いた。

図表 2-12　事業所数と従業者数

（単位：所、人）

	実数						増減数	
	事業所数			従業者数			事業所数	従業者数
	平成3年	8年	13年	3年	8年	13年	3年→13年	3年→13年
全産業	70,182	73,191	70,578	412,272	447,565	460,859	396	48,587
農林漁業	113	147	180	1,343	1,330	1,490	67	147
鉱業	46	37	36	610	486	441	-10	-169
建設業	4,487	5,437	5,366	47,441	53,692	51,008	879	3,567
製造業	3,426	3,397	3,162	32,424	33,368	30,314	-264	-2,110
電気･ガス･熱供給･水道業	27	37	37	1,541	2,042	1,983	10	442
運輸･通信業	1,995	2,052	2,072	28,346	28,816	31,233	77	2,887
卸売･小売業, 飲食店	37,237	36,235	33,112	160,082	167,480	168,940	-4,125	8,858
金融･保険業	982	1,097	1,025	15,183	15,317	14,096	43	-1,087
不動産業	3,911	4,739	5,109	8,922	9,656	10,061	1,198	1,139
サービス業	17,958	20,013	20,479	116,380	135,378	151,293	2,521	34,913

資料：総務庁「事業所統計（平成3年まで）」、総務省「事業所･企業統計（平成8年から13年まで）」

第２章　出融資動向

第１節　出融資

第１項　産業開発資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

７年度　（創設）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒「沖縄自由貿易地域振興資金」および「沖縄工業開発地区振興資金」を「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」に統合

８年度　（資金名の改定、拡充）
「沖縄観光拠点整備資金」（旧「沖縄観光レクリエーション拠点整備資金」）
⇒対象設備を追加

９年度　（創設）「海洋資源有効利用促進資金」

10 年度（創設）「沖縄経済国際化促進資金」
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付対象および資金使途を追加
（拡充）「沖縄観光拠点整備資金」
⇒資金使途を追加

11 年度（廃止）「地域水資源有効利用促進」

12 年度（資金名の改定、拡充）
「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」（旧「沖縄観光拠点整備資金」）
⇒貸付対象および資金使途を追加

13 年度（創設）「沖縄情報通信産業支援資金」
（創設）「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」
（廃止）「海洋資源有効利用促進資金」

①－２創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度は以下のとおり。

自由貿易地域等特定地域振興資金貸付（対象資金：産業開発・中小・生業）

沖縄経済の均衡ある発展を図る上で、貿易および工業の振興と企業の立地促進は重要な課題であり、これらを集中的かつ強力に推進するため沖縄振興開発特別措置法に「自由貿易地域」と「工業等開発地区」の制度が設けられている。この資金は、他県に比べても著しく立ち遅れている沖縄の既存工業の育成をはじめ、新規工業の開発導入、自由貿易地域の拡充・強化による貿易の振興などをより一層促進するために、沖縄自由貿易地域振興資金および沖縄工業開発地区振興資金を統合し、自由貿易地域と概ね 10㎞以内に位置する工業等開発地区立地企業のうち原材料および製品などを輸出入する事業者を対象に加え、平成７年度に創設された。産業開発資金のほか中小企業資金、生業資金にも設けられている。貸付条件は金利が基準金利から財投金利と同水準、貸付限度額が所要資金の７割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

海洋資源有効利用促進資金（対象資金：産業開発・中小）

沖縄の水事情は、本島北部地域におけるダム開発の進展にもかかわらず、人口の伸びや観光客の増加による需要増により慢性的な水不足状態が続いており、地域発展の阻害要因ともなっていることから、水資源の開発が緊要な課題となっていた。この資金は、沖縄県における慢性的な水不足の改善、国民・県民の健康増進および観光産業への一層の付加価値の付与並びに県内企業の育成に寄与するために、平成９年度に創設された。貸付条件は金利が財投金利、貸付限度額が所要資金の７割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

沖縄経済国際化促進資金（対象資金：産業開発・中小・生業）

沖縄は地理的・歴史的特性などからアジアを主とする国際交流拠点としての役割を期待され、現に県内企業においても、経済の多様かつ構造的な変化に即応し、海外地域へ進出し活路を模索する動きが活発化していた。この資金は、このような政策の方向性や実際の企業活動状況を背景に、県内企業の海外進出、外国企業の進出などによる県内経済の国際化などを金融面で支援するため、平成 10 年度に創設された。貸付条件は金利が財投金利、貸付限度額が所要資金の７割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間５年以内）となっている。

沖縄情報通信産業支援資金（対象資金：産業開発・中小・生業）

立地場所を選ばず少ない資本で事業化できるなどの特質をもつ情報通信産業は沖縄において重点的な振興により集積を図るべき産業と位置付けられ、平成 10 年３月の改正沖縄振興開発特別措置法において情報通信産業振興地域制度が創設された。この資金は、国または沖縄県の情報通信産業振興関連施策に基づいて、情報通信産業の振興を図るため、13 年度に創設された。貸付条件は金利が財投金利＋ 0.15％、貸付限度額が所要資金の７割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間５年以内）となっている。

沖縄観光関連業者緊急特別貸付（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生）

平成 13 年９月に発生した米国における同時多発テロ事件による観光客の急激な落ち込みにより、売上高の減少など業況悪化を来しているかまたは業況悪化が見込まれる観光関連業を営む者に対し、一時的な業況悪化により支障を来している資金繰りを安定化させるために 13 年度に創設された（非設備事業資金[注1]）。

貸付条件は金利が財投金利＋ 0.15％、貸付限度額が所要資金の７割以内、償還期間が７年

注1　総合史第2編第1章第2節第3項「(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）　注2」参照。

以内（うち据置期間２年以内）となっている。担保徴求の特例として、産業開発資金では貸付額が 8,000 万円までは無担保、8,000 万円超２億円以下の企業に対しては事情に応じた担保免除の特例を設け、資金繰りの安定を図った。

②主な本土並び制度

日本開発銀行が日本政策投資銀行に組織変更[注2]したことを受け、10 年度に特定資金のうち、旧日本開発銀行（現日本政策投資銀行）並びの制度について資金種名の全面改正を行った。11 年度には、旧日本開発銀行の政策項目体系が閣議決定に基づき再編成されたことを受け、産業開発資金の貸付制度の統合などを実施し、制度体系の簡素化を図った。

（２）融資動向

①融資の基本方針

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間における沖縄振興（「第三次沖縄振興開発計画」）の基本的なテーマは、国際化、情報化、高齢化といったわが国の経済社会の基調変化に対応し、自立的発展の基礎条件の整備と沖縄の地域特性を生かした特色ある産業振興を図ることにあった。

これらを背景にした当期間の沖縄公庫の業務運営方針においては、沖縄を業務区域とする総合政策金融機関として引き続きその役割を発揮していくことを基調としつつ、地元関係機関や地域顧客との連携を強化し出融資業務を適切に遂行することや独自融資制度の活用を旨とした。産業開発資金分野の取り組み方針は、ホテル投資計画や航空機、船舶の更新投資、電源開発投資など、中堅・大規模事業者の維持更新投資や能力拡充投資などに係る多様な資金需要に適切に対応することを基本としている。第３セクター方式による地域プロジェクトが増加する中、投資回収に長期を要する地域開発プロジェクトや産業基盤の整備に資する設備投資など沖縄振興における重要分野の資金需要に適切に対応し、その事業化や安定化を支援することが求められた。また当期間後期の平成 12 年度の方針では、沖縄振興開発金融公庫法の改正に伴う業務拡充[注3]に適切に対応することも明記された。

貸出金利については、金利体系の簡素化（11 年４月）、返済期間に応じた金利を適用する期間別金利の導入（一部期間は 11 年４月、13 年５月に本格導入）、貸付期間が５年超の貸し付けについて借入者が貸付日から５年毎または 10 年毎に適用利率の見直しを選択できる金利見直し制度（13 年５月）が新たに導入された。

組織体制としては、融資第一部産業開発課および同課に属するプロジェクト推進室が産業開発資金の貸し付けを担ったが、６年度には公共性の高い地域プロジェクトに計画段階から参画し、出資、融資による資金供給機能などを効果的に発揮することを目的として「プロジェクト推進課」が設置され、以降の産業開発資金の貸し付けは 13 年度まで両課によって実行された。

②産業開発資金の融資の動向

②－1 事業計画

当期 10 年間の事業計画は当初計画額（当初予算ベース）で 7,275 億円となり、昭和 57 年度から平成３年度までの前期 10 年間に比べて 4,423 億円、増減率 155.1％の著増となった。これは増加する電力需要に対して、安定供給体制の確立に向けた発電所の建設が継続的に計画されたことや、空港新旅客ターミナルや都市モノレールなどの交通インフラの整備事業があったほか、中城湾港新港地区（旧工業開発地区）への大規模製鉄工場の移転や、駐留軍用地跡地や既成市街地におけるショッピングセンターの進出、複合型商業施設やオフィスビルの整備計画などが背景にあった。

特に、４年度および５年度は電気事業、リゾートホテル事業、不動産賃貸業などに旺盛な資金需要があり当初計画額を上回ることが見込まれたが、年度途中において発動された総合経済対策などに基づき、４年度は 278 億円、５年度は 60 億円の計画額を追加している。一方でそれ以外のほとんどの年度では、予算枠を効果的に活用するため他の資金への事業枠の流用が行われた。このため当期 10 年間の最終計画額は 6,637 億 12 百万円、当初計画額に比べ 637 億 88 百万円の減額となった。

図表 2-13　事業計画と貸付実績（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額（A）	最終計画額（B）	増減額	実績（C）	貸付実行率	
	金額	金額	（B）-（A）	金額	C/A	C/B
平成4	61,600	89,400	27,800	88,555	143.8	99.1
5	77,100	83,100	6,000	82,793	107.4	99.6
6	77,600	72,100	△ 5,500	72,084	92.9	100.0
7	74,500	51,500	△ 23,000	51,453	69.1	99.9
8	70,900	50,500	△ 20,400	50,468	71.2	99.9
9	65,400	58,000	△ 7,400	57,902	88.5	99.8
10	68,000	68,091	91	60,126	88.4	88.3
11	90,900	77,700	△ 13,200	47,117	51.8	60.6
12	80,000	60,021	△ 19,979	38,243	47.8	63.7
13	61,500	53,300	△ 8,200	49,882	81.1	93.6
合計	727,500	663,712	△ 63,788	598,623	82.3	90.2

②－2 貸付実績

当期 10 年間の産業開発資金の貸付実績は 5,986 億 23 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 82.3％となった。また前期 10 年間の実績と比べて 3,147 億９百万円、110.8％増と大幅な増加となった。特に当初３年間の貸付実績は、本島中部地区における発電所建設投資、中城湾工業開発地区への大規模製鉄工場の移転投資、リゾートホテル関連投資、

注2　平成11年10月1日　日本政策投資銀行に組織変更。

注3　総合史第2編第1章第2節第3項「(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）」参照。

商業施設開発など、民間投資に伴う旺盛な資金需要が重なったことから高い水準で推移し、4年度の貸付実績（885億55百万円）は当公庫設立以降で最大額となった。期間中盤以降も、電気事業における発電所建設などの継続投資、定期航空運送事業における新型機材の導入、リゾートホテル開発事業などに係る資金需要が高い水準で続いた。また駐留軍用地跡地開発における多様な商業施設の整備の進展や、増加基調にある県内人口を背景にして既成市街地などにおけるスーパーマーケットの出店増加や大型化に伴う資金需要があった。

当公庫はこれらの資金需要に対して、独自融資制度のほか日本開発銀行[注2]並びの融資制度の適用を通じて積極的に対応したが、電気、ガス、航空機、海運、観光関連事業などを対象とした公庫独自制度による貸付実績は4,547億66百万円に上り貸付実績の76.0％を占めた。また独自制度以外では、特に公共性が高い都市モノレール事業、港湾旅客ターミナル事業、ケーブルテレビ事業、インキュベーション施設整備事業などの事業に対しては無利子貸付も併せて適用し、高速通信網整備を進める電気通信事業に対しては低利貸付の適用も含めて事業基盤の整備を支援した。両制度の実績は81億27百万円に上った。そのほか、沖縄振興において重要と位置付けられた、空港、港湾の旅客ターミナル整備事業、都市モノレール事業、県産品販路拡大事業については出資制度も活用した資金供給により、財務基盤強化による事業の安定化を支援した。

セーフティネット機能の発揮について、政府の「中小企業等貸し渋り対策大綱」（平成10年8月）や「緊急経済対策」（同年11月）などに基づき時限で導入された「金融環境対応長期運転資金」[注4]の貸付実績は6億円であった。また、平成13年9月の米国同時多発テロの甚大な影響を背景として創設された無担保･低利の独自制度「沖縄観光関連事業者緊急特別貸付」は同年10月から取り扱いが開始され、産業開発資金の貸付実績は13億70百万円（全体では99億円）となり、県内中堅・大規模観光関連事業者の経営安定化に貢献したことも当期間の特徴である。

当期10年間の融資活動の主な成果としては、エネルギーインフラ分野では、本島中部の具志川市[注5]で石炭火力発電所1号機・2号機が運転を開始（6年3月、7年3月）し、北部の金武町においても火力発電所が運転を開始（14年2月）したほか、那覇市近郊を中心とした都市ガス供給網の整備が進んだ。製造業分野では、大規模な製鉄工場の中城湾港新港地区工業団地への移転（7年4月）や廃車リサイクル事業などによりサプライチェーンを担う関連事業の集積も進んだ。交通インフラ分野では、泊ふ頭旅客ターミナル（とまりん）の供用開始（7年4月）、宮古島マリンターミナルの供用開始（8年5月）、宮古空港新旅客ターミナルの供用開始（9年7月）、那覇空港新国内線旅客ターミナルの供用開始（11年5月）と続いた。また8年11月には沖縄都市モノレール（ゆいレール）の整備事業が着工に至るなど基盤整備が進んだ。さらに県内を拠点とする定期航空運送事業において機材更新とともに大型化が進み、本土や県内離島を結ぶ路線の充実が図られたほか、海運業では本土や県内離島航路向けにＲＯＲＯ型貨物船の就航が進み海上輸送の安定化が図られた。離島県沖縄において自立的発展に向けたインフラ整備が進んだ。

また沖縄の地理的優位性を生かした観光リゾート関連では、入域観光客数が3年度の300万人から10年度には400万人を突破する中で、県内外の資本による多様な機能、サービスを備えた宿泊施設の整備が進み、その立地も多様化した。主なものとしては、名護市東海岸エリアにゴルフ場一体型リゾートホテルが開業し、西海岸ブセナ地区には大規模ビーチリゾートホテルの開業があった。リゾートホテルの集積が進んでいた恩納村にも大型ホテルの開業があったほか、読谷村や宜野湾市の海浜エリアには県外資本による大型ホテルの立地が新たに進んだ。また那覇市では泊ふ頭地区への都市型リゾートホテルの開業があった。石垣島や宮古島においてはビーチリゾートホテルの拡張オープンや港湾複合施設におけるホテルの開業があった。また宿泊施設以外では、本島南部地区において沖縄の文化自然をテーマとした体験型観光施設が拡張オープン（8年7月）し、多様な観光ニーズの受け皿整備が進んだ。

なお、10年3月の「沖縄振興開発特別措置法」改正により「観光振興地域」制度が創設されたことを受け、当公庫は12年度に独自制度「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」の貸付対象に沖縄らしい景観の形成に寄与する施設を追加するなどの拡充を図っている。

地域活性化に向けた積年の固有課題である駐留軍用地跡地の有効活用については、那覇市小禄金城地区の大規模商業施設の整備（5年12月）、北谷町美浜地区の大規模商業施設（10年10月）やアミューズメント・商業複合施設の整備（10年7月）、那覇新都心地区における複合型商業施設（10年6月）やオフィスビル（13年12月）などの整備が進められ、生活利便施設が整備されることにより新たな市街地の形成に繋がっている。

②－3 業種別貸付状況

貸付実績を業種別でみると、全ての業種分類において前期10年間に比較して大幅に増加しており、多くの業種、事業分野で設備投資が活発であったことがうかがえる。特に、構成比で全体の48.8％を占める電気・ガス・水道業の貸付実績は、電源開発向けの大規模設備投資があったことを背景に2,922億86百万円と、前期10年間に比較して1,530億26百万円、109.9％の大幅な増加となった。次に、全体の17.5％を占めるサービス業向けの貸付実績は、当期10年間を通じて宿泊業に対する資金需要があったことから1,046億27百万円と、前期10年間に比較して703億58百万円、205.3％の大幅増となった。また、全体の12.4％を占める運輸･通信業においては、定期航空運送事業に当期10年間を通じた航空機材の調達があったほか、船舶建造、モノレール軌道整備事業の進捗、新放送局開設投資などがあり、貸付実績は739億69百万円と前期10年間に比較して306億65百万円、70.8％の大幅な増加となった。鉄鋼業、新聞業などを内訳とする製造業においても601億56百万円と前期10年間に比較して271億79百万円、82.4％の大幅な増加となっている。不動産業においては、商業やオ

注4　総合史第2編第1章第2節第3項「(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）」参照。

注5　現在のうるま市。

フィスなどを用途とした賃貸ビルの整備が進んだことから貸付実績は 395 億 45 百万円と前期 10 年間に比較して 161 億 68 百万円、69.2％の大幅な増加となった。

図表 2-14　業種別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円）

業種＼年度	昭57～平3（A）	構成比	平4～平13（B）	構成比	増減(C)（B)−(A)	前期10年比増減率
建設業	320	0.1%	2,130	0.4%	1,810	565.6%
製造業	32,977	11.6%	60,156	10.0%	27,179	82.4%
卸小売業	10,407	3.7%	25,910	4.3%	15,503	149.0%
不動産業	23,377	8.2%	39,545	6.6%	16,168	69.2%
運輸・通信業	43,304	15.3%	73,969	12.4%	30,665	70.8%
電気・ガス・水道業	139,260	49.1%	292,286	48.8%	153,026	109.9%
サービス業	34,269	12.1%	104,627	17.5%	70,358	205.3%
その他	−	−	−	−	−	−
合計	283,914	100.0%	598,623	100.0%	314,709	110.8%

（注）飲食店はサービス業に含まれている。

②－4 貸付残高

これらの融資活動の結果、産業開発資金の貸付残高は平成 13 年度末で 4,725 億円となり、平成 3 年度末の 2,529 億円に比べると 10 年間で 2,195 億円増加し、86.8％の大幅な伸びとなった。なお、当期 10 年間において貸付残高が最も少なかったのは 4 年度末の 3,176 億円であり、以後、貸付残高は貸付実績の伸長に伴い逐年増加していく傾向にあった。

第２項　中小企業等資金（中小企業資金、生業資金）

（１）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 4 年度から 13 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

7 年度　（創設）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒「沖縄自由貿易地域振興資金」および「沖縄工業開発地区振興資金」を「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」に統合

8 年度　（創設）「沖縄特産品振興資金」
（創設）「沖縄観光拠点整備資金」
⇒産業開発資金のみの取り扱いであった当該資金（旧「沖縄観光レクリエーション拠点整備資金」）を中小企業資金、生業資金にも拡充
（廃止）「沖縄伝統工芸品振興資金」

9 年度　（創設）「海洋資源有効利用促進資金」（対象資金は中小企業資金）
（拡充）「沖縄特産品振興資金」
⇒泡盛古酒共同製成事業に係る長期運転資金の限度額引き上げ（中小企業資金）および据置期間を延長

10 年度（創設）「沖縄創業者等支援緊急特別資金」
（創設）「沖縄経済国際化促進資金」
（拡充）「沖縄特産品振興資金」
⇒貸付対象および資金使途を追加
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付対象および資金使途を追加
（拡充）「沖縄観光拠点整備資金」
⇒資金使途を追加

11 年度（創設）「沖縄離島地域経済活性化貸付」

12 年度（資金名の改定）
「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」（旧「沖縄観光拠点整備資金」）
（資金名の改定、拡充）
「沖縄創業者等支援資金」（旧「沖縄創業者等支援緊急特別資金」）
⇒取扱期間を撤廃
（拡充）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」
⇒貸付対象および資金使途を追加、貸付期間を延長
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付限度額の引き上げおよび貸付期間を延長
（廃止）「海洋資源有効利用促進資金」（対象資金は中小企業資金）

13 年度（創設）「沖縄情報通信産業支援資金」
（創設）「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」
（拡充）「沖縄特産品振興資金」
⇒貸付限度額および据置期間の特例要件の拡充（特例適用事業を「酒造協同組合が行う泡盛古酒共同製成事業」から「泡盛事業」）
（拡充）「沖縄創業者等支援資金」
⇒貸付対象の要件を拡充
（廃止）「沖縄経済国際化促進資金」（対象資金は生業資金）

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度は以下のとおり。

自由貿易地域等特定地域振興資金貸付（対象資金：産業開発・中小・生業）

沖縄経済の均衡ある発展を図る上で、貿易および工業の振興と企業の立地促進は重要な課題

であり、これらを集中的かつ強力に推進するために沖縄振興開発特別措置法に「自由貿易地域」と「工業等開発地区」の制度が設けられている。この資金は、他県に比べても著しく立ち遅れている沖縄の既存工業の育成をはじめ、新規工業の開発導入、自由貿易地域の拡充・強化による貿易の振興などをより一層促進するために、沖縄自由貿易地域振興資金および沖縄工業開発地区振興資金を統合し、自由貿易地域と概ね10㎞以内に位置する工業等開発地区立地企業のうち原材料および製品などを輸出入する事業者を対象に加え、平成７年度に創設された。貸付条件は金利が基準金利から財投金利と同水準、貸付限度額は中小企業資金が設備５億2,000万円、運転１億9,000万円、生業資金は設備4,500万円、運転3,500万円、償還期間は設備15年以内（うち据置期間２年以内）、運転７年以内（うち据置期間１年以内）となっている。

沖縄特産品振興資金（対象資金：中小・生業）

本県の産業構造をみると製造業の占める割合が他府県に比して著しく低く、製造業を育成・振興していくことが重要な課題となっている。また、本県は全国有数の観光立県であり、沖縄の独自製品を新たに開発したり、沖縄固有の技法を用いた製品の生産を促進したりすることによって、観光産業の活性化を図ることも重要である。この資金は沖縄らしい産品の製造業者に対する融資制度の充実により、観光産業の活性化を通じて県経済の自立化・活性化を図るという政策課題の実現を金融面から支援するため、沖縄伝統工芸品振興資金を廃止し、平成８年度に創設された。貸付条件は金利が基準金利から財投金利と同水準、貸付限度額が中小企業資金は設備７億2,000万円、運転２億5,000万円、生業資金は設備7,200万円、運転4,800万円、償還期間は設備15年以内（うち据置期間２年以内）、運転７年以内（うち据置期間２年以内）となっている。

沖縄観光拠点整備資金（対象資金：産業開発・中小・生業）

国および沖縄県では、第三次沖縄振興開発計画において、観光・リゾート産業を先導的・戦略的産業として位置付け、観光・リゾート地の整備を強力に推進していた。そのため当公庫においては、産業開発資金において「沖縄観光レクリエーション拠点整備資金」を昭和61年度に創設し、政策金融の面から施設整備について支援してきた。国内外の競合に耐えうる沖縄らしい観光・リゾートを形成するためには、新たな観光資源の開発、整備が必要であり、その担い手として大企業のみならず中小企業者の貢献を政策誘導するため、平成８年度に制度名を「沖縄観光拠点整備資金」に改め、資金使途を拡充し中小企業資金、生業資金に創設された。貸付条件は金利が財投金利又は財投金利＋0.2%、貸付限度額が中小企業資金は設備７億2,000万円、生業資金は設備7,200万円、償還期間は設備15年以内（うち据置期間２年以内）となっている。

海洋資源有効利用促進資金（対象資金：産業開発・中小）

本県の水事情は、本島北部地域におけるダム開発の進展にもかかわらず、人口の伸びや観光客の増加による需要増により慢性的な水不足状態が続いており、地域発展の阻害要因ともなっていることから、水資源の開発が緊要な課題となっていた。この資金は、沖縄県における慢性的な水不足の改善、国民・県民の健康増進および観光産業への一層の付加価値の付与並びに県内企業の育成に寄与するために、平成９年度に創設された。貸付条件は金利が財投金利、貸付限度額が設備７億2,000万円、運転２億5,000万円、償還期間は設備20年以内、運転７年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

沖縄創業者等支援緊急特別資金（対象資金：中小・生業）

沖縄における雇用情勢は、完全失業率が本土を大幅に上回り高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、沖縄経済が中長期的に自律的に発展していくためには、良質の雇用機会が若年層にも開かれるような新規産業の成長が必須の課題であった。この資金は、沖縄の深刻な雇用情勢などに鑑み、雇用の受け皿となる創業などを支援するため、平成10年12月に創設され、12年度には、創業などに対する支援は長期的な観点で取り組む必要があるとして「沖縄創業者等支援資金」に改称し、併せて取扱期間を撤廃した。貸付条件は金利が財投金利＋0.5%から財投金利と同水準、貸付限度額が中小企業資金は設備７億2,000万円、運転２億5,000万円、生業資金は設備7,200万円、運転4,800万円、償還期間は設備20年以内（うち据置期間５年以内）、運転７年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

沖縄経済国際化促進資金（対象資金：産業開発・中小・生業）

沖縄は地理的・歴史的特性などからアジアを主とする国際交流拠点としての役割を期待され、現に県内企業においても、経済の多様かつ構造的な変化に即応し、海外地域へ進出し活路を模索する動きが活発化していた。この資金は、このような政策の方向性や実際の企業活動状況を背景に、県内企業の海外進出、外国企業の進出などによる県内経済の国際化などを金融面で支援するため、平成10年度に創設された。貸付条件は基準金利から財投金利と同水準、貸付限度額は中小企業資金が設備７億2,000万円、運転２億5,000万円、生業資金は設備7,200万円、運転4,800万円、償還期間は設備20年以内（うち据置期間３年以内）、運転７年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

沖縄離島地域経済活性化貸付（対象資金：中小・生業）

沖縄は島しょ県であり、有人の離島だけでも約40島に及んでいる。離島地域は経済規模が小さい上、輸送コストなどの問題から、経済活動を展開する地域として不利な状況にあり、沖縄本島とも地域間格差が生じている。離島における産業の振興と経済の活性化を支援するため、雇用創出を伴う設備投資を行う者を対象として11年度に創設された。本制度は、沖縄県の離島地域の経済を活性化するための独自制度で、離島に着目した当公庫初の制度であった。貸付条件は金利が基準金利から財投金利と同水準、貸付限度額は中小企業資金が設備７億2,000万円、運転２億5,000万円、生業資金は設備7,200万円、運転4,800万円、償還期間は設備20年以内、運転７年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

沖縄情報通信産業支援資金（対象資金：産業開発・中小・生業）

立地場所を選ばず少ない資本で事業化できるなどの特質をもつ情報通信産業は沖縄において重点的な振興により集積を図るべき産業と位置付けられ、平成10年３月の改正沖縄振

興開発特別措置法において情報通信産業振興地域制度が創設された。この資金は、国または沖縄県の情報通信産業振興関連施策に基づいて、情報通信産業の振興を図るため、13 年度に創設された。貸付条件は金利が財投金利、貸付限度額が中小企業資金は設備 7 億 2,000 万円、運転 2 億 5,000 万円、生業資金は設備 7,200 万円、運転 4,800 万円、償還期間は設備 20 年以内（うち据置期間 5 年以内）、運転 7 年以内（うち据置期間 3 年以内）となっている。

沖縄観光関連業者緊急特別貸付（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生）

平成 13 年 9 月に発生した米国における同時多発テロ事件による観光客の急激な落ち込みにより、売上高の減少など業況悪化を来しているか、または業況悪化が見込まれる観光関連業を営むものに対し、一時的な業況悪化により支障を来している資金繰りを安定化させるために 13 年度に創設された。貸付条件は金利が特別利率③[注1]、貸付限度額が中小企業資金は 1 億 5,000 万円、生業資金は 4,000 万円、償還期間は 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）となっている。担保徴求の特例として、中小企業資金では 8,000 万円を限度とした無担保融資の特例を設け、生業資金では通常無担保の限度額は 1,500 万円であったが個別事情に応じて弾力的に対応し、資金繰りの安定を図った。

②主な本土並び制度

②－1 金融・経済悪化への対応

バブルが崩壊し長期にわたり国内景気が低迷する中、金融機関の不良債権問題、揺らぐ金融システム、中小企業者への貸し渋り[注2]は大きな社会問題となった。国は平成 4 年 8 月に「総合経済対策」を策定し、以降数次の経済対策を講じ、当公庫においても金融・経済環境の変化に対応するための緊急融資制度を数多く設けた。長引く不況の中で、多くの中小企業事業者の経営安定や資金繰りに寄与した。

平成 4 年度「緊急特例限度貸付」、7 年度「中小企業運転資金円滑化特別貸付」「中小企業事業展開支援特別貸付」、10 年度「金融環境変化対応特別資金」などが創設され、小規模事業者向けの「小企業等経営改善資金」[注3]（マル経資金）は限度額の拡充、貸付期間の延長がなされた。

②－2 新規開業・新事業・経営革新への対応

36 年ぶりに平成 11 年 12 月に改正された中小企業基本法の基本施策では、「経営の革新及び創出の促進」「中小企業の経営基盤の強化」「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」が掲げられた。創業、新分野進出、経営革新支援に重点が置かれ、5 年度に中小企業新分野進出等円滑化法、6 年度に中小企業創造活動促進法、10 年度に新事業創出促進法および中小企業経営革新支援法などが制定され、制度面では 5 年度「新事業育成資金貸付（中小）」、8 年度「新規開業支援資金（生業）」などが創設された。

注1　金利は、制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、金利水準の高い方から順に、中小企業資金や生業資金では基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③などがある。

注2　9年11月「21世紀を切りひらく緊急経済対策」、10年4月「総合経済対策」、同年8月「中小企業等貸し渋り対策大綱」、同年11月「緊急経済対策」と立て続けに対策が策定された。

注3　20年度に「小規模事業者経営改善資金」へ改名。

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 4 年度から 13 年度までの当期 10 年間は、バブル崩壊後、特に中小企業の業況回復の遅れに対応するために、数次にわたって大規模な景気対策がとられた。この景気対策の中で、期間前半は中小企業経営基盤の安定・強化、構造改革の推進などが図られた。9 年に大手金融機関の破綻に伴う金融システム不安が起きると、中小企業に対する貸し渋りなどが大きな問題となってきたことから、景気対策などにおける中小企業政策として、金融セーフティネットを中心とするさまざまな支援策が講じられるようになった。また、第三次沖縄振興開発計画においては、沖縄の地域特性や優位性を踏まえた特色ある産業振興を目指し、観光リゾート産業の一層の振興を図るとともに、地場産業との連携強化が促進された。

当公庫においては、国の中小企業金融対策として新たな特別融資制度の創設などが展開されたことに加えて、この期間に沖縄の地域特性を勘案した 9 つの独自制度が創設され、政策金融の機能を発揮した。また、平成 13 年 9 月に発生した米国同時多発テロは、沖縄の米軍基地を標的とする攻撃が行われるとの風評被害をもたらし、基幹産業である観光関連産業は、観光客のキャンセルなどにより売り上げが急減したことから、沖縄公庫は独自の資金繰り支援に取り組んだ。

当期 10 年間の中小企業等資金[注4]の当初計画額（当初予算ベース）は 5,991 億円で、昭和 57 年度から平成 3 年度までの前期 10 年間と比べると、44.9％の増加となった。当期 10 年間の貸付実績は 6,382 億 35 百万円であり、前期 10 年間比 61.9％の大幅増となった。この結果、13 年度末の貸付残高は 2,691 億 74 百万円となり、3 年度末の 1,493 億 37 百万円から 1.8 倍に増加した。

当期 10 年間のうち、9 年度から 11 年度は中小企業対策が強力に推し進められ、実績は平成 9 年度 696 億 43 百万円、10 年度 831 億 33 百万円、11 年度 640 億 26 百万円と推移した。特に 10 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあった令和 2 年度を除いて、当公庫設立後で最大規模の貸付額となった。中小企業資金および生業資金の 10 年度貸付実績もそれぞれ 402 億 64 百万円、405 億 17 百万円と令和 2 年度を除いて過去最高額であった。

注4　中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給資金を含む。

図表 2-15　事業計画と貸付実績（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成4	45,000	53,500	8,500	53,500	118.9	100.0
5	45,000	72,900	27,900	72,900	162.0	100.0
6	50,500	68,800	18,300	68,663	136.0	99.8
7	52,700	58,500	5,800	58,500	111.0	100.0
8	55,000	58,700	3,700	58,700	106.7	100.0
9	58,000	69,800	11,800	69,643	120.1	99.8
10	69,400	88,400	19,000	83,133	119.8	94.0
11	71,500	73,000	1,500	64,026	89.5	87.7
12	76,000	71,000	△ 5,000	55,739	73.3	78.5
13	76,000	59,300	△ 16,700	53,431	70.3	90.1
合計	599,100	673,900	74,800	638,235	106.5	94.7

（注）中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金を含めた中小企業等資金の額である。

②業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別の貸付状況を金額ベースでみると、中小企業資金においては建設業への融資が 532 億円（構成比 19.0％）と最多で、特に 10 年度は 102 億 12 百万円と令和 2 年度を除き過去最高額を計上した。次に小売業、卸売業、製造業、サービス業が 400 億円台で続く。11 年度から 12 年度にかけては、中小企業資金の実績が全体として減少傾向となる中、不動産業への融資が 11 年度 56 億円、12 年度 68 億 78 百万円に増加した。これは、北谷町や那覇新都心地区といった駐留軍用地跡地の開発に伴い、賃貸用建物（小売店、飲食店など）の建設需要が旺盛だったことによるものである。

生業資金では不動産業が 813 億 25 百万円（構成比 24.3％）と最多で、小売業が 700 億円台、建設業とサービス業が 600 億円台と続く。不動産業への融資については、5 年度以降 60 億円以上で推移し 100 億円を上回る年度も見受けられる。これは、中小企業資金では対象外となっている駐留軍用地跡地開発に伴う共同住宅賃貸業向け資金需要へも対応したためである。建設業については、中小企業資金においては 11 年度以降の融資額が 20 億円台まで減少したのに対し、生業資金においては 11 年度以降も 50 億円台の資金需要があった。

図表 2-16　業種別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：件、百万円、％）

	中小企業資金				生業資金			
	合計		構成比		合計		構成比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産業	5	105	0.1%	0.0%	488	3,212	1.4%	1.0%
鉱業	22	1,363	0.6%	0.5%	38	559	0.1%	0.2%
建設業	870	53,222	22.2%	19.0%	6,769	61,961	19.0%	18.5%
製造業	549	43,009	14.0%	15.3%	2,855	22,444	8.0%	6.7%
卸売業	620	43,778	15.8%	15.6%	2,720	24,093	7.6%	7.2%
小売業	810	47,937	20.6%	17.1%	10,853	71,362	30.4%	21.3%
不動産業	337	37,964	8.6%	13.5%	2,815	81,325	7.9%	24.3%
運輸・通信業	174	11,511	4.4%	4.1%	1,599	8,941	4.5%	2.7%
電気業・ガス業・水道業	7	272	0.2%	0.1%	22	207	0.1%	0.1%
サービス業	532	41,444	13.6%	14.8%	7,410	60,254	20.8%	18.0%
金融・保険業	－	－	－	－	137	359	0.4%	0.1%
合　計	3,926	280,603	100.0%	100.0%	35,706	334,717	100.0%	100.0%

（注）1.飲食店は小売業に含まれている。　2.教育資金、恩給担保資金を除く。

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の貸付状況は、中小企業資金では、基本資金 2,276 件・1,098 億 99 百万円（件数構成比 58.0％・金額構成比 39.2％）と最も利用され、次いで国の総合経済対策を受けて平成 4 年 9 月に創設された取扱期間限定の緊急特例限度資金が 682 件・576 億 67 百万円（同 17.4％・同 20.6％）であり、中小企業経営支援資金 416 件・420 億 70 百万円（同 10.6％・同 15.0％）が続いた。沖縄公庫独自制度では、10 年度に創設された沖縄創業者等支援資金（創設時名称は沖縄創業者等支援緊急特別資金、12 年度に資金名改定）56 件・129 億 49 百万円（同 1.4％・同 4.6％）、米国同時多発テロにより業況悪化している、または業況悪化が見込まれる観光関連業者の資金繰りを安定させるために 13 年度に創設された沖縄観光関連業者緊急特別貸付 54 件・37 億 43 百万円（同 1.4％・同 1.3％）、8 年度に創設された沖縄特産品振興資金 44 件・35 億 51 百万円（同 1.1％・同 1.3％）、7 年度に創設された自由貿易地域等特定地域振興資金 23 件・25 億 7 百万円（同 0.6％・同 0.9％）が多く利用され、独自制度全体では 188 件・246 億 17 百万円（同 4.8％・同 8.8％）となった。

生業資金では、中小企業資金と同様に、基本資金 15,183 件・2,003 億 18 百万円（同 42.5％・同 59.8％）が、次いで緊急特例限度資金が 4,676 件・542 億 81 百万円（同 13.1％・同 16.2％）が最も利用され、小規模事業者経営改善資金貸付（マル経資金）13,227 件・517 億 64 百万円（同 37.0％・同 15.5％）が続いた。なお、当期間にはマル経資金についても経済対策の一環で別枠措置など制度の拡充が図られた。沖縄公庫独自制度では、沖縄創業者等支援資金 1,635 件・150 億 10 百万円（同 4.6％・同 4.5％）が独自制度の大半を占め、沖縄観光関連業者緊急特別貸付 185 件・31 億 18 百万円（同 0.5％・同 0.9％）、沖縄特産品振

興資金貸付 178 件･17 億 21 百万円（同 0.5%･同 0.5%）、沖縄離島地域経済活性化貸付 26 件･5 億 98 百万円（同 0.1%・同 0.2%）、自由貿易地域等特定地域振興資金貸付 28 件・5 億 31 百万円（同 0.1%･同 0.2%）が多く利用され、独自制度全体では 2,056 件･210 億 45 百万円（同 5.8%・同 6.3%）となった。

図表 2-17　資金種別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：件、百万円、%）

		中小企業資金				生業資金			
		合計		構成比		合計		構成比	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
沖縄独自制度	自由貿易地域等特定地域振興資金貸付	23	2,507	0.6%	0.9%	28	531	0.1%	0.2%
	沖縄特産品振興資金	44	3,551	1.1%	1.3%	178	1,721	0.5%	0.5%
	沖縄創業者等支援資金	56	12,949	1.4%	4.6%	1,635	15,010	4.6%	4.5%
	沖縄観光拠点整備資金	－	－	－	－	1	30	0.0%	0.0%
	沖縄経済国際化促進資金	1	100	0.0%	0.0%	1	10	0.0%	0.0%
	沖縄離島地域経済活性化貸付	7	1,285	0.2%	0.5%	26	598	0.1%	0.2%
	沖縄情報通信産業支援資金	2	312	0.1%	0.1%	2	27	0.0%	0.0%
	沖縄工業開発地区振興資金	1	170	0.0%	0.1%	－	－	－	－
	沖縄観光関連業者緊急特別貸付	54	3,743	1.4%	1.3%	185	3,118	0.5%	0.9%
		188	24,617	4.8%	8.8%	2,056	21,045	5.8%	6.3%
本土並び制度	基本資金	2,276	109,899	58.0%	39.2%	15,183	200,318	42.5%	59.8%
	緊急特例限度資金	682	57,667	17.4%	20.6%	4,676	54,281	13.1%	16.2%
	中小企業経営支援資金	416	42,070	10.6%	15.0%	－	－	－	－
	小企業等経営改善資金	－	－	－	－	13,227	51,764	37.0%	15.5%
	他	364	46,351	9.3%	16.5%	564	7,309	1.6%	2.2%
合　計		3,926	280,603	100.0%	100.0%	35,706	334,717	100.0%	100.0%

（注）教育資金、恩給担保資金を除く。

第３項　生活衛生資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 4 年度から 13 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

13 年度　（創設）「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度は以下のとおり。

沖縄観光関連業者緊急特別貸付（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生）

13 年 9 月に発生した米国における同時多発テロ事件による観光客の急激な落ち込みにより、売上高の減少など業況悪化を来しているか、または業況悪化が見込まれる観光関連業を営むものに対し、一時的な業況悪化により支障を来している資金繰りを安定化させるために 13 年度に創設された。貸付条件は金利が特別利率③[注1]、貸付限度額が 4,000 万円、償還期間が 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）となっている。担保徴求の特例として、通常無担保の限度額は 1,500 万円であったが個別事情に応じて弾力的に対応し、資金繰りの安定を図った。

②主な本土並び制度

②－1 金融・経済悪化への対応

バブルが崩壊し長期にわたり国内景気が低迷する中、金融機関の不良債権問題、揺らぐ金融システム、中小企業者への貸し渋り[注2]は大きな社会問題となった。国は 4 年 8 月に「総合経済対策」を策定し、以降数次の経済対策を講じ、当公庫においても金融・経済環境の変化に対応するための「緊急特例限度資金」などが創設され、小規模事業者向けの「小企業等設備改善資金（マル設資金、後の生活衛生関係営業経営改善資金で通称名は衛経資金）」は限度額の拡充、貸付期間の延長がなされた。長引く不況の中で事業者の経営安定や資金繰りに寄与した。

②－2 狂牛病関連への対応

平成 13 年 9 月に国内において牛海綿状脳症（狂牛病、BSE）を発症した牛が確認されたことに伴い、牛肉消費が減退し、牛肉関連製品の生産と消費が落ち込んだ。経営に影響を受ける事業者のため 10 年 4 月創設の「衛生環境激変対策特別貸付」に BSE 対策が盛り込まれた。

②－3 振興事業設備貸付の改善

平成 4 年度に店舗等の移転および買取資金等を追加した。

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 4 年度から 13 年度までの当期 10 年間の当初計画額 332 億円に対して貸付実績は 350 億 62 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 105.6%と当初計画額を超えた。5 年度、9 年度から 11 年度には年度途中の資金需要の増減に対して計画額の追加や資金間流用による対応が図られ、最終計画額に対する貸付実行率（C/B）は 97.5%となった。また、昭和 57 年度から平成 3 年度までの前期 10 年間と比較すると、当初計画額で 192 億円から 332 億円へ、貸付実績では 205 億 22 百万円から 350 億 62 百万円へと 1.7 倍に伸長し、当期 10 年間の生活衛生資金の資金需要は旺盛であった。特に、10 年度の貸付実績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあった令和 2 年度の貸付実績を除いて最大規模の貸付額となった。

注1　金利は、制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、金利水準の高い方から順に基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③などがある。

注2　9年11月「21世紀を切りひらく緊急経済対策」、10年4月「総合経済対策」、同年8月に「中小企業等貸し渋り対策大綱」、同年11月「緊急経済対策」と立て続けに対策が策定された。

図表 2-18　事業計画と貸付実績（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成4	3,000	3,000	0	3,000	100.0	100.0
5	3,000	3,460	460	3,460	115.3	100.0
6	3,000	3,000	0	3,000	100.0	100.0
7	3,000	3,000	0	2,999	100.0	100.0
8	3,000	3,000	0	2,989	99.6	99.6
9	3,000	3,600	600	3,600	120.0	100.0
10	3,600	4,600	1,000	4,599	127.8	100.0
11	3,600	4,300	700	3,804	105.7	88.5
12	4,000	4,000	0	3,795	94.9	94.9
13	4,000	4,000	0	3,816	95.4	95.4
合計	33,200	35,960	2,760	35,062	105.6	97.5

②業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別の貸付状況は、件数ベースでは飲食店業、次いで美容業、理容業、ホテル・旅館業等、クリーニング業、浴場業の順となった。理容業は前期 10 年間に比べ増加し美容業並みの件数となったものの、当期 10 年間の後は若年男性が美容室を利用するなどの傾向もあり漸減していく。クリーニング業は、洗濯物の処理をせず受け取り・引き渡しのみを行う取次所と、クリーニング師が配置され自店で洗濯処理する一般クリーニング所に分類される。当期間は取次所が商業施設内店舗に設置されるなど利用者の利便性が向上した一方で、一般クリーニング店を含めた業界全体の競合は厳しく、貸付額は減少した。

金額ベースでの貸付状況では、飲食店業は増加基調で推移し、平成 13 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあった令和 2 年度を除いて最大規模の 25 億 60 百万円の貸付額となった。ホテル・旅館業等は、ホテルの大口資金需要のあった 11 年度、12 年度は 10 億円を超える貸付額となった。

図表 2-19　業種別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：件、百万円）

区分 / 施設別	件数	金額
飲食店業	2,635	18,968
理容業	550	2,097
美容業	599	2,424
ホテル･旅館業等	264	8,455
浴場業	4	579
クリーニング業	167	1,627
その他	47	910
合計	4,266	35,060

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別の貸付状況は、金額ベースでは衛生設備近代化設備資金、営業振興運転資金、緊急特例限度資金、小企業等設備改善資金特別資金（この時期の呼称はマル設）、沖縄観光関連業者緊急特別貸付の順であった。この 10 年間は、厳しい経済・金融情勢を背景に実施された金融政策に基づく緊急特例限度資金、米国同時多発テロにより業況悪化している、または業況悪化が見込まれる観光関連事業者の資金繰りを安定させるために 13 年度に創設された沖縄観光関連業者緊急特別貸付、牛海面状脳症（狂牛病、BSE）の発生が確認されたことによる消費者の牛肉離れによる飲食店の業況悪化などに対応した衛生環境激変対策特別貸付が活用されたことが特徴として上げられる。

緊急特例限度資金は 39 億 7 百万円、沖縄観光関連業者緊急特別貸付は制度創設から約 5 カ月で 9 億 96 百万円、衛生環境激変対策特別貸付は 13 年度の 1 年間で 56 百万円の貸付額であった。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「4 資金別、業種別・使途別　貸付状況（4）生活衛生資金」参照）

第 4 項　教育資金

（1）制度の変遷

①独自制度

平成 4 年度から 13 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備はなし。

②主な本土並び制度

増大する教育費、国際化の進展による海外留学の増加、景気悪化による教育費の家計負担増などを背景に、制度が拡充された。

②－1 教育一般貸付、教育積立郵便貯金預金者貸付

所得制限の緩和

3 年度末　給与所得者 1,010 万円以内から 7 年度 1,210 万円以内へ引き上げ
　　事業所得者　800 万円以内から 7 年度 990 万円以内へ引き上げ

4 年度、5 年度、7 年度に改正あり

貸付期間の延長

5 年度　進学する学校の修業年限にかかわらず一律 8 年以内（母子家庭・交通遺児家庭は 9 年以内）。その後 11 年度に 9 年以内（母子家庭・交通遺児家庭は 11 年以内）に改正

9 年度　据置期間を在学中かつ 4 年以内から在学期間以内に変更

貸付限度額の拡充

9 年度　150 万円以内から 200 万円以内へ拡充

資金使途の拡充

6年度に国民年金保険料、12年度に教科書代、教材費、パソコン購入費などその他修学に必要な費用を追加

その他

3年9月に使途に追加された在学資金の内枠限度（50万円）を4年度に撤廃

7年度　日本国内の教育施設に限定してきた対象校に外国の教育施設を追加

9年度　対象校に専修学校または各種学校に準じる教育施設（外国の教育機関を含む）を追加

②－2年金教育貸付

6年12月に公的年金制度の改革に伴って公的年金制度への加入を資格要件とする年金教育貸付が創設された。

（2）融資動向

平成4年度から13年度までの当期10年間の貸付状況は、金額ベースで98億60百万円となり、昭和57年度から平成3年度までの前期10年間に比べて695％増の大幅な伸びとなった。平成3年度に名称が進学資金から教育資金へと変更、貸付内容も在学中に必要となる資金を対象とするなどの使途拡充や限度額引き上げなどの大幅改正があったことなどもあり、平成4年度貸付実績は前年度比1.8倍（3年度3億56百万円から4年度6億36百万円）と大幅に増加した。5年度以降は年間10億円前後で推移した。

図表2-20　資金種別貸付状況（平成4～13年度）

（単位：件、百万円、％）

年度 / 貸付金の種類	昭和57～平成3		平成4～13		前期10年比増減率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育一般資金貸付	1,801	1,222	8,928	9,449	395.7%	673.2%
教育積立郵便貯金者貸付	44	19	8	6	△ 81.8%	△ 68.1%
年金教育資金貸付	－	－	517	404	－	－
合　計	1,845	1,240	9,453	9,860	412.4%	695.1%

第5項　恩給担保資金

（1）制度の変遷

①独自制度

平成4年度から13年度までの当期10年間における独自制度の整備はなし。

②主な本土並び制度

この期における本土並び制度の主な整備状況は以下のとおり。

5年度　貸付限度額が200万円以内から250万円以内へ引き上げ

（2）融資動向

平成4年度から13年度までの当期10年間の貸付状況は、金額ベースで昭和57年度から平成3年度までの前期10年間並みの130億56百万円となった。年度別では7年度の16億5百万円をピークに減少し、当期後半の貸付は、12年度が458件・8億82百万円、13年度は401件・7億62百万円と、件数で500件、金額で10億円を下回った。

図表2-21　資金種別貸付状況（平成4～13年度）

（単位：件、百万円、％）

年度	昭和57～平成3		平成4～13		前期10年比増減率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
恩給担保資金	8,344	13,192	6,444	13,056	△ 22.8%	△ 1.0%

第6項　医療資金

（1）制度の変遷

①独自制度

平成4年度から13年度までの当期10年間における独自制度の整備はなし。

②主な本土並び制度

平成9年に介護保険法が成立し12年4月に施行され、老人福祉と老人医療の制度を再編成し社会保険方式で高齢者介護を社会的に支える仕組みの介護保険制度が創設されるなど、高齢者を取り巻く制度が多く改正された。主な高齢者保健福祉対策としては、①3年に老人保健法の改正（老人訪問介護制度の創設、4年4月施行）②4年の医療法改正（長期療養型患者に対して生活面にも配慮した適切な治療を行う療養型病床群の創設）③9年に介護保険制度の創設④12年の医療法改正（機能による病床の再編が行われ、その他の病床を一般病床（急性期）と療養病床（慢性期）に区分）がある。高齢者向け以外では、医療法改正が4年（特定機能病院の制度化）、9年（地域医療支援病院制度の創設）があり、医療施設の機能と役割の明確化が図られた。

主な貸付制度の改正は以下のとおり。

5年度　貸付の相手方に指定老人訪問看護事業を追加

〃　特定の病院の範囲に療養型病床群を有する病院を追加

8年度　経営の安定化を図る長期運転資金である経営安定化資金の創設（対象施設は病院、診療所。12年度には介護保険老人施設を追加）

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成4年度から13年度までの当期10年間の当初計画額390億円に対して貸付実績は406億64百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は104.3％となった。一方、年度途中の資金需要の増減に対しては計画額の追加や資金間流用により対応が図られ、最終計画額に

対する貸付実行率（C/B）は 93.3％となった。また、昭和 57 年度から平成 3 年度までの前期 10 年間と比較すると、増減率は当初計画額で 63.9％、最終計画額で 51.3％、貸付実績では 58.9％と伸びたが、一方で期間後半の 12 年度および 13 年度の貸付実績は 20 億円台を下回る大幅な減少が続いた。

体制面では昭和 49 年 4 月以降、本店において医療資金の貸付業務は融資第三部医療課が担っていたが、平成 13 年 4 月の組織体制の改編に伴い同課は融資第二部に配置され、医療資金は融資第二部が所掌することとなった。

図表 2-22　事業計画と貸付実績（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成4	3,000	4,200	1,200	4,200	140.0	100.0
5	4,000	4,000	0	4,000	100.0	100.0
6	4,000	4,000	0	4,000	100.0	100.0
7	4,000	4,000	0	4,000	100.0	100.0
8	4,000	4,800	800	4,800	120.0	100.0
9	4,000	8,500	4,500	8,402	210.1	98.8
10	4,000	4,700	700	4,696	117.4	99.9
11	4,000	4,000	0	3,542	88.5	88.5
12	4,000	3,087	△ 913	1,319	33.0	42.7
13	4,000	2,300	△ 1,700	1,705	42.6	74.1
合計	39,000	43,587	4,587	40,664	104.3	93.3

②資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別の貸付状況は、新築資金が 221 億 91 百万円（構成比 54.6％）となり昭和 57 年度から平成 3 年度までの前期 10 年間に対する増減率は 6.9％となった。病床不足地域を対象とする甲種増改築資金は 49 億 87 百万円（同 12.3％）と前期 10 年間に比べて 151.0％と大きく増え、病床充足地域を対象とする乙種増改築資金は 110 億 54 百万円（同 27.2％）で前期 10 年間に対する増減率は 1,424.7％の大幅増となった。また、医療機械などの購入資金は 15 億 81 百万円、経営安定化資金を含む長期運転資金は 8 億 52 百万円と、前期から引き続き医療法人や個人診療所から一定の利用があった。

図表 2-23　資金種別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：件、百万円、％）

区分 / 施設別	昭57～平3		平4～13			
	件数	金額	件数	金額	構成比	前期10年比増減率
新築資金	164	20,766	165	22,191	54.6%	6.9%
甲種増改築資金	32	1,987	35	4,987	12.3%	151.0%
乙種増改築資金	9	725	38	11,054	27.2%	1,424.7%
機械購入資金	97	1,867	44	1,581	3.9%	△ 15.3%
長期運転資金	48	232	38	852	2.1%	267.2%
合計	350	25,577	320	40,664	100.0%	59.0%

③施設別貸付状況

施設別貸付状況では、病院向けが 175 億 81 百万円（構成比 43.2％）で最も多く前期 10 年間に比べて 72.6％増加した。このうち病院の新築資金は 5 件・29 億 98 百万円、移転や増改築資金は 33 件・135 億 80 百万円であった。新たな病院の整備や療養型病床への転換などによる既存施設の増改築が進んだ。

老人保健施設（介護老人保健施設）向けは 137 億 76 百万円（同 33.9％）と前期 10 年間に比べて 93.2％増の大幅な増加となった。貸付実績のうち新築資金が 24 件・121 億 10 百万円と大半を占めた。老人保健施設は昭和 63 年 3 月から医療資金の貸付対象となったが、県内各地で新たな施設整備が進められ旺盛な資金需要が続いた。

一般診療所向けは 77 億 78 百万円と前期 10 年間に比べて 21.9％増加した。このうち新築資金は 114 件・59 億 27 百万円であった。歯科診療所向けは 8 億 29 百万円と前期 10 年間に比べて減少したが、そのうち新築資金は 20 件・4 億 56 百万円であった。そのほか、本島南部地区や北部地区において、医療従事者養成施設（看護学校）の新設事業に対する貸し付けがあった。

図表 2-24　施設別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：件、百万円、％）

区分 / 施設別	昭57～平3		平4～13			
	件数	金額	件数	金額	構成比	前期10年比増減率
病院	66	10,184	56	17,581	43.2%	72.6%
老人保健施設	29	7,132	64	13,776	33.9%	93.2%
一般診療所	169	6,382	156	7,778	19.1%	21.9%
歯科診療所	80	1,113	42	829	2.0%	△ 25.6%
医療従事者養成施設	3	523	2	700	1.7%	33.8%
共同利用施設	2	241	－	－	－-	－
歯科技工所	1	2	－	－	－	－
合計	350	25,577	320	40,664	100.0%	59.0%

（注）老人保健施設は平成13年度より介護老人保健施設に名称変更。

厚生労働省「医療施設調査」で施設数の推移をみると、平成 3 年における沖縄県内の病院数

（国・県営を除く）は 74 施設であったが、10 年後の 13 年には 80 施設に増加した。一般診療所数（同）は同期間で 493 施設から 665 施設に、歯科診療所数は 409 施設から 560 施設に大幅に増加している。

第７項　農林漁業資金

（１）制度の変遷

①独自制度

農林漁業資金には沖縄公庫法第 19 条第 1 項第 4 号に基づく本則資金のほかに、同法附則第 5 条第 1 項に基づく米穀資金がある。

米穀資金は、本土公庫にはない沖縄公庫独自の制度であり、成り立ちには次のような歴史事情がある。

米穀資金は、日本政府の沖縄に対する経済援助の一環として、「沖縄における産業の振興等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律」（昭和 44 年法律第 81 号）に基づき、45 年以降日本政府が琉球政府に売り渡した米穀（琉球政府はこれを消費者に売却した）の代金を原資とするもので、琉球政府の本土産米穀資金特別会計に繰り入れられ、農林漁業資金融通特別会計および土地改良事業特別会計を通じて農林業業者に貸し出されていた。沖縄の本土復帰に伴い、琉球政府から当公庫が本土産米穀資金特別会計の権利義務を承継し、必要な資金の貸し付けを行っていた。

原資である本土産米穀の代金（食糧特別管理特別会計への買掛金）の最終償還が平成４年２月末であったことから貸付取扱期間は４年３月 31 日とされていた。しかし、本土と比べて立ち遅れている沖縄の第１次産業は依然として著しい生産性格差が存在し、特に貸付対象である泡盛製造事業者のぜい弱性の克服や非近代的なくり舟から近代漁船への転換、沖縄農業の基幹作物であるさとうきびやパイナップルの生産を維持していくために不可欠な製糖企業などの振興が引き続き重要であったことから、米穀資金は既存の貸付制度の廃止を含めた見直し[注1]を図りつつ、利益剰余金を原資に４年度以降も存続となった。

本則資金と米穀資金を含む農林漁業資金における独自制度の整備を次のとおり進めた。

①－1 整備状況

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

４年度　（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」
⇒特例適用事業に「沖縄県水産業活性化構造改善特別事業」を追加
（拡充）「製糖企業等合理化資金（米穀資金）」
⇒貸付金の使途に「さとうきび収穫作業省力化機械の取得」を追加

５年度　（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」
⇒特例適用事業に「沖縄農業活性化構造改善特別対策事業」を追加
（拡充）「製糖企業等資金」
⇒特別利率を追加

７年度　（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」
⇒特例対象事業に「沖縄林業構造改善モデル事業」を追加
（拡充）「製糖企業等資金」
⇒貸付金の使途に「製糖企業の営業の譲受けによる合理化に必要な資金」および「合併または営業の譲受け後の製糖企業が行う合理化に必要な資金」を追加[注2]、据置期間を延長、貸付取扱期間を撤廃
（資金名の改定）
「さとうきび収穫作業省力化機械取得資金（米穀資金）」（旧「製糖企業等合理化資金（米穀資金）」[注2]

８年度　（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」、「農地等取得資金」、「農林漁業施設資金」
⇒貸付対象事業に「沖縄農業基盤確立農業構造改善事業」を追加

９年度　（創設）「沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（米穀資金）」
（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」、「林業経営育成資金」、「農林漁業施設資金」
⇒貸付利率の特例に「沖縄林業経営基盤強化特別対策事業」を追加
（廃止）「くり船代船建造資金（米穀資金）」
（廃止）「さとうきび収穫作業省力化機械取得資金（米穀資金）」
（廃止）「泡盛古酒共同製成資金（米穀資金）」[注3]

11 年度（拡充）「水産加工施設資金」
⇒貸付けの相手方の「水産業協同組合の構成員」要件を撤廃
（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」

注1　「食肉処理加工施設資金」および「畜産団地造成資金」については需要が一巡し、「沖縄農林漁業経営改善資金（マル沖資金）」で十分対応できることから平成3年度末で廃止となった。「泡盛古酒共同製成資金」、「くり舟代船建造資金」、「製糖企業等合理化資金」は貸付取扱期間の5年延長を要求し認められた。金利（いずれも固定利率）は、「泡盛古酒共同製成資金」は4.5%に据え置かれ、「くり舟代船建造資金」は2.5%が3.0%に、「製糖企業等合理化資金」は4.0%が4.5%に引き上げられた。

注2　「製糖企業等資金」の資金使途拡充に伴い、「製糖企業等合理化資金（米穀資金）」の資金使途のうち、合併または営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金が廃止され、「製糖企業等合理化資金（米穀資金）」から「さとうきび収穫作業省力化機械取得資金（米穀資金）」に資金名が改定された。

注3　「泡盛古酒共同製成資金」は、平成8年度に創設された「沖縄特産品振興資金」の中小企業資金において沖縄県酒造協同組合が行う共同製成事業に限り、貸付限度額および据置期間の特例を9年度に設けたことで対応可能となったことから廃止された。

⇒貸付利率の特例に「沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業」を追加

（拡充）「農林漁業施設資金」

⇒貸付利率の特例に「沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業」を追加

12 年度（拡充）「沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（米穀資金）」

⇒貸付利率について財投金利が 3％を下回る場合は、財投金利を適用

13 年度（創設）「おきなわブランド振興資金」

（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」、「林業経営育成資金」、「農林漁業施設資金」

⇒貸付利率および貸付限度額の特例となる事業に「沖縄林業経営確立特別対策事業」を追加

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度は以下のとおり。

沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（米穀資金）

沖縄の農林水産業にあっては、農業では優良品種の開発などの農業技術の向上が立ち遅れていることから、生産性は依然として低い状況にあり、水産業では魚価の低迷や流通体制の整備の立ち後れなどが問題となっていた。林業においても森林整備の遅れなどから経営が未成熟の段階にあるなど、第１次産業を取り巻く状況は総じて不安定なものとなっていた。第三次沖縄振興開発計画では、農業、林業および水産業において共通して各生産基盤の推進のほか、農林畜水産物などに係る技術開発および普及などの推進を掲げている。また、同計画では、地域資源の高度利用を基軸とした新しい製品開発や起業化を促進し、各産業の有機的な連携による産業全般の発展を掲げている。

この資金は、これらの政策課題に対し、起業化を目指して農林畜水産物などを用いた製品の開発や品種改良に努める者に対する融資制度として、平成９年度に創設された。貸付条件は金利が食品Ｅ[注4]、貸付限度額は 800 万円、償還期間は８年以内（うち据置期間３年以内）、無担保無保証となっている。

おきなわブランド振興資金

沖縄県は、今後一層進むと予想される国際化の進展などに対応した足腰の強い活力ある農林水産業の確立を目指し、「沖縄県農林水産業振興ビジョン・アクションプログラム」を策定した。同計画では、積極的な振興施策を講じるべき品目として重点品目（戦略品目と安定品目）を選定し、拠点産地の形成や強化を図るなど、重点的に推進すべく施策の基本方針が示された。中でも戦略品目は、市場競争力の強化により生産拡大が期待し得る有望な品目であると位置付け、「おきなわブランド」として県外市場への販路拡大を視野に置いた生産体制の整備が進められた。

この資金は、県の施策に対する金融支援体制を整えるべく、沖縄県で振興すべき戦略品目に携わる者に対する貸付制度として、平成 13 年度に創設された。貸付条件は金利が食品Ｄ[注4]、貸付限度額は所要資金の８割、償還期間は 15 年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

②主な本土並び制度

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体育成への対応

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を融資面から促進するため、５年度に「担い手育成農地集積資金」、６年度に「農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）」が創設された。

「担い手育成農地集積資金」は農業農村整備事業の実施に併せて農地を担い手に集積するための無利子制度であり、農業基盤整備資金と一定割合のセットで融資することにより、農家負担金を軽減することを目的としたものである。５年 11 月に沖縄振興開発金融公庫業務方法書が改正され、農地の改良または造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、または営むと見込まれる者に対する農地の利用の集積に寄与するものに必要な資金を無利子で貸し付けることができることとなった。

「農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）」は、農業経営基盤強化促進法で定める農業経営改善計画などの認定を受けた農業者（認定農業者）が計画に即して行う経営改善を資金面で支援するものである。計画に沿った規模拡大などの経営改善に必要な特別の長期低利資金で、資金使途は経営改善計画に示している経営改善および経営の安定化などに必要な資金であり幅広いものとなっている。

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間の当初計画額 860 億円に対して貸付実績は 461 億 83 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 53.7％となった。一方、年度途中の資金需要の増減に対しては計画額の追加や資金間流用により対応が図られ、最終計画額 532 億円に対する貸付実行率（C/B）は 86.8％となった。貸付実績は８年度までは 50 億円を上回って推移するも、国内外との産地間競争の激化、農林漁業者の減少・高齢化など、農林漁業を取り巻く情勢が厳しく、13 年度には 15 億円にとどまるなど期間後半は低調であった。

注4　制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、農林Ｅ−1、農林Ｅ−3、食品Ｄなどがある。

図表 2-25　事業計画と貸付実績（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成4	9,000	6,500	△ 2,500	6,500	72.2	100.0
5	9,000	7,000	△ 2,000	7,000	77.8	100.0
6	9,000	6,000	△ 3,000	6,000	66.7	100.0
7	9,000	5,500	△ 3,500	5,500	61.1	100.0
8	9,000	6,000	△ 3,000	5,720	63.6	95.3
9	9,000	5,000	△ 4,000	4,994	55.5	99.9
10	8,000	5,600	△ 2,400	4,770	59.6	85.2
11	8,000	5,000	△ 3,000	1,906	23.8	38.1
12	8,000	4,000	△ 4,000	2,307	28.8	57.7
13	8,000	2,600	△ 5,400	1,486	18.6	57.2
合計	86,000	53,200	△ 32,800	46,183	53.7	86.8

②部門別貸付状況

当期 10 年間の貸付状況を、農業、林業、漁業、その他部門に分けてみると、貸付額が最も大きい分野は農業部門の 309 億円（構成比 66.8％）で、以下、食品製造・食品加工などを含むその他部門 95 億円（同 20.7％）、漁業部門 44 億円（同 9.6％）、林業部門 14 億円（同 2.9％）と続いている。昭和 57 年度から平成 3 年度までの前期 10 年間に比べると、漁業部門が 81 億円から 44 億円と半減した一方で、林業部門は 9 億円から 14 億円と大幅に増加した。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「4 資金別、業種別・使途別貸付状況（6）農林漁業資金」参照）

（災害などに伴う主な相談窓口の開設状況）

農林漁業分野は自然災害の影響を大きく受ける分野であり、以下の災害などに関連して相談窓口を開設するなど対応した。

平成 6 年度　「台風 13 号、16 号による災害」

台風 13 号および 16 号は、宮古、八重山地域を中心に家屋の倒壊、農作物などの影響など大きな被害をもたらした。13 号によって特に被害が大きかった与那国町は災害救助法の適用を受けた。

平成 13 年度　「台風 16 号災害」

沖縄本島を 2 回通過するなど沖縄地方に長時間にわたり迷走と停滞を繰り返ししたため、離島を結ぶ交通機関が麻痺（まひ）したことによる孤立や農林水産物への被害が発生した。

「牛海綿状脳症（狂牛病）関連」

日本国内において初めて牛海綿状脳症（狂牛病、BSE）の発生が確認され、消費者の牛肉離れが加速した。

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別貸付状況は、農林漁業施設資金 110 億 60 百万円、農業経営基盤強化資金 107 億 68 百万円、製糖企業等資金 63 億 96 百万円、沖縄農林漁業経営改善資金 42 億 21 百万円の順となっており、この 4 資金で 7 割を占める。次いで、農地等取得資金 31 億 18 百万円、総合施設資金 29 億 22 百万円、農業基盤整備資金 24 億 81 百万円の順であった。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「3 資金別、種類別 貸付状況（8）農林漁業資金」「（9）米穀資金」参照）

農林漁業施設資金

5 年度から 9 年度は、農業協同組合の組合員である農業者が利用できる農産物出荷施設などの共同利用施設の設備投資に伴う資金需要が続いたことから 6 年度の 50 件・19 億 34 百万円をピークに 10 億円台で推移した。13 年度は設備投資が一巡したことで件数 3 件、金額 56 百万円と大幅な減少となった。

農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）

6 年度に創設された本資金は、汎用性が高く、沖縄県や市町村などの関係機関と協力して対象者の掘り起こしに努めたこともあって、7 年度以降の資金種別貸付では最も貸付額の多い資金となった。また、1 件当たり平均貸付額は 3 千万円と大きい額ではないものの、年間の貸付件数は平均して 50 件と他の資金と比較して需要が高く、7 年度、8 年度、9 年度はそれぞれ 20 億円を上回る貸付実績となった。

製糖企業等資金（独自制度）

4 年度、5 年度、6 年度、10 年度は製糖企業の機械設備の劣化による更新投資で 10 億円超の貸付額となったものの、前期 10 年間に比べると設備投資の一巡により 6 割程度と低調であった。

なお、この期間では、製糖事業者の再編が行われた。5 年 10 月に 3 製糖会社の製糖部門が統合し、10 年 7 月に沖縄県経済農業協同組合連合会（経済連）と 1 製糖会社の分みつ糖部門が統合された。

沖縄農林漁業経営改善資金（独自制度　マル沖資金）

昭和 47 年度以降で最も貸付額の多かった平成 5 年度の 15 億円をピークに 6 年度以降は大きく減少した。この主な要因は、農業部門において 6 年度に創設された貸付条件が比較的優位な農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）にシフトしていったことが挙げられる。

農地等取得資金

5 年度は旺盛な資金需要により 136 件･9 億 37 百万円となったものの、本資金についても、汎用性が高く貸付条件が比較的優位な農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）へのシフトが顕著となった。

総合施設資金

昭和 47 年度以降、平成 4 年度に 22 件・16 億 4 百万円のピークを記録したものの、6 年度

に農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）が創設されたことにより廃止された。

農業基盤整備資金

本資金は主に土地改良区が行う土地改良事業の補助残融資に位置付けられるもので、貸付実績は、４年度の 99 件・６億４百万円、５年度の 83 件・５億 80 百万円をピークに、土地改良事業の収束に伴い減少傾向で推移し、13 年度は６件・19 百万円となった。

沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（米穀資金）（独自制度）

本資金は９年度に創設された、農林畜水産物などを用いた製品の開発または農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金で、菓子製造業者による黒糖菓子の新商品開発に対する貸付など、当期 10 年間で 10 件・80 百万円の貸付実績となった。

第８項　住宅資金

（１）制度の変遷

①独自制度

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

６年度　（拡充）「雨水利用施設加算」

⇒貸付金の使途に個人住宅資金の「建売住宅」および「分譲住宅」を追加

②主な本土並び制度

国民が豊かさを実感できる生活大国への変革が盛り込まれた「生活大国５か年計画」が４年６月 30 日に閣議決定された。住生活の充実を図ることは生活大国を築くうえで最も重要な課題であり、大都市圏でも勤労者世帯の平均年収の５倍程度で良質な住宅の取得が可能となることを目指すなどの対策が図られ、居住関連の投資の持続的拡大を図り、良質な住宅ストックの蓄積と安全で良好な居住環境を整備することにより居住水準の向上を目指した。他にも当期間は、金融・経済悪化への対応として４年３月の緊急経済対策をはじめとした景気対策が数次にわたり行われ、景気の下支えや内需の拡大策として住宅取得の促進が図られた。景気悪化による失業者が増加する社会情勢のもと、住宅ローンの返済方法の変更の措置も行われた。

他方、政策金融に関する分野では、９年９月 24 日閣議決定の「特殊法人等の整理合理化について」の中で、①融資残高の増大を抑制②財政投融資制度の見直しの作業の進捗に応じ、既往貸付の証券化や公庫債の発行を検討し、融資残高の縮減を行うと決定され、官民の役割分担を踏まえ民間金融の補完に徹するとされた。

②－１住宅取得の促進および金融・経済悪化への対応

４～７年度　　個人住宅建設に係る貸付限度額の引き上げ

５年度　　ステップ償還の拡充（生活大国５か年計画の考えに基づいた、ゆとり返済制度の導入）

６年度　　優良中古マンション融資の創設

10 年度　　生活空間倍増緊急加算の創設による貸付額の臨時的引き上げ

10 ～ 13 年度　住宅ローン返済が困難な者に対する措置（新特例措置）

12 年度　　都市居住再生融資の創設

マンション修繕積立金による債券積立制度の創設

13 年度　　住宅宅地債権（住宅コース）の制度が創設されたことに伴い、債券積立者が公庫融資を利用するときに加算される債券加算額を創設

②－２政策誘導機能の強化への対応

８年度　　床面積に着目した規模別金利制度から住宅の質を重視した金利体系に変更

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績（予約ベース）

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間の当初計画額 7,390 億円に対して貸付実績は 9,456 億 95 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 128.0％となった。当期 10 年間は資金需要が旺盛であり、計画額の追加や資金間流用により当初計画の増額変更が多くの年度で行われ、最終計画額は当初計画額より 2,202 億円増の 9,592 億円、貸付実行率（C/B）は 98.6％となった。

貸付実績については、個人住宅資金が全体の動向に大きく影響を与えた。前半は低金利や経済対策を背景に個人住宅資金の申し込みが高水準で推移したことから貸付実績は増加基調で推移し、６年度から８年度は 1,200 億円台となったが、後半は個人住宅資金が融資限度額の引き下げなどによる借入申込件数の減少が背景となって低調に推移し 1,000 億円台を下回った。

なお、13年度には沖縄公庫初となる住宅宅地債券（マンション修繕積立金）の募集を開始した。

図表 2-26　事業計画と貸付実績（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成4	54,500	67,500	13,000	67,500	123.9	100.0
5	59,000	107,500	48,500	107,500	182.2	100.0
6	67,000	127,500	60,500	127,500	190.3	100.0
7	73,000	129,600	56,600	129,599	177.5	100.0
8	76,200	127,500	51,300	127,500	167.3	100.0
9	82,200	84,600	2,400	84,600	102.9	100.0
10	76,500	75,200	△ 1,300	75,200	98.3	100.0
11	79,000	93,000	14,000	89,999	113.9	96.8
12	85,000	88,200	3,200	83,290	98.0	94.4
13	86,600	58,600	△ 28,000	53,007	61.2	90.5
合計	739,000	959,200	220,200	945,695	128.0	98.6

（注）1.住宅資金と財形住宅資金の合計。
2.貸付実績額は予約ベースである。

②資金種別貸付状況（資金交付ベース）

当期 10 年間の資金交付ベースにおける資金種別の貸付状況は、個人住宅資金が 8,296 億 71 百万円と約 9 割を占め、次いで分譲住宅資金 623 億 41 百万円、賃貸住宅資金 322 億 53 百万円、住宅改良資金 139 億 82 百万円の順となった。

図表 2-27
資金種別貸付状況（平成 4 ～ 13 年度）

（単位：件、百万円）

区分 / 資金種別	件数	金額
個人住宅資金	45,333	829,671
分譲住宅資金	2,227	62,341 (14,256)
財形住宅資金	983	9,429
住宅改良資金	2,129	13,982
災害復興住宅等資金	12	61
賃貸住宅資金	287	32,253
特定中高層耐火建築物資金	56	4,976
宅地造成資金	3	3,174
田園住宅資金	46	663
合計	51,076	956,550 (14,256)

（注）1.個人住宅資金には中古住宅購入資金が含まれる。
2.（ ）の数字は内数で、分譲振替に係る重複分である。

図表2-28　年度別資金種別貸付状況

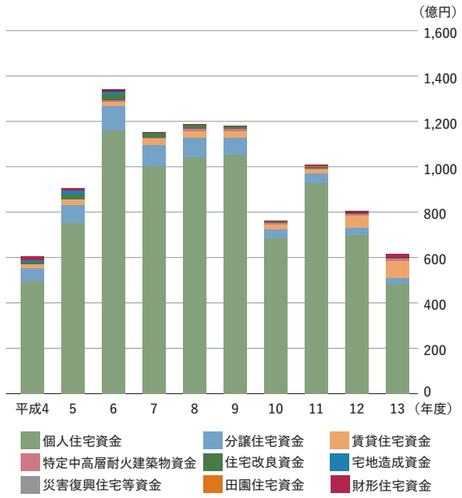

個人住宅資金（中古住宅購入資金を含む）

貸付状況は、低金利下で借入申込が高水準で推移したことや経済対策の効果が現れたことなどから 9 年度までは増加基調で推移したものの、その後は民間金融の補完に徹するとされた政策金融改革の方針を受け、融資限度額の引き下げなどによる借入申込件数の減少が背景となって減少基調で推移した。この 10 年間における持家および分譲住宅を合計した県全体着工戸数に占める公庫利用者戸数の割合をみると、4 年度は約 70％であったが 13 年度には 50％を下回っており、公庫利用者割合は低下した。

6 年度は過去最高の 1,161 億 3 百万円となり、7 年度から 9 年度までは貸付限度額の引き上げや受付期間の延長・長期化で 1,000 億円台のほぼ横ばいで推移するものの、10 年度は消費税率引き上げ[注]前の駆け込み需要のあった前年度の反動減となった。11 年度には経済対策による特別加算制度の延長などに伴う借入申込単価の上昇で増加に転じ 926 億 81 百万円となったものの、12 年度以降は融資限度額の引き下げなどの影響で個人住宅資金の申し込みが低調に推移したことから貸付実績も減少し、当期間の最終年度である 13 年度は 500 億円台を割り込んだ。

注　消費税率は9年4月に3%から5%へ引き上げられた。

分譲住宅資金

6 年度までは増加し 104 億円となったが、以降減少し 13 年度は 23 億 46 百万円となった。

賃貸住宅資金

那覇市小禄金城地区、那覇新都心地区の開発による賃貸住宅需要の高まりにより貸家建設が増加した。本資金の貸付実績については、5 年度から 11 年度までは 20 億円台のほぼ横ばいで推移し、12 年度には倍増、13 年度も増加が見られた。

住宅改良資金

住宅のリフォームローンに関しても民間金融機関へのシフトが進み、本資金の貸付実績についても 6 年度をピークに 7 年度以降は減少傾向で推移した。

第９項　出資

（1）企業等に対する出資

企業等に対する出資制度は、沖縄における産業の振興開発を促進する上で、特に意義の大きい事業に対して、民間投資や地方公共団体出資を誘導・補完し、適切な事業遂行を図ることを目的として、昭和 53 年 4 月の沖縄公庫法改正によって創設された。

同様の出資業務は、かつては旧日本開発銀行や旧北海道東北開発公庫でも行われていたが、現在では沖縄公庫の独自制度となっている。

①出資制度創設時の経済環境

本土復帰後の本県は、島しょ県であるための地理的不利性、市場の狭小性、電力や用水など企業の立地条件の不備などから、産業資本や技術の蓄積が乏しく、産業構造は中小・小規模企業を中心とした第 3 次産業に偏重していた。また、昭和 50 年の沖縄国際海洋博覧会関連の公共事業を中心に財政資金が集中的に投下され社会資本の整備は進んだものの、海洋博後は大規模プロジェクトの反動減にオイルショックの影響が加わり、企業の倒産や失業率の上昇など依然として厳しい経済環境に置かれていた。

②出資制度導入の経緯

このような経済環境の下、経済の活力を取り戻し産業構造を高度化していくため、当公庫が融資機能に加えて出資機能を持つことによって戦略的部門へ県内資本を結集し、域内産業の育成および雇用の創出を図ることが期待された。昭和 52 年 6 月に沖縄総合事務局、沖縄県、当公庫および県内有識者などによる「沖縄振興開発金融公庫の機能拡充のための調査連絡会議」が設置され、調査検討を経て、同会議において当公庫に対する出資機能の付与が適当であるとの結論を得た。これを踏まえて、沖縄開発庁（現・内閣府沖縄振興局）は「沖縄振興開発金融公庫の機能拡充に関する基本的な考え方」をまとめ、同年 9 月の沖縄振興開発金融公庫運営協議会に諮り、その了承を得た。また、この間、沖縄県および沖縄県商工会議所連合会など経済団体 7 団体からも当公庫の機能拡充について要望書が提出された。

このような経緯を経て、昭和 53 年度予算編成過程において当公庫の出資機能の拡充と国の財政投融資資金（産業投資特別会計）から出資財源 1 億円が認められることとなり、機能拡充に係る「沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（法第 19 条 1 の二等の追加)」は昭和 53 年 2 月の第 84 回国会に提出され、同年 4 月に公布・施行された。

③出資制度の内容

出資対象となる事業は、前述の趣旨に沿い、制度創設当初は沖縄公庫法において次のように業種が指定された。①農林畜水産物の加工度の高い工業②鉱業③産業の振興開発に係る交通運輸業④産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業⑤産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの、である。

また、出資業務の運用方法について、業務方法書で次のように制限が付された。前述の事業に対し、当該事業に係る設備の取得に伴い必要な長期資金や、産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成に必要な資金の出資を行う。その際の要件として①速やかな収益が期待されない等の理由により、一般の金融又は出資を受けることが困難なものであること②沖縄の産業の振興開発上特に必要であること③当公庫の出資によって民間投資の導入や地方公共団体の出資が促進されると認められること、の全てを満たす必要があった。

出資の相手方としては、沖縄において開発事業を営む会社もしくは設立中の会社であって、原則として、当公庫の出資額と併せて資本の額が 1 億円以上とした。出資の限度額は、民間資金の量的補完の観点から事業に必要な資本の額の 5 割以内とし、出資は株式の取得によって行われ、株式取得および処分いずれの場合でも主務大臣の認可が必要とされた。

④出資制度の拡充

当公庫は出資制度創設以来、離島交通や農林畜産物の加工、市街地再開発などの分野に対する出資により、民間資本の導入を図り、沖縄の産業の振興開発に相応の役割を果たしてきた。「第３次沖縄振興開発計画後期展望（平成９年３月沖縄振興審議会)」では、施策展開の基本方針として、経済の自立化と沖縄型の特色ある産業の振興を図るため、「国際化に対応した空港等の交通基盤の整備、高度情報通信ネットワークの整備、観光・リゾート産業の振興」などが掲げられた。これらに対して当公庫では出資機能のより効果的な運用を図り、適切な民間資本導入による戦略的中核企業の育成を図るため出資対象事業について、10 年度に地方公共団体の出資がない場合であっても沖縄の振興開発促進上の意義が大きく、政策的意義が高いと認められる事業に対して当公庫の出資を可能とする、いわゆる第３セクター要件の撤廃が認められ、民間企業が中心となって推進する事業に対する出資が可能となった。さらに 12 年度には、復帰後 27 年が経過し経済構造が変化していることや、金融市場を巡る環境の変化に適切に対応し、今後の沖縄の振興開発を一層進めていくため、沖縄公庫法の改正により対象業種の限定が解除され、本県の産業の振興開発に寄与する事業について全ての業種を対象とすることが認められた。

⑤業務執行体制

当公庫の出資業務は、制度創設当初は本店融資第一部業務調整課（昭和 53 年～ 60 年度）または産業開発課（61 年～ 62 年度）が他の業務と併せて担当し、63 年度以降は融資第一部産業開発課に設置されたプロジェクト推進室が担っていた。その後さまざまな地域開発プロジェクトが進展し始めたことや出融資一体による資金供給機能などの強化を図るため、同室を平成 6 年度に融資第一部プロジェクト推進課に格上げし、多様な資金需要に対応できる執行体制の整備を図った。

⑥事業計画と出資実績

4 年度から 13 年度までの当期 10 年間は、沖縄の新たな発展を期するための政府の沖縄振興策や本県の国際都市形成構想などが進められるとともに、地域開発プロジェクトにおいては土地区画整理や埋め立て開発などの都市・地域開発関連事業、空港施設や港湾施設、都市モノレール建設、那覇空港自動車道整備などの交通インフラ関連事業、観光リゾート関連事業などの事業化が進展した。

企業等に対する出資は、国の財政投融資資金（産業投資特別会計）から当公庫への出資金を原資としている。当期 10 年間の事業計画額は 39 億円と、昭和 57 年度から平成 3 年度までの前期 10 年間の 36 億円に比べて 3 億円、8.3％増加した。これに対し出資実績は 12 件・16 億 40 百万円と、前期 10 年間の 4 件・2 億 80 百万円と比べて 8 件・13 億 60 百万円増加し、事業計画額に対する出資実行率（C/A）は 42.1％となった。13 年度末の出資累計額は、20 件・23 億 20 百万円となった。

分野別にみると、本島と離島を結ぶ拠点となる空港施設や港湾旅客ターミナル施設、高速旅客船（那覇―伊江島間）を運航する沿海旅客海運業、都市モノレール事業などの基幹交通基盤の整備、製造業の振興を図るため沖縄特産品の流通やアンテナショップを運営する流通事業に対して出資を実行した。なお、複数年度にわたる事業にはその進捗状況に沿って年度ごとに必要な出資を行うなど継続した事業化支援を行った。

当期 10 年間の出資の具体的な成果として、泊ふ頭旅客ターミナルの供用開始（7 年 4 月)、宮古島マリンターミナルの供用開始（8 年 5 月)、宮古空港新旅客ターミナルの供用開始（9 年 7 月）が実現した。また長年検討が進められてきた沖縄都市モノレール事業が 8 年 11 月に着工に至るなど、沖縄の自立的発展に向けた基盤の整備が進んだ。

図表 2-29　事業計画と出資実績（平成 4 ～ 13 年度）

企業等に対する出資

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	出資実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成4	300	300	0	120	40.0	40.0
5	300	300	0	60	20.0	20.0
6	300	300	0	180	60.0	60.0
7	300	300	0	180	60.0	60.0
8	300	300	0	50	16.7	16.7
9	500	500	0	250	50.0	50.0
10	500	500	0	200	40.0	40.0
11	500	500	0	200	40.0	40.0
12	500	500	0	200	40.0	40.0
13	400	400	0	200	50.0	50.0
合計	3,900	3,900	0	1,640	42.1	42.1

第２節　委託・受託

第１項　業務の委託

当公庫は、広範多岐にわたる業務の処理にあたって、自ら貸し付けを行う直接貸付（以下「直貸」という）のほか、沖縄公庫法第 20 条の規定に基づき、金融機関などに業務の一部を委託し、受託金融機関（以下「代理店」という）を通じた代理貸付（以下「代理貸」という）を行っている。代理貸は民間金融機関の店舗網の活用により公庫資金の取扱窓口を拡大することで、限られた当公庫の定員あるいは本支店舗網をカバーし、県内各地域の資金需要者の利便を図ることを意図したものである。

委託業務の内容は、一般的には借入申込みの受付、貸付けの審査決定、金銭消費貸借契約の締結、貸付金の交付、管理回収業務およびこれに付帯する業務となっている。

代理店の業務処理は、業務委託契約、業務方法書、貸付準則、代理貸付事務取扱規程などのほか、当公庫が四半期ごとに示達する事業計画、資金計画に基づいて行われている。なお、当公庫はこれらの業務処理に対して、業務委託手数料に関する協定に基づき手数料を支払っている。

（１）委託業務の変遷

①代理店

平成 4 年度における代理店は琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県信用農業協同組合連合会、沖縄県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、コザ信用金庫、沖縄信用金庫、商工組合中央金庫、第一勧業銀行の 11 先で取扱店舗数は 249 店であった。

平成 4 年度から 13 年度までの当期 10 年間の主な変遷内容については以下のとおり。

9 年　4 月 1 日　恩給担保資金が委託資金に追加（代理店は琉球銀行及び沖縄海邦銀行）。

10 年 12 月 15 日　産業開発資金（長期運転資金[注1]）が委託資金に追加（代理店は琉球銀行）。

13 年　3 月－日　産業開発資金（長期運転資金）の貸付業務の取扱いが終了となった。以降、同資金については回収業務のみとなった。

14 年　3 月 14 日　沖縄信用金庫との業務委託を解除（店舗はコザ信用金庫に統合）。

14 年　3 月 18 日　沖縄信用金庫の経営破綻を機に整理回収機構に対し、中小企業資金、生業資金、教育資金、農林漁業資金、生活衛生資金の貸付け及び債権の管理回収業務を委託し、新たな委託先として追加。

②代理店以外

上述した代理店以外に、この期間の当初は沖縄県、郵政省に業務を委託していた。沖縄県に対する業務委託については、代理店に対する業務の委託と同様、沖縄公庫法で委託業務の範囲が定められており、取扱資金は住宅資金と農林漁業資金の 2 資金で、住宅資金貸付けにかかる申込みの受理及び工事審査業務並びに農林漁業資金貸付けにかかる調査業務である。郵政省に対する業務の委託は教育資金貸付けのうち教育積立郵便貯金の預金者にかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務[注2]であった。

当期 10 年間の主な変遷内容については以下のとおり。

6 年 11 月 30 日　年金福祉事業団に対し、教育資金貸付けのうち厚生年金保険又は国民年金の被保険者にかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務[注3]を委託。

12 年 10 月 16 日　沖縄建築確認検査センターに対し、住宅資金貸付けにかかる工事審査業務を委託。

13 年　1 月 5 日　郵政省の承継機関である総務省に対し、教育資金貸付けのうち教育積立郵便貯金の預金者にかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務[注2]を委託。

13 年　3 月 29 日　年金福祉事業団の承継機関である年金資金運用基金に対し、教育資金貸付けのうち厚生年金保険又は国民年金の被保険者にかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務[注3]を委託。

13 年 11 月 20 日　財団法人沖縄県建設技術センターに対し、住宅資金貸付けにかかる工事審査業務を委託。

注1　金融機関の破綻、貸し渋りの影響を受け、十分な資金調達が困難となっている中堅企業などを対象とした長期運転資金。平成13年3月までの時限措置。

注2　郵貯貸付

注3　年金教育貸付

（２）組織体制の変遷

①組織体制

当公庫における代理貸付の担当部署は平成４年３月末現在、管理部委託指導課および委託業務課であったが、平成 13 年４月をもって融資第三部委託指導課に改編された。

②代理貸業務のオンライン化に向けた取り組み

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間における代理貸の大半を占める個人住宅資金は、平成６～９年度の年間件数は平均で 5,000 件を超え、貸付額は同 1,000 億円超と旺盛であった。しかしながら、代理店と当公庫間との事務処理は「紙ベース」の管理でやり取りされ、業務処理の効率化が課題で顧客サービスの低下を招いていた。加えて、代理店では業務処理のため自前で代理貸付用システムを開発し運用をしていたことから、維持管理費の負担増という課題も抱えていた。

そこで、これら課題の解決を目的に、公庫・代理店間の貸付の事務処理をオンライン化する大規模開発が８年度に始動。３年の開発期間を経て 11 年４月にシステムが稼働した。しかし、回収・債権管理に関係するシステムはオンライン化されておらず、引き続き課題が残った。(部門史第４編第３章「情報システム」参照)

（３）貸付実績と貸付残高の推移

個人住宅資金の旺盛な需要を反映して、代理貸の貸付実績は当公庫設立時から順調に増加してきたが、平成６年度 1,422 億円（公庫総貸付高に占める割合 50.8％）をピークに減少傾向が続き、13 年度は 493 億円（同 30.2％）とピーク時の３割程度と大幅に減少した。

代理貸付の残高をみると、４年度 6,821 億円（公庫総残高に占める割合 55.2％）から 11 年度 9,461 億円（同 53.4％）をピークに以後減少し、13 年度は 8,402 億円（同 50.5％）となった。

平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間の代理貸付の貸付実績は１兆 181 億円で、同期間の公庫総貸付実績２兆 3,045 億円の 44.2％を占めている。資金別にみると、住宅資金が 8,865 億円（同資金における代理貸付構成比の 93.7％）、中小企業資金が 757 億円（同 27.0％）、生業資金が 371 億円（同 10.4％）、農林漁業資金が 175 億円（同 38.2％）、生活衛生資金が 12 億円（同 3.5％）であった。

第２項　業務の受託

当公庫は沖縄公庫法に基づき住宅金融公庫の保険業務および特別の法律により設立された法人の貸付業務を受託することができ、平成４年度から 13 年度までの当期 10 年間の当初において受託している業務は、住宅金融公庫の住宅融資保険業務、年金福祉事業団の貸付業務、雇用促進事業団の貸付業務であり、住宅融資保険業務を除き、民間金融機関に再委託した。

（１）住宅金融公庫

①住宅融資保険業務

受託業務の範囲は、住宅融資保険法（昭和 30 年法律第 63 号）に基づき金融機関の行う住宅の建設等に必要な資金の貸付けについての住宅融資保険の業務である。

業務の内容は、①沖縄県内に所在する物件に関する貸付に係る保険の業務②沖縄県内における住宅融資保険の普及及び指導に関する業務③沖縄県内における住宅融資保険に関する調査及び資料の収集に関する業務となっており、当期 10 年間の業務内容などに大きな変更はなかった。

（２）年金福祉事業団／年金資金運用基金

①転貸資金業務、公庫住宅資金併せ貸し業務

受託業務の範囲は、年金福祉事業団法（昭和 36 年法律第 180 号）に規定する貸付けの業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

業務の内容は、福祉施設設置整備資金、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者住宅資金（転貸資金、公庫住宅資金併せ貸し）の貸付けに係る①借入申込書の受理及び借入申込書の内容審査②貸付けの決定③借受人に対する資金の貸付け④貸付金の管理回収⑤①から④に付帯する業務となっている。

平成４年度における再委託先は８代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県信用農業協同組合連合会、沖縄県信用漁業協同組合連合会、コザ信用金庫、沖縄信用金庫）であり、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおりである。

13 年９月７日　年金福祉事業団の承継機関である年金資金運用基金から業務を受託。

（３）雇用促進事業団／雇用・能力開発機構

①労働者住宅設置資金

受託業務の範囲は、雇用促進事業団法（昭和 36 年法律第 116 号）に規定する貸付けの業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

業務の内容は、①借入申込みの受理及び審査（貸付の決定を除く）②工事の審査③資金の貸付④元利金の回収⑤手数料の徴収⑥ ①から⑤までに付帯する業務となっている。

平成４年度における再委託先は３代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行）であり、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

11 年 10 月１日　雇用促進事業団の承継機関である雇用・能力開発機構から業務を受託。

②勤労者財産形成住宅融資

受託業務の範囲は、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に規定する貸付けの業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

業務の内容は、①借入申込みの受理及び審査（貸付の決定を除く）②工事の審査③資金の貸

付④元利金の回収⑤手数料の徴収⑥ ①から⑤までに付帯する業務となっている。

４年度における再委託先は４代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫）であり、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

11 年 10 月 1 日　雇用促進事業団の承継機関である雇用・能力開発機構から業務を受託。

第２編

第31～40事業年度
（平成14～23年度）

第１章　経済動向 …… 236
第１節　国内経済 …… 236
第２節　県内経済 …… 237

第2章　出融資動向 …… 249
第１節　出融資 …… 249
第１項　産業開発資金 …… 249
第２項　中小企業等資金 …… 257
（中小企業資金、生業資金）
第３項　生活衛生資金 …… 266
第４項　教育資金 …… 268
第５項　恩給担保資金 …… 269
第６項　医療資金 …… 270
第７項　農林漁業資金 …… 272
第８項　住宅資金 …… 276
第９項　出資 …… 279
第２節　委託・受託 …… 282

サガリバナ（方言名キーフジなど）　夏の夜に咲き、一夜で散るが、次々と咲き誇る姿は夜の花火のようで幻想的である。

©OCVB

第１章　経済動向

第１節　国内経済

平成 14 年度は、国内経済の悪化のテンポが弱まり、景気は底入れした。その背景には大規模な生産調整が行われた中で、世界経済の回復により輸出が大幅な増加を示したことがある。一方、14 年度は企業や銀行のバランスシート調整や雇用調整が続き、個人消費も低迷し、後半には踊り場的な状況もみられた。なお、14 年以降、景気拡大は 20 年初めごろまで約６年間続くことになるが、物価の下落傾向が続く中での景気拡大となり、また実質成長率が低く「実感なき景気回復」と呼ばれた。

15 年度は、半ば以降は海外経済の復調による輸出の増加や設備投資の増加に伴って回復の足取りが着実さを増した。企業はリストラ効果や過剰雇用の調整、債務の縮小が進み、企業収益の増加から設備投資も底堅く推移した。また雇用情勢の改善から消費者マインドも上向き、個人消費も比較的堅調に推移した。実質ＧＤＰは 1.9％の成長となり、政府支出の寄与度はマイナスとなったが、国内民間需要と外需がプラスに寄与した。

16 年度は、前半は個人消費や投資、輸出などが増加したものの、後半は IT 関連の輸出の伸びがアジアや米国向けに減速したこと、また秋に台風の襲来が相次いだこと、年末には気温が高めに推移し、冬物商戦が不振であったことなどが影響し、成長率は大きく鈍化した。

17 年度は、国内経済が年央に踊り場的な状況を脱し、企業、家計、海外部門が回復した。前年後半からの IT 関連部門の在庫調整が、米国 IT バブル崩壊の影響を受けた 12 年度と比べ短期で終了したことや、世界的な需要の持ち直しにより、生産や出荷が増加に転じた。また IT 関連以外の輸出も増加傾向を示し、企業収益の改善から設備投資も幅広い分野で増加した。そして雇用情勢が改善する中で、個人消費も緩やかな増加を続けた。この民間需要を中心とした回復の過程で、企業部門では雇用、設備、債務の３つの過剰も解消の動きがみられた。

18 年度は、国内経済が年央までは企業、家計、海外部門とも回復の動きがみられたが、後半には家計部門に弱さがみられた。賃金の伸びが低く抑えられ、消費の伸びも鈍化した。

一方、設備投資は企業収益の改善から年度を通して堅調に推移した。また、外需をみると輸出は円安傾向の中、前半はアジア、米国向けを中心に増加基調で推移したが、後半は米国経済の減速などから横ばいで推移した。輸入は概ね横ばいで推移した。なお、政府支出は小泉内閣での財政健全化へ向けた取り組みにより、公共投資を中心に低調に推移した。

19 年度は、18 年９月の小泉内閣の総辞職で誕生した安倍内閣が、９月に首相の体調不良などから総辞職し福田内閣が誕生した。19 年度は米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融資本市場の混乱や原油、原材料価格の高騰が企業収益を圧迫した。米国の景気減速は日本の輸出にも影響を及ぼし、国内経済は足踏み状態が続いた。個人消費も賃金の伸び悩みや雇用者数の伸びの鈍化により、概ね横ばいで推移した。

20 年度は、19 年の米国のサブプライム住宅ローン問題をきっかけに 20 年９月にリーマン・ブラザーズが経営破綻し、世界的な信用収縮を拡大させた。この世界同時不況に直面し、主要国は大規模な財政支出や金融安定化策により、経済成長や雇用の維持、金融面での信用不安の改善に向けて協調していく方針を打ち出した。国内経済は 20 年 10 ～ 12 月期に海外需要の急減で実質経済成長率が第一次石油危機以来の大幅なマイナス成長となった。製造業を中心に大幅な減産や雇用の削減、設備投資の凍結などの動きが拡大した。

21 年度は、自由民主党に替わり民主党が政権政党となった。21 年度の世界経済は大規模な財政刺激策や金融緩和で前年の世界同時不況から回復に転じた。主要国の中で最も厳しい落ち込みとなった日本経済は、21 年の春ごろには新興国向け輸出の増加や政府の緊急経済対策などにより上向きに転じた。景気回復は企業部門を中心に回復したが、所得や雇用情勢は厳しい状況が続き、個人消費は低燃費車への買い替えを促すエコカー減税や省エネ家電の購入を促すエコポイントなどの政策による需要拡大を除くと基調としては弱い動きとなった。また、デフレからの脱却が喫緊の課題となった。

22 年度は、輸出の拡大やエコカー減税、家電エコポイント制度などの政策効果などにより国内経済に持ち直しの動きがみられた。同年秋には、急速な円高の進行や政策効果の剥落などにより足踏み状態となったが、海外経済の回復による輸出の持ち直しや IT 分野の在庫調整の進展などにより年明け以降、再び回復基調に戻りつつあった。しかし、23 年３月に発生した東日本大震災、原子力発電所事故は、日本経済を取り巻く情勢を一変させた。

23 年度は、東日本大震災で多くの人的被害とともに地震、津波による社会資本や民間企業設備の破損、製造業におけるサプライチェーンの分断や放射能汚染を懸念した海外取引の停滞などにより、鉱工業生産や輸出、海外からのインバウンド（訪日客）数などが大幅に減少した。このため政府は４次にわたる総額約 18 兆円の補正予算を措置した。その後、生産面や物流面での復旧が進みつつあるが、被災地の復旧・復興はまだ道半ばである。

第２節　県内経済

（１）県経済の主な出来事

平成 14 年度から 23 年度までの県経済の主な出来事をみると、14 年４月には県内 27 の農業協同組合（通称 JA）が合併し、県内全域をカバーする県単一の JA おきなわが発足した。本県は離島が多く市町村単位では規模が小さく、苦しい経営が続いていたが、全国的な JA 再編の流れを受け、順次統合が進められた。また、８月には沖縄を地盤とするオリオンビールがアサヒビールとの包括的業務提携を発表した。県内の酒造会社は本土復帰後、特別措置により酒

税の優遇措置が続いていたが、政府内で同措置の廃止が議論される中、価格競争力の低下に対する経営戦略であった。そして、10 月には県内大手スーパーのサンエーが那覇市新都心地区に県内最大規模の大型商業施設・那覇メインプレイスを開店した。直営売り場と各種テナントのほか、シネマコンプレックスが設置され、27 年には大規模な改修を経て売り場面積、駐車台数を拡大した。米軍の牧港住宅地区の返還跡地に再開発された那覇新都心地区では、サンエーの大型商業施設のほか、那覇国際高校、沖縄公庫、天久りうぼう、那覇新都心メディアビル、沖縄労働局、那覇公共職業安定所、DFS ギャラリア、NHK 沖縄放送局、県立博物館・美術館、日本銀行那覇支店、沖縄総合事務局などの公的機関や民間施設が相次いで立地した。

観光関連では 11 月に国営沖縄記念公園・海洋博覧会地区に沖縄美ら海水族館が開館した。水族館内には水量 7,500㎥の世界最大級の大水槽が設置され、ジンベエザメやマンタが泳ぎ、最も人気のある観光名所となっている。令和 2 年に新型コロナウイルスが世界的に感染拡大する前には年間入館者数が 300 万人を超えていた。12 月には豊見城市に県内初となるアウトレットモールの「あしびなー」がオープンした。開業時にはイヴ・サン＝ローラン、グッチなど 9 つのブランドが出店した。

平成 15 年 8 月に沖縄都市モノレール（通称ゆいレール）が開業した。県内では交通手段が自家用車やタクシー・バスが中心であり、那覇市内では渋滞が慢性化していたことから、国、沖縄県、那覇市と沖縄都市モノレール株式会社が一体となって建設を進め、本県では戦後初の軌道交通の開通となった。開業時は那覇空港駅から首里駅までの全長約 13 ｋｍで、その後令和元年 10 月に首里駅から浦添市のてだこ浦西駅まで延伸し総延長 17 ｋｍとなった。

平成 16 年 4 月には県内初の国立高専となる沖縄工業高等専門学校が名護市に開校した。那覇空港内に MRO Japan が航空機整備施設を稼働させたことに伴い、27 年に全国で 51 ある国立高専で唯一、航空技術者プログラムを設置し、航空機整備士やエンジニアを育成している。16 年 7 月には第一交通産業（北九州市）が那覇交通から営業を譲受け、那覇バスとして事業を開始し、その後、18 年には琉球バスからも営業を譲り受けた。12 月には 14 年の沖縄振興特別措置法の改正によって設けられた特定免税店制度に基づく、国内初の空港外大型免税店 DFS ギャラリアが開業した。16 年 12 月には、沖縄セルラーがジャスダック証券取引所に上場した。その後、25 年 7 月には東京証券取引所の JASDAQ に上場した。また、17 年 2 月にはスーパーのサンエーが東京証券取引所第二部に上場し、18 年 2 月には第一部に指定替えした。

19 年 11 月には那覇市に県内最大の文化施設、沖縄県立博物館・美術館が開館し、年間 40 ～ 50 万人の入館者が訪れている。20 年 7 月には信販会社オークス（現、OCS）が民事再生を申請した。負債総額 486 億円は県内過去最大となった。

21 年 4 月にはジュンク堂書店が県内に初出店した。那覇店の書籍数は国内有数規模となっている。9 月には那覇港泊ふ頭地区に県内で初めて大型旅客船専用バースの暫定供用が開始された。延長 340 m、水深 10 mのバースと連絡橋（若狭 1 線）からなり、最大 11 万トン級の大型クルーズ船に対応するとともに、災害時には緊急物資輸送施設として利用できる耐震機能を有した施設である。同年には全日本空輸（ANA）が那覇空港で国際貨物ハブ事業を開始した。那覇空港が国内やアジアの主要都市と 4 時間圏内にあり、24 時間体制で運航や通関手続きができる優位性を生かし、主要都市を夜間に出発し、那覇空港で貨物を積み替えて翌朝には目的地まで届けるといった事業展開を行っている。

22 年 9 月には沖縄 IT 津梁パーク完成の記念式典が行われた。本県の情報通信産業の高度化のための拠点の整備を図るため、うるま市に建設された。IT 企業やデータセンターなどを誘致し、高度ソフトウェア開発や IT 産業のテストベッドの提供、日本とアジアに必要な高度 IT 人材の創出、集積などを担うことが想定された。23 年 8 月には那覇市若狭から那覇空港に至る那覇うみそらトンネル（本県初の海底沈埋トンネルで全長 1,140m）が開通し、自動車専用道路である那覇西道路の一部を成している。

（2）個人消費

①個人消費を取り巻く環境

平成 14 年から 23 年までの個人消費を取り巻く環境をみると、県内の雇用情勢は失業率が概ね 7％台で高止まりする状況が続いた。物価は 0％前後で推移していたが、穀物生産国の干ばつや原油価格の上昇から 20 年には世界的に食料価格が急騰し、同年の県内の消費者物価は 2.1％の上昇となった。この間、賃金水準はこれまでの 10 年間と比べて低下した。また、消費税率は 9 年に 3％から 5％に引き上げられた後、据え置かれたまま推移した。

②百貨店・スーパー・コンビニエンスストア販売額

平成 14 年から 23 年までの個人消費関連の動向をみると、14 年に県内大手スーパーが那覇市おもろまちに県内最大規模の複合商業施設を開業し、豊見城市の豊崎にアウトレット・モールがオープンした。また 16 年には、那覇市おもろまちに観光客を主な対象とした国内初の空港外大型免税店 DFS ギャラリアが開業するなど、これまでの流通業界に新たな形態の商業施設の開業が相次いだ。

百貨店・スーパーの販売額をみると、14 年から 17 年にかけての百貨店販売高は 14 年に開業した県内最大規模の商業施設との競合から前年比で減少が続くなど厳しい状況が続いた（図表 2-30）。18 年から 19 年にかけては催事などによる集客効果で持ち直しの動きがみられたが、20 年から 22 年かけては主力の衣料品の落ち込みから再び減少した。

図表 2-30　百貨店・スーパー・コンビニエンスストア販売額（前年比）

（単位：％）

年	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
既存店	0.8	△ 1.7	△ 2.8	△ 1.4	△ 0.9	0.5	1.3	△ 0.6	△ 0.4	1.4
全店舗	3.9	2.8	1.3	2.1	1.0	2.8	3.6	1.5	0.7	3.3
百貨店	△ 2.4	△ 6.9	△ 4.4	△ 1.4	0.0	1.9	△ 2.1	△ 9.4	△ 5.2	1.5
スーパー	1.9	3.4	0.7	1.8	0.2	2.8	2.9	1.1	1.1	2.5
コンビニエンスストア	4.9	5.3	6.5	4.7	4.2	3.4	8.3	4.4	2.8	6.3

資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

スーパーの販売額は、14年10月に前述の大型商業施設の開業により15年にかけて高い伸びとなり、消費意欲を刺激した。14年は営業時間延長の効果などにより既存店ベースでも増加したが、15年から18年にかけては前述の大型店や新設店との競合で前年を下回って推移した。全店ベースでは新設店効果などから堅調に推移する中、19年以降は既存店ベースでも食料品の販売促進効果などで概ね前年水準を保って推移した。この間、コンビニエンスストア販売額は、新設店効果などから堅調に推移した。

③新車販売台数、家電販売額

耐久消費財では、14年の新車販売台数は軽自動車や小型乗用車が引き続き好調に推移した（図表2-31）。15年以降も18年まで軽自動車が堅調に推移したほか、小型車も入域観光客数の増加に伴うレンタカーの更新需要などにより堅調に推移した。19年には軽自動車に一服感がみられたことや小型乗用車を中心とした前年のレンタカー需要の反動減などから弱含んだ。20年はガソリン高の影響から買い控えがみられ、弱い動きとなった。21年は後半にエコカー減税・補助金制度の効果により普通自動車が持ち直したものの前半の減少幅が大きかったことから年間でも減少した。22年は前半まではエコカー減税・補助金効果により増加し、後半はエコカー補助金の終了により減少したが、年間では増加した。23年も前年のエコカー補助金制度の終了の影響から前半は減少し、後半はその影響が一巡して持ち直したが、年間では大きく減少した。

家電販売額は、15年は猛暑でエアコン販売が高い伸びとなって増加し、16年は前年の猛暑の反動で減少した。17年は大手量販店の新規出店効果や薄型テレビ、デジタルカメラなどのデジタル家電への買替え需要で増加し、18年以降は大手量販店の新規出店効果の持続や地上デジタル放送開始による薄型テレビへの買替え需要、DVDレコーダーなどのAV関連商品が全体をけん引した。また、21年から22年は省エネ性能が高い製品の購入に対する家電エコポイント効果も加わり高い伸びとなった。23年にはエコポイント付与の終了や地上デジタル放送への完全移行による反動で販売額が大きく減少した。

図表2-31　新車販売台数、家電販売額（前年比）

（単位：%）

年	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
新車販売台数	6.5	7.3	4.5	8.2	4.9	△3.9	△1.1	△10.7	14.3	△17.5
家電販売額	0.6	1.2	△1.7	3.8	5.3	N.A.	5.3	6.9	20.6	△11.4

（注）家電販売額の平成19年は年途中での調査先の見直しにより非掲載。
資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

（3）建設関連

①沖縄振興予算と公共工事請負金額

平成11年度以降、政府が公共投資を抑制する方針に転換したことから、沖縄振興計画（第4次）に基づく14年度から23年度までの沖縄振興予算も減額が続き、公共工事請負金額も減少基調で推移した（図表2-32）。また、この期間は小泉内閣（13年4月から18年9月）が構造改革で公共事業を削減しており、その後も公共事業費の減額がしばらく続いた。同期間の主な事業としては羽地ダム、大保ダムの本体工事、那覇うみそらトンネル、那覇港国際海上コンテナターミナル、那覇港大型旅客船専用バース、県立南部医療センター・こども医療センターなどがある。また、同期間に竣工した主な事業としては那覇市おもろまちの沖縄労働局や那覇公共職業安定所、県立博物館・美術館、沖縄総合事務局のほか、沖縄美ら海水族館、沖縄都市モノレール、沖縄工業高等専門学校、沖縄IT津梁パークなどがある。

図表2-32　内閣府沖縄担当部局予算と公共工事請負金額

（単位：億円）

年	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
内閣府沖縄担当部局予算	3,506	3,067	3,203	2,875	2,778	2,702	2,735	2,675	2,445	2,317
沖縄振興開発事業費	3,110	2,729	2,855	2,522	2,438	2,372	2,451	2,372	2,110	1,951
公共工事請負金額	3,268	3,064	2,749	2,738	2,628	2,479	2,682	2,607	2,441	2,108

（注）補正後予算。
資料：内閣府「沖縄振興予算」、西日本建設業保証株式会社「公共工事動向」

②非居住用建築物の着工床面積

平成14年から23年までの非居住用建築物の着工床面積をみると、14年は75万4,827㎡で、「商業用」は大型商業施設などが前年までに着工された反動で減少し、「公務・文教用」も公共事業の減少が続く中で前年を下回った（図表2-33）。16年から23年にかけては、前半は「宿泊業、飲食サービス業用」が堅調に推移し、「卸売業、小売業用」や「運輸業用」は幾分弱含みで推移した。18年の着工床面積は100万㎡を超えて大幅な増加となったが、これは17年の耐震偽装問題で建築基準法が19年から改正されることになり、審査が厳しくなることを見込んで駆け込み需要が発生したことによる。また、同期間を通して「医療、福祉用」は人口の高齢化に伴い堅調に推移した。この間、沖縄振興予算の減少が続いたことから、「公務用」は減少基調で推移した。

図表2-33　非居住用建築物の着工床面積

（単位：㎡）

年	平成14	15	累計	構成比
非居住用計	754,827	838,354	1,593,181	100.0
商業用	194,304	166,274	360,578	22.6
サービス業用	166,770	265,025	431,795	27.1
公務・文教用	273,436	240,250	513,686	32.2
その他	120,317	166,805	287,122	18.0

資料：国土交通省「建築着工統計」

（単位：㎡、％）

年	平成16	17	18	19	20	21	22	23	累計	構成比
非居住用計	877,833	736,499	1,003,028	872,066	859,694	894,973	731,199	690,583	6,665,875	100.0
農林水産業用	49,504	38,246	93,619	33,156	36,970	25,669	19,160	17,024	313,348	4.7
鉱業、採石等、建設業用	12,124	9,892	70,277	11,326	3,042	9,413	8,255	6,409	130,738	2.0
製造業用	36,853	63,656	42,466	36,778	24,842	23,654	29,949	19,997	278,195	4.2
電気･ガス･水道業等用	6,560	2,122	9,518	3,778	4,498	7,352	21,349	1,522	56,699	0.9
情報通信業用	31,618	15,892	10,931	30,924	43,984	15,238	3,755	11,978	164,320	2.5
運輸業用	38,294	5,516	7,322	17,970	11,542	49,630	22,406	9,164	161,844	2.4
卸売業、小売業用	155,023	120,709	90,479	125,211	74,449	100,270	68,731	124,410	859,282	12.9
金融業、保険業用	656	3,350	2,289	625	3,773	2,049	2,212	2,205	17,159	0.3
不動産業、物品賃貸業用	6,346	8,003	3,018	29,802	51,168	9,870	33,126	19,672	161,005	2.4
宿泊業、飲食サービス業用	84,090	79,872	154,506	114,844	151,520	171,328	51,743	61,711	869,614	13.0
医療、福祉用	68,730	75,855	124,425	118,528	64,681	120,957	67,430	147,198	787,804	11.8
教育、学習支援業用	137,494	98,568	142,924	134,717	137,025	186,858	192,570	145,434	1,175,590	17.6
その他サービス業用	111,450	100,341	106,157	69,275	126,219	42,417	34,140	64,633	654,632	9.8
公務用	93,811	93,497	92,965	11,311	42,307	33,145	94,430	19,052	480,518	7.2
他に分類されない建築物	45,280	20,980	52,132	133,821	83,674	97,123	81,943	40,174	555,127	8.3

資料：国土交通省「建築着工統計」

③新設住宅着工戸数

平成 14 年以降の新設住宅着工戸数の推移をみると、10 年の 1 万 1,067 戸を底に増加基調に転じた着工戸数は 14 年以降も増加を続け、18 年には 1 万 6,266 戸まで増加した（図表 2-34）。この期間は地価が下落傾向を強め、貸出金利は緩やかな低下局面に入った。しかし、9 年の金融不況や 13 年の米国同時多発テロ、小泉内閣の構造改革などから県経済が弱含みで推移し、また雇用の非正規化により低賃金労働者の割合が高まった。こうした経済環境などから、持家建設は 12 年から 17 年にかけて減少傾向を続けた。一方、所得の伸び悩みや雇用の不安定化などによる一戸建て持家の取得難もあり、貸家への需要が高まった。貸家建設は 10 年の 5,464 戸を底に 18 年には 1 万 1,734 戸と大幅に増加しており、第 3 の貸家建設ブームとなった。貸家需要が高まる中で貸家建設が大幅に増加した背景には、平成に入り那覇市小禄金城地区や那覇新都心地区における区画整理事業の完了、都市モノレールの開通（15 年）により、同地区への貸家建設が急増したことがある。また、18 年は持家、貸家建設とも前年比で約 10％増と高い伸びとなったが、これは 17 年の耐震偽装問題への対策として改正建築基準法が 19 年 6 月に施行され、18 年に駆け込み需要が生じたことによる。19 年は前年の駆け込み需要の反動がみられ、住宅着工戸数は前年比 33.1％の大幅減で 1 万 876 戸まで落ち込み、20 年以降も 24 年まで 1 万戸～ 1 万 2,000 戸台の低水準で推移した。貸家建設は 19 年に前年比 37.7％の大幅減で 7,307 戸まで落ち込み、20 年以降も 24 年まで 7,000 ～ 8,000 戸台の水準で推移した。那覇新都心地区などでの供給が一服してきたことも背景にあるとみられる。この間、持家建設も 19 ～ 23 年まで 2,000 戸台と復帰後最も低い水準で推移した。一方、分譲住宅の建設については那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市の都市部のほか、豊見城市や北谷町などを中心に堅調に推移し、那覇新都心地区においては 26 ～ 30 階建ての高層マンション（タワーマンション）の建設もみられた。

図表 2-34　新設住宅着工戸数（利用関係別）

（単位：戸）

年	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	13,672	13,872	13,502	14,503	16,266	10,876	12,300	11,747	10,709	11,828
持家	3,449	3,152	3,072	2,847	3,133	2,335	2,332	2,385	2,441	2,773
貸家	9,250	9,829	9,285	10,597	11,734	7,307	7,570	8,292	7,381	7,547
給与	89	169	287	207	155	82	139	299	93	127
分譲	884	722	858	852	1,244	1,152	2,259	771	794	1,381

資料：国土交通省「住宅着工統計」

（4）雇用情勢

①就業状態

平成 14 年から 23 年の就業状態をみると、労働力人口は 62 万 5 千人から 66 万 6 千人まで 4 万 1 千人増加した（図表 2-35）。うち男性が 1 万 2 千人増加したのに対して、女性は 2 万 9 千人増加しており、2 倍以上の増加となっている。また、就業者数でみると男性が 1 万 3 千人の増加に対して女性は 3 万 4 千人増加しており、男性を大きく上回っている。この結果、完全失業率は男性が 0.5 ポイントの低下に対し、女性は 2.6 ポイント低下と大きく低下している。また、非労働力人口でみても男性が 2 万 2 千人の増加に対し、女性は 9 千人の増加にとどまっており、同期間において女性の労働市場への参入が進んだことがうかがわれる。後述するように、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合である労働力人口比率は男性が低下したのに対し、女性は上昇した。県内の完全失業率については、14 年以降はなだらかに低下したものの、21、22 年はリーマンショック（20 年 9 月）に伴う県外での雇い止めで契約社員などが県内に戻り完全失業率は上昇した。男女別では、女性は大きく改善したものの男性が概ね 8％台で推移したことから、全体では概ね 7％台で高止まりした。また、全国、県内とも雇用のミスマッチなどの構造的失業率は 19 年頃から低下傾向を示すも、22 年以降は下げ止まっている。

図表 2-35　就業状態

（単位：千人、％）

年	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
15歳以上人口	1,075	1,088	1,101	1,112	1,122	1,120	1,126	1,132	1,140	1,148
労働力人口	625	631	644	649	647	639	648	667	673	666
就業者数	573	582	595	598	597	592	600	617	622	619
農林業	30	30	31	27	25	25	28	33	33	29
非農林業	542	552	564	571	572	567	572	584	589	590
完全失業者	52	49	49	51	50	47	48	50	51	47
非労働力人口	450	457	457	463	474	481	478	465	467	482
労働力人口比率	58.1	58.0	58.5	58.4	57.7	57.1	57.5	58.9	59.0	58.0
完全失業率	8.3	7.8	7.6	7.9	7.7	7.4	7.4	7.5	7.6	7.1
完全失業率(全国)	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6

資料：総務省、沖縄県「労働力調査」

②労働力人口比率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合である労働力人口比率をみると、本県の男性については平成 4 年頃から 26 年にかけて低下基調で推移し、26 年の 66.8％を底に上昇に転じている（図表 2-36）。これは年齢別の人口構成比で第 1 次ベビーブーム世代が高齢化し、また第 2 次ベビーブーム世代の後の出生数が減少した世代が労働市場に参入するなど、年齢構成の変動が影響している。なお、男性の労働力人口比率が 26 年を底に上昇基調に転じているのは、高齢者雇用安定法が 24 年に改正され、65 歳まで働ける環境が整い、60 歳代前半の労働力人口比率が高まったことによる。一方、本県の女性は復帰後、上昇傾向が続いた後、平成 3 年の 47.5％をピークに低下したが、8 年以降は概ね横ばいで推移し、14 年以降は基調として上昇が続き、24 年以降は上昇の動きが強まっている。4 年以降の低下は男性と同様にバブル崩壊の影響とみられる。また、女性については年齢構成の変動は男性と同様に労働力人口比率を低下させる要因となっているが、年齢 5 歳階級別の労働力人口比率は 25 歳から 49 歳にかけて、また 60 歳代前半で上昇しており、その結果、女性全体の労働力人口比率は上昇傾向が続いている。その背景には 14 年以降においてコールセンターの増加や宿泊業・飲食サービス業、そして高齢化に伴う医療、福祉など女性の就業者比率が高い事業所が増加してきたことが挙げられる。

図表2-36　労働力人口比率

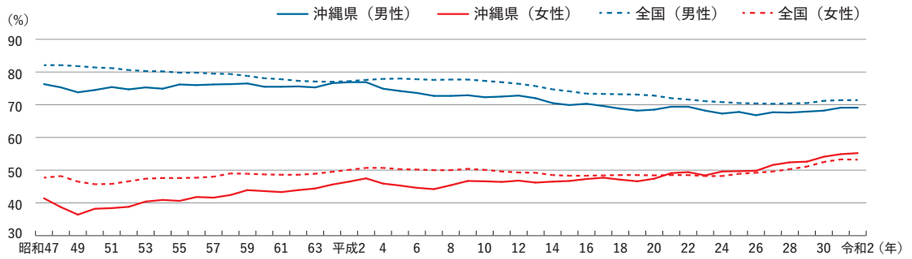

資料：総務省、沖縄県「労働力調査」

③新規求人数

平成 14 年度から 23 年度の新規求人数についてみると、県内景気が緩やかに回復傾向をみせた 14 年度から 17 年度にかけては増加基調で推移した（図表 2-37）。19 年度以降は県内景気がやや足踏みする中で減少に転じ、22 年度以降は再び増加に転じた。

図表2-37　産業別新規求人数の増減寄与度

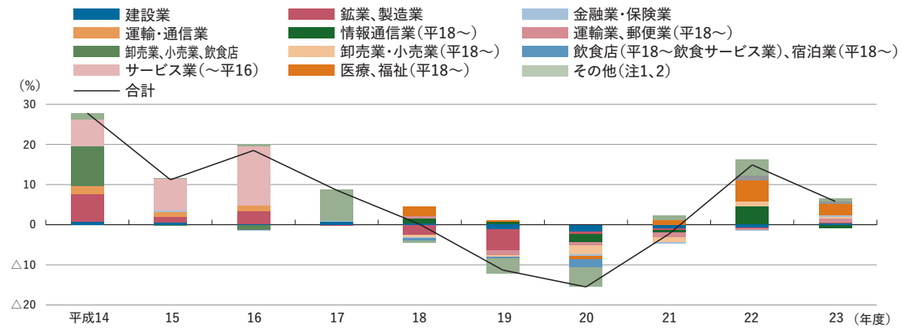

（注）1. 平成17年度と21年度は産業分類が改定されており、「その他」に含まれる産業は前年度とは異なる。
2. 17年度と21年度の「その他」の寄与度は、前年度と共通の産業に組み替えて算出しており、前後の年度の「その他」に含まれる産業とは異なる。

資料：沖縄労働局「職業安定業務統計」

産業別の新規求人数の動向を増減寄与度でみると、14 年度から 16 年度にかけては、「サービス業」「鉱業、製造業」などで、22 年度以降は高齢化の進展や沖縄振興策などにより「医療、福祉」などで増加した。

④有効求人倍率

平成 14 年度から 23 年度の有効求人倍率をみると、有効求人数は平成 14 年度から 18 年度までの全国の長期にわたる景気拡大に伴い、緩やかながら上昇傾向がみられた（図表 2-38）。一方、有効求職者数は 14 年度から 17 年度にかけて増加し、その後は減少に転じたが、20 年度のリーマンショックによる雇い止めの影響もあり 21 年度以降は増加に転じた。この結果、有効求人倍率は 19 年度まで上昇したが、その後は低下した。なお、23 年度における全国の有効求人倍率は 0.68 倍で本県の 0.32 倍の 2 倍以上となっている。

図表 2-38　有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率

（単位：人、倍）

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効求人数	10,038	11,319	13,885	13,154	14,017	13,865	11,620	10,431	12,681	13,957
有効求職者数	30,824	31,151	33,184	34,983	33,500	31,781	31,498	35,556	38,974	43,124
有効求人倍率	0.33	0.36	0.42	0.38	0.42	0.44	0.37	0.29	0.33	0.32
有効求人倍率（全国）	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68

資料：厚生労働省、沖縄労働局「職業安定業務統計」

（5）企業の動向

①法人数と所得金額

県内の法人数を国税庁の統計でみると、平成 14 年は 1 万 9,072 社で全国の法人数に占める割合は 0.7％であった（図表 2-39）。23 年には 1 万 9,934 社と増加したものの、全国に占める割合では 0.7％と、14 年と同水準となっている。ただし、14 年の法人数は全国で 38 番目であったが、23 年の法人数は全国で 34 番目に上昇している。

また、所得金額でみると 14 年は 1,484 億 5,200 万円で、全国の法人の所得金額に占める割合は 0.4％であった。15 年から 22 年は同割合が 0.3％から 0.5％で推移し、23 年には 0.4％と 14 年度と同水準であった。

図表 2-39　法人数と所得金額

（単位：社、百万円、位、％）

年 / 法人数	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	全国に占める順位	
											平成14年	平成23年
沖縄県	19,072	19,365	19,873	20,097	20,287	18,728	18,917	19,128	19,554	19,934	38	34
全国	2,906,150	2,892,679	2,915,259	2,939,583	2,964,498	2,756,636	2,731,768	2,730,810	2,709,089	2,708,302	－	－
全国に占める割合	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	－	－
所得金額											平成14年	平成23年
沖縄県	148,452	142,744	154,252	152,696	170,226	153,776	137,646	165,868	160,828	155,989	30	31
全国	34,824,655	35,509,462	40,858,970	45,664,941	54,221,592	58,103,513	37,168,125	33,259,219	35,685,102	36,808,623	－	－
全国に占める割合	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	－	－

資料：国税庁「都道府県別法人税（法人数、所得金額）」

②事業所数

平成 14 年から 23 年までの期間について事業所数や産業別の動向をみる際に、事業所・企業統計と経済センサス（両方の統計調査とも周年調査）で概ね同期間に該当する調査年次が事業所・企業統計では 13 年調査と 18 年調査、経済センサス－基礎調査では 21 年調査となる。そこで、この調査期間による県内の民営事業所数をみると、13 年の 7 万 569 事業所から 18 年には 6 万 9,997 事業所と減少し、21 年には 6 万 8,543 事業所とさらに減少している（図表 2-40）。同期間は、県内景気が緩やかな回復傾向から消費税率の引き上げやリーマンショックによる県外での派遣社員の雇い止めなどで足踏み状態となったことも影響しているとみられる。13 年から 18 年の産業別の事業所数をみると、「卸売業、小売業」が 2 万 1,427 事業所から 1 万 9,811 事業所へと 1,616 事業所減り、零細な小売業を中心に最も多く減少した。次いで「建設業」が 5,386 事業所から 4,877 事業所へと 488 事業所減少した。一方、「医療、福祉」が高齢化の進展を反映し、2,748 事業所から 3,448 事業所へと 700 事業所増加した。次いで「サービス業 (その他)」が 1 万 2,915 事業所から 1 万 3,541 事業所へと 626 事業所増加し、「飲食店、宿泊業」が 1 万 2,562 事業所から 1 万 2,954 事業所へと 392 事業所増加した。また、調査統計が異なるため、単純な比較はできないが 18 年の事業所・企業統計と 21 年の経済センサス－基礎調査を比較すると、18 年から 21 年にかけて事業所数は減少している。同じ産業分類で比較できる産業でみると、「建設業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」などで減少し、「医療、福祉」「情報通信業」などで増加している。21 年の事業所数の産業別の構成比をみると、「卸売業、小売業」が 26.4％と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 18.1％となっており、この 2 つの産業で 44.5％と 4 割余を占めている。

③従業者数

従業者数については、平成 13 年の 46 万 820 人から 18 年には 49 万 1,290 人へと 3 万 470 人の増加となった（図表 2-40）。産業別でみると高齢化の進展に伴い「医療、福祉」が 4 万 3,742 人から 5 万 8,625 人へと 1 万 4,883 人増え、最も増加数が多く、増加総数の約 5 割を占めている。次いで「サービス業（その他）」が 7 万 39 人から 8 万 156 人へと 1 万 117 人増加した。以下、「飲食店、宿泊業」が県人口の増加や入域観光客数の増加を背景に 6 万 5,392 人から 7 万 94 人へと 4,702 人増加し、「教育、学習支援業」が 3,023 人の増加、「情報通信業」が 2,605 人の増加、「卸売・小売業」が 1,658 人増加した。

21 年調査から経済センサスに統計調査が変更となり、時系列での連続性はなくなった。21 年の事業所の産業別の構成比をみると、「卸売業、小売業」が 22.7％と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 14.4％、「医療、福祉」が 13.1％となっており、この 3 つの産業で 50.2％と約 5 割を占めている。

図表 2-40　事業所数と従業者数

（単位：所、人、％）

	実数				増減数			実数		構成比	
	事業所数		従業者数		事業所数	従業者数		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
	平成13年	18年	13年	18年	13年→18年	13年→18年		21年	21年	21年	21年
全産業	70,569	69,997	460,820	491,290	-572	30,470	全産業	68,543	517,580	100.0	100.0
農林漁業	181	187	1,511	2,042	6	531	農林漁業	424	3,431	0.6	0.7
鉱業	36	30	441	276	-6	-165	鉱業	38	285	0.1	0.1
建設業	5,366	4,877	51,008	43,980	-489	-7,028	建設業	4,729	41,451	6.9	8.0
製造業	3,093	2,995	28,878	29,228	-98	350	製造業	3,023	30,243	4.4	5.8
電気･ガス･熱供給･水道業	37	36	1,983	2,080	-1	97	電気･ガス･熱供給･水道業	36	1,930	0.1	0.4
情報通信業	636	685	10,688	13,293	49	2,605	情報通信業	767	12,292	1.1	2.4
運輸業	1,591	1,478	25,918	26,429	-113	511	運輸業、郵便業	1,496	29,284	2.2	5.7
卸売･小売業	21,427	19,811	117,580	119,238	-1,616	1,658	卸売業、小売業	18,115	117,743	26.4	22.7
金融･保険業	993	919	13,840	11,411	-74	-2,429	金融業、保険業	917	12,828	1.3	2.5
不動産業	5,496	5,444	10,945	11,320	-52	375	不動産業、物品賃貸業	6,435	18,351	9.4	3.5
飲食店･宿泊業	12,562	12,954	65,392	70,094	392	4,702	宿泊業、飲食サービス業	12,398	74,407	18.1	14.4
医療･福祉	2,748	3,448	43,742	58,625	700	14,883	医療、福祉	3,750	67,879	5.5	13.1
教育、学習支援	3,175	3,175	14,221	17,244	0	3,023	教育、学習支援業	2,969	18,042	4.3	3.5
複合サービス業	313	417	4,634	5,874	104	1,240	複合サービス事業	353	4,008	0.5	0.8
サービス業（その他）	12,915	13,541	70,039	80,156	626	10,117	学術研究、専門･技術サービス業	2,673	15,188	3.9	2.9
							生活関連サービス業、娯楽業	6,350	27,933	9.3	5.4
							サービス業（その他）	4,070	42,285	5.9	8.2

（注）平成18年までは「事業所・企業統計」であり、21年は「経済センサス」のため、産業分類が一部一致しない。
資料：総務省「事業所･企業統計（平成13年から18年まで）」、「経済センサス（21年）」

第２章　出融資動向

第１節　出融資

第１項　産業開発資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

14 年度（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付対象、措置期間などの拡充および担保特例制度を導入
（廃止）「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」

15 年度（創設）「赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）」
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付対象の拡充および担保特例制度の取扱期間を延長

16 年度（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保徴求特例の取扱期間を１年延長し、平成 17 年３月 31 日まで
とする。

17 年度（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒特別自由貿易地域において事業用地の借地により立地する者を担保特例の対象範囲に追加および担保特例取扱期間を延長
（拡充）「沖縄情報通信産業支援資金」
⇒貸付対象に情報通信技術利用事業者等を追加

18 年度（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例取扱期間を延長

19 年度（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例取扱期間を延長

20 年度（創設）「沖縄自立型社会資本整備資金」
（拡充）「海運」
⇒貸付金の使途を拡充
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例取扱期間を延長
（廃止）「バス」

21 年度（創設）「沖縄経済自立支援」
（創設）「沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付」

（創設）「環境・エネルギー対策」

（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間を延長

22 年度（拡充）「沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付」

⇒取扱期間を延長

（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間を延長

23 年度（拡充）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」「沖縄情報通信産業支援資金」「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒雇用の維持拡大を図る場合、適用される利率を控除（雇用促進低利）

（拡充）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」

⇒対象施設を重点化

（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間を延長

（廃止）「沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付」

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

沖縄自立型社会資本整備資金（対象資金：産業開発）

産業基盤や沖縄振興策と一体となった政策意義の高い公共施設などの整備においては、沖縄県および県内の市町村の財政基盤がぜい弱であることから、民間資金などを活用した整備需要が見込まれ、県内地銀の資金に加えて、引き続き当公庫による質的・量的な補完が必要とされた。また、公的機関の保有資産の民間企業などへの売却においても、民間活力を利用した地域振興に寄与するため、当公庫による質的・量的な補完が必要である。この資金は、産業開発資金を対象とし、平成 20 年度に創設された。貸付条件は、金利[注1]が政策金利Ⅱ、貸付限度額が所要資金の 7 割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間 5 年以内）となっている。

沖縄経済自立支援（対象資金：産業開発）

沖縄振興計画（第 4 次）策定以降、自立型経済の構築に向けた取り組みは着実に進捗してきたが、同振興計画の残り期間において振興施策の効果発現を加速するため、平成 19 年 3 月に取りまとめられた沖縄振興計画後期展望（沖縄振興審議会）が示す課題に即した事業（情報通信関連産業の集積事業を行う者、地理的特性を踏まえた交通体系の整備事業を行う者）に対し、当公庫として支援していく必要があるとされた。この資金は、産業開発資金を対象とし、平成 21 年度に創設された。貸付条件は、金利が政策金利Ⅰから政策金利Ⅱ[注1]、貸付限度額が所要資金の 7 割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間 5 年以内）となっている。

沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付（対象資金：産業開発）

政府の「経済危機対策」に基づき、国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来たしている中堅企業などを対象とした「沖縄経済・金融環境変化対応緊急特別貸付」を平成 21 年度に創設。資金使途は「融資対象者が営む事業を円滑に遂行するために必要な非設備事業資金[注2]」とし、貸付条件は、金利が基準金利[注1]、貸付限度額が所要資金の 7 割以内、償還期間が 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）となっている。

環境・エネルギー対策（対象資金：産業開発）

平成 21 年度より、中小企業等資金において、低炭素社会の構築に資するとともに、産業の成長力強化につながるものとして、本土並び制度である「環境・エネルギー対策貸付」の貸付対象に「石油代替エネルギーを使用するために必要な設備」を追加し貸付条件の拡充が行われた。CO2 排出量がより多いと想定される大企業・中堅企業についても、低炭素社会の構築などの政策の整合性を保つとともに、沖縄における特殊事情も考慮し、産業開発資金おいても同様の措置を講じるため、同年度に創設。貸付対象は「石油代替エネルギーを使用するために必要な設備」に限定し、貸付条件は、金利が政策金利Ⅱから政策金利Ⅲ[注1]、貸付限度額が所要資金の 7 割以内、償還期間が 15 年以内（うち据置期間 2 年以内）となっている。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）

（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生・医療・農林漁業・住宅）

沖縄は、赤土や泥岩などの土壌で大部分が構成されている。また、地勢的に面積が狭小で河床勾配が急で、流路延長が短いため、雨により土壌が露出すると濁水が沿岸部に流出・沈殿しやすい環境下にある。沿岸部における赤土などの沈殿、堆積によるサンゴの死滅は、生態系の破壊を招き水産業に致命的な影響を及ぼすほか、美しい海をセールスポイントにしている基幹産業の観光業に大きな打撃を与える。このため、沖縄県は、1,000㎡以上の土地の形質を変更する工事の場合、発生源対策などを義務付けた上、排出水の浮遊物質量を規制する「赤土等流出防止条例」を平成 6 年 10 月に公布、翌年 10 月から施行した。その後、平成 14 年 3 月に成立した沖縄振興特別措置法第 2 条において、環境の保全が言及されたほか、経済財政運営に関する基本方針 2002 においては新重点 4 分野の 1 つである「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」について、「自然生態系の保全・再生に直接つながる事業」が挙げられている。これらを背景としてこのちゅら海低利は、沖縄における自然環境問題である赤土などの流出を防止し、自然環境の保全を促進するため、15 年に創設された。（TOPIC8「ちゅら海低利」参照）

②主な本土並び制度

平成 20 年 10 月以降は、特定資金のうち日本政策投資銀行並び制度については、同行の民

注1　制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、金利水準の高い方から順に、産業開発資金では基準金利、政策金利Ⅰ、政策金利Ⅱ、政策金利Ⅲなどがある。

注2　総合史第2編第1章第2節第3項「(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）注2」参照。

営化に伴い廃止となった。

③新たな金融手法の活用

沖縄公庫では、社会の要請や事業環境の変化などにより多様化する資金調達ニーズに対応するため、新たな金融手法の活用を推進してきた。プロジェクトファイナンスは、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンス（貸し付けなど）であって、その利払いおよび返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフロー（収益）に限定し、その貸し付けなどの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である[注3]。

当公庫では、大規模プロジェクトで想定される PPP/PFI や不動産流動化などのプロジェクトファイナンスを推進するため、平成 19 年度にプロジェクトファイナンスにおける格付を導入し、プロジェクトに応じたリスクを金利に上乗せ反映する制度を整備。併せて、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に基づくスキームの受け皿となる SPC（特別目的会社）が発行する社債引受けを可能とするため、金融商品取引法に基づく適格機関投資家の指定届出を行ったほか私募債取得事務取扱規程を制定し、プロジェクトファイナンスに対応する体制を整備した。

（2）融資動向

①融資の基本方針

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における、この期の沖縄振興の基本的なテーマは、新事業の創出や既存産業の高度化など、戦略的な産業振興による民間主導の自立型経済を構築することにあった。このため沖縄公庫には、観光・リゾート産業などのリーディング産業支援に加え、新たな成長産業として期待される情報通信産業やバイオ関連産業などの育成支援が期待された。その一方で、平成 14 年 10 月に金融庁によって策定された「金融再生プログラム」に則り、政策金融機関には地域金融機関と連携した中小企業などの再生に向けたリレーションシップバンキングの強化も求められた。加えて期間中盤には政府の「政策金融改革の基本方針」（17 年 11 月）の決定に続き「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法）の施行（18 年 5 月）により、改革に基づく政策金融機能の見直しや新たな政策金融機関の組織体制が示された。

これらを背景にした当期 10 年間の当公庫の業務運営方針においては、沖縄県を業務区域とする総合政策金融機関として引き続きその役割を発揮していくことを基調としつつ、金融環境や経営環境の悪化に際しセーフティネット機能を発揮するとともに、地域金融機関と協調・連携した事業者支援や事業再生の取り組みを推進すること、また政策金融改革などに基づく業務範囲の見直しやリスク管理体制の強化を着実に実施することなどが順次掲げられていった。

その中で産業開発資金分野の取り組み方針については、ホテル投資計画や航空機、船舶の更新投資、発電燃料の多様化投資など、中堅・大規模事業者の維持更新投資や能力拡充投資などに係る多様な資金需要に適切に対応することを基本としつつ、一方では、経営が悪化した第３セクターや大規模事業者の経営再建支援が前期から引き続き掲げられた。また、期間中盤以降の方針には沖縄振興において重要なプロジェクトとして位置付けられる沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業、空港ターミナル整備事業、駐留軍用地跡地開発事業の事業化支援などに取り組むことのほか、PFI 手法を活用した公共施設整備などに係る取り組みも加わった。また対応分野の多様化に伴い期間後半には、大規模プロジェクトなどに対してプロジェクトファイナンスの活用に取り組むことや、世界同時不況や経済対策を踏まえたセーフティネット機能の発揮も方針に加えられた。

組織体制としては、本店の融資管理部門において業務課題への対応機動性を高めるため、14 年度から課制に代わり班制が導入された中で、産業開発資金の貸し付けは融資第一部産業開発融資班が中心に担い、新設された出資・経営管理班は出資先第３セクターや経営困難な大規模事業者の顧客管理や再建支援を中心に担った。また、期間後半に差し掛かる 19 年４月の機構改正においては、「地域プロジェクト振興班」が融資第一部に新設され、地域プロジェクトに対して出融資による事業化支援を担うとともに PPP/PFI の普及といった公民連携分野の業務を担った。またこれに伴い経営困難な大規模事業者などの再建支援を担った出資・経営管理班は事業管理部に配置され「経営支援班」として経営再建支援の主管部署の役割を担うこととなった。（総合史第２編第２章第１節第３項「地域における連携、コンサルティング機能の深化」参照）

②産業開発資金の融資の動向

②－1 事業計画

当期 10 年間の事業計画は当初計画額（当初予算ベース）で 5,070 億円となり、４年度から 13 年度までの前期 10 年間の 7,275 億円に比較して 2,205 億円の減少で、増減率は 30.3％の大幅減となったが、これは企業の融資相談の内容や設備投資計画を反映したものとなっている。当初計画額の推移をみると、当期間初年度の 14 年度は 560 億円であったがその後斬減し、期間後半の 19 年度からは 500 億円を下回り 21 年度には 14 年度比で約２割減の 460 億円となっている。一方で大型投資に係る資金需要の増加や需要期の重なりなどにより、当初計画額を超える資金需要が見込まれる場合は計画額の追加に努めており、18 年度は 115 億円、20 年度は 80 億円、21 年度には 30 億円の増額措置がなされている。なお 17 年度は予算の効率的な活用のため、産業開発資金から他の資金への事業枠の流用措置が行われた。これらの結果当期 10 年間では最終計画額が当初計画額を 148 億円上回っている。

注3　プロジェクトは、プロジェクトを遂行しようとする会社（スポンサー）が出資して設立したSPC（特別目的会社，Special Purpose Company）が遂行する。これは、企業の他の資産ないし事業から、プロジェクトファイナンスの対象となる資産ないし事業を分離・隔離し、プロジェクトから生み出されたキャッシュフローを安定継続的に投資家・債権者に配分するためである。金融機関が貸し付けの相手方とするのもSPCであるのが一般的である。

図表 2-41　事業計画と貸付実績（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	56,000	56,000	0	41,942	74.9	74.9
15	56,000	56,000	0	36,159	64.6	64.6
16	55,000	55,000	0	30,826	56.0	56.0
17	52,000	44,303	△ 7,697	27,912	53.7	63.0
18	50,000	61,500	11,500	61,015	122.0	99.2
19	48,000	48,000	0	40,860	85.1	85.1
20	47,000	55,000	8,000	54,930	116.9	99.9
21	46,000	49,000	3,000	48,363	105.1	98.7
22	46,000	46,000	0	39,785	86.5	86.5
23	51,000	51,000	0	38,047	74.6	74.6
合計	507,000	521,803	14,803	419,839	82.8	80.5

②－2 貸付実績

当期 10 年間の産業開発資金の貸付実績は 4,198 億 39 百万円となった。最大の貸付実績は平成 18 年度で 610 億 15 百万円に達した。同年度は LNG 火力発電所の建設、大型リゾートホテルの開発、地上デジタル放送関連などの大口の資金需要への対応が重なった。一方で前期 10 年間と比較すると、貸付実績は 1,787 億 84 百万円の減少で、29.9％の大幅減少であった。要因は電気事業、製造業、定期航空事業、空港ターミナル事業などに係る大型設備投資が一服したことに伴うものである。

当公庫は設立以降、中堅・大規模事業者の多様な資金需要に対して独自融資制度および日本政策投資銀行並びの融資制度により対応してきたが、当期間後半の 20 年 10 月には行革推進法などに基づき日本政策投資銀行の並び制度が廃止となったため、以降は沖縄の地域課題や政策ニーズに応えるために沖縄公庫独自融資制度の充実を図りながら産業開発資金分野の融資活動を展開していった。その結果、電気、ガス、航空機、海運、観光関連などの事業を対象とした公庫独自制度による当期 10 年間の貸付実績は 3,455 億 26 百万円に上り、産業開発資金全体の 82.3％を占めている。

また独自制度以外では、特に公共性が高い都市モノレール事業、ケーブルテレビ事業に対しては無利子貸付も併せて適用し、デジタル放送の開始に向けた放送事業に対しては低利貸付を適用することで支援した。両制度の実績は当期 10 年間で 40 億円余に上った。そのほか、沖縄振興において重要と位置付けられた離島の空港旅客ターミナル整備事業、那覇空港貨物ターミナル整備事業、都市モノレール事業については、融資のほかに出資制度も活用した資金供給により、財務基盤強化による事業の安定化を支援した。

セーフティネット機能の発揮については、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界金融危機を機に 20 年度に独自制度「沖縄経済･金融環境変化対応緊急特別貸付」が創設され、その後同制度は、東日本大震災で影響を受けた事業者への支援にも対象が拡大され、取扱期限である 23 年度までの間に 205 億円の貸し付けを実行し、県内中堅・大規模事業者の資金繰りや経営安定化を支援した。また、大手企業グループの事業再編などを円滑に進めるための資金供給の取り組みもあった。

このほか新たな資金供給の取り組みとしては、大規模プロジェクトなどに対するプロジェクトファイナンスの活用が挙げられる。当期前半の 15 年度には、特別目的会社（SPC）が主体となった大型観光商業施設の整備計画に対して当公庫で初めてのプロジェクトファイナンスが実行された。また 20 年度には当公庫が適格機関投資家の指定を受け、「資産の流動化に関する法律」に基づいて設立された特定目的会社（TMK）が主体となった大型の宿泊・ビジネス複合ビルの整備計画に対するプロジェクトファイナンス（特定社債の引き受けを含む）が実行された。

当期 10 年間の融資活動の主な成果としては、エネルギーインフラ分野では、液化天然ガスを発電燃料とする火力発電所の建設が新たに進められたほか、引き続き都市ガス供給網の拡充などが図られた。交通インフラでは平成 8 年 11 月に着工し整備が進められていた沖縄都市モノレール事業が 15 年 8 月に開業を迎え、那覇空港駅と首里駅を結び新たな二次交通機能の充実が図られた。また県内を拠点とする定期航空運送事業において運航の安定化などに資する機材調達が行われたほか、海運業では本土・離島航路向けに物流需要の増加に対応した RORO 型貨物船が就航し、海上輸送の安定化が一層進んだ。物流や人流の拠点整備では、21 年 10 月に那覇空港新貨物ターミナル事業が供用を開始し、沖縄の地理的優位性を生かした国際航空物流の拠点となった。また、新石垣空港の開港に向けて八重山地域の空の玄関口となる新旅客ターミナルビルの整備が進んだ。通信・放送分野では、電気通信事業において提供サービスの高度化、多様化が進んだほか、民放テレビ放送局において地上デジタルテレビ放送が開始された。そのほか、県内大手製パン業者の中城湾新港地区への製造拠点の移転、スーパーマーケットを中核テナントとする商業施設の既成市街地や郊外への進出、駐留軍用地跡地（北谷町美浜地区、那覇新都心地区）における宿泊施設や複合商業施設の開業、地域農産物を主原料とした特産品開発や見学施設の展開など、魅力ある観光の受け皿整備も進んだ。宿泊施設については、大型リゾートホテル、都市型リゾートホテル、宿泊特化型ホテルなど多様な形態の施設が開業したが、施設整備や保有の主体と事業運営の主体を分離した形態の事業計画も増加した。また、那覇市や南城市において公営事業の資産を譲り受けて民間事業として活用する公民連携事業が取り組まれたほか、離島県において重要な役割を持つ大規模廃棄物処理施設の整備が進んだ。

②－3 業種別貸付状況

貸付実績を業種別でみると、電気・ガス・水道業は 1,833 億 26 百万円、構成比で 43.7％を占めたが、前期 10 年間と比較すると 1,089 億円の減少、増減率では 37.3％減となった。不動産業は 619 億 64 百万円と構成比は全体の 14.8％を占め、前期 10 年間と比較して 224 億

円増加し、増減率は 56.7％と大幅な伸びとなった。背景としては、空港の旅客・貨物ターミナルの新規整備や商業、宿泊事業向けの賃貸用施設の整備が進んだことなどがある。サービス業においては、本島や離島でホテル整備が継続的にあったことから実績は 899 億 50 百万円となり、構成比は 21.4％に上昇した。運輸・郵便・情報通信業は、海運業、定期航空運送業、放送業、電気通信事業向けなどが分類されるが、当期 10 年間の実績は 425 億 90 百万円で前期 10 年間に比べて 42.4％の大幅減となった。製造業では、船舶製造業の移転拡張投資や食品製造業、新聞業の本社、製造拠点の移転投資などがあったが、当期 10 年間の実績は 171 億 65 百万円、前期 10 年間に比べて 71.5％の大幅な減少となった。

図表 2-42　業種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円）

業種＼年度	平4～13（A）	構成比	平14～23（B）	構成比	増減(C)（B)−(A)	前期10年比増減率
建設業	2,130	0.4%	3,000	0.7%	870	40.8%
製造業	60,156	10.0%	17,165	4.1%	△ 42,991	△ 71.5%
卸小売業	25,910	4.3%	20,144	4.8%	△ 5,766	△ 22.3%
不動産業	39,545	6.6%	61,964	14.8%	22,419	56.7%
運輸・郵便・情報通信業	73,969	12.4%	42,590	10.1%	△ 31,379	△ 42.4%
電気・ガス・水道業	292,286	48.8%	183,326	43.7%	△ 108,960	△ 37.3%
サービス業	104,627	17.5%	89,950	21.4%	△ 14,677	△ 14.0%
その他	−	−	1,700	0.4%	−	−
合計	598,623	100.0%	419,839	100.0%	△ 178,784	△ 29.9%

（注）飲食店はサービス業に含まれている。

②－4 資金種別貸付状況

主な独自制度の実績をみると、電気事業関連投資を対象とする「電気」は前期 10 年間に比べて 1,091 億 3 百万円の大幅な減少となったが、観光関連事業を対象とした「沖縄観光・国際交流拠点整備」資金は、観光分野への活発な投資により活用が進み、前身の類似制度の実績と比較して 179 億 30 百万円の増加となった。また「航空機」は機材調達が一服したことから 316 億 23 百万円の減少となったが、「海運」は就航船舶の更新が続いたことから 23 億 5 百万円増加した。

②－5 貸付残高

これらの融資活動の結果、産業開発資金の貸付残高は 23 年度末で 3,367 億円となり、13 年度末の 4,725 億円に比べると、10 年間で 1,358 億円の減少、増減率は 28.7％の大幅な減少となった。既述のとおり貸付実績が前期 10 年間に比べて 1,787 億円の減少となったことに加えて、繰上償還を含めた回収額が増加したことも残高が減少した要因である。なお、当公庫全体の貸付残高も 23 年度末で 1 兆円の大台を割り込み 9,464 億円余となったが、そのうち産業開発資金の残高が 35.6％を占めている。

第２項　中小企業等資金（中小企業資金、生業資金）

（１）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

14 年度　（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付対象、据置期間などの拡充および担保特例制度 (中小) の導入
（廃止）「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」

15 年度　（創設）「赤土等流出防止低利（ちゅら海低利)」
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒貸付対象の拡充および担保特例制度の取扱期間の延長

16 年度　（創設）「中小企業向け無担保貸付」（対象資金は中小企業資金）
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保徴求特例の取扱期間を 1 年延長し、平成 17 年 3 月 31 日までとする
（廃止）「沖縄経済国際化促進資金」（対象資金は中小企業資金）
（廃止）「沖縄離島地域経済活性化貸付」

17 年度　（創設）「沖縄離島振興貸付（美ら島貸付)」
（創設）「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」
（拡充）「沖縄特産品振興資金」
⇒泡盛特例（設備 20 年（うち据置 5 年)、運転 10 年）の新設
（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒「特別自由貿易地域において事業用地の借地により立地する者」を担保特例の対象範囲に追加および担保特例取扱期間の延長
（拡充）「沖縄情報通信産業支援資金」
⇒貸付対象に情報通信技術利用事業者等を追加
（拡充）「災害復旧貸付」
⇒対象となる実施基準を災害救助法の適用のあった場合または災害救助法の発動に準ずると公庫が認めた場合に変更（対象資金は生業資金）

18 年度　（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例取扱期間の延長

19 年度　（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例取扱期間の延長

20 年度　（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間の延長

（廃止）「中小企業向け無担保貸付」（対象資金は中小企業資金）

21 年度 （拡充）「沖縄離島振興貸付」

⇒設備資金および運転資金の一部に特別利率を設定

（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間の延長

22 年度 （拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間の延長

23 年度 （拡充）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」「沖縄情報通信産業支援資金」「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒雇用の維持拡大を図る場合、適用される利率を控除（雇用促進低利）

（拡充）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」（対象資金は中小企業資金）

⇒対象施設の重点化

（拡充）「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」

⇒担保特例取扱期間の延長

（廃止）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」（対象資金は生業資金）

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

中小企業向け無担保貸付（対象資金：中小）

民間金融機関の不良債権処理によるリスクテイクの弱さから中小企業者への貸出姿勢は厳しくなっており、またデフレ経済下における県内地価の下落の進行により中小企業者の資金調達力は低下していた。不動産担保に依存した間接金融が主体の中小企業金融においては、財務内容に特段の問題がないにもかかわらず不動産担保がない中小企業者は円滑な資金調達に支障を来していた。そのような中小企業者に対してセーフティネット機能の拡充を図るため、リスクに見合った金利を設定することによる無担保融資制度（貸付期間３年以内、限度額１億円、金利は無担保のリスク分を上乗せ）が 16 年度に全国に先駆けて創設された。貸付条件は金利が各貸付制度の規定に基づき定める貸付利率に信用コスト率を加えた利率とした。

沖縄離島振興貸付（美ら島貸付）（対象資金：中小・生業）

沖縄県内の離島地域においては、経済規模が小さい上、輸送コストがかさむなどの不利性を抱えており、沖縄本島との地域間格差が是正されていない。離島地域の事業者は、小規模・零細層が大半を占め、これまでの雇用創出のみに着目した金融支援では地域の実情に必ずしも合致したものではないことから、離島地域における産業の振興および経済の活性化に寄与する事業活動を多面的にとらえる必要があった。この資金は離島における中小企業者が行う事業を幅広く対象とし、島の特色ある産業振興・経済活性化を支援するため、前身制度の沖縄離島地域経済活性貸付を廃止し、17 年度に創設された。貸付条件は金利が基準金利または雇用の拡大が見込まれる設備は特別利率③[注1]、貸付限度額が中小企業資金は設備７億 2,000 万円、運転２億 5,000 万円、生業資金は設備 7,200 万円、運転 4,800 万円、償還期間は設備 20 年以内（うち据置期間３年以内）、運転７年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

沖縄中小企業経営基盤強化貸付（対象資金：中小・生業）

国・県による税制面の優遇措置などと併せて、中小企業経営革新支援法に基づき経営革新計画および経営基盤強化計画の承認を受けた中小企業の金融支援措置として経営革新資金が設けられているが、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄版の経営革新計画および経営基盤強化計画の承認を受けた中小企業の金融支援措置である経営基盤強化資金は、貸付条件などが不利な取り扱いとなっていた。この資金は本県の中小企業の経営革新などに対し、政策的に全国と同水準の金融支援措置に基づいて支援していくため、経営基盤強化資金を基に貸付条件などを拡充し、17 年度に創設された。貸付条件は金利が基準金利または特別利率③[注1]、貸付限度額が中小企業資金は設備７億 2,000 万円、運転２億 5,000 万円、生業資金は設備 7,200 万円、運転 4,800 万円、償還期間は設備 20 年以内（うち据置期間２年以内）、運転７年以内（うち据置期間３年以内）となっている。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）

部門史第２編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

②－1 セーフティネットの整備

緊急経営安定対応貸付（社会的、経済的な環境の変化や金融機関との取引状況の変化などによって、業況や資金繰りなどの一時的な悪化がみられる中小企業の経営基盤の強化や経営安定の支援を目的として 12 年 12 月創設）、経済再生改革対応緊急貸付（主要行の不良債権問題解決を通じて経済の再生を図るとする金融庁の金融再生プログラムが 14 年 10 月発表されるなど不良債権処理が加速する中、取引金融機関からの貸し渋り・貸し剥がしなどにより資金繰りに困難を来している事業者を支援する目的で創設）などの移設などを経て、経営環境、金融環境などの変化に対応する「セーフティネット貸付」が整備拡充された。資金繰りの緩和など事業経営の安定に寄与した。

②－2 事業再生への支援

11 年 12 月に民事再生法が制定され、14 年 10 月には金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、新たな成長分野への資源の円滑な移行を可能にし、金融および産業の早期再生を図るため「改革加速のための総合対応策」が策定された。金融経済情勢が依然厳しい中で、事業再生を支援

注1　金利は、制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、金利水準の高い方から順に、中小企業資金や生業資金では基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③などがある。

するため 14 年度「企業再生貸付（中小）」、16 年度「企業再生貸付（生業）」などが整備された。また 20 年度には資本性劣後ローンである「挑戦支援資本強化特例制度」を中小企業資金および生業資金[注2]に創設し、生活衛生資金においては令和元年度に導入された。

②－3 環境対策の促進

自動車 NOx・PM 法が 13 年 6 月に改正され大気環境の対策が求められる中、超低 PM 排出ディーゼル車認定制度に基づいた自動車取得を促す「環境・エネルギー対策貸付」が整備された。

③新たな金融手法の活用

バブル崩壊後、長期化する不況と中小企業の回復の遅れに対応するために政府は数次にわたり経済対策を講じた。当公庫では、社会の要請や事業環境の変化などにより多様化する資金調達ニーズに対応するため、新たな金融手法の活用を推進してきた。

③－1 担保・保証に過度に依存しない融資制度

平成 5 年度に、担保や保証人を提供することが困難であり、経営基盤もぜい弱で信用力が乏しいベンチャー企業を支援することを目的に、本土並びの担保特例制度として、一部無担保で融資を行う「新事業育成貸付」（中小企業資金）を創設。以降、貸付対象や限度額などを相次いで拡充した。

同様に担保や保証人を提供することが困難であり、経営基盤もぜい弱で信用力が乏しい創業者を支援するため、13 年度に「新企業育成等における保証人徴求特例制度」（生業資金および生活衛生資金）、14 年度には金利上乗せなどを条件に第三者保証人などを不要とする「第三者保証人徴求特例」制度（生業資金および生活衛生資金）が創設された。16 年度には、デフレ経済下における県内地価の下落の進行により中小企業者の資金調達力が低下していることを受け、中小企業資金については、リスクに応じた金利を徴することで無担保かつ第三者保証人を必要としない「中小企業向け無担保貸付」を他の政策金融機関に先駆けて創設した。17 年度には中小企業資金に「保証人特例制度」と、貸付先の信用リスクおよび貸付期間に応じて一定の利率を加算する「担保特例制度」が同時に導入された。

これらは 13 年度以降の財政投融資制度改革の流れの中で「リスクに見合った金利設定」が求められたことや金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（15 年 3 月）によって、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る観点から各種制度が導入されたものである。

このように当公庫では、貸付先、沖縄県および経済団体などからのニーズを踏まえ、独自の制度・特例を整備、推進してきた。経済振興を図るため沖縄公庫独自制度に担保徴求などの特例を導入した事例として、「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」の特別自由貿易地域における賃貸工場に入居し一定の要件を満たす者について 2 億円を限度とした担保徴求の特例（13 年度）、米国同時多発テロ時創設の「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」における生業資金や生活衛生資金の個別事情に応じた弾力的な対応などがある。（TOPIC6「9.11 テロ」参照）

注2　生業資金では創設時当初は「挑戦支援融資制度」であったが、25年度に資金名の改定で「挑戦支援資本強化特例制度」となった。

図表 2-43　担保・保証に過度に依存しない制度

年度	制度名ほか		対象資金
平成13	新企業育成等における保証人徴求特例	創設	生業 生活衛生
14	第三者保証人徴求特例	創設	生業 生活衛生
16	中小企業向け無担保貸付（独自制度） ・貸付期間 3 年以内、限度額 1 億円	創設（20 年度廃止）	中小
17	担保特例制度 ・貸付額の 75％を限度とし、1 資金制度当たり 8 千万円	創設（20 年度廃止）	中小
	保証人特例制度	創設（28 年度廃止）	中小
	新創業融資制度における保証人徴求特例 （旧：新企業育成貸付等における保証人徴求特例）	資金名の改定	生業 生活衛生
20	中小企業資金担保特例制度 ・担保不足特例：貸付額の 75％を限度とし 1 資金制度当たり 1 億 2 千万円 ・無担保特例：1 資金制度当たり 8 千万円	創設	中小
25	経営者保証免除特例制度	創設	生業 生活衛生
	無担保融資特例制度（旧：第三者保証人徴求特例）	資金名の改定	生業 生活衛生

エピソード 04　「中小企業資金の無担保貸付制度の創設」

本制度は、業績が良好な中小企業に対して、無担保、かつ、第三者保証人を必要とせずに、1 億円を限度に運転資金を融資するものです。融資期間は 3 年以内で、金利は無担保のリスク分だけ上乗せします。

平成 16 年度に全国に先駆けて、沖縄公庫のみ創設が認められました。その背景には、当公庫において、ここ数年地道に取り組んできました「信用リスクを量的に把握する体制」が、ようやく構築されてきたことが挙げられます。

全国同様、沖縄県内でも、地価は下落し続けており、特に担保の少ない中小企業は資金調達が困難となっています。従来より、この担保の制約を何とかできないかといった声が多く寄せられておりましたが、本制度はその一つの解答になるものと、大いに期待しているところです。さらに、担保に関する審査手続き等が不必要となるため、スピーディーな貸付けが可能となりました。

なお、本制度は、民間的な手法である「リスクに応じた金利設定」を導入した点で、『政策金融改革について』で示された改革の方向性に沿うもので、また、セーフティネット機能を充実・強化するものでもあります。

（沖縄公庫ディスクロージャー誌「REPORT 2004」）

担保・保証人なし
中小企業に融資
沖縄公庫が全国初　1億円限度に
2004年度沖縄公庫予算案
04年度予算、1905億円確保
2003（平成15）年5月25日　沖縄タイムス掲載

③－2 在庫等を担保とした融資制度

平成 17 年 10 月に「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行され、企業の資金調達の円滑化を図る観点から、法人が行う動産の譲渡について、登記することにより対抗要件を備えることができる「動産譲渡登記制度」が創設された。

当公庫では、泡盛の古酒化の取り組みを強化している泡盛業界へのさらなる支援を図るため、沖縄県酒造協同組合の協力を得て、泡盛の在庫を担保とするスキームを開発、19 年 6 月に同組合と「泡盛譲渡担保に関する協定書」を締結し、泡盛在庫担保の ABL 融資（Asset Based Lending：動産・債権担保融資）のスキームを整備した。また、医療機関の診療報酬債権などにも ABL 融資を拡大（平成 21 年 9 月）するなど、中小企業などの資金調達手段の多様化を支援している。

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 11 年に抜本的に改正された中小企業基本法では、中小企業政策の理念が「大企業との格差是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に転換し、金融庁策定のアクションプログラム（「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」および「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」）では、中小企業の再生と地域経済の活性化が謳われ、この期間は、中小企業金融セーフティネット対策、中小企業再生支援、創業支援などの具体的な取り組みが推進された。

沖縄振興計画（第４次）における施策の展開では、「民間主導の自立型経済の構築」を目指す方向性が示され、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、特別自由貿易地域制度などを活用した加工交易型産業などが重点産業とされた。また、沖縄の優位性を生かした産業の新規事業の創出が促進された。

沖縄公庫においても、国や県の政策に呼応し、業務運営方針などにおいてセーフティネット機能の発揮、創業支援、担保や個人保証に過度に依存しない融資などを当期間を通し一貫して掲げ、中小企業事業者の資金需要に対応した。

当期 10 年間の中小企業等資金[注3]の当初計画額（当初予算ベース）は 6,760 億円で、4 年度から 13 年度までの前期 10 年間と比べると 12.8％の増加となった。当期 10 年間の貸付実績は 4,603 億 23 百万円であり、前期 10 年間比 27.9％の大幅減となった。この結果、23 年度末の貸付残高は 2,269 億 18 百万円となり、13 年度末の 2,691 億 74 百万円から 15.7％減少した。

当期間の当初 3 年間は、米国同時多発テロの影響で 13 年度下期に減少していた観光客数の回復に伴い資金需要も上向き貸付実績は 500 億円台を維持していたが、17 年度以降は、那覇新都心地区などの開発が一服したこと、民間金融機関の貸出金利の低下に伴う民間へのシフト、建築確認手続きの遅れなどの影響による資金ニーズの後ずれなどにより、17 年度に 500 億円を下回り、18 年度および 19 年度には 350 億円台まで減少した。その後は米国のリーマン・ブラザーズの経営破綻を発端とした世界的な金融市場の混乱や東日本大震災の影響を受けた事業者の運転資金需要への対応により 400 億円台で推移した。

注3　中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金を含む。

図表 2-44　事業計画と貸付実績（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	71,000	71,000	0	50,627	71.3	71.3
15	71,000	71,000	0	51,204	72.1	72.1
16	70,000	70,000	0	55,263	78.9	78.9
17	70,000	59,245	△ 10,755	49,491	70.7	83.5
18	69,000	69,000	0	35,923	52.1	52.1
19	61,000	61,000	0	35,448	58.1	58.1
20	58,000	63,000	5,000	42,344	73.0	67.2
21	69,000	69,000	0	46,302	67.1	67.1
22	69,000	70,000	1,000	49,068	71.1	70.1
23	68,000	68,000	0	44,653	65.7	65.7
合計	676,000	671,245	△ 4,755	460,323	68.1	68.6

（注）中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金を含めた中小企業等資金の額である。

②業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別の貸付状況を金額ベースでみると、中小企業資金における上位 3 業種は卸売業・小売業 29.7％、製造業 22.3％、不動産業・物品賃貸業 16.5％で、生業資金においては卸売業・小売業 24.3％、建設業 19.7％、不動産業・物品賃貸業 19.0％であった。

各年度の貸付状況は、生業資金において建設業に対する融資額が概ね 50 億円台と、中小企業資金における建設業への融資額 10 ～ 20 億円台を上回る水準で推移している。また、生業資金における不動産業・物品賃貸業は 17 年度には 92 億円の融資実績があったが、19 年度以降は 20 億円台に減少した。

図表 2-45　業種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円、％）

	中小企業資金				生業資金			
	合計		構成比		合計		構成比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産業	4	190	0.2%	0.1%	343	2,216	1.2%	0.8%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	225	0.1%	0.1%	23	315	0.1%	0.1%
建設業	204	18,391	11.5%	10.9%	5,270	52,772	18.4%	19.7%
製造業	431	37,816	24.3%	22.3%	2,562	21,852	9.0%	8.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	30	0.1%	0.0%	9	133	0.0%	0.0%
情報通信業	29	1,993	1.6%	1.2%	530	4,572	1.9%	1.7%
運輸業・郵便業	93	6,479	5.2%	3.8%	750	6,429	2.6%	2.4%
卸売業・小売業	586	50,329	33.0%	29.7%	8,498	65,142	29.7%	24.3%
金融業・保険業	－	－	－	－	125	370	0.4%	0.1%
不動産業・物品賃貸業	176	27,866	9.9%	16.5%	1,999	50,881	7.0%	19.0%
学術研究、専門・技術サービス業	9	360	0.5%	0.2%	500	3,481	1.7%	1.3%
宿泊業・飲食サービス業	72	12,483	4.1%	7.4%	1,294	5,961	4.5%	2.2%
生活関連サービス業・娯楽業	24	1,614	1.4%	1.0%	758	3,941	2.6%	1.5%
教育・学習支援業	18	1,811	1.0%	1.1%	620	3,889	2.2%	1.5%
医療・福祉	－	－	－	－	1,370	18,182	4.8%	6.8%
複合サービス事業	－	－	－	－	15	166	0.1%	0.1%
サービス業(他に分類されない)	127	9,715	7.1%	5.7%	3,931	27,645	13.7%	10.3%
その他	－	－	－	－	7	126	0.0%	0.0%
合　　計	1,777	169,302	100.0%	100.0%	28,604	268,073	100.0%	100.0%

（注）1.業種区分は、平成23年度末現在。なお、日本標準産業分類の改定に伴い、平成21年度より「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」が新設された。
2.教育資金、恩給担保資金を除く。

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の貸付状況は、中小企業資金では、セーフティネット貸付 784 件・621 億 13 百万円（件数構成比 44.1％・金額構成比 36.7％）が最も利用され、次いで基本資金の 313 件・268 億 47 百万円（同 17.6％・同 15.9％）となった。沖縄公庫独自制度では、沖縄創業者等支援資金 108 件・179 億 56 百万円（同 6.1％・同 10.6％）、自由貿易地域等特定地域振興資金貸付 120 件・144 億 93 百万円（同 6.8％・同 8.6％）、17 年度に創設された沖縄離島振興貸付 72 件・91 億 9 百万円（同 4.1％・同 5.4％）、沖縄特産品振興資金 66 件・66 億 57 百万円（同 3.7％・同 3.9％）が多く利用され、独自制度全体では 424 件・565 億 55 百万円（同 23.9％・同 33.4％）となった。本土公庫並び制度のうち、事業再生支援を目的とする企業再生貸付は 15 年度以降、継続して貸付実績があった。

生業資金では、基本資金 7,452 件・1,103 億 85 百万円（同 26.1％・同 41.2％）が最も利用され、次いで小規模事業者経営改善資金貸付（マル経資金）12,246 件・643 億 10 百万円（同 42.8％・同 24.0％）となった。21 年度以降は基本資金が減少した一方でセーフティネット貸付が増加した。沖縄公庫独自制度では、沖縄創業者等支援資金 4,181 件・382 億 96 百万円（同 14.6％・同 14.3％）、沖縄離島振興貸付 744 件・101 億 45 百万円（同 2.6％・同 3.8％）が多く利用され、独自制度全体では 5,300 件・546 億 25 百万円（同 18.5％・同 20.4％）となった。また、13 年度に創設された沖縄情報通信産業支援資金は毎年度貸付実績があった。

なお、株式会社日本政策金融公庫の中小企業者向け一般貸付が廃止されたことに伴い、当公庫の中小企業資金の基本資金は 20 年度に廃止された。

図表 2-46　資金種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円、％）

		中小企業資金				生業資金			
		合計		構成比		合計		構成比	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
沖縄独自制度	自由貿易地域等特定地域振興資金貸付	120	14,493	6.8%	8.6%	46	988	0.2%	0.4%
	沖縄特産品振興資金	66	6,657	3.7%	3.9%	142	1,924	0.5%	0.7%
	沖縄創業者等支援資金	108	17,956	6.1%	10.6%	4,181	38,296	14.6%	14.3%
	沖縄観光・国際交流拠点整備資金	20	5,802	1.1%	3.4%	3	113	0.0%	0.0%
	沖縄離島振興貸付	72	9,109	4.1%	5.4%	744	10,145	2.6%	3.8%
	沖縄離島地域経済活性化貸付	22	1,397	1.2%	0.8%	39	1,049	0.1%	0.4%
	沖縄情報通信産業支援資金	5	478	0.3%	0.3%	95	1,332	0.3%	0.5%
	沖縄中小企業経営基盤強化貸付	7	430	0.4%	0.3%	25	476	0.1%	0.2%
	沖縄観光関連業者緊急特別貸付	4	235	0.2%	0.1%	25	303	0.1%	0.1%
		424	56,555	23.9%	33.4%	5,300	54,625	18.5%	20.4%
本土並び制度	基本資金	313	26,847	17.6%	15.9%	7,452	110,385	26.1%	41.2%
	セーフティネット貸付	784	62,113	44.1%	36.7%	1,645	27,586	5.8%	10.3%
	企業再生貸付	18	1,096	1.0%	0.6%	－	－	－	－
	小規模事業者経営改善資金貸付	－	－	－	－	12,246	64,310	42.8%	24.0%
	他	238	22,691	13.4%	13.4%	1,961	11,167	6.9%	4.2%
合　　計		1,777	169,302	100.0%	100.0%	28,604	268,073	100.0%	100.0%

（注）教育資金、恩給担保資金を除く。

第３項　生活衛生資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

14 年度（廃止）「沖縄観光関連業者緊急特別貸付」

15 年度（創設）「赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）」

17 年度（拡充）「災害復旧貸付」

⇒対象となる実施基準を「災害救助法の適用のあった場合または災害救助法の発動に準ずると公庫が認めた場合」に変更

①－２創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）

部門史第２編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

14 年 10 月「改革加速のための総合対応策」（金融および産業の早期再生を図るための取り組みを強化するとともに、構造改革を加速し、日本経済の再生に向けた政策強化を行う）が策定されるなど厳しい経済情勢の中、セーフティネットの整備、また担保、保証人に過度に依存しない融資制度の拡充が行われた。（部門史第２編第２章第１節第２項中小企業等資金「（１）③新たな金融手法の活用」参照）

②－１セーフティネットの整備

生活に密着した業種が多い生活衛生業者は、社会的情勢の変化の影響を受けやすく、売り上げの急激な減少により資金繰りに支障を来す場合が多い。このため経営環境、金融環境などの変化に対応するため 16 年度に「セーフティネット貸付」に改称され随時改正が行われた。

②－２振興事業設備貸付の拡充

既存店舗、支店開設、新規独立開業または移転にかかわらず、店舗等の建築工事費、建物買取費および賃借店舗に係る敷金等を 22 年度に追加した。

②－３生活衛生関係営業経営改善資金の拡充

貸付金の使途に運転資金が 20 年度に追加された。

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の当初計画額 410 億円に対して貸付実績は 340 億 30 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 83％となった。17 年度、21 年度、22 年度には年度途中の資金需要の増減に対して計画額の追加や資金間流用による対応が図られた。23 年度末の貸付金残高は 209 億 6 百万円と 200 億円台を維持した。また、4 年度から 13 年度までの前期 10 年間と比較すると、当初計画額で 332 億円から 410 億円と 1.2 倍となったものの、貸付実績では前期 10 年間の 350 億 62 百万円と同水準であった。

図表 2-47　事業計画と貸付実績（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	4,000	4,000	0	3,731	93.3	93.3
15	4,000	4,000	0	3,101	77.5	77.5
16	4,000	4,000	0	3,799	95.0	95.0
17	4,000	4,345	345	4,008	100.2	92.2
18	4,000	4,000	0	3,015	75.4	75.4
19	4,000	4,000	0	2,852	71.3	71.3
20	4,000	4,000	0	3,205	80.1	80.1
21	4,000	5,100	1,100	4,384	109.6	86.0
22	4,000	4,500	500	4,105	102.6	91.2
23	5,000	5,000	0	1,830	36.6	36.6
合計	41,000	42,945	1,945	34,030	83.0	79.2

②業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別の貸付状況は、件数ベースでは飲食業 3,494 件、次いで美容業 585 件と 2 業種で全体の 85％を占めた。理容業は 299 件、クリーニング業は 59 件と大幅な減少となった。当期 10 年間合計件数は飲食店に対する貸付が増加したことにより、前期 10 年間より 531 件増の 4,797 件となった。

金額ベースでは、21 年度、22 年度にはホテルの大口資金需要などもあって 40 億円超となり、計画額の追加により資金需要に対応した。20 億円を割り込んだ 23 年度を除くと当期 10 年間はおおむね堅調に推移した。

図表 2-48　業種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円）

区分 / 施設別	平4～13		平14～23	
	件数	金額	件数	金額
飲食店業	2,635	18,968	3,494	17,936
理容業	550	2,097	299	1,185
美容業	599	2,424	585	2,475
ホテル・旅館業等	264	8,455	303	10,954
浴場業	4	579	22	517
クリーニング業	167	1,627	59	602
その他	47	910	35	362
合計	4,266	35,060	4,797	34,030

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別の貸付状況は、金額ベースでは衛生設備近代化設備資金 249 億 3 百万円、営業振興運転資金 44 億 99 百万円、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）29 億 73 百万円の順で、3 資金で 95％を占める。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「4 資金別、業種別・使途別 貸付状況（4）生活衛生資金」参照）

第 4 項　教育資金

（1）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

22 年度　（創設）「教育離島利率特例制度」

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、当期 10 年間に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

教育離島利率特例制度

離島地域に居住する者が高等学校へ進学する場合、居住地の最寄りに高等学校が設置されていないことなどから、居住島以外の離島地域や沖縄本島への移住を余儀なくされ、その後大学などへ進学する場合にも、さらに県外などへの移住が必要となっている。進学・在学者は下宿などに要する費用がかさみ、離島地域における教育費用は大きな負担となっている。離島地域の中学校出身者の高校・大学などへの進学率が全国値より大きく下回り、地理的な不利性が人材育成における制約のひとつとなっている。このため地理的・経済的事情に左右されない公平な教育機会を確保する観点から、離島地域における教育環境の整備および地域づくりの担い手となる人材の育成を金融面から積極的に支援するため 22 年度に創設された。この制度は、沖縄県内の離島に住所を有する者が、居住島以外の地域の高等学校・大学などへの進学のために必要となる入学資金および在学資金に対する教育資金一般資金貸付について、貸付利率を低減（基準利率－ 0.9％）する内容である（当初は適用限度額 100 万円、後に拡充）。

②主な本土並び制度

9 年 9 月に「特殊法人等の整理合理化について」で閣議決定された官民の役割分担を踏まえ民間金融の補完に徹するという方針に沿って、政策目的に合わせた変更を行った。

14 年度、20 年度には貸付対象者の所得上限の引き下げが行われ、13 年度末給与所得者 1,210 万円以内から 23 年度 790 万円以内（事業所得者 990 万円以内から 590 万円以内）に改正された。

一方で、子どもの人数が 2 人以上世帯の所得上限の緩和、一般の金融機関から教育資金の貸し付けを受けることが困難であると認められる場合などは貸付可能とし、母子家庭の利率控除の創設など社会情勢に沿った拡充措置も講じた。

（2）融資動向

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の貸付状況は金額ベースで 140 億 72 百万円となり、4 年度から 13 年度までの前期 10 年間に比べて 43％増加した。件数でも 35％の増加であった。貸付限度額の拡充や、母子家庭特例および教育離島特例の利率特例制度の創設により、貸付実績の増加につながった。

図表 2-49　資金種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円、％）

貸付金の種類＼年度	平成4～13		平成14～23		前期10年比増減率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般貸付	8,928	9,449	12,699	14,002	42.2%	48.2%
郵貯資金貸付	8	6	1	1	△ 87.5%	△ 80.2%
年金教育資金貸付	517	404	85	70	△ 83.6%	△ 82.8%
合　計	9,453	9,860	12,785	14,072	35.2%	42.7%

（注）郵貯資金貸付について平成4～13年度は教育積立郵便貯金者貸付の名称であった。

第 5 項　恩給担保資金

（1）制度の変遷

①独自制度

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備はなかった。

②主な本土並び制度

この期における大きな改正はなかった。

（2）融資動向

14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の貸付状況は合計で 4,382 件・88 億 76 百万円となり、4 年度から 13 年度までの前期 10 年間に比べて件数・金額ともに 32％の減少となった。件数は当期間平均で 440 件、金額は 8 億円から 10 億円程度で推移した。

図表 2-50　資金種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円、％）

年度＼	平成4～13		平成14～23		前期10年比増減率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
恩給担保資金	6,444	13,056	4,382	8,876	△ 32.0%	△ 32.0%

第６項　医療資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

15 年度　（創設）「赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）」

①－２創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度は以下のとおり。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）

部門史第２編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

高齢化の進行に伴い、高齢者介護が問題となり社会保険料負担が増す中、18 年の医療保険制度改革により、医療の必要性の低い高齢者の入院する療養病床を介護施設などに転換する方針が打ち出された。また、施設建築物においては、アスベスト（石綿）を含む建物や耐震化未整備の建物の存在が顕在化した。前者は 18 年２月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立、後者は 25 年の「耐震改修促進法」の改正で対策を進めることとなった。そのほか、21 年４月に策定された経済危機対策に伴う対応も行われた。

主な整備状況は以下のとおり。

18 年度　アスベスト対策事業に係る建築資金について融資率を拡充

20 年度　療養病床を介護老人保健施設などに転換する病院または診療所に対する長期運転資金として療養病床転換支援資金を創設

21 年度　金融危機の影響による経済情勢の急激な変化などによる医療経営環境の悪化を踏まえ、経済危機対策にあわせて経営安定化資金の限度額を拡充した。

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の当初計画額 400 億円に対して貸付実績は 177 億 55 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 44.4%となった。一方、年度途中に資金需要の減少が見込まれる場合は他の資金への流用も行われたことから、最終計画額は当初計画額より減少し、貸付実行率（C/B）は 45.8%となった。また４年度から 13 年度までの前期 10 年間と比較すると、当初計画額で 2.6%の増加、一方で最終計画額は 11.1%の減少、貸付実績は 56.3%の大幅な減少となった。

体制面では、13 年４月に融資第三部から配置された融資第二部医療課は、翌 14 年４月には同部の生活衛生課と統合し「医療・生活衛生融資班」に改編された。

図表 2-51　事業計画と貸付実績（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円、%）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	4,000	4,000	0	1,545	38.6	38.6
15	4,000	4,000	0	1,357	33.9	33.9
16	4,000	4,000	0	1,605	40.1	40.1
17	4,000	3,241	△ 759	2,810	70.3	86.7
18	4,000	4,000	0	2,323	58.1	58.1
19	4,000	4,000	0	23	0.6	0.6
20	4,000	4,000	0	432	10.8	10.8
21	4,000	4,000	0	2,595	64.9	64.9
22	4,000	3,500	△ 500	2,227	55.7	63.6
23	4,000	4,000	0	2,838	71.0	71.0
合計	40,000	38,741	△ 1,259	17,755	44.4	45.8

②資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別の貸付状況は、新築資金が 29 億 57 百万円（構成比 16.7%）と前期 10 年間に比べて 86.7%の大幅減少となったほか、病床不足地域を対象とする甲種増改築資金が３億 64 百万円と前期 10 年間に比べ 92.7%の大幅減少となった。一方で病床充足地域を対象とする乙種増改築資金は 107 億 80 百万円（構成比 60.7%）と前期 10 年間並みの実績であった。長期運転資金は医療法人などの資金需要により 34 億 98 百万円となり、前期 10 年間に比べ 310.6%と大幅に増加した。

図表 2-52　資金種別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円、%）

区分 / 施設別	平4～13		平14～23			
	件数	金額	件数	金額	構成比	前期10年比増減率
新築資金	165	22,191	49	2,957	16.7%	△ 86.7%
甲種増改築資金	35	4,987	5	364	2.1%	△ 92.7%
乙種増改築資金	38	11,054	16	10,780	60.7%	△ 2.5%
機械購入資金	44	1,581	2	155	0.9%	△ 90.2%
長期運転資金	38	852	22	3,498	19.7%	310.6%
合計	320	40,664	94	17,754	100.0%	△ 56.3%

③施設別貸付状況

施設別貸付状況では、総合病院の新設・移転・増改築などの大口の資金需要や長期運転資金の需要により、病院向けが 143 億 95 百万円（構成比 81.1%）となった。このうち病院の新築資金は１件・７億 10 百万円であった。

介護老人保健施設向けの貸し付けは、施設の増改築向けの資金が 1 件・4 億 30 百万円であり、前期 10 年間に比べ 96.9%の大幅な減少となった。新築資金の実績はなかった。

診療所向けでは新築資金が大半を占めた。一般診療所向けの貸付実績 57 件・27 億 19 百万円のうち新築資金は 43 件・20 億 80 百万円に上った。歯科診療所向けの貸付実績 6 件・1 億 11 百万円のうち新築資金が 4 件・68 百万円を占めた。

図表 2-53　施設別貸付状況（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：件、百万円、％）

区分 / 施設別	平4～13		平14～23			
	件数	金額	件数	金額	構成比	前期10年比増減率
病院	56	17,581	29	14,395	81.1%	△ 18.1%
介護老人保健施設	64	13,776	1	430	2.4%	△ 96.9%
一般診療所	156	7,778	57	2,719	15.3%	△ 65.1%
歯科診療所	42	829	6	111	0.6%	△ 86.7%
医療従事者養成施設	2	700	1	100	0.6%	△ 85.7%
共同利用施設	－	－	－	－	－	－
歯科技工所	－	－	－	－	－	－
合計	320	40,664	94	17,754	100.0%	△ 56.3%

（注）老人保健施設は平成13年度より介護老人保健施設に名称変更。

厚生労働省「医療施設調査」で施設数の推移をみると、平成 13 年における沖縄県内の病院数（国・県営を除く）は 80 施設であり、10 年後の 23 年は 82 施設でほぼ同数であった。これに対し一般診療所数（同）は同期間で 665 施設から 801 施設に大幅に増加し、歯科診療所数は 560 施設から 589 施設へと増加した。

第 7 項　農林漁業資金

（1）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

14 年度（拡充）「沖縄農林漁業経営改善資金」「林業経営育成資金」「農林漁業施設資金」
⇒貸付利率および貸付限度額の特例となる事業に「沖縄林業経営構造改革特別対策事業」を追加

15 年度（創設）「赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）」

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度は以下のとおり。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）

部門史第 2 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（ 1 ）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

②－1 意欲ある担い手の経営展開に応じた改善

農産物価格の低迷や災害などによる農業所得の減少などにより、経営改善の意欲があっても既往負債の償還が経営を圧迫していることから必要な経営改善に取り組めない農業者が生じていた。このため意欲ある農業の担い手に対し、個々の農業経営の実情に応じて、積極的な経営展開や負債整理に要する資金をきめ細やかに対応することを目的に、農業経営資源活用総合支援が講じられた。認定農業者向けの農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）、前向き投資資金と負債整理を一体的に利用できる経営体育成強化資金、負債整理の充実を図る農業経営維持安定資金で対策を進めた。

13 年度に創設された「経営体育成強化資金」は、担い手の経営展開に応じて必要な資金を円滑に供給するべく随時見直しが行われた。

経営体育成強化資金の主な整備状況は以下のとおり。

13 年度　「経営体育成強化資金」創設
14 年度　対象者を指定農業部門の者から全農業部門の者に拡充
17 年度　貸付金の使途に事業再生支援資金（農薬費その他の事業の再生に必要な資金）を追加、貸し付けの相手方に民事再生法の再生計画または農業版私的整理ガイドラインに基づく私的整理を行う者を追加
19 年度　貸し付けの相手方に農業参入法人を追加
23 年度　再建整備資金および償還円滑化資金の貸付限度額を拡充

②－2 セーフティネットの整備

災害や、風評被害、社会的または経済的環境の変化など農林漁業者の責めに帰すことができない事由に対して経営の維持安定を図ることを目的とした「農林漁業セーフティネット資金」を 19 年度に創設した。

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の当初計画額 530 億円に対して貸付実績は 270 億円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 50.9%となった。年度途中の資金需要の増減に対しては計画額の追加や資金間流用により対応が図られ、最終計画額合計 515 億 70 百万円に対する貸付実行率（C/B）は 52.3%となった。

貸付実績は、14 年度から 16 年度までは製糖企業等資金の需要が旺盛であったことから、全体として 20 億円台で推移した。18 年度は食品製造業者の大型投資に対し特定農産加工資金による 26 億円の貸し付けを実行したことから 39 億円となった。19、20 年度は資金需要の減少

により 10 億円台後半で推移したが、21 年度には製糖企業等資金、22 年度は農業経営基盤強化資金、23 年度は東日本大震災の影響による農林漁業セーフティネット資金の需要増加により、それぞれ 30 億 73 百万円、26 億 64 百万円、43 億 11 百万円となった。

沖縄県は、平成 11 年 2 月に「沖縄県農林水産業振興ビジョン・アクションプログラム」、14 年 8 月に「沖縄県農林水産業振興計画」を策定し、市場競争力の強化により生産拡大を期待し得る有望な品目を「戦略品目」と位置付け、生産体制の整備などを進めた。当公庫でも施策に対応するため金融面から支援に取り組んだ。

体制面では、14 年度の組織体制の改編に伴い班体制を導入し、融資第三部農林漁業課を改め、融資第三部農林漁業融資班となっている。

図表 2-54　事業計画と貸付実績（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	7,000	7,000	0	2,435	34.8	34.8
15	6,000	6,000	0	2,765	46.1	46.1
16	5,000	5,000	0	2,578	51.6	51.6
17	5,000	3,570	△ 1,430	1,853	37.1	51.9
18	5,000	5,000	0	3,891	77.8	77.8
19	5,000	5,000	0	1,812	36.2	36.2
20	5,000	5,000	0	1,605	32.1	32.1
21	5,000	5,000	0	3,073	61.5	61.5
22	5,000	5,000	0	2,664	53.3	53.3
23	5,000	5,000	0	4,311	86.2	86.2
合計	53,000	51,570	△ 1,430	26,987	50.9	52.3

②部門別貸付状況

当期 10 年間の貸付状況を、農業、林業、漁業、その他部門に分けてみると、貸付額が最も大きい分野は農業部門の 129 億円（構成比 47.6％）で、以下、食品製造・食品加工などを含むその他部門 110 億円（同 40.7％）、漁業部門 21 億円（同 7.9％）、林業部門 10 億円（同 3.8％）と続いている。4 年度から 13 年度までの前期 10 年間に比べると、農業部門が 309 億円から 129 億円と減少した一方で、食品製造・食品加工などを含むその他部門は 96 億円から 110 億円と増加し、構成比も 20.7％から 40.7％に倍増した。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「4 資金別、業種別・使途別　貸付状況（６）農林漁業資金」参照）

（災害などに伴う主な相談窓口の開設状況）

農林漁業分野は自然災害の影響を大きく受ける分野であり、以下の災害などに関連して相談窓口を開設するなど対応した。

平成 15 年度　「台風14号災害」「牛海綿状脳症（BSE）関連」「高病原性鳥インフルエンザ関連」

特に、台風 14 号は宮古島において最大瞬間風速（74.1m/s）で歴代 4 位、中心気圧（912hPa）は歴代 2 位の猛烈な強さで、基幹作物のサトウキビをはじめ農林水産業に多くの被害をもたらした。

16 年度　「台風 18 号災害」「台風 23 号災害」

同年度は、沖縄地方に過去最多となる 15 個の台風接近があった。

19 年度　「台風4号災害」「台風11・12号災害」「台風15号災害」「米価の下落による影響」

特に、台風 11 号は久米島においてサトウキビや電照ギク、牛舎倒壊、漁船の破損およびクルマエビ養殖場での被害をもたらした。

22 年度　「宮崎県における口蹄疫発生の影響」「台風 11 号災害」「猛暑の影響による米の品質劣化などの影響」「台風 14 号災害」「東日本大震災に関連する被害」

特に、東日本大震災ではキクなどの県外への出荷を控えていた農家に一時的に業況の悪化を来した。

23 年度　「台風 2 号災害」「台風 9 号災害」

台風 2 号は統計を始めた昭和 55 年以降初めて農業被害額が 70 億円を超えた。

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別貸付状況は、製糖企業等資金 73 億 96 百万円、農業経営基盤強化資金 72 億 91 百万円、農林漁業セーフティネット資金 28 億 34 百万円、特定農産加工資金 27 億 60 百万円の順となっており、この 4 資金で 7 割超を占める。次いで、経営体育成強化資金 15 億 13 百万円、農林漁業施設資金 12 億 56 百万円、林業基盤整備資金 7 億 99 百万円の順であった。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「3 資金別，種類別 貸付状況（８）農林漁業資金」「（９）米穀資金」参照）

製糖企業等資金

14 年度、15 年度、16 年度は製糖企業の機械設備の劣化による更新投資に伴う大口の資金需要があったことから、それぞれ 6 件・10 億 89 百万円、7 件・14 億 55 百万円、8 件・14 億 2 百万円で推移した。

農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）

農林漁業資金の柱となった本資金は、19 年度に大規模サトウキビ生産業者に対する貸し付けを含め64件・12億62百万円、22年度には複数の大規模畜産業者に対する融資を含む41件・16 億 15 百万円となり、10 年合計で 349 件・72 億 91 百万円となった。

農林漁業セーフティネット資金

東日本大震災後のサプライチェーン寸断に伴うキクの出荷量の減少や、大型台風による葉タバコへの被害を受けた農林漁業者などに対する資金繰り支援を目的として 19 年度に創設。創設から 23 年度までの貸付実績は 582 件・28 億 35 百万円となり、23 年度は 516 件・25 億 13 百万円と当期間で最高となった。

特定農産加工資金

本資金は特定の農畜産物の加工施設の改良、造成または取得に活用される資金で、18 年度に食品製造業者の新工場の建設に伴う大口の資金需要があったことから、2 件・25 億 60 百万円となった。

経営体育成強化資金

認定農業者以外の農業者が利用できる同資金は 13 年度に創設された。16 年度から 18 年度にかけて 2 億円台で推移し、22 年度は畜産業に対する貸し付けを含み 3 件・4 億 16 百万円の実績となった。

第８項　住宅資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間における独自制度の主な整備状況は以下のとおり。

15 年度（創設）「赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）」

19 年度（縮減）「赤瓦住宅資金割増融資制度」

⇒個人住宅資金の融資率を 50％に縮減の上、同制度を利用した貸し付けにあっては融資率を 60％に引き上げ

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）

部門史第２編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

この期における本土並び制度の主な整備状況は以下のとおり。

14 年度　個人住宅について、年収別融資限度割合（年収８百万円超の者に対する限度割合は５割）を導入

16 年度　個人住宅について、民間金融機関から融資を受けられなかったことが確認された者に係る融資割合を一律８割に変更

〃　証券化支援業務（保証型）の一部を受託

19 年度　建売住宅購入資金、マンション購入資金、公社分譲住宅購入資金、優良分譲住宅購入資金および中古住宅購入資金など多くの制度が廃止

23 年度　民間賃貸住宅資金の貸付対象に省エネ賃貸住宅とサービス付き高齢者住宅を追加

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績（予約ベース）

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の当初計画額 3,270 億円に対して貸付実績は 1,603 億 67 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 49.0％となった。一方、年度途中の資金需要の増減に対しては事業計画の追加、資金間流用により対応が図られ、最終計画額 2,753 億 52 百万円に対する貸付実行率（C/B）は 58.2％となった。

当公庫の住宅資金は、本土復帰後の県民の居住環境整備に貢献してきた。しかし、個人住宅は民間住宅ローンへのシフトが進んできていることを受け、この期間以降は、災害復興住宅、省エネ賃貸住宅、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設やマンション共用部分のリフォームなど、政策の変化に沿った融資を行っている。具体的には貸付実績は 14 年度以降、民間金融機関の個人住宅ローンの拡充に伴い減少基調で推移。18 年度以降は 100 億円台を割り込んだ。4 年度から 13 年度までの前期 10 年間の貸付実績 9,456 億 95 百万円に対し、当期 10 年間の貸付実績は 1,603 億 67 百万円と大幅に減少した。

体制面では、14 年度の組織体制の改編に伴い班体制を導入し、融資第三部住宅課を改め、融資第三部住宅融資班となっている。

図表 2-55　事業計画と貸付実績（平成 14 ～ 23 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	76,000	76,000	0	43,833	57.7	57.7
15	60,000	60,000	0	38,239	63.7	63.7
16	52,000	52,000	0	19,914	38.3	38.3
17	45,000	16,952	△ 28,048	15,353	34.1	90.6
18	30,000	18,500	△ 11,500	7,533	25.1	40.7
19	20,000	20,000	0	6,232	31.2	31.2
20	15,000	7,000	△ 8,000	6,760	45.1	96.6
21	10,000	5,900	△ 4,100	3,644	36.4	61.8
22	10,000	10,000	0	9,981	99.8	99.8
23	9,000	9,000	0	8,878	98.6	98.6
合計	327,000	275,352	△ 51,648	160,367	49.0	58.2

（注）1.住宅資金と財形住宅資金の合計。
2.貸付実績額は予約ベースである。

②資金種別貸付状況（資金交付ベース）

当期 10 年間の資金交付ベースにおける資金種別の貸付状況は、個人住宅資金 862 億 25 百万円、賃貸住宅資金 595 億 24 百万円、財形住宅資金 180 億円、都市居住再生資金 65 億 96 百万円の順となっており、この 4 資金で大半を占める。

財形住宅資金、賃貸住宅資金、都市居住再生資金は前期 10 年間に比べ増加したものの、個

人住宅資金は減少が続いた。

図表2-56
資金種別貸付状況（平成14～23年度）

（単位：件、百万円、％）

区分／資金種別	件数	金額	前期10年比増減額	構成比
個人住宅資金	5,185	86,225	△805,787	50.1%
財形住宅資金	1,205	18,000	8,570	10.5%
住宅改良資金	40	287	△13,695	0.2%
災害復興住宅等資金	13	99	38	0.1%
賃貸住宅資金	493	59,524	27,271	34.6%
特定中高層耐火建築物資金	19	1,438	△3,539	0.8%
都市居住再生資金	14	6,596	6,596	3.8%
合計	6,969	172,168	△784,383	100.0%

（注）1.個人住宅資金には分譲住宅購入資金、中古住宅購入資金が含まれる。
2.個人住宅資金及び合計には、分譲振替に係る重複分53件が含まれる。
3.前期10年比増減額の合計には、宅地造成資金、田園住宅資金が含まれる。

図表2-57　年度別資金種別貸付状況

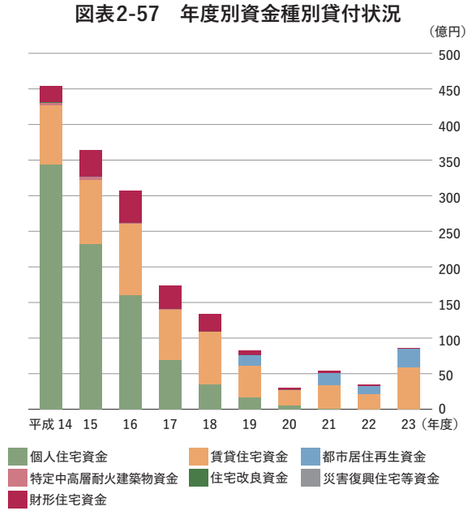

個人住宅資金（分譲住宅購入資金、中古住宅購入資金を含む）

本資金の貸付実績は個人住宅資金の民間金融機関へのシフトが一層進んだことから、年収別融資限度割合（年収８百万円超は５割）が導入された 14 年度以降も減少の一途をたどり、20 年度には 10 億円台を、22 年度には１億円台を割り込んだ。19 年度には民業補完に徹する観点から建売住宅購入資金、マンション購入資金、公社分譲住宅購入資金、優良分譲住宅購入資金および中古住宅購入資金など多くの制度が廃止された。

賃貸住宅資金

県内の賃貸住宅の建設は 18 年度まで増加基調で推移した。背景の一つとして、区画整理事業終了後の那覇市の小禄金城地区、新都心地区への賃貸住宅建設が急増したことが挙げられる。本資金の貸付実績については、19 年度以降は資金需要が一服したことにより減少基調で推移したが、民間賃貸住宅資金の貸付対象に省エネ賃貸住宅およびサービス付き高齢者向け賃貸住宅が追加され 23 年度は増加に転じた。

財形住宅資金

本資金の貸付実績については、個人住宅資金同様、民間金融機関への個人住宅資金のシフトの影響により、19 年度以降は 10 億円台を割り込んだ。

都市居住再生資金

12 年度に創設された本資金は老朽化した分譲マンションの建て替えや再開発事業などに対する融資制度で、貸付実績は 19 年度、21 年度、22 年度、23 年度に大口の需要があり、それぞれ 14 億円、16 億円、11 億円、26 億円となった。

第９項　出資

（１）企業等に対する出資

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間は、本土復帰 30 年を経て、それまで沖縄振興策の重要施策であった本土との格差是正から、新事業の創出や既存産業の高度化など戦略的な産業振興による民間主導の自律型経済を構築することに重点が置かれた。期間後半には、15 年８月に開業した沖縄都市モノレールの沿線開発をはじめとする市街地再開発事業、本島と離島の空港および空港貨物ターミナル施設の機能強化事業への投資が実行された。一方で、バブル崩壊後の景気後退や金融環境の悪化を背景として、沖縄公庫のセーフティネット機能や事業再生支援が必要とされた時期であった。

①出資制度の拡充

企業の再生や、社会ニーズの変化に対応するための事業の再構築に向けた積極的な取り組みが課題となっていた。このような状況の中で、沖縄においては組合（商法上の匿名組合等）を活用したさまざまな新事業展開や事業再構築への取り組みが動き出しており、当公庫に対しては、中立性、調整力を期待した積極的な関与・支援が地域金融機関などから求められていた。

そのため、事業再生に対する当公庫の支援機能を強化するため、従来からの第３セクターなどの株式会社への出資に加え、18 年度に商法上の匿名組合等が出資対象に追加され、出資の方法としては株式の取得に加えて持分の取得が認められた。

②業務執行体制

経営が悪化している大規模事業者や出資先の経営支援強化を目的に、14 年度に融資第一部出資・経営管理班を新設し、事業者の再建計画策定や条件変更など金融支援に取り組んだ。また、当期後半の 19 年度には駐留軍用地跡地開発や公共施設整備に対する PPP/PFI 手法活用の機運が高まったことなどを背景に、地域プロジェクト振興班に改称して地域プロジェクトに対する出融資業務の担当部署とするとともに、事業再生支援機能は事業管理部に経営支援班を設置して同業務の担当部署とした。

③事業計画と出資実績

企業等に対する出資について、当期 10 年間の事業計画額は 52 億円と、４年度から 13 年度までの前期 10 年間の 39 億円に比べて 13 億円、33.3％増加した。これに対し出資実績は、期間前半に出資実績が無かったため６件・10 億９百万円に留まり、前期 10 年間の 12 件・16 億 40 百万円と比べて６件減、６億 31 百万円減となった。事業計画額に対する出資実行率（C/A）は 19.4％となった。23 年度末の出資累計額は、26 件・33 億 29 百万円となった。

分野別にみると、当期後半において人流や物流の拠点となる本島と離島の空港旅客ターミナル施設および空港貨物ターミナル施設の整備に対して出資が実行された。

この 10 年間の出資の具体的な成果として、沖縄都市モノレールの供用開始（平成 15 年８月）、那覇空港新貨物ターミナルの供用開始（21 年 10 月）が実現した。

図表 2-58　事業計画と出資実績（平成 14 ～ 23 年度）

企業等に対する出資　（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	出資実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	300	300	0	-	-	-
15	300	300	0	-	-	-
16	300	300	0	-	-	-
17	300	300	0	-	-	-
18	700	700	0	-	-	-
19	700	700	0	-	-	-
20	700	700	0	60	8.6	8.6
21	700	700	0	305	43.6	43.6
22	500	200	△ 300	200	40.0	100.0
23	700	700	0	444	63.4	63.4
合計	5,200	4,900	△ 300	1,009	19.4	20.6

（2）新事業創出促進出資

①制度創設の背景

沖縄振興計画（第４次）において、新たな沖縄振興に向けた自立的・持続的な発展の基本的な考え方の下、特色ある沖縄型産業や新事業の創出が重点施策として位置付けられたことを背景に、これを積極的に支援するため平成 14 年度に沖縄振興特別措置法における当公庫の特例業務として新事業創出促進出資制度が認められた。また、制度開始後 10 年間（14 年度から 23 年度）は当公庫と県内民間金融機関が協調して新事業育成に取り組む体制を構築したことも特徴である[注1]。

②出資制度の内容

出資の基準について、業務方法書において次のように要件が付された。①沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与するもの②当該事業からの配当支払いを可能とする利益の発生が見込まれることの全てを満たす必要がある。

出資の対象者は、①新たに事業を開始しようとする者②事業を開始した日から５年を経過していない者③新たな事業分野の開拓を行う者とした。

出資の条件として、出資限度額は沖縄における新事業に必要な資本の額の５割以内としており、株式または持分の取得いずれの方法でも可能とした。また、企業等に対する出資と異なり資本金規模の要件はなかった。本制度の原資は国の一般会計から当公庫への出資金であることおよびリスクマネーの供給を目的としていることなどを踏まえて、農林漁業資金の米穀資金を区分経理していた本土産米穀資金特別勘定を「米穀資金･新事業創出促進特別勘定」に改称し、これを活用して管理・運営することとした。

注1　琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行の職員が公庫へ出向し、出資業務を担った。

③業務執行体制

14 年４月に新事業創出促進出資業務を専門に担当する部署として融資第二部に新事業育成出資室を新設し、公庫職員以外に民間金融機関からも人材を受け入れて業務運営にあたった。また翌 15 年４月には融資第二部から新事業育成出資室を独立させて担当部署とした。業務全体の運営については、地元経済界・学会などの有識者の意見を聴くため新事業創出促進出資運営評議員会を設置するとともに、個別の出資採択にあたっては出資申請者のビジネスプランを技術面や財務面、市場性などから評価する各分野の専門家で構成される新事業創出促進出資評価委員会を設置した。

④事業計画と出資実績

新事業創出促進出資は、国の一般会計から当公庫への出資金を原資としている。13 年度補正予算による前倒し措置を含め 23 年度までに合計 16 億円を米穀資金・新事業創出促進特別勘定に受け入れて出資原資とした[注2]。

当期 10 年間の事業計画額 19 億円に対し出資実績は 46 件・12 億 13 百万円であり出資実行率（C/A）は 63.8％となった。

分野別にみると、黒糖や塩、もろみ酢など沖縄の地域資源を活用した食品や化粧品の製造業、コールセンター向けシステム開発や POS システム開発など新規性や独自性の高い企業などへの出資を行った。

業種別でみると、製造業 26 件（56.5％）、情報通信産業 12 件（26.1％）、卸・小売業３件（6.5％）、その他５件（10.8％）となった。

図表 2-59　事業計画と出資実績（平成 14 ～ 23 年度）

新事業創出促進出資　（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	出資実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成14	100	100	0	90	90.0	90.0
15	200	200	0	195	97.5	97.5
16	200	200	0	160	80.2	80.2
17	200	200	0	132	66.0	66.0
18	200	200	0	105	52.5	52.5
19	200	200	0	70	35.0	35.0
20	200	200	0	150	74.8	74.8
21	200	200	0	160	80.0	80.0
22	200	200	0	70	35.0	35.0
23	200	200	0	81	40.5	40.5
合計	1,900	1,900	0	1,213	63.8	63.8

注2　部門史第４編第５章財務の動向第４節「米穀資金・新事業創出促進特別勘定（本土産米穀資金特別勘定）」参照。

沖縄公庫

新事業創出で支援

学識者の評議員会も発足

沖縄振興開発金融公庫は、県内で新事業を展開しようとするベンチャー企業などに、資本金の最大50%を出資して支援する「新事業創出促進出資業務」を四月にスタートさせた。今月十五日には、八木橋惇夫理事長の諮問機関となる学識者の運営評議員会も発足。議長に富川盛武沖縄国際大教授を選任し、雇用効果や県外市場の開拓可能性などを念頭に、出資企業を選定していくとの基本方針を確認した。

新事業の創出・育成を目指す事業で、四月に施行された沖縄振興特別措置法に関係条項が盛り込まれた。県内で新たに事業を開始する人のほか、事業開始から五年以内の場合、新たな分野への参入を目指す既存の企業も対象にする。

財源は二〇〇一年度の補正予算で計上された八億五千万円で、〇二年度の出資枠は一億円を計画。出資先の選定などに関して提言する評議員会の初会合では、出資枠拡充の要望もあったが、沖縄公庫は今後の需要などとの意見交換も進めておき月に開設した。関係機関を踏まえ検討する考え。これまでに企業からり、の要望・相談なども七、八件程度あったという。

2002(平成14)年5月22日　沖縄タイムス掲載

第２節　委託・受託

第１項　業務の委託

（１）委託業務の変遷

①代理店

平成 14 年度における代理店は琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県信用農業協同組合連合会、沖縄県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、整理回収機構の 11 先で取扱店舗数は 207 店であった。

14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の主な変遷内容については以下のとおり。

16 年度　　産業開発資金（長期運転資金）の回収業務の取扱いが終了した。

17 年 8 月 20 日　　沖縄県信用農業協同組合連合会を吸収合併した沖縄県農業協同組合が委託先となり、業務委託契約を再締結した。

17 年度　　回収業務のみを行う承継貸付金である開金承継貸付金、産業開発資金承継貸付金、農林漁業資金承継貸付金、住宅資金承継貸付金の４貸付金の取扱いが終了した。

②代理店以外

上述した代理店以外に、当期 10 年間の当初は沖縄県、総務省、年金資金運用基金、沖縄建築確認検査センター、沖縄県建設技術センターに業務を委託していた。

当期 10 年間の主な変遷内容については以下のとおり。

15 年 4 月 1 日　　総務省の一部業務の承継機関である日本郵政公社に対し、教育資金貸付けの業務のうち郵貯貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務を委託。

18 年 4 月 1 日　　年金資金運用基金の承継機関である独立行政法人福祉医療機構に対し、教育資金貸付けの業務のうち年金教育資金貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務を委託。

19 年 10 月 1 日　　日本郵政公社の承継機関である独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対し、教育資金貸付けの業務のうち郵貯貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務を委託。

（２）組織体制の変遷

本店の融資管理部門において業務課題への対応の機動性を高めるため、平成 14 年度から課制に替わり班制が導入され、委託業務の担当部署はこの年度以降、融資第三部委託業務班となった。

（３）貸付実績と貸付残高の推移

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の代理貸付の貸付実績は 925 億円で、当期間の当公庫総貸付実績 1 兆 1,193 億円の 8.3％を占めている。資金別にみると住宅資金が 852 億円（同資金における代理貸付構成比 53.1％）、中小企業資金が 27 億円（同 1.6％）、生業資金が 25 億円（同 0.8％）、農林漁業資金が 21 億円（同 7.8％）、生活衛生資金が 4,200 万円（同 0.1％）となった。

14 年度の代理貸付の貸付実績は 329 億円で同年度の当公庫の総貸付実績 1,441 億円の 22.8％となったが、その後は個人住宅資金の剥落に伴い大幅な減少が続き、23 年度の貸付実績は 5 億円で同年度公庫総貸付実績 1,006 億円の 0.5％となった。

代理貸付の残高をみると、14 年度 7,760 億円（公庫総残高に占める割合 48.5％）から減少が続き、23 年度には 2,512 億円（同 26.5％）となった。

第２項　業務の受託

平成 14 年度から 23 年度までの当期 10 年間の当初において当公庫が沖縄公庫法に基づき受託している業務は、住宅金融公庫の住宅融資保険業務、年金資金運用基金の貸付業務、雇用・能力開発機構の貸付業務であり、住宅融資保険業務を除き、民間金融機関に再委託した。

18 年度に新たに住宅金融公庫の証券化支援業務を受託した。

（１）住宅金融公庫／独立行政法人住宅金融支援機構

①住宅融資保険業務

当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

19 年４月１日　住宅金融公庫の承継機関である独立行政法人住宅金融支援機構から住宅融資保険業務を受託。

21 年９月 30 日　当該受託契約を解除。

②証券化支援業務

受託業務の範囲は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 13 条第１項１号に基づき金融機関が住宅の建設等に貸し付けた債権の譲受け業務である。

業務の内容は、①本店所在地が沖縄県である金融機関からの買取対象金融機関の認定申請に対する審査（その決定を除く）及び決定後の契約等締結に関する業務②本店所在地が沖縄県である指定確認検査機関等の適合証明業務に関する協定の締結申請に対する審査（その決定を除く）及び決定後の協定等締結に関する業務③沖縄県内における債権譲受けの業務の推進及びそれに付随する業務となっており、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

18 年６月２日　住宅金融公庫から証券化支援業務を受託。

19 年４月１日　住宅金融公庫の承継機関である独立行政法人住宅金融支援機構から証券化支援業務を受託。

なお、同受託業務に関する県内各機関の取扱開始状況は次のとおりであった。買取対象融資（フラット 35）業務については、沖縄銀行が 20 年３月１日、琉球銀行が同年４月１日、沖縄海邦銀行が同年９月１日に開始。適合証明業務については沖縄県建設技術センターが 18 年９月１日、沖縄建築確認検査センターが 20 年７月１日に開始。

（２）年金資金運用基金／独立行政法人福祉医療機構

①転貸資金業務、公庫住宅資金併せ貸し業務

この期間の当初における受託業務の範囲は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 20 号）第 12 条第２項等に規定する貸付けの業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

14 年度における再委託先は７代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県信用農業協同組合連合会、沖縄県信用漁業協同組合連合会、コザ信用金庫）であり、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

18 年４月１日　年金資金運用基金の承継機関である独立行政法人福祉医療機構から債権の管理回収業務を受託。

（３）独立行政法人雇用・能力開発機構／独立行政法人勤労者退職金共済機構

①労働者住宅設置資金

当期 10 年間の当初における受託業務の範囲は、雇用・能力開発機構法（平成 11 年法律第 20 号）に規定する貸付けの業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

平成 14 年度における再委託先は３代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行）であり、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

16 年３月１日　雇用・能力開発機構の独立行政法人化（以降、独法化）により設立された独立行政法人雇用・能力開発機構から、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成 14 年法律第 170 号）に規定する管理回収業務を受託。

23 年 10 月１日　独立行政法人雇用・能力開発機構の承継機関である独立行政法人勤労者退職金共済機構から、管理回収に関する業務を受託。

②勤労者財産形成住宅融資

受託業務の範囲は、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に規定する貸付けの業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

14 年度における再委託先は４代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫）であり、当期 10 年間の主な変遷は以下のとおり。

16 年３月１日　雇用・能力開発機構の独法化により設立された独立行政法人雇用・能力開発機構から、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第９条に基づく財形住宅資金の貸付業務を受託。

23 年 10 月１日　独立行政法人雇用・能力開発機構の承継機関である独立行政法人勤労者退職金共済機構から業務を受託。

第３編

第41～50事業年度
（平成24～令和3年度）

第１章　経済動向 …… 288
第１節　国内経済 …… 288
第２節　県内経済 …… 289

第2章　出融資動向 …… 301
第１節　出融資 …… 301
第１項　産業開発資金 …… 301
第２項　中小企業等資金 …… 310
（中小企業資金、生業資金）
第３項　生活衛生資金 …… 318
第４項　教育資金 …… 320
第５項　恩給担保資金 …… 324
第６項　医療資金 …… 324
第７項　農林漁業資金 …… 327
第８項　住宅資金 …… 332
第９項　出資 …… 334
第２節　委託・受託 …… 337

デイゴ（方言名アカヨーラなど）　沖縄三大名花とされ県花にも指定。琉球漆器などの伝統工芸の素材にもなる。

©OCVB

第１章　経済動向

第１節　国内経済

平成 24 年度は、東日本大震災からの復興需要により年初は景気回復の動きが見られたが、春先以降は世界経済の減速や円高、中国との尖閣諸島問題などを背景に輸出が落ち込み、またエコカー補助金などの効果も一巡し、景気は後退局面に入った。内需では住宅投資が震災の復興需要などで底堅く、公共投資も復興関連予算で増加したが、個人消費は雇用・所得の改善の足踏みから横ばいで推移し、設備投資も企業収益が改善せず弱い動きとなった。12 月には民主党の野田内閣が総辞職し、自民党の第２次安倍内閣が成立した。

25 年度は、安倍内閣による大胆な金融緩和や積極的な財政出動に 26 年４月の消費税率引き上げ前の駆け込み需要も加わり回復基調で推移した。円安は製造業の企業収益を改善させたが、原子力発電所の停止に伴う石油や天然ガスの大幅な輸入増加で貿易収支は赤字になった。政府は消費税率引き上げ後の景気対策として、12 月に５兆円規模の経済対策を決定した。持続的成長の実現には賃上げや政府の成長戦略が重要になる。産業競争力強化法の成立や復興特別法人税の前倒し廃止、国家戦略特区の創設など、法制面では一定程度、進捗した。

26 年度は、消費税率引き上げの駆け込み需要の反動減や実質賃金の減少に加え、夏場の天候不順や輸入物価の上昇などから弱含みで推移した。対外収支では年後半に円安となったが、製造業の海外移転などにより貿易収支は赤字が続いた。一方、雇用面では人手不足感が強まり、賃金の上昇もみられた。しかし、消費税率引き上げによる物価上昇で実質賃金はマイナスが続き消費者の購買力は低下した。政策面では第２四半期以降、２期連続でマイナス成長となったことから、政府は 27 年 10 月予定の消費税率引き上げを 29 年４月に延期した。

27 年度は、国内景気が一進一退した。個人消費は非正規雇用の増加や天候不順、食品値上げなどから弱含んだ。企業業績は円安や原油安などで好調に推移したが、中国経済の減速や円相場の不透明感から設備投資には慎重さがみられた。輸出は新興国の景気減速で中国、アジア向けの財の輸出が伸び悩んだ。一方、円安や LCC 就航の増加、ビザ要件の緩和などでインバウンド（訪日客）外国客が急増し、旅行収支は黒字幅が拡大した。政策面では消費税率引き上げが延期され、28 年１月には日銀がマイナス金利の導入を決定した。

28 年度は、輸出が前半は足踏みしたが、夏場以降は中国経済の持ち直しや円安などから増加に転じ、生産の持ち直しから企業収益は過去最高水準となった。雇用・所得環境も人手不足感の強まりや春闘での 2%近い賃上げによって消費者マインドが上向き、個人消費も緩やかに持ち直した。さらにインバウンド（訪日客）の増加によるインバウンド需要も好調に推移した。

29 年度は、雇用・所得環境や企業収益の改善が個人消費や設備投資を支え、輸出も持ち直しを続けるなど、内外需がともに回復した。個人消費は雇用者数の増加や賃金の緩やかな上昇により堅調に推移し、設備投資は技術革新や省力化、都市再開発、インバウンド需要に対応したホテル建設などで増加した。輸出は世界経済が持ち直す中で、資本財や情報関連財を中心に回復した。

30 年度は、29 年度と比べて実質成長率は鈍化した。内需は夏場の自然災害による下押しはあったものの、雇用・所得環境の改善や高水準の企業収益を背景に個人消費や設備投資がプラスに寄与した。一方、外需については米中間の貿易摩擦や英国のＥＵ離脱の影響で世界貿易の伸びが鈍化したことに加え、情報関連財が需要の一服などを背景に世界的に生産調整の動きがみられた。国内経済は 24 年 11 月を底に緩やかな回復基調が長期間続き、30 年 10 月が景気の山となったが、この景気の拡大期間は、いざなみ景気（平成 14 年２月～ 20 年２月までの 73 カ月）に次ぐ戦後２番目の長さ（71 カ月）を記録した。

令和元年度は、海外経済の減速で外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善などにより、内需を中心に緩やかに回復した。外需は財の輸出が米中貿易摩擦などにより弱含みで推移し、サービスの輸出も日韓関係の悪化などによりインバウンド（訪日客）の伸びが鈍化した。内需は、個人消費は台風の影響などがみられたものの、雇用・所得環境の改善により堅調に推移した。設備投資は省力化投資や情報化投資、東京五輪に向けた建設投資に支えられ堅調に推移した。また、公共投資も大型台風の災害への復旧・復興需要などで底堅く推移した。

２年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、国内外の経済活動は大きな打撃を被った。政府は、特別定額給付金の支給や雇用調整助成金の特例措置、休業支援金や持続化給付金、休業や時短営業に応じた飲食店への協力金の支給、「Go To キャンペーン」などの需要喚起策を展開した。しかし、感染は３月下旬からの第１波に続き、６月には第２波、11 月には第３波が生じた。政府は緊急事態宣言を発出したが、医療体制の逼迫や崩壊が懸念される一方で、経済への打撃も深刻なものとなった。

３年度は、新型コロナウイルス感染拡大による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きが見られた。輸出は中国経済の回復により持ち直し、国内経済の回復を先導した。一方、個人消費や設備投資は感染症が第７波まで繰り返す中、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されたことから、外食や旅行などのサービス消費を中心に弱含みで推移した。10 月以降、緊急事態宣言などが解除され経済社会活動の水準は段階的に引き上げられた。

第２節　県内経済

（１）県経済の主な出来事

平成 24 年度から令和３年度までの期間について県経済の主な出来事をみると、平成 24 年５月には那覇市の玄関口となるモノレール旭橋駅周辺地区再開発事業と南地区の事業が完了

し、バスターミナルとともに県内交通の結節点となった。また、9月には恩納村に世界最高水準を目指した沖縄科学技術大学院大学（OIST）が開学した。OISTは科学分野の5年一貫制博士課程を置く大学院大学である。令和元年には英ネイチャー誌が世界の研究機関格付けで、質の高い研究論文と研究機関の規模から算出した「正規化ランキング」部門で日本の研究機関では最上位の10位に入った。25年3月には、新石垣空港「南ぬ島」が開港した。開港後はその開港効果もあり入域観光客数が増加した。

25年11月は県内経済界が主導する国内最大級の国際食品商談会である沖縄大交易会のプレ交易会、翌年以降は毎年大交易会が開催され、県内外のサプライヤーとバイヤーが参加し、県産品の販売促進の場となっている。26年1月には、航空便の離発着回数が既に限界に達していた那覇空港で、滑走路（長さ3,000ｍ）と平行に西側の海上を埋め立て、同時離着陸が可能な第2滑走路（長さ2,700ｍ）の増設工事が着手された（供用開始は令和2年3月）。26年2月にはインバウンド（訪日客）の増加に対応するために那覇空港の新国際線ターミナルビル（ボーディングブリッジ4基を備え、最大で中型機2機と小型機2機に同時に対応可能）の供用が開始された。

県内の流通業界に目を向けると、国際通りに立地する老舗百貨店沖縄三越が、郊外型の大型商業施設が開業する中、26年9月に閉店した。その翌27年4月には、北中城村に県内最大級の大型商業施設であるイオンモール沖縄ライカムが開業した。駐留軍用地であったアワセゴルフ場地区の返還跡地の土地区画整理事業区に建設されたリゾート型ショッピングモールであり、地元客のみならず県外や海外から訪れる観光客もターゲットとしている。

27年1月に宮古島市に無料で通行できる橋として国内最長3,540メートルの伊良部大橋が開通し、観光名所となり域内への入域観光客数が増加した。また、4月に南西石油がブラジルの親会社であるペトロブラスの撤退により石油精製事業を停止し、28年3月には石油製品の販売も停止したが、同年12月に愛媛県を地盤とする太陽石油がペトロブラスから南西石油を買収して子会社化し、県内の石油製品の流通を担っている。金融業界においては、27年9月に鹿児島銀行が県外の地方銀行として初進出した。令和3年現在、2店舗で営業を行っている。

平成29年3月には豊見城市に沖縄空手会館が開館した。国内外の空手愛好家が来訪し、沖縄の伝統文化の発信や観光資源としても活用されている。そして、令和元年の入域観光客数は航空路線やクルーズ船の増加により1,016万人と、初めて1,000万人台を記録した。

31年1月には那覇空港内にMRO Japanが航空機整備施設を稼働させた。同社は令和4年10月に日本で初めて欧州航空安全庁（EASA）から重整備（ベースメンテナンス）を含む航空機整備事業場の認定を取得した。また、31年1月には沖縄の地元ビール製造会社のオリオンビールが、野村ホールディングスと米投資ファンドのカーライル・グループに買収（TOBが成立）された。令和2年3月期の県内におけるシェアは44％であった。そして、県内の流通業界では元年7月に、これまでの国内コンビニエンスストア大手2社に加えて、最大手のセブン・イレブンが県内に初進出した。国内市場が飽和状態にある中で、県人口の増加や観光客数の増加などが進出の背景にある。

交通インフラの整備では、同年10月に沖縄都市モノレールが首里駅―てだこ浦西駅間を延伸開業した。終点のてだこ浦西駅周辺では開発事業が動き出しており、また、隣接する沖縄自動車道にインターチェンジ（6年完成予定）を設け、高速道路からモノレールに乗り換えるパークアンドライドを促進するために大型立体駐車場が建設された。中北部地域から同駅でモノレールに乗り換えることで市街地での渋滞緩和などの効果が期待できる。そして、同じ10月には沖縄のシンボルである首里城が焼失し、県民に大きな衝撃を与えた。観光産業にとっても集客力の大きな文化遺産の消失は大きな打撃となった。復元に向けて8年の正殿完成に向けて再建中である。

元年末には新型コロナウイルスの感染が確認され、世界中に感染が拡大した。政府の移動制限や外出自粛の要請を受け、県内では基幹産業である観光関連産業をはじめ、幅広い産業が厳しい状況となった。2年3月には那覇空港第2滑走路の供用が始まったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海外からの入国規制で国際便は全て運休となった。そして、3年7月には、奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島が世界自然遺産に登録され、ポストコロナの有望な観光資源としても期待されている。4年3月には、これまで復帰特別措置の延長を繰り返してきた沖縄の酒税軽減措置が段階的に縮小され、次期沖縄振興計画の期間内に廃止されることが4年度の税制改正法で可決・成立した。

（2）個人消費

①個人消費を取り巻く環境

平成24年から令和3年までの10年間の個人消費を取り巻く環境をみると、基調として県内の雇用情勢は大きく改善したものの、デフレ経済が続く中で賃金水準は横ばいで推移した。勤労世帯の1カ月平均消費支出は概ね20万円程度で推移し、平成29年頃からは緩やかに増加傾向がみられた。しかし、令和2年1月からの新型コロナウイルスの感染拡大による人の移動制限や外出自粛により、2年には「外食」や「交通費」「被服費」などが減少し、「食料」や「家具・家事用品」などはいわゆる巣ごもり消費で増加したが、消費支出全体では減少した。翌3年には「保健医療」や「交通・通信費」「住居費（修繕などの工事代金）」などが増加し、消費支出全体でも持ち直した。また、平成24年以降は消費税率が2度引き上げられている。26年に5％から8％に、令和元年には8％から10％に引き上げられ、増税前の駆け込み需要と増税後の反動がみられた。

②百貨店・スーパー・コンビニエンスストア販売額

平成24年以降の百貨店・スーパー・コンビニエンスストア販売額の動向をみると、郊外型の大型店の増加や低価格指向などの影響で、26年には県内2つの百貨店のうち老舗の沖縄三越が閉店した。一方、27年には北中城村に大型商業施設のイオンモール沖縄ライカムが開業し、また令和元年には浦添市にも大型商業施設のサンエー浦添西海岸パルコシティが開業し

た。翌２年には豊見城市にイーアス沖縄豊崎が開業するなど、県内の小売業界では大型店の出店が相次いだ。また元年には、これまでの２社の大手コンビニエンスストアチェーンに加えて国内最大手のセブン・イレブンが沖縄に初出店した。この背景には本県の人口が増加していることや平成 20 年代の後半からインバウンド（訪日客）が大きく増加していることなどがある。

百貨店・スーパーの販売額をみると、概ね底堅く推移している（図表 2-60）。スーパーの販売額は人口の増加や新設店効果などにより底堅く推移した。コンビニエンスストア販売額も２年の新型コロナウイルスの感染拡大による落ち込みを除くと新規出店効果や観光客の増加のほか、国内最大手の県内初進出などにより堅調に推移した。

図表 2-60　百貨店・スーパー・コンビニエンスストア販売額（前年比）

（単位：％）

年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
百貨店･スーパー（全店舗）	1.5	3.4	3.7	6.2	6.3	4.4	2.8	2.4	△ 3.9	2.1
コンビニエンスストア（全店舗）	5.5	5.3	6.2	7.3	16.4	11.8	4.7	7.0	△ 2.4	7.0

資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

③新車販売台数、家電販売額

耐久消費財では、新車販売台数は平成 23 年にエコカー補助金制度の復活により、ハイブリッド車や軽自動車を中心に高い伸びとなり、25 年も新型車の投入効果やレンタカー需要で堅調に推移した（図表 2-61）。26 年は消費税率の引き上げから普通自動車が弱い動きとなったが、軽自動車が新型車投入の効果から堅調に推移し、年間の販売台数は増加した。翌 27 年は消費税率引き上げ後の反動減などから前年を下回ったものの、28 年から 30 年にかけては新型車の投入効果やレンタカー需要などにより前年を上回って推移した。令和元年は 10 月に消費税率の引き上げが実施され、駆け込み需要とその反動がみられたが、年間ではわずかな減少となった。そして２年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により２年連続で２桁の減少が続いた。

家電販売額では、平成 24 年は前年に地上デジタルテレビ放送へ完全移行したことからテレビや DVD レコーダーといった AV 商品の買い換え需要の剥落で前年を大幅に下回った。25 年には幾分持ち直し、26 年は４月に消費税率が５%から８%に引き上げられたが、駆け込み需要や住宅ローン減税の拡充などの軽減措置により前年を上回った。26 年の消費税率引き上げ後の堅調な動きはインバウンド（訪日客）による購買も寄与しているとみられる。令和２年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても１人当たり一律 10 万円の特別定額給付金やいわゆる巣ごもり需要により高い伸びとなった。

図表 2-61　新車販売台数・家電販売額（前年比）

（単位：％）

年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
新車販売台数	29.9	6.8	7.8	△ 4.3	2.4	2.0	5.9	△ 0.6	△ 17.0	△ 10.9
家電販売額	△ 16.7	0.5	4.7	0.2	6.6	6.5	0.3	4.3	5.6	21.2

資料：日本銀行那覇支店「県内金融経済概況」

（３）建設関連

①沖縄振興予算と公共工事請負金額

県内の公共工事の動向を平成 24 年度から令和３年度でみると、沖縄振興予算はそれまで減少傾向が続いていたが、24 年度の振興予算では当初予算の総額が 2,937 億円、うち公共事業関係費が 1,111 億円計上された。補正後では 3,302 億円となり、補正後ベースでは 16 年度以来、８年ぶりに 3,000 億円を超えた（図表 2-62）。また 24 年度から、より使途の自由度が高い一括交付金が創設され、ハード事業としての「沖縄振興公共投資交付金」が制度化された。安倍首相は、第５次の振興計画期間中は、3,000 億円台の予算を確保することを表明した。その結果、24 年度以降の県内の公共工事請負金額は増加傾向に転じた。この期間の主な事業としては、駐留軍用地跡地である西普天間住宅地区への琉球大学医学部・病院の移転（令和６年度末予定）などの事業が実施中である。また、この期間に竣工した主な事業では、伊良部大橋（27 年１月開通）や航空機整備施設（平成 31 年１月稼働）、沖縄都市モノレールの延伸（令和元年 10 月開業）、那覇空港第２滑走路（令和２年３月供用）などがある。また、公共工事請負金額は、29 年度と令和３年度は国関係の公共事業の増加により 4,000 億円近い水準となった。

図表 2-62　内閣府沖縄担当部局予算と公共工事請負金額

（単位：億円）

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
内閣府沖縄担当部局予算	3,302	3,075	3,520	3,392	3,523	3,150	3,128	3,088	4,395	3,010
沖縄振興交付金事業推進費	1,619	1,639	1,763	1,622	1,619	1,358	1,187	1,093	1,014	981
公共工事請負金額	2,516	2,634	3,247	3,254	3,392	3,826	2,961	3,088	3,096	3,847

（注）令和2年度までは補正後予算、3年度は当初予算。
資料：内閣府「沖縄振興予算」、西日本建設業保証株式会社「公共工事動向」

②非居住用建築物の着工床面積

平成 24 年から令和３年までの非居住用建築物の着工床面積は、高齢化の進展に伴い、「医療、福祉用」が平成 24 年から 29 年にかけて堅調に推移した（図表 2-63）。また、26 年は大型商業施設の建設で「卸売業、小売業用」が増加した。28 年以降はインバウンド需要の増加に伴い「宿泊業、飲食サービス業用」で増加していたが、令和元年は前年の大型商業施設の着工の反動で減少し、２年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響から低水準で推移した。この期間の特徴としては、大型の宿泊施設や商業施設などが増加したことである。建築物の着工棟数について平成 26 年以降は減少傾向にあるのに対し、着工床面積は増加している。なお、令和元年の着工床面積の減少は前年に大型商業施設（同施設は建設業用に計上）が着工されたことなどが影響している。また、２年から３年が低水準で推移しているのは、新型コロナウイルス感染拡大が影響している。

図表 2-63　非居住用建築物の着工床面積（用途別）

（単位：㎡、％）

年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	累計	構成比
非居住用計	735,165	781,607	922,940	870,038	937,262	1,094,385	1,143,274	741,065	710,883	763,005	7,225,736	100.0
農林水産業用	24,220	18,660	18,711	19,949	17,077	16,886	17,135	19,239	27,790	10,610	151,877	2.1
鉱業、採石等、建設業用	3,948	6,628	10,591	11,511	6,834	9,425	130,235	9,982	25,591	21,497	189,154	2.6
製造業用	27,859	40,527	41,698	32,683	43,967	26,268	55,850	35,245	31,409	14,186	304,097	4.2
電気・ガス・水道業等用	17,908	4,583	11,821	7,237	2,968	13,650	6,633	13,261	29,208	14,651	78,061	1.1
情報通信業用	17,364	12,531	5,205	7,298	15,269	280	3,332	10,392	36,441	206	71,671	1.0
運輸業用	38,568	43,721	17,667	15,632	86,715	91,335	20,068	53,277	11,204	48,554	366,983	5.1
卸売業、小売業用	69,237	140,231	232,573	66,395	92,401	286,868	82,912	36,085	38,910	115,220	1,006,702	13.9
金融業、保険業用	551	16,883	13,333	1,559	19,384	5,853	1,536	12,714	1,679	6,164	71,813	1.0
不動産業、物品賃貸業用	7,339	4,284	1,778	32,911	11,631	5,665	35,329	34,012	47,939	12,443	132,949	1.8
宿泊業、飲食サービス業用	65,638	72,231	58,607	71,896	201,915	246,378	311,779	217,663	216,760	112,230	1,246,107	17.2
医療、福祉用	154,253	179,164	220,438	155,226	116,192	158,805	92,791	96,274	64,812	49,096	1,173,143	16.2
教育、学習支援業用	192,943	108,315	132,309	248,810	154,728	79,819	138,822	73,904	45,463	156,257	1,129,650	15.6
その他サービス業用	65,025	37,703	51,492	63,593	64,038	53,675	84,210	30,345	41,565	37,361	450,081	6.2
公務用	32,340	51,249	80,131	76,571	68,518	46,668	121,047	83,785	66,258	155,236	560,309	7.8
他に分類されない建築物	17,972	44,897	26,586	58,767	35,625	52,810	41,595	14,887	25,854	9,294	293,139	4.1

資料：国土交通省「建築着工統計」

③新設住宅着工戸数

新設住宅着工戸数についてみると、平成 19 年から 24 年まで年間で約 1 万戸から 1 万 2,000 戸台の低水準で推移した後、25 年には 1 万 6,618 戸で前年比 30.7％の大幅増となり、18 年以来の高水準となった（図表 2-64）。翌 26 年の消費税率の引き上げ前の駆け込み需要のほか、県内景気が 23 年半ば頃から拡大を続けていることや貸出金利が低下を続け、復帰後最も低い水準にあることなどが大幅増の要因とみられる。こうした経済情勢の好転により 26 年の消費税率の引き上げ後の落ち込みも限定的なものとなり、27 年も貸家建設が高水準で推移し、分譲住宅の建設も一戸建て持ち家の取得難や都市部への回帰、県外からの移住者の増加、投資物件としての購入などを背景に堅調に推移した。28 年以降は地価の上昇傾向から持ち家建設が弱含む一方、世帯数の増加により貸家建設が高水準で推移し、分譲住宅も景気拡大により増加基調で推移した。令和元年以降は一部県外地銀の不正融資問題などから金融機関の住宅建設への審査が厳しくなり、また地価の上昇もあり貸家建設が減少に転じた。そして、元年末に新型コロナウイルスの感染が世界で初確認され、2 年以降は世界的な感染拡大により国内外経済が大きな打撃を被り、貸家建設も大幅に減少した。一方、持ち家と分譲住宅の建設は底堅く推移した。

図表 2-64　新設住宅着工戸数（利用関係別）

（単位：戸）

年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
総数	12,713	16,618	15,426	16,136	16,201	16,591	16,803	15,098	10,703	9,668
持家	3,431	3,976	3,148	3,170	3,103	3,018	2,696	2,922	2,338	2,782
貸家	8,253	10,772	10,914	10,726	11,135	11,263	11,282	9,227	5,683	4,399
給与	85	41	25	163	30	52	211	158	478	194
分譲	944	1,829	1,339	2,077	1,933	2,258	2,614	2,791	2,204	2,293

資料：国土交通省「住宅着工統計」

（4）雇用情勢

①就業状態

平成 24 年から令和 3 年までの就業状態別の人口をみると、15 歳以上人口は平成 24 年の 115 万 8 千人から令和 3 年には 121 万 6 千人に 5 万 8 千人増加した（図表 2-65）。

この間、労働力人口は 8 万 3 千人増加し、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合である労働力人口比率は 58.2％から 62.3％に 4.1 ポイント上昇した。この背景には生産年齢人口の減少が続く中で高齢者の労働市場への参入や女性の労働力率の上昇がある。その結果、非労働力人口は 2 万 6 千人減少した。就業者は 62 万 7 千人から 73 万人に 10 万 3 千人増加し、労働力人口の増加数を上回った。この結果、完全失業率は 6.8％から 3.7％に大きく低下した。

24 年以降の県内景気は入域観光客数の増加や建設投資の増加などで拡大を続け、雇用情勢の改善がみられたが、人手不足が深刻化した。

図表 2-65　就業状態

（単位：千人、％）

年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
15歳以上人口	1,158	1,165	1,172	1,178	1,186	1,195	1,199	1,206	1,213	1,216
労働力人口	674	682	682	700	710	718	732	746	753	757
就業者数	627	642	645	664	679	691	707	726	727	730
農林業	28	29	27	27	29	28	26	29	25	25
非農林業	599	613	618	637	650	663	681	697	703	705
完全失業者	46	39	37	36	31	27	25	20	25	28
非労働力人口	484	483	490	478	476	476	467	459	459	458
労働力人口比率	58.2	58.5	58.2	59.4	59.9	60.1	61.1	61.9	62.1	62.3
完全失業率	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.3	3.7
完全失業率(全国)	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8

資料：総務省、沖縄県「労働力調査」

②非正規雇用者の割合

本県の非正規雇用者が雇用者数（役員を除く）に占める割合について、平成 25 年以降の各

年のデータが得られる「労働力調査」でみると、25 年の 40.4%から 27 年には 42.0%まで上昇したが、28 年以降は低下傾向にある（図表 2-66）。景気拡大に伴う人手不足が深刻化しており、雇用人員を確保する必要から雇用者の正社員化が徐々にではあるが進んでいるものとみられる。全国は概ね37%台で推移しているが、令和3年には36.7%とわずかながら低下した。

図表 2-66　雇用形態別の就業者数

（単位：千人、%）

年	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
就業者数	642	645	664	679	691	707	726	727	730
雇用者数	551	557	575	588	602	612	630	634	636
役員	19	21	22	21	25	26	25	26	30
正規	317	315	321	330	345	359	364	369	372
非正規	215	221	232	237	233	226	241	239	235
非正規雇用者の割合	40.4	41.2	42.0	41.8	40.4	38.6	39.8	39.3	38.8
（全国）	(36.6)	(37.4)	(37.4)	(37.5)	(37.2)	(37.8)	(38.2)	(37.1)	(36.7)

資料：総務省、沖縄県「労働力調査」

③新規求人数

平成 24 年度から令和 3 年度の新規求人数の動向をみると、平成 24 年度から 30 年度にかけては、県内景気の拡大に伴う人手不足からほぼ全ての産業で求人数が増加した（図表 2-67）。24 年度から 27 年度は前年度比で 2 桁の増加が続き、30 年度にかけては増加率が鈍化した。産業別でみると、「その他（サービス業・公務等）」をはじめ、「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」などが個人消費の堅調さや入域観光客数の増加などにより、「医療、福祉」が高齢化の進展により増加した。

図表2-67　産業別新規求人数の増減寄与度

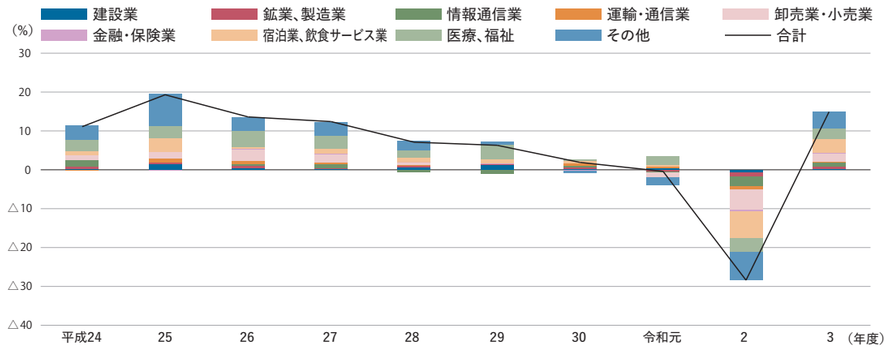

資料：沖縄労働局「職業安定業務統計」

令和元年度には県内景気の拡大に鈍化の動きがみられ、求人数も前年度比で 0.4%減とわずかながら減少した。そして、2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大で求人数は「その他（サービス業・公務等）」や「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」などを中心に同 28.4%減と大幅に落ち込んだが、3 年度には経済活動が徐々に上向き、求人数も持ち直し、前年度比で 14.9%増となった。

④有効求人倍率

平成 24 年度から令和 3 年度は、県内景気が長期にわたり拡大を続ける中で人手不足が深刻化した。有効求人倍率は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける前の令和元年度（4 月～ 12 月）まで上昇を続け、平成 28 年度には復帰後の統計で初めて 1.00 倍を超え、有効求人数が有効求職者数を上回った（図表 2-68）。本県の有効求人倍率が復帰後、一定期間にわたって基調として上昇したのは昭和 62 年度から平成元年度までと 11 年度から 17 年度まで、そして 24 年度から令和元年度までの 3 回ある。この 24 年度から令和元年度までの有効求人倍率の上昇の要因を求人数と求職者数でみると、過去 2 回の有効求人倍率の上昇局面では求人数、求職者数とも増加する中で求人数の伸びが求職者数の伸びを上回ったことから求人倍率が上昇している。しかし、24 年度以降の有効求人倍率の上昇は、人手不足の中で求人数が増加しているだけでなく、一方で求職者数が減少を続けていることが特徴である。県内では景気拡大に伴う雇用情勢の改善から失業者数が減少してきており、その結果、求職者数の減少傾向が続いていることが背景にある。

図表 2-68　有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率

（単位：人、倍）

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
有効求人数	15,844	19,540	23,364	26,615	29,333	31,898	33,027	33,554	23,060	25,751
有効求職者数	35,360	31,855	29,377	27,975	26,760	25,452	24,892	25,673	29,059	31,155
有効求人倍率	0.45	0.61	0.80	0.95	1.10	1.25	1.33	1.31	0.79	0.83
有効求人倍率（全国）	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16

資料：厚生労働省、沖縄労働局「職業安定業務統計」

⑤外国人労働者

全国的に人手不足が深刻化する中、女性や高齢者とともに労働力人口として増加してきたのが外国人である。本県でも日本人の人手不足を補うように外国人の労働者が増加してきた。沖縄労働局の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」[注]によると、県内で外国人労働者を雇用する事業所数は令和 3 年 10 月末現在で 2,555 カ所となり、前年比 184 カ所増加（7.8%増）し、増加率は全国（6.7%増）を上回った（図表 2-69）。外国人労働者を雇用する事業所数は平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最多となった。また、県内の外国人労働者は令和元年に 1 万 314 人で前年比 26.7%増であったが、2 年は新型コロナウイルスの影響もあり、1 万 787 人と同 4.6%増と伸びが鈍化し、3 年は 1 万 498 人で前年比 2.7%減（289 人減）と届出

注　「外国人雇用状況の届出状況まとめ」は対象が雇用者であり、就業者としては雇用者のほかに個人事業主の在留外国人等がいることに留意する必要がある。

が義務化されて以来、初めて前年を下回った。なお、2年は伸びが鈍化したとはいえ増加しているが、これは調査時点が毎年10月末であることから新型コロナウイルス感染拡大前の元年11月～12月の外国人労働者が増加していた時期を含み、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いた2年11月～12月は含まれていないことに留意する必要がある。新型コロナウイルスがほぼ全期間に及んだ暦年ベースでは外国人雇用者は減少した可能性が高い。

図表2-69　外国人労働者の雇用事業所数、外国人労働者数

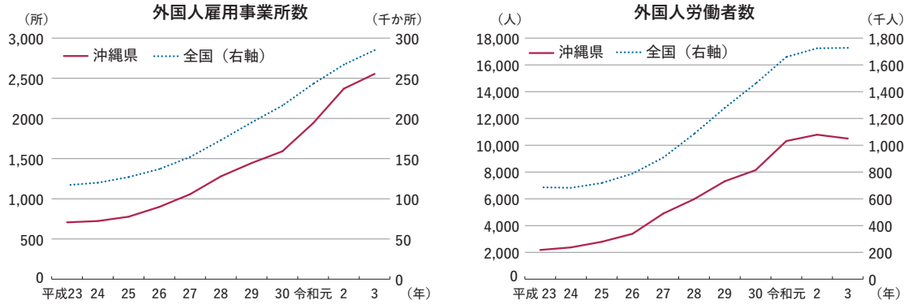

（注）各年10月末。
資料：厚生労働省、沖縄労働局「外国人雇用状況の届出状況まとめ」

（5）企業の動向

①法人数と所得金額

県内の法人数を国税庁の統計でみると、平成24年は2万398社で、全国の法人数に占める割合は0.8%であったが、令和2年には2万8,441社となり、全国に占める割合でみると1.0%と、0.2ポイント増えている（図表2-70）。平成24年の法人数は全国で33番目であったが、令和2年の法人数は、国内外からの企業進出などを背景に、全国で26番目と7つ上昇している。

また、所得金額でみると、平成24年は1,720億9,400万円で、全国の法人の所得金額に占める割合は0.4%であった。その後は0.3%から0.5%の割合で推移し、令和2年の所得金額は2,681億9,600万円まで増加したが、全国の所得金額に占める割合は0.4%と、平成24年と同水準であり、全国での順位も27位から26位と1つ上昇に留まった。

図表 2-70　法人数と所得金額

（単位：社、百万円、位、%）

年 / 法人数	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	全国に占める順位	
										平成24年	令和2年
沖縄県	20,398	21,082	21,802	22,628	23,649	24,904	26,059	27,096	28,441	33	26
全国	2,711,290	2,721,234	2,742,052	2,771,230	2,805,041	2,840,870	2,873,219	2,892,746	2,946,415	－	－
全国に占める割合	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	－	－
所得金額										平成14年	平成23年
沖縄県	172,094	193,224	200,642	234,278	251,710	289,364	287,209	319,417	268,196	27	26
全国	44,849,263	52,851,202	57,902,072	61,040,902	62,924,843	70,234,032	72,775,670	64,505,007	69,655,880	－	－
全国に占める割合	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	－	－

資料：国税庁「都道府県別法人税（法人数、所得金額）」

②事業所数

経済センサスにより、平成24年以降の県内の民営事業所数をみると、24年の6万2,977事業所から令和元年には7万8,658事業所へと、県内景気の長期にわたる拡大を背景に増加数は1万5,681事業所と24.9%増加している（図表2-71）。産業別の事業所数については、把握できる直近の調査は28年調査の経済センサス－活動調査であるため、以下では24年から28年についてみる。24年から28年までの事業所数をみると、24年の6万2,977事業所から28年には6万4,285事業所へと、1,308事業所の増加となっている。産業別の内訳をみると大方の産業で増加しており、高齢化の進展に伴い「医療、福祉」が3,935事業所から5,110事業所へと1,175事業所増加し、最も多い増加数となり、事業所の増加数の89.8%と9割近くを占めた。次いで増加数が多かったのが「宿泊業、飲食サービス業」で、1万1,169事業所から1万1,636事業所へと、467事業所の増加となった。入域観光客数の増加や雇用情勢の改善による個人消費の堅調さが増加の要因とみられる。次に増加数が多かったのは「学術研究、専門、技術サービス」であり2,388事業所から2,600事業所へと212事業所増加した。法律や会計、土木建築、学術関係など幅広い分野で多岐にわたり増加している。一方、「不動産業、物品賃貸業」が貸家業などの減少により、5,754事業所から5,283事業所へと471事業所減少し、「卸売業、小売業」が小規模な小売業などの減少により、1万6,135事業所から1万5,843事業へと292事業所減少した。28年の事業所数の産業別の構成比をみると、「卸売業、小売業」が24.6%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が18.1%となっており、この2つの産業で42.7%と4割余を占めている。

③従業者数

従業者数については、平成24年の51万4,802人から28年には55万3,619人へと3万8,817人の増加となった（図表2-71）。産業別でみると高齢化の進展に伴い「医療、福祉」が7万4,766人から9万3,865人へと1万9,099人増と最も増加数が多く、増加数の約5割を占めている。次いで「卸売業・小売業」が11万1,392人から11万7,878人へと6,486人増加し、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」が1万4,450人から1万7,693人へと3,243

人増加、「宿泊業、飲食サービス業」が７万602人から７万3,321人へと2,719人増加した。この中で「卸売業、小売業」は、事業所数は減少したが従業者数は増加しており、小規模な事業所が減ったものの大型店の増加により従業者数が増加していることがうかがえる。一方、「運輸業、郵便業」は２万9,457人から２万7,468人へと1,989人減少した。

図表 2-71　事業所数と従業者数

（単位：所、人、％）

	実数						増減数		構成比	
	事業所数			従業者数			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
	平成24年	26年	28年	24年	26年	28年	24年→28年	24年→28年	28年	28年
全産業	62,977	65,164	64,285	514,802	543,072	553,619	1,308	38,817	100.0	100.0
農林漁業	373	440	399	3,133	3,385	3,501	26	368	0.6	0.6
鉱業	32	24	35	242	222	295	3	53	0.1	0.1
建設業	4,287	4,290	4,286	39,861	38,830	40,040	△ 1	179	6.7	7.2
製造業	2,954	3,148	3,065	31,734	32,671	33,130	111	1,396	4.8	6.0
電気･ガス･熱供給･水道業	34	38	29	1,847	1,982	1,914	△ 5	67	0.0	0.3
情報通信業	662	667	668	13,387	12,498	12,206	6	△ 1,181	1.0	2.2
運輸業､郵便業	1,373	1,348	1,350	29,457	25,952	27,468	△ 23	△ 1,989	2.1	5.0
卸売業､小売業	16,135	16,150	15,843	111,392	115,506	117,878	△ 292	6,486	24.6	21.3
金融業､保険業	849	857	873	11,829	12,529	12,839	24	1,010	1.4	2.3
不動産業､物品賃貸業	5,754	5,598	5,283	18,312	18,092	17,297	△ 471	△ 1,015	8.2	3.1
学術研究､専門･技術サービス業	2,388	2,568	2,600	14,450	15,913	17,693	212	3,243	4.0	3.2
宿泊業､飲食サービス業	11,169	11,919	11,636	70,602	74,174	73,321	467	2,719	18.1	13.2
生活関連サービス業､娯楽業	5,878	6,104	5,988	26,583	27,051	27,292	110	709	9.3	4.9
教育､学習支援業	2,822	2,854	2,832	16,783	17,348	17,413	10	630	4.4	3.1
医療､福祉	3,935	4,831	5,110	74,766	90,148	93,865	1,175	19,099	7.9	17.0
複合サービス事業	328	364	336	4,179	6,112	5,850	8	1,671	0.5	1.1
サービス業（その他）	4,004	3,964	3,952	46,245	50,659	51,617	△ 52	5,372	6.1	9.3

（注）1. 平成24年と28年は「経済センサス 活動調査」、26年は「経済センサス 基礎調査」。
　　2. 事業所数、従業者数とも国、地方公共団体を除く民営事業所である。
資料：総務省「経済センサス」

第２章　出融資動向

第１節　出融資

第１項　産業開発資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成24年度から令和３年度までの当期10年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

24年度　（拡充）「沖縄経済自立支援」
⇒貸付対象を拡充（対象期限の10年延長に加え、駐留軍用地跡地関係市町村における延床面積5,000㎡以上の建築物の整備事業に必要な資金および沖縄における自立経済の構築に向けた産業の振興に寄与する事業の円滑な遂行に必要な非設備事業資金[注1]を追加）

（拡充）「環境・エネルギー対策」
⇒貸付対象を拡充、担保特例の取扱期間を延長

（資金名の改定、拡充）
「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」（旧「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」）
⇒貸付対象を拡充、担保特例の取扱期間を延長

25年度　（創設）「駐留軍用地跡地開発促進貸付」

（統合）「沖縄経済国際化促進資金」「沖縄自立型社会資本整備資金」「沖縄経済自立支援」「環境・エネルギー対策」を「沖縄自立型経済発展」に整理統合

（拡充）「環境・エネルギー対策」
⇒貸付対象、資金使途を拡充（再生可能エネルギー関連）の上で、「沖縄自立型経済発展」へ統合

（拡充）「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例に係る取扱期間を延長

26年度　（資金名の改定、拡充）
「航空」（旧「航空機」）
⇒資金使途、貸付金額の限度割合を拡充

（拡充）「海運」
⇒資金使途、貸付金額の限度割合を拡充

（廃止）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」

27 年度　（創設）「沖縄観光リゾート産業振興貸付」
（創設）「沖縄特区等無担保貸付利率特例制度」
（創設）「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」
（拡充）「沖縄自立型経済発展」
⇒貸付対象を拡充
（拡充）「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」
⇒取扱期間の延長および担保特例の取扱期間延長なし
（廃止）「沖縄観光リゾート産業振興貸付」「沖縄情報通信産業支援貸付」「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」が適用される貸し付けのうち、雇用の維持や拡大を図るものに対する金利優遇を廃止（雇用促進低利の廃止）
28 年度　（創設）「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」
（拡充）「駐留軍用地跡地開発促進貸付」
⇒貸付条件を拡充
29 年度　（拡充）産業開発資金の利率体系を拡充
30 年度　（創設）「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」
（拡充）「沖縄自立型経済発展」
⇒貸付条件を拡充
令和元年度（創設）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」
⇒「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」を統合
（拡充）「沖縄自立型経済発展」
⇒貸付条件を拡充
2 年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」
⇒貸付条件を拡充
（拡充）「沖縄自立型経済発展」
⇒貸付条件を拡充、非設備事業資金[注1]に係る社会的要因に新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口に関する事業を追加
3 年度　（創設）「産業開発資金資本性劣後ローン特例制度」
（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」
⇒貸付条件を拡充

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

注1　総合史第2編第1章第2節第3項「(1) 資金供給機能の拡充（産業開発資金、出資）　注2」参照。

駐留軍用地跡地開発促進貸付（対象資金：産業開発・中小・生業）

駐留軍用地跡地利用に関しては、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造のひずみを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。この資金は、駐留軍用地跡地において民間による土地区画整理事業や開発を今後より一層促進するために、沖縄経済自立支援貸付の貸付対象の一部を統合し、土地の造成事業を資金使途に加え、平成 25 年度に創設された。産業開発資金のほか中小企業資金、生業資金にも設けられている。貸付条件は金利が政策金利Ⅰから政策金利Ⅲ、貸付限度額が所要資金の 7 割以内、償還期間が 25 年以内（うち据置期間 5 年以内）となっている。

沖縄観光リゾート産業振興貸付（対象資金：産業開発・中小・生業）

リーディング産業である観光リゾート産業については、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力ある観光を推進し沖縄観光ブランドの形成が目指されており、そのためには中核となる設備の整備のみならず、さまざまな観光サービスの提供など、きめ細やかなサービスの創出・浸透が必要である。この資金は沖縄観光・国際交流拠点整備資金を廃止し、多岐にわたる観光関連産業の幅広い資金ニーズに対応するため 27 年度に創設された。貸付条件は金利が政策金利Ⅱから政策金利Ⅲ[注2]、貸付限度額が所要資金の 7 割、償還期間が 25 年以内(うち据置期間 5 年以内）となっている。

沖縄特区等無担保貸付利率特例制度（対象資金：産業開発・中小）

民間主導の自立型経済の構築を図るための重点施策として、沖縄県内には特定産業の集積と企業活動の活性化を目的とした経済特区（国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区および経済金融活性化特別地区）および地域特例（観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域および産業高度化・事業革新促進地域）が設けられている。沖縄県の特区・地域制度については、沖縄振興特別措置法第三章第一節から第五節を根拠として特定産業の集積や企業誘致を推進しているところであり、また、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においては、「世界水準の観光リゾート地の形成」、「アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成」などを掲げ、産業振興の具体的な方針が示されている。

無担保での資金調達は、信用リスクが高まるため民間金融機関の融資条件は必然的に厳しくなる。本特例制度は、無担保調達の負担を軽減し、事業者の事業拡大意欲を喚起することで、沖縄の産業振興、ひいては日本経済の再興に資する特区などへの産業の集積および企業活動の活性化を図るため、産業開発資金、中小企業資金のうち沖縄公庫独自制度を対象とし、27 年度に創設された。本特例制度の条件は、国または県の施策に基づく特区・地域制度における対象業種を営む者であって、指定特区・地域内で①新たな事業所の設置②収益性の向上③耐震対策を目的とした設備投資を行うものに対し、無担保貸付に係る利率を 0.1％から 0.5％を控除するもの。

注2　制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、金利水準の高い方から順に、産業開発資金では基準金利、政策金利Ⅰ、政策金利Ⅱ、政策金利Ⅲなどがある。

沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度（対象資金：産業開発・中小・生業）

26 年 12 月 27 日に「まち･ひと･しごと創生総合戦略」が閣議決定され、「しごと」と「ひと」の好循環を実現するための基本目標として「地方における安定的な雇用を創出する」ことが掲げられ、地方公共団体が「地域版総合戦略」を策定･実施していくにあたり必要となる政策パッケージを展開することが示された。沖縄県においては、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の中で、雇用対策については、「沖縄の特殊性や地域の実情に応じた産業振興・雇用施策に県民一体となって取り組み、多様な雇用の場の創出や就業支援に努める」といった方針が示されている。また「地方版総合戦略」の策定にあたっては、27 年 6 月に沖縄県地方創生地域推進会議が設置され、「沖縄県人口増加計画」（26 年 4 月沖縄県策定）を改定する形で、戦略策定を進める方針が示された。当該計画には、人口の社会増を拡大する施策として「地場産業の振興や企業誘致などの取り組みを通じて、新たな産業の創出を進めるとともに、雇用の場の創出および多様な人材の確保を図ること」が掲げられており、沖縄県版総合戦略においても、人口増加に向けた「雇用の創出、確保」が基本方針の一つとされた。

本特例制度は、沖縄振興計画および創生総合戦略の雇用施策などをより一層促進するために、産業開発資金、中小企業資金、生業資金のうち沖縄公庫独自制度の一部を対象とし、27 年度補正予算で創設された。本特例制度の条件は、雇用の維持または拡大を図る者に対し、当初 3 年間に限り各融資制度の本来適用される利率から 0.2%（雇用維持・雇用拡大）を控除するもの。

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度

（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生・医療・農林漁業）

「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の中で、子育てセーフティネットの充実に向けて、「母子保健の充実、保育所入所待機児童の解消などに向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども･若者の育成支援、要保護児童などへの支援に取り組み、子育てセーフティネットを整備する」といった方針が示されている。また、ひとり親家庭などへの支援については、「保育サービスの利用促進等による子育て・生活支援策の充実を図るとともに、関係機関との連携促進や相談体制などの充実を図る。さらに、資格取得や技能習得、在宅就業などの就業支援、事業主に対する啓発活動を実施する」とした支援体制が掲げられている。

本特例制度は、県内のひとり親家庭支援などをより一層促進するためには政策金融が重点的に関与し、民業を適切に補完するため、住宅資金、教育資金および恩給資金を除く各資金を対象とし、28 年度に創設された。本特例制度の条件は、①母子家庭の母または父子家庭の父を新たに雇用し、特定就職困難者雇用開発助成金を受ける者②母子家庭の母または父子家庭の父を既に雇用し、特定就職困難者雇用開発助成金を受けた者③非正規雇用の労働者の企業内キャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施し、キャリアアップ助成金を受けた者④仕事と子育てを両立する世帯の子どもを預かる事業所内保育施設などを設置または増改築する者に対し、各融資制度の本来適用される利率から 0.2%から 0.5%を控除するものである。

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度

（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生・医療・農林漁業）

「沖縄振興基本方針」の中で、雇用の促進および職業の安定に関する基本的な事項として、「離職率の低下に向けて企業等の雇用環境の改善を推進するとともに、産業の高付加価値化、新産業の創出等にも対応できる高度な知識・技術を有する人材を育成することにより、雇用の質の向上を図る」と謳われている。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（29 年 6 月 9 日閣議決定）では、「人材への投資を通じた生産性向上」がテーマとなっており、沖縄振興についても「人材育成の推進を図る」ものとされている。沖縄県においては、企業に積極的な人材育成の取り組みを促すため、従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる人材育成に優れた企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」を平成 25 年から実施している。また、厚生労働省では、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する「人材開発支援助成金」を設け、企業内での人材育成に取り組む事業者を支援している。

本特例制度は、国や沖縄県の沖縄振興策において課題となっている社会人の人材育成に関し、人材育成に積極的に取り組んでいる事業者を金融面から支援するため、住宅資金、教育資金および恩給資金を除く各資金を対象とし、30 年度に創設された。本特例制度の条件は、①国による人材開発に係る助成金を受けた者②沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた者に対し、各融資制度の本来適用される利率から 0.2%を控除するものである。

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度

（対象資金：産業開発・中小・生業・生活衛生・医療・農林漁業）

当公庫はこれまで、「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」の各特例制度を創設し、沖縄における持続可能な開発および社会的課題の解決を支援してきた。「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」（30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「今後、更に地方創生を深化させていくために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であることから、持続可能な開発目標（SDGs）の達成のための取組を推進し、SDGs の主流化を図り、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とされたことから、沖縄における SDGs 関連の取り組みをより一層支援するものとして、令和元年度に 3 つの特例制度を統合し、沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度を創設した。

産業開発資金資本性劣後ローン特例制度

「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」において、沖縄の中小企業などの着実な成長発展に向けて経営基盤の強化および金融支援が必要であることが謳われている。「経済財政運営と改革の

基本方針 2020」においては、中堅企業・大企業の事業継続支援や資本性劣後ローンの供給を通じた事業者の財務基盤強化などが示されている。沖縄においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化に苦しむ中堅企業・大企業が増加しつつあり、これら企業の経営基盤が揺らぐと取引関係にある中小・小規模事業者の経営にさらなる悪影響を及ぼす恐れがあった。本特例制度は、中堅企業・大企業などに対し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させるなどの特例を設けることにより、金融機関の資産査定上自己資本と見なし得る資本性資金を供給することを通じて、当該企業の財務体質を強化するとともに、資金調達を円滑化し、もって、沖縄経済の活性化を図る目的で令和３年度に創設したもの。本特例制度は、産業開発資金の全ての貸付制度を対象とし、利率は税引後当期純利益額による成功判定区分に基づく劣後ローン利率で、返済条件は貸付期間５年１カ月以上 15 年以内、期限一括償還としている。

（２）融資動向

①融資の基本方針

平成 24 年度から令和３年度までの当期 10 年間の沖縄振興の基本的なテーマは、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」であった。このため当期間初年度となる 24 年度の当公庫の業務運営基本方針では、新たな沖縄振興計画初年度にあたり、引き続き沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関として、国や県などと連携を密にして沖縄の地域特性を十分に反映させて業務を推進すること、民業補完の徹底に取り組むことなどを旨とし、これらの方針は当期間を通した基調となった。

また産業開発資金分野においては、国内外からの入域観光客の増進や個人消費、建設関連などにけん引されて県内経済が拡大推移する中で、中堅・大規模事業者の多様な設備投資計画などに適切に対応することや、沖縄振興策上の重要プロジェクトの事業化支援を基調とした。具体的には、経済社会活動に不可欠な電気・ガスなどのエネルギーの安定供給や活発化する人流・物流を支える航空・海運などの運輸機能の強化、物流倉庫の高度化・大型化のほか、沖縄の優位性を生かした観光リゾート産業、国際物流拠点産業、情報通信産業などのリーディング産業分野の成長投資に適切に対応することであった。また、沖縄振興において重要な大規模プロジェクトとして位置付けられる、沖縄科学技術大学院大学の周辺整備事業、那覇空港第二滑走路の増設事業と一体となった旅客ターミナルなどの拡張整備、那覇空港における航空関連産業クラスターの形成、駐留軍用地跡地開発などへの支援を融資方針として掲げた。融資手法としてプロジェクトファイナンスの推進が引き続き重要方針として掲げられたほか、26 年度にはリーディング産業分野への出資予算が措置されたことを背景に、同分野への出資支援が方針として明記された。

一方で、令和元年度末に差しかかる２年１月以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に人流の抑制を伴う強い感染対策が取られる中で、好調が続いてきた沖縄経済も急速に縮小、経営の規模や業種を問わず事業経営に大きな影響を及ぼした。このため新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者に対する緊急資金繰り支援などが、当公庫の最重要課題の一つとなり、産業開発資金分野では県内の中堅･大規模事業者の支援に取り組むこととなった。

産業開発資金分野を担う組織体制としては、貸付業務は融資第一部産業開発融資班が中心的に担ったが、出資先に対する貸付業務については、出融資の一体的な支援を推進するために平成 25 年６月の機構改正で新設された産業開発出資班が担うこととなった。また同年の機構改正において PPP/PFI などの公民連携業務は新設された地域振興班に引き継がれ、同班は駐留軍用地跡地の開発支援や県内企業の海外展開支援の貸付業務も担った。

②融資の動向

②－１ 事業計画

当期 10 年間の事業計画は当初計画額（当初予算ベース）で 6,066 億円と、平成 14 年度から 23 年度までの前期 10 年間の 5,070 億円に比べて 996 億円、19.6％増加した。令和元年度までの８年間の当初計画額の推移をみると、平成 24 年度から５年間は 510 億円の規模が続いたが、29 年度には 600 億円に増加し、30 年度には 750 億円に達した。その背景としては、観光による人流や物流の活発化などにより経済が拡大する中で、電気・ガスなどのエネルギーの安定供給に向けた継続的な設備投資、船舶、航空機などの交通分野における大型更新投資のほか、拡大するインバウンド（訪日客）などに着目した世界水準のリゾートホテル開発、県民や観光客をターゲットとする大規模商業施設の整備など、旺盛な設備投資計画が反映されている。このような動向において、各年度の期中に当初計画額を超える規模の資金需要がある場合には政府の経済対策の機会を活用して追加の予算枠の確保に努めていることから、28 年度では 145 億円の増額が措置され新型コロナウイルス感染拡大前では最大の増加額となっている。

一方で、令和元年度の年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大による事業への大きな影響が顕在化する中で、中堅・大規模事業者の運転資金ニーズが想定されたことから、経済対策に基づき元年度の当初計画額には 30 億円の増額が措置された。翌２年度は新型コロナウイルス感染拡大の社会経済への影響が深刻化する中で、当初計画額に 878 億円の追加措置がなされ、最終計画額は 1,538 億円の巨額に達した。さらに３年度は当初計画の段階で 806 億円が措置されたが、これは当初計画としては平成11年度の909億円に次ぐ2番目の規模となった。

図表 2-72　事業計画と貸付実績（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	51,000	51,000	0	41,442	81.3	81.3
25	51,000	51,000	0	22,733	44.6	44.6
26	51,000	56,000	5,000	55,759	109.3	99.6
27	51,000	52,500	1,500	52,255	102.5	99.5
28	51,000	65,500	14,500	65,349	128.1	99.8
29	60,000	63,667	3,667	63,628	106.0	99.9
30	75,000	72,500	△ 2,500	40,564	54.1	56.0
令和元	70,000	73,000	3,000	40,283	57.5	55.2
2	66,000	153,800	87,800	18,344	27.8	11.9
3	80,600	80,600	0	37,574	46.6	46.6
合計	606,600	719,567	112,967	437,931	72.2	60.9

②－2 貸付実績

当期 10 年間の産業開発資金の貸付実績合計は 4,379 億 31 百万円で、前期 10 年間と比べて 180 億 92 百万円、4.3％増加した。当期間中の最大の貸付実績は平成 28 年度で 653 億 49 百万円に達した。同年度は電気事業、空港旅客ターミナル事業、定期航空事業、海運業、ホテル関連事業などの大型投資の資金需要があった。また新型コロナウイルス感染症が影響を及ぼす前の平成 24 年度から令和元年度までの 8 年間の貸付実績は 3,820 億 13 百万円であるが、企業の旺盛な設備投資意欲を背景にして設備資金が 98.7％と大宗を占めた。一方で新型コロナウイルス感染拡大の影響が深刻化した 2 年度の貸付実績は 183 億 44 百万円、3 年度は 375 億 74 百万円と、元年度までの水準を大きく下回ったほか、両年度の貸付実績 559 億 18 百万円のうち設備資金の占める割合は 87.7％に減少し、非設備事業資金の割合は 12.3％と大幅に増加した。企業の景況感の急激な悪化に伴い設備投資の資金需要が低下した一方で、事業維持、資金繰りのための資金ニーズの増加が背景にあり、新型コロナウイルス感染拡大は中堅・大企業の企業活動、資金調達活動にも大きな変容をもたらした。

当公庫は、セーフティネット機能発揮のため、2 年 1 月に「新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口」を開設し、事業計画の増額とともに特別貸付制度の導入などを措置されたが、産業開発資金においては非設備事業資金の貸付期間の延長や貸付利率の低減が措置されたほか、企業の財務基盤の強化に資する資本性劣後ローン特例制度が導入された。3 年度末までの産業開発資金の同窓口関連の貸付実績は 143 億 50 百万円（うち資本性劣後ローン 5 億円）となっている。

設備資金の貸付実績の成果としては、エネルギーインフラ分野では、本島中部地区の LNG 火力発電所の運転開始があり、都市ガス供給網の拡大があった。また風力発電所の建設、メガソーラー発電施設の整備、非化石燃料による大規模発電事業の開始などがあり、環境負荷の軽減に資する再生可能エネルギー関連による発電施設整備が進んだ。交通、物流関連のインフラについては、新石垣空港が開港し新旅客ターミナルが運用を開始した（平成 25 年 3 月）ほか、那覇空港については、第二滑走路の増設事業が 25 年度から進展する中で、新国際線旅客ターミナルビルの供用開始（26 年 2 月）、立体駐車場の供用開始（28 年 9 月）、国際線国内線連結ターミナルの供用開始（31 年 3 月）と続いた。加えて、航空燃料の給油施設の増設もあり、増加が続く国内外の利用者の円滑な受け入れや利便性向上のほか空港機能の強化に向けた整備が進んだ。また、国内の航空機整備事業者がアジア展開も視野に入れて那覇空港区域に移転し、沖縄において新たな航空関連サービス事業を開始した（31 年 1 月）。県内離島や本土を結ぶ定期航空運送事業においては、輸送能力や快適性の向上に向けて新型機材への切り替えが進み、小規模離島航路においては就航船舶の円滑な更新整備などに対応した。本土などを結ぶ海運事業においては貨物輸送量の増加に対応した RORO 型貨物船の大型化が進む中で台湾航路の新設もあったほか、物流・保管ニーズの多様化に応じた倉庫の高度化・大型化があり、立地の分散化も進んだ。

リーディング産業分野については、世界水準の観光リゾート地の形成に向けて、沖縄本島、宮古島、石垣島などにおいて、県内外の資本による多様な形態（都市型、宿泊特化型、リゾート型）のホテル整備があったほか、25 年に年間 1 万組を超え脚光を浴びてきたリゾートウエディングに関する施設の整備も進んだ。また、沖縄の伝統文化・自然をテーマにしたテーマパーク施設の新設や拡充があり、沖縄観光の潜在力を生かす多様な受け皿整備が進んだ。

情報通信産業については、うるま市に立地する沖縄 IT 津梁パークにおいて民間 IT 施設の整備による集積が進展した。製造業については、製造設備の更新投資や生産性向上を企図した食品製造業の本社工場移転投資などに対応した。

また、沖縄科学技術大学院大学の職員や学生向けの宿舎整備、駐留軍用地跡地（北中城村アワセゴルフ場跡地）におけるリゾート型ショッピングモールの進出や大型総合病院の移転整備などにより新たな街づくりが進んだほか、住宅地にあって狭隘化していた短期大学キャンパスの郊外への新築移転などの教育関連事業にも対応した。なお、26 年度に導入されたリーディング産業分野の民間企業を対象とした出資制度の実績は、8 件・13 億 70 百万円となった。

②－3 業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別貸付の特徴としては、不動産業に分類される貸付実績が 1,632 億 55 百万円となり、前期 10 年間に比較した増加額が 1,012 億 91 百万円、増減率で 163.5％と著増したことである。電気・ガス・水道業、サービス業、運輸・郵便・情報通信業においても前期に引き続き多額の資金需要があったが、前期 10 年間比較では減少した。これにより貸付実績における不動産業の構成比は 37.3％となり、これまで業種別で最大のシェアを占めてきた電気・ガス業向け貸し付けの構成比 31.2％を大幅に上回った。その背景の一つとして、特別目的会社（SPC）によるリゾートホテルなどの大規模開発案件の増加が挙げられる。SPC がリゾートホテルや都市型ホテルなどの不動産を開発・所有し、運営会社などに賃貸するスキームにおいて、公庫の SPC に対するプロジェクトファイナンスの実績は、前期 10 年間では 96 億

円であったが、当期 10 年間においては 7 社・580 億円と金額では 6 倍に増加した。また、空港ターミナルビルや大型ショッピングモール、宿泊・オフィス複合ビル、沖縄科学技術大学院大学宿舎の整備の進展なども要因である。

図表 2-73　業種別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円）

業種＼年度	平14～23（A）	構成比	平24～令3（B）	構成比	増減(C)（B)−(A)	前期10年比増減率
建設業	3,000	0.7%	1,000	0.2%	△ 2,000	△ 66.7%
製造業	17,165	4.1%	8,904	2.0%	△ 8,261	△ 48.1%
卸小売業	20,144	4.8%	10,514	2.4%	△ 9,630	△ 47.8%
不動産業	61,964	14.8%	163,255	37.3%	101,291	163.5%
運輸・郵便・情報通信業	42,590	10.1%	33,319	7.6%	△ 9,271	△ 21.8%
電気・ガス・水道業	183,326	43.7%	136,460	31.2%	△ 46,866	△ 25.6%
サービス業	89,950	21.4%	81,765	18.7%	△ 8,185	△ 9.1%
その他	1,700	0.4%	2,714	0.6%	1,014	59.6%
合計	419,839	100.0%	437,931	100.0%	18,092	4.3%

②－4 資金種別貸付状況

主な独自制度の実績をみると、電気事業関連投資を対象とする「電気」は 1,466 億 62 百万円で全体の 33.5％を占めた。観光関連投資を対象とする「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」および 26 年度から承継した制度「沖縄観光リゾート産業振興貸付」を合計した実績は 1,232 億 11 百万円と全体の 28.1％を占め、25 年度に創設された「駐留軍用地跡地開発促進貸付」は駐留軍用地跡地における大規模な賃貸用施設整備などに対応し、483 億 44 百万円と 11％を占めた。また、船舶や航空機材の大型化投資などに伴う継続的な資金需要により、「海運」は 150 億 17 百万円、「航空」は 138 億 53 百万円となった。

ちなみに、当公庫設立から令和３年度までの産業開発資金の貸付実績は２兆 55 億円に上り、公庫全体の貸付累計額 7 兆 681 億円の 28.4％を占めている。

②－5 貸付残高

これらの融資活動の結果、産業開発資金の貸付残高は令和 3 年度末で 4,014 億円となり、平成 23 年度末の 3,367 億円に比べると、10 年間で 648 億円、19.2％の増加となった。当公庫全体の貸付残高 1 兆 428 億円の 38.5％を占めている。なお、当期 10 年間において貸付残高が最も少なかったのは、貸付実績が 227 億円に止まった平成 25 年度末の 3,060 億円であったが、以降の年度は貸付実績の伸長を受けて残高も増加し、令和元年度末では当期 10 年間中で最大の 4,121 億円となっている。

第２項　中小企業等資金（中小企業資金、生業資金）

（１）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成24年度から令和３年度までの当期10年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

24 年度　（創設）「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖経資金）」（対象資金は生業資金）
（資金名の改定、拡充）
「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」（旧「自由貿易地域等特定地域振興資金貸付」）
⇒貸付対象を拡充、担保特例の取扱期間を延長

25 年度　（創設）「駐留軍用地跡地開発促進貸付」
（拡充）「沖縄創業者等支援資金」
⇒貸付対象を拡充、保証人徴求特例の適用（対象資金は生業資金）
（拡充）「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」
⇒担保特例の取扱期間を延長
（拡充）「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖経資金）」（対象資金は生業資金）
⇒貸付限度額、貸付期間および据置期間を拡充

26 年度　（廃止）「沖縄観光・国際交流拠点整備資金」（対象資金は中小企業資金）

27 年度　（創設）「沖縄観光リゾート産業振興貸付」
（創設）「沖縄特区等無担保貸付利率特例制度」（対象資金は中小企業資金）
（創設）「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」
（拡充）「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付」
⇒貸付対象、貸付利率を拡充
（拡充）「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」
⇒取扱期間の延長および担保特例の取扱期間延長なし
（廃止）「沖縄観光リゾート産業振興貸付」「沖縄情報通信産業支援資金」「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」に適用される貸付のうち、雇用の維持や拡大を図るものに対する金利優遇を廃止（雇用促進低利の廃止）

28 年度　（創設）「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」
（拡充）「駐留軍用地跡地開発促進貸付」
⇒貸付条件を拡充
（拡充）「沖縄特産品振興資金」
⇒貸付条件を拡充

29 年度　（拡充）「沖縄創業者等支援資金」
⇒貸付条件を拡充
（拡充）「沖縄特産品振興資金」
⇒貸付条件を拡充
（拡充）「沖縄情報通信産業支援資金」

⇒貸付条件を拡充

（拡充）「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」

⇒貸付条件を拡充

30 年度　（創設）「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」

令和元年度（創設）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」「沖縄ひとり親雇用等促進貸付特例利率制度」「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」を統合

（拡充）「沖縄特産品振興資金」

⇒貸付条件を拡充

（資金名の改定、拡充）

「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付」（旧「沖縄離島振興貸付」）

⇒貸付条件を拡充（生業資金のみ。貸付対象に北部過疎地域の国頭村、大宜味村、東村、本部町を追加。）

2 年度　（創設）「沖縄生産性向上促進貸付」

（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒貸付条件を拡充

（拡充）「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」

⇒貸付条件を拡充

3 年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒貸付条件を拡充

（廃止）「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖経資金）（対象資金：生業）

沖縄における失業率・廃業率は高く、雇用情勢の抜本的な改善は重要な課題であり、沖縄県は「沖縄雇用・経営基盤強化事業」を実施し、資金調達力が乏しい小規模事業者に対する支援を行っている。本資金は沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業実施要綱に基づき商工会議所、商工会および沖縄県商工会連合会の実施する経営強化指導を金融面から補完し、特定規模事業者の経営基盤の強化を図ることにより廃業率を低下させ、もって雇用環境の改善につながることを目的として平成 24 年度に創設された。貸付条件は金利が特別利率①[注1]、貸付限度額が 2,000 万円、償還期間が設備 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）、運転 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）となっている。

駐留軍用地跡地開発促進貸付（対象資金：産業開発・中小・生業）

駐留軍用地跡地利用に関しては、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造のひずみを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。この資金は、駐留軍用地跡地において民間による土地区画整理事業や開発を今後より一層促進するために 25 年度に創設された。貸付条件は金利が基準利率から特別利率③[注1]、貸付限度額が中小企業資金は設備 7 億 2,000 万円、運転 2 億 5,000 万円、生業資金は設備 7,200 万円、運転 4,800 万円、各資金とも償還期間が設備 20 年以内、運転 7 年以内（うち据置期間はいずれも 2 年以内）となっている。

沖縄観光リゾート産業振興貸付（対象資金：産業開発・中小・生業）

リーディング産業である観光リゾート産業については、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力ある観光を推進し沖縄観光ブランドの形成が目指されており、そのためには中核となる設備の整備のみならず、さまざまな観光サービスの提供など、きめ細やかなサービスの創出・浸透が必要である。この資金は従来の沖縄観光・国際交流拠点整備資金を廃止し、新たに多岐にわたる観光関連産業の幅広い資金ニーズに対応するため 27 年度に創設された。貸付条件は金利が特別利率②から特別利率③[注1]、貸付限度額が中小企業資金は設備 7 億 2,000 万円、運転 2 億 5,000 万円、生業資金は設備 7,200 万円、運転 4,800 万円、各資金とも償還期間が設備 20 年以内、運転 7 年以内（うち据置期間はいずれも 2 年以内）となっている。

沖縄生産性向上促進貸付（対象資金：中小・生業）

本県の産業は労働集約的で労働生産性の低いサービス業など第 3 次産業に偏重した構造であり、低い県民所得の遠因となっている。また、県内全域で人手不足が顕在化しており、かかる状況においては、積極的な省力化・効率化投資に取り組み、生産性向上による収益力強化および人手不足による事業停滞の解消を図る必要がある。この資金は県内中小企業の新たな取り組みによる生産性向上を推進するために令和 2 年度に創設された。貸付条件は金利が特別利率②[注1]、中小企業資金は設備 7 億 2,000 万円、運転 2 億 5,000 万円、生業資金は設備 7,200 万円、運転 4,800 万円、各資金とも償還期間が設備 20 年以内、運転 7 年以内（うち据置期間はいずれも 2 年以内）となっている。

沖縄特区等無担保貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

注1　制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、金利水準の高い方から順に、中小企業資金や生業資金では基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③などがある。

②主な本土並び制度

②－1 経営者の個人保証に関する制度整備

平成 25 年 6 月閣議決定の日本再興戦略に、内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進のための個人保証制度の見直しが盛り込まれた。経営者の個人保証（経営者保証）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因となっていることから、これらの解決策として同年 12 月に経営者保証ガイドラインが策定された。ガイドラインを背景に、「保証人特例（経営責任者の保証免除・猶予）（中小）」の拡充、「経営者保証免除制度（生業、生活衛生）」の創設、「第三者保証人徴求特例（生業、生活衛生）」の拡充といった保証人関連の規程や制度が 25 年度に整備された。

②－2 創業、新事業、事業承継、生産性向上、地域課題の支援

27 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」などを踏まえ、活力にあふれた地域経済を実現するため、「事業承継･集約･活性化資金」「創業支援貸付利率特例制度（生業）」「ソーシャルビジネス支援資金（生業）」「まち･ひと･しごと創生貸付利率特例制度」「働き方改革推進支援資金」が整備された。

②－3 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、令和元年度「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、2 年度「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付」が創設された。感染拡大および新型コロナの影響が長期化している状況を踏まえ、融資限度額および低減利率限度額などが随時拡充された。

③新たな金融手法の活用

創業、新規事業への取り組みおよび企業再建などの局面にある事業者に対し、資本性劣後ローンを活用している。貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる特例のほか、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、事業者は財務基盤の強化や民間金融機関からの円滑な資金調達を図ることが可能となる。

本土並びで平成 20 年度に「挑戦支援資本強化特例制度」[注2] が中小企業資金および生業資金に創設され、生活衛生資金においては令和元年度に導入された。令和 2 年 8 月には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の財務基盤強化を目的とした「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」が中小企業資金、生業資金および生活衛生資金に創設された。

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間は、沖縄県の 21 世紀ビジョン基本計画において示された「沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展」および政府の「まち・ひと・しごと総合戦略」（平成 26 年 12 月）に基づく地方創生に係る諸施策を踏まえた地域経済の好循環に向けた円滑な資金供給に努めた。

当期 10 年間の中小企業等資金[注3] の当初計画額（当初予算ベース）は 1 兆 506 億円で、平成 14 年度から 23 年度までの前期 10 年間と比べると 55.4％の増加となった。当期 10 年間の貸付実績は、8,245 億 94 百万円であり、前期 10 年間比 79.1％の大幅増となっている。この結果、令和 3 年度末の 4,678 億 3 百万円となり、平成 23 年度末の 2,269 億 18 百万円から約 2 倍に増加した。

24 年度から新型コロナウイルス感染拡大前の 30 年度は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を前提とした太陽光発電装置の新規設置、好調な入域観光客数の増加を背景にした設備更新投資やインバウンド（訪日客）の受け入れを想定した大型施設（ホテルなど）の整備に関連した活発な資金需要に対応した。融資実績は 26 年度に 600 億円台を超え、29 年度には 767 億 27 百万円となった。融資実績が 600 億円台に回復したのは、11 年度以来であった。

令和 2 年度から 3 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症関連融資への対応が主となり、2 年度の融資実績は、過去最高額の 2,571 億 82 百万円に達し、同年度の公庫融資額全体（3,008 億 15 百万円）の 85.5% を占めた。

図表 2-74　事業計画と貸付実績（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額（A）	最終計画額（B）	増減額	実績（C）	貸付実行率	
	金額	金額	（B）-（A）	金額	C/A	C/B
平成24	68,000	68,000	0	52,041	76.5	76.5
25	68,000	68,000	0	54,318	79.9	79.9
26	68,000	68,000	0	60,787	89.4	89.4
27	68,000	68,000	0	64,426	94.7	94.7
28	68,500	72,500	4,000	71,505	104.4	98.6
29	68,500	76,893	8,393	76,727	112.0	99.8
30	71,000	71,000	0	54,984	77.4	77.4
令和元	71,000	71,000	0	57,332	80.7	80.7
2	71,000	911,500	840,500	257,182	362.2	28.2
3	428,600	428,600	0	75,292	17.6	17.6
合計	1,050,600	1,903,493	852,893	824,594	78.5	43.3

（注）　中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金を含めた中小企業等資金の額である。

②業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別の貸付状況を金額ベースでみると、中小企業資金における上位 3 業種は卸売業・小売業 22.9％、製造業 19.5％、不動産業・物品賃貸業 15.5％で、生業資金におい

注2　生業資金の創設時名称は「挑戦支援融資制度」で、平成25年度に資金名の改定で「挑戦支援資本強化特例制度」となった

注3　中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金を含む。

ては、建設業 20.5%、卸売業・小売業 20.5%、宿泊業・飲食サービス業 12.8%であった。令和 2 年度および 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけた事業者への資金繰り支援が中心であった。中でも小規模・零細事業者を対象にする生業資金において、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業などの対面型サービス事業への融資が顕著で、2 年度および 3 年度の合計額は、当期 10 年間の融資額の約 6 割を占めた。

図表 2-75　業種別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：件、百万円、%）

	中小企業資金				生業資金			
	合計		構成比		合計		構成比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産業	–	–	–	–	556	4,149	1.4%	1.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	6	887	0.2%	0.2%	27	528	0.1%	0.1%
建設業	418	45,187	12.7%	12.6%	6,623	89,409	16.8%	20.5%
製造業	684	69,907	20.7%	19.5%	2,469	30,477	6.3%	7.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	47	4,067	1.4%	1.1%	358	5,571	0.9%	1.3%
情報通信業	66	5,758	2.0%	1.6%	841	9,102	2.1%	2.1%
運輸業・郵便業	237	23,932	7.2%	6.7%	1,089	13,407	2.8%	3.1%
卸売業・小売業	838	82,091	25.4%	22.9%	7,754	89,226	19.7%	20.5%
金融業・保険業	4	145	0.1%	0.0%	154	948	0.4%	0.2%
不動産業・物品賃貸業	373	55,380	11.3%	15.5%	2,097	36,200	5.3%	8.3%
学術研究、専門・技術サービス業	42	3,065	1.3%	0.9%	2,017	18,395	5.1%	4.2%
宿泊業・飲食サービス業	262	37,841	7.9%	10.6%	6,228	55,794	15.8%	12.8%
生活関連サービス業・娯楽業	157	17,972	4.8%	5.0%	4,177	30,485	10.6%	7.0%
教育・学習支援業	38	3,695	1.2%	1.0%	814	5,747	2.1%	1.3%
医療・福祉	22	2,286	0.7%	0.6%	2,468	28,605	6.3%	6.6%
複合サービス事業	2	100	0.1%	0.0%	8	93	0.0%	0.0%
サービス業(他に分類されない)	102	5,685	3.1%	1.6%	1,671	17,113	4.2%	3.9%
合　　計	3,298	357,998	100.0%	100.0%	39,351	435,249	100.0%	100.0%

（注）教育資金、恩給担保資金を除く。

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の貸付状況は、中小企業資金では、セーフティネット貸付 978 件・957 億 59 百万円（件数構成比 29.7%・金額構成比 26.7%）と最も利用され、次いで令和元年度に創設された新型コロナウイルス感染症特別貸付 774 件・864 億 57 百万円（同 23.5%・同 24.2%）であり、この 2 資金で過半を占めている。沖縄公庫独自制度では、沖縄創業者等支援資金 291 件・344 億 79 百万円（同 8.8%・同 9.6%）、自由貿易地域等特定地域振興資金貸付から改称された国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付 262 件・298 億 20 百万円（同 7.9%・同 8.3%）、27 年度に創設された沖縄観光リゾート産業振興貸付 133 件・224 億 47 百万円（同 4.0%・同 6.3%）、元年度に北部過疎地域を追加し改称された沖縄離島・北部過疎地域振興貸付 227 件・213 億 85 百万円（同 6.9%・同 6.0%）が多く利用され、独自制度全体では 1,004 件・1,216 億 99 百万円（同 30.4%・同 34.0%）となり、前期 10 年間と比べると件数で 2.4 倍、金額で 2.2 倍に増加している。

生業資金では、新型コロナウイルス感染症特別貸付 15,760 件・1,992 億 36 百万円（同 40.0%・同 45.8%）が最も利用され、次いで小規模事業者経営改善資金貸付（マル経資金）11,070 件・908 億 92 百万円（同 28.1%・同 20.9%）となった。新型コロナウイルス感染拡大前の 24 年度から 30 年度までの小規模事業者経営改善資金貸付は年間 100 億円前後、セーフティネット貸付は年間 40 億円前後の融資実績があったが、令和 2 年度および 3 年度はそれらの資金需要の多くを新型コロナウイルス感染症特別貸付[注4]で対応する結果となった。沖縄公庫独自制度では、沖縄創業者等支援資金 4,918 件・367 億 72 百万円（同 12.5%・同 8.4%）、沖縄離島・北部過疎地域振興貸付 740 件・113 億 91 百万円（同 1.9%・同 2.6%）が多く利用され、独自制度全体では 6,841 件・684 億 2 百万円（同 17.4%・同 15.7%）となり、前期 10 年間と比べると件数・金額ともに 1.3 倍に増加している。なお、24 年度に創設された沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付は 656 件・92 億 48 百万円（同 1.7%・同 2.1%）が利用された。

図表 2-76　資金種別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：件、百万円、%）

		中小企業資金				生業資金			
		合計		構成比		合計		構成比	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
沖縄独自制度	国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	262	29,820	7.9%	8.3%	164	3,224	0.4%	0.7%
	沖縄特産品振興資金	23	2,396	0.7%	0.7%	39	661	0.1%	0.2%
	沖縄創業者等支援資金	291	34,479	8.8%	9.6%	4,918	36,772	12.5%	8.4%
	沖縄観光リゾート産業振興貸付	133	22,447	4.0%	6.3%	228	5,054	0.6%	1.2%
	沖縄観光・国際交流拠点整備資金	18	5,450	0.5%	1.5%	–	–	–	–
	沖縄離島・北部過疎地域振興貸付	227	21,385	6.9%	6.0%	740	11,391	1.9%	2.6%
	沖縄情報通信産業支援資金	23	1,901	0.7%	0.5%	66	893	0.2%	0.2%
	沖縄中小企業経営基盤強化貸付	9	705	0.3%	0.2%	10	182	0.0%	0.0%
	駐留軍用地跡地開発促進貸付	16	2,401	0.5%	0.7%	20	976	0.1%	0.2%
	沖縄生産性向上促進貸付	2	715	0.1%	0.2%	–	–	–	–
	沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付	–	–	–	–	656	9,248	1.7%	2.1%
		1,004	121,699	30.4%	34.0%	6,841	68,402	17.4%	15.7%
本土並び制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付	774	86,457	23.5%	24.2%	15,760	199,236	40.0%	45.8%
	セーフティネット貸付	978	95,759	29.7%	26.7%	1,481	28,603	3.8%	6.6%
	小規模事業者経営改善資金貸付	–	–	–	–	11,070	90,892	28.1%	20.9%
	他	542	54,084	16.4%	15.1%	4,199	48,117	10.7%	11.1%
合　　計		3,298	357,998	100.0%	100.0%	39,351	435,249	100.0%	100.0%

（注）教育資金、恩給担保資金を除く。

注4　新型コロナウイルス感染症特別貸付には、新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者経営改善資金（マル経）が含まれる。

第３項　生活衛生資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成24年度から令和3年度までの当期10年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

28 年度　（創設）「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」

30 年度　（創設）「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」

令和元年度（創設）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」を統合

2 年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒貸付条件を拡充

3 年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒貸付条件を拡充

①－２創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度

部門史第３編第２章第１節第１項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度

部門史第３編第２章第１節第１項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度

部門史第３編第２章第１節第１項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

「経営者保証免除制度」の創設などの経営者の個人保証に関する制度整備、「生活衛生関係営業新企業育成資金」「生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金」「創業支援貸付利率特例制度」などの創業、新事業、事業承継の支援、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者に対する貸付が整備された。

（２）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の当初計画額 598 億円に対して貸付実績は 279 億 54 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 46.7％となった。当期間初年度の 24 年度における当初計画額は 50 億円であったが、28 年度から令和 2 年度までの各年度は 40 億円となった。貸付実績について、平成 24 年度から令和元年度にかけて 15 億円から20 億円前後で推移していたが、2 年度は新型コロナウイルス感染症への対応で過去最高額 109 億円となった。

図表 2-77　事業計画と貸付実績（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	5,000	5,000	0	2,134	42.7	42.7
25	5,000	5,000	0	1,604	32.1	32.1
26	5,000	3,500	△ 1,500	2,198	44.0	62.8
27	5,000	3,000	△ 2,000	1,644	32.9	54.8
28	4,000	3,000	△ 1,000	2,253	56.3	75.1
29	4,000	2,100	△ 1,900	2,099	52.5	99.9
30	4,000	4,000	0	1,420	35.5	35.5
令和元	4,000	4,000	0	1,460	36.5	36.5
2	4,000	40,300	36,300	10,880	272.0	27.0
3	19,800	19,800	0	2,262	11.4	11.4
合計	59,800	89,700	29,900	27,954	46.7	31.2

②業種別貸付状況

当期 10 年間の業種別の貸付状況（金額ベース）は、14 年度から 23 年度の前期 10 年間と比べて、飲食業、工場建設などがあったクリーニング業、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け令和 2 年度貸付額が大幅に増加した美容業で増加した。ホテル・旅館業等は減少した。

生活衛生資金全体の貸付状況は、令和元年度までは減少基調で推移したものの、主に人の接触を伴う対面サービス業を対象としているため、行動が制限された新型コロナウイルス感染拡大の初期段階から売上減少などの影響を大きく受けており、2 年度は全ての業種で大幅な増加となった。

図表 2-78　業種別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：件、百万円）

施設別／区分	平14～23		平24～令3	
	件数	金額	件数	金額
飲食店業	3,494	17,936	2,854	19,197
理容業	299	1,185	167	822
美容業	585	2,475	596	3,524
ホテル・旅館業等	303	10,954	82	3,058
クリーニング業	59	602	45	802
その他	57	879	32	550
合計	4,797	34,030	3,776	27,952

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別の貸付状況（金額ベース）は、新型コロナウイルス感染症特別貸付が令和 2 年度および 3 年度に資金需要が集中し 116 億 82 百万円、衛生設備・近代化設備資金 59 億 17 百万円、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（生業資金のマル経並び資金）51 億 7 百万円、生活衛生関係営業新企業育成資金 31 億 42 百万円の順であった。26 年度に創設された生活衛生関係営業新企業育成資金は、新規開業などを行う生活衛生関係営業を営むものを支援するために一般設備貸付および振興事業貸付の貸付条件などに特例を設けた貸付制度で、創設以降堅調に推移した。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「4 資金別、業種別・使途別　貸付状況（4）生活衛生資金」参照）

第 4 項　教育資金

（1）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

24 年度　（創設）「沖縄人材育成資金」
　　（創設）「教育所得特例制度」
27 年度　（拡充）「教育離島利率特例制度」
　　⇒適用限度額を拡充（100 万円から 150 万円に）
28 年度　（創設）「教育ひとり親利率特例制度」
令和 2 年度（拡充）「教育離島利率特例制度」
　　⇒適用限度額などを拡充（限度額を 150 万円から 200 万円に、貸付期間を 15 年以内から 18 年以内に拡充）
　　（拡充）「教育ひとり親利率特例制度」
　　⇒適用限度額などを拡充

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

沖縄人材育成資金

沖縄は、大学進学率が全都道府県中最下位にあり、進学率の低さには経済的な要因も大きいとされている（ 1 人当たり県民所得が全国で最下位）。経済的な理由により高等教育への進学などを断念することを防ぎ、将来の沖縄を担うべき人材の育成を支援することは、自立的発展を持続し、世界に開かれた交流拠点を形成するという沖縄振興策の推進に不可決であることから 24 年度にこの制度が創設された。教育一般資金を限度額まで利用した者が、一般資金とは別に 200 万円まで融資を受けることができる。

教育所得特例制度

本制度は、経済的な理由から進学を断念する者を極力減らすため 24 年度に創設された。世帯所得が非課税である者が対象で、金利は本来適用される教育資金の貸付利率から 0.4％引き下げる。教育離島利率特例との併用も可能である。

教育ひとり親利率特例制度

本県における母子世帯の出現率、雇用者の非正規割合および貧困率（国民生活基礎調査）は全国一高く、1 人当たり県民所得は全国一低いことなど、県内の子どもがおかれた状況は厳しいものがある。一方、沖縄は出生率が高く、比較的豊富な人的資源が期待されている。この制度は、ひとり親家庭支援などの施策を金融面からより一層促進するため 28 年度に創設された。就労に向けたスキルアップなどを支援し学び直しの機会を確保するため、母子家庭の母または父子家庭の父が自ら進学するための資金について、本来適用される教育資金貸付利率から 150 万円 を限度額として 1.3％を引き下げる（本土並び制度の母子家庭または父子家庭の利率特例の控除率 0.4％に、0.9％が加算される）。

②主な本土並び制度

世帯年収の低い家庭、父子家庭、多子家庭などに対し、所得の算定方法や貸付期間の変更などを行い、幅広く利用できるよう改正された。また増加する教育費や日本国内に比べ教育費用が高額な海外留学費への対応を図った。

25 年度　　世帯年収が 200 万円以下（事業所得者にあっては所得換算した金額）の者の貸付利率を 0.4％低減、貸付期間を 18 年以内に改正
26 年度　　貸付限度額を 300 万円から 350 万円へ拡充（一定の要件を満たす外国の大学の留学資金を利用する場合は 450 万円）
27 年度　　父子家庭を母子家庭と同様の条件に改正
〃　　扶養している子どもの人数が 6 人以上の事業所得者の所得金額の算定方法を変更（28 年度には扶養している子どもの人数が 4 人以上の事業所得者に変更）
29 年度　　世帯年収が 500 万円以下であって扶養する子らの数が 3 人以上の者の貸付利率を 0.4％低減、貸付期間を 18 年以内に改正
令和 2 年度　特例措置（貸付期間の延長、年収（所得）制限の緩和）の対象者に新型コロナウイルス感染症による影響を受けて世帯年収が減少している者を追加

（2）融資動向

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の貸付状況は 240 億 63 百万円となり、平成 14 年度から 23 年度までの前期 10 年間に比べて 71.0％増となった（金額ベース）。独自制度では「沖縄人材育成資金」「教育所得特例制度」「教育ひとり親利率特例制度」の創設や「教育離島利率特例制度」の拡充、本土並び制度では世帯年収の低い家庭、母子家庭・父子家庭、多子家庭を対象とする制度改正の効果により、一部の年度を除き貸付実績は年々増加した。

図表 2-79　資金種別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：件、百万円、％）

貸付金の種類＼年度	平成14～23		平成24～令和3		前期10年比増減率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般貸付	12,699	14,002	20,017	22,430	57.6%	60.2%
沖縄人材育成資金	－	－	1,712	1,632	－	－
郵貯資金貸付	1	1	－	－	－	－
年金教育資金貸付	85	70	－	－	－	－
合　　計	12,785	14,072	21,729	24,063	70.0%	71.0%

①教育離島利率特例制度（独自制度）

県内離島は、県平均よりも所得が低い水準にある一方で、多子世帯が多く、物価は輸送コストが上乗せされ本島より割高となっている。加えて、島外の学校へ進学することが多い離島地域では交通費、居住費などの負担が生じる。教育費負担の大きい離島家庭の状況を勘案し、22 年度に「教育離島利率特例制度（県内離島に住所を有する方に対する金利優遇制度）」が創設され（27 年度、令和 2 年度に拡充）、2 年度には教育離島利率特例を適用する場合の保証基金の保証料が低減される改正も行われた。当期 10 年間の貸付状況は、2,090 件・21 億 6 百万円となった。

図表2-80
地域別･学校種別　教育資金実績（令和3年度）

（単位：件、千円）

		高校･高専	専修･各種	大学･短大	その他	合計
件数	宮古	2	77	52	－	131
	八重山	4	75	88	－	167
	その他離島	2	10	10	－	22
	本島	134	795	941	21	1,891
	合計	142	957	1,091	21	2,211
平均融資額	宮古	250	1,514	1,349	－	1,416
	八重山	680	1,687	1,612	－	1,614
	その他離島	655	1,638	1,373	－	1,365
	本島	817	1,347	1,291	1,590	1,283
	合計	802	1,382	1,314	1,590	1,310

（注）平均融資額は学生1人当たり融資額。

図表2-81　教育離島特例制度

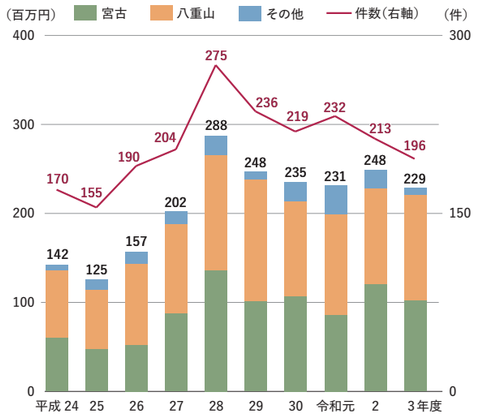

②沖縄人材育成資金（独自制度）

経済的な理由により高等教育への進学などを断念することを極力防ぐことを目的に、平成 24 年度に創設された「沖縄人材育成資金（一般貸付を限度額まで利用されている者が別枠で融資を受けることができる制度）」が創設された。この 10 年間の貸付状況は、1,712 件・16 億 32 百万円となった。

図表2-82　沖縄人材育成資金

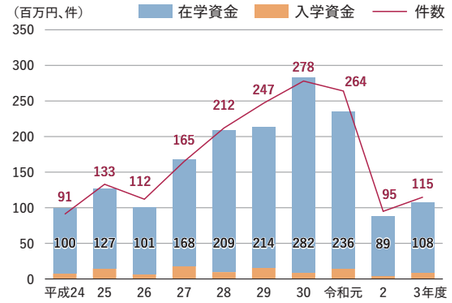

③教育所得特例制度（独自制度）

経済的な理由から進学を断念する者を極力減らすため 24 年度に創設された、世帯所得が非課税である者に対する金利優遇制度である「教育所得特例制度」の 10 年間の貸付状況は、2,267 件・24 億 7 百万円となった。

図表2-83　教育所得特例制度

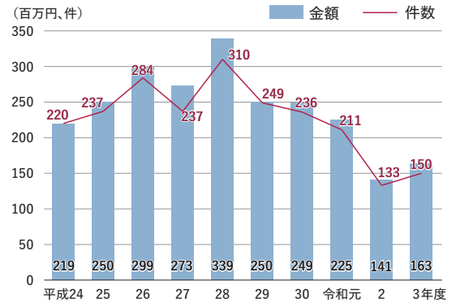

④母子家庭・父子家庭利率特例、教育ひとり親利率特例（独自制度）

母子家庭または父子家庭の方に対する金利優遇制度である「母子家庭・父子家庭利率特例」の 10 年間の貸付状況は、5,557 件・61 億 25 百万円となった。うち「教育ひとり親利率特例（母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自ら入学および在学するための学び直しの制度）」については、創設された 28 年度から令和 3 年度の間の貸付状況は 94 件、63 百万円となった。

図表2-84　母子家庭・父子家庭利率特例制度

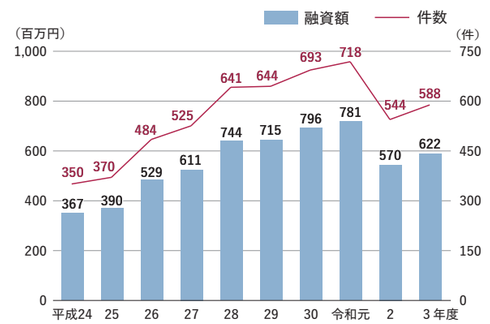

第５項　恩給担保資金

（１）制度の変遷

①独自制度

平成 24 年度から令和３年度までの当期 10 年間における独自制度の整備はなかった。

②主な本土並び制度

公的年金制度は、高齢者および遺族などの生活の安定に寄与することを目的とした生活原資であるが、恩給を担保にするこの貸し付けを利用すると年金全額が支払いに充てられるため、完済するまでは本来の生活費に充てられるべき年金を受け取ることができず、支給期ごとに反復して追加融資で生活費を捻出するなどのケースもあった。令和元年度に公的年金による生活の安定および借り入れ依存の緩和を図るため、返済方法を全額返済から一定額の返済に変更することと同時に追加融資などの廃止を図った。

令和元年度　　定額返済の導入（返済方法を全額返済から定額返済へ変更）
３年度　　軍人恩給および援護年金などを除いて４年３月末をもって申込受付を終了

（２）融資動向

平成 24 年度から令和３年度までの当期 10 年間の貸付状況は 3,643 件・73 億円となり、平成 14 年度から 23 年度までの前期 10 年間に比べて件数で 17％の減少、金額で 18％の減少となった。当期間の初年度である 24 年度は 460 件・10 億円であったが、31 年１月の定額返済導入に伴い令和元年度以降は激減し、元年度に 123 件・１億 96 百万円、２年度 43 件・55 百万円、３年度は 60 件・82 百万円となった。

図表 2-85　資金種別貸付状況（平成 24 ～令和３年度）

（単位：件、百万円、％）

年度	平成14～23		平成24～令和3		前期10年比増減率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
恩給担保資金	4,382	8,876	3,643	7,284	△ 16.9%	△ 17.9%

第６項　医療資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－１整備状況

平成24年度から令和3年度までの当期10年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

24 年度　（縮減）「離島・過疎地域特例」
⇒貸付利率の優遇幅を縮減
28 年度　（創設）「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」
30 年度　（創設）「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」
令和元年度（創設）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」
⇒「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」を統合
２年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」
⇒貸付条件を拡充
３年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」
⇒貸付条件を拡充

①－２創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度

部門史第３編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度

部門史第３編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度

部門史第３編第２章第１節第１項「産業開発資金（１）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

②－１新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の発生により医療機関が機能を停止した場合などにおける長期運転資金に係る貸付条件の優遇措置を令和元年度に創設した。また創設後、貸付期間や無利子・無担保貸付枠の拡充など、随時所要の改正が実施された。

（２）融資動向

②－１事業計画と貸付実績

平成 24 年度から令和３年度までの当期 10 年間の当初計画額 560 億円に対して貸付実績は 319 億７百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 57.0％となった。一方、年度途中の資金需要の増減に対しては計画額の追加や資金間流用により対応が図られ、最終計画額は当初計画額より 63 億円増加した。なお２年度の最終計画額は当初計画額から 117 億円増加、３年度当初計画額は前年度当初計画額より 110 億円増加したが、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた医療事業者に対する緊急資金繰り支援策の一環で措置されたものである。

体制面では、平成 25 年６月の機構改正に伴い、本店における医療資金の貸付業務は、融資第二部医療・生活衛生融資班から融資第一部産業開発融資班に移管され、医療資金は融資第一部が所管することとなった。

図表 2-86　事業計画と貸付実績（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	4,000	4,000	0	1,375	34.4	34.4
25	4,000	4,000	0	451	11.3	11.3
26	4,000	2,500	△ 1,500	1,355	33.9	54.2
27	4,000	1,500	△ 2,500	146	3.7	9.7
28	4,000	5,000	1,000	4,519	113.0	90.4
29	5,000	100	△ 4,900	70	1.4	70.0
30	5,000	7,500	2,500	7,350	147.0	98.0
令和元	5,000	5,000	0	4,080	81.6	81.6
2	5,000	16,700	11,700	7,352	147.0	44.0
3	16,000	16,000	0	5,209	32.6	32.6
合計	56,000	62,300	6,300	31,907	57.0	51.2

②－2 資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別の貸付状況は、新築資金が 2 億 83 百万円と 14 年度から 23 年度までの前期 10 年間に比べて 90.4％の大幅な減少、病床不足地域を対象とする甲種増改築資金も 2 億 86 百万円と前期 10 年間に比べて 21.4％の減少となった。一方で乙種増改築資金は、大規模総合病院の移転に伴う資金需要などにより 202 億 80 百万円、前期 10 年間に比べて 88.1％増加した。長期運転資金は 110 億 58 百万円と前期 10 年間に比べて 216.1％の大幅な増額となった。新型コロナウイルス感染拡大により医療事業の経営に影響を受けた事業者を対象として、無担保で 5 年間を無利息とするなどの特例が長期運転資金に導入されたことから、運営形態や規模を問わず、医療事業者から多くの資金需要があった。

図表 2-87　資金種別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：件、百万円、％）

区分／施設別	平14～23		平24～令3			
	件数	金額	件数	金額	構成比	前期10年比増減率
新築資金	49	2,957	4	283	0.9%	△ 90.4%
甲種増改築資金	5	364	2	286	0.9%	△ 21.4%
乙種増改築資金	16	10,780	9	20,280	63.6%	88.1%
機械購入資金	2	155	0	0	0.0%	△ 100.0%
長期運転資金	22	3,498	241	11,058	34.7%	216.1%
合計	94	17,754	256	31,907	100.0%	79.7%

②－3 施設別貸付状況

施設別貸付状況では、病院向けの貸付実績が 259 億 36 百万円（構成比 81.3％）で前期 10 年間に比べて 80.2％の大幅な増加となった。大規模総合病院の移転・増改築などによる大口の資金需要があったほか、新型コロナ対策資金の資金需要が 35 件･56 億 56 百万円に上った。なお、病院の新築資金はなかった。

一般診療所向けの貸付実績 40 億 43 百万円のうち、新型コロナ対策資金が 123 件・35 億 48 百万円と大部分を占めた。また一般診療所の新築資金は 1 件・2 億 9 百万円であった。歯科診療所向けの貸付実績 16 億 28 百万円のうち、新型コロナ対策資金が 78 件・15 億 54 百万円と大部分を占めた。また歯科診療所の新築資金は 3 件・74 百万円であった。

図表 2-88　施設別貸付状況（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：件、百万円、％）

区分／施設別	平14～23		平24～令3			
	件数	金額	件数	金額	構成比	前期10年比増減率
病院	29	14,395	44	25,936	81.3%	80.2%
介護老人保健施設	1	430	5	300	0.9%	△ 30.2%
一般診療所	57	2,719	126	4,043	12.7%	48.7%
歯科診療所	6	111	81	1,628	5.1%	1,372.9%
医療従事者養成施設	1	100	－	－	－	－
共同利用施設	－	－	－	－	－	－
歯科技工所	－	－	－	－	－	－
合計	94	17,754	256	31,907	100.0%	79.7%

（注）　老人保健施設は平成13年度から介護老人保健施設に名称変更。

厚生労働省「医療施設調査」で施設数の推移をみると、23 年における沖縄県内の病院数（国・県営を除く）は 82 施設であったが、令和 2 年には 77 施設となっている。一般診療所数（同）は同期間で 801 施設から 862 施設に増加、歯科診療所数は 589 施設から 607 施設に増加した。

第７項　農林漁業資金

（１）制度の変遷

①独自制度

①－1 整備状況

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

25 年度　（拡充）「おきなわブランド振興資金」
⇒資金使途に家畜の購入または育成を追加
（拡充）「沖縄農林畜水産物等起業家支援資金（米穀資金）」
⇒貸付限度額を 800 万円から 4,800 万円に引き上げおよび据置期間を 3 年以内から 5 年以内に延長

27 年度　（拡充）「おきなわブランド振興資金」

⇒資金使途を農業経営の規模の拡大によって必要となる事業から農林水産物の競争力強化に必要となるものに拡充および農林水産物の生産・加工等に必要となる費用の支出を追加。貸し付けの相手方のうち農林漁業者については貸付限度額を負担額の 80％から農林水産物の競争力強化に必要となるもの 4,800 万円、その他 7,200 万円に拡充

28 年度　（創設）「沖縄農林漁業台風災害支援資金」

（創設）「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」

30 年度　（創設）「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」

令和元年度（創設）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒「沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度」「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」「沖縄人材育成促進貸付利率特例制度」を統合

2 年度　（拡充）「沖縄農林漁業台風災害支援資金」

⇒貸付の相手方を宮古島市及び多良間村の葉タバコ経営体から農林漁業セーフティネット資金の貸付けを受けることができる者に拡充

（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒貸付条件の拡充

3 年度　（拡充）「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」

⇒貸付条件の拡充

①－2 創設制度の内容

独自の制度要求に基づき、この期に創設された新制度（特例含む）は以下のとおり。

沖縄農林漁業台風災害支援資金

沖縄県が策定した「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」では、基本施策として「亜熱帯気候等を生かした農林水産業の振興」を掲げており、その実現に向けた施策が展開されている。沖縄は台風や干ばつなどの自然災害の常襲地帯であり、冬期は季節風や日照不足の影響を受けるなど農林漁業経営にとって不利な条件を有している。沖縄公庫では、日本政策金融公庫並び制度である「農林漁業セーフティネット資金」で、災害により被害を受けた農林漁業者の経営維持に必要な資金を融通しているが、近年の気候変動の影響を受け、従来の台風災害に比べ突発的かつ集中的な被害が増加しており、現行の制度では十分な資金対応ができない事例が生じている。この資金は、沖縄特有の自然条件などを勘案し、政策金融機関としてのセーフティネット機能を強化することで、持続的な農林水産業の振興を金融面から支援する貸付制度として 28 年度に創設された。貸付条件は金利が農林Ｅ－３[注]、貸付限度額は 300 万円（農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を超える部分について適用）、償還期間は 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）となっている。

注　制度や適用内容によって金利の種類（利率記号）が定まっており、農林E−1、農林E−3、食品Dなどがある。

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度

部門史第 3 編第 2 章第 1 節第 1 項「産業開発資金（1）制度の変遷①独自制度」参照

②主な本土並び制度

持続可能な力強い農業を実現するには、農業従事者の平均年齢の高齢化が進展する中においては青年新規就農者数を大幅に増やす必要がある。将来において地域農業の担い手となることが期待される青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法の改正により、26 年 4 月より認定新規就農者制度が設けられた。29 年には、農業が将来にわたって持続的に発展するためには、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通などの合理化といった農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決することの施策を講じることにより農業者による農業の競争力の強化の取り組みを支援する農業競争力強化支援法が成立した。

②－1 認定新規就農者への対応

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける「青年等就農資金」が 26 年度に創設された。本資金は、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援ができるよう、貸付プロセスを見直すとともに、貸付対象者を青年、知識・技能を有する者とする他、これらの者が役員の過半を占める法人を追加するなど、制度内容を拡充し、新規就農者の定着を促進するものである。

②－2 農業競争力強化への支援

認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者を対象とする「農業競争力強化資金」が 29 年度に創設された。

②－3 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の発生により感染拡大および新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化している状況を踏まえ、「農林漁業セーフティネット資金」が改正され、経営の維持安定が困難となった者に対し貸付限度額の拡充や利子助成（無利子制度）が実施された。

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の当初計画額 619 億円に対して貸付実績は 400 億 80 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 64.7％となった。一方、年度途中の資金需要の増減に対しては計画額の追加や資金間流用により対応が図られ、最終計画額合計 789 億 33 百万円に対する貸付実行率（C/B）は 50.8％となった。貸付実績は 26、27 年

度には農業経営基盤強化資金、製糖企業等資金などの需要増加により 40 億円台で推移した。28 年度から 30 年度にかけては農業経営基盤強化資金が高い水準で推移したことに加え、おきなわブランド振興資金、製糖企業等資金が 10 億円台に達したことにより全体として 30 億円台で推移した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあり、農林漁業セーフティネット資金の大幅な需要増加により 61 億 67 百万円、3 年度は農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金に加え、農林水産物加工業者向けの農業競争力強化支援資金による 10 億円の貸付を実行したことにより 50 億 85 百万円となった。

図表 2-89　事業計画と貸付実績（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円、％）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	5,000	5,000	0	1,096	21.9	21.9
25	5,000	5,000	0	2,717	54.3	54.3
26	5,000	5,000	0	4,260	85.2	85.2
27	5,000	5,000	0	4,774	95.5	95.5
28	6,000	4,500	△ 1,500	3,693	61.6	82.1
29	6,000	4,433	△ 1,567	3,844	64.1	86.7
30	6,000	6,000	0	3,624	60.4	60.4
令和元	6,000	6,000	0	4,820	80.3	80.3
2	6,000	26,100	20,100	6,167	102.8	23.6
3	11,900	11,900	0	5,085	42.7	42.7
合計	61,900	78,933	17,033	40,080	64.7	50.8

②部門別貸付状況

当期 10 年間の貸付状況を、農業、林業、漁業、その他部門に分けてみると、貸付額が最も大きい分野は農業部門の 215 億円（構成比 53.6％、前期 10 年間比 86 億円の増）で、以下、食品製造・食品加工などを含むその他部門 151 億円（同 37.8％、同 41 億円の増）、漁業部門 33 億円（同 8.3％）、林業部門 1 億円（同 0.4％）と続いている。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「４資金別，業種別・使途別　貸付状況（６）農林漁業資金」参照）

（災害などに伴う主な相談窓口の開設状況）

農林漁業分野は自然災害の影響を大きく受ける分野であり、以下の災害などに関連して相談窓口を開設するなど対応した。

平成 25 年度　「台風 7 号災害」「さとうきび等干ばつ被害関連」「台風 23 号災害」「台風 24 号災害」
台風 7 号では宮古・八重山地区での農産物被害額が 5 億円超となった。

27 年度　「台風 6 号災害」「台風 9 号災害」「台風 13 号災害」「台風 15 号災害」「台風 21 号災害」
八重山地方は、この年 5 度の台風接近に見舞われ、与那国島では瞬間最大風速 81.lm を記録し被害甚大であったことから、当公庫も与那国町において出張相談会を開催した。

令和元年度　「台風 9 号災害」「台風 13 号災害」「台風 17 号災害・台風 18 号災害」「沖縄県 CSF（豚熱）」「新型コロナウイルス関連肺炎」
沖縄本島中部で 34 年ぶりに発生した CSF により養豚業者は被害を受けた。また、当年度より新型コロナウイルスに関する影響が拡大し始めた。

3 年度　「台風 6 号災害」「台風 14 号災害」「令和 3 年度米の価格下落」「軽石漂着被害」「原油価格上昇」「生乳需給緩和」「ウクライナ情勢・原油価格上昇等」
特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響に加えウクライナ情勢による飼料、肥料、燃料等の高騰および軽石漂着により多大な影響を受けた。

③資金種別貸付状況

当期 10 年間の資金種別貸付状況は、農業経営基盤強化資金 126 億 40 百万円、農林漁業セーフティネット資金 82 億 31 百万円、おきなわブランド振興資金 52 億 56 百万円、製糖企業等資金 51 億 65 百万円、この 4 資金で 8 割弱を占める。次いで、特定農産加工資金 26 億円、農林漁業施設資金 12 億 85 百万円、青年等就農資金 11 億 84 百万円の順であった。（資料編Ⅲ業務統計、業務関係資料「３資金別，種類別　貸付状況（８）農林漁業資金」「（９）米穀資金」参照）

農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）

平成 25 年度から 30 年度にかけて資金需要旺盛で 10 ～ 20 億円台で推移した。令和元年度から 2 年度にかけては 6 億円台にとどまったが 3 年度には 46 件 14 億 69 百万円と大幅に増加した。平成 27 年度より人・農地プランに基づく担い手農業者向け融資が伸長した。

農林漁業セーフティネット資金

24 年度から令和元年度にかけて数億円台で推移していたが、2 年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農林漁業者向けの緊急資金繰り支援の貸し付けにより、339 件・43 億 18 百万円と大幅に増加した。続く 3 年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響は残り、93 件・8 億 81 百万円となった。

また、2 年 1 月に沖縄県内にて発生した豚熱による豚の出荷制限などにより、一時的な収益悪化が見込まれた養豚業者に対して本資金を実行し、資金繰りを支援した。

おきなわブランド振興資金

本資金は沖縄県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物（戦略品目）について、その競争力を強化する事業に利用される当公庫の独自制度である。平成 29 年度はスーパーマーケットの設備投資に伴う資金需要への貸し付け 1 件・9 億円があったほか、農業部門の伸長もあり 53 件・12 億 55 百万円 となった。翌 30 年度も資金需要旺盛で食品製造加工業者への貸し付け 1 件・5 億円を含む 40 件・11 億 86 百万円となった。

製糖企業等資金

27 年度、29 年度は製糖企業の機械設備の更新投資に伴う大口の資金需要があったことから、それぞれ 4 件・10 億 22 百万円、5 件・11 億 27 百万円の貸し付けを実施した。

特定農産加工資金

令和元年度は肉加工品製造業者の設備投資に伴う資金需要が旺盛であったことから 7 件・20 億 90 百万円となった。

青年等就農資金

新たに農業経営を開始するために施設や機械等の取得、家畜の購入などを行う新規就農者を支援する目的で平成 26 年度に創設された同資金について、28 年度から令和 3 年度にかけて資金需要が旺盛であったことから、30 件前後 1 ～ 2 億円台で推移した。

農業競争力強化支援資金

平成 29 年度に創設された同資金について、令和 3 年度に食品製造加工業者の設備投資に伴う大口の資金需要があった。

林業基盤整備資金

単年度の貸付実績は大きくないものの、農林漁業資金の中では、平成 4 年度から令和 3 年度まで毎年度貸付実績が計上された唯一の融資制度である。

第 8 項　住宅資金

（1）制度の変遷

①独自制度

平成24年度から令和3年度までの当期10年間における独自制度の整備状況は以下のとおり。

24 年度（廃止）「雨水利用施設加算」

⇒雨水利用施設設置工事（水タンク設置工事など）に対する割増融資制度を廃止

28 年度（廃止）「赤瓦住宅資金」

⇒赤瓦住宅に対する割増融資制度の廃止

②主な本土並び制度

東日本大震災などの災害を機に災害復興住宅資金の拡充が図られた。

（2）融資動向

①事業計画と貸付実績（予約ベース）

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の当初計画額 790 億円に対して貸付実績は 428 億 98 百万円、当初計画額に対する貸付実行率（C/A）は 54.3%となった。一方、年度途中の資金需要の増減に対しては計画額の追加、資金間流用により対応が図られ、最終計画額合計 733 億 7 百万円に対する貸付実行率（C/B）は 58.5%となった。

貸付実績は平成 24 年度から増加基調で推移し、27 年度に 100 億円台まで回復したがその後減少に転じ、令和 2 年度以降は 10 億円以下に留まった。公庫の住宅資金は、復帰後の県民の居住環境整備に貢献してきたが、近年では民間住宅ローンへのシフトが進んできていることを受け、政策性の高い分野に特化した融資を行っている。平成 14 年度から 23 年度までの前期 10 年間の貸付実績 1,603 億 67 百万円に比べ、当期 10 年間の貸付実績は 428 億 98 百万円と大幅に減少した。

図表 2-90　事業計画と貸付実績（平成 24 ～令和 3 年度）

（単位：百万円、%）

区分 / 年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	貸付実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	9,000	9,000	0	4,547	50.5	50.5
25	9,000	9,000	0	5,498	61.1	61.1
26	9,000	7,000	△ 2,000	5,606	62.3	80.1
27	9,000	12,000	3,000	10,656	118.4	88.8
28	9,000	6,000	△ 3,000	5,420	60.2	90.3
29	9,000	5,307	△ 3,693	4,848	53.9	91.3
30	8,000	8,000	0	3,316	41.5	41.5
令和元	7,000	7,000	0	1,279	18.3	18.3
2	5,000	5,000	0	891	17.8	17.8
3	5,000	5,000	0	837	16.7	16.7
合計	79,000	73,307	△ 5,693	42,898	54.3	58.5

（注）1.住宅資金と財形住宅資金の合計。
2.貸付実績額は予約ベースである。

②資金種別貸付状況（資金交付ベース）

当期 10 年間の資金交付ベースにおける資金種別の貸付状況は、14 年度から 23 年度までの前期 10 年間に比べると、住宅改良資金と都市居住再生資金で増加し、その他の資金は減少した。賃貸住宅資金 321 億 30 百万円、都市居住再生資金 80 億 35 百万円、住宅改良資金 16 億 11 百万円、特定中高層耐火建築物資金 10 億 76 百万円の順となっており、この 4 資金で大半を占める。24 年度から 26 年度までは賃貸住宅資金および都市居住再生資金の減少などにより減少。27 年度には都市居住再生資金の大口需要などにより増加したものの 28 年度には半減し、以降減少基調となった。

図表2-91
資金種別貸付状況（平成24～令和3年度）

（単位：件、百万円、％）

区分／資金種別	件数	金額	前期10年比増減額	構成比
個人住宅資金	27	343	△85,882	0.8%
財形住宅資金	33	698	△17,301	1.6%
住宅改良資金	77	1,611	1,325	3.7%
災害復興住宅等資金	6	96	△3	0.2%
賃貸住宅資金	250	32,130	△27,393	73.0%
特定中高層耐火建築物資金	9	1,076	△362	2.4%
都市居住再生資金	8	8,035	1,438	18.3%
合計	410	43,989	△128,178	100.0%

（注）1.個人住宅資金には分譲住宅購入資金、中古住宅購入資金が含まれる。
2.分譲住宅振替に係る重複分を除く金額である。

図表2-92　年度別資金種別貸付状況

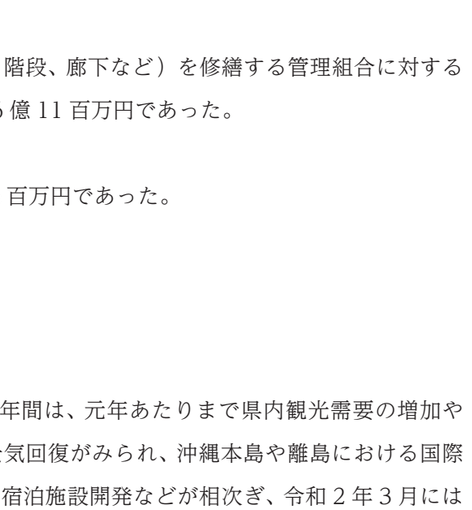

賃貸住宅資金

本資金の貸付実績は28、29年度には50億円台となった。令和元年以降は県外金融機関の不正融資問題をうけて県内民間金融機関においてもアパートローンの審査が厳しくなったこと、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響で賃貸住宅建設を留保する動きがあり、本資金の貸付実績も2年度以降、10億円を割り込んでいる。

都市居住再生資金

本資金は老朽化した分譲マンションの建替えや再開発事業などに対する融資制度で、平成27年度には那覇市農連市場地区の再開発事業の関連で、貸付実績は当期10年間で最高の44億7百万円となった。

住宅改良資金

近年では分譲マンションの共用部分（外壁、階段、廊下など）を修繕する管理組合に対する融資が増加した。貸付実績は当期10年間で16億11百万円であった。

特定中高層耐火建築物資金

本資金の貸付実績は当期10年間で10億76百万円であった。

第９項　出資

（１）企業等に対する出資

平成24年度から令和３年度までの当期10年間は、元年あたりまで県内観光需要の増加や建設需要の拡大、堅調な個人消費など順調な景気回復がみられ、沖縄本島や離島における国際線空港ターミナルやクルーズ船バースの整備、宿泊施設開発などが相次ぎ、令和２年３月には那覇空港第２滑走路が供用開始されるなど旺盛な観光需要の受け入れ体制整備が進展した。しかし、期間後半の２年度以降は世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内をはじめ諸外国において人流抑制政策が実施されたことなどから、観光関連産業を基幹産業とする本県は大きな影響を受けた時期であった。

①リーディング産業支援出資制度の創設

本県の第５次振興計画にあたる沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄の成長のエンジンである移出型産業と成長の翼である域内産業が、相互に連携・補完し合いながら地域経済全体が発展する好循環構造を創出するため、観光リゾート産業、情報通信関連産業、国際物流機能を活用した臨空・臨海型産業の振興を推進することなどが謳われた。これらを金融面から育成・支援するため、平成26年度に企業等に対する出資制度を拡充し、当該産業を対象とするリーディング産業支援出資の予算が新たに認められた。

②業務執行体制

当公庫は、沖縄振興計画等と一体となった新たな取り組みを推進し、企業のライフステージに応じた出資の機能を一元的に発揮できる体制とするため、25年度に大幅な組織改編を実施した。その中で出資業務は、融資第一部産業開発出資班を設置して担当部署とし、多様なビジネスモデルに対するリスクマネーの供給機能を強化するとともに、顧客利便性の向上を図ることとした。

③事業計画と出資実績

企業等に対する出資について、当期10年間の事業計画額は126億円と、14年度から23年度までの前期10年間の52億円に比べて74億円、142.3%と大幅増となった。これは26年度のリーディング産業支援出資導入以降10数億円台の予算措置がなされたことによるものである。これに対し出資実績は15件・32億83百万円（企業等に対する出資７件・19億13百万円、リーディング産業支援出資８件・13億70百万円）で、前期10年間の６件・10億９百万円と比べて９件・22億74百万円増加した。しかしながら、令和２年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で企業の投資意欲が低下して出資実績がなかったことなどもあり、事業計画額に対する出資実行率（C/A）は26.1％と低調であった。３年度末の出資累計額は41件・66億12百万円となった。

分野別にみると、空港施設機能強化事業や航空機産業クラスターを目指す航空機整備事業、都市モノレール３両編成化事業、第３セクターによる管理型産業廃棄物処分事業、特定地域へのエネルギー供給事業などに対して出資を実行した。リーディング産業支援出資は、ホテル業、公園事業、結婚式場業、ソフトウエア開発業の成長投資を支援する出資を実行した。

当期10年間の出資の具体的な成果として、那覇空港新国際線旅客ターミナルビル（平成26年２月）の供用開始、新石垣空港（南ぬ島石垣空港）共用開始（25年３月）、航空機整備事業開始（31年１月）が実現した。また令和２年度には沖縄都市モノレールの輸送能力増強を目的として３両化編成の事業が着手された。

図表 2-93　事業計画と出資実績（平成 24 ～令和 3 年度）

企業等に対する出資　（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	出資実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	700	700	0	253	36.2	36.2
25	500	500	0	-	-	-
26	1,500	1,500	0	1,250	83.3	83.3
27	1,700	1,700	0	380	22.4	22.4
28	1,600	1,600	0	330	20.6	20.6
29	1,400	1,400	0	50	3.6	3.6
30	1,000	1,000	0	20	2.0	2.0
令和元	1,400	1,400	0	1,000	71.4	71.4
2	1,400	1,400	0	-	-	-
3	1,400	1,400	0	-	-	-
合計	12,600	12,600	0	3,283	26.1	26.1

（2）新事業創出促進出資

①事業計画と出資実績

新事業創出促進出資の原資として、平成 24 年度から令和 3 年度までに国の一般会計から出資金 24 億円を米穀資金・新事業創出促進特別勘定に受け入れた。

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の事業計画は当初計画額（当初予算ベース）で 46 億円であったが、資金需要に対応するため平成 28 年度に補正予算で 2 億円が追加されて最終計画額は 48 億円となり、14 年度から 23 年度までの前期 10 年間の 19 億円に比べて 29 億円増、152.6% の伸びとなった。これに対し出資実績は、31 件・19 億 65 百万円で、前期 10 年間の 46 件･12 億 13 百万円に比べて 15 件減となったが、出資額では 7 億 52 百万円増であった。当初計画額に対する出資実行率（C/A）は 42.7%、最終計画額に対する出資実行率（C/B）は 40.9%となった。令和 3 年度末の出資累計額は 77 件・31 億 77 百万円となった。

分野別にみると、観光や流通、ヘルスケア分野でサービスを提供するアプリの開発・運営を行う情報通信業のほか、独自の技術やノウハウを生かした精密金型や検査キットの製造などのものづくり関連事業、創薬や再生医療などを支援するバイオ関連事業、再生可能エネルギーサービスの普及事業などの多様なスタートアップ企業などを支援した。

業種別でみると、情報通信業 14 件（45.1%）、製造業 9 件（29.0%）、その他 8 件（25.8%）となった。

図表 2-94　事業計画と出資実績（平成 24 ～令和 3 年度）

新事業創出促進出資　（単位：百万円、％）

区分／年度別	当初計画額(A)	最終計画額(B)	増減額	実績(C)	出資実行率	
	金額	金額	(B)-(A)	金額	C/A	C/B
平成24	300	300	0	175	58.3	58.3
25	300	300	0	240	80.0	80.0
26	300	300	0	50	16.7	16.7
27	300	300	0	280	93.5	93.5
28	300	500	200	370	123.3	74.0
29	500	500	0	280	56.0	56.0
30	500	500	0	220	44.0	44.0
令和元	700	700	0	73	10.4	10.4
2	700	700	0	216	30.8	30.8
3	700	700	0	61	8.7	8.7
合計	4,600	4,800	200	1,965	42.7	40.9

第 2 節　委託・受託

第 1 項　業務の委託

（1）委託業務の変遷

①代理店

平成 24 年度における代理店は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、整理回収機構の 11 先で取扱店舗数は 258 店であった。

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の主な変遷内容については以下のとおり。

3 年 3 月 31 日　商工組合中央金庫との業務委託契約を解除。

3 年 4 月 1 日　沖縄県信用漁業協同組合連合会は福岡県信用漁業協同組合連合会を存続組織として、佐賀県、長崎県、宮崎県および鹿児島県の各信用漁業協同組合連合会とともに対等合併し、福岡県信用漁業協同組合連合会を九州信用漁業協同組合連合会へ名称変更した。そのため、九州信用漁業協同組合連合会と業務委託契約を再締結。

令和 3 年度における委託先は、10 代理店で取扱店舗数は 251 店となっている（図表 2-95）。

図表 2-95　委託先の概要

委託先	取扱店舗数	委託資金種別							備考
		公庫貸付							
		中小企業	生業	教育	恩給担保	住宅	農林漁業	生活衛生	
琉球銀行	60	○	○	○	○	○		○	1. 中小企業資金 （原則 1 億 2,000 万円以内） 2. 生業資金 （原則 2,400 万円以内） 3. 住宅資金は、 個人住宅資金 都市居住再生等建築物資金 住宅改良資金 災害復興住宅等資金 財形住宅資金 （みずほ銀行は住まいひろがり特別融資（親族居住型）のみ） 4. 農林漁業資金は、 沖縄農林漁業経営改善資金等計 16 資金 5. 生活衛生資金は、 設備資金等について 7,200 万円以内 営業振興運転資金について 5,700 万円以内及び振興事業運転資金 4,000 万円以内
沖縄銀行	63	○	○	○		○		○	
沖縄海邦銀行	50	○	○	○	○	○		○	
沖縄県労働金庫	10			○		○			
沖縄県農業協同組合	45			○		○	○		
九州信用漁業協同組合連合会	1			○		○	○		
農林中央金庫	1						○		
コザ信用金庫	19	○	○	○		○		○	
みずほ銀行	1	○		○		○		○	
整理回収機構	1	○	○	○			○	○	
取扱店舗	251	(194)	(193)	(250)	(2)	(249)	(48)	(194)	

②代理店以外

上述した代理店以外に、この期間の当初は沖縄県、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人福祉医療機構、沖縄建築確認検査センターおよび沖縄県建設技術センターに業務を委託した。

当期 10 年間の主な変遷内容については以下のとおりである。

29 年 3 月 31 日　独立行政法人福祉医療機構との業務委託契約を解除。

29 年 6 月 30 日　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構との業務委託契約を解除。

令和 3 年度末における委託先は、沖縄県、沖縄建築確認検査センターおよび沖縄県建設技術センターであった。なお、4 年 4 月 1 日付で沖縄県との委託契約は解除した。

（2）貸付実績と貸付残高の推移

平成24年度の代理貸付の貸付実績は4億円で同年度の公庫融資額全体(1,026億円)の0.4%となった。その後、増加・減少を経て令和 3 年度の貸付実績は 76 百万円で同年度の公庫融資額全体（1,263 億円）の 0.1%となった。

代理貸付の残高をみると、平成 24 年度 2,053 億円（当公庫融資残高に占める割合 23.0%）から減少が続き、令和 3 年度の残高は 556 億円（同 5.3%）となった。

平成 24 年度から令和 3 年度までの代理貸付の貸付実績は 31 億円で、同期間の当公庫融資額全体（1 兆 4,054 億円）の 0.2%を占めた。資金別にみると農林漁業資金が 18 億円（同資金における代理貸付構成比 4.6%)、住宅資金が 11 億円(同 2.6%)、生業資金が 96 百万円(同 0.02%）となった。

3 年度の代理貸付の貸付実績は最大規模であった平成 6 年度の 1,422 億円の 5%程度の 76 百万円、代理貸付の残高は最大規模であった 11 年度の 9,461 億円の 7%程度の 556 億円と、この間大きく減少した。

第 2 項　業務の受託

平成 24 年度から令和 3 年度までの当期 10 年間の当初において当公庫が沖縄公庫法に基づき受託している業務は、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人福祉医療機構の年金住宅資金に係る管理回収業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の貸付け及び管理回収業務であり、証券化支援業務を除き、民間金融機関に再委託した。

（1）独立行政法人住宅金融支援機構

①証券化支援業務

受託業務の範囲は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 13 条第 1 項 1 号に基づき金融機関が住宅の建設等に貸し付けた債権の譲受け業務である。当期 10 年間の業務内容などに大きな変更はなかった。

（2）独立行政法人福祉医療機構

①転貸資金業務、公庫住宅資金併せ貸し業務

受託業務の範囲は、独立行政法人福祉医療機構法（14 年法律第 166 号）附則第 5 条の 2 第 1 項に基づく債権の回収業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

業務の内容は、①貸付金の管理②貸付金の回収③①及び②に付帯する業務となっている。

24 年度における再委託先は 7 代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会（令和 3 年 4 月 1 日付で九州信用漁業協同組合連合会と再締結)、コザ信用金庫）であり、当期 10 年間の業務内容などに大きな変更はなかった。

（3）独立行政法人勤労者退職金共済機構

①労働者住宅設置資金

受託業務の範囲は、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律（平成 23 年法律第 26 号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（14 年法律第 170 号）附則第 4 条第 1 項第 4 号に基づく労働者住宅設置資金業務のうち、管理回収に関する業務で、業務の一部を金融機関に再委託した。

業務の内容は、①元利金の回収②手数料の徴収③①及び②に付帯する業務となっている。

平成 24 年度における再委託先は 1 代理店（琉球銀行）であり、当期 10 年間の業務内容などに大きな変更はなかった。

②勤労者財産形成住宅融資

業務の範囲は、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 9 条第 1 項に基づく財形住宅資金の貸付けの業務で業務の一部を金融機関に再委託した。

業務の内容は、①借入申込みの受理及び審査（貸付けの決定を除く）②工事の審査③資金の貸付④元利金の回収⑤手数料の徴収⑥①から⑤までに付帯する業務となっている。

平成 24 年度における再委託先は 4 代理店（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫）であり、当期 10 年間の業務内容などに大きな変更はなかった。

第 4 編

内部体制、債権管理、財務の動向

第 1 章　庶務・総務 …… 342
第 2 章　調査・情報サービス …… 348
第 3 章　情報システム …… 351
第 4 章　債権管理 …… 358
第 5 章　財務の動向 …… 363

ブーゲンビレア　熱帯を代表する花木の一つで、生垣・フェンスに利用されている。太いトゲを有する。

©OCVB

第１章　庶務・総務

第１節　店舗移転

宮古支店新店舗の新築（平成６年）

宮古支店は、本土復帰前の昭和 34 年に旧大衆金融公庫宮古支所として旧平良市[注1]字西里に開設された。復帰時には沖縄公庫発足により当公庫宮古支店として設置され、平成６年４月に（旧平良市）字東仲宗根に新築移転された。

新支店の敷地面積は851.35平方メートル、建物は２階建てで延べ床面積は457.96平方メートル。1 階を事務所フロアとし、応接室、面談室、金庫室、休憩室を設置し、2 階には会議室を設けるなど、手狭であった支店の効率的な整備が実現した。

地域に根差し、親しまれる支店として発展してほしいとの地元の大きな期待を受けるものとなった。

本店ビルの新築（平成 12 年）

当公庫の本店は、昭和 49 年 12 月以来、那覇市久茂地の琉球リース総合ビルを賃借して業務を行ってきたが、業務量の増大などに伴う非効率・狭隘化が著しく、顧客に対して十分なサービスを提供できない状況にあることなどから、抜本的に解決する必要があった。

用地の取得にあたっては、沖縄県や那覇市からも強力な誘致要請のある「21 世紀の新しいまちづくり」を目指した那覇新都心地区を中心に検討を進め、「関係機関からの誘致があり意義も認められる」「都心に近接し顧客の利便性が将来的にも見込める」「建設用地として十分な用地が確保される」ことなどから、同地域への進出を決定し、同地区土地区画整理事業の事業主体である地域振興整備公団から平成９年３月に分譲を受けた。用地取得後、次年度以降の建設に向け、「本店ビル建設等委員会」の下で調査・検討・調整を行い、全公庫的に建設工事などの概算要求を含む諸作業を進め、10 年度予算において建設工事の予算措置が得られ、公募型プロポーザル方式による設計者選定に着手した。設計にあたっては、①県民に開かれた情報発信の場となる施設②防犯・防災対策、駐車場の確保③高度情報化に対応したオフィスづくり④バリアフリーをはじめ、景観・環境への配慮など、沖縄の社会経済の発展を金融面から支えるにふさわしい施設となることを基本に据えた。沖縄の気候風土に適合し周辺地域の都市景観との調和を図りつつ、「県民から信頼され、地域と共に歩む公庫」をコンセプトとして、10 年に着工、12 年４月に落成した。

新本店ビルの敷地面積は 3,428 平方メートル、建物は地下１階、地上５階建てで延べ床面積は旧店舗の約２倍の規模に当たる 9,170 平方メートル。顧客の相談を受ける面談室などに十分な広さを確保し、機能的な執務環境となったほか、顧客サービスの一環として１階エントランスホールには、情報サービスエリア・展示エリアを設け、県民と公庫を結ぶ開放的な空間とした。最上階の５階には講演会や研修会などに利用できる大会議室や食堂を設置し、職員がくつろげるよう植栽を施した。また、外観の特徴である沖縄の強い日差しを遮るルーバーや安価な夜間電力を利用した氷蓄熱式空調設備などを設置し、省エネルギー化・省コスト化を図り環境に優しい建物づくりが実現した。

新本店ビルでの営業は 12 年５月に開始した。

エピソード 05　「本店ビルの特徴」

沖縄の建物というと赤瓦やシーサーがシンボリックだが、最新鋭のオフィスビルとして、新しい沖縄の建築のあり方を模索し、沖縄の強い日差しを受ける面とそれにより創りだされる翳（かげ）で光と翳（かげ）のコントラストを建物に求めた。この結果、建物の外回りにアルミキャスト（アルミ鋳物）製の垂直ルーバー（日除け）を巡らし、屋上まで伸びて屋根を覆うという独特な形状を取っている。またこのルーバーは日除けの効果も絶大で、室内への熱負荷の低減機能を備えている。

他に、伝統的な建築材料や技法として、正面風除室前ヒンプンに琉球石灰岩、駐車場側風除室内に琉球ガラス、役員室内サインに琉球漆器などを使用し、「沖縄らしさ」を織り込んでいる。

八重山支店新店舗の新築（平成 19 年）

八重山支店は石垣市登野城で復帰以前の旧大衆金融公庫の店舗を引き継ぎ、当公庫の八重山地域の支店店舗として長く市民や地域の方々に親しまれてきたが、建築後 40 年余りが経過し、建物の老朽化、狭隘化が著しく、駐車スペースにも限りがあったことから、新店舗の建設は大きな課題となっていた。

平成 17 年 12 月に石垣市の協力を得て、新栄町に用地を取得し、18 年９月から 19 年３月にかけて新店舗建設を進めた。計画地は、石垣市の中心部に位置し、石垣市役所や竹富町役場などの行政機関、市民会館･図書館などの文化施設、市民の憩いの場である新栄公園にも近接。新店舗の基本方針として、「地域や周辺環境に配慮し、政策金融機関として住民に親しまれ利用しやすい店舗」づくりを目指した。

敷地面積は 1,586.84 平方メートル、建物は平家建てで延べ床面積は 611.35 平方メートル。設計は技術提案を求めるプロポーザル方式を採用し、事務所フロアと会議室を分けた分棟型の建物とした。また、新たに情報コーナーや会議室を設置し、地域の情報発信の場として、広く地域や事業者にも利用してもらえるようにし、バリアフリーとするなど沖縄県福祉のまちづくり条例にも対応した施設となった。さらに、建物の屋根には赤瓦を配し、隣接するポケットパークと公園を取り込んだ周辺景観との調和を図りつつ、地域住民に親しまれ、利用しやすい

注1　現在は宮古島市。

店舗が実現した。移転は 19 年４月に行われた。

中部支店、新店舗にて業務を開始（平成 30 年）

中部支店は、復帰前の昭和 31 年に旧大衆金融公庫中部出張所として旧コザ市[注2] 胡屋に開設以来、沖縄市をはじめ中部管内の事業者の支援を目指し業務を行ってきた。平成２年に同じ敷地で建て替えられたが、業務スペースの分散配置による非効率性、駐車スペース不足、バリアフリー対策がなされていないことなどの問題を抱えていた。

このような諸課題の改善を図るため、当公庫内に中部支店移転調整 PT（プロジェクトチーム）を立ち上げ、顧客への一層のサービス向上・強化を図り、政策金融機関の業務を遂行するため相応の敷地の確保と事務所の新築を検討。その結果、山里第一地区第一種市街地再開発事業の住宅棟に関連する保留床の取得について沖縄県および沖縄市から賛同を得、沖縄市山里第一地区市街地再開発準備組合と覚書を締結した。

延べ床面積は 1,090.81 平方メートル。店舗の取得にあたっては、窓口をワンフロアにまとめたほか、顧客動線に配慮したロビースペースとプライバシーに配慮した相談室の充実や駐車場の大幅な拡充、バリアフリー化など、顧客サービスや利便性、安全性の向上を図った。

新店舗への移転は 30 年５月１日に実現した。中心市街地活性化基本計画の核の一つである施設（パーチェ山里）への入居であり、沖縄市が進める中心市街地活性化に大きく寄与するものとなった。

第２節　研修

職員研修要綱の制定

当公庫では、職員の勤務能率の発揮および増進のため、昭和 60 年４月に職員研修要綱を制定し、平成 28 年３月までの改正を経ながら研修体系を整備・拡充してきた。

同要綱では、当公庫全体が教育訓練の場であること、毎日が教育訓練の遂行であるとの認識を基本方針としている。当公庫職員の資質向上を図るために OJT の強化を基礎としつつ、職員のキャリアにあった研修カリキュラムを確立し、業務に関する基礎的な知識の涵養（かんよう）、総合公庫の職員として要請される多種・多様で広範な専門的知識の修得を図ることが謳（うた）われた。

研修体系は、内部研修と外部研修に大別され、内部研修は、日常業務を通じて行う OJT、一定期間職場を離れ研修会館などでの集合研修および自己啓発としての通信研修に区分される。また、外部研修では、中小企業大学校研修（中小企業診断士養成課程）や政府関係法人会計事務職員研修などの長期派遣のほか、関係官庁、他の政府関係機関および各種教育機関へも積極的に派遣している。

集合研修は、階層別研修、共通研修および部門別研修に区分。階層別研修および共通研修は当公庫職員としての基礎的知識の修得のための基礎研修と、各種業務に必要な基礎的知識修得および役付職員としての職務心得修得などを図るものとし、受講対象者に合わせて実践的なカリキュラムを組むようにしている。一方、部門別研修は、より専門的なスキルの修得の観点からプロジェクトファイナンスや事業再生研修など、新たなニーズに対応する研修も幅広く取り入れている。

研修計画は、研修ニーズに対応した年間研修計画の策定、カリキュラム、教材の見直しなどを行い、実効ある研修を実施するため、研修計画検討委員会を設置し、総合政策金融を支えるにふさわしい職員の人材育成に努めている。

第３節　健康管理

衛生委員会設置

職員の健康障害・労働災害の防止や健康の保持増進・健康教育については、労働安全衛生法で衛生委員会の設置が義務化されており、当公庫では「衛生管理規程」として規定されている。当公庫の衛生委員会設置要綱は、衛生委員会において職員の健康の保持増進を図るための対策を調査審議することを目的に平成 15 年４月に制定された。具体的には、職員の健康障害の防止や健康の保持増進などを図るための基本となるべき対策に関する事項を調査審議し、職員の疾病予防、健康の保持増進を図るものとしている。

衛生委員会は庶務部長を議長とし、衛生管理者に指定されている者や労働組合からの推薦に基づき庶務部長が指名した者および産業医ら計８人の委員で構成し、月１回の頻度で開催して職員の健康の保持増進に努めている。

メンタルヘルスケア推進委員会設置

労働安全衛生法で、事業者は職場における職員の心の健康の保持増進のための措置（メンタルヘルスケア）が適切かつ有効に実施されるようにしなければならないとされ、当公庫では、職場環境によるストレスから生じる職員の「こころの病」を未然に防止することを目的に、18 年６月にメンタルヘルスケア推進委員会設置要綱を制定した。

同推進委員会は職員の精神的健康の保持増進を図るため、①職場における問題点の把握②心の健康づくり計画の作成③職場環境の改善④相談体制の整備⑤役職員を対象としたメンタルヘルス教育⑥ストレスチェック制度の実施などを調査審議事項としている。

同推進委員会の構成は、庶務担当理事を委員長とし、メンタルヘルスケア担当の産業医のほか、サポートスタッフらを加えた計 10 人となっており、年２回の頻度で開催し、職員の心の健康の保持増進に努めている。

保健室の設置

当公庫における役職員の健康管理体制の確立に向けて、20 年度に初めて保健師を１人採用し配置した。本店５階に保健室を設置し、保健師は産業医による健康相談のサポートや日常に

注2　現在は沖縄市。

おける職員からの個別相談、本支店などでの巡回相談および保健活動計画（健康診断・健康相談・健康教育・衛生委員会・メンタルヘルス推進委員会）の実施など庶務課と連携して保健指導にあたっている。

また、役職員への啓発として、「保健室だより」を発刊（初回発刊は 20 年 4 月 23 日）し、健康全般に関する情報を積極的に発信している。

第 4 節　職場環境

育児と仕事の両立支援

急激な少子化の進行を背景に次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）が制定されるなど、従業員の仕事と子育ての両立に対する支援が事業主に求められる社会環境の中、当公庫は男性職員を含む職員が育児休業や子育て目的の休暇の取得など、両立のための制度が利用しやすい職場環境の整備に取り組んだ。

当公庫は、次世代法に基づく行動計画に掲げた子育て支援に関する制度周知や情報提供などの目標を達成したほか、厚生労働省の定める仕事と子育ての両立を支援する「子育てサポート企業」としての認定基準を満たしたことから、沖縄労働局から令和元年 6 月 5 日付で次世代法に基づく認定（通称：くるみん認定）企業として認定を受けた。また、同月 28 日の認定授与式で認定マーク「くるみん」を取得した。県内金融機関としては第 1 号（県内 24 社目）である。

治療と仕事の両立支援

労働安全衛生法では、健康診断に基づく健康管理やメンタルヘルス対策をはじめとして、職員の健康確保に関する規定が定められており、事業者が疾病を抱える職員を就労させる判断をした場合は、厚生労働省のガイドラインに沿って就労環境を整備し、対象職員への支援の進め方を含め対策を講じる必要がある。

当公庫においても病気を抱えながらも働く意欲・能力のある職員が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、適切な治療を受けながら働き続けられるよう、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うため、令和 2 年に「治療と仕事の両立支援に関する基本方針」を策定し、「治療と仕事の両立支援の取扱いについて」として規定を整備している。

これにより、対象職員が治療をしながら勤務することを前提に就業の継続が可能であると判断された場合は、就業上の具体的な措置、配慮内容およびスケジュールを取りまとめた計画を両立支援担当者、人事労務担当部署、主治医、産業医らが連携して作成し、円滑に就労できるよう支援している。

第 5 節　業務改善

当公庫業務の効率的な運営および顧客サービス向上の観点から、業務全般のあり方を検討することを目的に昭和 53 年 6 月に事務開発委員会が設置され、事務の合理化に向けた組織的な取り組みが始まった。（総合史第 2 編第 2 章第 4 節第 2 項「（3）④業務改善の推進体制④ -1 事務開発委員会」参照）

総務・庶務部門についても、これまで個別事案の業務改善は都度行ってきたが、事務の合理化・効率化は必須で、抜本的な見直しが不可欠であったことから、平成 28 年度に総務・庶務業務全般の見直しを図るため、合理化および効率化ワーキングチーム（チーム長：庶務部次長、チーム員 5 人）を立ち上げ、現状の課題を整理し見直しの議論を進めてきた。最終的に 15 事案を①廃止・統合②本店一元化③アウトソーシング化④システム化⑤現場改善のカテゴリー別に分類し提案がなされ、具体的な取り組みは、事務開発委員会の専門委員会である提案検討委員会で審議された。

その結果、主な改善策として、「本店旅費事務の庶務課一元化」「本店出納窓口時間の短縮化」などが実現した。中でも本店出納窓口時間の短縮化については、回収・出納事務担当者の窓口応対負担の軽減や出納業務の現金取扱リスクの低減など、業務の改善および合理化が図られるものとなった。

また、28 年 2 月に開発承認を受けた給与支援システムの開発（オンライン画面の web 化、各種届出のデータ化、電子決裁制度の導入など）については、当初の予定より遅れたものの、29 年にシステムが稼働した。これにより、庶務課給与担当者の入力作業負荷が大幅に軽減されるなど、事務処理の効率化が実現した。

なお、電子決裁制度については、業務のデジタル化推進の観点から総務・庶務部門以外の主要業務についても引き続き導入に向けて検討を進めている。

第２章　調査・情報サービス

沖縄公庫は、沖縄の社会開発・産業構造・企業経営などの主要テーマについて最新情報の収集分析を行い、調査結果を各種レポートなどによって情報提供している。また、有識者による講演会やフォーラムの開催を通して最新情報を発信し、事業者の企業活動や地域経済の活性化をサポートしている。

第１節　県内経済および業界事情の調査

定期調査

定期調査は、長期・時系列的に把握することに主眼を置いており、「設備投資計画調査」「県内企業景況調査」および「県内主要ホテルの稼働状況調査」の３つの調査を柱としている。

「設備投資計画調査」は、当公庫の創設後毎年５月、昭和 60 年以降は年２回（３月、９月）実施している調査で、県内における主要企業の設備投資の基本的動向を把握することを目的としており、当初計画とその修正計画について、約 250 社を対象にアンケート調査を行って分析し、昭和 56 年以降、「公庫レポート」に収録し発行している。同種の調査は実施機関が限られていることもあり、調査結果は産業界や行政機関において施策策定などの参考資料として活用されている。

「県内企業景況調査」は、昭和 60 年 7-9 月期に調査を開始し、県内における企業の景況を把握し、企業経営のための情報を提供することを目的としている。年４回約 380 社の県内企業を対象にアンケート調査を行って分析し、業況判断 D.I. の推移や景況天気図などに取りまとめ、平成７年以降、「景況トレンド」として発行している。また、急激な社会的・経済的環境の変化が生じた際には、県内各産業への影響を把握する目的で、定期調査と併せて「特別調査」を実施し、取りまとめた結果を公表している。平成４年度以降に実施した特別調査には、「米国テロ事件の沖縄観光関連業界に及ぼす影響調査」（13 年 10 月）、「原油・原材料価格上昇に関する影響調査」（20 年１月、21 年１月）、「新型コロナウイルス感染症の県内景況に及ぼす影響について」（令和２年～３年、計５回）などがある。

「県内主要ホテルの稼働状況」は、平成 19 年度に調査を開始し、県内主要ホテルを「シティホテル」「リゾートホテル」「宿泊特化型ホテル」に３区分し、稼働状況は「客室稼働率」「客室単価」に加え「RevPAR」[注1]についても集計・分析している。「RevPAR」を用いた分析は県内調査では唯一で、当公庫調査の特徴といえ、調査結果をレポートとして発行するほか、調査先にフィードバックしている。なお、当公庫は昭和 56 年度に発行した調査レポート「沖縄のホテル業界の現状と課題」以来、海外の先進事例を含むホテルに関連した調査を実施している。平成９年度から 14 年度まで実施していた「ホテル経営状況」調査は、稼働状況に財務内容などの分析も加えたものであったが、ホテルの所有と運営を分離する形態が主流となったことから、調査内容を見直し、稼働状況に関する調査に限定することとした。

各種産業経済調査および利用者調査

各種産業経済調査は、沖縄の社会・経済を取り巻く環境が変化する中で、県内企業が直面する課題などについて、多角的に調査・分析を行い、その背景や県内企業に及ぼす影響、対応策などを明らかにすることを目的としている。調査対象業種は、産業界や公庫業務のニーズなどを踏まえ選定し、不定期に調査を実施し、地域産業経済の成長発展のための提言を行っている。平成４年以降に採り上げた業界には、エステティック業、泡盛製造業、レンタカー業などがある。さらに経済の国際化に対応して必要に応じて海外調査を実施している。また、雇用情勢や物流、事業承継、旅行者の意向を踏まえた観光地形成など専門性が高い課題については、外部の専門機関や有識者に調査を委託し、調査結果をレポートとして公表している。

当公庫の融資利用者の実態と動向を把握することを目的とした調査に、「マイホーム新築資金利用者調査」、「マンション購入資金利用者調査」、「教育資金利用者調査」がある。「マイホーム新築資金利用者調査」は平成４年度に、「マンション購入資金利用者調査」は５年度に開始したが、個人住宅資金の資金供給主体が民間金融機関にシフトしたことに伴い、調査対象先が大幅に減少したことから、14 年度調査を最後に休止した。

「教育資金利用者調査」は 22 年度に調査を開始以降、隔年で実施し、①利用者の属性②教育費の支出状況③教育費の負担について調査している。沖縄全体と離島居住者の比較・分析をしている点に特徴があり、教育資金の独自制度の創設・拡充に調査結果が反映されている。

第２節　情報サービス

平成６年に創刊した「沖縄経済ハンドブック」[注2]は、本県の産業・経済に関する主な統計などを収録した小冊子で、事業者などへの情報提供サービスの一環として発行、当公庫の本店、各支店および東京本部で配布（無料）し、沖縄の経済社会統計の案内書として活用されている。「沖縄県全域の概況」に加え、「宮古圏域の概況」と「八重山圏域の概況」を個別に採り上げている点に特徴がある。収録内容を適宜見直し、令和４年３月末現在で第 26 版を数えている。

当公庫では地域経済の活性化を図ることを目的に、昭和 63 年以降、経済講演会や沖縄公庫フォーラムを開催している。同フォーラムでは、民間事業者をはじめ地方公共団体の職員など多くの参加者と地域の抱えるさまざまな問題・課題などについて、問題意識を共有し、連携して解決に向け取り組むきっかけとしている。

注1　客室販売実績の総合的指標で、RevPAR＝客室稼働率×客室単価。

注2　平成13年に「沖縄経済データブック」から「沖縄経済ハンドブック」へ改称。

第３節　調査部門の変遷

当公庫の調査業務については、令和４年３月末現在、調査部金融経済調査課および同部地域連携情報室が担っている。

調査部門の機構の変遷を辿ると、発足時に庶務部に調査広報課が設置され、県内経済・産業界の調査、業務統計の作成および広報活動を担ってスタートした。昭和 54 年８月の機構改革で調査活動強化を図るため調査部が新設され、調査広報課は庶務部から分離され、調査部調査課として発展的に再編された。平成 13 年４月に調査部を企画調査部に改称、政策金融評価業務の導入に伴い 17 年４月に調査課を調査・政策評価課に改称、同業務の定着に伴い調査・政策評価課は再び調査課に改称された。31 年４月には企画調査部を業務統括部と調査部に改編、「調査課」を「金融経済調査課」に改称、地域政策に係る情報専担部署として「地域連携情報室」が新設された。当公庫の 31 年度以降の業務運営方針には、「沖縄公庫らしい役割・機能の発揮」が重点事項の一つに掲げられ、調査機能の拡充および大学、シンクタンク、地方公共団体や地域のステークホルダーとの連携強化により、地域経済分析の充実に努めるとともに、地域の特性を生かした産業振興、駐留軍用地跡地などの地域開発、PPP/PFI 手法を活用した社会資本整備や地域振興政策などに係る情報発信に努めている。

第３章　情報システム

第１節　平成4～13年度

沖縄公庫におけるオンライン化

当公庫におけるオンライン化は、昭和 63 年４月、本店内において貸付・回収業務の直貸オンライン化による即時処理が開始されたことに始まる。平成元年 11 月には、本店と各支店間のオンライン化が完了し、３年４月、経理システムの本格稼働に伴い東京本部を含めた当公庫全店のオンライン化が完了した。

その後は、オンラインシステムの開発を進め、４年度には、オートコールシステムを含む債権管理システム、６年度に借入金管理システム、７年度に給与支援・社会保険支援システム、８年度末に直貸の紙元帳を廃止する貸付金元帳電子化システムを稼働させるなど、事務の効率化・合理化を図った。

代理貸のオンライン化に向けた取り組み（８年度～）

平成３年度に全店オンライン化が整った直貸[注1]システムに対し、代理貸[注1]のシステムはバッチ処理による対応であり、代理店と当公庫間との事務処理は「紙ベース」による管理およびやり取りで行われ、極めて煩雑だった。また、５年度以降、個人住宅資金の需要が旺盛で、６～９年度の年間件数は 5,000 件を超え、貸付額は 1,000 億円を超えるなど、代理店における住宅資金の申し込み件数が増加。それに伴い、貸付進捗の遅延が発生するなど、顧客サービスの低下を招いていた。加えて代理店では、業務処理のため自前で代理貸用システムを開発し運用していたため、維持管理費の負担増という課題もあった。

そこで、これら課題の解決を目的に、公庫・代理店間の処理をオンライン化する大規模開発が８年度に始まった。同開発には、事務管理課内に新規チームとして立ち上げられたシステム開発事務局職員を中心に多くの外部の技術者（SE）も投入され、ピーク時には 100 人近い技術者が開発作業にあたった。開発作業は、８年度に基本設計、９年度に詳細設計およびプログラム製造、10 年度にプログラム製造とその試験運用を行い、３年の開発期間を経て 11 年４月、システム稼働にこぎつけた。同システムの運用により、代理貸付業務に関する申し込みの受付から資金交付までの一連の事務処理に要する時間が大幅に短縮されたほか、事務処理の進捗状況がオンラインにより即座に把握できるようになり、顧客に一層充実したサービスを提供できるようになった。

しかし、オンライン化が実現できたシステムは貸付業務のみであり、回収・債権管理に係るシステム仕様は、昭和 55 年から稼働していた従前の回収システム（バッチ方式）のままで

注1　当公庫は、広範多岐にわたる業務の処理にあたって、自ら貸し付けを行う直接貸付（直貸）のほか、金融機関などに業務の一部を委託し、受託金融機関（代理店）を通じた代理貸付（代理貸）を行っている。

あった。このため、当公庫と代理店それぞれで債権元帳を管理するなど、引き続き課題が残った（同システムは平成16年度以降に開発。後述の「代理貸回収システムの再構築（16年度～）」参照）。

新総合情報システム（総合データベース）の構築（12年度～）

当公庫は、平成12年3月に財政投融資改革や情報開示の進展といった公庫を取り巻く環境の変化に対応するため、融資業務および債権管理業務の全般にわたり、抜本的な事務の見直しを行い、効率的な業務運営などを目的として業務改善企画室[注2]が設置された。同室は現行業務を調査・分析し、業務改善をバックアップする新システムの導入を提案。その提案に基づき①融資相談・審査業務の効率化②債権管理業務の高度化③顧客サービスの向上④情報開示の対応を目的に掲げ、新総合情報システム（総合データベース）を構築することとなった。

この新総合情報システムは、①顧客情報管理システム群（顧客信用情報・顧客応対記録管理ほか）②融資支援システム群（企業財務情報･不動産担保管理ほか）③債権管理システム群（延滞管理ほか）④信用リスク管理支援システム群（自己査定支援・企業信用格付ほか）の4つの群で構成。各群のシステム開発においては、それまでの汎用機（メインフレーム）による開発を改め、開発期間の短縮、コスト削減およびシステムの柔軟性や拡張性の高さなどの点で優れているオープン系システムを用いて開発を進めた。また、従前のシステムとの関連では、基幹系（既存）システムと情報（顧客および債権データ）を連携し、新システムで新たな顧客情報を拡充した。

なお、当公庫を取り巻く金融環境の急激な変化に伴い、自己査定業務の本格検討を余儀なくされたこともあり、13年度は信用リスク管理支援（自己査定業務）システム群の開発を優先して行い、同年11月に既成システムの仕様をカスタマイズした不動産担保管理システムを導入、12月に企業情報管理システムが、14年2月には自己査定支援システムがそれぞれ運用開始した。さらに、14年度以降も信用リスク管理支援システム群の充実を図り、顧客情報管理および融資支援システム群の開発を進めた。

第2節　平成14～23年度

新総合情報システム（総合データベース）の構築（14年度～）

新総合情報システムの構築における諸情報系システムの開発は、平成13年度は、信用リスク管理支援（自己査定業務）システム群の開発を優先して行い、14年度以降も、同システム群の充実化を図りつつ、顧客情報管理および融資支援システム群の開発が積極的に進められた。14年度は企業信用格付システム（10月）、顧客信用情報システム（15年1月）、15年度は顧客応対記録管理システム（5月）、融資進捗管理システム（7月）、17年度は不動産担保評価システム（5月）が順次運用開始された。

注2　総合史第2編第2章第4節「ガバナンス強化、組織体制」参照。

なお、14年度末には業務改善企画室は全組織的な企画段階の役割の大半を果たしたことや、情報システム課の運用・開発両部門への業務課題に応じた人員配置により、合理的な運営体制づくりができるとして、情報システム課へ吸収統合された。

代理貸回収システムの再構築（16年度～）

11年4月に代理貸オンラインシステムは稼働したが、オンライン化できたシステムは貸付のみであり、回収・債権管理に係るシステム仕様は、昭和55年から稼働していた回収システムの方式を踏襲していた。同仕様は、代理店から債権回収状況などの情報を媒体（磁気テープ）で受領（月1回）し、当公庫内のホストコンピュータでバッチ（一括）処理により債権情報を更新する方式のままだった。このため、回収・債権管理に関し引き続き残った課題は、①貸付金残高の確定、月報などの作成や外部機関への資料提供などに迅速性を欠く②当公庫と代理店とで二重に債権元帳を管理していたため、相互の元帳データの内容確認や同期作業が公庫・代理店ともに大きな業務負担である③13年度以降本格化した自己査定作業や、それに伴う決算作業短縮化に対して、タイムリーな情報反映に限界が生じているというものであった。

そのような状況下、平成15年3月、沖縄県銀行協会から回収・債権業務を含む代理貸付業務全般についてオンライン化によるシステム開発の要望も上がったことから、16年度からシステムの再構築に取り組んだ。その内容は、①当公庫・代理店との債権情報の授受を「媒体経由」から「オンライン」へ変更することによる債権情報更新、関連帳票の作成および外部機関への情報提供の迅速化②自己査定システムや決算業務との連携強化③債権元帳の二重管理の廃止によるデータの正確性向上や、公庫および代理店における業務負担の軽減などを目的としたものであった。

なお、上記システムの再構築に伴い、各代理店側でもシステムの変更・開発作業が生じ、各代理店との連携や協力で19年1月に代理貸回収システムが稼働。同稼働により、貸付から回収・債権管理業務に至る公庫業務に係る事務処理が、当公庫および代理店共に完全オンライン化された。

システム開発整備における中期計画策定およびシステムのサーバ方式への移行（18年度～）

当公庫におけるシステム開発は、業務改善支援強化および事務リスク軽減を図るため、年度ごとの業務実施方針に沿って順次開発整備が行われてきた。しかし、システムの開発・改修規模が拡大傾向にあること、また予算・要員確保上の制約から開発期間が複数年にまたがることも増えてきたため、システム全体の開発整備における中期システム計画を策定し取り組むこととなった。各部署からの開発要望などや現行運用システムの信頼性リスク分析・評価などを総合的に行い、システム部門において4年ごとの計画が策定されることとなった。

当初、ホスト方式で構築されていた当公庫のシステムは、柔軟性や拡張性が乏しく、継続的な安定運用に課題があるとして、19年度の直貸システム（融資、回収、延滞管理）のサーバ化を主体とした「第1次中期システム開発計画」を皮切りに、順次、経理、顧客管理、給与、代理貸および情報系バッチシステムのサーバ方式への移行が進められた。開発手法は、セン

ター処理機能部分（基幹ホスト部分）を継続使用しつつ、リスクのある端末処理機能部分を中心にサーバ方式への移行を促進し、基幹システムとのデータ連携を進める方式とした。

システムのホスト方式からサーバ方式への移行は、「第４次中期システム開発計画」の最終年度である令和４年度末をもって完全移行が図られた。（次期中期システム開発計画は、後述の「令和の中期システム開発計画」参照）

情報システム統括室の創設（20 年度）

昭和 50 年４月に庶務部内に「事務管理課」として新設された電算機関係の部署は、54 年８月には、庶務部から分離し、新たに設けられた調査部に設置され、平成 13 年４月には「企画調査部情報システム課」に改称された。その後、情報システム関連業務は、業務範囲が広範、かつ複雑・高度化している中で、円滑な業務処理体制を構築することの必要性や、融資担当などの利用部署に対し牽制機能を発揮することの必要性を考慮し、企画調査部から独立させ、理事直轄の「情報システム統括室」として 20 年４月に創設された。

第３節　平成24～令和3年度

顧客管理システム（23・24 年度）

昭和 63 年に稼働した従前の「顧客管理システム」は、ホスト方式で運用されていたが、顧客情報に関するデータ項目の追加ができないなどデータベースの拡張性に限界があり、さらに、農業生産法人のような新しい組織形態の表示がしづらいなどの問題が生じていた。また、顧客情報の照会系画面（ホスト方式）と、貸付・回収などの業務系画面（サーバ方式）が分散していることや、顧客の新規登録、債務者異動などの画面操作が煩雑であることなどから、作業効率が低下している状況でもあった。

このような背景から、新たな業務ニーズや効率化に対応した顧客情報の確保、照会系・業務系画面のサーバ方式への移行および操作画面の見直しなどを目的にシステム開発が求められた。

同システムの開発により、顧客情報の確保や作業効率の向上とともに、業務ニーズに対応した改善が図られている。

資金収支管理システムおよび未収利息算定支援システムの構築（24・25 年度）

平成２年度から稼働していた当時の経理システムは、年度ごとの制度改正などによるシステムメンテナンスと、利用者からの要望などによる機能拡充への対応により、複雑化・硬直化していた。資金計画策定においては、精度の高い貸付・回収の予定情報をシステムに反映できない上に、予定と実績の乖離原因を究明する手段がなく、また資金調達計画に与える影響も大きかった。

一方、当時の未収利息システムは、本決算時の算定業務のために開発されたものであり、決算見込み時に必要な推計機能がないため精緻な見込みが実現できないといった難点があった。また、制度改正に伴うシステムの対応漏れなどにより、各部署へ依頼していた未収利息の煩雑な検算事務は、現場の事務負担にもなっていた。

このような背景から、24 年度から 25 年度にかけてシステム構築に取り組んだ。

同システムの構築により、回収予定と実績に乖離が出た場合、繰上償還の傾向分析、延滞債権の回収実績の把握などによる原因究明ができ、精度の高い資金計画策定が可能となった。また、未収利息の推計機能を新設することにより、各部署の事務の省力化を図り、作業手戻りによるスケジュール遅延のリスク軽減が可能となった。

決算資料作成関連システムの再構築（25 年度）

当時の決算資料作成関連システムは、ホストデータから自動展開されないデータや手管理資料から転記する帳票の多さから、資料作成業務の事務負担となっていた。また、年１回の決算処理のため、特に支店においては操作の不慣れによる事務ミスなどによる資料作成の手戻りが発生していたこともあり、決算資料作成関連システムの再構築に取り組んだ。

同システムの再構築により、ホストに保持しているデータは全て自動展開させ、手管理資料がシステム化され、業務負担の軽減が図られた。また、従前システムの簡易化により事務ミスなどが軽減され、決算業務の効率が向上した。

一般会計・支出管理支援システムのサーバ方式への移行（26 年度）

当時のオンライン一般会計関連システムは、稼働後 20 年余の制度変更などによって勘定科目コードの空き領域が不足しており、その後の制度変更（新年金制度など）への対応が困難であった。また、データ構造が複雑化・硬直化しシステム間でのデータ連携がなく、手作業の多さや操作性の劣化から誤登録のリスクも高い状況となっていた。

このような背景から、ホストオンラインのシステムをサーバ方式へ移行することで、システムの柔軟性・拡張性を高め、操作性の向上、信頼性の確保およびサブシステム（国庫金振込支援システム・固定資産支援システム）との連携強化が可能となり、業務の改善が図られた。

人事勤怠管理システム、庶務契約管理システムの新規構築（27 年度）

当時の総務・庶務関連業務は、手作業がメインでシステム化がほとんどなされておらず、事務事故発生の懸念があったため、同業務のシステム支援による事務事故防止や業務効率化などが求められていた。

例えば、庶務契約業務における各種契約の締結内容や経費支出時期、契約更新の有無などについては、契約担当者ごとにエクセルを用い個別管理しており、システム入力後の契約内容の検証や、契約更新時期の管理などの業務負担も大きかった。

以上のような課題解決のための新規システムの構築は、その実現によって、各種関連データをシステムと連携させ給与計算に反映させることができるようになったほか、各種契約の締結内容や経費支出時期、契約更新の有無などをシステム上で管理できるようになるなど、総務・庶務関連部署の業務効率化に大きく寄与した。

なお、人事勤務関連データとの連携が整った給与システムは、その後サーバ方式への移行、画面操作性向上などの機能改善やマイナンバー制度などに対応したシステム構築が図られ、29 年度「給与支援システム」として稼働に至った。

データセンターの運用開始（28 年度）

当公庫には、コンピュータなどが被災した際の確固たるバックアップ機能がなく、不測の事態に陥った場合のシステム運用維持が課題となっていた。このため、23 年 3 月の東日本大震災をきっかけに、事業継続についての本格的検討に着手し、28 年度には、堅牢性（耐震性など）、安定性（電力の確保など）および安全性（入退室管理など）に優れたデータセンターを活用したシステム運用体制が開始された。

電子決裁システム（31 年度～）

「電子決裁システム」の導入については、28 年度に設置された「総務・庶務業務の合理化および効率化のワーキングチーム」において、業務の効率化や法人文書の適切な管理などを目的に検討が始まった。その後、他機関へのヒアリングや「電子決裁システム基盤調査」などを踏まえ、31 年度から電子決裁システムの開発が進められた。

同システムの導入により、従来の決裁（承認）業務における「紙による回付」と「押印処理」から、「承認事務のシステム化（＝ワークフロー化）」と「添付書類の電子化」への転換を実現することで、承認事務の「効率化・見える化」と「ペーパーレス化」を図っていくとした。まず、令和元年度に申請用画面の開発に着手し、令和 3 年 3 月にはシステム対応済の総務・庶務業務関連申請に関連する電子決裁システムが稼働した。その後、令和 3 年度以降も融資部門、債権管理部門、その他部門の電子決裁システム化を順次進めるなど、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の流れも意識した対応へシフトしている。

テレワークシステムの導入（令和 2 年度）

当公庫における情報システム環境は、セキュリティ確保などの観点から、事務所内での利用に制限した社内 LAN によるネットワーク上で端末業務を行うことを前提に構築されてきた。その一方で、新型コロナウイルス感染の拡大や大規模災害などにより事務所内での業務遂行が困難となった場合、従前のシステム環境下では端末業務が行えず、事業継続に支障を来すという課題が生じていた。

その課題への対応として、新型コロナウイルス感染の拡大期においては、テレワークシステムの導入により、事務所外においても一定の端末業務が継続可能となるシステムの環境整備に取り組んだ。

導入に際しての接続形態としては、テレワーク端末からの仮想専用線（VPN）を通じてデータセンター内の仮想端末環境に接続し、社内ネットワークにアクセスする方法を用い、接続回線は、通常のインターネット回線ではなく、セキュリティ強度の高い閉域ネットワーク網を構築するといったセキュリティ対策を講じている。

令和 3 年 1 月に導入され、新型コロナウイルス感染に伴う出勤制限や事務所閉鎖の場合であっても、別施設などにおいてテレワーク端末による一定の業務継続が可能となっている。

令和の中期システム開発計画（DX の取り組み）

従来のシステム部門が主体となって策定した「中期システム開発計画」は、令和の時代には、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において顕在化した組織運営上の課題や国が推進する DX に対応するための取り組みを反映した計画に移行した。具体的には、IT 技術を活用した業務の効率化や顧客満足度の高い政策金融サービスを提供する観点から、システム部門を主体とする策定から組織横断的なプロジェクトチームの要望を取り込んだ形に進展している。

第４章　債権管理

第１節　6カ月以上延滞債権額の動向

平成４年以降、バブル経済崩壊後の全国的な景気低迷により、企業収益の悪化や高水準の不況型倒産、企業のリストラや所得の伸び悩みなど雇用環境の悪化がみられた。沖縄公庫では、これらを要因とした事業者向け融資や住宅資金などの個人向け融資の延滞が金額・件数とも増加傾向にあったほか、不動産取引の低迷から担保処分などによる回収の動きが鈍く延滞が長期化する傾向がみられた。

14 年度には延滞債権額（弁済期限を６カ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額）が過去最高となった。構成比でみると 14 年度までは、住宅資金、産業開発資金、生業資金が上位を占めた（図表 2-96）。

住宅資金の延滞比率（貸付の元金残高額に対する延滞残高の割合）は 16 年度に 4.21％にまで達した。当公庫の住宅資金利用者は、①建て替え率が低く新たに住宅を取得する者の割合が高い②所要額に占める手持ち金の割合が低く借入金依存度が高いといった特徴があり、所得や手持ち金に対し住宅取得費が大きいため、景気や雇用状況の変動に耐える力が弱く、景気低迷が長期化するにつれ、住宅資金の延滞が増加したものと考えられる。

８年度以降、民間金融機関には早期是正措置の導入や情報開示などが求められ、不良債権処理が進む契機となった。政策金融を担う当公庫においても、経営の透明性や財務の健全性を確保する観点から不良債権処理を行っており、長引く景気低迷により、14 年度の債権償却額は過去最大の 57 億円に達した。

15 年度以降は、産業開発資金や中小企業資金の大口債権の延滞処理が進んだこと、小口の生業資金などの延滞件数の減少とともに事業資金の延滞債権額は減少した。個人住宅資金については民間金融の補完に徹するとされた政策金融改革の方針に伴い融資業務を段階的に縮小したこともあり新たな延滞の発生が抑えられ、19 年度以降は延滞債権額も急激に減少した。

24 年度以降は沖縄県経済が観光需要に支えられて好調に推移し、事業者の業況も改善したため、当公庫全体の延滞残高は 100 億円台を下回り、令和３年度は 30 億円を下回る水準まで低下した。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和２年度以降は、当公庫の新型コロナ関連融資、民間金融機関による実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」や返済条件緩和など、事業者への金融支援により延滞残高は過去最少の水準であった。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で過剰債務を抱えたまま業績回復が遅れた場合、今後の返済が困難となる事業者の増加が懸念されている。

図表2-96　資金別延滞債権額の推移（6カ月以上延滞）

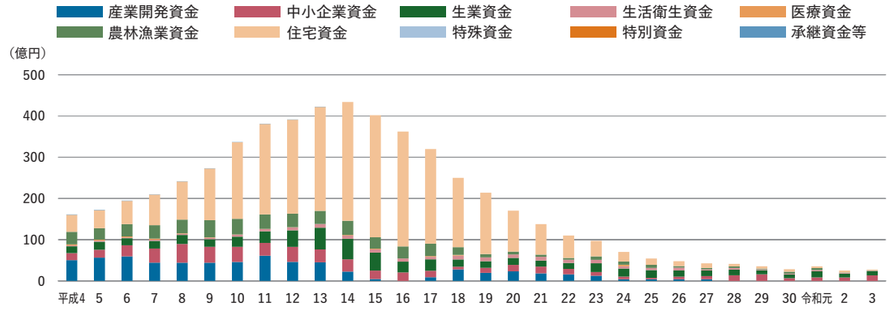

（注）延滞債権額は弁済期限を6カ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額

第２節　債権管理業務の範囲

債権管理業務は、貸付実行後完済に至るまでの間の債権の保全・回収にかかわるすべての業務を指す。沖縄公庫の債権管理業務の専担部署である事業管理部や支店総務課では主に以下を担当している。

①貸付条件の変更

②延滞債権の回収・督促

③担保物件の競売や強制執行による法的回収

④代位弁済

⑤法的整理・私的整理申立への対応

⑥債権償却、時効の管理

上記①～⑥は金融機関の債権管理業務としては一般的なものであるが、当公庫では政策金融機関として、経済情勢やその時々の政策に応じた対応も求められた。

（１）経済情勢に対応した取り組み

①５%超貸付債権に対する金利減免措置

平成７年は、急激な円高を背景とした深刻な景気悪化が進んだ。金利は低下傾向で推移し、４年まで５%超で推移していた当公庫の基準金利も７年５月以降 3%台に低下した。そのような状況の中で、中小企業・小規模事業者の経営に与える影響を考慮し、経済対策として７年度第２次補正予算において、本土公庫並びで一部金利の減免措置が実施されることとなった。

その内容は、中小企業などの経営基盤の強化を目的とし、中小企業資金、生業資金、環境衛生資金（現：生活衛生資金）および農林漁業資金を利用している事業者が有する約定金利が５%超の既往債務について、５%を超える部分の金利を減免するものであった。取扱期間は７年 10 月から、当初は１年限りの措置であったが、経済情勢が厳しい中で金利が低い水準で推移していたこ

ともあって、対象要件などを見直しながら延長を繰り返し13年10月18日をもって終了した。

②「金融再生プログラム」などへの対応

14年度に金融庁が策定した同プログラムでは、地域金融機関においては、不良債権処理と同時に中小企業金融の再生などに向けた取り組み（リレーションシップバンキング機能）の強化が要請された。また、同年度の経済対策「改革促進のための総合対応策」に基づき、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会[注1]と連携し、経営環境が悪化しつつある中小企業の事業再生支援を地域の実情に応じて取り組むこととなった。さらにこの期間には、債権放棄、DES[注2]、DDS[注3]などによる再生支援、事業再生中の企業に対する融資（DIPファイナンスほか）など、多様な手法による取り組みが提示・推奨された。当公庫も、これらの手法を採用して事業再生を支援した。（総合史第2編第2章第2節第8項「事業再生支援」参照）

③金融円滑化法への取り組み

20年9月のリーマンショックに端を発した国際金融危機とそれに伴う世界同時不況が発生した。国内の景気悪化に対処するための政府の経済対策に沿い、21年9月、金融庁は厳しい状況にある中小企業・小規模事業者や住宅ローン利用者を支援するため、貸し渋り・貸しはがし対策として、「中小企業等に対する金融円滑化のための総合的なパッケージについて」をとりまとめた。このパッケージは、金融機関が中小企業や住宅ローン利用者から貸付条件の変更などの申し込みがあった場合、できる限り変更措置を取るよう努めることなどを内容とする「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法、21年12月施行）」を中心として、その実効性を確保するための検査・監督上の措置などを併せて行うこととしたものである。

当初は、23年3月末に期限を迎えるとされていた。しかし、中小企業者などの業況や資金繰りは改善しつつあるものの依然として厳しく、先行きの不透明感からその後も貸付条件変更などに対する需要は一定程度あることが予想された。そのため金融機関のコンサルティング機能の発揮、企業再生支援機構[注4]および中小企業再生支援協議会の機能、連携強化などの改善も盛り込まれ2度にわたり1年間ずつ延長された。

当公庫は、これまでも政府の経済対策などに沿い、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた貸付条件変更の対策などにより、中小企業者らの資金繰り支援を行ってきたが、引き続き業況の厳しい中小企業者等の金融の円滑化を図るため親身に対応するよう努めた。

注1　中小企業活性化協議会の前身。沖縄における事務局は那覇商工会議所。

注2　DES（Debt Equity Swap）：債務者の債務を資本に交換すること。財務内容が悪化した企業に対して、金融機関が有する貸付金を株式に振り替えることによって、企業の財務内容を改善して、再建を図る手段。

注3　DDS（Debt Debt Swap）：金融機関が債務者である企業に対して有する既存の債権を、別の条件の債権に変更すること。特に金融機関が既存の貸付金の一部を、他の債権よりも劣後する資本的劣後ローンに変更する手法のこと。

注4　地域経済活性化支援機構の前身。

図表2-97　金融円滑化法に係る条件変更の推移（平成31年3月末における累計）

（単位：件、％）

		総合計		中小企業者		住宅資金	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
申込		13,321	100.0%	10,515	100.0%	2,806	100.0%
処理内訳	実行	12,614	94.7%	10,267	97.6%	2,347	83.6%
	謝絶	388	2.9%	120	1.1%	268	9.6%
	審査中	10	0.1%	9	0.1%	1	0.0%
	取下	309	2.3%	119	1.1%	190	6.8%

④金融円滑化法の最終延長を踏まえた取り組み

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（24年4月内閣府・金融庁・中小企業庁）において、各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務などの専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体などからなる中小企業支援ネットワークを構築し、中小企業の経営改善・事業再生支援の環境整備を行うこととされた。沖縄においては、当公庫を含む金融機関や専門家、支援機関などが加盟する「おきなわ中小企業経営支援連携会議」（事務局は沖縄県信用保証協会）において開催される「おきなわ経営サポート会議」に関与するなど、関係機関と連携した取り組みも行っている。

⑤新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の支援

令和2年に世界中に広がった新型コロナウイルスの感染拡大は、観光を基幹産業とする県内事業者に深刻な影響を与えた。休業などを余儀なくされ、売り上げの見通しが立たない事業者からは、既往借入について条件変更の相談が多く寄せられた。当公庫は特別相談窓口を開設、2年1月27日から4年3月31日までの条件変更申し込みは5,115件に達した。急増する相談に対応するため、本店から支店へ職員を増員配置（兼務）し、元金据置などの条件変更に遅滞なく対応し、事業維持および資金繰り支援に努めた。

（2）業務体制の整備・業務改善

①オートコールシステムの導入

当公庫の貸付債権のうち、残高は少額なものの債権数が多い生業資金や環境衛生資金（現：生活衛生資金）などは、延滞発生時の初動が延滞件数の増減に影響することから、延滞の早期解消や延滞長期化の抑制を効率的に行うことを目指し、平成4年8月にオートコールシステムを導入した。期日に返済のなかった顧客に対し、専任のスタッフが期日の2～3日後に電話で督促し、必要に応じて条件変更の相談につなげるなどの対応により延滞件数の抑制に相応の効果を発揮している。

②組織体制

当公庫では企業再生支援を推進するため、専担部署として、14年４月、融資第一部に出資・経営管理班を創設した。その後19年４月には、事業再生支援や再チャレンジの取り組みを強化するため債権管理部を事業管理部に改称、業務第一班、業務第二班、経営支援班の三班体制とした。融資第一部出資・経営支援班は事業管理部経営支援班に改編した。

③顧客特性に応じた信用リスク管理と債権管理

当公庫の財務の健全性を維持するため、資産である貸付金について保全・回収を図るほか、顧客の財務状況の改善支援および債権回収の確実性の向上（自己査定に基づく債務者区分のランクアップ）に努めることが必要である。しかしながら、当公庫の顧客は生業・生活衛生資金といった小口貸付先から中小企業資金や産業開発資金などの大口貸付先まで多岐にわたるため、全ての顧客に画一的な管理手法を適用することは困難であった。

「信用リスク管理規程」（16年９月制定）に沿って19年５月に事業管理部長名で発出した通達では、自己査定業務と連携して的確かつ効率的に債権管理業務を進める方針を明確にした。具体的には、自己査定結果を踏まえて顧客をその特性に応じて債権管理対象先と経営支援対象先に区分、このうち経営支援対象先の顧客については、経営支援班を統括部署として当該顧客の経営力強化に取り組むこととした。また同時期に地域金融機関のリレーションシップバンキング・地域密着型金融への取り組みの進展により、モニタリングを通じた中小企業などへの経営支援の取り組みが当公庫における組織的課題となっていたため、当該方針はその体制整備にも貢献するものとなった。

④預金口座振替に係る顧客の利便性の向上

当公庫における貸付金の回収は、主に顧客の預金口座からの自動振替により行われている。口座振替の対応が可能な金融機関は、従前は地元銀行や信用金庫であったが、離島や県外に事業所を置く取引先の利便性向上を図るため、19年12月にゆうちょ銀行、28年11月に商工組合中央金庫、29年３月に沖縄県農業協同組合、30年10月に鹿児島銀行を追加した。また、27年１月には、毎月１回の約定返済日のみであった口座振替の頻度を複数回（返済日によっては最大６回）とし、返済のために来店される顧客の負担解消とサービス向上のほか、回収業務などの効率化を図った。

⑤新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた業務の外部委託

新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化などに伴い、条件変更や法的整理手続き、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインへの対応など、貸付債権の管理局面の長期化および拡大が懸念された。そうした状況に備え、令和３年11月に沖縄振興開発金融公庫法施行令が改正されたことにより、延滞先の早期の実態把握を目的として、債権管理業務を債権回収会社（サービサー）に委託することが可能となった。

第５章　財務の動向

第１節　会計制度

法的規制

沖縄公庫は全額政府出資の政策金融機関であり、予算・決算ともに国会の審議を受ける。会計は国の制度に準じて取り扱われ、予算の作成および執行並びに決算の作成に関しては「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」（昭和26年法律第99号、予決法）[注1]で定められている。当公庫本来の業務に係る「一般勘定」と特定の業務に係る特別勘定として「本土産米穀資金特別勘定」[注2]があり、一般勘定に係る利益金は、「沖縄振興開発金融公庫法」および「沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令」（26年政令第162号）の規定により国庫に納付する。ただし、本土産米穀資金特別勘定に係る利益金（または損失金）については、「沖縄振興開発金融公庫法施行令」（47年５月13日政令第186号）の規定により同勘定の積立金として積み立てる（または減額して整理する）こととされている。

予算とその参照書

予算は予算総則および収入支出予算で構成される。予算総則は借入金の限度額や収入支出予算の弾力条項、俸給予算の制限など、予算執行に必要な事項を定めている。収入支出予算における収入は、貸付金の利子やその他資産の運用に係る収入および雑収入、支出は借入金および債券の利子や事務取扱費、業務委託費および諸費などである。

収入支出予算は損益項目のうち官公庁会計方式ともいえる現金収支を伴う事項に限られることから、発生主義（企業会計方式）の損益計算書となっておらず、また、業務の主要項目である貸付金および回収金、借入金および償還金などの資本収支に関する事項が含まれていない。そのため損益、資産・負債および資本の異動などの状況を明確にする必要から、国会に提出する予算には、①当該事業年度の事業計画および資金計画に関する書類②前前年度の損益計算書、貸借対照表および財産目録③前年度および当該事業年度の予定損益計算書および予定貸借対照表の３つの書類を予算参照書として添付する。

決算の手続

予算は現金収支だけを計上する収入支出予算と、企業体としての財務内容および経営活動の状況を明らかにするための予定財務諸表とを作成する形式をとっていることから、決算もこの両者について行うようになっており、その手続きは、①毎事業年度の決算を翌年度５月31日までに完結し財務諸表を作成、監事の意見を付けて決算完結後１カ月以内に財務大臣に提出し

注1　「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成19年法律第58号）により、「公庫の予算及び決算に関する法律」が「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に改正された。

注2　本章第４節「米穀資金・新事業創出促進特別勘定（本土産米穀資金特別勘定）」参照。

て承認を受け、遅滞なく公告②予算の区分に従って決算報告書を作成し、監事の意見を付した上で、かつ、財務諸表を添え主務大臣を経由して財務大臣に提出③内閣はこれを翌年度の 11 月 30 日までに会計検査院に送付し、検査後に国の歳入歳出決算とともに国会に提出する手順となっている。

会計機関とその責任

会計経理は財政状態および経営成績を明らかにして適切に処理することを目的とし、責任体制の確立を図るため会計機関を設置している。本店と東京本部に会計役および出納役、各支店に分任会計役および分任出納役、本店融資各部および事業管理部に分任会計役を置き、相互に牽制できるよう命令機関と出納機関を分離している。

会計処理

当公庫の財務諸表は、沖縄公庫法、予決法、関連政省令および告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成している。同基準に定められていない事項については一般に妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、会計処理を行っている。

平成 20 年 10 月、政策金融改革の一環として株式会社日本政策金融公庫が発足し、当公庫を除くすべての政策金融機関は企業会計による会計処理が適用されることになった。当公庫も可能な限り企業会計に準じた会計処理とするため、貸倒引当金の算出方法について財務省告示が改正され、20 年度決算から適用された。22 年度決算では「退職給付引当金」「賞与引当金」についてそれぞれ計上することとした。

第２節　資産と負債の推移

資産総額

資産総額は平成４年度１兆 2,881 億 55 百万円から増加し、11 年度には１兆 8,695 億 48 百万円の最大規模となった。その後資産規模は縮小し、令和３年度には１兆 811 億 14 百万円となった。

貸付金等

当公庫の資産は業務の性質上、大部分が貸付金である。平成４年度の貸付金等は１兆 2,352 億５百万円で総資産額の 95.9％を占めていた。その後、住宅資金を中心とした旺盛な資金需要に対応し、11 年度には１兆 7,720 億 81 百万円に達し、過去最高の規模となった。以降、住宅資金の繰上償還が高い水準で推移したことなどにより残高は減少基調となった。４年度における貸付金等のうち琉球開発金融公社などから引き継いだ承継貸付は 34 億 12 百万円（貸付金残高の 0.3％）だったが、13 年度には 62 百万円（同 0.0％）にまで減少した。貸付金等を直接貸付と代理貸付に分けると、４年度の直接貸付は 5,531 億 42 百万円（同 44.8％）、主に住宅資金を扱っている代理貸付は 6,820 億 63 百万円（同 55.2％）。13 年度には直接貸付が 8,239 億 60 百万円（同 49.5％）、代理貸付が 8,401 億 81 百万円（同 50.5％）となった。産業開発資金、生業資金および中小企業資金などの直接貸付が 2,708 億 18 百万円増えたのに対して、住宅資金などの代理貸付は 1,581 億 17 百万円の増加に留まった。融資額の減少に伴い、23 年度の貸付金等は 9,464 億 38 百万円と１兆円を割り込んだ。また、貸付金等のうち、琉球開発金融公社などから引き継いだ承継貸付は 17 年度にゼロとなった。貸付金等を直接貸付と代理貸付に分けると、23 年度は直接貸付 6,952 億 38 百万円（同 73.5％）、代理貸付 2,512 億円（同 26.5％）となり、産業開発資金、中小企業資金および生業資金などの直接貸付の減少額を、住宅資金などの代理貸付の減少額が大きく上回った。

24 年度以後、貸付金等は 8,000 億円台で推移したが、新型コロナウイルス感染症関連融資の増加に伴い、令和３年度には１兆 427 億 59 百万円と大幅に増加した。また、直接貸付 9,871 億 90 百万円（同 94.7％）、代理貸付 555 億 69 百万円（同 5.3％）と、貸付金等のほとんどが直接貸付となった。

借入金・債券

貸付等に必要な資金の調達には貸付回収金等を充てているが、不足する額は、財政融資資金などの政府資金を借り入れている。また 12 年度以降、債券（沖縄振興開発金融公庫債券および住宅宅地債券）を発行して、貸付等に必要な資金を調達している。

借入金は平成４年度に１兆 1,848 億 16 百万円（負債および純資産合計の 92.0％）だったが、貸付金の増加に伴って借入金も増加し、11 年度には１兆 7,001 億５百万円を計上した。その後は、27 年度の 5,279 億 79 百万円まで減少を続け、負債および純資産合計に占める割合も 63.7％まで低下した。令和２年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者向けの貸し付けに対応したため増加に転じ、３年度は 7,528 億 99 百万円であった。

債券については、平成 12 年度に住宅宅地債券（マンション修繕コース）を初めて発行したことに伴い、13 百万円が計上された。14 年度には行政改革大綱の趣旨などを踏まえて、財投機関債である沖縄振興開発金融公庫債券 100 億円を発行した。その後、継続して発行し、令和３年度の残高は 1,576 億円、負債および純資産合計の 14.6％を占めている。なお公庫債券は、３年度に初めて ESG 債[注]として発行した。ESG 債[注3]は、当公庫の沖縄における環境・社会的課題の解決への取り組みや貢献を明確にし、幅広い投資家から中長期的な視点で安定した資金を調達することで、資金調達基盤の強化を図るものである。

資本金

公庫設立時の資本金は、政府出資と見なされた琉球開発金融公社、大衆金融公庫および琉球政府の特別会計から継承した正味資産 215 億 56 百万円に一般会計出資金 30 億円を合わせた 245 億 56 百万円だった。資本金は、一般会計出資金、産業投資出資金、承継出資金で構成され、国の一般会計からの出資金は主に経済対策に伴う経営基盤強化や新事業創出促進出資の財

注3　ESG（Environment,Social,Governance）債は、環境課題や社会的課題の解決に向けた事業への資金を調達する債券。

源として受け入れている。また、国の産業投資特別会計からの出資金は、主に地場産業の振興のため当公庫が民間企業へ出資する際の財源として受け入れている。

平成４年度から 13 年度までの 10 年間においては、一般会計から当公庫に、当初予算で貸付期間（運用）と借入金償還期間（調達）のミスマッチ（デュレーション・ギャップ）によって生じる金利リスクに対する経営基盤強化などのため 241 億 63 百万円が出資されたほか、補正予算で中小企業事業者への信用収縮対策の実施に対する経営基盤強化などのため 139 億 35 百万円が出資された。その結果、3 年度末に 39 億 70 百万円だった一般会計出資金は 13 年度末には 420 億 68 百万円となった。産業投資特別会計からは、この間 19 億 58 百万円が出資された結果、3年度末に30億円だった産業投資出資金は13年度末には49億58百万円となった。

14 年度から 23 年度までの 10 年間においては、一般会計から当公庫に、14 年度に沖縄振興計画（第４次）を受けて新事業の創出促進などのため 16 億円が措置されたほか、17 年度にアスベスト対策特別貸付への対応に係る経営基盤強化のため 50 百万円が措置された結果、23 年度末の一般会計出資金は 437 億 18 百万円となった。産業投資特別会計からは、20 年度に挑戦支援資本強化特別貸付制度（資本性劣後ローン）が創設されたことなどに伴い 14 億 60 百万円が措置されるなどこの間 21 億４百万円が出資され、23 年度末の産業投資出資金は 70 億 62 百万円となった。

24 年度から令和３年度までの 10 年間においては、一般会計から当公庫に、主に新たな事業創出を促進するための 25 億円のほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者向けの貸付などに対応するための経営基盤強化の 754 億 60 百万円が出資された結果、３年度末の一般会計出資金は 1,216 億 78 百万円となった。産業投資特別会計からは、資本性劣後ローン対応分 22 億 70 百万円などを含む 55 億 53 百万円が出資され、３年度末の産業投資出資金は 126 億 15 百万円となった。

承継出資金も含めた資本金の総額は令和３年度末において 1,558 億 49 百万円となった。

図表 2-98　資産負債の推移

（単位：百万円、％）

区分	年度	平成4		5		6		7		8	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産	貸付金等	1,235,205	95.9%	1,378,410	95.2%	1,540,890	95.6%	1,582,930	94.8%	1,629,406	94.7%
	公庫貸付	1,231,794	99.7%	1,375,332	99.8%	1,538,373	99.8%	1,580,703	99.9%	1,627,263	99.9%
	承継貸付	3,412	0.3%	3,078	0.2%	2,517	0.2%	2,057	0.1%	2,144	0.1%
	直接貸付	553,142	44.8%	638,077	46.3%	703,389	45.6%	720,887	45.5%	743,871	45.7%
	代理貸付	682,063	55.2%	740,333	53.7%	837,501	54.4%	862,043	54.5%	885,536	54.3%
	出資金	700	0.1%	760	0.1%	940	0.1%	1,120	0.1%	1,170	0.1%
	その他	52,250	4.1%	68,542	4.7%	70,710	4.4%	85,683	5.1%	90,002	5.2%
	計	1,288,155	100.0%	1,447,712	100.0%	1,612,541	100.0%	1,669,733	100.0%	1,720,578	100.0%
資本・負債	資本金	29,183	2.3%	30,550	2.1%	31,580	2.0%	36,116	2.2%	39,767	2.3%
	借入金	1,184,816	92.0%	1,328,473	91.8%	1,476,330	91.6%	1,519,275	91.0%	1,550,342	90.1%
	その他	74,156	5.8%	88,689	6.1%	104,631	6.5%	114,342	6.8%	130,470	7.6%
	計	1,288,155	100.0%	1,447,712	100.0%	1,612,541	100.0%	1,669,733	100.0%	1,720,578	100.0%

9		10		11		12		13	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1,697,474	95.3%	1,754,573	95.2%	1,772,081	94.8%	1,721,242	96.2%	1,664,140	95.7%
1,695,378	99.9%	1,752,516	99.9%	1,770,843	99.9%	1,720,771	100.0%	1,664,078	100.0%
2,096	0.1%	2,057	0.1%	1,238	0.1%	471	0.0%	62	0.0%
775,127	45.7%	817,959	46.6%	826,024	46.6%	819,940	47.6%	823,960	49.5%
922,347	54.3%	936,614	53.4%	946,057	53.4%	901,302	52.4%	840,181	50.5%
1,420	0.1%	1,620	0.1%	1,820	0.1%	2,020	0.1%	2,170	0.1%
82,067	4.6%	85,989	4.7%	95,647	5.1%	65,387	3.7%	73,282	4.2%
1,780,961	100.0%	1,842,182	100.0%	1,869,548	100.0%	1,788,649	100.0%	1,739,592	100.0%
43,618	2.4%	52,918	2.9%	58,605	3.1%	63,192	3.5%	68,582	3.9%
1,591,629	89.4%	1,655,845	89.9%	1,700,105	90.9%	1,631,498	91.2%	1,582,704	91.0%
145,713	8.2%	133,419	7.2%	110,838	5.9%	93,959	5.3%	88,306	5.1%
1,780,961	100.0%	1,842,182	100.0%	1,869,548	100.0%	1,788,649	100.0%	1,739,592	100.0%

（単位：百万円、％）

区分	年度	平成14		15		16		17		18	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産	貸付金等	1,600,155	98.3%	1,504,947	97.5%	1,415,447	97.9%	1,306,673	97.7%	1,239,352	98.2%
	貸付金	1,600,155	98.3%	1,504,947	97.5%	1,415,447	97.9%	1,306,673	97.7%	1,239,352	98.2%
	有価証券 (注)1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	公庫貸付 (注)2	1,600,155	100.0%	1,504,947	100.0%	1,415,447	100.0%	1,306,673	100.0%	1,239,352	100.0%
	承継貸付	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	－	－	－	－
	直接貸付 (注)3	824,117	51.5%	806,224	53.6%	786,471	55.6%	747,934	57.2%	732,226	59.1%
	代理貸付	776,038	48.5%	698,723	46.4%	628,976	44.4%	558,739	42.8%	507,126	40.9%
	出資金	2,260	0.1%	2,405	0.2%	2,565	0.2%	2,697	0.2%	2,802	0.2%
	その他	24,974	1.5%	35,740	2.3%	27,833	1.9%	28,644	2.1%	19,399	1.5%
	計	1,627,389	100.0%	1,543,093	100.0%	1,445,845	100.0%	1,338,014	100.0%	1,261,553	100.0%
資本・負債	資本金	70,182	4.3%	70,182	4.5%	70,182	4.9%	70,232	5.2%	70,232	5.6%
	借入金	1,488,070	91.4%	1,386,095	89.8%	1,274,419	88.1%	1,135,610	84.9%	1,016,151	80.5%
	その他	69,137	4.2%	86,816	5.6%	101,244	7.0%	132,172	9.9%	175,170	13.9%
	計	1,627,389	100.0%	1,543,093	100.0%	1,445,845	100.0%	1,338,014	100.0%	1,261,553	100.0%

19		20		21		22		23	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1,167,056	97.3%	1,115,588	97.0%	1,067,729	97.5%	1,001,928	97.1%	946,438	97.6%
1,167,056	97.3%	1,115,588	97.0%	1,067,629	97.5%	1,001,828	97.1%	946,338	97.6%
－	－	－	－	100	0.0%	100	0.0%	100	0.0%
1,167,056	100.0%	1,115,588	100.0%	1,067,729	100.0%	1,001,928	100.0%	946,438	100.0%
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
708,300	60.7%	700,579	62.8%	700,032	65.6%	691,258	69.0%	695,238	73.5%
458,756	39.3%	415,009	37.2%	367,697	34.4%	310,669	31.0%	251,200	26.5%
2,842	0.2%	2,997	0.3%	3,462	0.3%	3,702	0.4%	4,156	0.4%
29,176	2.4%	31,841	2.8%	23,912	2.2%	26,474	2.6%	19,075	2.0%
1,199,074	100.0%	1,150,425	100.0%	1,095,103	100.0%	1,032,104	100.0%	969,669	100.0%
70,232	5.9%	71,692	6.2%	71,692	6.5%	71,892	7.0%	72,336	7.5%
938,613	78.3%	858,560	74.6%	804,931	73.5%	730,067	70.7%	658,814	67.9%
190,229	15.9%	220,174	19.1%	218,480	20.0%	230,145	22.3%	238,519	24.6%
1,199,074	100.0%	1,150,425	100.0%	1,095,103	100.0%	1,032,104	100.0%	969,669	100.0%

（単位：百万円、％）

区分	年度	平成24		25		26		27		28	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資産	貸付金等	894,003	97.6%	817,600	97.3%	815,200	96.7%	805,682	97.3%	819,907	95.2%
	貸付金	893,803	97.6%	817,500	97.3%	815,100	96.7%	801,333	96.7%	815,558	94.7%
	有価証券 (注)1	200	0.0%	100	0.0%	100	0.0%	4,349	0.5%	4,349	0.5%
	直接貸付 (注)2	688,689	77.0%	646,708	79.1%	667,687	81.9%	679,874	84.4%	713,918	87.1%
	代理貸付	205,314	23.0%	170,891	20.9%	147,513	18.1%	125,808	15.6%	15,989	2.0%
	出資金	4,559	0.5%	4,694	0.6%	5,994	0.7%	6,504	0.8%	6,874	0.8%
	その他	17,502	1.9%	17,722	2.1%	21,697	2.6%	16,079	1.9%	34,364	4.0%
	計	916,064	100.0%	840,015	100.0%	842,890	100.0%	828,265	100.0%	861,145	100.0%
資本・負債	資本金	73,489	8.0%	74,089	8.8%	75,828	9.0%	77,293	9.3%	77,672	9.0%
	借入金	603,519	65.9%	555,186	66.1%	543,832	64.5%	527,979	63.7%	533,128	61.9%
	その他	239,056	26.1%	210,741	25.1%	223,231	26.5%	222,992	26.9%	250,345	29.1%
	計	916,064	100.0%	840,015	100.0%	842,890	100.0%	828,265	100.0%	861,145	100.0%

29		30		令和元		2		3	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
849,090	96.4%	858,698	96.1%	864,112	96.8%	1,031,951	97.8%	1,042,759	96.5%
843,341	95.8%	852,949	95.5%	858,365	96.1%	1,026,219	97.3%	1,038,554	96.1%
5,749	0.7%	5,749	0.6%	5,747	0.6%	5,732	0.5%	4,205	0.4%
757,070	89.2%	777,492	90.5%	792,485	91.7%	968,406	93.8%	987,190	94.7%
92,021	10.8%	81,206	9.5%	71,627	8.3%	63,545	6.2%	55,569	5.3%
7,034	0.8%	6,949	0.8%	7,473	0.8%	7,609	0.7%	7,579	0.7%
24,299	2.8%	27,630	3.1%	21,348	2.4%	15,299	1.5%	30,776	2.8%
880,424	100.0%	893,277	100.0%	892,933	100.0%	1,054,859	100.0%	1,081,114	100.0%
77,837	8.8%	78,324	8.8%	83,068	9.3%	111,028	10.5%	155,849	14.4%
537,382	61.0%	561,673	62.9%	574,768	64.4%	762,221	72.3%	752,899	69.6%
265,204	30.1%	253,280	28.4%	235,097	26.3%	181,610	17.2%	172,366	15.9%
880,424	100.0%	893,277	100.0%	892,933	100.0%	1,054,859	100.0%	1,081,114	100.0%

(注)1.「有価証券」は、貸付形態の一つとして取り扱う特定目的会社から取得した一般担保付特定社債である。
　2.「公庫貸付」「直接貸付」には「有価証券」を含む。

第３節　損益状況の推移

収支差補給金受入前損益

貸付金利息と借入金等利息の差である利ざやに、業務委託費、事務費、有価証券益などのその他の損益額を加えた収支差補給金受入前損益で損益状況の推移をみると、損失金は平成４年度 124 億 24 百万円から減少し続け、21 年度以降は 50 百万円台に縮小した年度もみられる。主因は 11 年度以降順ざや化したことによるもので、21 年には 87 億 78 百万円の利ざやを確保した。28 年度、29 年度は一般勘定において３億 73 百万円、４億 48 百万円の当期利益を計上し公庫創設以来初めて国庫納付した。令和２年度から３年度は、新型コロナウイルス関連貸付を行ったことによる貸付金残高の増加や、沖縄経済の低迷による融資先の財務内容の悪化などにより、貸倒引当金繰入が増加したことから損失が拡大した。

図表2-99　補給金受入前損益の推移

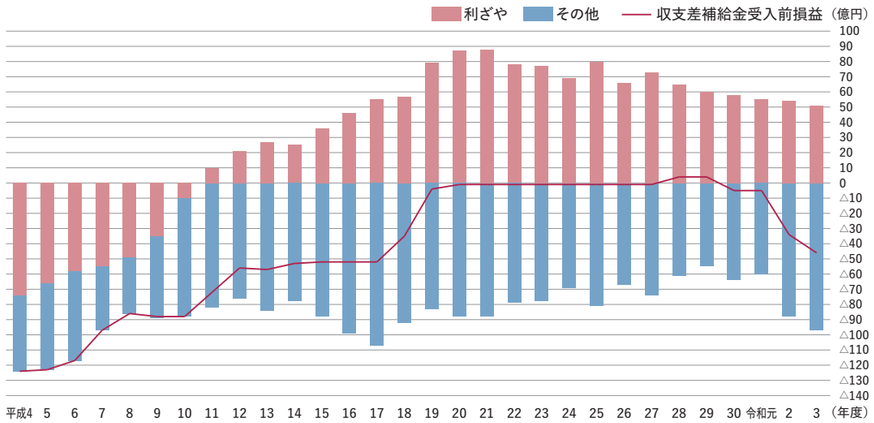

補給金

当公庫は、国の一般会計や特別会計から補給金を受け入れている。補給金は、その算出方法により運営費補填補給金（収支差補給金）と金利差補填補給金（利子補給金）の２種類に分けられる。収支差補給金は、当公庫の損益計算上の差額を補填する補給金で、逆ざやの金利差補給と経費補給を合わせた損益上の損失補填に該当する。設立草創期から一般会計に計上している。

金利差補填補給金は、当公庫が行う貸付あるいは貸付のうち特定のものに限り、貸付金利と資金調達金利との間で逆ざやとなっている場合に、その金利差を補填する補給金である。

収支差補給金受入額は、４年度 124 億 24 百万円、14 年度 52 億 62 百万円と推移し、23 年度には 51 百万円まで減少した。24 年度から 27 年度までは 50 百万円から 70 百万円台で推移した後、28 年度と 29 年度に当期利益金が生じ、補給金予算額は、国の一般会計において全額決算不用となった。

令和２年度以降は、新型コロナウイルス関連貸付を行ったことによる貸付金残高の増加や、沖縄経済の低迷による融資先の財務内容の悪化などにより、貸倒引当金繰入が増加し、当公庫の損益収支が悪化したことから、３年度には収支差補給金受入額が 73 億 51 百万円まで増加した。

貸倒引当金

貸倒引当金は、「公庫の国庫納付金に関する政令」などにより、年度末貸付金残高（貸付受入金の額を控除）の 1,000 分の６相当額以内の金額の繰り入れが認められていた。20 年度の政令および財務省告示で、「毎事業年度の損益計算上の損金に算入すべき貸倒引当金への繰り入れは、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で算出するものとする」と定められた。米穀資金・新事業創出促進特別勘定に関する貸倒引当金も、上記政令の趣旨に準じた額を限度に繰り入れている。

改正後の政令などに基づいて算出された貸倒引当金を期末貸付金残高に対する割合でみると、20 年度は 1,000 分の 7.225 であった。27 年度には 1000 分の 13.266 まで増加し、30 年度には 1,000 分の 9.284 まで低減した。

令和２年度以降は 1,000 分の 14.355 まで拡大した。なお、貸倒引当金の算出にあたっては、主管部署である信用リスク管理統括室をはじめとした関連部署がすべての債権を対象とした基準を設けて資産査定を実施している。

図表 2-100　損益状況の推移

（単位：百万円、％）

区分	年度	平成4	対前年比	5	対前年比	6	対前年比	7	対前年比
資金運用勘定	貸付金平均残高	1,137,178	100,940	1,264,861	127,683	1,421,446	156,585	1,544,316	122,870
	貸付金利息（A）	60,230	5,865	64,978	4,748	69,751	4,773	72,042	2,291
	（平残影響額） a		5,296		6,763		8,044		6,029
	（利回り影響額） a'		569		△ 2,014		△ 3,271		△ 3,738
	貸付金利回り	5.296	0.050	5.137	△ 0.159	4.907	△ 0.230	4.665	△ 0.242
資金調達勘定	借入金等平均残高	1,103,388	94,946	1,231,439	128,051	1,387,705	156,266	1,492,297	104,592
	借入金等利息（B）	67,649	4,140	71,539	3,890	75,558	4,019	77,517	1,959
	（平残影響額） b		5,979		7,851		9,078		5,695
	（利回り影響額） b'		△ 1,840		△ 3,961		△ 5,059		△ 3,736
	借入金等利回り	6.131	△ 0.167	5.809	△ 0.322	5.445	△ 0.365	5.194	△ 0.250
資金運用収支	**利ざや額（C）=（A）-（B）**	**△ 7,419**	1,725	**△ 6,561**	858	**△ 5,807**	753	**△ 5,474**	333
	（平残影響額） a-b		△ 684		△ 1,088		△ 1,034		334
	（利回り影響額） a'-b'		2,409		1,947		1,787		△ 2
その他	**その他（D）**	**△ 5,005**	△ 590	**△ 5,709**	△ 704	**△ 5,859**	△ 149	**△ 4,228**	1,631
	業務委託費	△ 1,045	△ 18	△ 1,133	△ 89	△ 1,252	△ 118	△ 1,191	61
	事務費	△ 3,469	△ 141	△ 3,513	△ 44	△ 3,664	△ 151	△ 3,977	△ 313
	貸付金償却	△ 433	△ 62	△ 880	△ 446	△ 721	159	△ 602	119
	貸倒引当金繰入	△ 7,218	△ 720	△ 8,044	△ 825	△ 9,002	△ 958	△ 8,063	939
	有価証券益	303	△ 340	209	△ 94	200	△ 8	123	△ 77
	貸倒引当金戻入	6,499	661	7,217	719	8,047	830	9,002	955
	その他	359	29	434	76	532	98	480	△ 52
収支差補給金受入前損益（C）+（D）		**△ 12,424**	1,135	**△ 12,270**	154	**△ 11,666**	604	**△ 9,702**	1,964

区分	年度	8	対前年比	9	対前年比	10	対前年比	11	対前年比	12	対前年比	13	対前年比
資金運用勘定	貸付金平均残高	1,549,174	4,858	1,600,294	51,120	1,662,729	62,435	1,724,931	62,202	1,718,698	△ 6,233	1,651,893	△ 66,805
	貸付金利息（A）	69,094	△ 2,949	67,644	△ 1,450	65,894	△ 1,750	63,515	△ 2,379	59,322	△ 4,193	53,978	△ 5,343
	（平残影響額） a		227		2,280		2,639		2,465		△ 229		△ 2,306
	（利回り影響額） a'		△ 3,175		△ 3,730		△ 4,389		△ 4,844		△ 3,964		△ 3,038
	貸付金利回り	4.460	△ 0.205	4.227	△ 0.233	3.963	△ 0.264	3.682	△ 0.281	3.452	△ 0.231	3.268	△ 0.184
資金調達勘定	借入金等平均残高	1,509,719	17,423	1,555,726	46,007	1,615,145	59,420	1,672,909	57,764	1,663,297	△ 9,612	1,594,344	△ 68,953
	借入金等利息（B）	74,009	△ 3,507	71,101	△ 2,909	66,909	△ 4,192	62,539	△ 4,370	57,257	△ 5,282	51,250	△ 6,007
	（平残影響額） b		905		2,255		2,716		2,393		△ 359		△ 2,374
	（利回り影響額） b'		△ 4,412		△ 5,164		△ 6,908		△ 6,763		△ 4,923		△ 3,634
	借入金等利回り	4.902	△ 0.292	4.570	△ 0.332	4.143	△ 0.428	3.738	△ 0.404	3.442	△ 0.296	3.214	△ 0.228
資金運用収支	**利ざや額（C）=（A）-（B）**	**△ 4,916**	558	**△ 3,457**	1,459	**△ 1,015**	2,442	**976**	1,991	**2,065**	1,089	**2,729**	664
	（平残影響額） a-b		△ 678		25		△ 77		72		130		68
	（利回り影響額） a'-b'		1,237		1,434		2,519		1,918		959		596
その他	**その他（D）**	**△ 3,718**	510	**△ 5,381**	△ 1,663	**△ 7,821**	△ 2,440	**△ 8,174**	△ 353	**△ 7,640**	534	**△ 8,430**	△ 790
	業務委託費	△ 1,158	33	△ 1,134	24	△ 914	220	△ 913	1	△ 799	114	△ 650	149
	事務費	△ 4,171	△ 194	△ 4,368	△ 197	△ 4,255	113	△ 4,105	150	△ 4,472	△ 367	△ 4,530	△ 58
	貸付金償却	△ 481	120	△ 1,072	△ 591	△ 591	481	△ 1,977	△ 1,386	△ 2,535	△ 558	△ 4,229	△ 1,694
	貸倒引当金繰入	△ 6,506	1,557	△ 5,888	618	△ 8,409	△ 2,521	△ 9,982	△ 1,572	△ 9,997	△ 16	△ 9,071	927
	有価証券益	50	△ 73	39	△ 11	24	△ 15	1	△ 22	11	9	1	△ 10
	貸倒引当金戻入	8,063	△ 939	6,506	△ 1,557	5,888	△ 618	8,409	2,521	9,982	1,572	9,997	16
	その他	486	6	536	51	436	△ 100	392	△ 44	171	△ 221	52	△ 119
収支差補給金受入前損益（C）+（D）		**△ 8,634**	1,068	**△ 8,838**	△ 204	**△ 8,836**	2	**△ 7,198**	1,638	**△ 5,575**	1,623	**△ 5,701**	△ 126

（単位：百万円、％）

区分	年度	平成14	対前年比	15	対前年比	16	対前年比	17	対前年比
資金運用勘定	貸付金平均残高	1,593,226	△ 58,667	1,508,008	△ 85,218	1,417,127	△ 90,881	1,323,924	△ 93,203
	貸付金利息（A）	47,942	△ 6,037	43,030	△ 4,912	38,451	△ 4,579	34,418	△ 4,033
	（平残影響額） a		△ 1,917		△ 2,564		△ 2,593		△ 2,529
	（利回り影響額） a'		△ 4,120		△ 2,347		△ 1,986		△ 1,504
	貸付金利回り	3.009	△ 0.259	2.853	△ 0.156	2.713	△ 0.140	2.600	△ 0.114
資金調達勘定	借入金等平均残高	1,536,503	△ 57,841	1,450,233	△ 86,270	1,363,713	△ 86,520	1,271,365	△ 92,348
	借入金等利息（B）	45,440	△ 5,809	39,383	△ 6,057	33,819	△ 5,564	28,909	△ 4,910
	（平残影響額） b		△ 1,859		△ 2,551		△ 2,350		△ 2,290
	（利回り影響額） b'		△ 3,950		△ 3,506		△ 3,214		△ 2,620
	借入金等利回り	2.957	△ 0.257	2.716	△ 0.242	2.480	△ 0.236	2.274	△ 0.206
資金運用収支	**利ざや額（C）=（A）-（B）**	**2,501**	△ 227	**3,647**	1,146	**4,632**	985	**5,509**	877
	（平残影響額） a-b		△ 58		△ 13		△ 244		△ 239
	（利回り影響額） a'-b'		△ 169		1,159		1,228		1,116
その他	**その他（D）**	**△ 7,763**	666	**△ 8,827**	△ 1,064	**△ 9,872**	△ 1,045	**△ 10,749**	△ 877
	業務委託費	△ 544	106	△ 423	121	△ 488	△ 65	△ 443	45
	事務費	△ 4,746	△ 215	△ 4,534	212	△ 4,442	92	△ 4,416	27
	貸付金償却	△ 5,730	△ 1,501	△ 4,314	1,416	△ 5,108	△ 794	△ 3,658	1,450
	貸倒引当金繰入	△ 5,832	3,239	△ 5,137	695	△ 4,804	333	△ 6,974	△ 2,170
	有価証券益	0	△ 1	0	0	1	1	0	△ 1
	貸倒引当金戻入	9,071	△ 927	5,832	△ 3,239	5,137	△ 695	4,804	△ 333
	その他	17	△ 35	△ 252	△ 269	△ 168	84	△ 62	106
収支差補給金受入前損益（C）+（D）		**△ 5,262**	439	**△ 5,180**	82	**△ 5,240**	△ 60	**△ 5,240**	0

区分	年度	18	対前年比	19	対前年比	20	対前年比	21	対前年比	22	対前年比	23	対前年比
資金運用勘定	貸付金平均残高	1,214,548	△ 109,376	1,144,276	△ 70,273	1,076,595	△ 67,681	1,029,624	△ 46,971	993,872	△ 35,753	939,375	△ 54,497
	貸付金利息（A）	30,748	△ 3,670	28,517	△ 2,231	26,961	△ 1,556	25,160	△ 1,801	23,807	△ 1,353	21,837	△ 1,970
	（平残影響額） a		△ 2,843		△ 1,779		△ 1,687		△ 1,176		△ 874		△ 1,305
	（利回り影響額） a'		△ 826		△ 452		131		△ 624		△ 480		△ 665
	貸付金利回り	2.532	△ 0.068	2.492	△ 0.039	2.504	0.012	2.444	△ 0.061	2.395	△ 0.048	2.325	△ 0.071
資金調達勘定	借入金等平均残高	1,159,538	△ 111,827	1,092,286	△ 67,252	1,024,041	△ 68,245	974,835	△ 49,206	942,483	△ 32,352	885,044	△ 57,438
	借入金等利息（B）	25,002	△ 3,907	20,625	△ 4,377	18,262	△ 2,364	16,382	△ 1,880	15,988	△ 394	14,087	△ 1,900
	（平残影響額） b		△ 2,543		△ 1,450		△ 1,289		△ 877		△ 544		△ 974
	（利回り影響額） b'		△ 1,364		△ 2,927		△ 1,075		△ 1,002		149		△ 926
	借入金等利回り	2.156	△ 0.118	1.888	△ 0.268	1.783	△ 0.105	1.680	△ 0.103	1.696	0.016	1.592	△ 0.105
資金運用収支	**利ざや額（C）=（A）-（B）**	**5,746**	237	**7,892**	2,146	**8,699**	808	**8,778**	79	**7,819**	△ 959	**7,749**	△ 70
	（平残影響額） a-b		△ 301		△ 329		△ 398		△ 299		△ 330		△ 331
	（利回り影響額） a'-b'		538		2,475		1,206		378		△ 629		261
その他	**その他（D）**	**△ 9,233**	1,515	**△ 8,255**	979	**△ 8,774**	△ 520	**△ 8,832**	△ 58	**△ 7,873**	959	**△ 7,800**	73
	業務委託費	△ 275	167	△ 208	67	△ 182	27	△ 169	12	△ 155	14	△ 140	16
	事務費	△ 4,374	42	△ 4,272	102	△ 4,164	107	△ 4,412	△ 247	△ 3,977	434	△ 3,883	95
	貸付金償却	△ 5,677	△ 2,019	△ 3,704	1,973	△ 3,261	443	△ 1,912	1,348	△ 2,765	△ 853	△ 1,893	872
	貸倒引当金繰入	△ 6,029	944	△ 6,441	△ 412	△ 7,539	△ 1,098	△ 9,787	△ 2,248	△ 8,651	1,136	△ 8,756	△ 105
	有価証券益	18	18	43	25	42	△ 1	12	△ 30	16	3	11	△ 5
	貸倒引当金戻入	6,974	2,170	6,029	△ 944	6,441	412	7,539	1,098	9,787	2,248	8,651	△ 1,136
	その他	131	193	298	168	△ 112	△ 410	△ 103	8	△ 2,127	△ 2,023	△ 1,791	335
収支差補給金受入前損益（C）+（D）		**△ 3,488**	1,752	**△ 363**	3,125	**△ 75**	288	**△ 54**	21	**△ 54**	0	**△ 51**	3

（単位：百万円、％）

区分	年度	平成24	対前年比	25	対前年比	26	対前年比	27	対前年比
資金運用勘定	貸付金平均残高	883,739	△ 55,635	819,845	△ 63,894	776,561	△ 43,284	748,912	△ 27,649
	貸付金利息（A）	19,933	△ 1,904	17,751	△ 2,182	15,972	△ 1,779	14,879	△ 1,092
	（平残影響額） a		△ 1,293		△ 1,441		△ 937		△ 569
	（利回り影響額） a'		△ 610		△ 741		△ 842		△ 524
	貸付金利回り	2.256	△ 0.069	2.165	△ 0.090	2.057	△ 0.108	1.987	△ 0.070
資金調達勘定	借入金等平均残高	824,718	△ 60,327	758,976	△ 65,742	710,237	△ 48,739	687,593	△ 22,644
	借入金等利息（B）	13,067	△ 1,020	9,728	△ 3,339	9,323	△ 405	7,535	△ 1,789
	（平残影響額） b		△ 960		△ 1,042		△ 625		△ 297
	（利回り影響額） b'		△ 60		△ 2,297		220		△ 1,491
	借入金等利回り	1.584	△ 0.007	1.282	△ 0.303	1.313	0.031	1.096	△ 0.217
資金運用収支	**利ざや額（C）=（A）-（B）**	**6,866**	△ 883	**8,023**	1,157	**6,649**	△ 1,374	**7,345**	696
	（平残影響額） a-b		△ 333		△ 400		△ 312		△ 271
	（利回り影響額） a'-b'		△ 550		1,556		△ 1,062		968
その他	**その他（D）**	**△ 6,919**	881	**△ 8,096**	△ 1,177	**△ 6,725**	1,371	**△ 7,396**	△ 671
	業務委託費	△ 115	24	△ 102	13	△ 91	12	△ 86	4
	事務費	△ 3,726	157	△ 3,752	△ 26	△ 4,049	△ 297	△ 4,155	△ 106
	貸付金償却	△ 3,158	△ 1,265	△ 2,778	380	△ 2,954	△ 176	△ 2,003	951
	貸倒引当金繰入	△ 8,543	213	△ 9,761	△ 1,217	△ 8,992	769	△ 9,996	△ 1,004
	有価証券益	10	△ 1	6	△ 4	1	△ 4	1	△ 1
	貸倒引当金戻入	8,756	105	8,543	△ 213	9,761	1,217	8,992	△ 769
	その他	△ 144	1,648	△ 252	△ 108	△ 401	△ 149	△ 148	253
収支差補給金受入前損益（C）+（D）		**△ 53**	△ 2	**△ 73**	△ 20	**△ 76**	△ 3	**△ 51**	25

（単位：百万円、％）

区分	年度	28	対前年比	29	対前年比	30	対前年比	令和元	対前年比	2	対前年比	3	対前年比
資金運用勘定	貸付金平均残高	734,425	△ 14,487	738,174	3,749	762,185	24,011	785,480	23,295	947,856	162,376	1,022,387	74,532
	貸付金利息（A）	13,038	△ 1,842	11,380	△ 1,658	10,532	△ 847	9,504	△ 1,028	8,950	△ 555	8,270	△ 680
	（平残影響額） a		△ 288		67		370		322		1,965		704
	（利回り影響額） a'		△ 1,554		△ 1,724		△ 1,218		△ 1,350		△ 2,519		△ 1,384
	貸付金利回り	1.775	△ 0.212	1.542	△ 0.234	1.382	△ 0.160	1.210	△ 0.172	0.944	△ 0.266	0.809	△ 0.135
資金調達勘定	借入金等平均残高	681,188	△ 6,405	681,714	526	702,281	20,568	725,106	22,824	904,995	179,889	930,287	25,292
	借入金等利息（B）	6,569	△ 965	5,424	△ 1,145	4,687	△ 737	3,970	△ 717	3,571	△ 400	3,156	△ 414
	（平残影響額） b		△ 70		5		164		152		985		100
	（利回り影響額） b'		△ 895		△ 1,150		△ 901		△ 869		△ 1,385		△ 514
	借入金等利回り	0.964	△ 0.131	0.796	△ 0.169	0.667	△ 0.128	0.548	△ 0.120	0.395	△ 0.153	0.339	△ 0.055
資金運用収支	**利ざや額（C）=（A）-（B）**	**6,468**	△ 877	**5,955**	△ 513	**5,845**	△ 110	**5,534**	△ 311	**5,379**	△ 155	**5,113**	△ 266
	（平残影響額） a-b		△ 218		61		207		170		980		604
	（利回り影響額） a'-b'		△ 659		△ 574		△ 317		△ 480		△ 1,135		△ 870
その他	**その他（D）**	**△ 6,095**	1,301	**△ 5,507**	587	**△ 6,367**	△ 860	**△ 6,023**	344	**△ 8,822**	△ 2,798	**△ 9,712**	△ 890
	業務委託費	△ 79	7	△ 69	10	△ 58	11	△ 84	△ 26	△ 79	5	△ 102	△ 23
	事務費	△ 4,265	△ 110	△ 4,356	△ 91	△ 4,518	△ 161	△ 4,492	26	△ 4,500	△ 9	△ 4,598	△ 97
	貸付金償却	△ 1,828	175	△ 1,745	82	△ 3,433	△ 1,687	△ 1,108	2,325	△ 1,141	△ 33	△ 889	252
	貸倒引当金繰入	△ 9,698	298	△ 9,062	636	△ 7,313	1,749	△ 7,781	△ 468	△ 10,766	△ 2,985	△ 14,825	△ 4,059
	有価証券益	12	11	12	△ 0	13	1	13	0	13	0	24	10
	貸倒引当金戻入	9,996	1,004	9,698	△ 298	9,062	△ 636	7,313	△ 1,749	7,781	468	10,766	2,985
	その他	△ 233	△ 85	15	248	△ 121	△ 136	115	236	△ 129	△ 244	△ 89	41
収支差補給金受入前損益（C）+（D）		**373**	424	**448**	75	**△ 522**	△ 970	**△ 489**	33	**△ 3,442**	△ 2,953	**△ 4,598**	△ 1,156

（注）1. 補給金受入前損益は米穀資金・新事業創出促進特別勘定分（平成13年度以前は本土産米穀資金特別勘定）を除いたもの。同勘定の収支差については「その他」にて整理している。
2. 貸付金平均残高＝貸付金平均残高-貸付受入金平均残高
3. 借入金等平均残高＝借入金平均残高+債券平均残高-債券発行差額平均残高+寄託金平均残高
4. 利ざや額＝貸付金利息－借入金利息－債券利息－寄託金利息

第４節　米穀資金・新事業創出促進特別勘定
（本土産米穀資金特別勘定）

当公庫には従来特別勘定として本土産米穀資金特別勘定（米勘定）があり、当該勘定は琉球政府の本土産米穀資金特別会計の権利義務を当公庫が承継したものである。この会計は、沖縄が本土復帰するまでの間における日本政府の沖縄に対する経済援助の一環として、本土の食糧管理特別会計から琉球政府に売り渡された米穀を琉球政府が沖縄の米穀販売業者に売り渡し、その代金（20 年間償還、無利子）を琉球政府が回収したうえで積み立て、その積立金を財源として沖縄の農林漁業者に対して貸付けを行うこととする積立金運用のために創設された。当公庫は引き継いだ当該勘定を財源として、沖縄で農業または漁業を営む者等に対して貸付け（沖縄公庫法附則第５条第１項に基づく「米穀資金」貸付）を行ってきた。

平成 14 年度に沖縄におけるベンチャー事業向けの出資制度「新事業創出促進出資」が導入されるに当たり、その財源として一般会計から出資金を受け入れることになった。当該出資業務は、沖縄振興特別措置法により当公庫の特例業務に位置付けられており、当該業務が有するリスクを明確化し、その損益が当公庫本来業務に影響が及ばないようにするため、特別勘定により経理することとされた[注4]。

特別勘定については、従来から米勘定が存在することから、新たに設置することなく 14 年度から「本土産米穀資金特別勘定」を「米穀資金・新事業創出促進特別勘定」に改称し、一体的に運用を行うこととなった。

一般会計出資金は、13 年度補正予算において 8.5 億円が前倒しで措置され、14 年度補正予算 7.5 億円、24 年度補正予算９億円、25 年度６億円、30 年度３億円、令和元年度４億円、２年度２億円が追加され、米穀資金・新事業創出促進特別勘定における令和３年度の資本金は 40 億円となった。

米勘定の貸借対照表を４年度と 13 年度で比較すると、積立金は平成４年度に 12 億 21 百万円であったが、安定した運用収入の計上による利益金の発生が続き、13 年度には 15 億 75 百万円に増加した。14 年度と 23 年度で比較すると、積立金は 14 年度に 15 億 72 百万円であったが、20、22、23 年度に出資金の処分損による当期損失金が計上され、積立金を取り崩した以外は、安定した運用収入の計上による利益金の発生が続き、23 年度には 17 億 10 百万円に増加した。

平成 24 年度と令和３年度で比較すると、積立金は 24 年度末で 16 億 70 百万円であったが、27 年度以降は出資金処分損の計上に伴う当期損失金の発生による積立金の取崩しが続き、３年度末には 12 億 89 百万円まで減少した。

注4　米穀資金・新事業創出促進特別勘定は、「公庫法施行令」により、一般勘定と区分して、特別勘定を設けてこれを整理しなければならない旨規定されており、同勘定の積立金として積み立てる（または減額して整理する）ことから、特別勘定の損益は一般勘定に影響を及ぼさない仕組みとなっている。

三線（サンシン）　ユネスコ無形文化遺産の組踊・民謡・ポップスなどさまざまな音楽で用いられている。終戦直後にはあり合わせの材料で製作されたカンカラ三線の音色が県民の心身を癒した。

本店・支店業務区域図、店舗の沿革 …… 376
貸付実績、残高の推移 …… 380
刊行物、調査レポート …… 394
主な参考文献 …… 398
編纂委員および執筆者 …… 400
あとがき …… 401

本店・支店業務区域図

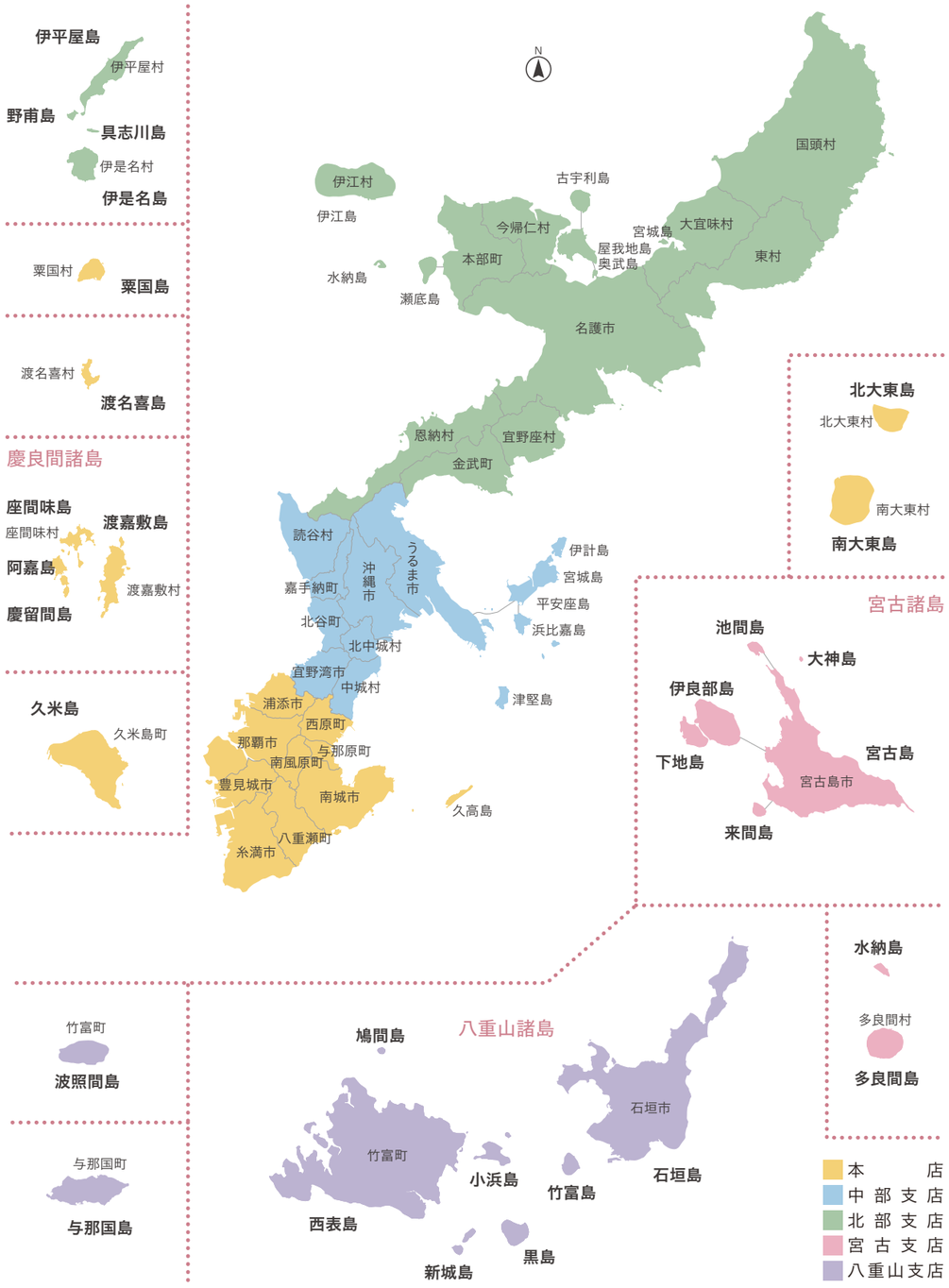

本店

所在地	沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号
電話	098 (941) 1700
管轄地域	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、西原町、与那原町、南風原町、南城市、八重瀬町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、粟国村、北大東村、南大東村

国場ビル

旧那覇支店ビル

琉球リースビル

現 本店

沿革

昭和 47（1972） 5. 15	本店開設 沖縄県那覇市久茂地３丁目 21 番１号　国場ビル内 那覇支店開設 沖縄県那覇市松尾 25 番地
昭和 49（1974） 4. 11	那覇支店（沖縄県那覇市松尾 25 番地）を本店へ統合
昭和 49（1974） 12. 1	沖縄県那覇市久茂地１丁目９番地１　琉球リース総合ビル内へ移転
昭和 58（1983） 10. 11	那覇市久茂地１丁目７番１号へ住居表示変更
平成 12（2000） 5. 8	現在地へ新築移転

東京本部

所在地	東京都港区西新橋2丁目1番1号　興和西新橋ビル10階
電話	03 (3581) 3241

晩翠軒ビル

大東ビル

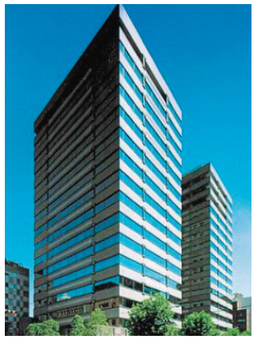
現 東京本部

沿革

昭和 47（1972） 5. 15	東京本部開設 東京都港区琴平町５番地　晩翠軒ビル
昭和 47（1972） 11. 20	東京都千代田区霞が関３丁目７番１号　大東ビル９階に移転
平成 6（1994） 7. -	東京本部事務所増床
平成 19（2007） 9. 18	現在地へ移転

中部支店

所 在 地　沖縄県沖縄市山里1丁目1番1号102
電　　話　098 (989) 6511
管轄地域　宜野湾市、沖縄市、うるま市、中城村、北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村

現　中部支店

■沿革

昭和 47（1972）　5. 15　中部支店開設
　沖縄県コザ市字胡屋 52 の 2 番地
昭和 49（1974）　4.　1　沖縄県沖縄市字胡屋 5 番地へ住居表示変更
平成　2（1990）　3. 25　沖縄県沖縄市胡屋 1 丁目 12 番 24 号へ新築移転
平成 30（2018）　5.　1　現在地へ新築移転

北部支店

所 在 地　沖縄県名護市宮里1丁目28番15号
電　　話　0980 (52) 2338
管轄地域　名護市、国頭村、東村、大宜味村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、恩納村、伊江村、伊是名村、伊平屋村

現　北部支店

■沿革

昭和 47（1972）　5. 15　北部支店開設
　沖縄県名護市字名護 455 番地
昭和 59（1984）　5.　1　現在地へ新築移転

宮古支店

所 在 地　沖縄県宮古島市平良字東仲宗根118番地1
電　　話　0980 (72) 2446
管轄地域　宮古島市、多良間村

現　宮古支店

■沿革

昭和 47（1972）　5. 15　宮古支店開設
　沖縄県平良市字西里 263 番地の 2
平成　6（1994）　4.　4　現在地へ新築移転

八重山支店

所 在 地　沖縄県石垣市新栄町4番1
電　　話　0980 (82) 2701
管轄地域　石垣市、竹富町、与那国町

現　八重山支店

■沿革

昭和 47（1972）　5. 15　八重山支店開設
　沖縄県石垣市字登野城 72 番地の 1
平成 19（2007）　4.　1　現在地へ新築移転

貸付実績、残高の推移

資金別貸付実績の推移

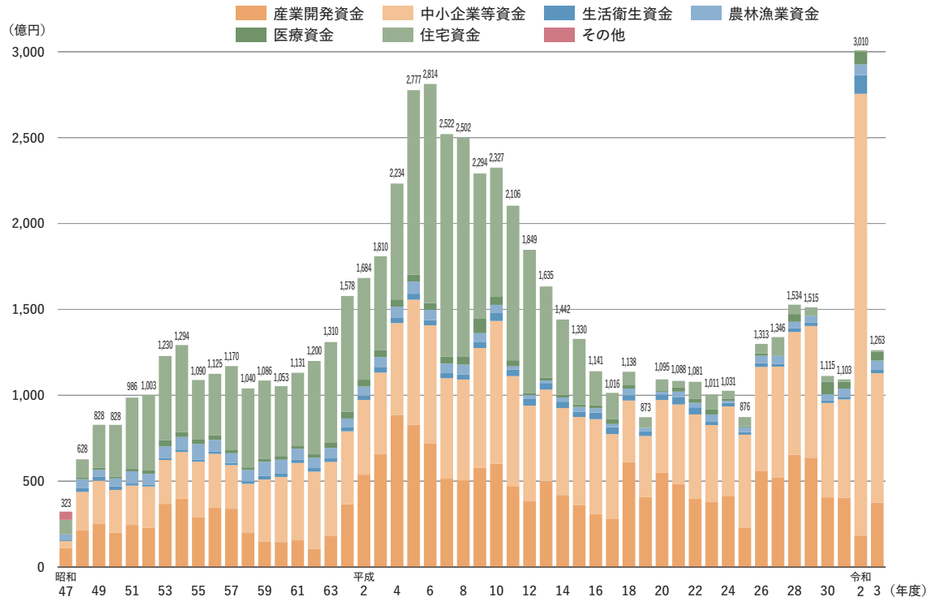

（注）1. 契約ベースの貸付実績、ただし昭和54年度までは決定ベースの貸付実績である。
2. 中小企業等資金に中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、国債担保資金を含み、合計に出資を含む。
3. その他は、特別資金、特殊資金を含む。

資金別貸付残高の推移

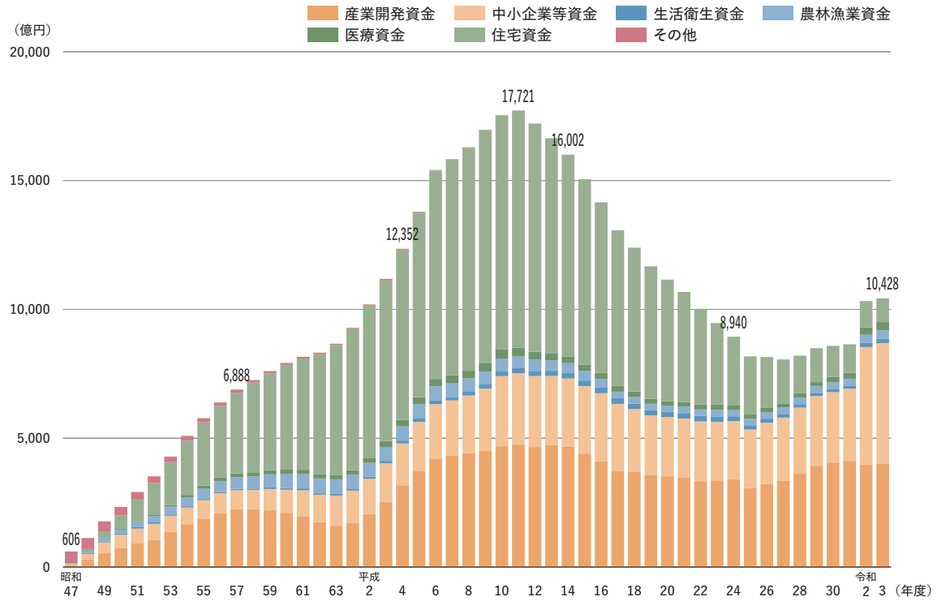

（注）1. 中小企業等資金は、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、および国債担保資金を含む。
2. 農林漁業資金には、米穀資金を含む。
3. その他は、特殊資金、特別資金、および承継貸付を含む。

業種別貸付残高の構成比

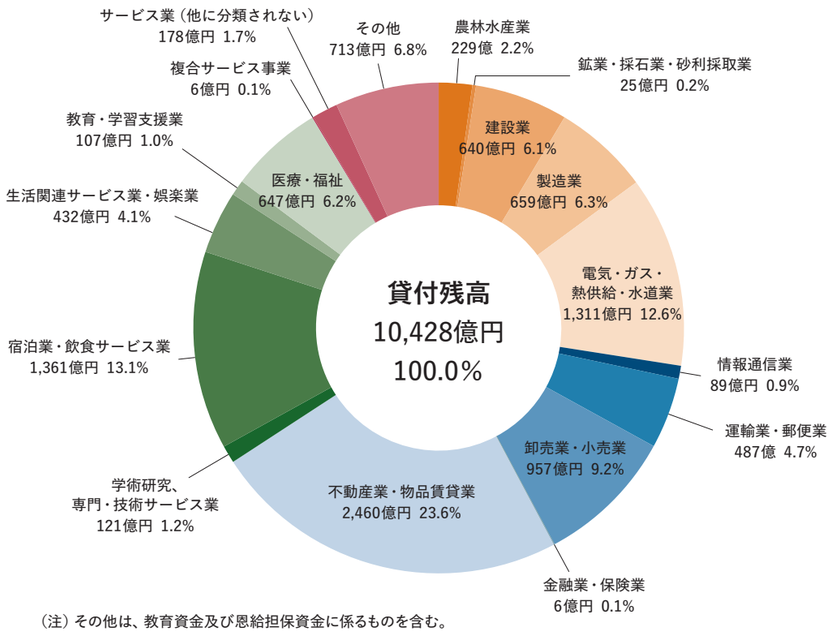

（注）その他は、教育資金及び恩給担保資金に係るものを含む。

（1）産業開発資金

①貸付高の推移

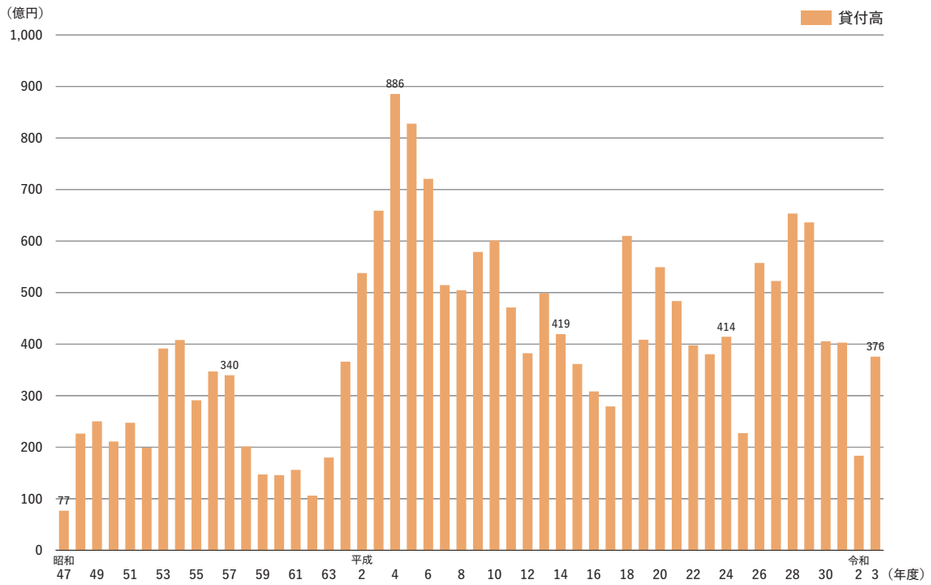

②貸付残高の推移

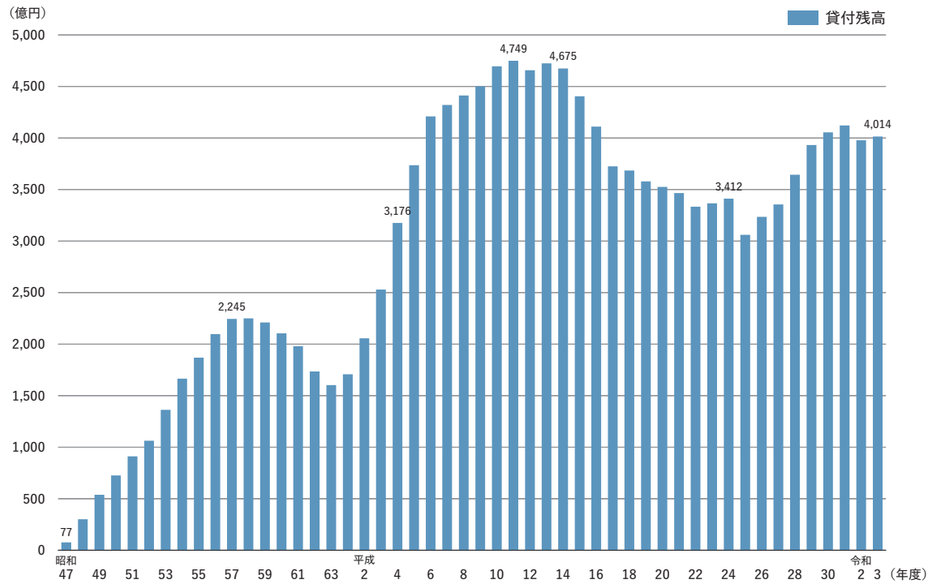

③業種別構成比

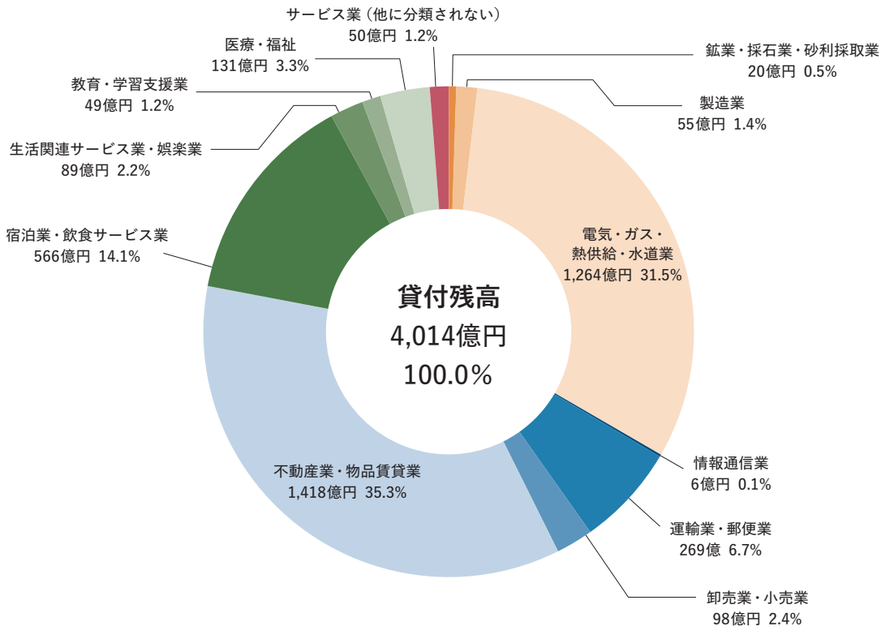

（２）中小企業資金

①貸付高の推移

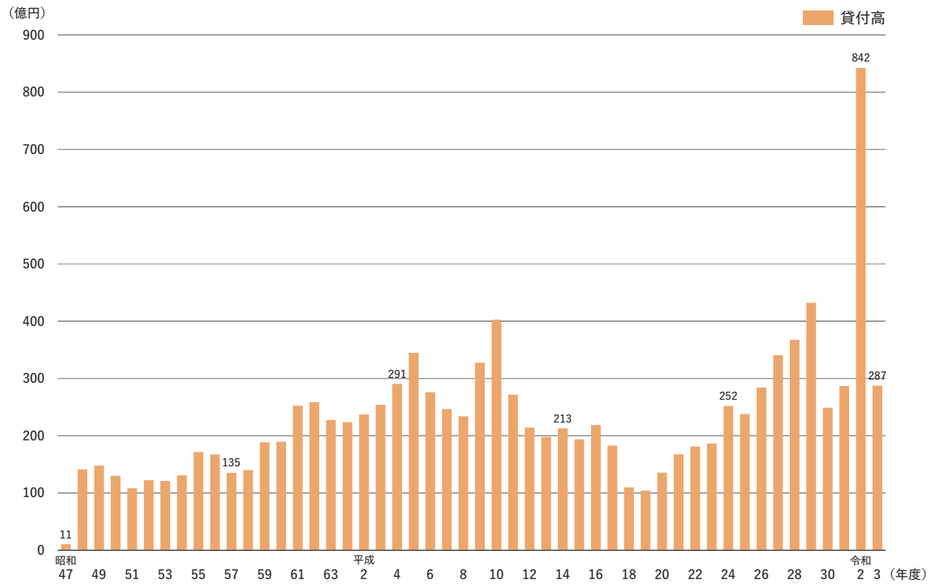

②貸付残高の推移

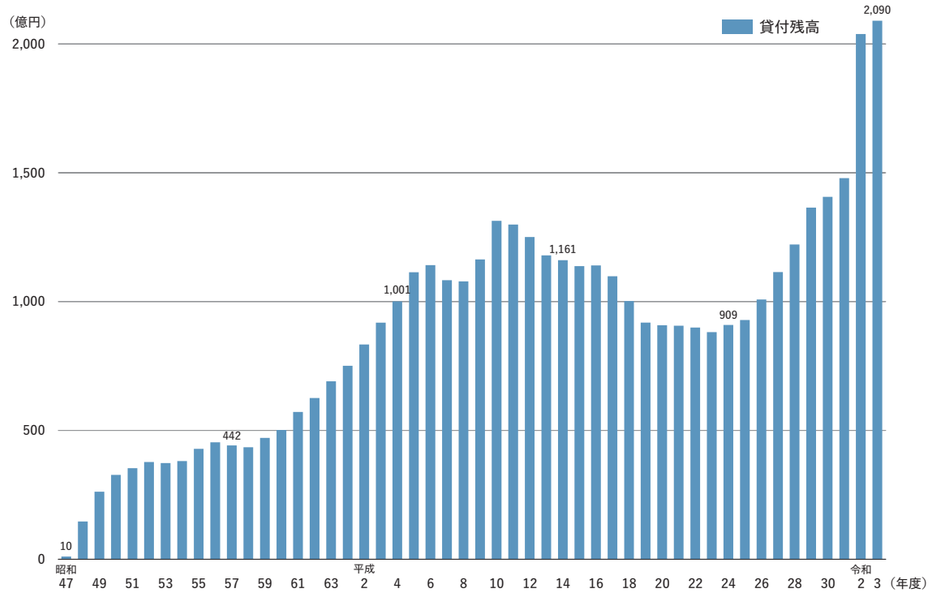

③業種別構成比

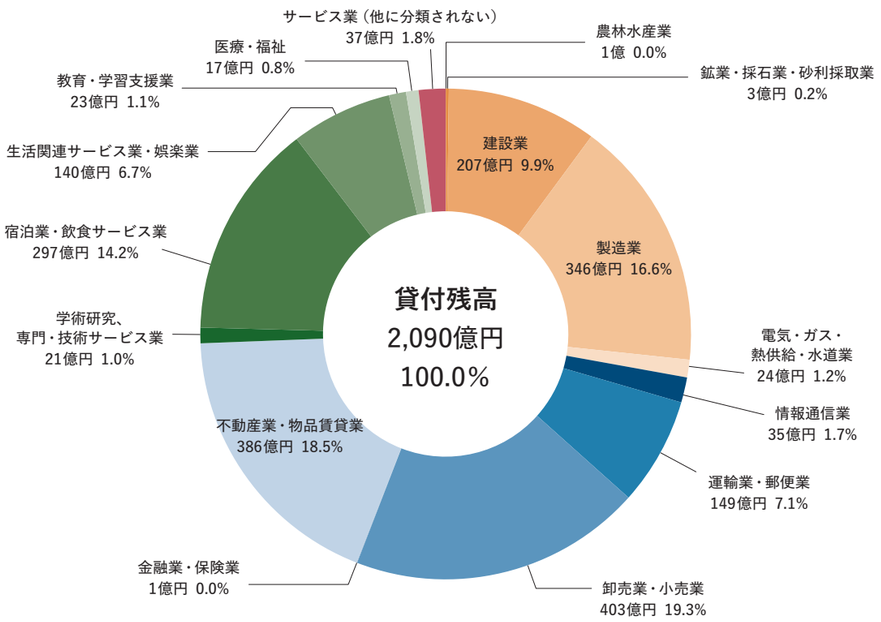

（3）生業資金

①貸付高の推移

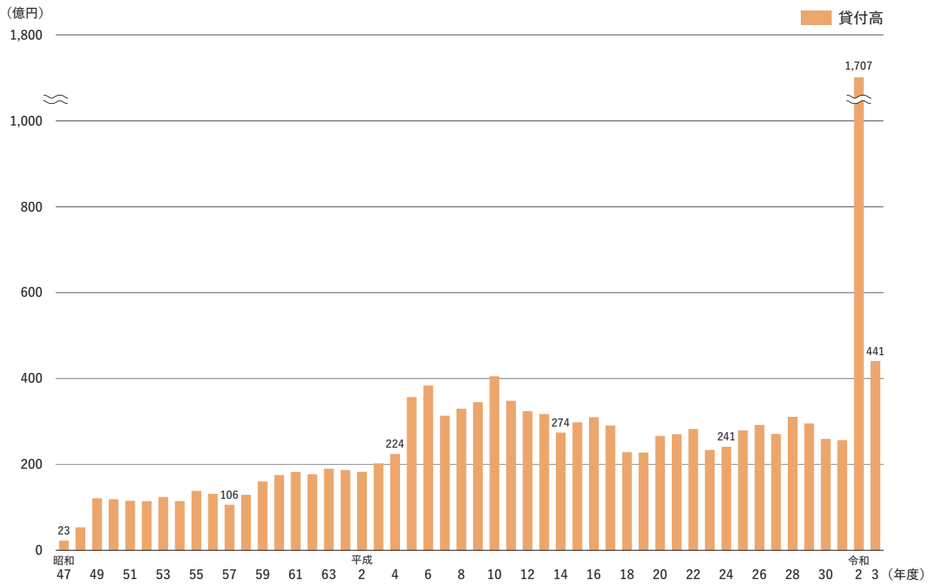

②貸付残高の推移

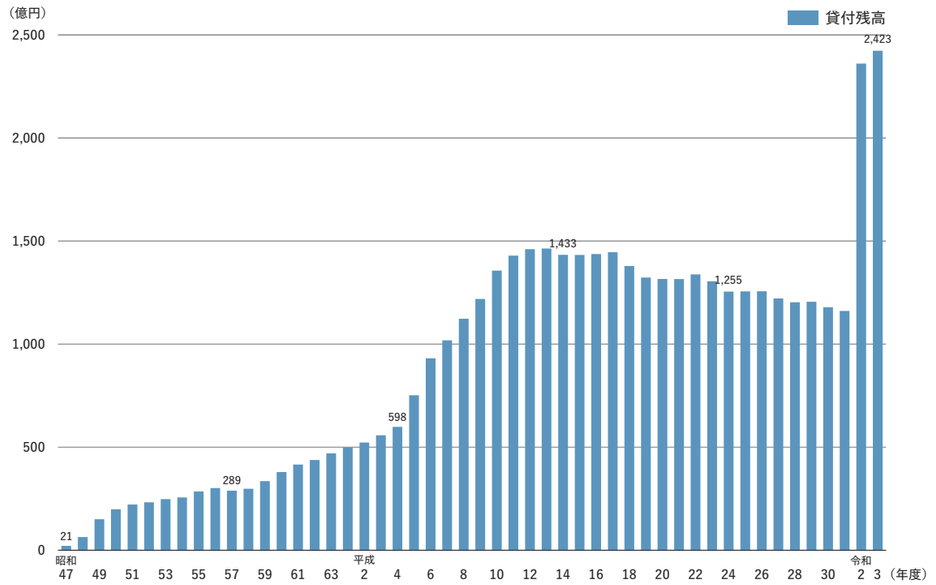

③業種別構成比

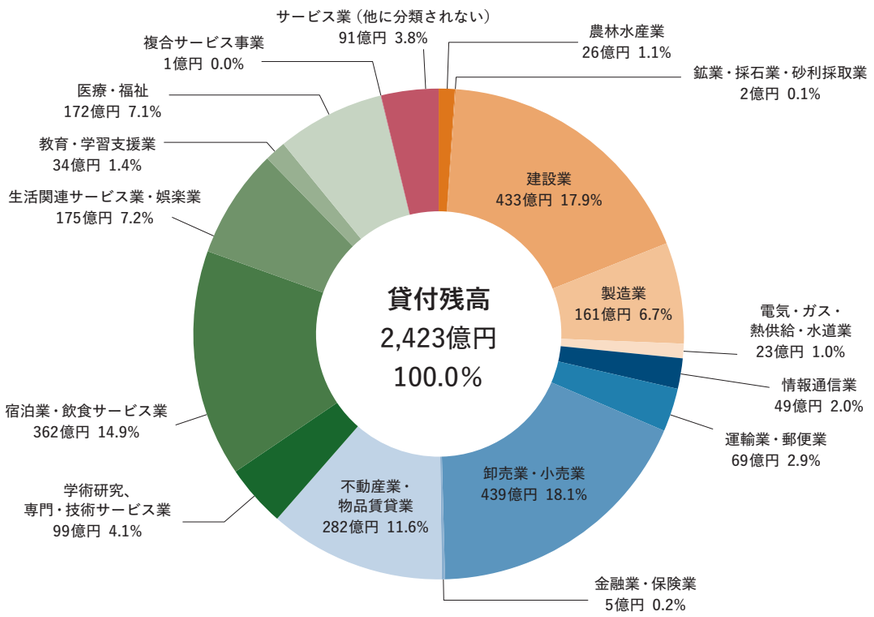

（４）教育資金

①貸付高の推移

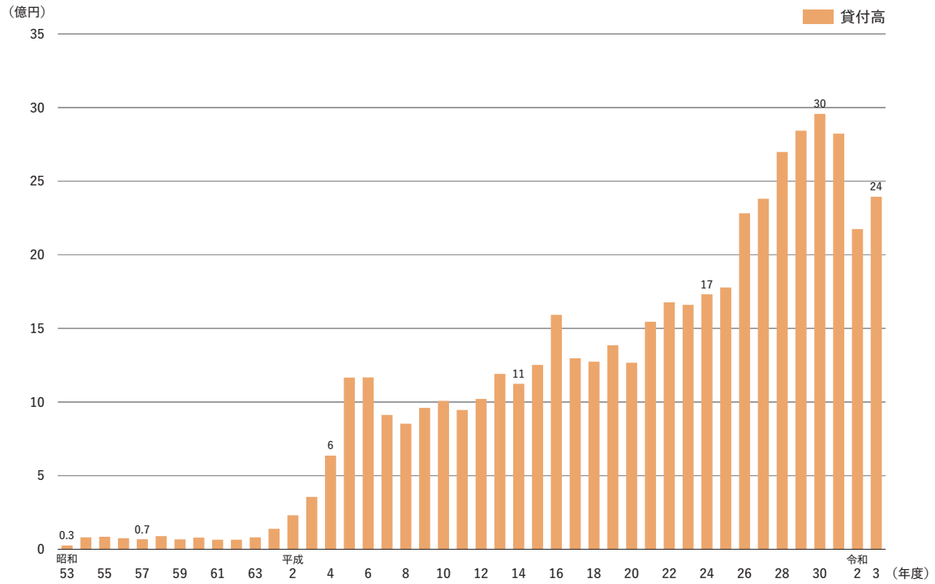

（注）教育資金（旧：進学資金）は昭和53年度創設。

②貸付残高の推移

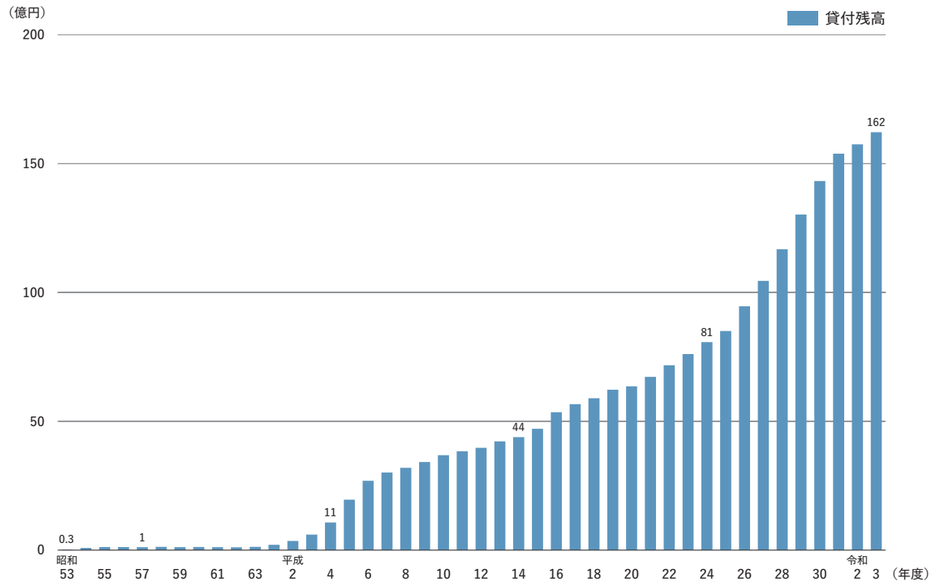

（注）教育資金（旧：進学資金）は昭和53年度創設。

（５）恩給担保資金

①貸付高の推移

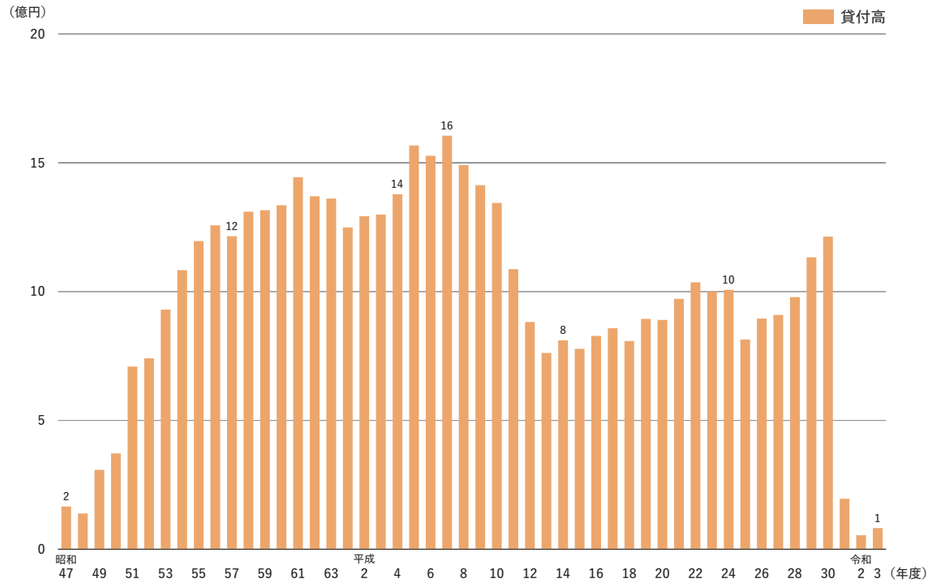

②貸付残高の推移

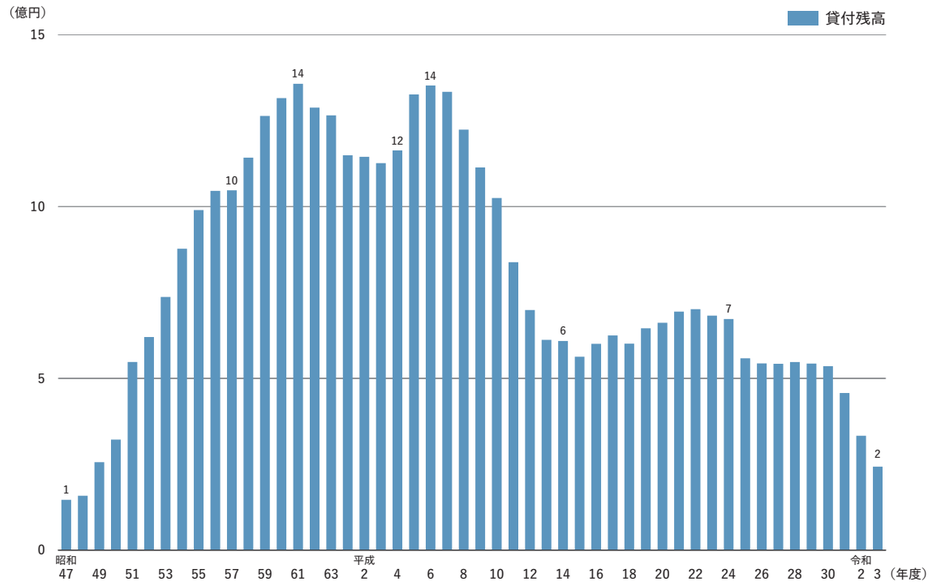

（6）生活衛生資金

①貸付高の推移

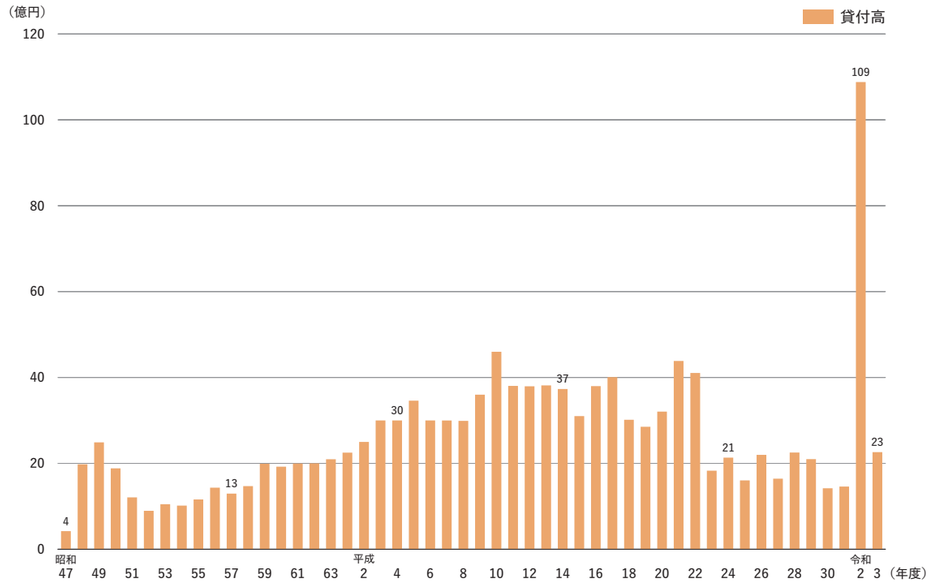

②貸付残高の推移

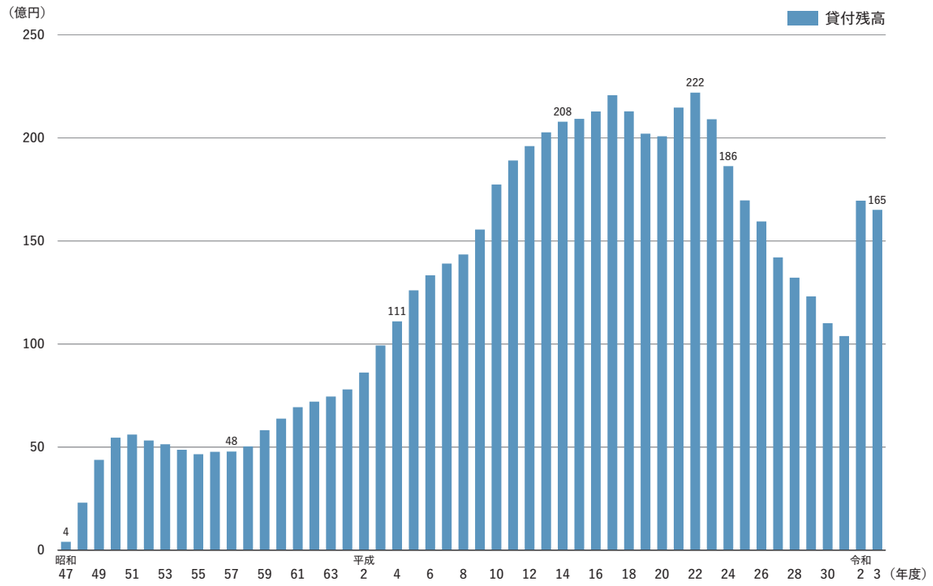

（7）医療資金

①貸付高の推移

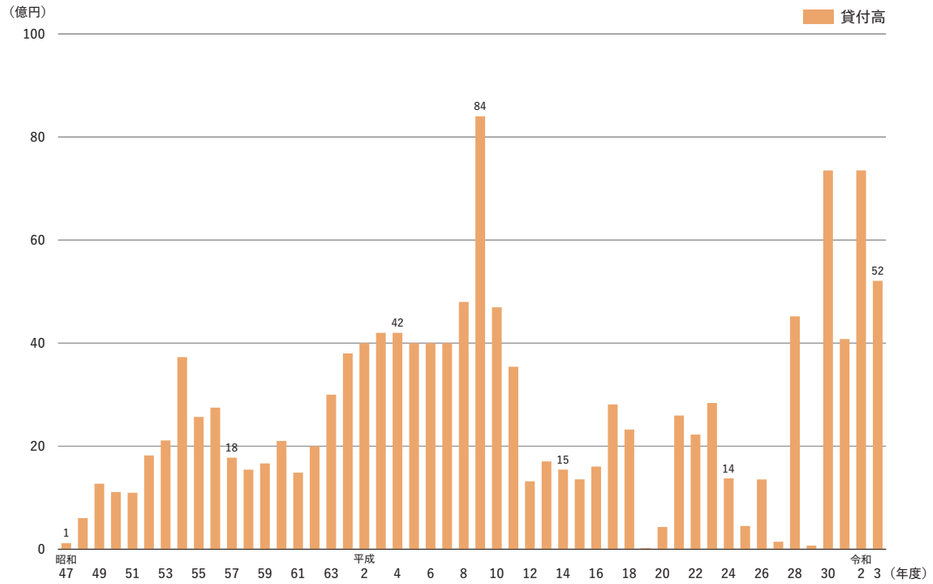

②貸付残高の推移

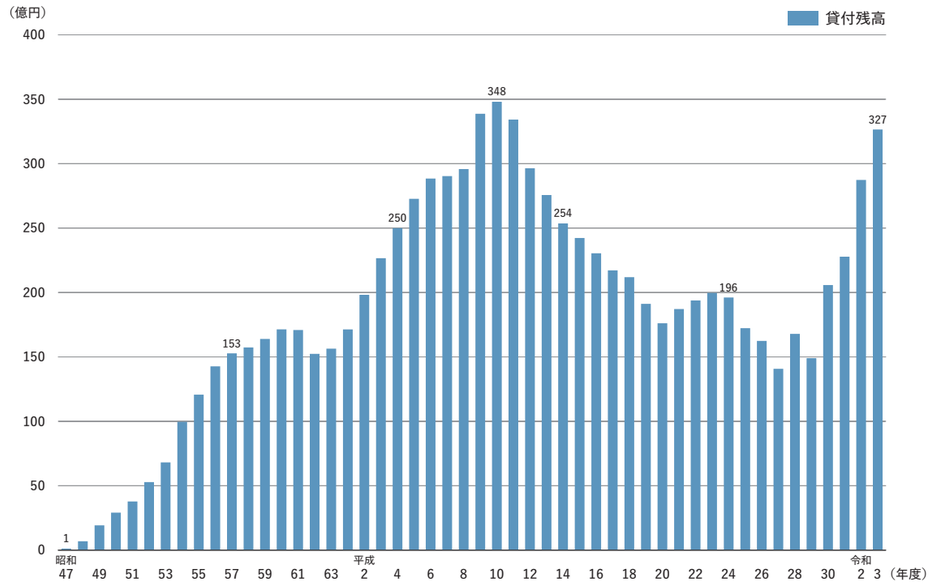

（8）農林漁業資金、米穀資金

①貸付高の推移

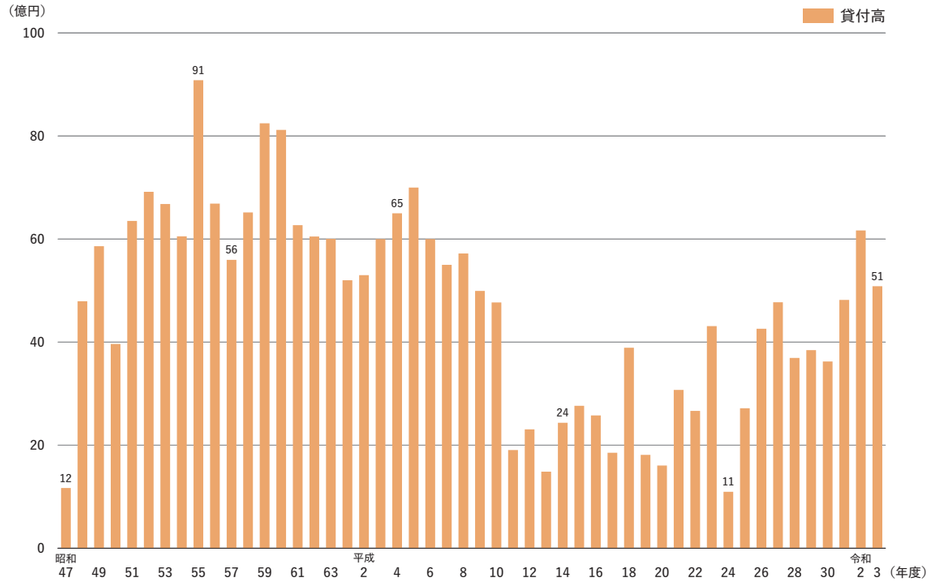

（注）農林漁業資金と米穀資金の合計である。

②貸付残高の推移

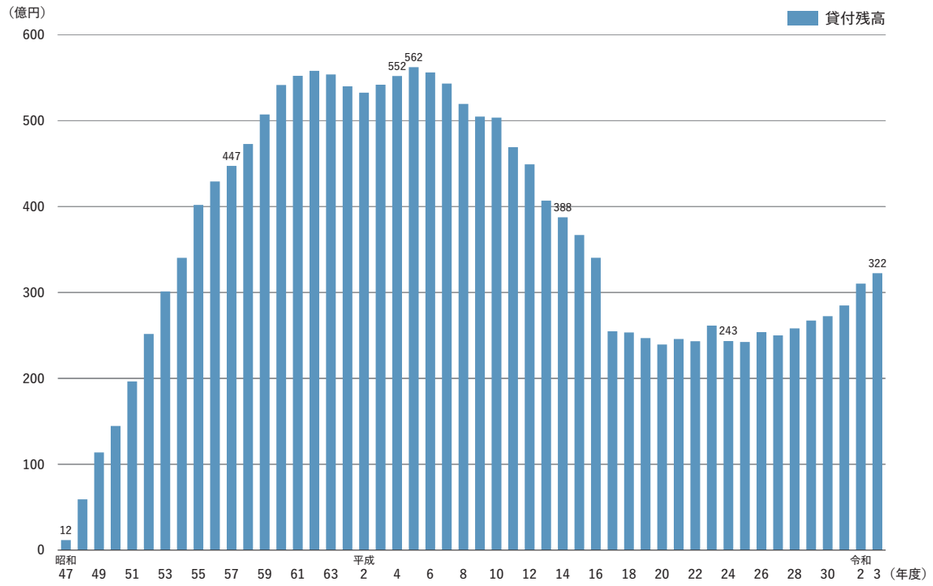

（注）農林漁業資金と米穀資金の合計である。

（9）住宅資金

①貸付高の推移

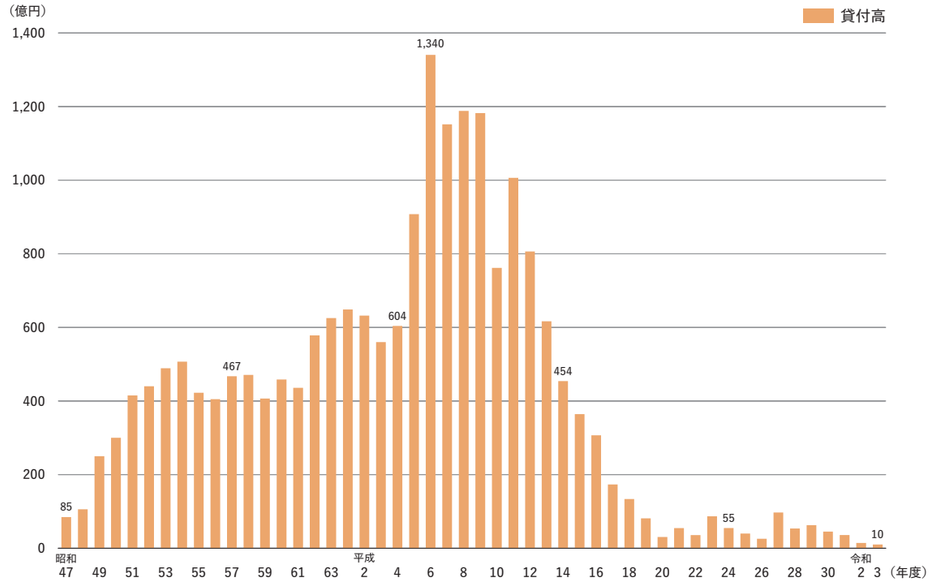

（注）1. 住宅資金は、財形住宅資金を含む。
2. 昭和53年度までは貸付決定ベース、昭和54年度からは資金交付ベースである。

②貸付残高の推移

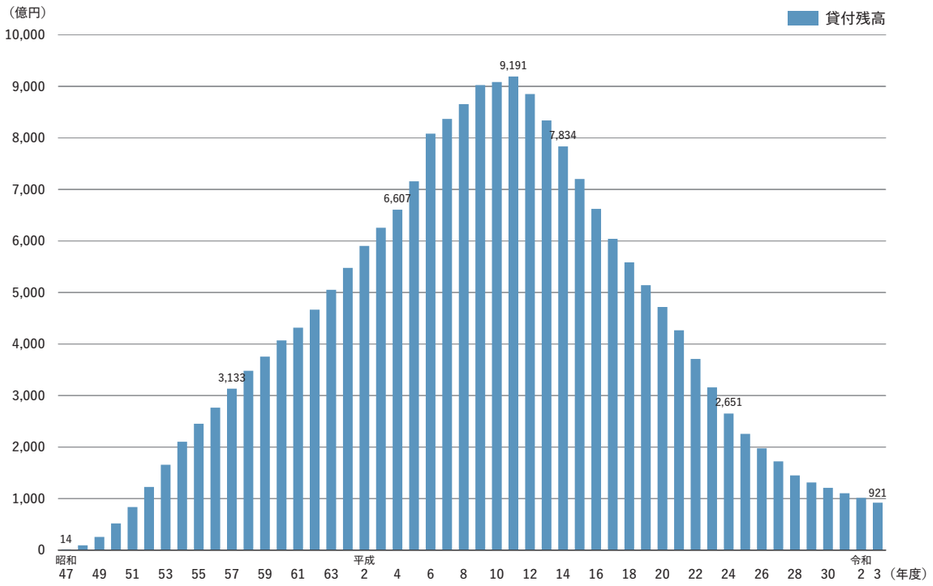

（注）住宅資金は、財形住宅資金を含む。

刊行物、調査レポート

Report
2023
沖縄振興開発金融公庫

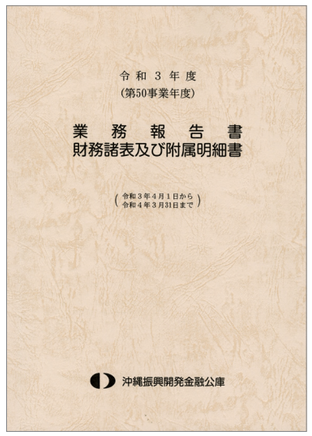
令和３年度
(第50事業年度)
業務報告書
財務諸表及び附属明細書
沖縄振興開発金融公庫

令和３年度
業務統計年報
沖縄振興開発金融公庫

令和３年度
政策金融評価報告書
OKINAWA
令和4年1月
沖縄振興開発金融公庫

櫓舵
平良由乃

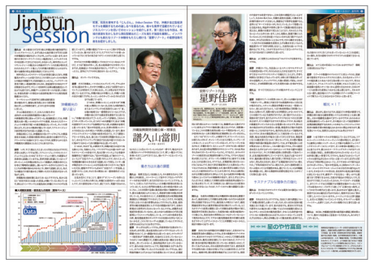
Jinbun Session

2023.9 No.115
景況トレンド
沖縄公庫県内企業景況調査報告
沖縄振興開発金融公庫

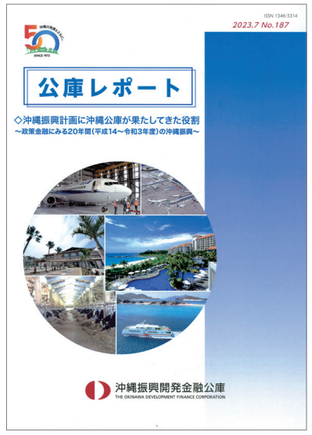
2023.7 No.187
公庫レポート
沖縄振興開発金融公庫

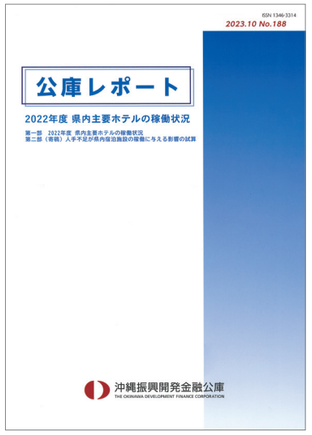
2023.10 No.188
公庫レポート
2022年度 県内主要ホテルの稼働状況
沖縄振興開発金融公庫

沖縄経済ハンドブック
2023年度版
沖縄振興開発金融公庫

地域とともに
おきなわ公庫

おきなわ公庫の融資や出資は
幅広い事業で活用されています

壁掛けカレンダー

卓上カレンダー

主な参考文献

【一般図書】

・貞広彰「戦後日本のマクロ経済分析」（2005）
・八代尚弘「日本経済・入門」（2013）
・宮崎勇・本庄真・田谷禎三「日本経済図説」（2013）
・野口悠紀雄「戦後経済史」（2015）
・洋泉社 MOOK「激動の平成史」（2018）
・西野智彦「平成金融史」（2019）
・小峰隆夫「平成の経済」（2019）
・大守隆編著「日本経済読本」（2021）
・藤井彰夫「シン・日本経済入門」（2021）
・高橋俊樹「いまさら聞けない　融資の常識 50 考」（2011）
・企業再生実務研究会「企業再生の実務」（2003）
・金融財政事情研究会「金融機関の法務対策 6000 講　第Ⅳ巻」
・沖縄タイムス社「沖縄大百科事典」（1983）
・琉球銀行調査部「戦後沖縄経済史」（1984）
・琉球新報社「現代沖縄事典」（1992）
・内田真人「現代沖縄経済論」（2002）
・高良倉吉編著「沖縄問題―リアリズムの視点から」（2017）
・大城肇ほか「沖縄経済と業界発展 - 歴史と展望 -」（2021）
・野添文彬「沖縄県知事」（2022）

【報告書 / 専門誌】

・経済企画庁「年次経済報告（経済白書）」
・内閣府「年次経済財政報告（経済財政白書）」
・赤松健治　商工中央金庫「商工金融『中小企業の金融環境の変遷（上）』」（2011 7 月号）、「商工金融『中小企業の金融環境の変遷（下）』」（2011　8 月号）、「商工金融『中小企業各政府系金融機関の役割』」（2013　6 月号）
・沖縄県「沖縄振興開発計画総点検報告書」（1980）、「第 2 次沖縄振興開発計画総点検報告書」（1990）、「第 3 次沖縄振興開発計画総点検報告書」（2000）、「沖縄振興計画等総点検報告書」（2010）、「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（改訂版）」（2016）、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書」（2020）
・沖縄県「リゾート沖縄マスタープラン」（1990）
・沖縄労働局「外国人雇用状況の届出のまとめ」（2022）
・九州経済調査協会「九州経済　調査月報（未来へ進む沖縄）」（2022　10 月号）
・金融財政事情研究会「週刊金融財政事情（地域金融のいま　沖縄編）」（2010　8.30 号）、「週刊金融財政事情（問い直される公的金融）」（2018　4.30-5.7 号）
・南西地域産業活性化センター「沖縄県の経済予測調査」（2007 年～ 2021 年）、「沖縄経済レビュー（No. 1）県内企業の欠員率と構造的失業について」（2017）、「沖縄経済レビュー（No.5）沖縄県の人口動態について」（2018）、「沖縄経済レビュー（No.6）沖縄県の建設投資の動向について」（2018）、「沖縄県の就業構造と失業に関する調査研究」（2014）、「経済センサスからみた沖縄県の産業、企業等の動向 に関する調査研究」（2015）、「沖縄県の人口動態と将来推計人口に関する調査研究」（2018）、「NIAC 経済レポート（No.1）今回の県内景気の拡大局面における企業部門の動向」（2018）、「NIAC 経済レポート（No.2）沖縄県の労働市場に関する調査分析」（2019）
・南西地域産業活性化センター・りゅうぎん総合研究所「本土復帰 50 年の沖縄経済のあゆみ」（2022）
・りゅうぎん総合研究所「コロナ禍での労働市場の変化と働き方改革」（2021）、「コロナ禍での県内在留外国人の動向」（2021）、「沖縄県の人口・世帯の動向」（2022）、「住宅着工の動向と民間貸家の需要見通し」（2022）

【年史 / 記念誌】

・沖縄県「復帰 30 年のあゆみ」（2002）
・沖縄県教育庁文化財課史料編集班「沖縄県史　各論編　第 7 巻　現代」（2022）
・内閣府沖縄総合事務局・沖縄県・那覇市・沖縄都市モノレール「沖縄都市モノレール建設記録誌」（2004）
・那覇市「那覇 100 年の物語　那覇市市制 100 周年記念誌（2021）
・日本政策投資銀行「日本開発銀行史」（2002）
・日本政策投資銀行「北海道東北開発公庫史」（2002）
・中小企業金融公庫「中小企業金融公庫五十年史」（2003）、「中小企業金融公庫史（2003 ～ 2007 年度）」（2008）
・環境衛生金融公庫「環境衛生金融公庫三十年史」（1998）
・国民金融公庫「国民金融公庫五十年史」（1999）
・国民生活金融公庫「国民生活金融公庫の歩み」（2008）
・社会福祉・医療事業団「社会福祉・医療事業団十年史」（1995）
・福祉医療機構「独立行政法人福祉医療機構十年史」（2014）
・農林漁業金融公庫「農林漁業金融公庫五十年史」（2004）
・日本政策金融公庫農林水産事業本部「農林漁業金融公庫　改革の歩み」（2009）
・住宅金融公庫「住宅金融公庫五十年史」（2000）
・国際協力銀行「国際協力銀行史」（2022）
・沖縄県信用保証協会「創立 50 周年記念誌」（2012）、「創立 60 周年記念誌」（2021）
・沖縄海邦銀行「沖縄海邦銀行 55 年史」（2006）
・沖縄銀行「沖縄銀行五十年史」（2007）
・コザ信用金庫「コザ信用金庫創立 50 周年記念誌」（2005）
・りゅうぎん総合研究所「琉球銀行七十年史」（2019）
・九州経済調査協会「九経調 70 年のあゆみ」（2018）
・オリオンビール「オリオンビール 50 年のあゆみ」（2008）
・沖縄セルラー「沖縄セルラー 30 年史」（2022）
・沖縄電力「沖縄電力三十年史」（2003）、「沖縄電力五十年史」（2023）
・沖縄都市モノレール「沖縄都市モノレール開業記念史」（2003）、「沖縄都市モノレール開業記念誌 - 浦添延長 -」（2019）
・国建「国建の半世紀―創業 50 周年記念誌―」（2010）
・那覇空港ターミナル「那覇空港ターミナル 25 年の歩み」（1980）
・那覇新都心地主協議会「那覇新都心物語 - 未来の物語をつくる -」（2007）
・日本交通公社協定旅館連盟沖縄支部「日本交通公社協定旅館連盟沖縄支部 20 年のあゆみ」（1993）

【ほか】

・沖縄タイムス社「沖縄タイムス」
・沖縄観光速報社「観光とけいざい」
・琉球新報社「琉球新報」

沖縄振興開発金融公庫 五十年史

編纂委員および執筆者

1 編纂委員

委員長　（調査担当理事）　金城 光俊（R5.3 以前）　新垣 尚之（R5.4 以降）

副委員長　（調査部長）　酒巻 浩（R4.3 以前）　大西 公一郎（R4.4 以降）

委員

令和３年度	新垣 尚之	田中 透	當間 直治	外間 聡
	屋比久 盛徳	山城 興司	與那嶺 茂雅	
令和４年度	崎山 美香	田中 透	當間 直治	中村 あやの
	比嘉 努	外間 聡	山城 興司	
令和５年度	久場 兼修	慶田 康成	崎山 美香	當間 直治
	西平 純子（R5.7 以降）		比嘉 努（R5.6 以前）	
	外間 聡	星野 弘幸		

（50 音順、編纂期間中に指名を受けた委員）

2 執筆者

［総合史・部門史］

新垣 尚之	糸数 真由美	大城 元一	大城 盛直
宜保 百絵	金城 毅（株式会社りゅうぎん総合研究所　客員研究員）		
崎山 美香	島袋 林紀	田中 透	玉那覇 通男
當間 直治	渡真利 克久	中村 あやの	比嘉 努
外間 聡	眞榮城 玄淳	前村 司	銘苅 盛暁
山城 興司	與那嶺 茂雅		

［TOPICS］

安次富 倫子	糸数 真由美	照屋 麗子	前川 美也子

（50 音順）

3 編纂事務局

［調査部金融経済調査課］

糸数 真由美　安次富 倫子　前川 美也子　玉那覇 通男

4 題字揮毫

外間 守起

あとがき

沖縄振興開発金融公庫は沖縄県域のみを業務の対象地域とする唯一の総合政策金融機関として昭和４７年5月に設立され、令和4年5月に創立50周年を迎えました。この度、国や沖縄県による沖縄振興施策の展開とともに、また地域課題の解決に向けて実施してきたこれまでの取り組みを記録するとともに、今後の運営に役立てていくことを目的に、「五十年史」を編纂・発刊することとなりました。

「五十年史」の構成は、大きく「本文」および「資料編」からなり、本文はさらに「TOPICS」「総合史」「部門史」に分けて編纂されていますが、その内容は公庫設立21年目（平成4年度）以降の30年間の取り組みに重点を置いたものとなっています。

「総合史」では、経済環境や政策的要請が大きく変化するなかで、当公庫がどのような方向性をもって業務を展開してきたか明らかになるように努め、「部門史」では沖縄振興（開発）計画の計画期間である10年単位に区切って、業務分野毎に出融資制度の変遷や実績などをまとめ、その取り組みに対する理解が深まるように当時の経済動向も時代背景として記載しています。また当公庫が特に重点的に取り組んだ重要施策や未曽有のセーフティネット機能の発揮、画期的な制度の創設などについては「TOPICS」としてその背景や経過をコンパクトにまとめました。

本年史の制作を企画した令和3年度はコロナ禍の緊急資金繰り支援シフトを敷いた状態でしたが、編纂に欠かせない過去の資料の収集などの準備作業は新型コロナ特別融資などの関連融資や資金繰り支援などの合間を縫い、平時とは異なる業務環境で始まりました。本格的な編纂作業は、令和3年9月に調査業務を担当する理事を委員長とする編纂委員会が立ち上がり、調査部金融経済調査課が事務局を担う体制で進められ、原稿執筆は、総合史、部門史、資料編ともに、各々の業務分野を担当する部門長を中心に通常業務と平行して行われました。また、過去の経済動向に関する記述の過半は外部有識者にご協力いただきました。

この五十年史は当公庫として30年ぶりの年史編纂となったこともあり、ほぼ全員が初めての経験でしたが、執筆者とそれをサポートした職員、編纂事務局が、既刊の年史や原資料類、原データそして自らの実務経験などを基に編み上げ、なんとか当初のスケジュール通りの公表にこぎ着けることができました。心から感謝を申し上げます。また手薄な内容の肉付けのためにインタビューに応えて下さった取引先やOBの皆様、校正、編集支援、デザイン、印刷・製本をお願いした各社に、併せて厚くお礼を申し上げます。

本年史は、沖縄振興50年の歴史において政府の税財政措置と「車の両輪」といわれる沖縄における総合政策金融の出融資事業の展開と沖縄公庫の組織運営の取り組みの記録でありますが、その取り組みの源泉には常に県民や沖縄で事業を営む方々の存在があり様々なニーズがありました。沖縄振興施策や地域活性化に取り組む皆様にも幅広くご一読いただき、今後の沖縄振興の取り組みの一助となれば幸いです。

令和６年３月

五十年史編纂委員長 理事　新垣 尚之

沖縄振興開発金融公庫　五十年史

令和6年3月発行　　〔非売品〕

【編纂・発行】　**沖縄振興開発金融公庫 五十年史編纂委員会**
沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号

【編纂協力等】　（校正・編集支援）株式会社琉球新報社
（編集支援）株式会社出版文化社
（版組･デザイン･編集支援）光文堂コミュニケーションズ株式会社

【印刷・製本】　丸正印刷株式会社